

大阪控訴院管内における陪審裁判

——実証的研究のための資料探究——(3)神戸・徳島・高松・高知編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・三阪佳弘

紺谷浩司・矢野達雄(アイウエオ順)

一 はじめに

二 陪審公判一覧表

- 1 神戸 神戸地方裁判所における陪審公判一覧表
- 2 徳島 徳島地方裁判所における陪審公判一覧表
- 3 高松 高松地方裁判所における陪審公判一覧表
- 4 高知 高知地方裁判所における陪審公判一覧表

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

- 1 神戸 神戸地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
- 2 徳島 徳島地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
- 3 高松 高松地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
- 4 高知 高知地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

- 1 神戸 (一)説示・問書・(二)問書・答申

五 刑事判決書

- 1 神戸
- 3 高松
- 4 高知

六 新聞報道に見る陪審公判

- 1 神戸 (一)陪審法の実施に関する報道・(二)陪審公判に関する報道
- 2 徳島 (一)陪審法の実施に関する報道・(二)陪審公判に関する報道
- 3 高松 (一)陪審法の実施に関する報道・(二)陪審公判に関する報道
- 4 高知 (一)陪審法の実施に関する報道・(二)陪審公判に関する報道

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士のご感想

- 1 神戸 (一)判検事のご感想・(二)弁護士のご感想
- 2 徳島 (一)判検事のご感想・(二)弁護士のご感想
- 3 高松 (一)判検事のご感想
- 4 高知 (一)判検事のご感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲覧履歴

- 1 神戸 (一)判事のご閲覧履歴(二)検事のご閲覧履歴(三)弁護士のご閲覧履歴
- 2 徳島 (一)判事のご閲覧履歴(二)検事のご閲覧履歴(三)弁護士のご閲覧履歴
- 3 高松 (一)判事のご閲覧履歴(二)検事のご閲覧履歴(三)弁護士のご閲覧履歴
- 4 高知 (一)判事のご閲覧履歴(二)検事のご閲覧履歴(三)弁護士のご閲覧履歴

九 おわりに

一 はじめに

本稿は、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(1)大阪編」、および「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(2)京都・奈良・大津・和歌山編」に続くものである。

(注)「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山)に関する資料集に続くものである。

平成二三(二〇一一)年五月、大阪においても、広島控訴院管内と同様に、陪審裁判を実証的に研究するための資料を調査・収集して紹介・研究する目的で、公益財団法人日弁連法務研究財団に対し「大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」と題する研究計画書を提出し、同年六月初旬、同財団の研究課題(No.94、研究主任増田修)として採用された。調査研究期間は、平成二三(二〇一一)年八月一日から平成二四(二〇二二)年七月三二日までである。

そして、平成二四(二〇二二)年六月初旬、この研究課題は、調査研究範囲を拡大し、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」と改題して、対象を大阪控訴院管内の京都・神戸・奈良・大津における陪審裁判の調査研究として、引き続き平成二四(二〇二二)年八月一日から平成二五(二〇二三)年七月三二日までの一年間、継続することが承認された。

更に、平成二五年(二〇二三)年六月下旬、残りの和歌山・徳島・高松・高知における陪審裁判の調査研究は、引き続き平成二五(二〇二三)年八月一日から平成二六(二〇二四)年七月三二日までの一年間、継続することが承認された。

このような経緯のもとに、本稿は、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の第三回目となる(3)

神戸・徳島・高松・高知編として編集したものである。

陪審裁判は、昭和三(一九二八)年一〇月一日陪審法が施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまで行われた。その間、本編の各地方裁判所においては、神戸九件、徳島一件、高松二件、高知三件、合計一五件の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞・雑誌報道などがある。

本資料紹介においては、神戸・徳島・高松、高知の各地方裁判所が保管する陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿などは、神戸を除き、大部分が残存していた。刑事判決書も、徳島を除き、各地方検察庁において保存されていた(ただし、高松①事件は現存しない)。陪審説示は神戸①②事件、問書は神戸①事件を収録した。なお、予審終結決定書は、残存していなかった。

新聞報道は、『大阪朝日・地方版』を初めとして、各地の主要新聞を中心に検索し、陪審公判全件について記事を収録できた。

そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の履歴、ならびに各地方裁判所検事正、陪審公判担当判検事、および各弁護士会所属弁護士などの陪審裁判についての感想を収録した。

(注1) 神戸弁護士会会史編纂委員会編『神戸弁護士会史』(神戸弁護士会・一九七六年二月)には、第三章第三節・六「陪審裁判と

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
昭和 4・12・23	昭和 5・2・28	昭和 5・11・11	昭和 6・5・19	昭和 13・5・19
殺人未遂	放火未遂	殺人未遂	放火	強盗殺人
傷害 懲役4月(懲役4月) 執行猶予3年	放火未遂 懲役2年6月(懲役3年) 未決勾留50日算入	殺人未遂 懲役3年 未決勾留120日算入 (懲役5年)	放火 懲役5年(懲役5年) 未決勾留150日算入 詐欺未遂 詐欺未遂 懲役1年(懲役1年) (通常公判)	強盗殺人 無期懲役(無期懲役)
A D安太郎	M K重太郎	Y Y孝義 農業(22)	T 爲次郎 農業兼炭焼業 (48)	M M悦道 無職(28)
加藤健一	加藤健一	友真碩太郎	友真碩太郎	島津兼三郎
向井太郎	宮武能孝	小泉敏次	小泉敏次	大塚俊勝
山崎八十二	鳴海一二三	松本昌三	松本昌三	小田久藏
遠藤常壽	眞野歡三郎	眞野歡三郎	眞野歡三郎	福尾彌太郎
淡路健治	島田國丸	熊谷康次郎	前田力	前田力

(注1) ②事件は、上告(弁護士豊住昇治)したが、昭和4年10月4日上告棄却された。

(注2) ③事件は、予審において「強姦に対しては被害者の適法な告訴が無く、致傷の点は公判に附するに足る嫌疑無し」として、予審
免訴となったが、検事の抗告があり、大阪控訴院では免訴を取消したので、陪審公判となった。

(注3) ⑧事件は、放火詐欺未遂事件であるが、詐欺未遂事件は、放火事件の陪審公判後に、引続き通常手続で審理された。

2 徳島

徳島地方裁判所における陪審公判一覧表

①	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人	裁判官	検察官	弁護士
昭和 4・3・16	殺人	殺人	懲役2年(懲役3年) 3年間執行猶予	K Mアイエ 農業(27)	浅井延次郎 坂本徹章 佐々木二雄	浦川忠蔵	谷原公

3 高松

高松地方裁判所における陪審公判一覧表

①	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人	裁判官	検察官	弁護士
昭和 5・4・9	殺人	殺人	無期懲役(無期懲役)	T G留一 古物商(34)	石井壽太郎 三好眞一	宮重左馬吉	中村皎久
昭和 5・4・29	放火	放火	懲役2年 非現住建造物放火 (通常公判)	S T一夫 足袋職(22)	内藤諒太郎 小林種吉 神戸敬太郎	小野謙三	中村皎久

(注1) ①事件は、被告人が実兄を殺害し(陪審公判)、被害者所有の塩田釜屋に放火した(通常公判で審理)という事件である。

(注2) ②事件は、上告(弁護士長野國助、中村皎久)したが、昭和7年11月14日上告棄却。

4 高知

高知地方裁判所における陪審公判一覧表

①	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人	裁判官	検察官	弁護士
昭和 4・3・20	殺人	殺人	懲役2年(懲役2年) 3年間執行猶予	M M貞次 木炭製造業 (40)	多田常太郎 川崎恒二 山崎寅之助	加藤治之丞	水野吉太郎 高石久壽喜
昭和 6・5・29	殺人	殺人	懲役4年(懲役4年) 未決勾留40日算入	T H銀松 樽屋(41)	岡崎善太 小林種吉 山崎寅之助	加藤治之丞	(弁護士不明)
昭和 9・7・7	放火未遂	放火未遂	放火未遂 懲役1年6月(懲役2年6月)	S M政重 炭焼業(28)	柴田貞輝 佐藤智彦 平峯隆	片寄秀	(弁護士不明)

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

神戸地方裁判所には、陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は残存していないので、刑事統計年表に基づいて、そして徳島・高松地方裁判所は保存されている陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿および刑事統計年表、高知地方裁判所は陪審公判始末簿に基づい

て、各年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。

(注1) 『刑事統計年表』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、旧受理、新受理、自白、陪審公判、公訴棄却、未終局事件などの件数・人数が記載されている。なお、『刑事統計年表』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

(注2) 『刑事統計年表』の「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳は出ていない。本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。

(注3) 「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次の年に繰越された事件数である。

(注4) 受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された回数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑法365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧()内の数字は人数である。

(注5) 司法書記官潮道佐「陪審所感」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 神戸

神戸地方裁判所には、陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿は、現在は保存されてい

ないので、刑事統計年表に基づいて、陪審事件処理状況一覧表を作成した。
 法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判は昭和六年まで合計8件あるが、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和九年からは、昭和一三年自白1件・陪審公判1件、昭和一四年公訴棄却1件をみるのみで、あとは辞退だけとなる。

神戸地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		22 (23)	4 (4)	5 (5)	1 (1)	
4	12 (13)	93 (115)	5 (5)	90 (100)	4 (4)	1 (1)
5	5 (5)	87 (99)		87 (99)	2 (2)	
6	3 (3)	77 (81)	13 (13)	63 (67)	1 (1)	
7	3 (3)	76 (79)	25 (25)	53 (56)		
8	1 (1)	77 (92)	5 (5)	61 (66)		
9	12 (22)	82 (86)		94 (108)		
10		76 (80)		79 (88)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退
11	1 (1)	80 (89)		79 (88)
12	2 (2)	97 (99)		93 (94)
13	6 (7)	81 (83)	1 (1)	78 (81)
14	7 (7)	72 (78)		76 (81)
15	2 (3)	50 (50)		52 (53)
16				
17				
18				

陪審公判	公訴棄却
1 (1)	
1 (1)	

(注)昭和4年「公訴棄却」欄「1(1)」は、請求陪審の取下1件を便宜掲載した。

2 徳島

徳島地方裁判所には、陪審公判始末簿は、昭和一〇年〜昭和一七年が現存する。刑事第一審公判始末簿は、昭和三年〜六年、昭和七年〜昭和一〇年が現存する(ただし、本庁分のみ)。昭和三年〜昭和九年は、刑事統計年表から陪審公判記事を抽出して用いた。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判は、昭和四年1件と極めて少ないことである。そして、自白は、昭和一一年までは昭和四年に1件見られるのみであるが、昭和一二年以降は自白が増加する。

徳島地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		5 (5)		1 (1)		
4	4 (4)	17 (17)	1 (1)	18 (18)	1 (1)	1 (1)
5		13 (13)		13 (13)		
6		17 (19)		17 (19)		
7		34 (40)		34 (40)		
8		35 (38)		31 (33)		
9	4 (5)	25 (29)		29 (34)		
10		32 (32)		32 (32)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		16 (16)		15 (15)		
12	1 (1)	17 (18)	14 (14)	4 (5)		
13		20 (20)	13 (13)	6 (6)	1 (1)	
14	1 (1)	15 (16)	3 (3)	12 (13)		
15	1 (1)	13 (13)	9 (9)	4 (4)		
16	1 (1)	13 (13)	11 (11)	2 (2)		
17		13 (13)	11 (11)	2 (2)		
18						

3 高松

高松地方裁判所には、陪審公判始末簿は、昭和四年～昭和八年および昭和九年が現存する。昭和三年、昭和昭和一〇年～昭和一五年は、刑事統計年表から陪審公判記事を抽出して用いた。刑事第一審公判始末簿は、昭和三年～五年、昭和六年～昭和九年、昭和一〇・一一年、昭和一二～一六年が現存する（ただし、本庁分のみ）。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判は、昭和五年1件、昭和七年1件と極めて少ないことである。そして、自白は昭和三年・四年は各1件、昭和五年は2件みられるが、昭和六年以降は自白はなく辞退のみとなる。

高松地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		5 (5)	1 (1)	4 (4)		
4		12 (13)	1 (1)	11 (12)		
5		12 (12)	2 (2)	8 (8)	1 (1)	
6	1 (1)	18 (18)		19 (19)		
7		21 (21)		20 (20)	1 (1)	
8		24 (24)		24 (24)		
9		22 (22)		21 (21)		
10	1 (1)	12 (12)		13 (13)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		12 (12)		12 (12)		
12		22 (23)		21 (22)		
13	1 (1)	13 (13)		12 (12)		
14	2 (2)	18 (20)		18 (20)		
15	2 (2)	13 (14)		14 (15)		
16	1 (1)					
17						
18						

4 高知

高知地方裁判所には、陪審公判始末簿は、昭和三年～昭和一八年の全期間に亘って、刑事第一審公判始末簿は、昭和三年～昭和一八年まで（ただし、本庁分のみ）現存している。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審

公判は、昭和四年1件、昭和六年1件、昭和九年1件と極めて少ないことである。

高知地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		5(5)	4(4)	1(1)		
4		18(18)	14(14)	4(4)	1(1)	
5		33(34)	19(20)	14(14)		
6		32(40)	19(26)	12(13)	1(1)	
7		47(48)	20(21)	27(27)		
8		27(28)	12(12)	15(16)		
9		34(38)	9(12)	24(25)	1(1)	
10		23(23)	12(12)	11(11)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		46(49)	23(24)	23(25)		
12		39(39)	28(28)	13(15)		
13		25(26)	16(17)	9(9)		
14		20(20)	18(18)	2(2)		
15		19(19)	10(10)	9(9)		
16		19(21)	10(12)	9(9)		
17		22(22)	18(18)	4(4)		
18		5(7)	2(4)	2(2)		1(1)

(注1) 高知地方裁判所の陪審公判始末簿は、受理された年度内の事件のみを年度別一覧表として作成されている。すなわち、刑事統計年表のように、受理された年度内に処理されず、事件が翌年に繰越されられて「旧受理」となるような取扱はされていない。

(注2) 昭和18「公訴棄却欄」の「1(1)」は、昭和18年4月1日陪審法停止により通常公判となった事件を便宜掲載した。

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・一九二九年七月)の「陪審問書集(一)」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件・大阪二件(①②事件)、合計一〇件が集録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「問書集」に四九件が集録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯(司法省刑事局)として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「説示例」に浦和一件・大阪一件(⑩事件)・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が集録された。そして、『陪審説示集』(司法省刑事局編・一九二九年四月)に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を集録」して、単行本として刊行された。集録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。

こゝでは、「説示・問書」は『陪審説示集』から、「問書・答申」は『陪審問書集』から紹介した。

(注1) 『陪審問書集』第一輯の出版年は、昭和四年であろう。巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を集録したるものなり」と、昭和四年三月一五日

付で、陪審係による説明が記載されている。

(注2)『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。

1 神戸

(一) 説示・問書

①神戸地方裁判所放火被告事件昭和三年二月二日判決放火懲役三年

(1) 公訴事実の梗概

被告人は兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地ノ□所在のNMはる所有に係る木造二階建一棟四戸の西端の一戸に居住し居るものなる処昨年末以来借財を生し金銭に窮したるより予て居宅内の家財什器類に付NH動産火災保険株式会社と保険金額一千五百円の火災保険契約を締結し居れるを奇貨として右四戸の内なる自宅に隣接せるKJ光藏方東隣の空家に放火し之と共に自宅を焼燬し右動産を焼きて該保険金の支払を受け目下の窮境を脱するに如かずと決意し昭和三年八月二十一日午後十時半頃自宅より蠟燭を携へて前示空家の二階に至り燐寸を以て該蠟燭に点火し之を二階押入入口の鴨居に立てて放火し其天井板及梁等に延焼せしめ因て住家の一部たる同空家の天井一部を焼燬したるも火勢強大と為りたるに驚き之を消火したるものなり

(2) 説示案

陪審員諸君！

諸君の評議を為さるゝに先立ちまして本件に於て問題と為つた事実上の関係之に対する証拠の要領並法律上の論点は什麼に成つて居るかと云ふ大体の説明を為し其上で諸君の評議すべき問を出すことに致します

本件の公訴事実即ち検事の主張事實は被告人OY政太郎は昭和三年八月二十一日午後十時頃自宅より一軒経て東隣の兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地□一地上に建つて在るNMはる所有の木造瓦葺二階建一棟四戸の内空家一戸の内て家を焼く考へを以て蠟燭の火を二階の天井の一部を焼いたと云ふのであります之に対する被告人OY政太郎の陳述は火を放けて其家を焼くと云ふ考へは更になくして其空家に曾て自分の情婦KTミツルか住むて居た為め同人の所書を探す考へから其空家の二階に鴨居の上に自分か火を点けた蠟燭を置いて居た処不注意から其火か天井に移つて天井の一部か焼けたと云ふのであります

夫れて事実上の問題としては検事の主張の様に家を焼く考へて家に火を放けたものか夫共被告人弁解の如く不注意で火が出たものか即ち放火か失火かと云ふ点か問題であります法律上火を放け現に人の住むて居る家を焼いた場合は放火罪に問はれ過失に因り火か出て家か焼けた場合には失火罪に問はれるのであります

法律に家を焼燬した即ち家を焼いたと言ふのは如何なる意味か夫れに付ては異説もありませんか裁判所の正當なりと信する所では家か丸焼とか半焼とかになつて家の用を為さぬ程度まで焼け損することを言ふのではなく燐寸とか蠟燭等の火放けの材料媒介物て家の一部に火を放け家に火か移り其火の勢か燐寸蠟燭等の材料媒介物に依らず独立して燃へる程度に達したときは之を法律の上で家を焼いた即ち家を焼燬したと云ふので犯罪は既遂となる訳であります此域に達せぬときは放火罪の未遂であります

本件に於て蠟燭の火か家の一部に燃移り蠟燭は燃えへて仕舞ひ家に燃移つた火の勢は蠟

燭に依らず独立して天井の一部が焼抜けたことは被告人に於て争はない所でありまして仮に被告人が放火したものとすれば家を焼いたことになり然かも本件の空家は一棟四戸の中一戸でありまして他三戸には現に人が住むて居りますからつまり現に人の住むて居る家屋を焼いたことになるのであります夫れでありますから其後に至り被告人が燃へつゝある火を消したとしても夫れは情状が軽くなる丈けてさう云ふ場合には刑を言渡すとき法律上放火罪が重い刑に該つて居りましても軽い所て処分するとか更に軽減するとか云ふ事になりまして唯犯情に關する訳て放火罪の中止未遂と為ることはないであります

本件の証拠を説明するに当りまして先づ本件の争点を見ますと被告人の方でも蠟燭から火が出たこと其火か天井の一部を焼いたこと等焼燬の程度は認めて居ます故主として問題になるのは要するに家を焼く積もりてあつたか不注意から火か燃移つたか即ち放火か失火かの点のみであります

検事の主張に依れば被告人は昨年末以来借財か出来て暮向か苦しくなつて居る処へ本年八月被告人の母や妹か被告人方に厄介になつて来ると云ふことであつたので一層生活か困る様になる為め心配して居つた処八月二十一日脇の浜沖の船火事を見に行つて歸りに予て自分の家にある家財什器類に付NH動産火災保険株式会社と保険金千五百円の保険契約をして居るのを思出し其保険金を取る目的で火を放け本件一棟四戸建の内空家一戸の二階天井の一部を焼いたと云ふのであります之に對し被告人並弁護士は放火ではない失火たと云つて居ます而して夫れは被告人と曾て情交關係のあつたKTミツルと云ふ船員の妻か本件の空家から恰度裏に當る借家へ引越してから被告人か其女宛に手紙を出して置いた処其後其女か郷里へ歸つた儘何時迄経つても其家へ歸つて来ぬので家主の者共か其家へ這入つて

探して見た処筆筒の様なものはあつても衣類や其他のものかなかつたとの事であつたと云ふ事を被告人か聴いて若し自分か女に出した手紙か家主等の手に這入つては居ないかと心配しまして女に對し其手紙の行衛を質さうと思ひまして曾て其女か住むて居た本件空家へ這入つて蠟燭に火を点して二階の鴨居の上に置いて女の所書を探して居る内被告人の不注意から其蠟燭の火か天井に引火したと云ふのであります

一、其焼跡の状況に付ては予審に於ける検証調書に本件の家は一棟四戸の長屋であつて四戸の内空家の二階の天井板か東西に長さ四尺幅三寸乃至五寸焼燬し夫れと丁字形に近き形に南北に長さ約二尺幅三寸乃至五寸の間焼落ちて其周囲か炭化して居り鴨居と天井との間に在る欄間は約二尺の間焼燬し而して焼残つて居る鴨居の側面に点々と四ヶ所に蠟の流れか附着して居ると記載されてあります更に当裁判所の検証調書にも押入の上の欄間及之に接する天井の一部が焼けて居るとあります又諸君か先刻御聴きの通り証人NJ登記証人TNふし証人OS貢証人OYモトは各本件空家の二階の天井の一部が焼けて居たことを後て見て知つて居ると陳述して居り証人ST伊三は本件損害の程度に付て先刻御聞の通り陳へて居るのであります尚焼残りの下に在つたと云ふ押収第一号の紙屑や檻樓屑かあります押収の燐寸は被告人の手から警察へ持つて行つたもので之は火事の現場に在つたものではありませぬ

二、夫れから被告人OY政太郎か本年五月頃保険金千五百円の動産火災保険契約を爲したと云ふことは被告人の当法廷に於て認むる所て其点に付ては証人OYモトも証人TNふしも左様なことであつたことを申して居ます其外押収第二号の火災保険証券同三号の保険料の領収書かあります被告人は最初から放火して保険金を詐取する目的で保険契約をしたの

てはないと申して居ます検事も左様なことは主張して居りませぬ又左様なことを云つて居る証人もありません

三、夫れから被告人か検事主張の如く金に困り保険金を詐取する目的で本件空家に火を放けたか否かの点に付ては被告人は当法廷に於て左様なことはないと陳述して居りますか被告人の予審に於ける訊問調書第一、二回並強制処分て予審判事から取調を受けた際の調書には孰れも被告人は本件放火を為したることを認めて居り其要領は先刻被告人に読聞かせて諸君か御聴きに為つた通りであります又証人徳永豊次は警察署で取調へたとき被告人は初めは放火を為したと云ふ事実を否認して居たか段々と取調へを進めて居る内保険金詐取の目的で放火したと陳述したと云つて居ます其外被告人と同じ拘留監に居た証人H D 茂夫証人T G 秀三証人I T 惣太郎の中証人H D 茂夫ははつきりとは云つて居ませぬか証人T G 秀三証人I T 惣太郎は被告人か当時監房に於てはつきりと保険金詐取の目的で放火したと語つたと申して居ます之等の証拠は被告人に不利なものであるとも言はれませう之等の証拠を信用すれば被告人か本件放火の事実を認めて居たと云ふ事が判りましようか之等の証拠を信用すへきものであるか仕うかは諸君か決めることとて諸君は他の証拠と照し合して考へねはなりません

四、次に被告人は本件空家て失火したのは本年八月十七、八日頃の午後八時頃たと云つて居ますか証人K J 光藏は慥本年八月二十一日午後十二時頃被告人か東隣の空家から突然出て来たので吃驚したと云ひ証人K J ツネは左様な事を証人K J 光藏から聴いたと云つて居ります又証人T N ふじは本年八月二十一日夜脇浜沖に船火事かあつた際被告人か其火事を見に行つて同夜十二時過頃帰つたと申して居ます

五、被告人方の暮向に付て証人O Y モトは被告人の暮向は余り楽な方ではない財産も数百円に過ぎぬと云つて居ります証人K S 辰藏は先刻御聴きの通り被告人に度々金を貸して居り未た百余円残つて居るそして滞らぬ様に家内をして日頃催促して居たと陳述して居ます又証人S T 伊三は被告人は家賃四ヶ月分滞つて居ると申し証人T N 豊次は被告人方の借金百七、八拾円位あつたと申して居ります之等の証拠を若し信用するとせば看方により或は被告人に不利な状況を認められませうし又左様に看れぬかも知れませぬ

六、次に被告人か認めて居ります蠟燭を二階の鴨居の上に立てた点でありますか当裁判所の検証調書に依れば天井は新聞紙か張つて在つて鴨居との間か三、四寸しかないことになつて居ます其処に二寸五分位の蠟燭に火を点けて立てて押入内の物を探すと云ふ事か不合理であるか仕うか押入内の物を探す為めならそんな燃へる心配のある所に蠟燭を立てすして床の辺りとか其他に燃ゆる危険のない所に蠟燭を立てへきものではないか仕うかを判断せねはなりません若し床の上其他に蠟燭を立てへきもので其方か道理に合ふと云ふ事になりますと鴨居の上に蠟燭を立てた事か不合理となる訳であります被告人は鴨居の上の内側に蠟燭を立てたのは光か外部へ漏れるのを怖れて立てたのと云つて居ます検証調書に依れば本件空家は相当古い家て二階の雨戸に所々隙かありとあります故其点も考へて遣らねはなりませんぬ要するに左様な所へ蠟燭を立てて物を探すのか適當か仕うか又被告人の弁解は妥当であるか不合理であるかを克く考へて判断せねはなりません

七、更に被告人かK T ミツルの所書を探すに同女か最近住むて居た家に行かすして夫れより前に居た本件の空家に行つたのは甚だ不合理たと検事は主張して居ます之に對し被告人並弁護人は某女か最近住むて居た家には当時物かなくなつた為め若し被告人か這入れは盗

人たと云ふ疑を人々から受けるから行かなかつたと云つて居ます此弁解も一応考へて遣らねはなりませぬ然し夜本件の空家へ這入り込なら同じ裏の右KTミツルか最近居た空家に夜這入れぬ筈はないと云ふ看方もありませうから其処は陪審諸君の看方に依つて違ふ訳であります

八、尚被告人は予審で本件空家へ這入つてからは直く二階へ昇つたと云ひ本日当法廷では最初階下を見次で二階へ行つたと云つて居ります若し被告人か二階へ直く昇つたとすれば菊地ミツルは其家に住むて居た頃二階は使はずして主として階下丈使つて居たと云ふ証人TNふじの証言を信するならば被告人は第一階下を探すべき筈でありますから直ちに二階に探しに行つたと云ふことは不合理の様にも考へられます然し被告人の予審に於ける陳述を信するか当法廷に於ける陳述を信するかに依つて違つて参ります

九、当裁判所の検証調書に依れば尚押入の床板に幅八寸位の焼跡があつて其処に幅二寸五分位の円があつて其周囲五分幅に蠟の流れたる所があり押入の板戸二枚障子二枚の一部が焼けて居つて其処に蠟か立て其火か燃へた様に認めらる形跡かあるとなつて居ます而して押入の床の焼跡は天井の焼けた直下より三、四尺離れた床上にあるのであります其通りなれば蠟燭は鴨居の上と押入内部の戸を立掛けた戸の間との二個所に立てたことになり被告人の弁解と余違つて居ます

弁護人は押入内の床上の焼焦けは天井から火か飛むて来たため左様に為つて居るものと思ふと云つて居ます夫れも一つの看方でありませう然し其点に付ては他に何等証拠かありませぬから諸君の判断に俟つより外はありませぬ

一〇、更に被告人は最近KTミツルか住むて居た本件の空家より裏手の家に其女宛手紙を放り込むた処家主等か同家屋へ這入り様子を見たこと云つて居ますか被告人の言を信すれば夫れて宜しいか斯る事情を知つて居るとして弁護人から申請された証人NKせきはそんな事は知らぬ家主STと共に其女の留守宅へ行つて見た事はないと云つて居まして右被告人の供述以外には此点の証拠ありませぬ

一一、終りに被告人か火を消し止めたか否かに付ては検事、被告人弁護士は一樣に被告人に於て火を消し止めた事実を認めて居ます故諸君か夫れを信すれば其事実を認められる訳であります然し当裁判所の検証調書には焼けた天井板の端は皆炭化して居て天井の表に張られてあつた新聞紙は半焼の為めべろくと灰に為つて其俣在り又障子紙も焼けた俣灰と為つてべろくと為つて附着して居ると記載されてありまして別に火を消したとかこすつたと云ふ跡か見られぬのであります而して証人OS貢は最初警察から行つて焼跡を見分した処天井の焼跡は先へ行つて細くなつて消へ止むて居るから自然に消へた様思つたと陳述して居ます本件家屋は木造の相当古い建物でありますか先に申した程度に焼け火の勢をは放つて置くけはもつと焼けさうにも思はれます然し何かの方法で消したのかも知れませぬから其点は看方に依つて違つて参ります被告人は押収第六号の帯で消し止めたと申して居まして帯には御覽の通り点々と極く小さな穴かあります夫故看方に依れば其帯は被告人か夫れて火を消した為め帯か焼けて居ると看られませうし又火を放けた時焼けたとも看られませう然し乍ら先程本職か法律論として申しました通り被告人に於て火を消した事実かあるとするも若し被告か放火の意思で火を放けた後左様に消止めた場合は唯情状に關係かあるのみで放火の未遂にはならぬと云ふ事を考えへねはならぬのであります

弁護人は左様に火を消す位なら最初から火を放ける意思はないと申して居ます成程看方に

依れば左様な考へも起りませうし又一旦火を放ける考へて火を放けたとしても火の勢に驚き恐れて直ちに火を消すと云ふ場合もないのではありませぬから其点は冷静に他の証拠と照し合して充分考へねはなりません

以上は公判に現れた証拠の要領でありまして此等の証拠に依つて陪審員諸君は判断するのであります被告人の当法廷て云ふたことも又証拠とすることか出来ませぬ夫れを信すへきか否かは諸君の任意であります沢山の証拠の中てとれを信するか信せぬかは諸君の多年の経験から常識に照して判断されることに依つて分つて来るのであります殊に其内でも被告人か予審判事や警察官や刑務所内の同監房者に対して為した放火したと云ふ自白か實際の事実として信用すへきか被告人の当法廷に於て陳へて居る事実か實際の事実として信用すへきかに依つて被告人か放火をしたことかあるかないかの判断か違つて参る訳であります

只今申した当法廷に現れた証拠以外の材料例へは裁判所の外て人から聞いた噂、新聞紙上て見た事等に依つて判断してはなりません又証拠に依らずして自分の邪推なとて判断してはなりません尚裁判の結果を考へ斯様に決つたら被告人か可愛想たとか被告人に対する何かの原因から憎みの感情を以て事実を枉けて判断してはなりません何処迄も諸君の常識に依つて冷静に公平なる判断をせねばなりません

茲に法律に従ひまして諸君か評議せらるへき問を主問と補問とに分ちて提出し諸君の評議を求むることに致します

主問は被告人は昭和三年八月頃兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地の□所在NMはる所有に係る空家（内一棟の他三戸には人か現在）に点火せる蠟燭を以て放火し其空家の

天井の一部を焼燬したか付うかと云ふことであります補問は被告人は点火せる蠟燭を立てたる際相当の注意を怠りたる為め火を失し其二階の天井の一部を焼燬したか付うかと云ふことであります。つまり主問は放火か否か補問は失火か否かてあります

若し被告人に於て家を焼く積りて火を放けたものと認めるならば主問に対し然りと答へねはなりません而して右主問に対し然りと答えることになつたなら夫れて評議は終つて宜しいのであります反之不注意の結果火を失したものと認めるならば主問に対して然らずと答へ補問に対して然りと答へねはならぬのであります

右問を書いた問書一通を御渡し致しますか若し同一のものか欲しいと云ふ請求かあれば謄本をも渡します問書に八月頃とあるのは八月十七、八日頃ても八月二十一日と為つても同一てありますから其様に記載したのであります

諸君は是から之に対し評議室で慎重に評議を為し其結果を私に答申せられんことを望みます

評議に付ては先つ陪審長を選ねはなりません其方法は推薦に依るとか或は抽籤投票に依るとか何れの方法でも宜しい投票に依つて決める場合には最多数の投票を得た者か陪審長となる若し同点であつたなれば年長者を以て其任に当り同年ならば抽籤に依り決めると云ふ方法も良いかと思ひます陪審長に選ばれた方は議長と為つて議事の整理をせねはなりません而して陪審員諸君は問に対して必ず各自の意見を陳へねはならぬのであります其順序は先つ各自か意見を陳へ最後に陪審長か意見を陳へると云ふ訳であります若し陪審員諸君の中多数の方か本職の説示の趣旨か付うも判らぬとか忘れて仕舞つたとか云つて評議が出来ぬと云ふことになりませぬ其決議を多数で決めた上法廷に於て本職に対し其申立を

せらるれば本職は更に此法廷で説示をすることも出来ることになつて居ます

評議の顛末や各自の意見若くは其多少の数を世間に漏泄することは出来ませぬ若し之に違反するときは千円以下の罰金に処せられます又右の事実を新聞紙其他出版物に掲げた時は其発行人編輯人又は著作家か二千円以下の罰金に処せられことに為つて居るので評議の顛末や諸君の意見か世間に漏れることはない筈でありますから諸君は其辺のことに懸念することなく自由に各自の意見を述べて十分に評議を尽されむことを望みます評議の結果陪審員の意見か一致した場合には勿論其通の答申をするのでありますか若し一致しない場合に然りと云ふ意見か過半数即ち七名又は夫れ以上であれば然りと云ふ答申を為し然りと云ふ意見か過半数に達しないときは然らずと云ふ答申をするのであります然りと云ふ意見と然らずと云ふ意見とか同数即ち六名宛であるやうな場合には然らずと云ふ答申をすることになるのであります

答申は問書に記載し陪審長署名捺印して之を裁判長に差出すのであります陪審員諸君。

諸君の任務の重大なること並諸君か其任務を行ふに當つて心得ねはならぬ事柄は本日公判開廷の劈頭に於て諸君に諭告した通りでありますから諸君は責任の重大なることに深く思を致されまして誠実公正に其任務を尽されんことを希望します

②神戸地方裁判所放火被告事件昭和四年五月一〇日判決第百九条第一項放火懲役三年

(1) 公訴事実の梗概

被告人は昭和三年十月三日兵庫県兵庫郡□村西□□○K甚三郎方に於て同人等と共に飲酒し午後八時三十分頃同家を立出て、帰途同郡□□村□□□□牛乳搾取業T○角太郎方附近に差蒐り過りて同家居宅裏に顛落したる際偶々同人方か嘗て被告人の親族YF末春に対し

刈草の買入を拒絶せしことを想起したるより憤慨し爰に同家に放火し以て報復せんことを決意し即時所持の燐寸を以て傍らに在りたる藁束に点火し之を同家居宅と其南方牛舎との間に堆積し在りたる多量の藁上に投下して之を燃焼せしめ右角太郎方居宅に接着せる便所並牛舎一棟を焼燬し其の目的を遂けたるものなり

(2) 説示案

陪審員諸君、諸君の評議を為さるゝに先立ち本件に於て問題と為つた事実上の關係之に対する証拠の要領並法律上の論点に付説明を為し其上で陪審の評議にかける問を出すことに致します

検事主張の本件公訴事實は要するに被告人か昨年十月三日の夜T○角太郎の現に住むて居る住宅を焼く意思で火を放け其住宅の便所と同人所有の牛舎一棟を焼燬したるものと云ふのであります被告人は当公廷に於て放火したることは全然ないと云つて居ります本件の事実上の問題は検事主張の右放火事実ありや否の点であります刑法第百八条に火を放け現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物汽車電車艦船若くは鉦坑を焼燬したる者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に処すとあり住宅放火罪は刑法第百八条に該ります現に人か住居に使用せず又は人の現在せざる建造物を焼く考へて火を放け之を焼燬した場合には同法第百九条第一項（火を放て現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、艦船若くは鉦坑を焼燬したる者は二年以上の有期懲役に処す）に該当します

住宅放火は住宅を焼く考へて火を放て住宅を焼燬した場合に成立つのでありますそして住宅放火罪の成立には住宅を焼く考へ即ち住宅放火の意思か必要であります法律上住宅放火の意思ありと云ふには住宅を焼き度いと云ふ希望は必要ありません

例へは住宅の障子に火を放けたとか畳に石油を撒いて之に火を付けた場合に其人に別に其家を焼き度いと云ふ希望がなくとも障子に火を付け又は畳の上に流れて居る石油に火を付けたならば住宅か焼けると云ふ結果を予期した場合は勿論住宅か焼けるかもしれぬ多分焼けるであらうと思つた場合でも法律上住宅放火の意思があつたものと云ふことが出来ます刑法第九十九条第一項に付ても同様であります

本件に付若し仮に被告人か本件住宅と牛舎との間に積むてあつた藁に火を放けたものとして其時被告人か住宅に燃移つて住宅か焼けるかも知れぬ又多分焼けるであらうと思つて火を放けたものと仮定するならば法律上被告人に住宅放火の意思があつたと云ふことか出来ます若し住宅は焼けるものとは思はず只牛舎丈か焼けるかも知れぬ多分焼けるであらうと思つて火を放けたものと仮定すれば夫れは同法第九十九条第一項の現に人の住居に使用せぬ人の現在せざる建物の放火意思ありと云ふことが出来ます

若し住宅を焼く考へなく又住宅か焼けるとは少しも思つて居らず只住居に使用せず又人の現在せざる建物丈か焼けるかも知れぬ多分焼けるたらうと思つて放火した場合なりと仮定せば仮令住宅の一部の便所か焼けても同法第九十九条第一項の人に住居に使用せず又人の現在せざる建物の放火罪に該るのて同法第八十条の住宅放火罪に該りませぬと説明し

検事は被告人かT O角太郎方の住宅を焼燬するの意思を以て其住宅の一部たる便所等を焼いたものであると主張し被告人は左様な事実は全然無い右出火の当時O K甚三郎方に居つたと申して居るのであるか之に付て証拠の要領を説明すと述へ

一 本件火災の状態並其結果に關し証人T Oソメの証言予審に於ける証人T O角太郎の訊問調書検事予審及公判に於ける各検証調書並各図面の要領を解示し

一 被告人か検挙せられたる事情に付て証人清水一郎の証言の要領を解示し

一 放火の原因なりと言はるゝ事情有無に付て証人Y Fコヨネの証言の要領を解示し

一 火災當時に於ける被告人の行動に付て証人N G吉太郎、K B權四郎、Y Dヒサ、Y S卯之助の各証言の要領を解示し

一 被告人か検挙せられた以後の被告人の言動動作に付て証人Y G熊吉、N W信一、中村政吉の各証言の要領を解示し

一 尚被告人の当公廷に於ける陳述及被告人に対する司法警察官代理の被疑者としての訊問調書中五〇丁乃至五三丁検事の第一回被疑者訊問調書中三問答四問答十二問答十八問答第三回被疑者訊問調書中一乃至九問答十七問答予審判事の被告人第一回訊問調書中九乃至十六問答並鑑定書、素行調書神戸測候所の電話回答書、神戸刑務所橋通支所長裁判所宛の各回答書の要領を解示し

更に押収品第一、二、三、四号を示し

以上各般の証拠は判断の資料と為し得へきに付之等の内何れを信するやは陪審員各自の多年の経験常識から自由に判断すへきものなりと告げ

主問として被告人は昭和三年十月三日夜火を放て兵庫武庫郡□□村T O角太郎の現に住居に使用する同人所有住宅の便所並同人所有の牛舎一棟（人の現在せざる建造物）を焼燬したるものなりや

補問として然らざれば被告人は同夜右牛舎のみを焼燬する意思を以て火を放て右角太郎住宅の便所並牛舎一棟を焼燬したるものなりや

の問を發し方式に従ひ問書を陪審員に交付し尚評議に關する注意事項を告げ評議を為さし

むる為め陪審員を評議室に退かしめたり

(二) 問書・答申

①神戸地方裁判所放火被告事件判決昭和三年二月二日判決放火懲役三年

(1) 公訴事実の梗概

被告人は兵庫県武庫郡□□町□□字十六番□番地ノ□所在のNMはる所有に係る木造二階建一棟四戸の西端の一戸に居住し居るものなる処昨年末以来借財を生し金銭に窮したるより予て居宅内の家財什器類に付NH動産火災保険株式会社と保険金額一千五百円の火災保険契約を締結し居れるを奇貨として右四戸の内なる自宅に隣接せるKJ光藏方東隣の空家に放火し之と共に自宅を焼燬し右動産を焼きて該保険金の支払を受け目下の窮境を脱するに如かずと決意し昭和三年八月二十一日午後十時半頃自宅より蠟燭を携へて前示空家の二階に至り燐寸を以て該蠟燭に点火し之を二階押入入口の鴨居に立てて放火し其天井板及梁等に延焼せしめ因て住家の一部たる同空家の天井一部を焼燬したるも火勢強大と為りたるに驚き之を消火したるものなり

(2) 問

主問

被告人は昭和三年八月頃兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地ノ□所在のNMはる所有に係る木造瓦葺二階建一棟四戸(内一戸は空家他の三戸KJ光藏一家TNふじ一家被告人一家居住)の内なる空家に点火せる蠟燭を以て放火し其空家の天井の一部を焼燬したるものなりや

補問

然らすとせば被告人は前示日前示空家の二階押入々口の鴨居の上に点火せる蠟燭を立てた際相當の注意を怠りたるに因り火を失し其二階天井の一部を焼燬したるものなりや

(3) 答申

主問、然り

五 刑事判決書

神戸・高松・高知各地方裁判所で行われた陪審公判の判決書は、前記各地方検察庁に保存されている。ただし、神戸の④無罪事件、徳島の①事件、および高松の①事件は現存しない。

神戸では、②事件が上告されたが、昭和四年一〇月四日上告棄却され、高松では②事件が上告されたが、昭和七年一月一四日上告棄却(法律新聞 昭和7・12・13)された。

1 神戸

①神戸地方裁判所昭和三年二月二日判決

昭和三年十二月十二日宣告

裁判所書記仁科謙治印

判決

本籍 兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地ノ□
住居 同所

大工職

○Y政太郎

明治二十八年□月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事眞野歡三郎関与審理シ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

陪審費用ヲ除キ爾余ノ訴訟費用

ハ総テ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地ノ□所在NMはる所有ニ係ル木造瓦葺二階建一棟四戸ノ内西端ノ一戸ニ居住セル者ナルトコロ昭和二年末頃失職シ爾来借財生シ生計窮迫スルニ至リタル折柄偶予テ自宅内ノ家財ニ付キNH動産火災保険株式会社ト保険金額一千五百円ノ火災保険契約ヲ締結シアルニ想到シ右四戸ノ内ナル自宅ニ隣接スルKJ光藏居宅東隣ノ空家ニ放火シ自宅ニ延焼セシメテ共ニ右家財ヲ焼失セシメ保険金ヲ領得シテ窮境ヲ脱スルニ如カスト思惟シ昭和三年八月頃ノ夜右空家ニ階ニ至リ点火セル蠟燭ヲ同二階押入入口ノ鴨居ニ立テ放火シ其天井ノ一部ヲ焼燬シ以テ現ニ前示人ノ住居ニ使用セル建造物ヲ焼燬シタルモノナリ

法ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ其所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ其所犯情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ニ則リ

減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役参年ニ処シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ総テ被告人ノ負担タラシムヘキモノトシ陪審法第九十七條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月十二日

神戸地方裁判所刑事第二部

裁判長判事

加藤 健一

印

判事

荻野益三郎

印

判事

江崎 盛次

印

②神戸地方裁判所放火被告事件昭和四年五月一〇日判決

昭和四年五月十日宣告

裁判所書記仁科謙治印

判 決

本籍 兵庫県武庫郡□□村字□□□□□□□□番地

住居 同県同郡□□村□□□□

農業兼仲仕

TG政右衛門

明治三十一年□月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事遠藤常壽関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付キ陪審ノ評議ニ付シ左ノ如ク判決ヲ為ス

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス
未決勾留日数中六拾日ヲ右本刑ニ算入ス
陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年十月三日兵庫県武庫郡□村□開地○K甚三郎方ニ於テ同人等ト共ニ飲酒
シ午後八時過頃同家ヲ立出テ同郡□□村□□牛乳搾取業T○角太郎方附近ニ差蒐リ過リテ
道路下ナル同家裏ニ顛落シタル際偶同人方カ嘗テ被告人ノ親族YF末春ニ対シ刈草ノ買入
ヲ拒絶セシコトヲ想起シ遽ニ右角太郎所有ニ係ル人ノ住居ニ使用セサル建造物ナル牛舎ヲ
焼燬シ報復スル所アラムコトヲ発意シ即時所持ノ燐寸ヲ以テ同所ニ在リタル藁束ニ点火シ
之ヲ該牛舎ノ西横側庇内ニ堆積シアリタル多量ノ藁上ニ投入放火シ因テ同牛舎一棟及之ニ
接近セル右角太郎居宅便所ヲ焼燬シタルモノナリ

弁護人ハ右犯行当時被告人カ心神耗弱者ナリシ旨主張スレトモ之ヲ確認スヘキ証憑ナキヲ
以テ該主張ヲ容ルルニ由ナシ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条第一項ニ該当スルヲ以テ其刑期範圍内ニ於テ被
告人ヲ懲役参年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数ノ本刑算入ヲ為シ刑事訴訟法第
二百三十七条第一項ニ依リ陪審費用以外ノ訴訟費用全部ヲ被告人ノ負担タラシムヘキモノ
トシ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年五月十日

神戸地方裁判所刑事第二部

裁判長判事 加藤 健一 印
判事 荻野益三郎 印
判事 江崎 盛次 印

②大審院放火上告事件昭和四年一〇月四日判決

昭和四年十月四日宣告

裁判所書記根岸龜太郎

昭和四年（れ）第八四四号

判 決 書

本籍 兵庫県武庫郡□村字□□□□□□□□番地

住居 同県同郡□□村□□□□

農業兼仲仕

TG 政右衛門

明治三十一年□月□日生

右放火被告事件ニ付昭和四年五月十日神戸地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採扱シ事実ノ判
断ヲ為シ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理 由

弁護人豊住昇治上告趣意書第一点裁判長ノ説示法律ニ違反シタリ記録ニ記載セラレタル調
書ハ実ニ整然ト記載セラレアルモ事實裁判長カ公判廷ニ於テ為シタル説示ハ被告ニ不利ナ

ル点ノミヲ最モ詳細ニ説示シ有利ナル点ハ殆ント述ヘサリシノミナラス罪責ノ有無ニ関シテハ意見ヲ述フルヲ得サルニ係ラス之ヲ述ヘタルハ全ク裁判所ハ有罪ノ予断ヲ以テ之ニ当リタル結果ニシテ法律ニ違反スト云フニアレトモ記録ヲ閱スルニ原審裁判長カ本件ノ陪審公判ニ於テ所論ノ如キ説示ヲ為シタル事跡ノ認ムヘキモノナキヲ以テ論旨ハ其ノ理由ナシ第二点審理手続法令ニ違反シタリ本件問書ハ主問ハ刑法第八條ノ事實補問トシテ同第九條ノ事實ヲ問ヒタルカ本件公判ニ付セラレタル事實中ニハ第九條ノ事實ハ当然包含スル処ニシテ本件ニ補問トシテ記載セラレタル事項ハ陪審法第七十九條第三項ニ所謂公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實ニ非サル事明ナリ從テ本件問書ハ陪審法第七十九條ニ違反スルモノト云フヘシ住宅ト牛小屋トノ間ニ約二百円程ニ価スル藁カ積ミアリ家ト藁トノ間ハ一二尺ナル場合仮ニ其藁ニ火ヲ放ツタトスレハ第八條ニ該当スル事疑ノ余地ナシ然ルニ問書不完全ナリシ為メ陪審員ヲ迷ハシメ不合理ナル折衷の事實ニ然リト答申セシメタルハ全ク問書ノ過ナリト云フヘシ若シ公判ニ付セラレサル事實ナリトスレハ之ニ對シ刑ヲ言渡シタルハ不告不理ノ原則ニ反スル不当ノ裁判ナリト云フヘシト云フニアレトモ記録中ノ問書ニハ主問トシテ被告人ハ昭和三年十月三日夜火ヲ放テ兵庫縣武庫郡□□村T〇角太郎ノ現ニ住居ニ使用スル全人所有住宅ノ便所並ニ全人所有ノ牛舎一棟（人ノ現在セサル建造物）ヲ焼燬シタルモノナリヤ又補問トシテ然ラサレハ被告人ハ全夜右牛舎ノミヲ焼燬スル意思ヲ以テ火ヲ放テ右角太郎住宅ノ便所並ニ牛舎一棟ヲ焼燬シタルモノナリヤトノ記載アリ之ヲ予審終結決定書所掲ノ公訴事實ト對照スルトキハ其ノ前者ハ公判ニ付セラレタル刑法第八條ニ該当スル住宅放火事實ノ有無ニ関シ又其ノ後者ハ之レト異リタル同法第九條第一項ニ該当スル建造物放火ノ事實ニ関スルモノナルコト極メテ明白ニシテ

判示牛舎焼燬ノ行為ハ公訴ニ係ル住宅焼燬ノ事實中ニ包含セラル、モノナルカ故ニ原判決カ本件ニ付牛舎焼燬ノ事實ノミヲ認定シ刑ノ言渡ヲ為シタレハトテ不告不理ノ原則ニ違背シタル不法アリト云フヘキニ非ス論旨理由ナシ

第三点当本件被告人ニ非ナル動カスヘカラサル証拠ヲ略説スレハ左ノ如シ一、本件ハ被告白痴ニ近キTG政右衛門ノ自白カ先入主トナリ裁判セラレタルモノナルカ其ノ自白ハ(1)事實ノ自白ニ非スシテ全然事實ニ附合セス今日ニ至リ被告ノ述フル処ニ依レハ右自白ハ西宮警察署ニ於テ清水刑事外一人ノ刑事カ夜一時頃刑事室ノ隣室ニ連レ行キ刑事ノ顔ヲ立テ、放火シタト云フテ呉レソウスレハ無罪ニシテ帰シテヤルカラト懇願セラレテ為シタル自白ニシテ殆ント刑事ニ依リ作ラレタルモノナリト申述ヘ居レリ而シテ被告ノ右申立カ真実ナル事ハ左ノ点ニ依リ明トナリタリ被告TG政右衛門ハ十月三日昼頃西宮市□□ノ活動写真ノ看板ヲ見物ニ行キタリト云フモ被告並ニ其ノ村民ニ聴クニ被告ハ生来嘗ツテ活動並ニ看板ヲ見タル事ハ一回モ無シ其ノ理由ハ被告ノ眼ハ眼前四五尺ヲ隔ツレハ人ノ顔モ見別ケ難ク甚敷眼病患者ニシテ活動ノ看板ハ見ヘサレハナリ況ンヤ当日ハ雨天ニシテ半里モアル西宮ニ出テ行ク理ナシ此ノ点ニ付医者ノ鑑定ニ依レハ被告ノ目ハ眼前一、二米突ニテ指数ヲ數ヘ人ノ顔ハ一米突五即チ四尺五寸位男女ノ區別ハ二米突ニテ識別シ得ルノミトアルニ依リ活動看板ヲ見タル事ノ虚偽ナル事ハ明ナリ(2)全夜九時頃他ノ者ヨリ三十分位先ニOK甚三郎方ヲ辞シテ帰ル途中過ツテ路傍ニ転落シタリト云フ自白ナルモ火災ノ現場（被害者宅）ハOK甚三郎方ヨリ被告TG方ニ帰ル道程ノ三倍位モ遠キ全ク見当違ノ場所ニシテ全然自白合致セサルモノナル事ハ現場ヲ一見スレハ瞭然タルモノナリ被告ノ自白ニ依レハ路傍ニ転落シタル際其処ニ藁一束落チアリシ為之ニ火ヲ点シ軒下ニ積アリシ藁ノ上ニ置テ

掃ツタト云フモ全日ハ雨降りナリシ為メ若シ落チアリシ藁アリトスレハヌレテ点火セス且藁ハ軒ニ届ク迄積上アリテ其上ニ点火シタル藁ヲ置クヘキ余地ハナカリシ事ハ被害者ノ言ニ依リ明ニシテ全然自白ハ認め難シ其ノ他仔細ニ検スレハ何レノ点モ自白ハ事実ニ合致セサルモノナルカ特ニ全夜火事ノ報セノ鐘カ鳴ルヨリ三十分前ニOK甚三郎ヲ辞シテ帰宅シタリト云フモ全然事実ニ反ス即チOK甚三郎NG吉太郎KB権四郎MM繁光並ニOKノ妻ヲ取調フレハ一目明瞭ナリ右ノ者等ノ言ニ依レハ全夜七時頃ヨリ会食シ居リタルカ九時三十分頃鐘カ鳴リ出シタノテ先ツ消防ニ関係ノアルNG吉太郎MM繁光ノ二人ハ先ニ全家ヲ立出テ被告ハ其ノ後ニテ犬ノ骨ノ後始末ヲ為シ而カモ其ノ骨ヲ塵箱ニ入レテ之ヲ御手洗川ノ屠牛橋ノ処迄持参シテ捨テ置テ而シテOKノ提灯ヲ借受ケテ火事ノ現場ニ行キタルモノナル事ハ全ク相違ナキナルニ係ラス神戸検事局ニ証人トシテ出頭シタル際ハ此ノ陳述ヲ聞入レス無理矢理ニ被告カ三十分前ニ出行キタル旨ヲ陳述セシメタルモノナリト云フノミナラス被告カOK甚三郎方ニ最後迄居残り居タルモノニシテ而カモ犬ノ骨ハ被告カ捨テタルモノナル事ハ其ノ近隣ノYDヒサ□□マリエ□□キク外五六名ノ者カ確實ニ目撃シ確認シ居ル為メ該放火ハ被告ノ所為ニ非サル事ハ□村民ノ一般ニ認め居タル処ニシテ無論公判ノ時ハ無罪トナリ帰り来ルモノト確信シ居タル処図ラスモ有罪トナリタル為メ村民一同承知セス不満運働ハ日々増大シ居ル様子ナリ(3)被告ノ自白ニ依レハ放火ハ被告ノ二タ従弟ニ当ルYF末春カ昨年ノ夏被害者TO方ニ雑草ヲ売リニイテ居タノテ断ラレタル恨ニ依ル復讐ナリト云フモ其ノ恨ミヲ生スルト云フ雑草ノ買入レヲ断リタルト云フ事実ハ全然無キ事明白トナリタリ(被害者ノ妻玉置ソメニ依リ聴ケハ明白トナル)即チ一度断リタル事アルモ其ノ後末春ノ母親カ再度依頼ニ来リタルニ依リ再度買入レヲ約束シタルカ末春ハ其ノ後二

三度売リニ来テ病氣トナリタル為メ末春ノ方カラ中止シタルモノナル明白トナリタリ(4)右ノ如ク被告TG政右衛門カ該事件ノ犯人ニ非サル事ハ明白ナルノミナラス尚他ニ放火犯人ノアル事ハ今日ニ至リ益々確實トナリタリ即チ火災ノ十五分カ二十分前ニ東側ヨリ被害者TO方ノ出火場所ニ来リ又同シ方面ニ走り去リタル怪シキ人物ノ足音ヲ被害者並ニ近隣ノ中山某ハ確實ニ耳ニシタリト云ヒ而カモ其何人ナルカハ其ノ後近隣MT某ノ妻ノ言ニ依リ殆ント想像シ得ルニ至レリニ公判廷ニ於テ被告ニ有利ナル陳述ヲ為シタル者ノ内KB権四郎ハ其ノ後偽証罪トシテ起訴セラレ本月十六日カ其公判期日ナルカ其ノ事件ニ於テハ二十一人ノ多数証人ヲ取調ヘ根本的ニ取調ヲセラレタルカ全ク全証人ノ証言瞭然トシテ被告ニ有利ニシテTGハ無罪ノ判決タル事ハ疑フノ余地ナキヲ信ス右様ノ次第ナラハ事実ノ再審理懇願致候也ト云フニアレトモ論旨ハ畢竟原判決ノ認定シタル事実ニ対シ誤認アルコトヲ主張スルモノニシテ陪審事件ニアリテハ其ノ主張ハ上告ノ理由トナラサルモノトス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事三橋市太郎関与

昭和四年十月四日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 西郷 陽

判事 中尾 芳助

判事 斉藤 三郎

右臆本也

判事 久保 久

昭和四年十一月一日

大審院第四刑事部

裁判所書記官 根岸 龜太郎 印

③神戸地方裁判所強姦致傷被告事件昭和四年一〇月一九日判決

昭和四年十月十九日

裁判所書記三明壽郎印

判決

本籍 兵庫縣揖保郡□□村□□四□□□番地

住居 大阪市□□区□□□□丁目□番地□□MM助方

荷馬車挽

HD 市藏

明治三十四年□月□日生

右者ニ対スル強姦致傷被告事件ニ付当裁判所ハ檢事遠藤常壽関与審理シ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但未決勾留日数中三百日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク爾余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年十月十九日午前十時半頃TN春治内縁ノ妻IBコキクカ其生家ナル兵庫縣揖保郡□□村□□字□□ノ秋祭ニ到リタル帰途被告人方前ヲ通り蒐リタル姿ヲ見ルヤ俄カニ劣情ヲ催シ全女ヲ強姦センコトヲ決意シ草刈鎌（証第二号）ヲ携帯シテ全女ヲ追跡シ全村鍋子峠ニ於テ全女ノ袂ヲ捕ヘ且右草刈鎌ヲ示シ意ニ從ハサレハ殺シテ仕舞ウソト脅迫シタル上全女ヲ附近山中ニ連込ミ全女ヲ押倒シ其陰部ニ自己ノ陰莖ヲ挿入シ以テ強姦ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

被告弁護人等ハ本件ハ親告罪ナル処告訴状ノ提出ハ勿論適法ナル告訴調書ノ作成ナク訴訟条件ヲ缺クヲ以テ告訴ヲ棄却セラルヘキモノナル旨主張スレトモ司法警察官梶原景彬作成TNコキク事IBコキクニ対スル聴取書（昭和二年十月十九日付）ニ依レハコキクハ右十九日本件被害後直チニ司法警察官ニ対シ告訴ヲ為シタルコトヲ認ムヘク而シテ檢事又ハ司法警察官力親告罪ニ付口頭ノ告訴ヲ受ケタル場合ニ之力調書ヲ作成スヘキコトハ刑事訴訟法第二百七十三条ノ規定スルトコロナリト雖右ハ必スシモ告訴調書ト題スル書面ノ作成ヲ要ストノ趣旨ニ非スト解スヘク該聴取書ヲ以テ全法ニ所謂調書ナリト云フニ妨ナク從ツテ何等訴訟条件ニ欠缺ナキヲ以テ右弁護ハ其理由ナシ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百七十七条前段ニ該当スルヲ以テ其所定期内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク尚全法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中三百日ヲ右本刑ニ算入シ陪審費用ヲ除ク爾余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十月十九日

神戸地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 友眞碩太郎 印

判事 中島 貢 印

判事 松本 昌三 印

⑤神戸地方裁判所殺人未遂被告事件昭和四年一月二三日判決

昭和四年十二月二十三日

裁判所書記仁科謙治印

判決

本籍 兵庫県佐用郡□□村字□□△△△番地

住居 神戸市□□町□丁目□□□番屋敷NT其三郎方

仲仕

SD安太郎

明治八年□月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事遠藤常壽関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付キ陪審ノ評議ニ付シ左ノ如ク判決ス

主文

被告人ヲ懲役四月ニ処ス

但シ本判決確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス
押収ニ係ル出刃庖丁一挺(証第一号)ハ之ヲ没収ス
陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ神戸市□□町□丁目□□番屋敷NT其三郎方表階下ニ室ヲ借受ケ内縁ノ妻ITウメ(当四十四才)ト同棲中ウメカ附近ナルMM要助ト私通シ其關係ヲ断タサル為昭和四年九月二十五日ウメヲ離別シタルモ尚同人ニ対シ未練アリ復縁ヲ求メ来ルヘシト予想シ居タル処却テウメカ離縁状ヲ得ルヤ直ニ要助ト右NT方ニ階ニ同棲スルニ至リシヨリ嫉妬ノ情ニ堪ヘサリシ折柄同年十月一日午後六時頃ウメカ前記NT方表道路上ノ塵箱ニ腰掛ケ居タル際実子ノ入籍ノコトニ関シ同人ト口論ノ末自己所有ニ係ル出刃庖丁(証第一号)ヲ以テ同人ニ斬付ケ因テウメノ背腰部外一ヶ所ニ治療約二週間ヲ要スル創傷ヲ蒙ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役四月ニ処シ尚諸般ノ情状ニ照シ其刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ同法第二十五条ニ從ヒ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク主文掲記ノ物件ハ本件犯罪行為ノ用ニ供シタルモノニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ヲ適用シ之ヲ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十二月二十二日

神戸地方裁判所刑事第二部

裁判長判事 加藤 健一 印
判事 向井 友郎 印
判事 山崎八十二 印

⑥神戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年二月二十八日判決

昭和五年二月二十八日

裁判所書記仁科謙治印

判決

本籍 香川県小豆郡□□町大字□□□□□□番地

住居 神戸市□□町□丁目□□□番屋敷

酒醬油小売商

MK重太郎

明治三十一年□月□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事眞野歡三郎関与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年六月ニ処ス

但シ未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収物件中石油在中ノ石油罐一個（証第一号）ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除キタル其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ神戸市□□町□丁目□□□番屋敷ニ於テ□□ヨシエ所有ノ木造平家建二戸一棟（内西寄一戸ハ□□三太郎一家居住）ノ内東寄一戸ヲ借受ケ酒醬油類ノ小売商ヲ営ミ居リタルモノナル処昭和四年八月上旬頃内縁ノ妻KMコトト別レ其ノ後独身ナリシヨリ同年十一月中旬頃FM芳松ノ媒酌ニテ奈良県北葛城郡□□町ナルSG鶴松ノ娘スエ（当二十三年）ヲ娶ルコトトナリ同月三十日其ノ結納金百三十円ヲ交付スル約定ヲ為セシモ當時諸所ニ約七百円余ノ負債アリテ到底右結納金ヲ調達スルコト能ハサリシヨリ同月二十八日予テ自宅ノ家財商品等ニ付TK動産火災保険株式会社ト保険金額壹千円ノ動産火災保険契約ヲ締結シ居リタルコトヲ想起シ寧ロ自宅ニ放火シテ前示家屋ト共ニ右家財商品等ヲ焼燬シテ該保険金ヲ詐取センコトヲ決意シ同夜同市□□町□丁目油商MM杉松方ニ於テ石油一斗入罐一個ヲ購入シ来リ在合ノ缺ヲ以テ該罐ノ上部数ヶ所ニ孔ヲ穿キ置キ少睡ノ後翌二十九日午前三時頃自宅奥六畳間ノ西北隅ノ畳ノ上ニ右石油罐（証第一号）ヨリ石油二、三升ヲ注出シ直ニ燐寸ヲ以テ之ニ点火シタルモ火勢猛然トシテ立昇リタルニヨリ恐怖ノ余在合セタル座蒲団ヲ以テ消火シタル為未遂ニ終リタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示行為ハ刑法第百十二条第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シタル上同法第四十三条但書第六十八条第三号ニ依リ未遂減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役貳年六月ニ処シ尚同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入スヘク押収物件中石油在中ノ石油罐一個（証第一号）ハ本件犯罪行為ノ用ニ供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ陪審費用ヲ除キタル其

ノ余ノ費用ヲ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年二月二十八日

神戸地方裁判所刑事第二部

裁判長判事 加藤 健一 印
判事 宮武 能孝 印
判事 鳴海 一二三 印

⑦神戸地方裁判所殺人未遂被告事件昭和五年二月二一日判決

昭和五年十一月十一日

裁判所書記三明壽郎印

判決

本籍 兵庫県三原郡□□村□□□五□□□□番地

住居 全所

農業

YY 孝義

明治四十二年□月□日生

右ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事遠藤常壽関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事
実ノ判断ヲ為シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百貳拾日ヲ本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キ其余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年八月頃ヨリ兵庫県三原郡□□村□□□村KM喜一ノ妻ユキ(当二十二
年)ト醜関係アリ全人ニ対スル恋慕ノ情深ク終ニ喜一ヲ殺害センコトヲ決意シ昭和五年三
月一日午前一時頃右喜一方腰窓ヨリ全家ニ忍入り全家中ノ間四畳室ニ熟睡シ居タル喜一ノ
咽喉ヲ両手ヲ以テ強ク絞扼シタルモ全人ニ於テ藻掻キテ其圧迫ヨリ免レ大声ヲ発シタル為
其目的ヲ遂ケスシテ逃走シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為中住居侵入ノ点ハ刑法第三百三十条ニ殺人未遂ノ点ハ全法第二百
三條第九十九条ニ各該当スルトコロ右住居侵入ト殺人未遂トハ互ニ手段結果ノ関係アル
ヲ以テ全法第五十四条第一項後段第十条ニ則リ重キ後者ノ刑ニ從ヒ其所定期範圍内ニ於
テ被告人ヲ懲役参年ニ処シ尚全法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百貳拾日ヲ右本刑ニ算
入シ陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシ
テ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年十一月十一日

神戸地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 友眞磧太郎 印

判事 小泉 敏次 印
判事 松本 昌三 印

⑧神戸地方裁判所放火被告事件昭和六年五月一九日判決

昭和六年五月十九日

裁判所書記三明壽郎印

昭和五年檢第四四七号

昭和六年五月二十日判決確定上訴權放棄

判決

本籍 兵庫県美方郡□□村入江□□□字草持□□□番地

住居 同村同字番地不詳

農業兼炭燒業

T 爲次郎

明治十七年□月□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事眞野歡三郎関与陪審ノ評議ニ付シテ犯罪事實ヲ認メ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ陪審員ニ支給シタル分ヲ除キ之ヲ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ數年来ノ病氣其他ニ因ル失費ニ加ヘ病弱ノ身ニシテ十分家業ニ努ムルヲ得ス其間借財生シ生計豊ナラス昭和五年七月頃ニ至リテハ右借財償還ノ期モ近ツキ居リシヨリ其金策ニ窮シ居リタルモノナル処同月二十日居村□□□大野谷ノ炭燒場ニ於テ炭燒作業中昭和四年九月二十五日自己ノ居住セル同郡同村入江□□□所在KM國松所有ノ木造茅葺ニ階建一棟外自己所有ノ二棟ノ建物ニ対シ自己所有名義ノ下ニOS海上火災保險株式会社ト保險金一千五百円保險期間一ヶ年ノ火災保險契約ヲ締結シ居レルヲ想起シ此際失火ト認ラル、如キ方法ニヨリ該建物ニ放火シ之ヲ燒燬シテ右保險金ヲ領得セムト決意シ同所ニ置キアリタル古粉炭ヲ呷ニ入レ居宅ニ持帰ル際当日炭燒竈ヨリ取出シタル発火ノ虞アル粉炭ヲ之ニ混入シ全日午後二時過頃其呷ヲ自宅ニ持帰り午後八時頃之ヲ更ニ自宅ニ階板敷上ニ置キアリシ數束ノ積藁ニ寄掛テ置キ相当時間經過ノ後之ヨリ発火シテ火災ト為リ得可キ装置ヲ施シ遂ニ翌二十一日午前二時半頃右装置ヨリ火災ヲ生セシメ前示建物中土藏ノ一部ヲ除キ其他ヲ全部燒燬スルニ至リタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ尚同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用中陪審員ニ支給シタル分ヲ除キタルモノハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ之ヲ被告人ノ負担トス可キモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年五月十九日

神戸地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 友眞碩太郎 印

判事 小泉 敏次 印
判事 高橋猪久次 印

⑧神戸地方裁判所詐欺被告事件昭和六年五月一九日判決

昭和六年五月十九日

裁判所書記三明壽郎印

昭和五年檢第四四七号

昭和六年五月二十日判決確定上訴權放棄

判決

本籍 兵庫県美方郡□□村入江□□□字草持□□□番地

住居 同村同字番地不詳

農業兼炭燒業

T 爲次郎

明治十七年□月□日生

右者ニ対スル詐欺未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事眞野歡三郎関与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役壹年ニ処ス

理 由

被告人ハ數年来ノ病氣其他ニ因ル失費ニ加ヘ病弱ノ身ニシテ十分家業ニ努ムルヲ得ス其間借財生シ生計豊ナラス昭和五年七月頃ニ至リテハ右借財償還ノ期モ近ツキ居リシヨリ其金

策ニ窮シ居リタルモノナル処同月二十日居村□□□大野谷ノ炭燒場ニ於テ炭燒作業中昭和四年九月二十五日自己ノ居住セル同村所在KM國松所有ノ木造茅葺二階建一棟外自己所有ノ二棟ノ建物ニ対シ自己所有名義ノ下ニOS海上火災保險株式会社ト保險金一千五百円保險期間一ヶ年ノ火災保險契約ヲ締結シ居レルヲ想起シ此際失火ト認メラル、如キ方法ニ依リ該建物ニ放火シ之ヲ燒燬シテ右保險金ヲ騙取セムコトヲ企テ同所ニ置キアリタル古粉炭ヲ吠ニ入レ居宅ニ持帰ル際当日炭燒竈ヨリ取出シタル発火ノ虞アル粉炭ヲ之ニ混入シ同日午後二時過頃其吠ヲ自宅ニ持帰り午後八時頃之ヲ更ニ自宅ニ階板敷上ニ置キアリシ数束ノ積藁ニ寄掛テ置キ相当時間経過ノ後之ヨリ発火シテ火災ト為リ得キ装置ヲ施シ遂ニ翌二十一日午前二時半頃右装置ヨリ火災ヲ生セシメ前示建物中土藏ノ一部ヲ除キ其他ヲ全部燒燬シタル後數時間ヲ経テ現場ニ来リタル叙上保險会社MK代理店事務員NM政吏ニ対シ右火災力失火ニ因ルモノナル旨虚偽ノ事實ヲ申述ヘ且前示保險ニ関スル証書ヲ手交シテ該保險金受領ノ手續ヲ依頼シタルモ未タ其支払ヲ受ケス之カ騙取ノ目的ヲ遂ケサルモノナリ右事實ハ被告人ニ対スル予審判事ノ強制処分ニ於ケル被疑者トシテノ訊問調査ニ其旨ノ供述記載アルト同判事ノ第一乃至第三回被告人訊問調査ニ夫々被告人力前ノ取調ノ際申述ヘタル通りニ相違ナキ旨供述セルコトノ記載アルトニ徴シ之ヲ認ムルニ足ル法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百五十条第二百四十六条第一項ニ該当スルヲ以テ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役壹年ニ処ス可キモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年五月十九日

神戸地方裁判所刑事第一部

百七十三條第一項ニ依リ之ヲ被害者亡庄司はる江ノ遺産相続人□□次三郎ニ還付シ訴訟費用中陪審費用ヲ除キタルモノハ同法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ヲシテ之ヲ負擔セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十三年五月十九日

神戸地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 島津兼三郎 印

判事 大塚 俊勝 印

判事 小田 久藏 印

3 高松

②高松地方裁判所放火被告事件昭和七年七月二十九日判決

判決

本籍 香川県丸亀市□□町□番地

住居 同所 ST半治方

足袋職

ST 一夫

明治四十三年十二月□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事小野謙三関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役貳年六月ニ処ス

但シ未決勾留日数中四十日ヲ本刑ニ算入ス

公訴裁判費用（陪審費用ハ除ク）ハ被告人ノ負擔トス

理由

被告人ハ父半治ノ足袋製造販売業ヲ手伝ヒ居ル者ナルトコロ近時其營業不振ニ陥リ負債嵩ミタルヨリ自宅ニ放火シテ之ヲ焼燬シ以テ一面債權者ノ同情ヲ得テ債務支払ノ猶予ヲ受ケ他面半治ノ加入セル動産保険金ヲ入手シ併セテ親族ノ同情ニ依リ金錢ノ貸与ヲ受ケテ之ヲ資金ト為シ父半治ト協力シ家業ニ勉勵シテ家運ヲ挽回セント企テ昭和七年四月二十二日午前一時頃丸亀市□□町□番地所在ノ被告人及父母弟妹ノ居住セル住宅ノ一部タル釜屋ノ竈ノ前ニ在リタル焚付入木箱内ノ反古紙布切等ヲ燐寸ヲ以テ放火シ因テ右釜屋北側ノ棚、腰板、柱同シク西側ノ風呂場ノ囲板等ニ延焼セシメテ同家屋ヲ焼燬セシメタルモノナリ
以上ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シテ之ヲ判断シタルモノナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八條ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ犯情憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條六十八條第七十一條ニ依リ法定ノ減輕ヲ為シ其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定シ同法第二十一條ニ依リ未決勾留ノ一部ヲ本刑ニ算入シ公訴裁判費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシテ負擔セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年七月二十九日

高松地方裁判所刑事部

裁判長判事

内藤諒太郎

判事

小林 種吉

判事

神戸敬太郎

右臈本也

昭和十一年七月七日

高松地方裁判所検事局 角印

裁判所書記 中内 茂一 印

②大審院放火上告事件昭和七年二月一四日判決

昭和七年十一月十四日宣告

裁判所書記橋本橋本清吉

昭和七年（れ）第一、三二二号

判決書

本籍並住居 香川県丸亀市□□町□番地ST半治方

足袋職

ST 一夫

明治四十三年十二月□日生

右放火被告事件ニ付昭和七年七月二十九日高松地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實

ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人長野國助、中村皎久上告趣意書第一点陪審ニ於ケル公判準備期日ニハ必ス弁護人ノ出頭ヲ要シ弁護人出頭スルニ非サレハ取調ヲ為スコトヲ得ス之レ陪審法第四十條第二項ニ依リ明定セラルル所トス然ルニ本件公判準備調書（記録第三八八丁）ヲ査閲スルニ弁護人出頭シタル旨ノ記載ナシ然ラハ右公判準備期日ニ於テハ弁護人ノ出廷ナクシテ其ノ取調ヘヲ為シタル違法アルモノト謂ハサル可ラス夫レ陪審ニ於ケル公判準備期日ニ必ス弁護人ノ出頭ヲ必要トシタル所以ハ被告人ノ防禦力ヲ原告官タル檢事ノ攻撃力ト拮抗セシメ以テ所謂當事者對等主義ヲ貫徹セシメントノ趣旨ニシテ近世各国ノ刑事立法亦何レモ之ヲ採用ス蓋シ被告人ハ原告官タル檢事ニ比シ刑事訴訟法上ノ地位對等ナリ等トハ机上学者ノ空論ニシテ實際ハ決シテ左様ノ者ニアラス原告官タル檢事ハ強大ナル国家ノ權力ヲ背景トシ豐富ナル法律智識ト練熟セル法律技能トヲ有シ加フルニ警察的威力ト事實的圧力ヲ把持スル多數ノ補助機關ヲ縱横ニ驅使シ其ノ目的ヲ達スルカ為ニハ被告人ノ利害ノ如キハ必スシモ其ノ眼中ニ存スル所ニアラス反之刑事被告人ニ在リテハ普通身体ノ拘束ヲ受ケ身心ノ自由ヲ失ヒ其ノ生殺与奪ハ一ニ原告官タル檢事ノ手中ニ存スルカ如ク妄信シ戦々競々タル状態ニ在ルハ一般ノ事例ナルカ故ニ檢事ノ攻撃力ニ比シ被告人ノ防禦力ノ微弱ナルコト到底日ヲ同フシテ論ス可ラス茲ニ於テ近世ノ立法ハ被告人ニ配スルニ檢事ト同シク法律ニ堪能ナル弁護人ヲ以テシ専ラ被告人ノ權利利益ノ伸張ヲ図ル実ニ弁護人ハ被告人ノ能力補充機關タルト同時ニ又唯一ノ利益代表機關タリ而シテ此事タル単リ被告人ノ利益ノ為ニ必要ナルノ

ミナラス一國司法權ノ運用ヲ公正ナラシムル為メ必要ナルカ故ニ概ネ重罪犯人ニ對シテハ必ス弁護人ヲ附スルヲ要シ若シ被告人ノ為弁護人存セサルトキハ國家ハ之レカ為特ニ弁護人ヲ選任スル義務ヲ有ス特ニ陪審ノ制度ニ於テハ如何ナル事件ニ在リテモ常ニ弁護人ヲ必要トシ其ノ公判ニ於ケルト公判準備ノ手續ニ於ケルトニヨリ區別アルコトナシ陪審ニ於ケル公判準備ノ重要ナルコトハ今更叙説ヲ要セス全事件ノ運命ハ此取調ニヨリ略ホ定マルモノト言フヘク又特ニ注目スルヲ要スルハ此公判準備ノ取調ニヨリ被告人カ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ討議ニ付スルコトヲ得サルコト之レナリ（陪審法第七條）即チ被告人ハ公判ノ準備ニ於テ公訴事實ヲ或ハ争フコトヲ得ヘク或ハ認ムルコトヲ得ヘシ然レトモ一度之ヲ認メタルトキハ最早陪審ノ評議ニ浴スルコトヲ得サルカ故ニ此期日ハ被告人ニ取リ最モ重要ニシテ法律ガ弁護人ノ出頭ヲ必要トシタルコト洵ニ故アリト言フヘシ然ルニ原審カ弁護人ノ出廷ナクシテ上記取調ヲ為シタルハ陪審法第四十條第二項ノ根本精神ニ背反シ從ツテ同法第百三條ニ依ル刑事訴訟法第四百十條第十號ニ基キ当然上告ノ理由トナリ到底破毀ヲ免レサルモノト信ス仍ホ該公判準備調書ニハ殆ント其ノ終末（記録四一八丁）ニ到リ弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ云々ノ記載アルモ如何ナル弁護人カ出頭シタルヤハ不明ナルノミナラス右調書ニハ普通記載スヘキ場所ニ弁護人出頭シタル旨ノ記載ナキカ故ニ仮リニ弁護人出頭シタリトスルモ果シテ何時出廷シタルヤ不明ニシテ仮リニ若シ此時（即チ弁護人發問シタリトスルトキ）ニ至リ弁護人出頭シタルモノトセハ此時ハ既ニ總テノ取調ヘ殆ント終了シタルモノナルカ故ニ結局重要ナル大部分ノ取調ヘハ弁護人ノ立會ナクシテ行ハレタルノ違法アルモノト謂ハサル可ラスト云ヒ第二點陪審法第四十五條ニハ公判準備調書ニハ出頭シタル弁護人ノ氏名ヲ記載スヘキ旨規定シアルニ拘ラス本件準備調書ニハ

右記載ヲ缺クカ故ニ該調書ニ依リテハ果シテ本件公判準備ノ取調ヘカ適法ニ行ハレタルヤ否ヤ不明ナリト言ハサル可ラス抑モ本條カ公判準備調書ニ特ニ弁護人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要スルモノトナシタルハ同法第四十條第二項ノ精神ヲ承ケ公判ノ準備手續ニ於テ果シテ弁護權ノ行使アリタルヤ否ヤ又被告ノ利益ノ為メノ主張アリタルヤ否ヤ明カニセントセル趣旨ニ出テタルモノナルコト勿論ニシテ而シテ右取調カ果シテ適法ニ行ハレタリヤ否ヤハ該調書ヲ措キテ之ヲ立証スルコト法律上不能ナルカ故ニ結局右取調ハ違法ニシテ且ツ該公判準備調書モ亦違法ナルカ故ニ結局本件ハ被告人ニ對スル關係ニ於テハ公判準備ノ取調ナカリシト同様ノ違法アルモノト論斷スルヲ正當ナリト信スト云フニアリ仍ツテ記録ヲ查スルニ本件公判準備調書ニハ弁護人ノ氏名ヲ挙ケテ其ノ出頭シタルコトノ記載ナシト雖弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問シ証人ノ喚問ヲ申請シタル旨ノ記載アリ（記録四一八丁）而シテ其ノ記載ハ弁護人カ其ノ訴訟行為ヲ為シタル際ニ出頭シタルコトノ特記ニアラサルヲ以テ一般公判調書ノ記載例ヨリ推ストキハ弁護人ハ開廷ノ始メヨリ出頭シタルモノナルコトヲ知り得ヘキカ故ニ右調書ニ依リテ弁護人ノ氏名ヲ知ルヲ得サルノ憾アリト雖既ニ出頭シタルコトヲ認メ得ル以上ハ陪審法第四十條第二項ノ要件ヲ具備シタルモノト謂フヘク同法第四十五條ニハ公判準備調書ニハ出頭シタル弁護人ノ氏名ヲ記載スヘキコトヲ規定シアリト雖這ハ同法第四十條第二項ノ手續ヲ遵守シタルコトヲ明記スヘク其ノ當然ノ結果トシテ弁護人ノ氏名ヲ揚クルヲ要ストナシタルモノナルヲ以テ右説明ノ如ク苟モ弁護人ノ出頭シタルコトノ記載アル以上ハ同法第四十條第二項ノ手續ノ履踐アリタルコトヲ知り得ヘキカ故ニ公判準備調書記載ノ要件トシテ要求スル同法第四十五條ノ法意ヲ充シタルモノニシテ其ノ弁護人ノ氏名ノ記載ナシトスルモ其ノ瑕疵ハ未タ以テ同調書ノ無効ヲ

明治□□年□月□□日生

右被告人貞次ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事加藤治之丞関与ノ上陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人貞次ヲ懲役貳年ニ処ス
但參年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ被告人貞次ノ負担トス

理 由

被告人貞次ノ実弟MM國重（当三十三年）ハ性粗暴ニシテ酒癖悪ク曩ニ窃盜罪ニヨリ二回処罰セラレタルコトアリ一家隣人ニ嫌疑セラレ居タルモノナル処昭和四年一月十日夜被告人貞次ノ実兄高知県香美郡□□村□□MM伊勢次方ニ於テ同人ノ長男清兼ノ婚姻祝賀ノ宴開カレ其席上國重ハ酔餘客人ニ對シ罵詈暴行ヲ加ヘ非礼甚シカリシヨリ被告人貞次ハ國重ヲ戒メ且之ヲ宥メントシタルニ同人ハ却テ反抗シ火箸ヲ以テ被告人貞次ノ頸部ヲ毆打シ遂ニ伊勢次方本家前庭ニ於テ格闘シタルモ宴席ニ列シ居タル巡查小笠原正豊等ノ制スル所トナリ同人等ニ於テ國重ヲ伊勢次方隠居家ニ連行シタリ然ルニ同人ノ暴行猶止マサリシヨリ小笠原巡查ハ國重ヲ懲戒センカ為メ細紐（押収第一号証）ヲ以テ同人ノ両手ヲ縛シタルモ被告人貞次ノ乞ニヨリ之ヲ解キタル処國重ハ被告人貞次ニ對シ親兄弟ヲ殺害スヘシ其住家ヲ焼払フヘシト放言シ炉辺ニアリタル出刃庖丁ヲ振上ケタルヨリ被告人貞次ハ再ヒ國重

ト格闘シ同人ニ於テ出刃庖丁ヲ床上ニ落シタルモ當時酩酊シ居タル被告人貞次ハ寧ロ同人ヲ殺害シ一家隣人ノ禍根ヲ絶ツニ如カスト決意シ翌十一日午前一時頃右隠居家ニ於テ手近ニアリタル右細綱ヲ以テ國重ノ頸部ニ巻付ケ同人ノ背部ヨリ強ク之ヲ絞付ケ窒息ニ因リ即死セシメ其後間モナク該犯行發覺前□□村□□巡查駐在所巡查小笠原正豊ニ對シ自首シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人貞次ノ右所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ同条ヲ適用シ所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキ処所犯情状憫諒ス可キモノナルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ則リ刑ノ減輕ヲ為シ被告人貞次ヲ懲役二年ニ処スヘク尚右犯行ノ動機犯行当時被告人貞次カ酩酊シ居タル事実被害者國重ノ素行等ニ鑑ミ右刑ノ執行ヲ猶予スヘキヲ相当ト認ムルヲ以テ同法第二十五条ニ則リ三年間之ヲ猶豫スヘク陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人貞次ヲシテ全部之ヲ負担スヘキモノトシ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月二十日

高知地方裁判所刑事部

裁判長判事 多田常太郎 印

判事 川崎 恒二 印

判事 山崎寅之助 印

②殺人被告事件昭和六年五月二十九日判決

昭和六年五月二十九日宣告

裁判所書記北添清美印

判決

本籍並住居

高知県幡多郡□□村字□□□□□□□□□□

樽屋職

YH 銀松

明治□□□□年□月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事加藤治之丞関与ノ上事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役四年ニ處ス

但シ未決勾留日数中四十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル庖丁一挺（証第一号）ハ之ヲ没收ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其妻フキカ数年前肩書居村字□□□□OM熊江ナル者ト色情關係アリタル際同部落民□□義道等ノ仲裁アリシ為メ之ヲ許容シ右兩名モ亦其關係ヲ絶ツニ至リタルモ昭和六年一月頃ヨリ亦復其關係ヲ結フニ至リ且被告人カ其妻ト共ニ其頃ヨリ約四十日間右熊江ニ雇ハレ同人ノ製炭事業ニ従事シタル賃金二十七八円ニ対シ再三其支払ノ請求ヲ為シタルモ其都度却テ熊江ヨリ殴打其他ノ暴行ヲ受ケ心中甚ク同人ヲ恨ミ居タル折柄同年二月十五日

妻フキカ被告人方ヲ家出逃走シ次テ熊江モ亦同月十七日ヨリ其行衛ヲ晦スニ至リ部落民間ニ於テ右兩名カ相俱ニ出奔シタルモノナリトノ風評專ラナリシヨリ被告人ハ憤怒ノ情ニ堪ベサリシトコロ同月二十二日午後二時頃熊江カ同部落ニ立帰リタルコトヲ聞知シタルニ依リ同日更ニ熊江ニ対シ前記賃金ノ支払ヲ請求シ若シ之ヲ拒絶セラルルニ於テハ寧ロ同人ヲ殺害シテ平素ノ恨ヲ霽サムト決意シ同日午後四時頃自宅ニ在リタル庖丁（証第一号）ヲ携ヘテ熊江ノ居宅ニ出向キタルモ同人不在ノ為メ自宅ニ引返ヘス途中同□□県道ナル俗ニロンドント称スル県道上ニ於テ熊江ニ出会シタルニ依リ同人ニ対シ先ツ賃金ノ支払ヲ求メタルニ同人ノ為メ殴打セラレタルヲ以テ被告人ハ即時同所ニ於テ所携ノ前記庖丁ニテ熊江ノ右胸前面部四箇所ヲ突刺シ同人ヲシテ大動脈管ノ損傷ニ因ル多量出血ノ為メ急性貧血ヲ惹起セシメテ即死セシメ因テ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中四十日ヲ右本刑ニ算入シ押収ニ係ル庖丁一挺（証第一号）ハ本件犯罪行為ノ用ニ供セラレタルモノニシテ被告人ノ所有ニ屬スルモノナルヲ以テ同法第十九条ヲ適用シテ之ヲ没収シ尚訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ從ヒ被告人ヲシテ其全部ヲ負担セシムヘキモノトス

被告辯護人ハ被告人ノ本件行為ハ正当防衛ノ程度ヲ超エタルモノナルヲ以テ其刑ヲ減輕又ハ免除スヘキモノナル旨主張スレトモ当裁判所ハ之ヲ採用セス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年五月二十九日

重ヲシテ其ノ全部ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年七月七日

高知地方裁判所刑事部

裁判長判事	柴田 貞輝 印
判事	佐藤 智彦 印
判事	平峯 隆 印

六 新聞報道に見る陪審公判

神戸は『神戸又新日報』『神戸新聞』『大阪朝日新聞・神戸版』、徳島は『徳島毎日新聞』『香川新報』『大坂朝日新聞・徳島高知版』、高松は『香川新報』『四国民報』『大阪朝日新聞・四国版・香川愛媛版・香川版』、高知は『土陽新聞』『大阪朝日新聞・徳島高知版・高知版』を中心として、陪審公判に関する報道を収録した。

それに加えて、陪審法施行に先立って行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝活動、陪審法の解説、陪審法廷の構造、陪審模擬裁判、昭和三（一九二八）年一〇月一日の司法記念日に天皇が大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸した状況、司法大臣、大審院長、大阪地方裁判所長、同検事正などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録した。

（注）本稿では、朝刊・夕刊の区別は表示しなかった。夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配送された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事は、人名を除き旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

1 神戸

（一）陪審法の実施に関する報道

1 「大阪朝日」昭和三年一月一日

われ／＼が裁判に関与できる時が来た

六十五坪の新築大法廷で

本年十月から

去る十二年公布されて以来、司法当局でパンフレットに、映画に劇に講演に宣伝これ努める一方、関係司法官をして欧米諸先進国におけるそれを研鑽、考究させて来た陪審法ⅡⅡ専門の裁判官の外に素人であるところの一般民衆を裁判手続に参加させるといふ制度ⅡⅡは、いよ／＼今年の秋十月から実施されることゝなったので、全国各地裁判所ではこれが準備に忙殺され、現に神戸地方裁判所でも、旧冬十一月、三百六十名の陪審員を抽籤で任命し、引続き畑工務店に請負はせて、現庁舎東南隅の空地に三層楼鉄筋コンクリート、延坪三百六十五坪、陪審法廷にあてるための新庁舎を建築中である。設計によると該新庁舎は、旧庁の一、二階から各渡り廊下でつなぎ、階下を供託局、公衆控室、判検事、書記の各宿直室、弁護士室、同窓接室、暖房室、倉庫などに、二階は中央に約六十坪の陪審法

廷、その他に弁護士、合議、事務、評議、陪審員各室、三階を三つの陪審員の寢室、食堂、浴室、洗面室などに充てる計画で、工費十余万円、初夏の候までには落成させる予定で、折角工を急いでゐる。

この様に陪審法は、既に準備、研究期をはなれて実行期に入つてゐるに拘はらず、一般にはなほその本質、内容が普く知れわたつてをらぬために、往々この制度に対して誤解がある様だが、我が邦の制度は欧米のそれと異なり、その主とするところは立憲政治の本旨を全うする点、即ち従来国民の関与翼賛を経た立法、行政と国務以外、政府で単独でやつて来た司法にも国民を関与させて、国の生命である正義を維持し、それによつて国家の興隆、国力の伸張をはかるといふのが、該法の根本精神である。

なほ、陪審員は、日本の国民で年齢三十歳以上、かつ二年以上同じ市町村内に住んで直接国税三円以上を納め、読み書きの出来るものうちから、各地方裁判所で抽籤により所要の候補者を選任し、事件のあるごとに三十六人の陪審員を抽きだし、うち更に検事と被告人のともに信用する十二人を選んで法廷に列席させる。

また、この陪審にかける裁判は、刑事事件に限られ、第一に法で定められたもの、即ち地方裁判所に属する重罪のうち、被告が犯罪を自白した場合と選挙違反又は騒擾罪、軍機秘密などの犯罪を除くすべてと、第二に被告人から特に請求したときは、例へ犯罪が窃盗、詐欺の様な区裁判所（注、地方裁判所が正しい）に属する軽いものでも、被告人からの求めにより、これをいはゆる請求陪審事件として審理する定めとなつてをり、神戸地方裁判所管内では、すでに陪審員の人選も終へ、施行される日の勅令発布と法廷の建築落成をまつのみとなつた。

2 「神戸又新」昭和三年三月一日

特別議会に陪審部設置費

司法省から提出する予定

優遇費は他省の振合を考慮

来る特別議会に提案すべき予算については、司法省は政府当局の意嚮及び他省との振合を考慮してゐるが、目下の処では陪審準備及び陪審部設置に要する費用を、実施期まで来る十月一日に是非とも要求する必要あり、前者は臨時部三十七万円、經常部十二万三千七百円計五十九万三千七百円、後者は經常部のみで百〇一万六千円を要求する筈である。

而して、原法相の理想案である、司法官と行政官の差遇をなくし、判検事書記並に職員優遇費六十一万五千七百円、（全部經常費、前回の閣議において承認された額）は、他省との振合を見て提案する意向であると。

3 「神戸新聞」昭和三年三月一五日

陪審法裁判長の勅任は事実上駄目

議會解散の祟り

当初の計画は台なし

陪審法の実施は、漸次近づいて来たが、これが実施に當つて、全国五十一地方裁判所中

東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸等の六大都市にある各地方裁判所だけは、最も模範的に陪審法の精神を発揚せしめようとしてゐる。ところが、この陪審法も過般の議會解散の祟りで、予算が実行予算となったため、事実上障碍を来したわけで、当初の陪審法の裁判長は勅任級の判事をもつてあて、検事は検事正か少くとも次席検事をもつてほしいといふ司法省の希望は全く望み薄いものとなり、前記の六大都市各地方裁判所は勿論、控訴院所在地の宮城、札幌、長崎、広島等の裁判所なども必然的に、従来画策し来つた裁判長を勅任とするといふ計画も画餅に帰したわけである。

従つて、東京地方裁判所では、最初の計画であつた控訴院の遠藤裁判長（勅任）を転任せしめること及び控訴院第三部長として令名ある沼裁判長を東京地方裁判所の陪審部第一部裁判長とすべく内定したのであるが、暫らく沙汰止みとならう。（東京電話）

4 「神戸新聞」昭和三年四月一三日

司法官の大異動、陪審法の実施に備ふるため

有力な判検事を地方へ配置

人選準備に着手

司法省では、来る八月、全国各裁判所にわたつて判検事の定期異動を行はずであるが、本年は十月一日より陪審法が実施されることになつてゐるので、陪審裁判に精通する判検事を各地方裁判所に配置する必要があり、殊に七月八日には二十二年間大審院判事として活動して来た刑事第一部代理部長平野猶太郎氏、十一月三日には刑事裁判にかけては横田

前院長の片腕と称せられたほどの第三部長磯谷幸次郎氏が停年に達するので、その補填を行ふ必要があり、相当大規模の異動となるので、小原次官、清水人事課長の手許において、既にそれ／＼人選準備に着手した。この大異動の結果は、司法省内部及び東京地方裁判所判検事中から、相当有力な人が地方の各地方裁判所へ配置されることとなるであらうといはれてゐる。（東京電話）

5 「神戸新聞」昭和三年四月二〇日

陪審法の話（一）

素人の裁判参与

神戸地方裁判所長

東 龜五郎

普選が布かれて「明るい政治」が謳歌される、陪審法はまた「明るい裁判」でなければならぬ、日本の陪審法も愈本年十月から実施されることになった。陪審員の資格者や候補者はもとより、全民衆は陪審法の如何なるものであるかを心得なければならぬ、今回神戸地方裁判所長東龜五郎氏を煩はして陪審法の講話を請ひ、これを続載することにした。

国民の自覚

日本の陪審法は、大正十二年に帝國議會の協賛を経て発布になつたのであります。それは、丁度五年間の猶予を得て、大正十七年即ち昭和三年度から実施すると云ふことに相成つたので、これは日本の法制からいへば非常に重大なる変革で、これをよく行ふか、或は悪く行ふかといふことは、我国臣民にとつて非常に重大な問題であります。で、

これを良く行ふといふのには、国民が一般に自覚をする、即ち国民をして陪審法が如何なるものであるといふことを知らしめることが、何うしても実施準備をする上において第一の手段であつて、また最後の事業であります。

裁判に参与

陪審制度といへば、何れの国においても行はれる制度で、素人が裁判に関係するといふことに外ならぬのであります。これまでの裁判は、総て裁判官といふ官吏が独断で専行し來つたのであるが、それに法律や裁判に経験のない人をして参加せしめるといふのが、先づ陪審制度の根本であります。英国のジュリーの裁判といふのは、これをいふのであります。この思想は、即ち国民をして裁判に参与せしめるといふ思想で、これは何れの国においてもあつたので、支那ではやはりその思想が以前にあつた様に思はれる。孟子の梁の恵王章句の中にも、「左右皆殺す可し、聴くこと勿れ、諸大夫皆曰く殺す可しと、聴く事勿れ、国人皆曰く殺す可しと、然して後に之を察し殺す可きを見て、然して後に之を殺す可し」とあります、即ちこれは国民をして裁判せしめるといふ主旨であつたのであります、が併し支那ではそれは実際には行はれてゐなかつたのである。

陪審の起源

外国の歴史によると、ギリシャやローマの昔においても、多数の国民が集まつて裁判をしたといふ歴史がある。現にアテネにおいては、重大なる事件があると、三十歳以上の男子が、沢山白と黒の貝殻を皆手に手に持つて、若し調べた上で有罪なれば黒い石を投ずるし、無罪なれば白の石を投ずるといふ様なことで、丁度今日の議会で投票する時の様な方法で、有罪無罪を決するといふことが行はれた。ローマの国民議会でも、重大な裁判をさ

ういふ風な筆法でやつたといふ歴史があるのである。これが、今日のやはり国民が裁判に参与すると云ふ起源になつたのである。併し、今日の陪審制度が形に現れたのは、イギリスが始めてで、今より八百年前（十二世紀）に行はれ、それが十八世紀即ち今より二百年前にフランス大革命の後にフランスが陪審制度を採用したのである。次に、ドイツ、イタリア、その他のヨーロッパ諸国に伝はり、米国では建国の最初から陪審の制度を採用してゐる、それはイギリスの元植民地であつたからであります。

6 「神戸新聞」昭和三年四月二二日

陪審法の話（二）

我国における起源と槇村事件

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

我国に於ては、古来裁判に人民が参与したと云ふ歴史上においては余り徴すべきものがないのである。陪審と云ふ思想と言葉の現れたのは、明治の初年に岩倉大使がヨーロッパ諸国を巡遊した時の記録、即ち特命全權大使欧米回覧実記と云ふ記録において、ジュリーと云ふ陪審員が参加して裁判したと云ふことが書いてあります。然るに、これが遇我国に陪審を試みると云ふ動機となつたのである、それは明治六年の頃で、京都に有名な槇村事件と云ふのがあつた、丁度それに現れたのであります。この当時の日本には、ジュリー即ち陪審と云ふこと思想は、相当に世人に知られてをったものと見えて、かう云ふ俗歌が花柳界一般に流行したさうである、「恋の裁きがジュリーをつけて、粋な裁判して欲しい、」

これによると明治初年には、ジュリーと云ふことが相当に世人に知られてをったものと見えます。今申した槇村事件と云ふのは、何ういふことであつたかと云ふと、当時即ち明治の初年維新の大業に従事した人達が、皆明治時代の官吏になつたが、その中でも薩長の人達が、陸海軍または行政府と云ふ様な方面に勢力を張つて、殆どその藩閥以外の者が驥足を延ばすと云ふことが出来なかつた。あたかも、明治四年に司法省が出来、而して裁判と云ふものが明治五年に設定されたのである。そこで、所謂藩閥以外の秀才と云ふのが、その裁判の方に入つて仕事をした。主として、薩長に対して土肥の人達が司法部に関係したのである。だが、何れも明治初年において、所謂国家の枢機に當つてその大業に従事した人達でも、この司法とか裁判とか云ふ方面に対しては非常に暗く、また非常にこれをうるさがつたものである。その結果は、司法裁判に暗い薩長の行政部と、司法官との間に各所で軋轢が起つたのである。当時京都の裁判所長であつた人で、北畠治房と云ふ人があつたが、この人は天誅組に関係して人格高潔な士であつた。また一方に、京都府の知事とか参事とか云ふ行政部の人達が、今日の知事なんかと違つて専擅な遣方をしてをつたのであるから、自然こゝでも司法部と行政部との確執と云ふものが絶えなかつたのである。然るに、丁度その時に、京都の小野組（主人は小野善右衛門）と云ふ、今日で云へば御用商人といつた様な富豪があつて、この人は京都から遷都の際には十万円も寄付したといふ位な人であつたのであるが、その富豪が京都にをつては仕事において非常に不便があるといふことを感じて、東京へ転籍しようとして府庁へ願書を提出した、転籍の理由は、表面は左の様な理由、即ち請負なんかをするといふといちいち本籍の証明を取らんければならぬ関係があるので、既に東京へ遷都して各官庁とも東京にあるので、仕事をするには京都にをつては

と云ふのであつた。併し実際は、さうでなくして御用商人であるから、府庁の方で時々昔の御用商人と云つた様な負担を命じたのが、仕うも困ると云ふのが根本の理由であつたのである。

7 「神戸新聞」昭和三年四月二三日

陪審法の話 (三)

我国に於る起源と槇村事件

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

以上の都合で、小野組では何れにしても、東京その他へ転籍をしようとかゝつたところが、府庁では本人を呼び出して、それをやめると云つた様なことを厳命して、却々転籍の願ひを聞きとゞけて呉れなかつた。ところが、その頃は現在の様に行政官の不当処分に対し、裁判する行政裁判所がなかつたので、それで司法省第十六号と云ふ布達によつて「地方官及びその戸長等が人民からの願書或は届書等についてこれを壅閉した時には、その人民からその地方裁判所へ訴へること苦しからず」と云ふ布達があつたのであります。そこで、小野善右衛門から、府庁が転籍願を聞届けないと云ふのは人民の願ひ出を壅閉するものであると云ふので、司法省へ訴へ出たのである。丁度今日の行政裁判所へ対して行政訴訟をするのと同じである。所が前申した通り、司法部と行政部との軋轢があつたのだから、司法省では直にこの当時の知事長谷信篤といふ人と参事の槇村正直両氏を裁判所へ呼出して裁判をした結果、小野組の転籍を直ぐ聞き届けて取扱へといふ裁判をしたのである。然

るに、知事や参事は、裁判所が我々を裁判すると云ふのは怪しからぬ云つて、その裁判に對して一向に請書を出さぬ。その当時は、裁判を受けると請書を出さなければならなかつた、不服なれば上告すると云ふ具合であつたのである、不服で上告もせず、請書も出さぬと云ふので、今度は裁判所の方からは、この両氏に對して違式令と云ふ廉で愈刑事上の裁判をやると云ふことになつたのである。つまり、その裁判に抗拒すると云ふ点からして、今度は違式令によつて懲役を命ずることになつたのであります。然るに、この知事や参事は、勅任や奏任であるために、その頃にはそれを拘留したりまた懲役を言ひ渡すには勅裁を仰がなければならぬのである。取敢ず、その旨を太政官に進達して、かう云ふ事件によつて兩名を拘留して裁判したいからと云ふ承認を求めたのである。ところが、これに對して太政官では困つて了つたのである。僅なことで、知事や参事を拘留すると云ふ様なことは困る、さうかと云つて司法省の言ひ出した法律上の理屈を枉げる訳には行かぬ、それで色々交渉した結果、兎に角榎村を拘留すべく又知事に對して呼出状を渡した、若しその呼出に應じなかつた場合には、拘留をしようといふことに肚を決めておいた結果、漸くにして裁判が開かれるまでになつたが、何うも司法省と行政官庁との軋轢があつて結果が面白くなさうなので、若し何んな裁判をするかも知れぬといった虞れからして、官庁と官庁間との争ひと云ふものについてはこの際、外国の陪審の制度を加味したらよからうと云ふことに意見が一致して、こゝに明治六年九月に太政官達して「京都府知事、参事の裁判の件は陪審相設け候条此度相達し候事」と、急ぎしらへの陪審制度を案出したのである。

8 「神戸新聞」昭和三年四月二四日

陪審法の話(四)

参座制と広澤参議殺し

神戸地方裁判所長

東 龜五郎

その年の十月になつて、また太政官告示で詮議の末に参座と改め、「別紙の通り規則を相定め候」といつて、参座の規則を発表したのである。その参座規則の主たる点は、内閣及び各省から六人の参座を裁判につけるといふことになつたのである。即ち、裁判に他の行政官六人を、今日の陪審員の様にしてつけるといふ規則なのである。その当時参座として出た人々は、その後有名な人が沢山あるが、その参座に依て裁判をした結果、結局知事と参事を懲役百日及贖罪金として知事が四十円参事が卅円の刑を言渡した。当時官吏が懲役を言ひ渡されても、金を出すとそれで済むことになつてゐた。榎村事件は、右申した様な結果で落着したが、その翌年(明治八年)になつて、参議廣澤兵助直臣を暗殺した(明治四年)嫌疑者の裁判が行はれたのである。この廣澤参議は、明治四年に何者かに暗殺され、その当時天皇に於かれては、非常に御軫念あらせられて、是非早く犯人を挙げよとの御言葉があつたために、政府の人が皆躍起となつて犯人を探してをった所、何うも右参議の妾であつたかね子と同家の家令であつた起田正一とが相通じてゐた關係上、参議を殺したのは「かね」であらうと云ふことになつて嫌疑をかけられ、警視庁では兩人を取押へ長い間取調べをしたのである、さうしてその当時のことであるから、今日とは違つて実に慘虐極まる拷問にかけた結果、到頭妾のかねは正一と通じて殺したといふことを自白するに至つた、所が裁判所の方のを見るところでは、それは全く苛酷な拷問の為自白した者で、夫は真

実でないといふ心証を得たので取調べた所、果して兩人とも裁判所へ来てからは、全然否認しつゞけ、自分達でないといふのであった、何うも裁判の成行が無罪にでもなりさうになつて来た、そこで警視庁ではこれを無罪にされたら困ると思つたのであらう、この事件について参座を置いてくれと、つまり陪審によつて裁判をして呉れといふことになつたのである。当時、やはり榎村事件と同様に、内閣及び大蔵省あたりから行政官が六、七人も参座をして、その裁判を行つたのであるが、裁判の結果は矢張無罪といふことになつた、被告の兩名には証拠がないといふことになつて了つたのである。今まで申した様に、結局明治六年に参座制を設けて八年までの間に、放火事件等も数件それによつて裁判をしたのであるが、結局それもその後廃止になつた、(丁度西南戦争「明治十年」)の起るころであつて、さうしたゴタゴタからであらうか)。以上の如く、我が国には、もう既に明治の初年において、今日の陪審制度に似た制度が行はれて、さき程申した際にジュリーをつけて裁判をして欲しいといつた様な俗歌まで流行したのであるが、其後は段々忘れられて了つて、裁判に陪審をつける等と云ふ様なことは全然なかつたのである(尤も此当時の陪審員になつた人は皆各省の官吏であつたが、私が今日お話せんとする陪審法は国民一般より陪審員を取る制度であります)。然るに、吾々が記憶するところによれば、明治廿九年頃に東京の弁護士会から、当時陪審博士と云はれた江木衷氏が中堅となつて、裁判に陪審を設けて呉れといふ建議をしたのである、その当時は、たゞ建議だけで余り世人から顧みられなかつたのであるが、遂に機熟して大正十二年四月十八日法律第五十号を以て發布されたのである。

9 「神戸新聞」昭和三年四月二五日

陪審法の話(五)

我国に陪審法を採用した理由

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

次に、如何なる理由で我国に陪審法を採用するに至つたかといふことについて申して見たい。或人は、今日の裁判官は悪いから陪審員を加へて裁判を良くしようといふ風に議論をする人もある、或はまた今日の裁判には人権蹂躪といふことをする、これは官吏だけが裁判をするからさういふことになるから、人民から裁判員を出せばその弊を除くことが出来、つまり悪い裁判を改良し、その人権蹂躪を防ぐ趣旨からして陪審法を布くと云ふ人もあるのである。併し乍ら、これは皆間違つた考へであるので、実際の所我国では裁判が悪いから陪審を布くと云ふ訳ではなく、また人権蹂躪をするからこれを防ぐために設けると云ふのではないのである、つまり比較的の議論なので、今日の裁判をより良くしようといふのが根本主旨で、所謂錦上さらに花を添へようと云ふ点に於て陪審を布いたのである。殊に、我々司法官及裁判官が外国のそれに比べて非常に悪いとは思へぬので、世人はそれ程司法部を見くびつてゐるとは思へぬ、また人権蹂躪といつたところで、裁判は公開で所謂衆人環視の前で行はれるもので、その裁判に人権蹂躪が行なはれると云ふことは殆ど想像もつかないことである。であるから、今の様な理由で陪審が布かれたのではないのである。

陪審を採用した真の理由は、曾てその発布当時の司法大臣岡野博士が国会において陪審

法提案の理由として述べられたことは、簡単ではあるがその要をつくしてゐると思ふ、即ち「政府が陪審の制度を立て、司法制度の完備を計ることは、今日の事情において最も必要であると認めてこゝに陪審法案を提出した、政府がこの制度の採用を必要とした理由を一言すれば、司法事務に関して或範囲内において、国民をして参与せしめることは、立憲政治の本旨に適ふ所以であると思ふ、殊に晩近人文の益々發達するに伴つて、国民の国務に参与する範圍は漸次拡大する傾向あるの時に當つて、ひとり司法事務に関してのみ依然として国民を無關係の地位に置き、常職裁判官の独断専行に委ねて顧みないのは、社会の変遷と人心の趨向とに鑑みて大いに考慮せねばならないと信ずる、而して、現行制度の行はれる裁判に対しては、国民は敢て不信を抱くものでないと信ずるが、素人たる人民をして裁判手續に参与せしめて裁判に関する理解を得せしめ、また裁判を常職とする裁判官の時に陥らんとするの虞れある弊を匡救し、これによつて国民をして裁判に対する信頼を一層厚からしめ、従つて裁判に悦服せしむることは司法制度としては極めて緊要なことと思ふ」。

かゝる趣旨によつて、我国において陪審制度を採用するに至つたのである、一つは政治上の理由、一つは司法上の理由と二つに分けることが出来ると思ふ。第一政治上の理由と云ふのは、立憲政治の本旨を全うする為なのである。立憲政治の目的と云ふのは、国家の政治即ち国務を行ふ際に、これまでの如くに官吏だけで政治をしない、国民の賛同を得て国民と共に政治をすることが、立憲の本義に適ふといふのである。この目的に向つて立法、行政の二つが、既に三十年の昔からして人民に参与を許してゐるのである。即ち、立法といへば法律を作るといふことなので、そのことは現に帝国議會で行つてゐる、また帝国議

會が予算の議定をしてゐる。行政といへば、国民の福利を進めて行くことが行政なので、例へば道を造るとか、学校を起すとか、或は勸業とか衛生とか云ふ風に直接国民に幸福を与へることを進めて行くのが行政であるが、その行政は既に議會でその一部を議定してゐる、のみならず地方自治体においては、人民より選挙した議員に依りて各種の議會を設け、さうしてその各自自治体の行政を進めてゐる。然るに、その国務の重要な一つであるところの司法部に限つては、未だ曾て国民にその一指を染めしむるに至つてゐないので、全然裁判官と云ふ官僚によつて独断専行せられてゐると云ふことは、実に立憲の本旨たる国民が参与すると云ふ本旨に違つたものである、かう云ふ意味において、国民をして所謂陪審員として裁判に關係せしめると云ふのが、政治上の一つの理由である。

10 「神戸新聞」昭和三年四月二十六日

陪審法の話(六)

我国に陪審法を採用した理由

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

次に、第二の陪審を設けた裁判上の理由としては、只今司法大臣の説明にもある通りに、裁判官は法律専門家である、さうなると法律にとらはれる虞れは必ずしもないとはいへないのである。また、實際法律に捉はれなくつても、世間に随分法律や或は裁判に対して非常に誤解をしてゐる人が少からぬのである、裁判官と云へば法律の権化である法律でかたまった人である、所謂石部金吉と云つた様な融通のきかない人間であると云ふ風に思つて

ある人は少くないのである。それと我国においては、この裁判と云ふものには一向に無關心の人が多いので、裁判所を別世界の様に考へて、まあ成るだけさういふところへは行かない方がよいといふ考へを持ち、「私は一度も裁判所に行ったことがない」といふことを誇りにしてゐる人が少くないのである。これでは、何んな法律を作りまた裁判官を良くしてみたところで、あの裁判官では人情を解せんとか、或は常識がないといふ頭をもつて臨まれる日には、全くこの裁判の信用といふものがなくなる次第である。そこで、この陪審制度と云ふものを布いて、国民一般より陪審員を出して裁判に参与せしめると云ふことになれば、この裁判に対する誤解も去り、また自分がこれに親むと云ふことになり、その結果は裁判の信用を博する上に於て与つて力があると思ふ。これも亦、陪審制度を布いた一つの理由である。先き程申した「ジュリーをつけて粹な裁判して欲しい」と云ふ俗謡も、即ち法律でかたまつた裁判官の中へ、常識に富んだ人民を加へさへすれば、くだけた裁判が出来ると思ふのである。又裁判官とともに、人民自身も加へて裁判をするといふことになると、良くても悪くても先づ安心が出来るといふのである。さうなれば、現在の思想、即ちデモクラシーといふ觀念から見ても、国民が裁判に参与することは、最も時代に適應した制度であると思ふのである。以上申述べたことが理由となつて、陪審の制度が生れたものであらうと思ふ。

11 「神戸新聞」昭和三年四月二七日

陪審法の話(七)

日本陪審法の特徴

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

外国の陪審と日本の陪審法と非常に大きな差異が二つある。第一の特徴としては、外国では陪審員に犯罪の有無を判定さすところの権利を与へてある、有罪か、無罪かと云ふことを判断する権能も与へてあるのである、言葉を換へて云へば、陪審員が無罪だと云へば仕方がない、つまり陪審員にそれほど強い権力を与へてあるのである。然るに、日本の陪審員にはそれ程の権能を与へられてゐない。日本の陪審員には、犯罪構成の要件、即ち犯罪の事実関係のみを評議答申するだけの権能より与へてゐない、例を挙げていへば、日本の陪審法では、こゝに或る殺人事件があつたとすれば、「被告は某を殺したか？何うか」といふ事実を陪審員に評議さすのである、ところが人を殺したからといつても必ずしも有罪とは限つてゐない、陪審員が殺したといふ事実を判断しても、裁判所がそれを有罪にするか、無罪にするか又如何なる刑罰を科するかは、それは法律上の問題で、裁判官に於て之を判断するのである。之に反して、外国の陪審員に於ては、殺した事実ありや否やといふ事実の有無を判断さすだけではなく、進んでこの被告を有罪にするか、無罪にするかといふことを判断さすのである。この点は、非常に大きな差があるのである、結果としては、事実が極く明白である時には、日本では必ず有罪になる場合でも、外国では事実あるなしに拘らず、その被告が気の毒だ、可哀想だといふことになれば、無罪にする例は多々あります。フランスに於て陪審員が当然有罪なるべきものを無罪にした事例がある。その一はラウル・ヴィレンといふ青年が、社会党の首領で代議士であるジャン・ジョーレーを殺した事件である。このジャン・ジョーレーといふ代議士は社会主義の人で、当時フランス

は世界大戦後軍備拡張をするといふことになった、当時ジョーレーが、三年兵役制に反抗して軍備縮小論を唱へたのである。ところが、被告ヴィレンはこれは、怪しからぬ、彼は祖国を売るものである、さうしてドイツ人の玩弄物になり、フランスを滅亡に導くものであるといふ考へ、かうして三年の兵役制に反対するジョーレーは国賊であるとなし、到々千九百十四年の七月三十一日（大正三年）にこのジョーレー代議士が、パリのモンマルトル街のクロアールサン・カフェー店でリュールマルニチー新聞社の社員と一緒に飲食してゐる時に、このヴィレン青年は窓外からピストルを向けて一撃の下に射殺したのである。このヴィレンが何も一時的に興奮した訳ではないので、その年の三月頃からジョーレーの如き国賊は殺してしまはなければならぬといふ考へを持つてをって、その殺す二日程前から毎日々々代議士の後をつけて、ピストルを用意して機会をねらつてをったのである、恰も三十一日午後九時ジョーレーがモンマルトル街のカフェーに入ったのを見届けて、丁度窓の所から三尺離れて腰掛てゐるジョーレーをピストルで射撃し、そのまゝ即死せしめたといふ事犯であるが、ヴィレンは犯行後別に逃もかくれもせず、そこに立つたまゝ、「自分は至高の義務を尽してこれで満足だ、自分は正義のために自分の生命を犠牲にすることが出来て愉快に堪へない」と叫びつゝ、警察にひかれて行つたさうである。勿論、彼は予審及び公判とも全然事実を認めて、寧ろ殺人をしたことを非常に誇りと思つてゐた位だから、この殺人の証拠については一点の疑ひはないのである。然るに、それを陪審にかけたところ、陪審員はその青年に対して非常に同情を寄せ、このヴィレンといふ青年が国のために国賊を射殺したのであるから、かういふ義侠心のある青年を殺人によつて処罰するのは気の毒だといふ様な考へであつたのであらう、結局陪審によつて、その犯行の有無を度外視

して無罪と云ふことにして了つたのである。これ等は、全く感情上の裁断であつて、丁度性質において、日本の甘粕大尉の事件と一緒にあるが、甘粕大尉が殺人をなしたか何うかといふことに対しては議論の余地がなく、その犯行に対しては一点の疑ひはないのである、これ等の事柄を若し日本の陪審によつて裁判する場合は、フランスのそれに反し陪審員においてこれを無罪にする訳にはゆかぬのである、殺した事実ありや否やを日本では陪審員が判断するが、有罪にするか、無罪にするかは裁判官がやるので、陪審員は一向關係がない。こえが即ち、外国と日本との陪審制度に相違のある一の点である。（写真は仏国陪審法廷、右側傍聴席の前×印が陪審席）

12 「神戸新聞」昭和三年五月一日

裁判に干与する陪審員候補欺さる

あまりに皮肉な被害に

裁判所が警戒望む

詐欺の犯罪が益々智的になつて、密会者や留守宅をおどす偽刑事の程度でなく、判事を名乗る大詐欺漢が、三田で超レコードの犯罪を犯した。その巧妙な遣り方に、世間もアツと驚いてゐるか、最近また神戸市内で陪審員候補者をだます詐欺漢が出没し、須磨や葺合等全市に被害が多い。その遣方は、陪審員候補者の調査に名を借り、その宅を訪ひいろいろなことをきいたうへ、本人の写真を出させ、書籍代だといつて十五円を詐取するのであるが、この陪審員候補者は、今秋十月から実施される陪審裁判について、その都度呼出さ

れる資格者で、裁判手続に参加して犯罪事実の有無を答申すべき重要な職務にある、その陪審員候補者が詐欺に罹るといふにいたっては、全く苦笑以上の悲哀といはねばならぬ。兎に角、この不埒漢の横行について、裁判所では嚴重注意方を希望してゐる。

13 「神戸又新」昭和三年五月九日

陪審法実施の爲めに

判検事四百五十名増員

事件数に応じて割当る

司法省では、特別議会に提案した陪審法実施費百二十三万三千二百七円が、無事に通過したので、同省では、施行規則に関する勅令並に陪審員に支給する旅費日当に関する勅令の發布準備にとりかゝつたが、兩勅令とも今月中に發布の予定である。右陪審制実施に伴ひ判事四百四人、検事四十六人の増員振当では、木村調査課長の手許において考究中であつたが、事件数に比例して、東京地方裁判所には三部、大阪地方裁判所には二部、その他の地方裁判所には一部づゝの陪審部を新設し、前記の判検事を割あてることに決定したが、不足のところは普通刑事部の判事及び検事をもつて兼ねしめ、唯陪審主任の判事を配置するにとゞめると。

14 「神戸新聞」昭和三年五月一日

陪審法の話(八)

日本陪審法の特徴

神戸地方裁判所長

東 龜五郎

本篇は、四月中旬の本紙上に連載したもので、その後特別議会の開会並に済南事件のため記事輻輳し、一時中絶するの已むなきに至りました。引続き連載いたします、御愛読を乞ふ。

今一つの例として、有名なカイヨー夫人の事件を紹介して見よう。上臈代議士が、カイヨー夫人の裁判といふ書物を書いてをつたが、これは何ういふことかといふと、フランスでこれも丁度前申したその当時に起つた事件である。則ち、千九百十四年(大正三年)三月フランスの大蔵大臣ジョゼツフ・カイヨー氏の夫人が、夫君の政敵たる巴里フィガロ新聞の主幹ガストン・カルメットと云ふ人を射ち殺した事件である。それは、カルメットと大蔵大臣のカイヨーとは、政治上において非常に意見が違つてをつたのである。カルメットが、自分の新聞を利用して、大臣の数々の悪口及醜行をあげて、毎日々々連載して、それを摘発したのである。それには、随分酷いことが書いてあつたのである。カイヨーといふ大臣は、フランスの国を売るものである、即ちフランスの敵国たるドイツより金を貰つて国の機密を売つてゐると云ふのである、つまり売国奴として取扱つた記事を載せ、また或る死者のプリューと云ふ人の遺産分配に際し、六百万フランを収賄したとか、それからまた詐欺の被告人であるロセツトといふ者の公判を、自分が官権を利用して公判の延期を命じたとかの所謂トンジョー(同大臣の略名)又ラブレター(恋愛文)事件も発表したものである。そのラブレター事件と云ふのは、カイヨー大臣と同夫人とが結婚する前に、互に

ラブレターの取り遣りをした、この秘密の通信を摘発したものである。これは、カイヨー夫人にはすれば、全然新聞社は虚偽のことを捏造してゐるといつてゐるが、兎に角結婚前に起つた甘つたるい手紙をやり取りしてゐたのを発表したものである。それ以外に新聞で百三十八件も公私に亘つて散々な悪口を書いたものである。そこで、カイヨー大臣が非常に立腹して、自分に対して収賄したとか、国の秘密を売つたとか、或は極秘にしてゐる手紙までも発表して捏造するといふに至つては実に怪しからぬ、極度なる名誉の毀損を受けたといふので、カイヨー大臣はカルメットに対して決闘をする決心をしたのである。それを知つた夫人は大いに驚き、今自分の主人であるカイヨー大臣は、フランスに取つてなくならぬ人である、然るに決闘の上で若し死ぬるといふことになれば、フランスのため大損害で、これは何うしても自分が代つて相手を殪さなければならぬといふ考への下に、愈政敵たるカルメットを失脚さすべく、パリ―地方裁判所長のモニエーといふ人に頼みに行つた、「あゝいふ不都合なことを書く新聞は、裁判所の権力で差止まることが出来ないか」といふ相談を持ちかけた。裁判所長も、事件になつてゐない新聞の記事を差止めることは出来ない、一向に膺懲を得ることが出来なかつた。そこで、結局相手を殺して了ふより致し方がないといふことに決心をして、その日直ぐにカスチヌ・ルネットといふ銃砲火薬店へ行つてブローニングのピストルを買ひ求め、それからそのピストルが相当に効力があるか何うかといふことを試すために、地下室へ行つて試験して見たのである、兎に角銃器の有効なことを認めて、それを携帯して帰宅し、自分はもう死を以て望んでゐるのであるから、銀行に立寄つて金庫の整理をした上、「自分の体を国家のために犠牲にする」といふ悲痛な遺書を認め、着物を改め化粧をなし（日本で云へば死装束をなし）、用意万端を

整へてフィガロ新聞社へと出かけた、そしてカルメットに面会を求め、二言、三言言葉を交したる後、不意にピストルでもつて乱射した、遂にカルメットは、無残の即死を遂げたものである。夫人は、予て覚悟の上であるから、警官が来るまでその場所にとゞまつて、穏なしく警官に曳かれて行つた。

15 「神戸新聞」昭和三年五月二二日

陪審法の話（九）

日本陪審法の特徴

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

公判廷にたつたカイヨー夫人は、勿論犯行のすべてを認めた。斯様にして、犯行の事實は至つて明瞭であり、一点の疑ひはないのであるが、陪審にかけた結果、弁護士は巧に陪審員の感情に懇へ、又陪審員も血の多い仏国人のことであるから、昔の烈婦女丈夫に比すべき同夫人を処罰するに忍びなかつたものと見えて、前同様結局無罪といふことになつた。ところが、これに反して、この裁判のあつた少し以前に無政府党のエシール・コツテンといふ被告人が、新聞にもあつた通り、フランスの首相クレマンソーを狙撃したことがある、クレマンソーは幸ひにして、極く軽傷で難を免れることを得たが、このコツテンに対しては陪審員の方では死刑を求めた。米国のヘラルド紙は、大いに冷かして、フランスは不思議な国だ、人を殺して無罪になり、殺さないものが死刑になつたといつた。これは、つまり陪審員が一種の感情に走つたところの判断から来た結果で、上臈代議士が大

正十二年陪審法が決議された時、右のやうな例をあげて、こんな不都合な、全く感情によつて動いてゐる陪審員の態度で結果が決まるのは決して公平な裁判ではない、と極度に反対したものである。けれども、我が国の陪審は、外国のそれとは異つて、有罪とか無罪とかいふことを決するのは裁判官の機能で、陪審員にはその機能がないのである、たゞ犯行の有無を評議して答申するだけに過ぎないから、如上の上臈弁護士がいった様な心配はないのである。

次に、今一つ外国の陪審と日本の陪審の相違する第二の特徴―日本では陪審員の評議は裁判官を羈束しない、即ち裁判官は裁判員の評議に従つても従はなくてもよいと云ふことである。此に反し、外国の陪審員の決議は、裁判官を羈束するのである。此は、外国の陪審と異なる点で、恰も我国の帝国議會が法律案に協賛をなし、天皇これを裁可して法律になるのと同様、陪審員の評議を経て、裁判官が裁判をするのである。故に、陪審員が犯罪事実ありと評決しても、裁判官はこれを採用するも、しなくともよいのである。若し、陪審員の評議が悪ければ、また人を代へて何回でも遣り直しが出来るのである。つまり、議會と同様で、何回でも解散が出来るのと一緒である、が然し議會でも解散を無暗にやることは政治道徳上面白くないのと同様、陪審員の更迭も実際上は度々行ふものではないと思ふが、只論理上は裁判官を羈束せないことに相成つてゐる。

然らば、日本の陪審と外国のそれとは、何故この如き差違を生ずるに至つたかといふと、これは第一憲法上の問題である。陪審員に法律上の決定権を与へるといふことになれば、憲法第五十八条「裁判官は法律に定めた資格を具ふる者をもつてこれに任ず」に抵触するのである。陪審員は法律に定めたる裁判官でないから、裁判の一部を行ふといふことにな

ると、憲法の問題に違反するといふ反対意見があつたので、これを緩和するために、裁判上犯罪事実の有無を評議させるといふことになつたのである。然るに、外国では何故それ程力強い犯罪の決定権が陪審員に与へられてあるかといへば、つまりそれは沿革上さうなつたものである。フランスが陪審法を布いたのは今より二百年前、即ち有名なフランスの大革命後、陪審なるものが裁判に入ったのである、が何故そのフランスに大革命が起つたかと云へば、原因は種々あるが、裁判は秘密に行ひ且つ不公平であり、国王が擅横で裁判官を勝手に指揮し、裁判官に独立の地位を与へず、人民を苦しめるといふことが革命の大原因であつたらしい。そこで、フランス大革命の自由とか、公平とかいふことを標榜して起り、革命成就後においては、裁判の公平、民権拡張を期する為め、即ち英国の陪審制度ジュリーを輸入する事に相成つたのである、然し陪審員にそれだけの権能を与へなければ、折角陪審を布いた所で其効力はないといふので、人民から出た陪審員に非常な権能、即ち有罪無罪迄を決定する力を与へることになつたのである。英国に於て始めて陪審を設けたのも同様の事情である、つまり憲法上将又沿革上より、日本の陪審制度と外国のそれと相違が生じて来た訳である。

以上述べた日本陪審の特徴を約言すれば、

一、外国の陪審は有罪無罪迄も決定するが、日本の陪審は犯罪の事実関係だけを評議答申するだけである。

二、外国の陪審の決定は裁判官を羈束するも、日本の陪審は裁判官を羈束せぬのである。

陪審法の話(十)

日本陪審法の特徴

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

一、何う云ふ事件がいつたい陪審にかかるか

裁判には民事事件と刑事事件とあるが、陪審は刑事事件に就て用ひるだけである。外国では、民事事件にも陪審を用ふる国があるが、我国は民事に陪審を用ひぬ代りに、小作や借家の争議又は商業上の取引より起りし争議には、調停法と云ふ法律ありて、民間より選出した調停委員二、三人と、判事一人が一緒に和解仲裁を試みる方法がある。此調停法の便宜なことは、訴訟の様に六ヶ敷訴状を出すに及ばず又手数料も僅少で済む、必ず本人を呼出し代理人を許さぬから、互に実情も分り意思疎通して、適当な解決が出来る上、調停が成立すればお互の感情も損ねずに済むのである。

商事調停法は、一昨年未施行せられ、爾来一ヶ年間に百数十件の申立あり、大部分は円満に解決して居る。手形や売掛代金の争ひ又は損害賠償事件等に付、之を訴訟として訴へ出づるときは、一年も二年も掛る事件も、極手軽に短時日の内に片付き、当事者相方共に喜んでゐる。調停は、訴訟でなく素人が委員として介在し、裁判所に於て争議を解決する頗る便宜の方法であるが、未だ一般に此趣旨が徹底して居ない様であるから、余談であるが、此機会に注意して置きたい(詳しく事は別に話すであらう)。

偕、陪審は刑事事件に付いてのみ用ふるのであるが、全国では数万件と云ふ犯罪があるのであるから、夫れを悉く陪審手続きによって裁判すると云ふのでは事情が許さぬのである。陪審にかゝる事件と云ふのは、制限されてゐるのである。それを二つに分けて云へば、法定陪審と請求陪審である。

法定陪審とは、比較的重き犯罪、例へば殺人とか放火とか云ふ様な法律により重き死刑又は無期徒刑の刑に当る犯罪において、本人が陪審を請求しなくとも当然法律上これを陪審にかけることになつて居る、之を法定陪審と云ふのである。然し、若し本人が事実を自白した時又は本人が陪審手続を辞退した時には、陪審にかけないことになる。何故かと云へば、陪審と云ふのは犯罪の事実を判断評議されるのであるから、本人が自白してゐる時には、陪審員の評議事項は消滅するのである。結局、本人が否認して犯罪事実を認めない時に、この重大なる犯罪だけが当然陪審にかゝるのである。又陪審は、本人の為に付けるのであるから、本人が此手続きに依ることを辞退した時には、之を付けぬは当然である。次に、請求陪審とは、右申述べた様な左程重大なる犯罪でなくして、窃盗とか詐欺とか云ふ様な罪で(但し重きは三年以上に至る犯罪)被告人から陪審の裁判を請求した場合にかけるのである。であるから、本人が請求しない場合には、陪審にかけずして普通の手続きをもつてやるのである。此本人の請求を待つて掛ける陪審を、請求陪審と云ふのである(軽い犯罪で罰金刑の様なもの、被告人から陪審の請求しても、これは陪審にはかけない。また特別の犯罪、例へば皇室に係した犯罪、選挙に関する犯罪、騒擾罪、軍機の秘密に関する犯罪等は、如何なる重大な犯罪で死刑、無期徒刑に処せられる性質のものである) ても、それは陪審には掛けないのである。

陪審法の話(十一)

陪審法の手続き

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

二、どう云ふ人が陪審員になるか(資格問題)

これは、法律においては、四つの資格が上げられてある。

第一、帝国の国民で三十歳以上の男子たること

第二、引きつゞいて二年以上同一市町村内に居住する者

第三、二年以上直接国税を三円以上納付しつゝあるもの

第四、読み書きの出来る者(小学教育程度)

第一の帝国国民であると云ふことが、最大の要件であるから、外国人がどんなに永く内地に居つても、その資格はないことになる。さうして、三十歳以上の男子と云ふことになつてゐる。イギリスでは、四、五年前から女をも陪審員として採用してゐるが、未だ日本においてはその資格を与へてゐない、女にその資格を与へてをらないと云ふことには別に深い理由はないのであるが、選挙法その他の権衡上からさうなつたものであらう。陪審法は普通選挙法と同時に出来たが、選挙法は二十五歳以上としてゐるに反し、陪審法を三十歳以上と云ふ風にしたのについて大いに議論もあつた様であるが、選挙の方は国務に關係する候補者を上げるだけの能力があれば足りるが、陪審員になると直接本人が裁判に参与するのであるから、多少能力その他の關係上年齢を引き上げる必要があつたかも知れぬ。直接国税なんかでも、選挙法が納税の条件を廃止して仕舞つたのに対し、陪審法は三円と

云ふ納税資格を附したのは、多少恒産のあるものと云ふことになつたのであらうが、その中にはまたこの資格も選挙法と同様撤廃せられるであらう。それから、第四にかゝげた読み書きの出来ると云ふのは、困つた標準だが、どの程度まで行つたらと云ふ標準は、要するに普通日常の用をべんじ得られる程度であればよいと思ふ、具体的にいへば、先づ尋常小学校卒業程度の人なれば差支へないといふことになつてゐる、併しながらイギリスなんかの実際を見て来た人の話によると、随分陪審員の中には宣誓書の読めない人があるといふ、さういふ人が陪審員の十二名の中二、三人はあるとのことである、何時も裁判所で宣誓書を渡してそれを読めといふと、生憎眼鏡を忘れて来たといふのが普通となつてゐるさうである、それは眼鏡を忘れて来たのでなくして、読書を学校へ忘れて来たといふのが本当だらう、と冷笑した人もある。日本でも陪審法を規定した際には、未だ我国に於ては人民の能力がそれ程進んでゐない、つまり教育の程度が低いからと尚早論があつたが、日本なんかは外国のそれに比べると、普通教育を受ける者の割合から云へば決して劣つてゐないのである、現に英国では十二名の中二、三人無筆の人があることを思へば、我国において教育が普及してをらないと云ふのは當つてゐない、元來陪審員に要求するところは、学問や知識を求めるのではないので、つまり純真にして無垢な心を尚ぶのであるから、万事に當つて常識上これを判断すればよろしいのである。

18 「神戸新聞」昭和三年五月一七日

陪審法の話(十二)

陪審法の手続き

学問知識の点から云へば、今日の裁判官に委した方がよいのであるから、陪審の必要もなくなつてしまふ。それで知識や学問に拘泥せず、純真無垢な人の判断を求めよと云ふのが、陪審の目的とするなれば、教育程度を余り議論する必要はないのである。我国に於ても、昔の明治事前の百姓や町人は、特別に学校教育は受けぬが、此等の中で中に常識が発達し判断の堅実な人があつたのである。現にイギリスでは、さう云ふ連中の方が判断の点に於ては非常に堅実で確的にやつてゐると云ふことである。

今申た様に、四要件を備へた人であれば、総て陪審員になる資格があるので、そこで市町村は、毎年九月一日現在管下の人を全部調べ上げて、さうしてこの要件に適つた人を記載した陪審員資格者目簿を作るのであるが、右の要件を備へた人は、神戸に於ては二、三万人はあり、全県下では十万余の多数に上るのである。所が陪審員といふのはさう沢山いない。で法定陪審請求陪審両方合せて仮りに一ヶ年五、六十件あるとすれば、一件について卅六人宛呼出すのであるから、計算上千七、八百人あれば済む訳である。依つて、裁判所では、毎年幾人位陪審員を要するだらうかと云ふ数を予定して、仮りに千五、六百人を要するとすれば、其数を各市町村へ割当るのである。つまり、所用人数を市町村へ割当るものであつて、例へば神戸には三百人、姫路には五十人、何処々々には何人と云ふ風に、手当人の所用人数を全県下の各市町村に割当るのである。割当られた市町村は、其数を前に調べた資格者名簿の中から抽籤で取る、即ち、神戸に有資格者二万五千人ありとすれば、その中から割当られた三百人の人を抽籤で出すのである。その抽籤で出した三百人の人が、

候補者といふことになり、それで各町村では候補者名簿を作つて、それをその年に十一月卅日まで、地方裁判所長に提出する。かうして、翌年の陪審員を確定するのである。

以上述べたる如く、三十歳以上の男子にして、二年以上同一場所に住し、三円以上納税し、且読書の出来る事は、皆陪審員たるの資格ありて、此内より候補者を抽籤で選定するのであるが、此内でも狂者であるとか、或は破産して復権せぬ人とか、聾啞者、盲者又は懲役刑に処せられた人は、欠格者として陪審員にはなれない、又以上の資格を具へた立派な人でも、其人の境遇や或は余人を以て代へ難き職務にある人に対しては、陪審の職務に就かしめない事になつて居る。其種類に属する者は（陪審法第十四条に列記してある）一、
国務大臣二、在職の判検事、陸軍法務官、海軍法務官等十八点である。

19 「神戸新聞」昭和三年五月一八日

陪審法の話（十三）

公判の準備手続き

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

陪審員の構成

こゝに或る事件が起つたとすると、陪審裁判を開くのに先ち、公判準備手續をするのである。公判を開く前に、陪審員を加へず、判事と検事、書記、弁護人立会で、一と通り被告人を調べたり、証人を指定したりして、公判へかける前の準備をして置く。今日は公判になつてから証人を申請して、更に呼び出したりするが、陪審に呼び出す前に、準備とし

てさういふことを先にやっておくのである。

さうした準備手続きが済んでから後に、公判の期日を決めて、陪審員に出頭せよといふことになるのである。その当日には、一事件について三十六人の陪審員を、陪審候補者名簿の中から裁判所内で順番に呼び出す、一事件に兎に角三十六人の陪審員を呼び出して、先づ其中から十二人だけ、事件に関係する人を決める。之を陪審の構成と謂ふのであって、然らば陪審の構成はどういふ風にして十二人を極めるかといふと、三十六人の中で或はこの日に全部出頭しないかも知れぬから（病氣其他の理由で）、兎に角廿四人集まった時に、いち／＼裁判長が陪審員の名を呼んで、被告人と検事とによって、その陪審員の必要な数だけ選り取りさせるのである。

この選定について、忌避と云ふことがある。忌避と云ふのは、検事と被告とが陪審員の中から不適當と思ふ人を排斥することを云ふのである。それは、被告の方で甲陪審員は困るといへば、それでその人を省く、また乙の陪審員は、検事の方からその人は被告人と関係があつていけないから忌避すると云へば、是亦省くことになる。かういふ風に、被告人と検事の両方面から忌避するのである。忌避は、両者において、その陪審員はいやならいやといへば、それでよいので、其理由を説明する必要はないのである。段々と今の様な方法で、陪審員をまびいていった結果、後に十二人残れば、結局それが裁判に關係する陪審員といふことになるのである。ところが、いったい忌避は何の程度まで出来るかといふと、忌避を無制限にすると陪審の構成が出来ないから、法律の上では基本数（十二人）を除いた後の人数を、半分づゝ検事と被告人とによつて忌避が出来るのである。例へば、三十六人より基本数の十二人を引いた、残り二十四人の半分づつだけ双方で忌避が出来る。検事

も十二人でできれば、被告も十二人出来るといふ訳で、無制限には忌避を許さない。尤も、忌避が少かつた時には、抽籤で結局十二人だけ決めるのである（注、実際には、出頭した陪審員候補者を抽籤で順次一名づつ呼び出して、検事と被告人が忌避しなければ正陪審員となり、それが二名に達するまで行う）。

かういふ風にして、陪審員の構成が終れば、愈公判の手續に取りかゝるのである、その時に、裁判長が各陪審員に向つて宣誓を要求する。宣誓とは「良心に従ひ公平、誠実にその職務を行ふべきことを誓ふ」といふ宣誓書を裁判長が起立して朗読し、各陪審員にその宣誓書に署名捺印せしめる。宣誓を読み上げて、それに自分の名が書けない様な人は、陪審員にはなれないことになる。その宣誓が済むと、今度は事件の審理にかゝるのである。

審理の手續は、今日とは別に変つたことはないで、先づ検事が被告事件の陳述をなし、被告人がこれに対して弁解するのである。被告人に弁解せしめた後に、裁判所は被告人に（注、まず被告人専門を行い、次に証拠物を示し又は証人の取調をなして、次に犯罪の事実の有無に就ての検事の意見及弁護人の弁論又は被告の陳述を聞き、最後に裁判長は陪審員に向つて説示といふことをするのである。裁判長の説示といふのは、事件の内容はかういふことになつてを、検事はかう云ふ風な論告をしてを、被告人はこれに対してかう陳述してを、証人は被告人に対してこんな証言をなしてを、又此証拠物は斯様になつてを、といふ風に今まで法廷に現れた事実關係と、証拠關係を素人の陪審員に、微細に亘つてよく頭に入る様に説示するのである。これは、陪審裁判における裁判長の一番骨の折れる仕事なのである。この説示が済んでから、裁判長は問書を陪審員に渡す。問書といふのは、或問を書面に口記して陪審員に対し評議の上答申する様、陪審員に命じるのである。

20 「神戸新聞」昭和三年五月一九日

陪審法の話（十四）

公判に於る手続き

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

これは、例へば殺人事件とあれば、先づ人を殺したといふ証拠がなければならぬ、その要件、性質を説明して、被告人はかういふことをした事実ありや否やと云ふことを問ふのであつて、裁判員が「然り」または「然らず」と答へが出来る様な言句で、その問書に記されてあるのである。陪審員は、裁判長からその問書を受取ると、それを持って評議するため評議室に入る、この評議室には陪審員以外は誰も入れない、こゝは陪審員のみで領分なのである、その評議室に入った十二人の陪審員は、議事整理の為陪審員長といふ議長を互選して後、各自その問書にかゝれてある問題に従つて意見を申述べ、さうして此の問題を如何にするかといふことを決するのである。

この評議によつて、犯罪事実を認めるには、過半数の意見に依つて決定するので、若し十二人のうち六人づゝ半半といふことになれば、つまり水掛論で罪の有無が疑はしいことになるから、其時は被告人の利益の方に決定することになるのである。斯様にして、評議が纏まつたときは、其結果を答申書といふものを作つて、陪審員長署名捺印して、裁判長に提出する。答申書には、第一の問題について「然り」又は「然らず」といふ結果だけを書けばよいのである、故に殺したかいふのに対して然りと云へば殺したことになり、然らずと云へば殺さないと云ふことになるのである。理由は、少しもつける必要がない。また、

理由をつけることが出来ないのである、たゞ結果の判断だけを書けばいゝのである。評議が済めば、答申書を持つて公判廷へ現れ、裁判長に渡し、裁判長は書記に問及び答申書を朗読させたのち、陪審員を退廷させる。之れで、陪審員の任務は終るのである。

陪審員の答申に依りて、事実なしといふことになれば、被告人に無罪を言渡すことになるが、之に反し犯罪事実ありといふことになれば、次に検事がこれに対して法律点、刑の量定について意見を述べ、弁護士、被告人がこれに対して陳述したる後、最後に裁判長は、裁判員の答申した事実法令を適用して、刑を言渡すことになるのである。併し、陪審の答申が、裁判所に於て初めより不当と認めたら、その手続きを中止し、事件を更に他の陪審の評議に附することが出来るのである。これは、前回にも述べた如く、外国の陪審と異なる日本陪審の特徴の一端、陪審員の評議は裁判所を羈束せぬから、余りに陪審員の評議が不当なりと思ふときは、裁判所に於て更に別の陪審を構成して評議を仕直すのである。

21 「神戸新聞」昭和三年五月二〇日

陪審法の話（十五）

公判に於る手続き

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

陪審手続に依り言渡した判決に対しては、控訴を許さぬ、只法律点について不当があれば上告が出来る丈である。例へば、陪審員の中に資格のない者が入つてゐたとか、或は判事が法律に違反して事件を取扱つた時のみに限り、大審院へ上告することが出来る。此に

反して、陪審に於ける事実認定を攻撃する場合、例へば殺さないのに殺人の事実を認定したるは不当なりと云ふが如き上訴は之を許さず、事実関係は第一審で確定するのである。

陪審裁判に付ても又利害得失は免れぬので、此迄陪審の弊害に付て挙げられたる点の少からぬ故に、よく其弊害あることを察して、其弊に陥らぬ様にせねばならぬ。即ち、陪審裁判についての欠点として挙げられたる点は、

一、陪審員十二人のものが裁判に関係するのであるが、この多数の者が共にやると互ひに責任をなすり合ふと云ふことになり易い、つまり真面目に頭を使ふと云ふことがなくなる虞れがある。また、陪審の評決には、その理由をつけられない、たゞその犯罪事実の有無を決めるのであるから、往々にして無責任のことが起り易い。また、陪審員は官僚でないから、服務規律によってその行動を拘束せられることなく、自由であるために、従つて責任観念は薄くなることあり得る。

二、陪審員は裁判に馴れない人であるから、よく被告人や弁護士なんかの弁論や挙動、その環境によって、只管感情に陥り易い虞れがある。例へば、前述のラウル・ビーレン事件とかカイヨー夫人の事件等も全く感情の裁判で、ヤレ気の毒であるとか、可哀さうであるから無罪にしてやれといふ風になり易い欠点がある。婦人の陪審員が、被告人が非常に美人であつたり又は自分より立派な着物を着てゐると、或は一種の嫉妬心から、その罪を重く評決したりした例は外国にあるといふことである。

三、陪審について最も恐るべき弊害といふのは、買収とか威嚇とかいふことが行はれることである。選挙で選挙人を買収したり、威嚇したりする様な風に、また外部からさういふ威嚇行為買収行為によって不正手段が行はれる虞れがないともいへない。素人同士であるから、或人が陪審員になつたことを聞くと、その被告人関係者や親族等がやつて来て、種々なる方法でその陪審員を買収したりせないと限らない。このごろ余りさういふことはないが、世界で一番陪審の成績がいゝと云はれてゐるイギリスでも、昔は中に買収行為、威嚇行為といふものが盛んに行はれたものである。

以上述べた所は、陪審制に伴ふ弊害である。大正十二年陪審法が我帝国議会で提案されたとき、上皇代議士等が右の弊害ある点を高調して、非常に之に反対されたのである。乍然如何なる制度でも、一利一害あるは免れざるもので、我国現行の議会制度でも又現行の普通裁判制度でも、明治維新後外国の制度に模倣して始めたものであるが、今日では立派に其成果を挙げつゝあるに鑑み、陪審制度も其弊のある所を察して、其弊に陥らぬ様に心掛けたならば、外国のそれに比して寧ろより以上の美果を収め得ることと思ふ、又さうしなればならぬのである。

22 「神戸新聞」昭和三年五月二日

陪審法の話(十六)

陪審員の心得

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

最後に、陪審員の心得を申述べておくが、

一、陪審員は、裁判の基礎となる事実関係を評議するのであるから、全く白紙の状態にて法廷に臨み、予断を懐いてはならぬ、即ち世間の評判や新聞記事等を顧慮することなく、

只法廷に現れた事実関係と証拠に依つてのみ判断することを要する。又陪審員は、公明正大に、私心を挟んではならぬことは勿論で、所謂威武に屈せず、私のために移らざる底の大勇猛心を以て所信を貫くことを要する。陪審の評議は、陪審員が公務員としての職務の執行なれば、左の義務に違背すれば、洗職罪として処分を免れぬであらう。

二、呼出を受けたら、是非出頭しなくてはならぬ、つまり出頭の義務があるのである（若し正当の理由なくして呼出に応じない場合は五百円以下の科料に処せられる）。

三、陪審員には、宣誓の義務がある（宣誓を拒絶すればこれ亦五百円以下の科料に処せられる）。

四、公判に列した陪審員は、評議が終るまで徒らに他人と交通をしたり退廷をしてはならぬ。此は、陪審員に取りては、一番に迷惑な義務であるが、之は評議の公正を期する上に必要なるのみならず、又一面関係者よりの請託買収威脅等より陪審員を保護することになるのである。故に、事件審理は二日以上に亘る時は、裁判所の指定した宿舎に入ること相成つて居る。只今建築中の陪審法廷には、同時に宿舎をも建築し、相当不自由のない設備をなしつゝある。尤も、陪審事件は、公判前に準備手続をなすことになって居るから、成るべく事件は其日に終結し、二日以上に亘る場合は少なからうと思ふ。

五、陪審員は、評議した事実内容を、絶対に秘密にしなければならぬ義務がある。評議の際誰が何といったとか、又自分は斯様の主張をしたとかいふことを漏すときは、其人が後日被告人の関係者より、迫害を受ける等の危険があつて、以来陪審員になる者はない様に立至るかも知れず、斯くては折角の陪審制度も破産するより外ないのである、故に陪審員の評議の内容は事件の終了後と雖も、決して漏らしてはならぬのである。之は、陪審員自

身の自衛の上から云ふも必要な事であるから、法律は此秘密を守らなかつた者に対して千円以下の罰金に処することに相成つて居る。又評議の内容を、新聞社が発表すると一層重大である、もしそれを犯した新聞社は、その代表者が二千元以下の罰金に処せらるゝことになってをる。

なほ、陪審の費用については、法定陪審費用は国庫の負担であるが、請求陪審の時は若し事件が被告人に有罪となつた場合には、請求人が費用を負担することになる。

以上を以て、陪審法の概要を述べたが、詳細のことは、各陪審法条に就て研究を待つより外ない、申すまでもなく陪審制度の実施は、我国法制上の一大変革であり、之を善用する与否とは、実に我國民の休戚に関する次第であるから、國民一般の自覚を促したいと思ふ。（終）

23 「法律新聞」昭和三年六月五日

司法省陪審宣伝並各地法況

大阪控訴院管内

第三班 安東特派員

△神戸

神戸市に於ける講演会は、五月九日午後七時から、県庁前神戸小学校講堂に於て開会された。これより先、裁判所側では、神戸市及明石市を中心として、付近の陪審員候補者六百余名に案内状を發し、其他市中の立看板、ビラの撒布等に依り宣伝方法に手抜きなかつ

た為め、聴衆は定刻前から轟々と詰掛け、其数約二千有余名と注せられた。聴て、講師大阪控訴院検事國分丸治氏は、「陪審法に就て」なる題下に「陪審裁判は国民の声を聞き、民衆の意思に触れて裁判する制度であるから、此意味に於て一に之を国民的裁判或は又民衆的裁判とも云ふことが出来るのである」とて、陪審制度の下に国民が国家の司法権に關与するの権利を獲得した所以をのべ、此陪審制度の創始に關する沿革として明治三十三年に日本弁護士協會が之を提唱し、次で同四十二年に政友会から建議案として之を議會に提出した次第より、遂に大正十二年四月原内閣時代に法律第五十号を以て陪審法の發布を見るに至った経過及び此法律制定の理由とした第一には我国今日の立憲政体上最早司法にも民衆の参与を許さなければならぬ必要を認めて来たのと、第二には裁判官の裁判は公平ではあるが、往々理性に走つて情理が欠乏する処から、裁判所と人民との接近を計るといふ司法上實際の理由からも此制度の創始を見るに至った所以を述べ、結局国民の代表が裁判に干与することゝなれば、裁判に於て国民に安心と諦めがつくことゝなるから、此点から見ても陪審制度は実に理想的の裁判制度であると断じ、次に裁判官と検事の職責の差異に及び「検事の起訴がなければ、たとへ如何なる犯罪事実があらうとも、裁判官に於て勝手に裁判を始めることは出来ない。検事の職責は、犯罪事件を起訴して刑罰を要求するにあるけれども、さればと云つて検事は必ずしも総ゆる犯罪を起訴するとは限らない。成る可く罰せずして刑罰の目的が達せらるれば、それに越したことはないのであるから、或は微罪不検挙、起訴猶予、不起訴等の処分によつて、年々放免する人は無数にある」とて、昨年度大阪控訴院管内及び特に神戸地方裁判所管内に於ける不起訴処分の件数が起訴処分の件数の約三倍にも上つた事を挙げ、次に日本の陪審制度と欧米各国の陪審制度との差異を述

べ、一面陪審裁判の弊害として陪審員が兎角感情に支配せられ請託に左右せらるゝの点に及び陪審員さへしつかりして居れば決して心配するに及ばずとて、英国に於ける陪審裁判の実際を述べ、陪審員の権利義務として、被告人証人を訊問するの権利、旅費日当を請求するの権利、法廷に於て宣誓するの義務、他人と言語を交へざる義務、答申の義務、評議に付て秘密を守るの義務等を説明し、「天皇の御名に於てする裁判に關与するのであるから、陪審員の職責は最も神聖なものであると同時に又最も重大な権利義務を負担するものである」とて、陪審員が最も真面目に此職務を遂行するの覚悟を必要とする所以を教へ、最後に国民一般に対する要望として、「陪審員は国家の安危に關する刑事裁判に干与するものであるから、一般国民は決して陪審員に対して誘導請託等の事をしては成らないのみならず、陪審員は法廷に現はれる証拠だけに依つて事件の判断をするのであるから、証人の義務をよく弁へ知るを知るとし、知らざるを知らずとして陪審員の任務を完全に尽させるやう心懸けて欲しいものである」と結んだ。次で、例に依り活動写真「屍は語らず」の映写に入り、聴衆に多大の感動を与へて、午後十一時散会した。

事件の激増する神戸裁判所

区裁判所判事一人の負担六百件

神戸地方裁判所長 東 龜五郎氏談

当管内に於ける陪審法宣伝は、陪審員候補者を中心として、既に数十回も試みた。事に模擬裁判の如きは、全国中恐らく神戸が其魁を為したので、神戸の弁護士全体が発起とな

り、千円以上の金を抛出して演劇の筋書を作り、裁判所も亦之に協力して陪審法宣伝に努めたことは一再に止まらない。亦昨年の夏には、当市の衛生組合が発起となり、一ヶ月間引続き衛生に関する講話と陪審に関する講話とを併せ試みたので、裁判所側でも一日の休みもなく講演して歩いた事などもある。又最近には、当地の新聞社の請に依り、私が陪審に関する談話を試みて、其内容を目下毎日各新聞紙に連載して居るといふ有様である。右の様な事情であるから、陪審員候補者も陪審法に対する理会は既に十分に出来、陪審員となることは小作調停委員と同じ様に、一種の名譽職であると思つて居る者が多いのは非常に喜ばしい現象である。陪審法廷も目下着々と建築進捗中であるが、来る七月二十日迄には完成する予定である。陪審法実施の暁に果してどれだけ的事件が法廷に現はれるか、これは一寸予想を許さないけれども、従来 of 統計上から強いて予想をするれば一ヶ年五、六十件位には上るだらうと思つて居る。

当裁判所に現はれる事件として殊に目立つて居るのは、兎に角開港地であるだけに、民事としては船舶に関する訴訟が比較的大きく又其件数も多いのである。又刑事事件としては、港湾関係の犯罪即ち密輸出入事件、営利誘拐事件等が其多くを占めて居る。外国人事件も相当にあるが、殊に目立ったものはない。それも大部分は、支那人であつて、欧米人の犯罪は極めて少いのである。之に反し、民事では欧米人関係の事件も可成りにある。

当管内にも、小作争議は相当に多い。事件は、裁判所にも現はれるが、先づ調停で大概は片附いて居る。調停は中々六ヶ敷いもので、最後の五分間といふところで話が纏まらず、それが為め往々徹夜までして調停事務を進めたことさへある。さうかと云つて、それが為めに特に専属の判事を置くといふことは出来ないので、部長、監督判事は開廷日と否に係らず毎日出勤して、事件の審理を進めて居る。而かも、事件は益々殖へる一方で、現に区裁判所判事一人の負担が六百件以上にも当つて居るといふ有様で、此上は人を増して貰ふより外に途はないと考へて居る。

協調的精神の漲る

神戸の朝野法曹

神戸弁護士会長

松野士十氏談

陪審法宣伝に付ては、当弁護士会としても、裁判所の協力の下に、これ迄も模擬裁判を始め、其他いろ／＼な試みを催した結果、陪審員候補者其他一般公衆の頭に多少なり陪審法の精神を吹込み得たことを、非常に喜んで居る次第である。今回又裁判所側と共に、当弁護士会も主宰者の一として講演会を催す上は、従来にも増して好成績を齎らすことを信じて疑はない。

裁判所と弁護士会との協議会は、まだ実行しては居ない。しかし、いくら協議会を催しても、其協議事項の実行が伴はなければ何の役にも立たないのであるから、過般裁判所側とも相談の結果、殊更ら協議会などと云ふ名称を用ゐず、時々茶話会でも催して、裁判事務取扱上の意思疎通を謀る位の程度に止めて置いた方が、却て双方の協調を増し、親睦を加ふる所以であるといふ趣旨の下に、時々茶話会なり晚餐会なりを催すことに話が決まつて居る。総選挙や其他の差支の為め、まだ一回も催してはゐないが、近い内裁判所側とも相談の上、早速此計画の実行に取掛る考である。しかし、裁判所と弁護士会との関係は、

従来とても頗る円満に行はれ、曾て一回たりとも面倒な問題が起つた事はなく、殆ど全国に比を見ない迄に協調的精神が漲つて居るのは、私達の誇りとして大に喜んで居る次第である。開廷時間なども裁判所との協定がよく出来て居る結果、民事々件などは大概午後一時位迄には済んで行くといふ有様である。

24 「大阪朝日阪神版」昭和三年六月五日

陪審候補者に注意書

沿線各町村が

陪審制の実施が近づいたのに付け入り、各地の陪審員候補者の宅を訪問し、素性経歴を鹿爪らしく問ひ訊した後、陪審制に関する書籍発行に名を藉り金を詐取して廻る不正漢が続出する趣で、神戸地方検事局から注意があつたので、阪神沿道各町村では、四日区内の各候補者に対し注意書を配布した。

25 「大阪朝日阪神版」昭和三年六月七日

三人組の詐欺師

陪審員候補者を種に阪神沿線を荒らす

豪遊中湊川署へ

横浜から阪神沿線一帯を股にかけて、陪審員候補者から被害五千元に上る詐欺を働いた

三人組の犯人が、このほど湊川署へ検挙された。一月程以前から、神戸市仲町三丁目坂井旅館に三人連れの男が止宿してゐたが、毎夜豪遊を続けてゐるので不審に思ひ、同署員が本署に引致取調べると、右は自称熊本県玉名郡石貫村字宮尾平島直記(三十八)、新潟県刈羽郡野田村字野里佐原末策(三十八)、横浜市南吉田町田中茂一郎(二十九)で、前記平島が陪審法調査研究部長なる名刺を作り、後の二人が調査員となり、各市町村役場より各地の陪審員候補者の住所氏名の通知を受け、本年一月中旬横浜市を振り出しに、四月中旬来神し神戸市は勿論尼ヶ崎、西宮、明石、姫路の各市にわたり、陪審員候補者の自宅を訪問し、「貴下は日本において最初の陪審員施行に際し、候補者選ばれた名誉ある方である、ついでに候補者名簿を作つて、全国中小学校、図書館等の配布したいから、御賛成を願ふ」とうまく話を持ち出し、本人の原籍、生年月日、経歴等を聞いて、これを手帳に筆記し、家人を信用せしめて八円から十五円までの予約申込金を交付せしめてゐたもので、被害者は三百人に達してゐる。

26 「神戸又新」昭和三年六月一九日

陪審法の話 1

今年の十月から、国民の意見を加えて

実施される新しい裁判

民衆の裁判への進出を意味する陪審制度は、いよ／＼今年の秋十月から実施されることになつたので、司法省を総帥として全国各府県の裁判所では、笛や太鼓の鳴物入りで、大

童のプロパガンダを行つてゐる。——神戸地方裁判所々長東さんも「陪審法のためなら…」とあつて、従来司法官が持つてゐた引込み主義の殻を叩き破つて、勇敢に、自ら駒を街頭に進めた——「民衆よ我等の陪審制度を誤ることなく育てやう」と。

荘厳な大法廷

新しい裁判を行ふ神戸の陪審法廷は、昨年十一月に起工し以来今日まで着々と工事が進められ、どうやら七分通りが出来上つた。来る七月末までには、全部の工事を終る予定で、今や工場の槌の音は新しい制度のいしづえをかためるべく、いさましく力強く響いてゐる。この法廷は、十万六千七百円余の工費予算で、鉄筋コンクリート栗色タイル張り三階建の立派な建築で、一階は供託局、倉庫、宿直室、暖房室、公衆控所、二階は陪審大法廷、弁護士室、陪審員評議室、会議室、陪審員控室、事務員検事室、公衆ホール、証人ホール、三階は陪審員宿舎、食堂、浴場、洗面所、廷丁室等合計約二十坪からなつてゐる、全敷地面積は三百六十余坪に亘り、このうち陪審大法廷は五十尺に三十六尺の、法廷としては広大なもので、その内部は判官席、検事席、書記席、陪審員席、証人席、被告席、新聞記者席、傍聴人席、弁護士人席等が設けられ、装飾がほどこされることになつてゐる。

陪審制度とは

さて、陪審制度とは一体どんなものか？この制度は、裁判所の構成に人民を加へた制度とも、又裁判に民意を問ふ制度とも云ひ得られる。今までの裁判は、裁判官と云ふお役人のみで行つてゐたのを、今度からは、陪審員といふ平の人民が加はつて、親しく意見を述べることになつたのである。だから陪審員は、陪審制度の要件で、英国ではジュリーと呼ばれ、これには、役者よろしい、鍛冶屋よろしい、呉服屋よろしい、大工よろしい、う

どんやよろしい、法界やよろしい、——凡そ国民は等しく陪審員になり得るのが理論上当然であるが、そこには知識、能力、職業上の関係、その他を参酌して一定の制限が設けられてゐる。日本では、三十余項の除外例があるが、原則としては、

- 一、日本臣民の男子で三十歳以上の者
- 二、引続き二年以上同一市町村内に居住してゐる者
- 三、引続き二年以上国税三円以上を納めてゐる者
- 四、読み書きが出来る者

との四つの要項に当る者なら、誰でもなれることになつてゐる。

(写真は七分通り工を終つた神戸の陪審法廷と東所長)

27 「神戸又新」昭和三年六月二一日

陪審法の話 2

来十月から実施される

陪審制の起源

陪審の起源は、遠くギリシア、ローマの昔にたづねることが出来る。現にアテネでは、大きい事件があると、三十歳以上の男子が白と黒との貝殻を夫れく手に持つて有罪意見ならば黒の石を投じ、無罪意見ならば白の石を投じて、黒白の多少により有罪無罪を決することが行はれた。又ローマの国民議会では、重大な事件は同様の方法で裁判したと云ふことが伝へられてゐる。然し、今日の陪審制度が、形の上に現はれたのは、先づ仏蘭西が

その初めのやうである。ルイ十四世、十五世等の専制君主が、司法権を濫用して、罪はなくても政治上の反対意見を持つ者はどんく「バスチューユ」監獄へほうり込んだ……こうした虐政のもとに例の大革命が起き、革命後司法権の濫用を監視する為め、陪審制度が実施されたのである。その後、逐時欧州では大方の国々が之を行ふやうになった。

わが日本では

明治維新前の日本では、専横非道の裁判が求めた苛酷な罪科に、無辜の民が泣いた例は幾らもあるが、人民が裁判に加はって裁判の公平を期した例は殆ど見当らぬ。英語のジュリー（陪審）といふ言葉が、日本に渡つて来たのは明治初年の事で、岩倉公の海外視察記に見へてゐるのが初めであらう。鎖国三百年の夢からさめて、海外の新らしい施設を視察した岩倉公はじめ日本の使臣たちが、当時英国の所謂、トライアル・バイ・ジュリー（陪審裁判）を見てどんなに驚いたことだらう。「恋の裁きにやジュリーをつけて粹な裁判してほしい」と、其後こんな俗謡が唄はれてゐたと云ふのによつても、如何に当時の人々が陪審裁判の公正にあこがれてゐたか判る——陪審に類する裁判が、日本で行はれかけたのは、まったくそこ頃からのことである。

最初は参座制

京都府の参事榎村正直等が、御用商人小野組に加へた弾圧に端を發して、違式令の罪に問はれた事件が、明治六年九月の太政官告示で陪審にかけられる事になり、亟いでその年の十月、参座制が太政官告示で發布され、内閣及び各省から六人の参座が、この事件にもつけられて審理された結果、榎村及び当時の府知事は、懲役百日、罰金として知事が四十円、参事が三十四円に処せられたことは、「榎村事件」として人の知る処である。その後、

明治八年参議廣澤兵助直臣が、何者かに殺害された事件があつた。当時、皇室におかせられても非常に御軫念あらせられ、「是非早く犯人を挙げよ」との御言葉があつたため、その筋では躍起となつて犯人検挙にあせつた。たまく参議の妾であつたかね子といふ女と同家の家令起田正一とが関係してゐた処から、かねを容疑者として検挙した、苛酷極まる拷問の末殺人罪に問はれ参座裁判に附された、公判廷でかねは涙ながらに罪の一切を否認した結果遂に無罪となつた——、参座制は、実に我国陪審制度の濫觴である。

28 「神戸又新」昭和三年六月二二日

陪審法の話 3

来十月から実施される

陪審員資格

陪審裁判のエレメントである陪審員の資格は、曩に記した通り、年令三十歳以上の日本男子で、二年以上同一市町村内に住み、三年以上直接国税三円以上を納付してゐる、読み書きの出来るもの、と云ふのが原則であるが、之にはいろいろ議論があつて、先づ三円以上の国税制限を設けた事からして、時代錯誤の甚だしいものであるけれども、こゝではさうした議論は省いて、先づ陪審員は、どうして選出されるかといふことを順序上記さう。

選出するには

陪審員を選出するには、前記の資格に基いて、市町村長は、毎年九月一日現在で、管下の人を全部調べあげて、陪審員資格者名簿をつくるのである。ところが、此資格者名簿に

よると、兵庫県のように全県下に十万人からの資格者があるが、実際には陪審員はさほど沢山いらぬので、裁判所では、統計により裁判に附するべき事件数を予め定め、之によって一ヶ年に要する陪審員数を算出し、この数を各市町村に割当てる、市町村では、先にこしらへた資格者名簿の中から、抽選で割当てられた所要人員を選出する。この選出された人を陪審員候補者といひ、市町村長は、これを名簿に作って、その年の十一月三十日まで地方裁判所長に提出する。この提出した者が、翌年の陪審員として、事件のある度に呼び出されるのである。

本件の候補者

神戸地方裁判所でも、本年度から実施されるのに先だつて、昨年十一月末までに合計二千四百五十七名の陪審員候補者が決まった。これを郡市別に示すと、次の通りである。

△神戸市(三六〇人) △西宮市(三〇人) △尼崎市(三二人) △明石市(四〇人) △姫路市(五〇人) △武庫郡(一五七人) △川辺郡(一〇六人) △有馬郡(六二人) △(九一人) △美囊郡(六〇人) △多紀郡(八三人) △氷上郡(九四人) △飾磨郡(一二五人) △加古郡(八五人) △印南郡(五二人) △神崎郡(六九人) △加東郡(八三人) △川西郡(五八人) △多可郡(五二人) △揖保郡(一八〇) △赤穂郡(六六人) △宍粟郡(二七人) △佐用郡(三四人) △城崎郡(五六人) △出石郡(三一人) △養父郡(三四人) △朝来郡(三一人) △美方郡(四二人) △津名郡(二六七人) △三原郡(二〇〇人)

噴飯的な挿話

この選ばれた五市二十五郡に亘る合計二千四百五十七人の者こそ、兵庫県では、栄ある陪審員としてはじめて裁判に参与することの出来る人たちであるが、これが選出は、今回

がはじめてあるだけに、市町村当局にはいろいろの苦勞もあつたが、その間には、吹き出す様なエピソードもある。その一つ——神戸市がはじめて選出した三百六十人のうちに、花隈町一六三芸術家中西定吉と云ふのがあつた、係の市吏員は早速定吉にあて、「陪審員候補者に選定候条……」と云つた様な文句の辞令を送つた。ところが数日の後、定吉さんの家族の者が市役所に飛んできて「陪審員なんて飛んでもない……何んともア皮肉な」と、之は又陪審員候補者に選ばれて欲ぶかと思へば、素晴らしいけんまくだつた。種々事情を聞いてみると、定吉さんは琴のお師匠さんで、あきめくらだつた。のみならず文字は一字も知らぬといふ。かくては、読み書きが出来る者といふ資格条件にはまらう筈がなく、やむなく失格となつたさうである。

29 「神戸又新」昭和三年六月二三日

陪審法の話 4

来十月から実施される

虎さんの抱負

民衆が真に政治に参与するを得た、普選が行はれたのは、たつた今年の二月だつた。それから約八ヶ月を閲して今年の十月、いま又民衆が裁判に参与することの出来る、陪審制度が実施される、われ等にとつて、まことに喜ぶべきことであらう……。神戸市十万人の陪審員資格者のうちから選出した三百六十人の陪審員候補者のうちには、あらゆる階級あらゆる職業が網羅されてゐる。その一人の山本通り五丁目七七會我部虎太郎さん(五〇)は、

散髪屋さんである。陪審員候補者に選ばれた感想を叩けば、虎さんはバリカンの手を軽く働かせながら語ってくれる。「はあく、わしとこへも去年」の暮れ、あの通知書が舞ひ込んで来たヨ、まア読んでみてか、何やら嬉しいやうぢやが、わしには一体こんな七面倒くさいことは向かない、それに陪審員なんて選挙したのでなくて、ほら、こうくるく、車を廻して（抽籤器）あたりはづれにあたったんだよ、だからこの通知書もわしが偉くて呉れたんぢやアないんぢや、まるで八卦見たようなもんぢや……ハハハ」と、虎さんは豪傑笑ひをこぼして尚続ける、

足止めが辛い

「けれども、わしも今更嫌だとも云へん、兎に角任命された以上は一生懸命にやらねばなるまい。散髪屋だつて、大いにやってみせらア……陪審員は公平ちゅうことが第一ぢや、今までは……或はぢや、（と力を入れる） 裁判長だつてワイロをとつてゐるかも知れん、だから裁判に無理があつたかも知れぬ、昔ならそんなことがばれたら腹を切つてゐたが、今では腹を切らんでもすむからやり放題ぢや、だからわし等陪審員はそんな場合どし／＼意見を述べて裁判を公正にやらねばならぬと思つとるヨ、まア見とつてくれ……陪審員には日当があたる？、わしはそんなものはどうでもえ、答申書に信じたことを書いて出したらそれでよいんぢや……だが……裁判中は一定の陪審員宿舎に入らねばならぬのが一寸つらいナア……。なぜなら、わしは酒が好きでな……宿舎にはいつたら酒が呑んで……ハ、……」。

われ等の陪審員虎さんが語るところ、冗談もあるが元気で面白く、「公平ちゅうことが第一ぢや」と云ふ……公平ちゅうことを知る虎さんなれば頼母しい。

不正運動よけ

まことに、虎さんの「公平ちゅうこと」は、陪審員に欠くことの出来ない必須要件である。若しも万一、陪審員が不公平な答申をしたら、それこそ裁判の神聖を冒瀆し、折角裁判の公平を期するため設けられた陪審制度からして、却て弊害をかもすことになって来る。陪審制度では、陪審員は裁判が始まってから終るまで一定の宿舎に起臥することになってゐるが、これは陪審裁判を公平に行ふために設けられた規定である。若しも万一、陪審員が裁判中も起居をその自由に任したら、其処にはいろ／＼の不正が行はれ、延いては裁判を不公平に導くことになる。即ち、罪を軽くせんがため、被告又はその利害関係から醜い運動や、賄賂沙汰も行はれるに至るであらう。だから、陪審員は裁判の初めに「良心に従ひ公平誠実に陪審の職務を行ふことを誓ふ」と宣誓することになってゐる。（写真は虎さん）

30 「神戸又新」昭和三年六月二四日

陪審法の話 5

来る十月から実施される

刑事事件だけ

陪審法が実施されたからとて、どんな事件でも陪審裁判にかけられるのではない。外国では民事事件に陪審を用ひることになってゐるが、日本では刑事事件のみに限つてこれを行ふことになってゐる。その代り、民事事件に対しては調停法と云ふのがあつて、調停委員と云ふ平の人民が加はつて、事件について意見を述べる制度で、外国の民事陪審以上の

効果をおさめてゐる。陪審は刑事事件にみに適用されるのが原則であるが、全国数万を数ふる刑事事件全部を陪審にかけてゐたら、それこそ莫大な費用を要し、煩雑この上もない。従つて刑事々々件中、特に次に述べる二つの制限が設けられてゐる。

犯罪別で制限

その一つは、法定陪審といつて比較的重い犯罪——殺人、放火等等——死刑又は無期懲役、禁固に当る刑については、法律によつて陪審にかけることになつてゐる。けれども、若し被告人が犯罪事実全部を認めている事件、又は本人が陪審を辞退した事件は、法定陪審といへども陪審にかけぬことゝなつてゐる。何故かと云ふと、日本の陪審は犯罪事実のみを判断評議するのであるから、本人が自白してゐる場合には、陪審にかける理由がなくなつてゐるからである。また、陪審裁判は被告人のために行ふのが立法の本旨であるから、本人自らこれを辞退する場合は、その自由意思を重んじて、陪審にはかけぬことになつてゐる。いま一つは、請求陪審といつて、軽い犯罪でも被告人から請求した場合は陪審にかけることになつてゐる。(勿論、請求しない時は普通の方法で裁判を行ふ)。しかし、軽い犯罪といつても、たゞ三年以上の有期懲役、又は禁固にあたる罪にみに限つてゐて、罰金にあたる犯罪のやうなごく軽い事件には、被告人から仮りに陪審を請求しても陪審裁判に附せぬことになつてゐる。尚ほ、このほか特別の犯罪——皇室に関する罪、選挙に関する罪、騒擾罪、軍紀の秘密に関する罪等は、どんな重大な死刑又は無期懲役にあたる事件でも、陪審にかけぬことになつてゐる。

陪審の順序

陪審裁判を行ふ順序はこうである。先づ、地方裁判所長は、書記立会で陪審員候補者名簿の中から、各市町村に亘つて一人又は数名づゝ抽籤により三十六人を選出し、之に出頭を命じる、この内二十四名以上の者が出頭したら、出頭した者について検事又は被告から異議があるものは勿論、聾者、禁治産者、準禁治産者等の無資格者を除外して、十二名を選んで裁判に立合はせ(別に補充員数名乃至一名を置く)、宣誓せしめた上、普通の裁判の様に犯罪事実並びに証拠調べを行ひ、検事、被告、弁護人は犯罪事実につきて意見を述べる、次いで裁判長は、陪審員に対して、犯罪構成に関して法律上の論点及問題となるべき事実並びに証拠の要領を説明する、斯くて陪審員は評議室に入り、議事整理の必要上陪審長一名を互選し、裁判長から予め発せられた問題について評議意見を附し、その結果を裁判所は書記をして公判廷で朗読せしめ、それで陪審員の職務は終るのである。その後、検事の求刑、弁護人の弁論等が行はれるのは、普通裁判と変りはない。普通裁判では、検事及び弁護人の弁論はたゞ一回であるが、陪審裁判では特に陪審員の為に犯罪構成の事実のみについて先づ意見をのべ、最後に又法律の適用について、意見をのべることになつてゐて、前後二度弁論が行はれるのは、変つてゐる点である。尚、事実についての弁論は、陪審員をして動かすところが大であるから、自然検事及び弁護人共に雄弁であることを要する訳である。

31 「神戸又新」昭和三年六月二五日

陪審法の話 6

来る十月から実施される

陪審法の特徴

日本の陪審法は、欧米にならったものであることは、前にも述べたが、とは云へ欧米のを鵜呑みにしたものではない。そこに立法者の苦心があり、わが国陪審法の特徴がうかゞはれる訳である。日本の陪審制度の特徴は？と云へば、「陪審員が裁判官を拘束しない」と一言にしてつきる。即ち、外国では、陪審員は絶対的な権限をもつてゐて、犯罪事実のみならず法律の適用にまで容喙し、その評決は裁判官も之を左右することが出来ぬのであるから、陪審員の評決が「右向け」を指示するなら、裁判官はよし「左向け」の意嚮があらうともどうすることも出来ぬ。然るに、日本では、陪審員の評決は犯罪事実のみ止まつてゐて、しかも裁判官を左右することは出来ぬのであるから、陪審員の評決は単に裁判の一参考資料とするに過ぎぬ訳である。その理由とする処は、日本の裁判は憲法によって天皇の御名によって行ふことになつてゐるのであるから、陪審員の意見を絶対的なものとしたら、憲法の精神にもとると共に、一には感情によつて陥りやすい裁判の危険を考慮した結果である。次に、外国の陪審は欠陥によつて、誤つた裁判が行はれた例をあげて、我国陪審法の長所を強調することにする。

猿裁判の話

アメリカで喧しかった猿の裁判（トライアル・バイ・モンキー）の話がある。アメリカのテンネッシー州のデートン市の公立学校のスコープスといふ若い教師が、或時例のダーウキンの進化論の話を学童にし「我々の先祖は彼のモンキーであるのである」と、如何にも博学さうに喋舌つた処が、この話は忽ち学童の口から家庭に伝はつた。「パ、ちゃん、今日先生は、僕達の先祖はモンキーだと云つたがほんとにさうなの？パ、ちゃんは何時か僕

達の先祖は神様だと云つたつけね、一体どつちがほんと？」と、学童たちは父兄に詰めよつた。申すまでもなく、アメリカはキリスト教国で「我等の父母は神である」と云ふ宗教上の信念を人々は堅く持つてゐる。だから、我等の先祖は、モンキーであると云ふダーウキンの学説を喋舌つたスコープスが、問題にされるのは当然である。忽ちにして、問題は町から全州に、ひいては全国に喧伝されて、激しい攻撃の矢がスコープスに向つて雨とそゞがれた、そして遂にスコープスは、「国の平和と尊厳を傷つけたものは処罰する」と云ふ州法の違反者として罪を問はるゝに到つた。

進化論で有罪

應て、この事件は、陪審裁判に附せられることゝなつた。問題は、愈よ重大化して上を下への大騒ぎ、裁判の日に押しかけた傍聴人は全く数限りなかつた。この騒ぎを宛て込んで、気の早いキワモノ師は沢山法衙附近に入り込んだ。その中に一人の猿使ひがゐて、二匹の猿を用ひ、一匹をスコープス（教師の名）、一匹をブライアン（大統領の名）と名附けて、法廷からあふれでた人々に対して、その日の裁判の模様を猿芸でみせて、近所の宿に止宿してゐた老牧師を怒らせたと云ふ、ヤンキー式なエピソードさへあつた。斯くて、スコープスは裁判に附された結果、十二名の陪審員中ダーウキンの進化論を知つてゐる者はたった一人で、残りの十一人は「そんなことは全く知らぬ」といふ者ばかりであつたゝめ、遂にスコープスは有罪として刑に処せられた。日本等から考へたら全く馬鹿げた話である、こんな無智な陪審員に絶対的権能を持たせたから、こうしたことになつたのである、若し陪審員評の決が、裁判官を拘束せぬならば、恐らくアメリカの裁判官とてダーウキンの進化論を能く知らぬ愚者もなければ、有為の青年スコープスとても忌まはしい罪人とはなら

なかつたであらう。

32 「神戸又新」昭和三年六月二十六日

陪審法の話 7

来る十月から実施される

感情から誤判

トライアル・バイ・モンキーの話は、外国では陪審の評議に附すべき事案が、犯罪事実のみならず法律の適用にまで及び、且その評決は、裁判長に対しても絶対的な権限があるので、無知な陪審員がでた場合、誤判が行はれるといふことを述べ、日本の陪審制度の陪審員の評決が裁判官を拘束せぬことになってゐるから、さうした誤判は行はれぬであらうことをいはんが為に揚げた訳である。で今度は、同じく外国の制度が、陪審員の感情のため陥つた、誤判の事実を記すことゝした。……それは仏国パリの法廷で行はれた事実である。病妻を抱へた薄給の郵便局員が、妻の入院料を得るために、保管中の郵便物から、ダイヤモンド七個を抜き、妻がこれを買つたと云ふ事件の陪審裁判で、男女二名の弁護士が立会つた。裁判官は、筋金入りの帽子をかぶつて紅の法衣をつけ胸間には幾つかの勲章をつけてゐた。

宝石採取事件

訊問は男の方から行はれたが、彼は先づ全部の犯行を認めた。で今度は妻の番になつた、すると彼女はワツ……と声をあげてその場に泣き崩れた。早速医師が駆けつけて手当を加

へる間休憩して再開したが、要するに彼女はこの宝石はアフリカにゐる夫の友人から贈られたものと思つて売つたのだと陳弁した。そこで、検事は——わが国の郵便機関は単に国内の通信機関に止まらず、実に世界の通信機関である。然るにこれに従事する官吏が本件の如き犯罪を犯すに至つては、対外的に我国の信用を冒瀆すること甚大であるから、その処分は寛大にする訳にゆかぬ——と兩名に懲役一年づつを求刑した。これに対して、男の弁護人は弁論をやつた。——陪審員諸君！、この若き被告はコルシカの一部落に生れ被告の家系中には大戦に勲章を貰つた者がある。被告が国家に功労のある帶動者の縁者であることを先づ記憶してください、(妙な論鋒ではあるが、多くの陪審員は静聴してゐる)。この若き妻は、三ヶ月に亘る重病に苦しんだ。これを治すためには金がいるが、薄給の身ではどうすることも出来ぬ、遂に愛妻を救ふべく罪を犯すに至つたものである。陪審員諸君！若き夫婦の心情を考へてくれ、時偶々自己保管の小包の包装が粗悪なためダイヤがこごれ落ちた、ダイヤ！金！そこに本件の発端がある、ダイヤは商品である、代金さへ払へば問題ではない、現に一部は賠償してゐる、若し本人に資力がなかつた等自分が全部を賠償する、だから被害者に不服はない訳である、本件は全く刑法上の問題ではない、この若き夫婦の生死の問題であつて、これを罰してわが国に功労ある者の家族を暗黒生活に入らしめることはどんなものであらう？——と滔々弁論した、その間二十分。人のよさそうな陪審員の双眸には、同情の露が光つてゐた。

涙涙！女の涙

斯くて、陪審員は評議室で評議の結果。裁判長の諮問に対して、全部無罪の答申をした。傍聴人は動揺めいた、裁判長はこれを見て苦り切る、被告兩名はその場で放免される、彼

の若い妻は笑顔にくづれて陪審員と握手する、これがパリ刑事裁判所の光景で、しかもその判決は「被告両名に対しては無罪し、国家の私訴に対しては之を支払ふべし」とて、明かに有罪を裏書してゐるのが面白い。弁護士の弁論も力はあるが、若い女の涙！涙涙涙！同情の眸は歴然たる事実をよく見逃す、殊に女の涙に対する男の弱さ！助兵衛であるからといふのではない——弱いから弱いのである。これに類する例は、日本でもよくある、若い女、弱い女の罪人が白州で泣くと、傍聴人は「アレでも有罪でせうか？」など、私たちはよく聞かされることがある。しかし日本の陪審法は、陪審員に犯罪事実の有無についての答申は求めてゐるが、有罪無罪については権限の外にあるから心配はない。

33 「神戸又新」昭和三年六月二七日

陪審法の話 8

来る十月から実施される

吾等の陪審員

陪審員制度の善良な発達は、ひとへに陪審員の素質にあると云へるだらう。従つて、現在日本の司法当局が陪審制度実施の前に悩んでゐるのは、如何にして公平正実な裁判を行ふべく、陪審員を訓練するかといふことである。もと／＼日本の陪審制度は、外国の様に圧政苛酷な裁判に対して、正しい裁判を求める民衆の声があつて初めて出来上がったものでなく、たゞ単に一つの理想に対する憧れから立法されたものである。従つて、たとへ議会の協賛を経たものであるといつても、實際上民衆の眞の与論から提案されたといふより

か、一部の先覚者によつて提唱されたのであるから、今日では上之を唱へて人民に行はしめねばならぬのである。従つて、未だ陪審裁判のどんなものであるか判らぬ人が大多数を占めてゐるやうである。そこで、私は全く要らぬおせっかいとの譏を被るかも知れぬが、吾等の陪審員一、二を訪ねて、その意見を聞いて、この稿を閉じることゝした。

車屋の傳吉君

神戸市相生町四丁目九八に吾等の陪審員木谷傳吉さんがゐる——大八車の製造業である。「わっしんとこへも（私方へも）去年の末通知書が舞い込んで来ましたヨ、陪審制度？そんなこととんと判らん、まア呼出があつたら行つてみるかナ、そしたら解りまっしやる、ほら皆んながやりますやるが……それを見とつたらえゝと思ふとる。何時かも陪審裁判の活動写真をやると云つて通知が来ると息子が云つてましたが、よう行きませんでした。考へるとわっし等に解らうはづがありませんヨ、別にわっしたちが理解があるから運動して——議員の様に立候補して——当選したんぢやありませんから……市役所で勝手にきめたんですからな。之でも、今までずつとやつて来たことでしたら、判つてもあませうが、今度をはじめてですから……。へい……陪審員は十二人でやるんですか（記者が説明すると）今建築中のあれが庁舎だそうせずナ、泊る所もあるんだそうです。陪審員になりやあ日当が当るんですと、五円位？そ奴ア隠居役にはえゝですナ」。

花屋の爺さん

下山手二丁目三一の二二——花屋の老爺新谷慶之助さんも吾等の訪れた陪審員です、今年七十五歳だといふ。

「私は無学者でござんするから資格がない、ケンども（けれども）（けれども）名前位は書けますジャ。」

我々には勤まりますまいから、市役所へ行って御辞退申あげやうと思っております。第一私には、ハッキリ陪審裁判とはどんなことをやるか判りません、まア裁判をもっとしやん／＼確実にやって貰ひますかな、どうも此頃の裁判は早くないんで困る、一昨日私は相生橋に横領の訴を出しましたが、どうか早くやって貰ひたいものと思っております。それと云ふのも、家に一七、八年来の揉め事がありまして、私の様な年寄を親戚の者が苛め抜くのでやったんです。之でも私は長年組合の役員を勤めてゐましてナ、今度も相談役になりました。何時かも市役所へ行ったら、自動車で塵箱を引っぱることをやってゐました、私が見てとても出来るとは思はれぬので、当時の助役の土岐さんに注意してやった。その車は今でも役立たず、役所の倉庫にあると云ひます。これでもちよ／＼文句を云つたことがある。」

新谷さんは同業組合の相談役になった証書を開いて見せて、話は塵箱問題に及んだので辞して帰る、塵箱にくはしい、文句をいつたことをほこる、おやぢさんであった。

34 「神戸又新」昭和三年六月二八日

陪審法の話 9

来る十月から実施される

勝手が判らぬ

更に二人の陪審員を訪ねた——神戸市中山手通四丁目五の二六、神戸女学院教諭鞍橋巳之助さんもその一人である。夕方だったが、気持よく迎へて語つて呉れられる。

「お訪ねにあづかつて、実に何にも知らぬので恐縮のほかありません。私も元来議論は好きな方で、教育については職業柄常に一箇の見を持つてゐますが、裁判のことゝなると全く駄目ですネ、陪審裁判のことは、ロシアの小説「復活」で読んだことがあります。然しそれも、私が大阪の去る書店に勤めてゐた時の事で、今では何にも知りません。私の子供二人は何れも法学士ですから、時々陪審法のことをチト教へて呉れと頼むと「親爺本を読んだら解るぢやアないか」と云つてとんと取りあつて呉れませぬ、と云つて本を読む時間もなく（少しばかり著述の方をやってゐますので）全く途方にくれてゐんですよ、けれどまさか辞退する訳にもゆかず、マア任命された以上は国民の義務としてやらねばならぬと思つてゐます。何時かも山手小学校で陪審の活動写真がありました、あれを見ればなるほどと思ひました。一つ閑でもあつたら、裁判所を訪ねて裁判の状態を見学したいと思つてゐます。イヤどうも全く今度が初めての事で、閉口垂れてゐます。」

又新の愛読者

下山手一丁目六四の一木野田徳二郎さん（五八）も陪審員——竹細工屋さんです。

「何と云つても初めてのことであるから、一、二度やつてみねば判りませんヨ、神戸校の活動写真も見に行きましたがネ……あれは陪審員が影の黒幕を看破したと云ふんですね、又新日報にも陪審の話がのつてゐるので拝見してゐるんです。今までは裁判官のみでやつてゐた裁判を、今度は民意を聞こうと云ふのでせう、だから結構な裁判に違ひはありません。私にこれと云ふ感想なんてありませんが、先づ名譽なことだと云はねばなりません。私はこれまで裁判所へもちよ／＼行ったことがあります、裁判と云ふものは実に六ヶしいものですネ、ですから呼出された以上は慎重に職務を行はねばなりません……。」

徳さんは本紙の愛読者である、「陪審法の話」の記事に眼を引かれて読んで呉れてゐる。陪審員としては、先づ頼母しい徳さんである。

只義務觀念に

理髪師の虎さん、車屋の木谷さん、花屋の新谷老人、教諭の鞍橋さん、竹細工屋の徳さん——既に五名の陪審員をたづねた、これ以上たづねなくても、おそらく賢明な読者諸君は、現在陪審員の実情がどんな状態であるかお判りになった事と思ふ、陪審員は法律の必要はない、けれども陪審に対する常識的な概念位は、予め用意すべく進んで研究して貰ひたいものをつくづく思った。それは、陪審員に任命された者のなすべき国民的義務であるとは考へてゐる。私は陪審員諸君の忠実な義務觀念に訴へて、折角設けられた陪審制度をして立派な成果をあげられたいことを切に希望しておく次第です。

35 「神戸又新」昭和三年六月二十九日

陪審法の話 10

来る十月から実施される

この話は第九回を最後として稿を閉ぢる予定であつたが、多数の読者から外国陪審制度の実例は面白いとのことで、更に一、二回外国の例を記して筆を揃く事とした。

牧師と唇と罪

教徒から殺人の大罪を打ち明けられた時、之を洩らすのが牧師の義務であるか、それとも彼の唇を固く塞ぎして居るべきであるか、といふ興味ある疑義を傍系的にもつた殺人事

件の陪審裁判の話先づすることゝした、——それは米国北カリホルニヤ州レーヅヴィルに住むバプテスト派の牧師トーマス・エフ・バアジュウに、当年二十歳のアルマ・パチイ・ガドリンといふ娘が父親殺しの犯罪を打ちあげたといふ事に、この事件の発端がある。娘ガドリンは、非常な美人でカリホルニヤ州の美人投票に美事勝利の桂冠を贏ち得たといふほどの素晴らしさであるが、或日のことトーマス牧師を訪ねて、その父スミス・テー・パチイを斧で殴り殺したことを物語り自ら氣絶してしまつた、と同時に牧師もびっくりして暫らく呆然自失してゐたが、さうしてもみられぬので娘をやつと蘇生せしめて家に帰した後、更にどうすべきかについて苦しんでゐると、その部屋の下を通る警官を見て一切を話した。斯くて警官隊は、娘ガドリンの家を襲ひ所謂家宅捜査を行った結果、同家の床下からガドリンの実父スミス・テー・パチイの屍体が出て来たので、嚴重に検査した処に殴りつけた創痕が歴然とあつた。これは全く娘ガドリンが殺したものに間違いないことになつて、六ヶ月の後彼女は法廷に立つた。

美人の親殺し

法廷には裁判長、検事、陪審員、弁護人等がいかにめしなくならずらりとならば、傍聴席は評判の美人ガドリンの面色を覗かうとする、鼻下長連やら、真に同女の身の上を案ずる者等がぎつしり詰まつてゐた。この日、トーマス牧師は証人として召喚され、被告ガドリンが同牧師を訪ねて告白したといふ殺人の事実について、「私が書齋の鍵を掛けた時に彼女は凡てを告白いたしました」と、彼は先づ冒頭して語るのでした。それによると、事件の起つたといふ或日の前日、被告ガドリンは父スミス・テー・パチイが酔払つては時々やる様に母を絞め殺さうとしてゐるのを見たので、父に武者振りついたら却て殴り倒され、併し

母は大へん虚弱だったので娘を救ふことが出来なかった。けれども、ガドリンは漸く免れ出した時、「この御礼はキツトしますヨ」と父に捨台詞を投げて部屋を去った。その翌朝、食事の時父は独り不機嫌にコーヒーを飲んでゐた。ガドリンは、今こそ昨日の捨台詞の御礼をすべき時だと、父の背後に抜き足差足で廻り後頭部を手斧で殴りつけ、斃れた所を又殴りつけ遂に殺したと云ふのであつた。

何れが真実？

かう牧師が陳述した時、彼女はヒステリックに泣き出した。が彼女が申し立てたのは、意外にも全く正反対であつた。曾てトーマス牧師に自ら悩みを打ち明けて、神の許しを希ふた娘ガドリンである——それが、何故に正反対の事実を申し立てたか？トーマス牧師と娘ガドリンの言葉は、事実についてどこまで真実であらうか？

36 「神戸又新」昭和三年七月一日

陪審法の話 11

来る十月から実施される

意外・娘の自白

神に仕へるトーマス牧師が、娘ガドリンの大罪を証言したのち、ガドリン自身が、牧師の向ふを張つて正反対の言葉をのべた時、満廷はたゞ寂として、幾つかの目玉は、牧師と娘との顔を等分にしかも熱心に見つめてゐた。——ガドリンが申し立てた事実はこのなつた。

「その日妾が外出せうとして帽子を冠つたまゝ台所で頸についた斑点を濡れ手拭で洗はうとしてゐると、酔つた父が戸口の所から「頸なんか洗はなくともええや、今にぶちきつてやるから……」と云つて、肉切包丁を持つて飛掛かつて来ましたので、私は泪乍ら声を放つて助けを求めました。と十五才になる弟ウードローが斧を右手に持ち母と一緒に駆けつけました。が、何分弟も幼いため啞然として立つてゐると、母がその斧を奪つて父の後頭部を強く殴りつけましたので父は苦しいうめき声を立て、妾のスカートを握つたまゝ斃れました。すると母は又も父の顔を殴りつけました。父は酒のみの働かぬ男で、もう家中の者がこりくくしてゐたんです」。

聖書に誓つた

「その後、母は間もなく病床に横はり、やがて死んでしまひましたが、死ぬる間際になつて父を殺したことは決して口外するなと姉弟に厳命したのです。——母は多分毒を嚥んだのでせう。このことは、私たち姉弟が知つてゐるばかりで誰も知らぬのですから、口をつぐんでゐたら判らぬのでせうが、何となく私も苦しくてたまらぬので、牧師トーマス様に一切を打明け助けて貰はうと思つてお訪ねしたのです」娘は、斯う父を殺したのは母であることを申し立てた。けれどもこれだけでは、なほ牧師と娘とのいづれの言葉が真実であるか判らぬ。で抜け目のない弁護士は、「牧師に告白した当時の模様をお話しなさい」と娘に奨めた。ガドリンは、更に陳述を続けた。満廷はいま手に汗を握つてゐる。——ガドリンは、曩に牧師が話したと同様、自ら父親を殴り殺したことを牧師に述べて、卒倒した処までを、詳かに物語り、更に言葉が続けた、我に返つた時トーマスさんは、私に祈りませうと仰しゃいましたので、二人は跪きました。すると、トーマスさんは眼をあげて「人

が、かゝる大罪を犯した事を、我を信じて告白せしめ給へる神に謝す、神よ我に人々の信を保たしめ給へ」と祈りを捧げられました、けれども妾は、口外される心が心配なのでトーマス様に（決して他人にはお洩らしなさいませんでせうネ？）と尋ねますと、あの人は（貴女の告白は神と私との間に秘密となつて残り、私と共に死んで行く事をお誓い致します）と答へられたので、私は安心しました、のみならずこのことを誓はれた時、トーマス様は、跪いてバイブルを胸に当てゝられたのでした、だから私はまさか私が告白したことをトーマス様は他言されぬであらうことを信じてゐたんです。」娘は証人席の牧師に気兼ねしながらこう語った。

娘は許された

「父を殺さなかつたのに、何故にそんな告白をしたのか？」この言葉は、その時の裁判官カメロン・マクレイが、先の娘の陳述を聞いて発した質問ですが、読者諸君も等しく同じ疑問を持たれることでせう。之に対して、娘ガドリンは答へた。「牧師トーマス様は、大罪を犯して告白せずに死んだ者は、永遠に地獄で火炙りにされると話されました、妾は母が大罪を犯して告白せずに死んだので、地獄で火炙りになってはと思ひ、口外せぬことを条件として妾が父親を殺したと自白しました」。斯くて、陪審員は別室で評議の上再び法廷に帰り、総起立の上で陪審長はおもむろに「無罪！」との評決を下した。斯くて、娘ガドリンは許されたが、陪審員たちをはぢめ人々はガドリンが許されたと云ふ事よりも、教徒から打ち明されたことを他言したトーマス牧師の否を罵り、やがては全国的に問題となつたさうです。

37 「神戸又新」昭和三年七月二日

陪審法の話

12

来る十月から実施される

カイヨーの獄

美しい娘ガドリンに絡まる殺人事件は、米国陪審員の英断振りを示すため掲げたのであるが、今度は彼の有名なカイヨー夫人の殺人事件について話すこととする。カイヨー夫人とは、一九一四年当時の仏国大蔵大臣ジョセップ・カイヨー氏の夫人のことで、事件の筋はこうである。

そのころ、カイヨー氏と、巴里フィガロ新聞の主幹カストン・カルメットとは、政治上非常に違つた意見を持つてゐて、事ごとに相反目し全く犬猿もたゞならずと言つた仲であつた。その結果、カルメットは、自分がフィガロ新聞を経営してゐるのを奇貨として、盛んにカイヨー氏に攻撃の矢を向けた。処が同紙の攻撃は、単に政治上の主義政策をあげて戦ふのみならず、カイヨー氏の私交上の数々の悪口及び醜行までをあげて日々連載した。

烈火の怒・決闘

それにはずいぶん酷いことが書いてあつて、カイヨーと云ふ大蔵大臣は仏国を売る、所謂売国奴である、即ち敵国独逸から金を貰つて国の機密を売つてゐると云ひ、また故ブリュー氏の遺産分配に際して六百万フランを収賄したとか、詐欺の被告人ロセットといふ者の公判を自分が官権を利用して延期せしめたと云ふ様なことまで書き立て、最後にはカイヨー氏のラブレター事件をも堂々と大書したのである。このラブレター事件と云ふのが、

カイヨー氏と同夫人とが結婚前で、お互に取り遣りしたものを摘発して書いたのである。カイヨー夫人に云はせると、全くカルメットが捏造したものだと言ふのであって、その何れが真であるかは暫らく預りとして、兎も角甘ったるい、若者が読んだからうづき出す様なもの許りであったのに違ひない。それほど艶ダネ持主であることは、全く幸福と云はねばならぬが、書かれてみると迷惑であったに違ひない。フィガロ紙が書き立てた公私に亘るカイヨー氏の事件は、実に百三十八件に及んでゐると云ふのであるから、全くたまつたものでない。

そこで、カイヨー氏は怒つた！「国を売つたとか、極秘に附した手紙までも捏造して発表したのはけしからぬ、極端なる名誉毀損である」と、彼は烈火のやうに怒つた！。そしてカルメットと決闘の決心をした。

夫人の決意

夫君カイヨー氏が決闘を決心たと知つて、夫人は大いに驚いた。いま、カイヨーは仏国にとつてなくては成らぬ人である。然るに、決闘の上で若し死ぬるといふことになれば、国の為その損失は大である。これは、どうしても自分が代つて夫を助けねばならぬと考へた。そして、パリー地方裁判所長のモニエーといふ人を訪ねて、「あゝいふ不都合なことを書く新聞は、裁判所の権力で差止めて下さらないか……」といふ相談を持ちかけた、けれども裁判所長も、事件になつてゐない新聞の記事を差とめることは出来ない、と一向に要領を得ることが出来なかつた。それから間もない時、夫人の姿はカスチヌヌ・ルネットといふ銃砲火薬店へ現れてゐた。彼女は、ブローニング拳銃を買ひ求め、そのピストルがどれだけ効力があるかどうかを試すために、地下室へ行つて試験してみた。予期の通り拳

銃の効果は偉大であつた。「これなら大丈夫！」と夫人は思った――。恐ろしい大きな決心が夫人の胸の中ではね廻つてゐた。斯くて、夫人はその足で銀行に立寄り金庫の整理をした上、自宅に帰り一通の書面を夫カイヨー氏に宛てて認め、衣装を着替へて家を出た。

38 「神戸又新」昭和三年七月三日

陪審法の話

13

来る十月から実施される

社長惨殺さる

カイヨー夫人の胸にはね廻つてゐる大きな決心といふのは、いふまでもなく、カルメット殺害の企てである。それは、愛する夫のためにといふ意味もあつたが、一面仏国を思ふ愛国的な感激からであつた。カイヨー氏に宛た書面と云ふのは、「自分の身体を国家のため犠牲にする」との悲痛な遺書で、衣装を着替へたのは死装束をしたのであつて、全く女としては従容とした態度である。ブローニング拳銃をもつて家を出たカイヨー夫人は、直ちにフィガロ新聞社を訪れて社長カルメットに面会を求めた。カルメット社とても夫人にそんな恐ろしい企てがあらうとは知らう由も無く、心よく面会した。そして、二言三言言葉を代はした後、夫人はかくし持った拳銃を乱射した。筆をもつては辛辣骨を刺す程であるカルメットも、拳銃を放たれては対手がよし女であらうとたまったものでない。無残にも鮮血に塗れて即死をとげたのである。新聞社は、忽ち上を下への大騒ぎを演じたが、夫人は予て覚悟してゐたこととて、警官が来るのを待つて穏なしく警察に引かれて行つた。

人殺しが無罪

公判廷に立ったカイヨー夫人は、云ふまでもなく犯罪事実の一切を認めた。かゝりの弁護人は、巧に陪審員の感情に慫へて、滔々と無罪の弁論をした。その結果、夫人は遂に無罪となった。つまり、昔の烈婦女丈夫に比すべき、夫人を処罰するに忍びなかつたものと見える。ところが、之に反して此裁判があつたより少し前に、無政府党のエミールコッテンと云ふ男が、御承知の仏国首相クレマンソー氏を狙撃した事がある。クレマンソー氏は、幸ひにして極軽傷で難を免れることを得たが、コッテンに対して陪審員が求めたものは死刑であつた。一方は殺人、一方は傷害罪である。しかも、殺人事件は無罪となり傷害事件は有罪とし、課するに極刑をもつてのぞんだ、と云ふに到つては、実に矛盾も甚しい。これは外国の陪審員が感情に走つた結果でかつ又陪審員が法律の適用にまでも容喙することの出来る、同国陪審法の欠陥である。人を殺したものに罪がないと云ふのは頭から誤つた考へ方である。カイヨー夫人の如きは、明に殺人罪であつて、ただその情状を参酌すればそれでよいわけである。殺した者も殺さぬものも同じであると云ふのは、誰が考へても正しい裁判とは云へぬであらう。

甘粕も無罪か

私は、カイヨー夫人とコッテンの話をしたのにつけ思ひ出したのは、大杉榮殺しの甘粕大憲兵尉である。若しも、甘粕大尉が、仏国で裁かれたら私は無罪になつたであらうと思ふ。また、当時わが国に陪審制度が実施されてゐて、しかも外国のやうに陪審員に絶対的権限があつたとしたら、国家として思想的に相容れぬ大杉を殺したことは、大丈夫の所為の如く考へて無罪にしたかもしれぬ。幸ひにして、日本の陪審制度はこの前も記した様に

陪審員は犯罪事実のみを評議して裁判官の参考資料に供し、法律の適用は一切裁判官にゆだねる事になってゐるので、司法権の公正は毫も毀損することが無いであらう。従つて、日本の陪審員は、如何にして裁判官に正しき参考資料を供するかについて、公平正実にその職務を行へばよいのである。

前後だらくと十三回に亘つて、私は陪審法について記したが、途中で已むを得ぬ事情から話が前後テレコになつた上、お負けに文がまづくて、迎も御判りにならなかつたことであらうと思つてゐるが、幸ひにして読者諸君において陪審法の一般だけでも判つて戴けたら、それで私は満足である。(おほり一安生)

39 「神戸又新」昭和三年七月二二日

被告五百名の共産党事件

近く予審終結するが請求があらば

陪審にかけると決定

主義の伝染を怖れ少年も独房に入れる

共産党事件の予審は、その後着々進み近く予審終結を見る模様であるが、本件の公判に東京、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、福岡、長野、札幌の各地方裁判所に分離して行ふことになつてをり、予審の済んだ分はなるべく早く早く審理する司法当局の意嚮である。

しかし、何分被告は、約五百名に上る空前の大事件なので、陪審にかけるか否かについては、司法省内においても議論があつたが、泉二刑事局長は考慮の結果、結局本件は法定

陪審事件でないけれども請求陪審に属する事件である、依つて陪審法実施以前に公判が開かれるべきものについては、何等被告側の意思を尊重して手続きを誤らざるやう各裁判所に対し内訓を發することゝなつた。また、今回の事件に関連して起訴された被告中には、少年法の規定によつて裁判所を経て矯正院に移送することが出来る満十八歳以下の少年が十数名あるがこれが、取扱ひ方については、原法相、小原次官、瀧川保護課長等協議の結果、矯正院には独房の装置がないから、他の收容者に共產主義の伝染することを恐れ、絶対保護処分を附する少年刑務所の独房に收容することに決定した。(東京電話)

40 「神戸又新」昭和三年七月二日

附議さるゝ思想検事と陪審運用

来る二十六日から五日間司法省に

開かるゝ司法官大会同で

本年の司法官大会同(大審院長、検事総長、控訴院長、検事長、地方裁判所長、検事正)は、主として新設せられる思想検事及び十月一日より実施される予定になつてゐる陪審運用に関する件を附議すべき必要上、判検事定員改正、ならびに陪審実施期日に関する勅令公布を待ち受けて、のびくゝになつてゐたが、いよく勅令は今週中に公布されることゝなつたので、来る廿六日より五日間本省に招集することゝなつたので、それゝゝ招集状を發した。本会同には、朝鮮、台湾、南洋等よりも数名の法官が列席するはず。

41 「神戸又新」昭和三年七月一五日

神戸地方裁判所に近く判検事の大異動

思想検事、陪審判事の任命に伴ひ

数日後に辞令發表

思想検事の新任や陪審判事の任命で、司法官の大異動が行はれ、その第一次はすでに發表されたが、近く神戸裁判所および検事局においても、近來の大異動があるはずで、その予定によると、

地方検事局次席武松久吉氏は大阪区検事局上席へ、区検事局上席磯悌三郎氏は長崎控訴院検事局へ、地方検事局中島春樹氏は大阪地方検事局へ各榮転し、後任並に庁内の異動として地方次席へは大阪地方検事局から遠藤常壽氏、区上席へは伊丹区検事局から眞野敏三郎氏、その他二、三の補欠があるはずで、また区検事局島眞太郎氏が豊岡支部へ、同支部の平見淳一氏は伊丹へ各転任するはずである。

また、裁判所では、地方第三部代理部長武富義雄氏が長崎控訴院へ、後任には区裁判所破産係の小林義雄氏が襲ひ、小林氏のあとには豊岡支部の汐見甚作氏が転任するらしく、なほ、右検事の補欠は、検事代理を以て充てるらしく、数日後にはそれぞれ辞令發表のはず。

42 「神戸又新」昭和三年七月二六日

陪審法実施で

改正勅令発布

陪審法実施に伴ひ、左の勅令が二十五日公布された。

△裁判所職員定員令中左の如く改正す

第一条中「検事勅任又は奏任三十人」を「検事勅任又は奏任三十七人」と「判事奏任九百五十三人」を「判事奏任千五十七人」に「検事奏任に四百六十二人」を「検事奏任五百二十七人」に改む

第二条中「書記專任五千四百八十七人」を「書記專任五千六百十九人」と改む

△台湾総督職員令中左の如く改正す

第一条第一項中「檢察官奏任十七人」を「檢察官奏任二十人」と改む

第二条中「書記專任百七十一人」を「書記專任百七十四人」に改む（即日施行）

一、陪審法施行期日に関する件

陪審法は昭和三年勅令第四十四号にかゝる規定の外昭和三年十月一日これを施行す

一、陪審法を樺太に施行す

43 「大阪朝日」昭和三年七月二七日

陪審法宣伝模擬裁判

御影町の龍美座で

二十八日午後六時から、武庫郡御影町龍美座で、神戸弁護士会員有志主催御影町有志後

援のもとに、陪審法宣伝模擬裁判を実施する。出場者は、中井一夫、森田良三ほか十弁護士と陪審員三十六名、入場無料。

44 「大阪朝日神戸版」昭和三年七月二七日

陪審法の模擬裁判

神戸弁護士会主催、明石市の有志後援で、三十日夜、明石市王西座で今秋から実施の陪審法模擬裁判を実演する。出演者は、都築文夫一座である。

45 「神戸又新」昭和三年七月二七日

けふ陪審法運用を

主眼とし司法官大会議

陪審法運用及び思想係検事の職能に関する討議を主眼としたる、本年度司法官大会同は、二十六日午前九時より、司法省大会議室に開会。

全国七控訴院長並に検事長、五十二地方裁判所長並に検事正全部出席、本省側より原法相、濱田、小原両次官、磯部参与官、以下各局課長、裁判所側より牧野大審院長、豊島同部長、小山検事総長、林次席検事等出席、

原法相、小原次官、泉二刑事局長より一場の訓示あり、午前の日程を終り、正午赤坂離宮における午餐会に臨み、午後二時より再び本省会議室において陪審法運用を主題として

協議を行った。

始めての陪審制度

深甚なる注意を要する事

原法相 訓示

司法官首脳会議における原法相の訓示大要左の如し。(写真は原法相)
一、陪審法の施行勅令は、昨日すでに発布せられ、いよ／＼本年十月一日より実施されることとなりました。申す迄もなく、これが実施は実に我国司法制度上に於ける画期的の革新であります。

陪審裁判を行ふにあたり、第一に考慮すべき点は、如何に法律的智識に乏しき陪審をして、事件の内容、これに対する証拠及法律上の論点を充分に諒解せしめて、正常なる答申を得べきかにあるが、目的を達成するため、検事の被告事件の陳述及び論告において或は裁判官の被告人証人等の訊問及びその他の証拠調べの方法範囲につき、従来に比し大いに考究すべきものがあります、と同時に、裁判長の明瞭にして透徹せる説示に俟つもの頗る大なることは勿論であります。

陪審員として司法に参与することは、もとより国民の荣誉ある権利でありますが一画において負担でありますから、陪審公判に当たりては、なるべくこれが負担の軽減に意を用ひ、国民に対し陪審員たることを嫌忌するが如き念慮を起さしめない様に努めねばならぬ。

陪審事件については、主として検事正自ら裁判に檢察の任にあたり、止むを得ざる場合にかぎり、他の熟達堪能なる判事、検事をしてこれにあたらしめられることを望みます。今回の判事検事の異動も、専らこの主旨に基いて行はれましたが、将来もこの方針を確守したいと考へます。

46 「神戸又新」昭和三年八月二二日

陪審記念日を毎年十月一日とす

その第一回で頭を捻る神戸

陪審法制度実施を前に司法省をはじめ全国各地裁判所では、大わらべとなつて、これが宣伝並に準備に忙殺され、神戸地方裁判所においても、陪審法廷の建築も殆ど竣工に近づいてゐる有様であるが、新制度は民衆の裁判への進出を意味する司法上最も意義あるもので、司法省は新に十月一日同法実施の初日を期して、陪審記念日として永く記念することゝなつた。これについて、神戸地方裁判所でも、東所長は本年は第一回記念日として、竹内検事正等とも合議の上記念方法について目下頭をひねつてゐる。

47 「神戸又新」昭和三年八月二八日

婦人の美貌は陪審員を不正にす

併しこれは米国での話

問題の陪審法も、愈よ来る十月一日より実施せらるゝことになりました。さて、陪審法が実施せられたあかつき、美貌の婦人が陪審員の評議に附せられた時、陪審員がその美貌に魅せられて、その判断を誤りはしないかといふことは、甚だ馬鹿げたやうで、而も現在官民共に云はず語らず心配してゐる問題ではないでせうか。こゝにお話しする例に鑑みて、吾々はよく戒心して陪審法をして有終の美をなさしめなければなりません。

◇米国の或田舎にマリー・ホワードといふ、大変美しく而もこぼるゝばかりの愛嬌を持つてゐた十五歳の娘がありました。彼女も人並に都会にあこがれて、職を求めてカンサス市に出て来ました。そして、最初は或家庭の女中をしておりましたが、間もなく、或商会の女事務員となつて働くやうになりました。そのうち、彼女はステフェンスといふ体躯堂々たる、而も美男子の巡査と知り合となり、遂に關係するに至つたのであります。ステフェンス巡査は、当時カンサス市に於て「スピーデー」といふ綽名をとつた敏腕の巡査でした。毎週一度カンサス市の新聞紙に彼の名前でない事はない程でした。

◇そうする中、ホワードはステフェンス巡査の既婚者である事を知りました。そして、幾日か煩悶懊悩の末、遂に彼を思ひ切り、己の身を隠したのです。併し、犯罪捜査に妙を得てゐる彼ステフェンスは、其の儘にはおきません。執拗に彼女を追つて、之を発見し、依然として關係を続けてゐました。

◇その中、ホワードは遂にステフェンスの胤を宿したので、正式に彼との結婚を要求しましたけれど、もと／＼既婚の身として夫が出来るわけもなく、笑つて相手にしません。この場合ともすれば、悲劇を起し易い事は東西其軌を一にしてゐるやうです。彼女は思ひあまつて、遂にステフェンスの短銃で彼の睡眠中を射殺したのです。これは情状酌量の余地

あるにしても、謀殺罪である事に異論はありません。

◇検事ページ氏及び陪審員の前で、彼女は上述の様な陳述をして事實は全然これを認めたのでした。しかし、彼女の美貌と蠱惑的な所作は、如何なる男性をも悩殺せずんばやまなほどのものでしたが、なほその弁護士を依頼した。この場合にも、検事ページ氏はふ二十二歳の容姿楚楚たる女弁護士を依頼したのでした。この場合にも、検事ページ氏は職権上断乎として謀殺罪で起訴する事を主張したのでしたが、陪審員達はこの二人の美貌に魅せられてか、とう／＼起訴の評決をしませんでした。一方殺されたステフェンスの妻女アンナも、検事の召喚により陳述をなすべく陪審員の前に出頭したのでありますが、長年の結婚生活、而も貧と不幸との苦々しい試練を経た彼女は、美しい容姿の点で到底彼女等の敵ではありませんでした。かくして、勝つたホワードは、陪審員達の歓呼に送られて陪審法廷をでたさうであります。

◇最後に、御諒解しておいて貰ひたいことは、米国の陪審法と日本のそれとは大分違ひます、米国ののは起訴陪審といつて、嫌疑者を起訴するか否かについて、陪審員の評決を要するので、日本のは起訴は検事の一作で、陪審員は公判の場合只事実の判定をするに止まり、而もその判定は検事も判事も拘束するものでなく、只その参考に供せられるのみです。

48 「神戸又新」昭和三年八月二十九日

全国司法官を集め陪審実務の懇談

十月一日は陪審法記念デー

予て準備中であつた陪審制度は、愈よ今秋十月一日より実施されるが、司法省では、此法制史上の一大記念日たる十月一日を陪審デーと名付け、此制度の主旨の徹底を図ると共に、更に該裁判の実施に際して一層の完璧を期するため、九月三日より六日まで四日間全国の地方裁判所長、検事正、次席検事その他百二十名を司法省に招致し、本省側より原法相以下、濱田、小原両次官、磯部参与官並に陪審係等出席陪審裁判実務の懇談を行ふことゝなつた。

49 「神戸新聞」昭和三年九月一日

陪審法廷に聖上行幸内定

十月一日、実施の日

木下宮内事務官下検分

来る十月一日より、全国一斉に実施さるゝ陪審法は、実にわが司法制度の上に一時代を画するものであるといふので、司法省においてはこの日陪審法廷に天皇陛下の行幸を仰ぎ奉るべく、宮内当局を経て奏請中であつたが、愈聴許あらせられ、当日の午前十時行幸のことに内定、宮内省木下事務官は、十日午前十一時、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所陪審法廷等の下検分を遂げた。

50 「神戸又新」昭和三年九月一二日

聖上陛下畏くも裁判所を御視察に

記念すべき陪審法実施の当日

司法大臣の奏請を容れさせられ

未だ前例のない行幸

司法省では、国民的に記念すべき陪審法の実施を機とし、畏き辺りの行幸を仰ぐべく、予て宮内省を経て奏請中であつたが、右に對し宮内省から土岐事務官の下検分あり、その結果、愈よ行幸あらせられることに決定し、その御日取りについて司法、宮内両省と折衝の末、十日左の通り、陪審法実施の記念すべき十月一日午前十時と決定発表された。同日、天皇陛下には、大審院の会議室に御小憩中、牧野大審院長、小山検事総長から明治初年以來今日までの裁判所の沿革並に司法制度の変遷などにつき詳細御説明申し上げ、それ〴〵大審院、控訴院の両大法廷、地方裁判所陪審法廷及び予審廷、区裁判所法廷、陪審員宿舎など親しく御覽あそばされるはずである。

右につき、小原次官は謹んで語る。東京裁判所へ聖上陛下の行幸を仰ぐことは、前例のないことで、原法相は就任以來この榮に浴したいといつてゐたが、たま〴〵陪審法が実施されることゝなつたので、この記念すべきときに陛下の行幸を仰がんと、予ねて宮内省を通じて奏請してゐたところ、いよ〴〵正式に御内定を得たもので、行幸の際は全国裁判所の代表ともいふべき、帝都の裁判所の実際を御覽に入れるつもりで、且十月一日は陪審法実施記念として、各地方裁判所で記念祭を執り行ふことになつてゐるから、将来この日を司法記念日として、永く伝へたいと思つてゐる云々。

51 「神戸新聞」昭和三年九月一三日

十月一日陪審法実施の日を司法部記念日とし

全国裁判所は休業

法廷を一般に縦覧せしめる

憲政の大義に基き国民をして普く司法権に参与せしむべく懸案中であった陪審法は、愈来る十月一日から実施されることになってゐるが、畏くも聖上陛下には、当日司法部へ初行幸として、大審院並に東京控訴院、東京地方裁判所に行幸仰出だされることになってゐるが、司法省ではこの日を司法部永久の記念とすべく計画のところ、この程やうやく具体案を得て、十二日、全国地方裁判所長宛夫々訓令を發した。それによると、十月一日は永久に司法記念日と定めて、全国裁判所の判検事等はこの日業を休み、各地方裁判所では管内の陪審員候補者、貴衆両院議員、府県議、市町村會議員、市町村長、その他官公吏全般に對し招待状を發して、法廷内部を縦覧せしめる。

なほ、本年は特に記念として、陪審法廷の繪葉書を洩れなく贈呈する外、講演会を催して、司法権尊重の思想を涵養し、國民をして裁判所を理解せしめ、以て司法裁判に親む様、大いに努力を尽す計画であると。(東京電話)

52 「神戸新聞」昭和三年九月一四日

数千人を招じて陪審法廷を見せる

来る十月一日の記念日には

職員達休業して祝意を表す

その日の神戸地方裁判所

陪審法実施の日の来る十月一日には、聖上陛下が畏くも司法部への初行幸として、大審院、東京控訴院、同地方裁判所へ行幸される光栄が確定し、司法省ではこの日を司法記念日として全国的に有意義な催しをすることにし、各地方裁判所長へ訓令した。

神戸地方裁判所でも、瀟洒たる陪審法廷がこの佳日をまへに竣工したので、当日(十月一日)の記念日には、裁判所職員全部休業し、法曹関係者を新庁舎に招き、竣工披露の意味をかねて、記念日を祝ふことにし、

なお、一般陪審候補者をはじめ、貴衆両院議員、国会、町村會議員、市町村長、学校関係者等を招いて、法廷その他を巡覧せしめるため、一日若しくは二日以後秩序的にこれを行ひ、かつ記念品として陪審法廷や庁舎を撮影した繪葉書を頒つことに略案がきまり、取敢ずその人員の調査をしたうへ、招待状を出すことになった。その人員は、まづ三千乃至四千人位であらうと。

53 「神戸又新」昭和三年九月一四日

民衆の為に祝福すべき最初の司法記念日

十月一日陪審法実施当日は

神戸地方裁判所でもお祝の催し

民衆が裁判に参与することの出来る陪審制度の実施は、半ヶ月の後に近づき、神戸地方裁判所でも、法衙の建設をはじめ諸般の準備を着々進めてゐるが、来る十月一日（陪審法実施初日）は、第一回の司法記念日となつたので、此日を祝福記念するため、東所長のもとで、予て主務省の指令にもとづいて、その具体的方法について考慮されてゐた処、十二日、大体左の通りの成案を得たので、田中検事正と十三日協議の上決定することゝなつた。

- 一 陪審法衙の縦覧 新に設けられた陪審法衙を、県下二千数百名の陪審員候補者をはじめ市町村長その他公職にある人を招待して、縦覧せしめること
- 二 絵葉書及設計図 陪審法衙、同法衙の全景、陪審員宿舎を記念絵葉書として、之に陪審法衙の設計図を印刷して、陪審員その他に配布すること
- 三 各方面で講演会をなるべく多く開く事
- 四 開庁式 裁判所職員、弁護士等参集の上、十月一日開庁式を開く
- 五 祝賀会 同様朝野の法曹が相寄つて、盛大な祝賀会を（十月一日）開く

54 「神戸新聞」昭和三年九月一日

法曹界の巨頭を集めて陪審模擬裁判を

経過記録を全国に配布

あす明大の講堂で開く

陪審法実施も既に十数日の後に切迫して来たので、第一東京弁護士会にては、秋山、有馬、高野弁護士などが主となり、最後の權威ある陪審模擬裁判を開いて、専ら東京控訴院

管内の判検事書記並に陪審員の研究に資すべく計画中であつたが、愈十六日午後零時半から、神田駿河台明大講堂において、放火事件の陪審模擬裁判を行ふこととなつた。

当日の裁判長は、大審院判事宇野要三郎氏、検事は東京控訴院次席検事岩村通世氏、弁護人は花井博士以下一流どころ五名、陪審判事、書記等も全部本物が出席、証人には先頃汎太平洋婦人会議に出席した北村兼子、平沼騏一郎氏令姪等も出席する。

而して、この陪審裁判の経過記録は、パンフレットとして全国の関係者に配布し、将来の参考に資する筈であると。

55 「神戸又新」昭和三年九月一七日

陪審法廷を遽かに改造

不備の点を発見して

国民裁判として一般から多大の期待をもつて迎へられてゐる陪審法は、愈よ来る十月一日より実施されることゝなり、同日は裁判史上永久に歴史に残るものとして、全国各裁判所はこれが実施に万遺漏なきを期して居り、特に天皇陛下には、国民裁判の実施第一日を以て、大審院、控訴院に行幸あそばされ、親く裁判の実況を御覧遊ばされることゝなり、裁判所では陛下の初行幸を仰ぐことゝて、地方庁と協力し陪審法廷の新築設備やら奉迎準備を急ぎつつあるが、最近に至り、これが法廷の設備に一大落度あることを発見した。

これは、国民裁判である法廷の設備において、傍聴席は殊に相当の重きをおかねばならぬのに、傍聴席の一部を除く外中間に十尺の垣を設け、一般傍聴人の目をさへぎることに

なつてゐるので、改造を急ぎつつあるが、これに対し一般の非難の声が高い。(東京電話)

56 「神戸又新」昭和三年九月二〇日

陪審員の旅費日当規則

けふ勅令で公布さる

陪審法実施に伴ふ陪審員旅費日当及び止宿料規則は、十九日勅令をもつて、左の如く公布された。(東京電話)

第一条 陪審員の旅費は鉄道又は汽船を通ずる水路にありては二等旅客運賃、運賃の等級を二階級に区分するものに在りては上級の運賃、其の等級を設けざるものに在りては其の乗車又は乗船に要する運賃に依り、汽船を通ぜざる水路に在りては一海里毎に十五銭以内、其の他に在りては一里毎に九十銭以内に於て裁判所の定むる額とす但し一海里未満又は一里未満の端数は之を切捨つ

第二条 陪審員の日当は公判の審理に關与したる日に付ては一日につき五円、其の他の日に付ては一日に付二円五十銭とす

第三条 陪審員の止宿料は陪審宿舍に止宿したる場合に於ては一夜に付二円五十銭、其の場合に於ては一夜に付五円とす

第四条 陪審員の旅費、日当及止宿料は判決前に請求するに非ざれば之を給せず

附則

本令は昭和三年十月一日より之を施行す

57 「神戸新聞」昭和三年九月二〇日

十月一日から開く陪審法廷

森巖で瀟洒な内容

陪審補実施の十月一日を旬日に控へて、神戸地方裁判所の陪審法廷は完全に竣工し、日本最初の陪審裁判を待つてゐる。当日の一日には、この新館で記念日の祝賀が行はれ、続いて陪審員候補者らに參觀させることになつた。

(写真上図)は、森巖にして瀟洒なる大法廷で、正面が判事、検事、書記席、向つて右側の鉄柵が被告人席、後方は弁護士席、向つて左側前は新聞記者席、後方が陪審員席、前方の鉄柵前は証人控席、鉄柵の後方は一般傍聴人席、(左下)はハイカラな陪審員宿泊室のベッド、(同右)は陪審員の食堂兼休息所(日本間)

58 「神戸又新」昭和三年九月二一日

竣成した神戸の陪審法廷

民衆裁判の開かれる神戸の陪審法衙も、愈よ写真の通り竣成した。(上)は大法廷——(1)中央は裁判長席、その左右は陪席判事席(2)検事席(3)書記席(検事席と書記席は従来の法廷とは全く反対である)(4)弁護士席(5)二段になつた陪審員席(6)被告席(7)証憑台(8)傍聴席(9)新聞記者席(陪審員席の下)。(中)陪審員宿舍——陪審員法第

百十条「裁判長の許可をうけずして陪審の評議室に入り又は陪審評議を終る前裁判所内に於て陪審員と交通したる者は五百円以下の罰金に処す。」との厳めしい条文の違反者が無いやうと陪審員は評議の終る迄監視厳しく庁内の此宿舎に起居するのである。(下)陪審員娯楽室——外部と交通を断たれた陪審員にせめてもの自由を与へんが為との思ひやりから設けられた、昼敷の一室

59 「神戸新聞」昭和三年九月二七日

陪審法実施が近づいて裁判所はキリキリ舞

記念日の催しや諸準備などに大多忙

但し本日の陪審裁判の開かれるのは

早くて来月中旬以後

陪審法実施の十月一日は迫る——当日の司法記念日の催しや陪審法を愈実施する諸準備のため、神戸地方裁判所では大繁忙を極めてゐる、ことに陪審裁判にたづさはる刑事第一部友眞裁判長、同二部加藤裁判長および各陪席判事、書記等は毎日新裁判に備へる準備のため研究中である。さて、はじめて神戸に陪審裁判が開かれるのはいつごろか、

一日から実施にはなるけれども、実際に一日後に裁判所が公判期日を定めた事件で、しかも陪審法はすべて公判準備手続を要するから、その公判準備期日前五日を置いて召喚状を出さねばならぬ、そして愈よ陪審の評議に附することになれば、その公判に呼出す陪審員にも必ず五日の猶予期限を置かねばならぬ、だから若し来月一日までに予審が終結し、

即日公判準備期日を定めるとしても、陪審員の参加する公判は、前後を合して十三、四日の猶予期間があるから、ほんたうに公判が開かれるのは、早くて来月中旬以後——下旬となるであらう。勿論、陪審にかける事件は、法定陪審、請求陪審ともに、被告が犯罪事実を否認してゐること、法定陪審と雖も本人が陪審裁判を辞退するときには行はれぬから、数においてもさう多くはなからうが、しかし姫路や豊岡など支部裁判所の公判も全部陪審事件は神戸で開かれるのだから、追々と陪審法廷も賑ふであらう。

60 「神戸新聞」昭和三年九月二七日

陪審法の実施に就て

神戸地方裁判所部長 加藤健一

陪審法は愈十月一日より実施せらるゝことゝなりました。陪審制度と申しますのは、裁判官でない国民が裁判事務に参与関係する制度、国民の常識を裁判に取入れ民意を裁判に反映せしむる制度であります。従来の司法裁判事務は、裁判官のみが取扱つて居りましたが、陪審法に依り裁判官でない国民が裁判手続の一部に参与することになったので、司法制度の一大変革であります。

裁判は、申すまでもなく正しきものを保護し、不正のものに対し制裁を加へ、社会の秩序を保ち治安を維持するを目的とするものであります。陪審法の実施に依り、国民が陪審員として裁判手続に参与することは名誉なる権利でありますが、国民はこの名誉なる権利を行使せねばならぬ義務があります。陪審員は、法廷に列席して事件の取調を聴いた上、

犯罪事実の有無を評議し其結果を裁判所に答申する職務を有つて居りまして、其陪審の答申の如何に依つては、裁判に間違を生ぜぬとも限らないのでありますから、陪審員の責任は誠に重大であります。

陪審員として裁判所から呼出しを受けたときは、必ず出頭する義務があります。併し、病氣その他やむを得ざる事由で出頭することが出来ぬ場合には、その理由を書いた書面を裁判所に出して、職務を辞することが出来ます。

陪審員として呼出を受けた者は、裁判所へ出頭する前にも、訴訟関係人に面会したりその他公平を疑はれる様なことを避けねばならぬ。陪審員は、法廷で取調べられる証人の証言やその他法廷に現れた証拠に基いて、公平に之を判断せねばならぬ又感情に捉はれたり世間の風評、新聞記事に依り、事件に関し予断したりすることなく、不羈独立自己の信ずる通り良心に従ひ事件の真相を掴むことに努めなければならぬ、これを要するに、陪審員は良心に従ひ公平誠実にその職務を行はねばなりません。

陪審制度は、陪審員となられる人のみならず、国民一般が司法裁判の如何なるものなりやを十分諒解し、国民一般の後援なくんば、その効果を完うすることは出来ないものであります。

従来、公判に呼出を受けた証人が、正当の理由なく無断で出頭せざりしたため、やむなく公判期日を変更したることが往々ありました、刑事訴訟法に依り証人、鑑定人として呼出を受けた人は、裁判所又は裁判所の指定したる場所に出頭する義務があるのでありますから、病氣その他なむを得ざる事由ある場合の外は、裁判所又は其指定の場所へ出頭せねばなりません。陪審事件に付証人、鑑定人として呼出を受けた人が出頭せざるときは、公判

の期日を変更せねばならぬことになり、さうなりますと多数の陪審員は再び次の期日に出頭せねばならぬので滞留せねばならぬことゝもなり、訴訟関係人、殊に多数の陪審員に多大なる迷惑を掛けることになるのであります。このことは、陪審法実施に当つて殊に心配して居ります。証人、鑑定人として呼出を受けた人は、病氣其他やむを得ざる事由なき限り、是非出頭せねばなりません、若し期日に出頭できぬ事由がありましたならば、成るべく早く裁判所にその事由を申出で、貰ひたいのであります。

陪審法実施に当り、国民一般が司法裁判に対し、従来よりも一層よく諒解し、朝野協力して我司法裁判の權威を増し、司法裁判に対する国民の信頼を一層深からしめんことを期せねばなりません。(写真は加藤部長)

61 「大阪朝日版」昭和三年一〇月一日

陪審所感(上)

神戸地方裁判所長 東 龜五郎

陪審裁判は、裁判に民衆を参与せしめる制度であつて、我国の法制上実に画時代的大変革である。陪審法は、大正十二年四月議会の協賛を経て発布せられた法律で、爾来五年間の準備期間を置き、本年十月一日をもつて実施することになったのである。今や、その実施は目睫の間に迫り、朝野ともに張目凝視して、その結果如何と注意してゐると同時に、一面この新しき試みにつき多少不安の念を懐いてゐる人も少くない。

どの点が不安に感ぜらるゝかといふに、陪審員は学識や才能の卓越した人を選考するの

ではなく、ただ読み書きの出来る程度の人を抽籤で定めるのであるから、多くは法律上の知識と裁判所の経験なきは勿論、時としては普通の教養すら欠けてゐる人もないとは限らぬ、これらの人が裁判に参与したりとて、果して能く隱密の間に巧妙に行はれたる犯罪事実の真相を捕へ得るだらうか、將たまた従来の普通裁判よりもより良き裁判が出来るであらうかといふことは、多くの人より憂慮せられてゐる点である。

しかしながら、自分は思ふに、陪審の目的や陪審員の役目を考察すれば、世人が憂慮するほどの不安はないものと思ふ。何となれば、陪審法が陪審員に要求するところは、その人の学識または裁判上の経験ではないのである、専門家の見地より離れたる素人觀を裁判に加味せんとするのが目的であるからである。すなはち、学問上の理屈は兎に角として常識上どう思ふかといふ民衆の声を聞かんとするものである。それならば、陪審員は必ずしも学者や専門家たるを要せず、誠心誠意で一般民衆の知識と感情を代表する人でさへあればこと足るわけである。

古来「負うふた子に教へられて浅瀬を渡る」といふ諺がある、昔佐々木三郎盛綱が前夜の若ものと呼んで藤戸の渡の浅瀬を聞き、翌朝馬にて海を乗切り先陣の功名を立てた話は、皆人の知るところである。陪審法が陪審員に要求するところは、此の負はれた子や、または村の若ものゝ役目を果して貰ふことにあるので、自ら対局者となりて勝負を争ふほどの力量を要求する次第ではなからうと思ふ。

62 「大阪朝日」昭和三年一〇月一日 陪審員候補者

名簿縦覧

尼崎市では、近く明年の陪審員候補者を選ぶべき陪審員資格者名簿を、九月一日現在で調製したが、規定に本づき今一日から八日まで（日曜日を除く）市役所で一般に縦覧せしめる。（写真は陪審法廷）

63 「神戸新聞」昭和三年一〇月一日

司法記念日、けふ陪審法実施

聖上 裁判所行幸

法廷及び諸種の参考資料を

具さに御覽あらせらる

十月一日、けふぞ我国立法史上特筆すべき陪審法の実施せらるゝ司法記念日である。天皇陛下におかせられては、この意義深き日において、特に大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸を仰せ出だされ、親しく裁判所の実務を御視察あらせられるといふことは、大御心を立法、行政の各機関にそゝがせらるゝと同様、司法機関にもそゝがせらるゝの聖慮によるものであつて、単にこれは司法部のみの光榮に止まらず法治国の国民として、ひとしく感激措く能はざるところである。

この日、陛下行幸の御順序を拝するに、陛下には陸軍通常礼装に大勲位略章、珍田侍従長御陪乗、略式自動車鹵簿に召させられ、一木官相、奈良武官長、その多供奉の上、午前

十時宮城御出門、同十時五分東京方裁判所御車寄に着御、原法相以下、小原、濱田の両次官、磯部参与官、泉二行刑局長、その他各局長、裁判所側より牧野大審院長、小川検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中東京裁判所長、鹽野検事正以下、高等官三百余の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて三階大審院長室の仮御座所に入らせられ、御小憩の後原法相以下親勅任官に謁を賜ひ、十時五十五分、原法相御先導、御説明の上、陳列室の参考資料、判決書並に中野刑務所以下各刑務所の囚人の製作品等を御覧遊ばされ、次で十一時二十分より、同じく法相の御先導にて大審院第一号法廷を御覧、こゝにて牧野院長の御説明を御聴取あらせられ、控訴院第三号法廷に御成り、判検事以下各奏任官約三百名に列立拝謁を賜る由、それより今日の行幸の眼目である陪審法廷に入らせられ、同法廷並に陪審員評議室につき田中裁判所長の説明を御聴取、更に予審廷を順次御巡覧、御小憩の後十一時四十分還幸あらせらるるはず。なほ、当日天覽に供すべき参考品中、司法関係の記録の主なるものは、

明治元年近藤勇の処刑書、明治二年山口藩士八名が大村兵部大輔謀殺事件記録、同三年坂本龍馬殺害犯人今井信郎判決書、同七年佐賀乱の記録、同六年変体陪審記録、彼の有名な露国皇太子暗殺事件にかゝる津田三藏の一件記録、後藤新平子の拘引状や調書等のある明治廿六年の所謂相馬事件記録等、何れも我が司法制度の歴史を物語る貴重なものばかりである。(東京電話)

三権への参与

君恩の篤きを思ふ

田中首相 謹話

国民が多年期待してゐた陪審法は、今日即ち昭和三年十月一日から実施されることとなった。この日、天皇陛下には、特に親しく司法部に行幸あらせられ、司法事務の実際を御親謁あらせられるは、洵にありがたき思召と拝察し、お互ひ国民の責任甚だ大なるを覚ゆるのである。我々国民は、既に議会において立法に参与し、地方自治において行政に参与し、今また陪審法の実施によつて司法に参与することとなった。即ち、国民三権の各各に参与することになって、いよいよ立憲国民たる内実をあぐるやうになったことは、我々日本国民の誇りであると共に重大なる責任觀念を喚起するは勿論、ますます自重精勵し君恩の篤きを思ひ、之に報い奉らねばならぬと信ずるのである。

司法史上永久の記念、鶴駕親臨を仰ぎて

新法運用の万全を望む

司法大臣 原 嘉道氏 謹話

我國民が多年期望せし陪審法は、愈本日より実施せられた。今日に六十年前旧幕時代の裁判制度を顧みると、実に隔世の感に堪へないのであり、畏くも明治天皇は不世出の御英資を以て維新の大業を成就せられ、明治の新政を開かせられたのであるが、当時諸制度創造の際に拘らず司法のこともこれを忽諸にし給はず、明治元年正月には刑法事務課を設けられ、刑法事務総督及び刑法事務課係を置き監察、弾劾、捕士、断獄等の事を掌らしめら

れ、茲に新政後の司法制度を建てられたのである。次で翌二月には、これを刑法事務官と改め督輔、權輔、判事を置かれ、同年四月には、更に太政官を分ち議政、行法、神祇、會計、軍務、外国、刑法の七官となし、初めて立法、行政、司法の三權を鼎立せしめられた。

その布告文中に、「天下の権力総て之を太政官に帰す、則ち政令二途に出る患無からしむ、太政官の権力を分つて立法、行法、司法の三權とす、則ち偏重の患無からしむなり」とあり、王政復古と同時に、今日の政体の基礎を建てられたのである。

かくのごとく、国政に司法の重きをなす所以は、司法の確立は実に正義の維持、人權の擁護にありて、司法の確立する否とは、実に国家の隆替興亡に重大なる關係を有するからである。降つて明治八年には、元老院と共に大審院が設けられました。此の時、畏くも明治天皇は、詔書を下し給ひて、「朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ会シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願フニ中興日浅ク内治ノ事当ニ振作更張スベキ者少シトセズ朕今誓文ノ意ヲ拡充シ茲ニ元老院ヲ設ケテ立法ノ源ヲ広メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ」と詔せられた。

その後、明治廿二年二月十一日を以て発布せられたる帝國憲法には、司法權に就いて特に一章を置き、其劈頭に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とあり、凡そ國務は総て天皇の行はせ給ふ所であるから、独り司法に就いてのみ「天皇ノ名ニ於テ」と冠する必要はないが、そのこれあるは如何に御親閱あらせらるゝことは、独り朝野の法曹のみならず、國民の均しく感激措く能はざるところ、司法史上永久に記念すべきことと信ずるのである。

更に、陪審裁判につき申しますと、從來刑事の裁判は専門の官吏則ち判事のみがこれを行ひ来たのであつて、一般國民の意思は毫も加味せられなかつたのであるが、陪審裁判では裁判官の裁判に民意を加味する事を基調とし精神とする。本来、立憲政治下にありましては、苟も國務を遂行運用するに當つては、民意を加味せしめて國民が國政に参与すると云ふ觀念を懐かしめねばならぬのである。然るに、我國に於ては從來立法、行政の両方面では、選挙の方法に依り代表された人民の意思が國政遂行の上に表現されて居るが、独り裁判の上には國民意思の反映と認むべき何者も加味せられて居なかつたのである。立憲政治の大筋から云へば、これでは未だ完きを得たと謂ふことが出来ない。國民をして、裁判所を飽迄人權擁護の機關である、正義擁護の機關であると信ぜしむるには、從來の官吏のみに依る裁判制度に変更を加へ、國民をして罪の有無は自分等と同様の國民に依り決せらるゝから、少しも不安がないとの安心を持たしめることが必要となつて来るのである。これ即ち、我國に於て陪審法を設くるに到つた根本の趣旨である。かく断じ来れば、陪審員制度実施により初めて立法、行政、司法共に人民が参加することとなり、我が立憲政治は茲に完璧に達したと云へるのである。即ち、この制度の実施は、啻に我が刑政史上の一大革新たるのみならず、実に我が立憲政治史上にも亦一大時期を画したものと云ふべきである。この機会に一言しておきたいのは、法は死物である、その運用の如何によりては善法も悪法となるのであるから、局に当る者が不幸にして一度その運用を誤るが如きことあれば、折角の善法良制もまた死文徒法に終るのみならず、却て社会に害悪を流し悔を千歳に残すことゝなる、故に選ばれ、陪審員となられる諸君は、良くこの制度の精神を解しこれは曾て無き人民擁護の良制度であるといふことを十分に理解し自分は同胞に対する照魔鏡、即ち「正義を擁護する機関である」といふ觀念と識見とを持ち、事件に対しては虚心坦懐

唯自己の良心に従って公平誠実に判断をなし、他より一点の非議を加へられざることを期して、此制度の運用に当られんことを熱望して止まぬ次第である。

重大なる陪審員の職責

公明正大に所信を貫け

大審院長 牧野菊之助氏 談

裁判には無関心な国民

国民は、十月一日から実施さるゝ陪審法に依つて司法権にも参与し得られることになった。この際、国民は須らく陪審法の精神をよく諒解し、以て陪審裁判の実績を挙ぐることに努めなければならぬ。然しながら、国民の多くは従来「裁判」といふものに対して余りに恬淡、無関心であつたから、果して陪審法実施に當つて所期の目的を挙ぐる事が出来るか何うか憂慮したが、過般來屢各方面で行はれた模擬陪審裁判に出席し、国民の中から選ばれた模擬陪審員が、如何にも真面目で熱心な態度を以て陪審員としての職責を尽してゐるのを見て、実施後の好成绩を信じ心窃かに喜んでゐる処である。

陪審員の大切な心がけ

愈本法が実施された暁に於ても、陪審員諸君が模擬裁判法廷に於けると同様な態度をもつて実際裁判に参与すれば、必ずや陪審裁判の実を挙ぐることは困難ではないと思ふ。陪審員の職責は常識判断によつて、裁判にかけられた事実の有無を決定するにあるは勿論、一面、法廷に現れた各般の証拠に基き信ずべきを採り、信ずべからざるを排して公平無私、

適切にして穩健なる判断を下すことが極めて必要である。陪審員が心得べき事は、証拠をはなれて自己の先入觀念によつて事象を判断することで真相を誤りやすい、又確固たる信念を持たず他人の意見に雷同すること、事件関係者の請託を容れることは絶対にさくべき事である。

陪審裁判制度の真骨頂

兎に角、陪審員各位が以上述べたやうな意見により、自己の判断を形造り、その多数に依つて事実の有無を決定する事にあるから、茲に始めて国民の意志が裁判の上に反映することになり、被告人もまた自己と同じレベルの国民から事実を判断され、その裁判を受けることになるから満足であらう。また、裁判の信用も一層加はることと思ふ。要するに、国民の判断が基礎となつて裁判せらるゝといふ事が、即ち陪審裁判の神髄であるから、これに参与する国民、即ち陪審員はこゝに深く留意して、苟くも自己の所信を枉げて多数意見に聴従したり、或は特殊な請託を被告から受け容れたりするが如きは断じて排し、公明正大な態度に終始することを念とせねばならない。

素人觀を裁判に加味する

冷静の心が陪審員に必要

神戸地方裁判所長

東 龜五郎

陪審法は、大正十二年四月議会の協賛を経て發布せられた法律で、爾來五年間の準備期間を置き、本年十月一日を以て実施することになったのであるが、その実施に際し、朝野

共にその結果如何を注意すると同時に、一面この新しき試みにつき多少不安の念を懐く人も少くないのである。

どの点が不安に感ぜらるゝか！と云ふに、陪審員は学識や才能の卓越した人を選考するのではなく、只読み書きの出来る程度の人を抽籤で定めるのであるから、多くは法律上の知識と裁判上の経験なきは勿論、時としては普通の教養すら欠けてゐる人はないとも限らぬ。これ等の人が裁判に参与したりとて、果して能く隠密の間に巧妙に行はれたる犯罪事実の真相を捕へ得るだらうか、将又従来の書面裁判よりもより良き裁判が出来るであらうかといふことは、多くの人より憂慮せられ居る点である。

然し乍ら、自分は思ふに、陪審の目的や陪審員の役目を考察すれば、世人が憂慮する程の不安はないものと思ふ。何となれば、陪審法が陪審員に要求する所は、其人の学識又は裁判上の経験ではないのである、専門家の見地より離れたる素人觀を裁判に加味せんとするのが目的である、即ち一般民衆の知識と感情を代表する人でさへあれば事足る訳である。古来「負うた子に教へられて浅瀬を渡る」といふ諺がある、昔佐々木三郎盛綱が、前夜村の若者呼んで藤戸の渡の浅瀬を聞き、翌朝馬にて海を乗切り先陣の功名を立てた話は、皆人の知るところである。陪審法が陪審員に要求するところは、此負はれた子や又は村の若者の役目を果して貰ふことにあるので、自ら対局者となりて勝負を争ふ程の力量を要求する次第ではなからうと思ふ。

茲に、陪審員となりたる人の心得べき一、二の事項を話して見よう。陪審員は事件の關係者よりの依頼を受け又は買収、威嚇に依りてその考へを変へてはならぬ事は申す迄もないが、その他に、(一) 事案は法廷に顕れた事実証拠に基いてのみ判断することを要するの顕れた事実で自分の知識経験に訴へ、率直に其可否を決すべきものである。

次に、(二) 注意すべきは、法廷内の刹那の感情に捉はれぬことが肝要である。例之の名優の芝居を観ると、其芝居なることを知りながら自然これに引入れらるゝ様に、兎角裁判に馴れぬ人は、被告人の態度や弁解に魅せられ只同情又は憎悪の念に駆られ事案の真相を誤る場合は少なからざることと思ふ。外国の陪審に於ても、若き婦人が泣くが如く訴ふるが如く嬾々として座に堪へざるが如き態度で法廷に立つときは、陪審員は憐憫の情を催し忽ち無罪の評決をなしたる例ありと聞く、またこれに反し婦人陪審員(外国には婦人も陪審員となる所あり)は、被告となりたる女が美人であったり又は自分らよりも立派な衣類を着て居るときは、一種の嫉妬心で被告に不利益な評決をなした例もありたりと聞く。此等は何れも、刹那の感情に捉はれ、事件の真相を誤りたるものである。有名な京都所司代板倉周防守は、障子を隔て茶を挽きながら訴訟を聴いたといふ話がある、茶を挽きたるは心を静めるため又障子を隔てたるは相手の顔色に依て動かされぬための用意である。古代ギリシャの法神像を見ても、目隠をなした女神が右手に劍、左手に秤を持つて居る。これ等は、冷静公平威力を表象したもので、裁判の要諦は古今東西にて変つたことはないのである。故に、陪審員は一時の愛憎の念を去り、心を冷静にして自己の知識経験に基き事案を決するを必要とするのである。

陪審法実施に際して

予断は禁物

検事総長 小山松吉氏談

先月明大で催された陪審模擬裁判の際、試験的に三組の陪審員を置いて、法廷に現はれた事実について各別に答申をせしめたが、その際は陪審員の判断が軽率であると思った。これ等陪審裁判といふものは、証拠の如何を判断するのであるが、事件の性質は被告が自白を左右にして明瞭に犯罪を認めぬといふ点から出発してゐるのであるから、これを法廷にあらはれた各般の罪状によつて罪の異なる点を考察せねばならぬのである。

それを免も角、陪審員は直覚して予断する傾きがある、元来予断を措かずに判断するといふのが陪審員の任務であるが、ある陪審員は証拠調べが終つた刹那にもう罪の有無の判断がついて了つて、検事の論告も弁護士弁論も一寸も耳を藉さぬといふ傾がある。また、ある陪審員は、譬へば天井裏の足跡から判断して、天井裏は足跡が前にあつたといふのであつたが、足跡は前ばかりでないから、この足跡の点でさうでないと思つて了つたから、もうその後は検事のいふことも弁護士の弁論も聞く必要なしと思つた。

それではいけないのだ、予断する前にさうらしい……とかあらしい……といふ心特に余裕を残して、検事の論旨も弁護士の弁論もよく聞いた上、判断して欲しいのである。

陪審法実施に際して

証人の陳述

神戸地方裁判所 田中検事正 談

陪審制度が設けられた理由に、一般社会は誤解があつてはならぬ。即ち、現行の刑事裁判に何らか欠陥があり、陪審法を実施してそれを補はんとするための実施では絶対にならないのであつて、若し然く信ずるものがあれば大なる誤りである。陪審法の実施されるのは、そんな理由からではなく、立憲治下の今日、わが国民は立法権にも行政権にも代表を選んで参与してゐるに際し、司法権にのみ参与しなかつたのを、特に陪審員を選んで刑事の裁判に立合はせ、答申させて以て国民をして裁判手續に参与させることゝなつたのが、陪審法実施の主なる理由である。

故に、外国の陪審と日本の陪審とは趣きを異にし、外国では陪審員の意見が裁判所を拘束するが、日本では陪審員の意見を尊重はするが、若し答申が裁判所のそれと違ふときには陪審を更新することが出来るのである。だから、陪審員その他が、現在の裁判の欠陥を補ふための陪審のつもりで参与すれば大した間違ひだから、呉々も注意しておきたい。

なほ、陪審法実施後の検事局の手續には別にかはりはないが、陪審ではすべて証人の陳述が証拠となつて、現在の如く書面が証拠に用ひられない、だから当初事件の捜査に従事した司法警察官が必要に応じて証人として陳述せねばならぬ場合が多いと思はれるから、今後捜査に従事する際、従来とは心持ちをかへて当るやう、司法警察官一般に是を徹底させるべく努めてゐる。

陪審法実施に際して

陪審法実施に際し、吾々国民としては是非知って置かなければならぬことは、如何なる理由の下にこの制度が我が邦に設けられたかと云ふ点で、万一この点に誤解があつては円滑な運用は出来ないと思ふ。

欧州大陸にこの制度の生れたのは、仏国第一革命要求の一として陪審制度実施のことが千七百八十九年の国民議會に提議せられ、その後千七百九十年と翌九十一年の法律に依り、これを採用したのが始めである。処で、仏国が何故にか様な制度を設けたかといふと、その頃仏国民の最も痛苦と致して居た官僚裁判の専恣横暴を抑制して、一般国民の権利を保護すると云ふ、所謂民権擁護の一機関として該制度を布いたのである。そして、これが模範となつて、他の大陸諸国が続々これに倣ひ、遂に今日に於けるが如く、各文明国共通の制度となるに至つた次第である。

処が、これと反対に、我国では 陪審制度なるものは全くの初物で、外国のやうに歴史的の由来は一つもない。殊に、我邦の裁判は、至公至平にして、何等専恣横暴の事実なく又腐敗墮落と云ふ様な非難もない、司法部内は厳然として其神聖を保ちつゝあることは、吾人の常に誇りとする処である。然るに、この制度を設けた理由の一は、国民の協力を依りて国務を遂行し、以つて国民幸福を図ると云ふことが立憲政治の根本義なること、其二は、国民をして司法権の運用に親みを持たしめ、その裁判に信頼し且つこれに悦服せしむることが、裁判其ものゝ一使命なること、の二大理由の下に、この制度が布かれたのであ

りまして、彼の仏国その他諸外国と大に趣を異にして居るのである。

吾々国民は、この点を十分に理解して、履違ひをせぬ様心掛けねばならぬと思ふ。要するに、我陪審法は極めて美しき且温き精神を以て制定せられたものであるから、この精神を体してその運用に当れば、必ずや美事なる成績を挙げ、欧米先進国で見様な種々忌はしき問題も起らず、洵に結構なる陪審制が爰に実現することゝ信ずるのである。

64 「神戸新聞」昭和三年一〇月一日

今日から陪審法実施

国民の信頼を深めん

陪審法は、本日より実施せらるゝことゝなつた。此制度は、裁判官にあらざる国民が裁判事務に参与することであつて、国民の常識を取入れて、裁判に対する国民の意識を一層滑かにするのである。故に是迄よりは更に豊に民意を裁判に反映せしむる制度であると解することも出来るし、又裁判の民衆化といへないこともない。何故なれば、是迄の裁判は、裁判事務に関する専門知識を有する者のみによつて行はれ、国民の常識とは全く懸け離れた特殊のものと見られて、法律の解釈には常識の立入るべからざるものゝ如く考へてゐた傾きであつた。されば、裁判事務に携はる者と民衆とは、全然別世界に生活する者の如き観を呈し、彼我の間に越ゆべからざる溝渠があつた。

裁判事務に携はる者と民衆との関係が、右の如くであつたため、互の地位境遇に理解も同情もなく、動もすれば反目嫉視することさへもあつて、無理解なる国民の中には、裁判

所に嫌悪の念を抱く者さへあつた。故に、此傾向は裁判所の威信を傷け、信頼を少くする嫌ひもなくはなく、時には裁判に不服を感じる者もあつた。勿論、法の解釈は神聖にして裁判に不公平はなく又裁判は原則として公開され、公衆の眼前において行はるゝが故、何らの疑惑も不安も感ずべきでないが、此正明にして無私公平は、陪審法の実施によつて更に一層其公明無私なるを人に感ぜしめ、法の威信を保ちて裁判に対する心服を倍加せしむるに相違ない。是れ、国民をして該法の実施を翹望せしめた所以である。

裁判は正しき者を保護し、不正の者に対して制裁を加へ、以て社会の秩序を保ち、治安を維持して、人民の幸福を保持増進せしめんとするを目的とする。故に、裁判事務に関する者の地位の自ら神聖にして、名譽を伴ふ所以なるが、此圈内に国民の参与することは、其参与する者それ自身が神聖にして名譽あることを自覚しなければならぬ。従つて、人の請託を容れ、情実に囚はれて、是非の弁別を誤ることなきを必期すべきである。而して、陪審員として呼出を受けた者は、病氣其他真にやむを得ざる事故ある時の外、必ず定刻に出頭して其職能を忠実に行はなければならぬ。若し怠慢にして、職能に背くことあれば、裁判事務に参与すべき人民の職務を蔑ろにし、権利を等閑にするものであつて、其非違は独り己に関するのみならず、実に国民の参与権を忽せにし、職責を裏切るものといはざるを得ぬ。

陪審法の実施は、国民をして司法裁判に関する諒解を深め、而して前にも述べたる如く裁判の民衆化となるに相違ない。即ち、民衆が裁判官化すると同時に、裁判官も亦民衆化することである。然らば、民衆は陪審員として列するに、法律に従つて遅滞怠慢なきを期すると共に、裁判官も亦人民の立場を諒解し、陪審員をして心よく呼出に応じて、裁判所に出席せしむるやう努むべきである。例へば、従来裁判所が証人若くは鑑定人を、きまり切つて朝の九時から呼出して置き乍ら、空しく午後迄も待呆けを喰はせ、甚しきは夕刻迄放つて置いて、たゞ人民の困難や迷惑など……(注、一五字分欠落……)憲の威力のみを知つて、人民の困難や迷惑を顧みざる、没常識の致す所にして、是迄人民の裁判所を嫌がつたのも、かゝる裁判官の無理解に拠る所少しとせぬ。

されば、陪審員を呼出すについても、此辺の所を能く理解し、二、三時間で済む事件に一日を丸潰れにする如きことをせず、其日の取調べの順序と所要時間を予め測定して、時間の空費を成るべく少からしむるやう注意しなければならぬ。是れ、人民が裁判官づき合ひをすると同時に、裁判官も亦人民づき合ひをするのであるから、人民に迷惑をかけないやうにしなければ、人民に嫌はれるおそれは十分ある。若し人民が、裁判官の無理解なるがために、陪審に出ることを嫌やがるならば、陪審法実施の目的を達し難く、記念日迄も設定して司法裁判事務の画期的一大施設を為した趣旨を没却するものに外ならぬ。

65 「神戸新聞」昭和三年一〇月一日

陪審法は愈よけふから実施されることとなりました

御感想はいかが

各方面のひとびとの話

従来、借地、借家、商事、小作の各調停法に調停員として参加するのみであつたわが国民に、刑事裁判の手續きにも参与させるといふ画期的の事業——陪審法は、彼の普選と共

に国民の権利の拡大である。天皇の御名によつて行はれる神聖な裁判に参与することが出来る陪審法、いよくけふから陪審法が、全国一斉に実施されることになった——陪審法に直面して、世の人々はどんな感想をいだいてゐるだらうか、各方面の人々に意見を聞いてみる。

行つた事もない裁判所

呼出されたら白紙主義

陪審員永井菊治郎氏 語る

陪審裁判に呼出される陪審員候補者は、神戸市に三百五十余名、県下に二千四百五十七名あつて、裁判所の台帳に載つてゐる。其一人——神戸市栄町六丁目三三の一〇都湯の主人永井菊治郎(六四)さんは語る、

生れてから一度も裁判所へ行つたことがなく、法廷がどつち向いてゐるかも知りません。陪審裁判といへば、模擬裁判を見物した位のことですから、呼出されて陪審員になつたとしても全くの一年生で白紙です。判事さんなり検事さんに、よく判るやうに説明して貰つたうへでないといふことも出来まいと思ひます。年が年ですから、辞退して若い人にやつて貰つた方が……と思ふのですが、まづ呼出されたら、前申した白紙主義でござまうと思ひます。

因みに永井さんは、元商船の一等運転士で、都湯をやつてから十七、八年になる。

陪審員諸氏の努力に俟つ

中村直吉氏(注、兵庫県會議員、日伯協合理事)

中村直吉氏は語る、

むしろその実施が遅すぎたといふ感があります。勿論諸外国では民族的習性などに多少の相違もありますが、既に早くから合法的審理として、この陪審法を採用してゐる次第です。我国が、この内容と趣旨とをよく民族性から批判して、こゝに断然適用したのは何より喜ぶべきことと思ひます。何分当初は、その適用に多少の手違ひなどもありませうが、陪審員諸君の努力と精進で、法の精神もよく理解され、消化しつくされて行くと思ひます。

既に実施してゐる欧米でも

利害得失には議論がある

関西学院教授 田村市郎氏

関西学院教授田村市郎氏曰く、

欧米諸国では古くから陪審制度が行はれてゐるが、利害得失に就ては議論がある。殊に、法律技術の専門化と共に一般人民中から陪審員を出しても、裁判の正確公平に資することはないとの説もある位だ。我国では、近年司法官の化石問題、人権蹂躪の叫びなどあり、それが国民の自覚と教育の普及に伴れ、一方では普選の要求となり、一方では陪審制度の採用となつたものと見られるだらう。しかし、無産階級者などの間では、この制度の実

施に対し期待を持ってゐるものは殆んどないと聞いてゐる。

婦人に理解をもつて欲しい

城のぶ子女史

神戸婦人同情会長城のぶ子女史はいふ、

法の適用、罪の量定を誤らしめないため、単に判事裁判官の他に、一般人民中から陪審員を選び裁判の審議に参与させる制度が設けられ、これが愈よ実施されることになったのは誠に喜ばしい。しかし、私共婦人の立場から言へば、陪審員を男子に限り婦人を全然除外されたことは、普選同様片手落ちの感があり遺憾であります。然し、この上は陪審員が女性に対して十分な理解をもち、公平無私なる判断を行つて、法を活用されことを期待します。

誠に喜ばしい法の社会化

愛隣館主村松浅四郎氏いふ

平野楠谷町の免囚保護事業家をやつて居られる、愛隣館主村松浅四郎氏は語る。

結構なことです。世の中のことで何が至難といつても、人が人を裁くほど難かしいことはない。勿論、今までの裁きが不公平であつたとは思ひませんが、人がある仕事に固定すると、仕事に対する知識が専門化される、専門化は結構であり必要でもあるが、同時に心

持までが固定化する虞れがある。従つて、法の裁きの如きも、冷めたい法理だけのものといふ感じが伴ひ易い、然るに陪審法が採用され、世の中の酸いも甘いも噛み分けた人達が、陪審員として法の裁きに参与される事は、罪の裁きにより多く社会性を含むこととなり、法の社会化が行はれ、従つて裁かれる者にとつても得心のゆく点が多くなるから、刑務所へ入つても、また釈放された後でも、根強く社会に反抗するといふやうな事が少く、真面目な人間に帰る機会が多いだらうと思ふ。そんな意味から、私は陪審法は非常に結構だと思つてゐる。

けふは司法記念日、裁判所が祝賀会

あすから陪審員資格者らに

陪審法廷を見せる

聖上がはじめて司法部へお成りになる、けふ一日は全国的に司法記念日として祝賀することになり、神戸地方裁判所でも、午前十一時から、朝野の法曹関係者、県市の高官連を招いて裁判所楼上で祝賀会をひらき、竣工の陪審法廷を参観させることになった。

なほ、一般陪審員資格者等も、二日以後招待して参観せしめるはずである。

66 「神戸又新」昭和三年一〇月一日

けふから実施される陪審法を前にして

一般の人々にも

陪審法は、愈よ一日から実施せらるゝことゝなりました。陪審法によれば、裁判所は陪審員の答申が正当であると認めたらば、これにもとづいて有罪、又は無罪の裁判をするのでありまして、若し陪審員の答申が実際の事実と違つたならば、裁判に間違いを生じ延いて裁判に対する国民の信用を失ひ、社会の秩序を保ち治安を維持することが得られなくなることも限らぬのであります。従つて、陪審員の責務は誠に重大であります。

陪審員は、裁判官の心持を持って絶対に公平でなければなりません。されば、陪審員は被告人が直接間接に知り合であるとか、自分の政党と同じであるとか、そのたいろいろの事情で情実に動かされてはなりません。

又被告人の境遇、家庭の状況を聴き、感情に捉へられたり、裁判所に出頭する前、訴訟関係人に面会して事実をまげたり、他人の請託を受ける等公平を疑はれる様なことがあつてはなりません。何処までも不羈、独立、自己の信ずる通り、良心に従ひ事件の真相を掴み、公平、誠実に職務を行はねばなりません。

陪審制度は、陪審員のみならず国民一般も正義の味方として司法を尊重後援し、間違つた裁判の行はれぬ様つとめねばなりません。

裁判を間違はしめる危険の一は、又証人鑑定人の間違つた証言であります。証人として呼び出しを受けた者は、進んで裁判所に出頭し、真実を証言せねば、詐欺、窃盗より重い懲役三年以上十年以下といふ偽証の制度があります。

又これまで公判に呼び出しを受けた証人が、正当の理由なく無断で出頭しなかつたゝめやむなく公判期日を変更した事も往々ありましたが、陪審制度の実施後は証人が出頭しないため陪審員を次の期日まで滞留せしめねばならぬ様なことのない様注意せねばなりません。

被告には大冒険

事実の審理は一審だけ

神戸地方裁判所陪
審係第二部裁判長 友眞碩太郎氏 談

陪審法における陪審員の責任の重大なことはいふまでもない。若し、事実の真相を逸して、有罪を無罪とする様なことがあつては、真に裁判の破滅である。

古来、刑政みだれてその国滅ぶるの例は乏しくない。刑政は、実に国家百年の根幹である。故に。陪審員たるもの、外国の例にある様に、徒らに感情にかぶれて同情や憎しみをもつてはいかぬ。常に正当な判断をなす様努力すべきは、陪審員の義務である。

之は被告人側の考へねばやらぬことであるが、一体陪審法は被告人の利益のために設けられた制度ではあるが、果して利益になるか、不利益になるかは考へものである。

夫れは、陪審には事実の判断は、一審だけで二審はない。普通裁判の様に、一審で不服であるからといふて、控訴することは出来ない。此控訴審に於て、従来被告人の利益になつた例が沢山あるが、陪審には之がない。陪審は一審のみで、事実の有罪無罪を決するのであるから、被告人としては陪審手続を採ることは、一ツの大なる冒険であらねばならない。

67 「神戸又新」昭和三年一〇月一日

法制史上の画時代的な大変革

民衆が裁判に参与する陪審制度はけふから

記念すべきは今昭和三年十月一日

陪審制度は、いよくけふ一日から実施されることになった。民衆が裁判に参与することとはたゞに、法制史上画時代的な大変革であるのみならず、その間多少の批判はのころとしても、曩に実施された普選とともに、われ等は茲に行政、司法、立法の三権の上に参与することを得たといひうべきである。たゞわれ等の前に横たはるものは、新制度実施の悩みのみである。されば国民は、けふ満腔の祝福をたれると共に、新制の精神を理解し協力能くその全きを期せねばならぬ。

陪審制度は、裁判に民意を加へる制度である。即ち、今までの裁判は、一に裁判官と云ふ専門家にゆだねてゐたのであるが、この制度では新に裁判に十二名の人民——陪審員を加へて、その意見を聞いて裁判をするのである。陪審員は、一般国民のうちから抽籤によつて選び出すもので、兵庫県下の陪審員は二千四百五十七名で、このうち神戸市は三百六十名を占めてゐる。

陪審員の資格は、年齢三十歳以上の日本男子で、一年以上同一市町村内に住み、三円以上の直接国税を二年以上納めて、読み書きの出来るものであることを原則としてゐるが、このほか三十数項の特別除外規定があつて、これによつて除外されるのである。公判が開かれることになると、之等選定された陪審員候補者のうちから三十六名を先づ裁判所に呼出し、そのうち二十四名以上の出頭を待つて後、このうちから除外したり忌避して十二名を厳選し公判に立会はせるが、更に二、三名の予備員をおくことになつてゐる。

法廷では、裁判長は検事の公訴事実の陳述前、陪審員に宣誓をなさしめ、その後事実及び証憑の調べがあつてから、犯罪事実の構成について検事及び弁護人の弁論があつて、裁判長は、陪審員に対して、犯罪の構成に關し法律上の論点及問題となる事実並に証拠の要領を説示する、かくて陪審員は評議室に退き、一名の陪審長を互選して評議し、犯罪の有無について答申をし、こゝに陪審員の仕事は終るのである。この答申が終るまでは、陪審員は帰宅出来ず、外部との交通をも制限され、宿舎に起臥するやうになつてゐるけれども、事実上は個人の自由を拘束することはつとめて避け、なるべく一日で凡てを終り帰宅せしめるやうにする方針になつてゐる。陪審裁判は、刑事事件にのみ附せられることになつてゐて、法定陪審と請求陪審とに分れてゐる。死刑又は無期に當る所謂重罪には、法律により陪審の評議に附することになつてゐて、之を法定陪審と云ひ、長期三年を越ゆる有期懲役又は禁固にあたる事件で地方裁判所の事件のみについては、被告人から請求があつた場合陪審の評議に附せられることになつてゐて、之を請求陪審と云ふ。然し、このうち除外例があつて、

(一) 大審院の特別権限に属する罪

(二) 刑法第二編第一章乃至第四章第八章、即ち皇室に關する罪、内乱に關する罪、外患に關する罪、国交に關する罪、騷擾の罪

(三) 軍機保護法、陸軍刑法又は海軍刑法の罪、その他軍機に關しおかした罪

(四) 法令により行ふ公選に関し犯した罪等は、陪審の評議に附されぬことになつてゐる。

厭なら陪審辞退

陪審は二審制度である

そして陪審は、地方裁判所々管の事件について、地方裁判所のみで行はれることになつてゐて、陪審裁判に附せられた事件は、控訴院の事実審を再開せず、直ぐに大審院に飛んで法律上の論点についてのみ審理される。だから、死刑囚の如き一日でも長生したいものは、陪審裁判に附することは控訴審を除かれることになり、一面死期を早めることになるかも知れぬ。

尚、陪審裁判は、被告人の利益を主眼として、行はれるのであるから、被告人の自由意思を尊重し、被告人から辞退することが出来ることになつてゐる。そして、又犯罪事実を被告人が認めてゐる場合は、陪審裁判には附せないことになつてゐる。之は日本の陪審は、犯罪事実の有無についてのみ判断するものであるから、被告人が既に認めてゐるならば陪審裁判の必要がなくなるからである。

陪審にかゝるは、神戸では

芦屋の放火魔

新に陪審裁判に附せられる事件は、勅令によつて、九月三十日までに公判期日の定まつてゐる事件を除く他の事件について行はれることになつてをるから、現在の処、予審、検事局、警察で調べられてゐるが主である。神戸地方裁判所に在る大事件で、法定陪審に附せられるものは、先に芦屋署で捉へられた放火魔大仁實雄(三)がその重なもので、此他普通の殺人強盗事件は何れも法廷陪審にあたる事件である、又須磨の耕地整理組合の不正事件、小曾根義雄一味の詐欺事件、本山村の不正事件、警察官の流職事件、川中せんの頼母子講事件、ロシヤの金塊事件、中島嚴一味の密輸事件等は、何れも請求陪審事件で、被告人よりの請求によつて陪審に附される訳である。

神戸地方裁判所では、陪審係りを二部に分ち、一部は裁判長友眞碩太郎氏、陪席判事中山貢(右)、松浦嘉七(左)の両氏、書記三宅壽郎氏により、又二部は裁判長加藤健一氏、陪席判事荻野益三郎(右)、江場盛次(左)の両氏、書記仁科謙二氏により構成されることになつた。

従つて、従来刑事部は二部のみであつたのを、このほか服部裁判長の部を加へて三部とし、陪審係りはこのほか普通刑事事件も審理することゝなつてゐる。又検事局では、陪審係りとして地検次席遠藤常壽、区検上席眞野敏三郎の両氏が、之にあたることゝなつてゐる。

神戸の記念日

今一日は陪審制度実施の意義深い日で、司法部内ではこの日を司法記念日として永く国

民と共に記念することになってゐる。神戸地方裁判所では、特に今年はその最初の記念すべき年なので、主務省の指示に基き、一日から四日間左の通りの方法によつて記念することゝなつた。

一日、 \parallel この日裁判所休み、午前十一時から、知事、市長その他各官衙代表者を招き、

陪審法衙を觀覽せしめた後、庁員及び在野法曹合同で大祝賀会を開催する。

二日、三日 \parallel 午前九時より午後五時まで、県下全部の陪審員候補者、町村長、縣市その他各公衙に勤めてゐる人に、陪審法衙を觀覽せしめ茶菓を供し記念繪葉書を贈る。

四日 \parallel 午前九時より午後五時まで、一般公衆に陪審法衙を觀覽せしめる。

68 「大阪朝日阪神版」昭和三年一〇月二日

陪審所感（下）

神戸地方裁判所長 東龜五郎

世界で最も評判の良い英国の陪審員中にも、十中一、二人は無筆の人ありて、法廷で宣誓を読めといふと生憎眼鏡を忘れて来たというて読むのを断る人があるさうだ（実は眼鏡を忘れたのでなく文字を忘れて来たのだ）。それでも、これ等陪審員の判断は誠に堅実穩健であることとなれば、一般人が日常の生活上得たる知識と經驗とを本にして、いはゆる常識上判断することが、却つて専門家の臭味はなくて、一般民衆の感情を代表することになるのである。

これに加ふるに、我が陪審法においては、陪審員の評決があまりに不当なりと思はれたときは、裁判所はこれを採用せずして更に幾度でも陪審員を代へて評議せしむることが出来るのである。これ等の觀察の仕様によりては、陪審員の評議は単に裁判官の参考に過ぎざるものと見得られないこともない。もし然りとせば、世人が陪審について憂ふところも、畢竟一の杞憂に過ぎないかも知れぬ。

こゝに陪審員となりたる人の心得ふべき一、二の事項を話して見よう。陪審員は、事件の關係者より依頼を受け、または買収威嚇によりてその考へを変へてはならぬことは申すまでもないが、その他に、

（一）事案は法廷に頭はれた事実および証拠に本づいてのみ判断することを要するのである。陪審員は白紙の状態で、初見の芝居を觀るつもりで法廷に臨み、芝居の筋書は法廷に出してから知つて貰ひたいのである。あらかじめ筋書が判つてゐると、自然予断を懷き易くまた世評などの誘惑に陥り易き恐れがあるから、芝居の終りたる際、舞台に頭はれた事実だけで、自分の知識經驗に訴へ率直にその可否を決すべきものである。

次に（二）注意すべきことは、法廷内における刹那の感情に捉はれぬことが肝要である。例へば、名優の芝居を見ると、その芝居なることを知りながら自然これに引入れらるるやうに、兎角裁判に馴れぬ人は被告人の態度や弁解に魅せられ、たゞ同情または憎悪の念に駆られ、事案の真相を誤る場合は少なからざることゝ思ふ。外国の陪審においても、若き婦人が泣くが如く訴ふるが如く嫺々として座に堪へざるが如き態度で法廷に立つときは、陪審員は憐憫の情を催し忽ち無罪の評決をなしたる例ありと聞く。また、これに反し、婦人陪審員（外国では婦人も陪審員となる）は、被告となつた女が美人であつたり、または自分らよりも立派な衣類を着てゐるときは、一種の嫉妬心よりして被告に不利の評決を

なした例もあったと聞く。これらは、いづれも刹那の感情に捉はれ、事件の真相を誤りたるものである。有名な京都所司代板倉周防守は、障子を隔て茶を挽きながら訴訟を聴いたといふ話がある。茶を挽きたるは、心を静めるため、また障子を隔てたるは、相手の顔色によつて動かされぬための用意である。古代ギリシヤの法神像を見るに、目隠しをなした女神が右手に剣、左手に秤を持つてをるのは、冷静、公平、威力を表象したもので、裁判の要諦は古今東西変つたことはない。故に、陪審員は一時の愛憎の念を去り、心を冷静にして、自己の知識経験に本づき事案を決するを必要とするのである。

69 「神戸新聞」昭和三年一〇月二日

けふ東京裁判所行幸、司法部に勅語を賜ふ

陪審法廷に御親臨

専門的御下問あらせらる

天皇陛下は、本日裁判所に行幸の際、司法部に対し、左の如く優渥なる勅語を賜はつた。

(東京電話)

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ
休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ会シ一層恪勤奮励セヨ

けふ——十月一日をもつて、陪審法は愈実施された。この記念すべき日、予て仰せ出で

の如く天皇陛下には、畏くも裁判の实情を天覧遊ばさるべく、東京裁判所に行幸あらせられた。司法省並に裁判所前には、東京区裁判所、同地方裁判所、控訴院、大審院の各判任官、公証人、弁護士等堵列し、また裁判所玄関前には、原法相、濱田、小原両次官、牧野大審院長、小山検事総長、和仁東京控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野検事正等、何れもフロックコートに威儀を正して奉迎申上ぐ、聖上陛下には陸軍様式通常御礼装に大勲位略章を佩ばせられ、珍田侍従長御陪乗、一木宮相、奈良侍従武官長、土岐行幸主務管ら供奉、自動車略式鹵簿にて、午前十時五分着御、原法相の御先導にて直に三階大審院長室の便殿に入御、前記の高官一同に拝謁仰つけられ、原法相より我国司法制度の沿革より今日陪審制を施行するに至つた顛末を具さに言上御説明申上げ、次いで陛下には陳列の司法参考書類たる約四十種の記録「天皇の名において」と印刷した菊花御紋章入りの判決原本や、明治初年の近藤勇処刑届、明治二十四年の大津事件津田三藏の一件記録、同三十八年の日比谷焼討事件記録等を御覧あらせられ、終つて同十時三十分、原法相の御先導にて玉歩を大審院の民刑両法廷に運ばせられ、牧野院長の御説明を御聴取あり、次いで控訴院の法廷を和仁院長の御説明にて御巡覧、更に田中所長の御案内にて地方裁判所の陪審法廷に御親臨あらせられ、新設備を施された判官、検事、弁護士、陪審員、被告の各席を詳細に御覧、御専門的の御下問さへあり、田中所長これに奉答申上げ、次いで玄関大広間に置かれた我国法学界の大恩人仏人ボアソナード氏の胸像を御覧、同十一時四十分、御機嫌麗しく所員奉迎のうちに宮城に還幸遊ばされた。(東京電話)

勅語を拝して

大なる覚悟で聖旨に添ひ奉らん

原法相 謹話

本日は、畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎましたので、職員一同感激措く能はざるところでありますのに、今また優渥なる勅語を降し賜はりましたので、一同感激に堪へません。我職員一同、勅語を体し身命を賭しても、大御心に添ひ奉らんことを断言する次第であります。なほ、この勅語によりまして、国民一般は司法裁判は社会の秩序を維持し国民の権義を保全し国家の休戚これにかかることを知って、これまでは司法裁判の大切なことがやゝ徹底せざる恨みがありました。が、今後は証人等として裁判所に出頭する場合は如きも、従前より一層誠心誠意これに臨むことゝなるやうに考へられます。また、さうならなければならぬことでもあります。而して、今日は実に陪審法実施の第一日でありまして、我が司法制度上一の画期的記念日であるのみならず、司法裁判所に対する思想を国民に徹底せしめ、国民は非常なる熱心を以って裁判に協力するといふ点において、また一新紀元を画するのであります。これひとへに、陛下の御聖徳の致すところであります。我々は、国民と共に大なる覚悟を以て、聖旨に添ひ奉らねばならないのであります。

恐懼に堪へず

神戸地方裁判所長 東龜五郎氏謹話

聖上、今日司法部への行幸は、全く今回が嚆矢とするものであつて、我我にいたるまで

恐懼してゐるところである。我々は、東京の行幸には参列し得なかつたが、今日は当庁舎よりはるかに祝意を表したわけである。今日、この優渥なる勅語を拝し、陪審法はわが国始めての制度である以上、ひたすら聖旨を奉戴してその運用よろしきを得るやう恪勤努力したいことを茲に誓ふものである。

法相御礼言上

原法相は、一日午後零時二十分、宮内省に至り、一木宮相を経て天皇陛下裁判所行幸に御礼を言上し、更に直訴事件につき御詫びを言上して辞去した。(東京電話)

70 「神戸新聞」昭和三年一〇月二日

陪審制度への発途に際して(上)

神戸区裁判所検事 眞野敏三郎

人間は如何に理智を磨き如何に経験を積んでも、神の如き明察はもたぬ、また、人間は感情の支配を受け易きが故に、神の如き絶対の公正は期し得られぬ、此意味に於て、人間が人間を裁く裁判といふものは、まことに困難な職務であり、就中刑事事件の事実判断は、最も困難な仕事とされてゐる。

その刑事裁判も、昔は極めて単純幼稚なものであつて、夫れが漸次進歩して今日の如き裁判制度となつたのである。即ち、古代に於ては、罪の有無は神意の発現に依つて裁断せ

られると云ふ迷信に基き盟神、探湯の方法又は水又は火を用ひた裁判など、事実の判断が全然チャンスにより左右せられる不合理且幼稚な裁判方法が行はれ、次に中世に於て、専ら被告の自白に重きを置いた笞杖、責石、鉛湯又は鞭、棍棒を使用する方法、即ち頑強不逞の徒は免れ、弱き者は苦痛の為め虚白をして罪に陥る虞れのある、不公平且野蛮な裁判制度が行はれてゐたのが、遂に現今の、証拠に依る推理帰納を基とする所謂証拠裁判、即ち法廷に現れた証拠情報に依つて心証を得、罪の有無を判断すると云ふ公平且合理的な裁判制度となつたもので、我国現在の刑事訴訟手続も亦此制度を採用したものである。

我国に於ては、此度此刑事訴訟制度の上に新に陪審法制定せられ、愈其實施を見ること、茲に、所謂陪審国となると同時に、我國民一般刑事裁判に参与し、犯罪事実の有無を判断する一大職能を有することとなつたのである。寔に、国家司法制度の一大革新であると共に、一般國民——陪審員——たるものゝ負荷と責任とは實に重大なるものありと謂はねばならぬ。

我国の陪審制度は、欧米の夫れと比して、陪審の評議答申の効力に大なる相違がある。即ち、欧米に於ける陪審制度は、其沿革色彩より觀て、官僚裁判の專擅に対する民権擁護の機關となすが如き觀念に胚胎し、従つて陪審の評決は裁判所を拘束することゝなつて居るが、我国陪審制度の制定は是れと全く其主義精神を異にして、一は立憲の本義に則り國民をして立法行政に於けると同じく、司法に参与せしむると同時に、他は之によつて刑法に参与せしむると同時に、之れによつて刑事裁判に民意を容れ、裁判に対する國民の信頼悦服を一層厚うせんとする趣旨に出でたものに外ならぬが故、陪審の答申は裁判所を拘束せず、裁判所は自己の判断と陪審の答申とが一致した場合に、之れを採択して裁判所自ら

裁判を為し得るものとしたのである。

71 「神戸新聞」昭和三年一〇月二日

原敬氏墓前に陪審法の報告

政友会の祝賀会

我司法制度の上に一エポックを画すべき陪審法は、いよく一日から実施された、この陪審法を我国に採用すべく立案し、且つ枢密院その他有力方面に猛烈なる反対論があつたにも拘らず、これに反抗して熱心に主唱したのは、時の首相故原敬氏であつたため、政友会は一日の幹部会で、廣瀬総務を盛岡に特派し大慈寺墓下に眠る故原総裁に陪審法実施の報告をなさしむることに決すると共に本部の大食堂において祝賀の宴を張つた。

先づ、幹事長の島田さんから開会の挨拶があり、珍らしく本部に顔を出した岡崎邦輔長老から当時の苦心談を述べ、同氏の発声で政友会の万歳を三唱し、四時過ぎ散会した。

72 「神戸又新」昭和三年一〇月二日

民衆裁判創始のけふ

御歴代最初の親臨

新装成れる陪審法廷をはじめ

古記録など御興味深く御巡覽

十月一日―けふは記念すべき陪審法実施の日である。この日、かねて司法行政の上に御心を注がせたまふ天応陛下には、畏くも陪審法廷の諸般の設備を親く御巡覧あらせられるため、略式自動車鹵簿に召させられ、陸軍通常礼装にて珍田侍従長、一木宮相、土岐行幸主務官以下供奉の上、午前十時宮城御出門、全国裁判所の代表たる大審院、東京控訴院並に同地方裁判所に行幸あらせられた。これよりさき、司法省並に裁判所前には東京区裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の各裁判官以下、公証人、弁護士等堵列奉迎申し上げ、御召車は午前十時十分裁判所正門車寄せに御着、原法相以下、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正等、御出迎へ申し上げ、陛下には直ちに法相の御案内で大審院内に設けられた御座所に入御、御少憩の上、法相以下、富谷、横田両前大審院長、本省局長、控訴院長及び検事長に拝謁をたまひ、大審院長及び検事総長より司法事務に関する現況を聞召され、終つて再び原法相の御先導によつて刑事参考品並に刑務所製作品陳列室に成らせられ、法相の御説明のもとに種々の陳列品にお目を留めさせられたが、わけても故伊藤博文公、故小村壽太郎侯が判事時代板垣退助、後藤象二郎等維新志士の調書、日比谷の焼打事件等の古記録をいとも御興深氣に一々御手にとらせられて御覧あそばされ、階上の大審院大法廷、控訴院大法廷を経て、鶯色のカーテンの装ひも重々しく新装なつた陪審員法廷に玉歩を運ばせられたが、陛下には畏くも個々の設備について一々御下問あらせられつゝ、いとも御丹念に御視察あそばされたのには、扈従の人々一同も恐懼した。それより、予審調査階段の横側にある法律制定の功労者ポアソーナードの肖像を御覧あらせられ、検事総長室に設けられた第二御座所に御少憩後、十一時四十分還御仰せ出され、龍顔美はしく諸員の奉送裡に還幸さそばされた。司法省では、

この栄ある日を永久に司法部の記念日と定めて、益々司法権の宣揚に努力することゝなつてゐる。尚日、当陛下より、左の通り優渥なる勅語を司法部へ賜はつた。(東京電話)

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ

休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ会シ一層恪勤奮励セヨ

ありがたき御聖徳、只感激の外はない

陪審記念日に勅語を拝して

原法相謹んで語る

本日は畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎましたので、職員一同感激措くあたはざるところであり、今又優渥な勅語を下したまひましたので、感激に感激を加へた次第であります。我々職員は、この優渥な勅語を拝し、身を賭しても大御心に副ひ奉らんことを期するものであります。尚、この勅語によりまして、国民一般は「司法裁判は社会の秩序を維持し国民の権義保全は国家の休戚にかゝる」ことを知つて、之迄は司法裁判の大切などいふことは稍徹底せざる憾みがありました。今後は大いに警醒せられ、証人として裁判所に出頭する場合も以前より一層誠心誠意これに従ふやうになるものと考へられますし、又そうでなくてはならないのであります。而して、今日即ち十月一日は、実に陪審法実施の第一日でありまして、我が国司法史上一つの画期的記念日であります、のみならず司法裁判に対する精神を国民に徹底せしめ、将国民は非常な熱心をもつて裁判に協力するに至り、その

日をもって一新紀元をなしたものと信ずるのであります。これひとへに陛下の御聖徳の致すところでありまして、我々国民は大なる覚悟をもって聖旨に副ひ奉らねばならないのであります。

祝福を俱にすべく県市の来賓を迎へて

神戸地方裁判所の記念祝賀

神戸地方裁判所の陪審法実施記念祝賀会は、一日同所において開かれ、この日裁判所では日の丸の国旗を正門に立て庁内はすが／＼しく清められ正庁中央大法廷前の廻廊には周囲に紅白の幔幕をはりめぐらし卓をならべ酒肴を揃へて来賓を待つ、午前十一時ごろから、来賓は続々参集、一同は所員の案内で新しく建設された陪審法衙を観覧し、その設備の行とゞいてゐるのに驚歎した。斯くて午前十一時過ぎ振鈴と共に東所長、田中検事正、大知弁護士会長、長知事、鶴澤内務部長、井上警察部長、印南刑務所長、県市議会議長、県市医師会長をはじめ各判検事、弁護士、書記等主客約三百名が廊下に添ふて井桁型に所定の席に並列し、

先づ東所長は発起者を代表し、諸君!!本日より陪審法が実施され洵に慶賀に堪へませぬ、陪審法については利害得失いろ／＼の議論はありますが、法制史上慥に一大変革であります。本日は朝野法曹心から祝福するにつきましては多数各位の御来庁を賜はり衷心から感謝にらえませぬ。と一場の挨拶を述べ、

続いて長知事より来賓を代表しえ謝辞を述べ、立食の宴があつて正午前盛会裡に閉会した。

陪審制度の意義を中学教科書に挿入

普遍的智識注入のため

我国司法史上に時代を画する陪審制度も、いよ／＼十月一日を以て実施せられ、国民は司法裁判にも参与することゝなつて、完全に憲政の大義に参与することゝなつたが、司法省ではこの制度の善良なる発達を希望し、国民全体に対して陪審の智識を普遍的に注入するため、文部当局と交渉の上、中学用教科書中に陪審に関する教材を挿入して貰ふことゝなつた。特に中学用教科書を選んだのは、陪審に関する話はむつかしくて、小学校生徒には理解し難く、且つ陪審員の資格者は直接国税三円以上を収める者と規定されてゐるからである。

73 「神戸又新」昭和三年一〇月二日

一日から実施の陪審制度をかたる

警察官へも注意

神戸地方裁判検事正 田中昌太郎氏談

陪審制度が実施されてからと実施以前とは、われ／＼検察官は犯罪捜査については特に一層慎重な態度が必要であると思ふ、即ち陪審員に対しては、法廷で全部の証憑を示して

それにより判断させるのであるから、犯罪捜査証拠の蒐集について特に合理的に明確を期さねばならぬ。

殊に、捜査の経路、証拠蒐集等の順序、逮捕の関係等は、深く考慮し不自然、不合理的な様に心掛け、いざ公判となると陪審員を納得せしめるだけの準備が必要である。

これは、単に検事のみならず司法警察官も注意すべきことであつて、常に捜査に従事する人の職務行為は、合理的手段に出でゝゐないといかぬ。だから、警察官でも公判に証人に呼び出されたなら、何時でも「なるほど……」と陪審員を首肯せしめる用意が常から必要である。従来のように、たゞ調書さへそろつてゐるとよい、といふ様な傾向はつゝしんで貰ひたい。

尚、日本の陪審制度は、従来の裁判に不公平があるから実施されたのである等と誤解してゐる人がある様だが、これは大なる当違ひで、立憲の精神に従つて実施したものであるから、陪審員とても此点に留意して誤らぬやう希望してやまぬ。

素人観を加味す

負ふた子に教へられる

神戸地方裁判所長 東龜五郎

この新しき試みに対しては、多少不安の念を懐きし人も少くないのである。即ち、陪審員は、たゞ読み書の出来る程度の人を抽籤で定めるのであるから、多くは法律上の智識と裁判上の経験が無いのは勿論、時としては普通の教養すら欠けてゐる人がないとも限らぬ。

これ等の人が、裁判に参与したとて、果して良き裁判が出来るであらうか、この点が多くの人々の憂慮してゐる点である。

然し、自分は世人ほどに不安は持つて居らぬ。陪審法が陪審員に要求する処は、専門家の見地を離れた素人観を裁判に加味せうとするのが目的であるから、常識上どう思ふかといふ民衆の声を聞かうとするのである。だから、陪審員は必ずしも学者や専門家を要せず、誠心誠意一般民衆の智識と感情を代表する人であれば事は足りる訳である。

昔から「負ふた子に教へられて浅瀬を渡る」といふ諺があるが、陪審員にはこの負はれた子供の役目を果して貰ふのであると自分は信じてゐる。

英国の陪審員中にも、十中一、二人は無学の人があつて、宣誓書を読めといふと生憎眼鏡を忘れたといつて、読むのを断る者があるといふのだから、心配はいらぬと思ふ（実は文字が読めぬ人である）。

陪審員は、事件の関係者より依頼を受け買収、威嚇によつてその考をかへてはならぬ事は申す迄もないが、

(一) 事案は、法廷にあらはれた事実証拠に基いてのみ判断することを要する。つまり、初見の芝居を観るつもりで法廷にはいると、予断による誤まれた判断を下される弊をなくし得やう。

(二) 法廷の刹那の表情に捉はれぬとで、例へば名優の芝居を観ると芝居であることを知り乍ら自然と之に引入られる様なもので、裁判も馴れぬ人は被告人の態度や弁解に魅せられ同情や憎悪の念に駆られ、真相を誤ることが尠くない。

之を要するに、陪審員は一時の愛憎の念を去り、心を冷静にし公平に判断せねばならぬ。

74 「大阪朝日阪神版」昭和三年一〇月三日

陪審法廷の婦人デー

女性と裁判所——罪の鉄扉をくぐる女囚は少いが、さりとして雀と蛤ほど縁遠いものもあるまい。陪審員を心よく送り出す家庭は、裁判民衆化の今日必要である。

二日、大阪地方裁判所の陪審法廷は、各種調停委員、弁護士、裁判所職員の家族の参観日、さすがに女性は宿直室のアット・ホームな気分を嘆称する、裁判の民衆化から「家庭化」まで叫ばれさうな気配、午後一時ごろには、田邊前知事夫人、力石現知事夫人その他大阪の名流夫人二十余名が、陪審法廷を見たついでに、大阪控訴院第一号法廷で開廷されてゐる女鍼師殺し矢下龜市とその情婦藤野文子の公判廷を覗いた。Ⅱ（写真は宿直室の見学のところ）

75 「神戸新聞」昭和三年一〇月三日

けふは四殿下が陪審法廷御視察

今夜法相主催の祝賀会

天皇陛下には、陪審制度実施の日に当って司法部へ行幸遊ばされ、親く諸般の施設を御巡覧の上、優渥なる勅語を賜ったが、今二日午前十時、伏見宮博恭王殿下をはじめ梨本宮守正王、東伏見宮妃、李王殿下には、各事務官御附武官御用取扱を従へさせられ、御揃ひ

にて大審院、東京控訴院、東京地方裁判所へ台臨、御出迎への原法相、濱田、小原両次官、本省局課長、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正などに、大審院長室において謁を賜ったのち、原法相の御先導御説明により、大審院会議室に陳列の刑事参考記録、刑務所製作品、大審院、控訴院の大法廷、陪審法廷、ボアソナード氏の胸像、陪審員宿舎などを御巡覧、御少憩ののち、正午夫々御帰還あらせられた。

司法部では、斯く皇族方が司法裁判の上に御心を留めさせられ、この重ね重ねの光栄に深く感泣してゐる。

午後二時よりは、田中首相以下各閣僚、倉富、平沼枢府正副議長、枢密顧問官、宮内官、司法関係の貴衆両院議員、陪審法定に尽力した旧臨時法制審議会委員、弁護士会長などが、刑事参考品、陪審法廷陪審員宿舎などを視察し、午後六時からは東京会館においては是等の人人及び部内高等官を主賓として、法相主催の一大祝賀会が開かれるはずである。

76 「神戸新聞」昭和三年一〇月三日

陪審制度への発途に際して（下）

神戸区裁判所検事 眞野歆二郎

然しながら、我制度に於ても、陪審の答申は単なる諮問答申のものではなく、裁判所は自己の判断と陪審の答申と異りたる場合に於て、答申を無視して之れと反対の裁判を為すことは許されぬ、必ず陪審の答申と自己の判断とが一致した場合でなければ、裁判を為

し得ざるものとして居るが故、此意味に於て陪審の答申は、裁判所が裁判をせず必須的條件となるものと謂ふべく、其職能の重大なることもちろんである。

而して、冒頭に述べた如く、人間が人間の事を審く裁判の仕事、就中犯罪事実の有無の判断といふものは最も困難な仕事で、専門の裁判官に於て尚ほ然りである、況んや素人たる陪審員に於て、一層難事である。殊に、陪審制度は、我国に於ては全く創始の制度で、国民一般既往に於て何等の習熟経験をも持たぬが故に、更に一層困難の事と謂はねばならぬ。故に、若し国民——陪審員にして、其職務に忠実熱心を欠くか、又は我国陪審制度の主義精神を誤り、欧米の陪審制度の如く、これを以て民権擁護の機関となすが如く誤解するか、若くは正義公平の念を離れ単なる情実感情に支配されて、事実の判断——評議答申を左右するが如きことあらば、実に国家司法裁判の基礎を危くするが如き虞れなしとせぬのである。

之れを要するに、陪審の職能は、其参与する刑事事件に関し、事実の有無即ち犯罪事実の有無につき飽まで自由公正の立場に於て其評議を遂げ、以て実体的眞実即ち事案の眞實を判断し、その結果を答申するにあるので、これ法の要求であり又陪審の職能の眞諦とする処である。無辜を罰することの失当なるは勿論であるが、反対に有罪を逸するが如きことがあつても亦単に司法の威信を失墜するのみでなく、延いては遂に、国家社会の安寧秩序を維持することが出来ぬと云ふやうな、容易ならぬ結果を惹起せぬとも限らぬ。されば、我陪審国民——陪審員たるものは、時間労力等其負担の軽からざるを堪へ忍び、国民の義務として克く之れに甘んじ、事に当りては其職責の重大なるを自覚し、飽くまで正義公平の觀念に立脚して、愛憎怨恨、畏懼、邪曲其他一切の情実感情を超越し、明鏡止水に物の

映ずるが如く、且又冷静透徹神の如き心境に於て、事実の判断を遂げ其眞相を把握して之れが答申をなし、以て陪審国民としての職責を果すべく、十分の覚悟と用意とを必要とすること勿論である。

陪審制度への發達、寔に祝福すべきであると同時に、吾々国民一般、即ち裁判官も検事も陪審員も相協力して、我国刑政の上に一新紀元を画した此新制度実施の当初に方つて、飽くまで慎重の態度をとり、此制度運用の上に美果を挙ぐることを期せねばならうと思ふのである。

77 「神戸新聞」昭和三年一〇月三日

設備の整つた陪審法廷に驚く

二日は県下の町村長や

陪審員候補者の招待日

昨日の小春日和——神戸地方裁判所の陪審法廷を觀覽させるため、裁判所から招待された県下および神戸市内の陪審員候補者、市町村長、県市町村会議員、学校関係者、公吏員らは、一団また一団と裁判所へ来て、すがくしい新法廷を見物し、塵ひとつとゞめぬ大法廷の森厳さに打たれ、堂々たる陪審員席に感心したり、また秘密の漏洩を完全に防ぐ構造になつてゐる陪審員評議室、新しいベッドの宿泊室、畳の香の新しい休憩所等に驚きの目をみはり、感嘆の声をあげ、「勿体ない位だ」、「これでは南京虫もみまい」など、さまざまな印象を語つてゐた。

二日は、正午ごろまでに約三百人が参観したが、中には遠く氷上や播州方面から来た人もあり、鞆を抱へたり、五つ紋付のいはゆる村夫子然たる田舎の陪審員候補などの姿がみられた。

78 「神戸又新」昭和三年一〇月三日

皇族殿下お揃ひで

けふ陪審廷を御覧遊さる

二日午前十時、伏見宮博恭王殿、梨本宮守正王殿下、東伏見宮妃殿下、李王各殿下には、各事務官御附武官御用取扱ひをしたがへさせられ、おそろひで大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に台臨、お出迎への原法相、濱田、小原両次官、本省局課長、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正等に大審院会議室において謁を賜はった後、原法相の御先導御説明に、大審院会議室に陳列の刑事参考記録、刑務所製作品、大審院大法廷、陪審法廷、ボアソナード氏の胸像、陪審員宿舎等御覧遊ばされ、御少憩の後正午それぐ御帰還あらせられた。

司法部では、各皇族方の司法裁判の上に、かく御心をとゞめさせられる、重ねぐの光栄に深く感泣してゐる。

午後二時より、招待された田中首相以下各閣僚、倉富、平沼枢府正副議長、枢府顧問官、宮内省、司法関係の貴衆両院議員、陪審法制度に尽力した旧臨時法制審議会委員、弁護士等が刑事参考品、陪審法廷、陪審員宿舎等の視察をなし、午後六時よりは、東京会館にお

いて之等の人々及び部内高等官を主賓として、法相主催の一大祝賀会が開かれるはずである。(東京電話)

79 「神戸又新」昭和三年一〇月一四日

大阪共産党公判の陪審裁判は許されぬ

新制度前公判開廷の爲め

共産党事件で大阪北区支所に收容されてゐる、春日庄次郎以下九十六名は、小岩井弁護士を通じて陪審裁判に附さるべく請求中であつたが、大阪地方裁判所に於て、柴田裁判長係りで審理の筈であるが、陪審制度施行期日前に第一回公判日が決定したとの理由のもとに却下となり、十二日各被告の手に決定書が送附された。

80 「神戸新聞」昭和三年一〇月二五日

予審での自白が公判廷で、すっかり覆されるとすれば

予審はつひに不要の機関となつて仕舞ふ

意外に感じた日本最初の陪審事件

東神戸地方裁判所長の感想談

陪審法実施後、全国に魁て大分地方裁判所で開かれた初陪審事件——大分県北海部郡□□村F〇龜治(三四)が、前の情婦同村SZうた(四二)に対する未練から、殺害せんとして

果さず傷を負はせた殺人未遂事件は、公判準備で被告が「殺意を否認し、かつ陪審の評議を希望したので、廿三日から、栗本大分地方裁判所長が裁判長となり、陪審員の正員十二名を立合せて公判を開き、事実並に証拠しらべを行ひ、さらに裁判長から陪審員に

一、主問「被告に殺意があつたか」

一、補問「殺意がなかったとすれば、単に傷害の目的で斬りつけたものであるか」

との問書を出し、陪審員は卅分間評議の結果、主問には「殺意なし」と、補問には「単に傷害の目的で斬りつけたもの」との答申をなし、被告に有利な結果で初陪審は終わったが、右について、神戸地方裁判所長東龜五郎氏に感想を叩くと、氏は語る、

大分の事件は、一件記録や裁判の状況を実見せず、新聞を通じてのみ窺ふのであるから、批評も出来ないが、予審で自白した殺意を公判で覆し、それが陪審員に認められて殺意なしと答申されるやうになった公判の証拠、その他にどんな事実があつたか詳細判らぬが、それには余ほどの証拠が必要で、一たん予審での自白が公判ですっかり覆へされるとすれば、予審は不要の機関となつて仕舞ふ、勿論この事件の陪審員の判断の良否はいはれぬが、聊か意外でもある。尤も、殺意といふことは認定するのに苦しむところで、被告個人の頭と供述だけで、有無が岐れるのだから、最も機微に属して判断は裁判官でも難かしく、予審でも疑ひを挟まぬ有力な証拠がない以上、勿論殺意は認めないはずである。この事件は、刑法犯の故殺であつて謀殺ではないから、咄嗟的に被告が激昂してやつた場合、殺す意思でやつたか、その意思なしにやつたかは、証拠によらねば判らぬ。

で犯行当時の言葉…「やつつけてやる」などといった被告の言葉が、此の種事件には重要視されるが、「やつつけてやる」といふ言葉ほど曖昧なものはなく、殺す意味もあれば、懲らしめてやる意味のこともある、要するに十分慎重に取調べる予審で認めておきながら、公判で否認する被告の言葉を事情もなく陪審員が鵜呑みにしてしまふことは冒険と思ふ。否認を裏書きする証拠、その他の事情が、公判に現はれれば、それは仕方ないとしても…。神戸で近く開廷される淡路の強盗傷人事件も、可なり複雑な難事件のやうに思つてゐる。

81 「大阪朝日版」昭和三年一月一九日

尼ヶ崎陪審員抽籤二十七日執行

尼崎市における、本年度陪審員の抽籤は、二十七日午前十時から、市役所楼上で執行されるが、立会人は左記六氏に決定した。

杉原幸治郎、足立艇一、小寺龜藏、竹田作蔵、中西正義、加島喜左衛門

82 「大阪朝日版」昭和三年一月二〇日

陪審員当籤者

尼崎市外大庄村では、十八日午前十時から、本年度陪審員資格者百八十六名中より候補者五名の抽籤を行ったが、当籤者の氏名は左の如し。

岩井作次、橋本新兵衛、森本常太郎、生田元一、寺岡藤四郎

小田村、二十五日午前十時から抽籤を行ふが、資格者は六百二十名で、配当候補者數十

83 「大阪朝日阪神版」昭和三年一月二八日

尼崎市の陪審員候補者

伊藤市会議長など四十五名抽籤決定

尼崎市では、二十七日午前十時から市役所楼上で、昭和三年度陪審員候補者四十五名の抽籤を施行、同十一時十五分終了した。前年度は、一ぺんも裁判所の門を潜ったことがなかったり、目に一丁字もない人がたく山当籤して、多少心細がられてゐたが、ことしは伊藤市会議長およびも同町長の竹末朗徳氏、もと多紀郡長伊原信太郎氏、寺本前市議員、笹部所得調査委員をはじめ、区長や同代理者などもあり、文字の書けない人は一人もないといふ粒揃ひである。なほ、当籤者の氏名は次の通りで、市役所では早速当籤通知とともに、東京帝国弁護士会発行の陪審員に関する「正義陪審記念号」購読方の勧誘状を發した。

【陪審員候補者当籤者】 關常吉、加島照次、藤永卯吉、小西藤吉、寺本治三郎、大久保勝、岡田辨吉、水田茂三郎、野村靜、竹末朗徳、小松徹心、玉井榮吉、伊藤泰藏、中瀬伊之助、木原丑松、山本彌作、鮎貝冬雄、兵藤巖太郎、石原孫三郎、巽清兵衛、古野兼藏、岡本市太郎、山口新五郎、莊野精二郎、笹部彦太郎、大谷盛光、上村重藏、岡村熊三郎、山中辰吉、萩原傳三郎、小原松太郎、伊原信太郎、片岡慶三、中西源次郎、岸伊之助、大根田光雄、高岡薫太郎、小島徳三郎、生澤庄三郎、今里安太郎、笹部玄藏、木島岩吉、山口藤吉、大口精一、山中才吉 合計四十五名

84 「神戸又新」昭和三年二月二九日

陪審やり直しは二つ、三ヶ月間の成績から見て

二十六件のうち二十二件まで

無罪の判決を与へられる

一般国民に司法参与が許されると云ふので、多大の期待をもつて迎へられた陪審法が実施されてから丁度三ヶ月経過する。この間に果して幾底何の收穫があつたか、これを全国各地裁判所より司法省刑事局に集まつた報告によると、三ヶ月間に行はれた法廷陪審事件数は合計二十六件、うち有罪と宣告されたのは一件もなく、殺人一件ほか三件、他はいづれも無罪の判決を与へられ、上告の手續をとつたものは一件もなく、本来なれば殺人及び放火罪の殆ど全部は法定陪審にかゝるべきであるのに、わづかに二十六件しか陪審法によつて審理されなかつたかといふに、被告の大多数が陪審を辞退したのによるもので、その辞退件数は統計から予断して恐らく百件に上る見込みである。何故斯の如く、多数の辞退があつたかといふに、夫は初めて実施された陪審裁判の眞価が未だ一般国民に認められないためであらうが、司法省では明年早々全国各地裁判所に訓令を發し、辞退件数と辞退原因の報告を取まとめ今後の参考に資することゝなつてゐる。

なほ、陪審法第三条に許されてゐる請求陪審は、殺人の法定陪審に附随した窃盜罪の請求陪審が只一件さけあつたのみで、単独の請求陪審が一件もなかつたことは注意すべき現象で、これも法定陪審にかゝるものであるが辞退したものが多かつたといふ眞因は、要す

るに陪審裁判の真価が認められない結果である。司法省では、この折角請求陪審を許可した意味をなさないといふので、聊か途方にくれてゐる有様である。

陪審やり直しをやった件数は、大分における放火一件と水戸における殺人が一件と、都合二件位であるから、これは重大な制度変革の初めにあたつて是非もないことと云はれてゐる。

兎に角、初年度三ヶ月間における陪審実施成績は以上の如くで、未だ是非を論ずることは出来ないが、司法省では重要な制度の画期的変革であるから、来年に入ったら一層新法の徹底に力を入れると力んでゐる。(東京電話)

85 「大阪朝日版」昭和四年二月二十八日

悲しむべき世相、何と犯罪の多きことよ

一年間の総決算に大童の

裁判所から見た年の瀬

慌たゞしい年の瀬の色は、娑婆からは別天地のやうに見られてゐること、裁判所の赤煉瓦の中にも日一日と濃く、二十九日の御用納めを前に、各係員は一年間の総決算をつけるべく、事件の終結に、執行に、集計に大童の態である。そのうちから拾ひあげた、昭和四年度の種々相は、大体左の通りである。

刑事の部

三部から成る神戸地方裁判所の刑事部で受付けたものゝうち、予審を経た大ものは百五十二件、これに前年度から繰越されたものを加へて審理された事件を各別に於て、先づ刑事第一部では、板野勝次(懲役八年)、元男爵石田英一郎(同五年)らを首魁とする一味三十四名の日本共産党事件をはじめ、本山村元助役東村虎鹿、生子県事務官、西尾技師ら十五名の本山村疑獄、重罪では西宮の材木屋殺し河端安雄が死刑、三田の叔母殺し生島萬が無期懲役、篠山在の巡查斬り阿部好信が懲役二十年、阪神間に出没した放火魔大仁實雄と強盗傷人の杉尾岩太郎がいづれも十五年の体刑、豊岡在で他人に放火させて保険金を詐取せんとした尾崎治作が十二年、お先棒をかついだ大西莊太郎が八年、珍らしいところでは昨年十二月に公判に廻つたまゝ一年後の今日なほ方につかず、来春にもちこされるといふ三年越しのものに、三宅利平代議士ら一味九名の密輸があり、更に佐野楠弘ら十四人の共産党員は新法によつて来年二、三ごろ審理される予定である、つぎに、第二部では、今日判決を言渡されることゝなつてゐる近藤重吾らの金塊百万円事件をはじめ、枝光寅太郎ら十三人の須磨耕地整理組合、西成子郎ら七人の旅券詐欺、千万長者のオン曹子小曾根義夫ら十四人の手形詐欺、坂口熊吉ら五人の明石における村八分、元御影町石屋区長若林茂兵衛らの流職、辻覺一ら三十九人の商議選挙違反、中島雪之介ら二十一人の銃砲密輸、松下崑ら十六人の稲立毛刈取り、鄭龍錫ら十九人の騒擾などから、罪の重いところでは鬼留こと藤里留吉の無期懲役、兵庫で老婆を絞めて放火した土田岩夫が十三年、大陸のものでは菊地恒幸ら三人が共謀のうへ運転手を袋叩きにして自動車を奪つたといふ強盗の六年など、更に刑事三部では、平沼晃ら二十六人の合同紡績神崎支店の騒擾ぐらゐ、法定陪審事件は八十八件のうち、被告から求めて陪審に附せられたものが四つ、その結果は姫路在の痴漢HD市藏は凌辱致傷で三年(以上友眞裁判長)、西宮市外の放火TG政右衛門も三

年、豊岡の放火U H孝一は無罪、東川崎の殺人未遂A D安太郎は傷害として懲役四月但し三年間執行猶予（以上加藤裁判長）。

検事局の分

なほ、地方検事局では、去年からもちこしたものの二十六件、今年受理したものの約四百五十件、うち予審を求めたもの百十八、直接公判に附したものの七、不起訴二百十九、他庁へ送致七十四、未済その他五十八件となつてをり、また区検事局にあつては、受理した件数は昨年より約一千件を増して総件数一万二千五百十五件にのぼり、うち公判に附したものは九百一十一件、略式命令千五百五十件に達するが、区では何といつても窃盜、賭博がその大半を占め、傷害、詐欺、横領などこれにつき、特に神戸が港湾を中心とする都市であるだけ、他に比較してモルヒネ、コカイン、ピストルなどの密輸、関税法、煙草専売法違反など港湾関係の犯罪は断然他を抜いてをり、更に罰金、科料は一年を通じて完納十二万円内外、労役場へ入つて換刑した額は三万円見当、こゝで面白い現象として見られるのは暮の同情金や施米を受ける程度の人でも「賭博の罰金を納めぬなら労役場へ」との命令を突きつけられると、不思議なもので矢張り正月は娑婆で迎へたいと見えて、血の出るやうな暮の金を工面してくるといふ。

予審と民事

更に一号から四号までの予審では、「めぼしいものは既に終結して、大もので年を越すものは一もありません、最近のは未だ送つて来ませんから」と涼しさう。

翻つて、地方の民事で受付けたものは、通常訴訟が昨年に比べて二十件多く七百六十四、離婚や相続人廃除など、いふ人事は三十五件を減じて八十五、小作調停も三十四件減つて五十件、しかも不景気の反映からか仮処分、仮差押へは昨年に比して二十二件も多くその数四百三十九、控訴ものも百二十四件ヨタクすべてで五百六件、区裁判所では通常為替訴訟で四百六件を増して五千九百五十七といふ夥しい件数に達してゐる。最後に商事と借地、借家の調停は、鮮銀と小寺謙吉氏との間における千五百万円事件をその尤なるものとして、昨年に比べ約百件を増して六百件に達するといふ。

86 「大阪朝日」昭和五年一〇月一四日

姫路の陪審員

五十四名に決る

姫路市の昭和六年度陪審員有資格者は千九百八十八名で、陪審員は五十四名で、十一月抽籤により決定することになった。

87 「大阪朝日阪神版」昭和六年一月一七日

裁判所見学と陪審講演会

けふ県議事堂で

大日本陪審協会では、今度大阪の堂島ビルに関西支部を開設したが、それを記念するために、十七日、神戸地方裁判所管内における陪審員候補者を請じて、午前九時から正午まで、裁判所構内陪審法廷、同宿舎などを巡覧見学したのち、午後零時半から、県会議事堂

で講演会を開催、青木弁護士会長その他の講演があるはず。

88 「法律新聞」昭和六年一〇月一〇日

陪審法施行の実績に就て

神戸弁護士 河原榮次郎

一、昭和三年十月我陪審法施行の際、余は陪審員の責務と題し、敢て微衷を披瀝し以て先憂後樂の士の高教を求めたり（注、「陪審法実施に就て」『法律新聞』昭和三年九月一八日）。而して、陪審員は動もすれば新聞記事其他世間の風評等に依りて予断を以て事実を判断するの短所あり、此短所は陪審制度を実施せる先進国の通弊なりと云へり。然れ共、我陪審法は我国情と欧米の実績とに鑑み、特殊の制を立てられたるものあるを以て、陪審法施行後の経過に徴するに、右陪審員の弊害を防止したるが如し、此点に關し我陪審法は一頭地を抜き、先進国の陪審制度に卓越せしものと謂ふべし。

唯、我陪審法施行後の経過を見るに、所謂請求陪審事件は至て僅少なり。此請求陪審の制度は、刑事事件に付ては先進国の未だ認めざる所にして、我陪審法の特色なり。而して、右請求陪審事件の僅少なるは、如何なる理由に基く乎。之に關しては、種々の説あり、或人云く陪審法施行以来日尚ほ浅きを以て陪審法の趣旨国民に未だ徹底せざるに由るなりと、然れ共、余輩は此説に賛同すること能はず、何となれば彼の明治二十三年法律第九十六号旧刑事訴訟法及び大正十一年法律第七十五号現行刑事訴訟法の如きは、長年月間施行せられたるものなるも、同法の趣旨国民に徹底し居らざりしことは実験の示す所にして、新道に之を略す。

専攻家に於て尚且解釈の分るるが如き法律の趣旨を、普通国民に徹底せしむることは事実上困難にして、陪審法も亦長年月間施行せらるゝも、其趣旨を普通国民に徹底せしむることとは同じく事実上困難なればなり。其他種々の説あるも、事の冗長に涉らんことを恐れ茲に之を略す。

二、惟ふに請求陪審事件の僅少なるは、弁護人に於て本人に対し請求陪審を勧むること能はず、又本人並に親族友人等に於て之を好まざるに由るものと信ずるなり。而して、此事は実に相当の理由あるものなり。我陪審法は、先進国の陪審制度に盲従せず、特殊の制度を立てられたるものありて、刑事訴訟法手続に依るも刑の量定必ずしも重きにあらず、陪審法手続に依るも刑の量定必ずしも輕きにあらず、蓋し一国内に於ける同一実体法の支配を受け、同一性質の事案に対して手続法の異なるに従ひ、刑の量定に差異を来たすべきものにあらず、加之陪審の答申を採択して事実の判断を与へられたる事件の判決に対しては、控訴を為すことを得ず（陪審法第百一条）、又実体法の制裁を受くることは已むを得ざるものとするも、鄭重に鄭重を加へ尽すべき手続を飽くまで尽し、然る後法の制裁を受けんとするは本人並に親族友人等の人情の然らしむる所なり。又控訴審は、一審裁判の誤謬を矯正することあり、実験上に於て一審裁判に於て冤罪に泣きたるものも、控訴審に於て晴天白日の身と為ることあり。又陪審法手続に依る事件の上告は、刑事訴訟法に於て第二審の判決に対し上告を為すことを得る理由ある場合に於て之を為すことを得るも、事実の誤認の場合は上告理由と為すことを得ず（陪審法第百三条）、之に反して刑事訴訟法手続に依る事件は、或制限の下に事実の誤認を理由として上告を為すことを得（刑事訴訟法第四百十四条）。故に陪審法手続に依りたる場合に於て、事実の誤認を受け冤罪に泣くことある

も、再び晴天白日の身と為ることは誠に困難事なり。

右等の事情に依るも、弁護人を始め本人並に親族友人等に於て、請求陪審の手續を取らざりしは相当の理由あると信ずるなり。故に此儘に経過するときは、物換はり星移りて或歳月を経過するも、請求陪審は依然として僅少にして、寧ろ現在よりも減少して、陪審法は徒に文具たるに止まらんとす。

三、所謂請求陪審を改め悉く法定陪審と為し、総て控訴を許すものと信ずるなり。而して、刑事々々件中比較的的重大なる事件に付き、陪審法手續を認むるものにして、軽微なる事件に付ては之を認めず、此趣旨は比較的的重大なる刑事々々は鄭重を極め、司法官の専攻的智識を添ふるに常識を酌み衆智を集めて一層事実の真相を得、之に伴う法の適用を全うし刑の量定其宜しきを得んとするに在り、此公私利益の目的を達することは、一審二審共に必要なり。従て、控訴を許すことは、却て国家社会の利益なり又先進国に於ける陪審制度は、陪審員の評決は裁判所を羈束し而して控訴を許さず、陪審員の評決は絶対無限の権力を有せり、我陪審法は此等の弊害に鑑み陪審員の評決は裁判所を拘束せず（陪審法第九十五條）。然るに、我陪審法に於ても、先進国の陪審制度と同じく控訴を許さざるは、先進国の弊害を全然洗淨せざるに似たり。

又、国家社会の利益を増進するには、理論に偏重すべきものにあらず、形式に拘泥すべきものにあらず、強ち先進国の沿革を踏襲すべきものにあらず、故に前述の如く控訴を許し又陪審員十二人（陪審法第二十九條）は其半数以下に減少するも、現代の時勢に於ては其の目的を達することを得るなり。故に之を減少して経費を節約せらるべきものと信ずるなり。但余輩の如きものが、敢て本論を為すは、僭論の罪逃るゝに途なく、越俎の譏り免

るゝに由なきも、一片の微衷已むを得ざるに出づるなり。先輩諸彦、乞ふ之を恕せよ、又勿々の際の拙劣劣文にして杜撰疎漏なることは自ら認むる所なり。（完）

（二）陪審公判に関する報道

①放火被告事件昭和三年二月二日判決

1 「大阪朝日神戸版」昭和三年一月八日

放火か失火か、初の陪審公判

八名の証人を喚問し、来月五日開廷さる

さきに神戸地方裁判所刑事二部加藤裁判長にかゝり、眞野検事関与、安東、熊谷両弁護士列席の上で公判準備手続を行ふた、阪神沿線□□町□□大工職OY政太郎（三十四）にかゝる放火被告事件は、来る十二日実地検証をなし、更に来月五日いよいよ大阪控訴院管内における最初の陪審公判に附せられることになった。

被告政太郎は、予審での取調べに対しては、月収八十円では七人の家族を養ふことが出来ず、かねてNH動産火災保険と千五百円の保険契約があるのを思ひ起し、去る八月二十一日の晚十時半ごろ、葺合湾内におけるガソリン船の火事を見ての帰り、一軒おいた隣の空家に放火し、自宅に延焼させて保険金を詐取せんとしたものであると供述しながら、公判準備では全然これを否認し、更に陪審を求めたものである。

なほ、当日は八名の証人を喚問するはずであるが、この初陪審の結果、有罪となるか、たゞし失火と認められるか、今から興味をもつて見られてゐる。

2 「神戸又新」昭和三年一月九日

神戸の初陪審、十二月五日に開く

保険金欲しさの放火事件

千五百円の保険金ほしさに、八月廿一日自宅に放火した、武庫郡□□町□□一□の□の□大工○Ｙ政太郎(三三)は、さきに神戸地方裁判所で準備公判を開いたが、被告は犯意を否認し、陪審を辞退せないので、いよく神戸地方裁判所では、これを陪審裁判に附することとなり、期日を十二月五日と決定した。当日出廷して此の初陪審に携はる、陪審員の各郡市別割当ては未だ決定しないが、東裁判所長の手で、かねて定めてある市町村の順序によって、三十六人を抽籤し決定せられる筈である。

3 「大阪朝日」昭和三年一月一三日

御影の放火、再検証

陪審公判に附す

千五百円の動産保険金にめぐられて、去る八月二十一日、自宅から二軒目東隣の空家に放火し、自宅をも類焼せしめんとしたが未遂に終ったこと発覚、御影署に検挙された阪神沿線□□町□□字□□番大工職○Ｙ政太郎(三十七)にかゝる放火未遂罪の公判は、県下における最初の陪審公判として、近く神戸地方裁判所で審理されることとなったので、一般の

注意を引いてゐるが、御影署司法警官も証人として出廷するはずで、十二日加藤裁判長、眞野上席検事、徳永御影署司法主任らは現場の再検証を行った。

4 「神戸新聞」昭和三年一月一三日

けふ実地検証をした、御影町の放火事件

県下最初の陪審裁判

既報〓県下で最初の陪審裁判に附される、武庫郡□□町□□一□番大工職○Ｙ政太郎(三三)に係る保険金欲しさの放火詐欺事件につき、十二日午前九時、神戸地方裁判所加藤裁判事は、眞野上席検事及び陪席判事二名と共に御影署徳永司法主任を帯同、予審事実を公判廷で否認した被告の主張「失火説」を究明すべく現場の実地検証を行うた。

5 「神戸又新」昭和三年一月一四日

放火の陪審

判検事の検証

去る九月二十一日、保険金欲しさに自宅横の空家に放火した、武庫郡□□町□□○Ｙは、其後神戸地方裁判所で審理中であつたが、今回愈よ陪審に附せられる事に成つたので、十二日、神戸地方裁判所から加藤裁判長、眞野検事が御影署に出張し、徳永司法主任立会のもとに実地検証を行った。

6 「神戸新聞」昭和三年一月二十五日

神戸地方裁判所における初陪審員の選定終る

来月五日に開く放火事件の陪審裁判

一両日中に正式の呼出

神戸地方裁判所における初陪審事件として、十二月五日、加藤裁判長かかりで陪審公判開廷に決した、武庫郡□□町□□字□□番□の□大工職○Y政太郎(三三)の放火被告事件は、裁判長の証人決定、現場検証等も済んだので、愈々当日呼出して公判に立会はせる陪審員につき、東裁判所長は、かねて定めてある管内市町村の順序にもとづき、備付の各陪審員候補者名簿から陪審員を抽籤し三十六名を選定し終り、これを親展の密封で、裁判所陪審部へおこつたので、公判期日まで五日の猶予期限を置いて、それ／＼陪審員に正式に呼出し状が発せられることになった。これは、裁判所でも絶対秘密に付してゐるが、こゝ一両日中に発送されるものと見られてゐる。かくて、当日呼出された陪審員が二十四人以上出頭した時、裁判長は身許並に資格をしらべ、抽籤および検事、被告の忌避を経て、正員十二名と補充陪審員を決め、公判に立会はせるのである。

7 「神戸新聞神戸版」昭和三年二月五日

神戸最初の陪審裁判あす開廷

「放火したか?」「せぬか?」、さばかれる「謎の怪火」

午前八時半から新陪審法廷で開廷

初の陪審員をえらんで

神戸地方裁判所に於る初陪審裁判は、武庫郡□□町□□字□□番□の□大工職○Y政太郎(三三)にかゝる謎の放火事件を俎上にしたので、明日(五日)午前八時半から、新陪審法廷で開廷されることになった。裁判長は地方部長加藤健一氏、萩野、江場両陪審判事に、仁科書記、検事は眞野敏三郎氏が立会ひ、私選安藤、熊谷両弁護士が列席する。当日は、大阪控訴院長谷田博士、荒井大阪、遠藤京都両地方裁判所長や、神戸の東所長、田中検事正ら以下、多数の判検事が傍聴するはずで、当日呼出された光栄の初陪審員卅六名から十二名(補充員若干)を選ぶ陪審の構成は不公開で行はれ(約廿分間の予定)、裁判長の諭告、宣誓を終つて、検事の公訴事実陳述に入り、審理は開始されるのであるが、事実並に証拠調べは陪審員によく判るやうに丁寧親切にするから、相当時間を要するであらう。

証人しらべで当日呼び出される証人は、実に十三人におよんでゐる。それが終つて、検事並に弁護人の法律点の弁論があり、裁判長の説示があつて、愈々問書が提出され、陪審員に対して犯罪構成事実の有無「放火をやつたか否か」の主問と「放火でないとするれば失火か否か」の補問を以て評議を促し、陪審員は評議室で陪審長を選んで問書に対する「然り」「然らず」を決定し、席に帰つて答申して陪審員の任務を終るのであるが、裁判所では、審理を二日に続行して最初から陪審員の缶詰を行へば嫌はれる虞れもあるので、出来るだけ一日で終るやう努める方針である。

不義してゐた船員の女房が、あの家を引きはらつたので

「策線でも」と捜査中蠟燭から

失火しましたと被疑者

初陪審の裁判を受けるOY政太郎(三四)の犯罪事實は、公判の審理によつて、はじめて陪審員たちの頭脳に反映するものであり、検事や予審判事の調べた結果は参考にされるまでであるが、予審で認められた事實のあらましは、

被告は、神戸□□町NMはるの所有する□□町□□字□□番の□、一棟二階建一棟四戸の西端の一戸に家族と共に住んでゐたが、昨年末以来借財が出来て困つたので、かねて家財什器類にNH動産火災保険株式会社の動産保険一千五百円を契約してゐたのを奇貨に、右四戸のうち自宅の東に隣接してゐるKJ光藏方並に東隣りの空家に放火して自宅にも延焼させ、右保険金を受けて窮境を切り抜けようと決心し、本年八月廿一日夜十時半ごろ、自宅から蠟燭をもつて空家の二階に上り、マッチで蠟燭に火をつけこれを二階押入入口の鴨居に立て、放火し、天井板、梁等に延焼させたが、火勢が強くなつたので、驚いて火を消止めたもの——といふのであるが、被告は準備公判で失火だといひ、その家に本年六月七日までゐて、裏の借家へ転つた船員の妻KTことHDみつりと醜関係があり、女が帰国したのでその所在の手がりはないかと蠟燭を点けて空家を探すうち失火したものだと言張するのである。

予断をもつてかゝらぬことが必要

白紙のつもりで立会はれない

加藤裁判長はかたる

初陪審裁判を審理する加藤裁判長はかたる、

遂々あすに迫つた、まだ蓋あけなので当日の公判も聊か気がかりである。呼出された陪審員諸君にのぞみたいことは、事件に何分予断をもつてかゝらぬことで、新聞をみてそれに捉はれたりまたは他人と相談したり、公判にのぞむ以前にある先入観念を一切もたず、白紙のつもりで公判に立会はれないことをのぞむのである。公判の進行の模様も予測出来ぬが、大てい一日中に終つて、陪審員諸君の自由を束縛したくない方針である。

8 「大阪朝日新聞」昭和三年二月五日

神戸における陪審初公判、けふ午前十時開廷

被告は□□の放火犯

従来、絶対視された司法権に一般の民意を酌み入れるを目的として、去る十月一日から施行されることゝなつた陪審裁判の神戸における初公判は、五日午前十時から、新装の陪審法廷で、刑事二部加藤裁判長のかかり、眞野検事干与、安東、熊谷両弁護士列席のうへ開廷されるはずであるが、この初陪審に附せられる被告阪神浴線□□町字□□大工職OY政太郎(三十四)は、さきに予審および検事局で「八十円の月収では家族七人を養ふことが出来ず、去る八月二十一日の晩、葺合港湾の船火事を見ての帰途、附近の空家に放火し自宅

に延焼させて、火災保険金千五百円を騙取せんとした」との公訴事実を認めながら、過般の準備公判ではこれを全然否認して失火だと主張、かつ陪審を求めたもので、その結果は一般法曹界から注目されてをり、谷田大阪控訴院長、太田黒同検事長、荒井大阪、遠藤京都、東神戸各地方裁判所長、田中神戸地方検事正をはじめ、管内の司法官など特にこの日の公判を傍聴することゝなつてゐる。

9 「神戸又新」昭和三年二月五日

放火か或は失火か

あす陪審の初公判

御影署員ほか十三人の証人しらべ

神戸に於ける最初の裁判裁判は、いよ／＼五日午前十時より、新装なれる神戸地方裁判所陪審法廷で、加藤裁判長係り、眞野検事立会ひ、十二名の陪審員と安藤、熊谷両弁護士列席の上開廷されるが、被告OYはあく迄放火でなく失火だと否認するので、当日は事実調べの後、被告を取調べの任に當つた御影署の警官外十三名の証人調べがある筈である。

被告の犯罪事実は、被告政太郎は大工を職とし月収八十円程であつたが、家族七人を養ふため生活困難に陥つてゐたので、かねてNH動産火災保険会社に千五百円の保険契約をしてゐたので、放火して保険金を得るため、去る八月廿一日、葺合港の火事を見物して帰り、午後十時半頃、自宅から蠟燭をもつて西村はる所有の居宅の空家に放火したものであり、佐藤予審判事の前では放火したと事実を認めながら、準備公判では前にその空家に住神見学する筈である。

10 「大阪朝日」昭和三年二月六日

神戸最初の陪審公判開かる

□□町の放火事件

神戸地方裁判所における最初の陪審公判——阪神沿線□□町□□字□□番□の□大工職OY政太郎(卅四)にかゝる放火被告事件——は、五日午前九時十分から、木の香も新しい陪審法廷で、加藤裁判長係り、眞野検事立会、安藤、熊谷両弁護士列席の上開廷された。

これより先、裁判所から呼出を受けた、神戸市をはじめ尼崎、西宮、姫路、明石における三十六名(内三名は事故不参)の陪審員候補は、定刻八時半までに出頭、控室で小憩の後、一同は陪審構成のために係員に導かれて法廷に入り、裁判長は各候補に対し資格審査および検事、被告等に忌避の有無を質した後、神戸市磯上通り四丁目八三物品売買業瀧川秀太郎(六十一)ほか十一名の正員と補充二名の構成を了つて、九時四十五分開廷された。

特別傍聴席には、谷田大阪控訴院長をはじめ、京阪神の判検事、その他が顔を列べ、一方一般傍聴席は、開廷とともに雪崩を打って殺到した聴衆のために直に満員となり、その中

には若い婦人の顔も見受けられた。

かくて、加藤裁判長は、陪審員に対し職責任務等について懇切に諭告して、宣誓をさせた上、いよく事実審理に入り、被告の身許調べにつき、立会眞野検事の「昨年未失職してから、七人の家族を抱へて、その日の生活に追はれ、NH動産火災に千五百円の保険契約あるを想起し、去る八月二十一日の晩十時半ごろ、一軒隔てた東隣の空家に放火、自宅に延焼させて保険金を詐取せんとしたものである」との公訴事実の陳述につき、被告政太郎は、裁判長の審問に対し、「放火したのではない、それは元空家に住んでゐた私の情婦HDみつりが、その後九州へ帰つたまま何の消息もなく、なほ私が出した手紙も女の手に渡つてゐないらしいので、何か手掛りにと空家に入り、二階の鴨居に蠟燭を立てて家中を捜すうち、障子から天井へと燃え移つたので、驚いて消し止めたのが事実です」と犯行を極力否認し、十一時半事実調べを終つて、証拠調べに移り、当時現場を検証した御影署の巡查部長大澤貢ほか三名に対する証人調べがあり、午後零時一まづ休憩、一時半再開、隣家のKJ浩蔵ほか八名の証人調べがあり、陪審員の評議に移つた。

11 「大阪朝日新聞」昭和三年二月六日

陪審員に向かつて懇ろに裁判長が訓示

魚屋さんも晴れの高席へ

神戸最初の陪審公判

夕刊所報Ⅱ神戸地方裁判所における陪審による初陪審は、五日朝九時十分から、新庁舎

の陪審法廷で開かれた。呼出しに応じて、定刻八時半までに出頭した陪審員候補三十六名（うち三名は事故、一名は無届不参）の大半は、神戸市のほかは姫路、明石、西宮、尼崎各市の居住者である関係から、その職業も物品販売業が多く、繊維、金属両工業、土木建築、生魚、鍛冶職、農、飲食店主、公吏などを加へたこれらの陪審員候補は、いづれも係員の案内で控室に小憩後、一同は陪審構成のため緊張した面持で法廷に入った。

かくして、加藤裁判長は、一般の入場を禁じて、各候補の資格を検べ、更に検事と被告人に忌避するものゝ有無を質したのち、左の正員十二名と補充二名を決定、こゝに陪審裁判の構成を了はつた。

正員

神戸市磯上通四丁目八三物品販売業瀧川秀太郎（六七）、同八幡通四丁目五七の一同平井石一郎（四十三）、同日暮通三丁目一三繊維工業山科十吉（四七）、同中山手通八丁目二一五物品販売業藤野源之介（四十八）、同元町三丁目三四三飲食店松谷得松（三十三）、同菅原通三丁目五一無職竹内宇太郎（四十九）、同入江通八丁目七の六一物品販売業時本利市郎（四十七）、同西須磨中稲荷二五の一同柏木誠一（四十八）、姫路市伊伝居四四四の二同長田甚吉（四十四）、同龍野町一丁目四一同阿部安次郎（五十七）、尼崎市別所村一〇〇二の七生魚商大島松太郎（五十九）、明石市桜町二丁目二六二の一無職龍野秀松（六十四）

補員

神戸市平野上祇園丁一三物品販売業野田和吉（六十四）、同二番町一丁目三同木戸丑之助（三十九）やがて九時四十五分、法廷の扉が開かれるや、待ち構へた一般傍聴人は折り重なるやうにして定めの席を占め、その中へ若い婦人の顔の四つ、五つと彩られてゐるのも陪審らし

い。法廷の正面一段高いところには加藤裁判長、左右には荻野、江場の両陪席、仁科書記、立会眞野検事、その後方には、特にこの日の審理を傍聴せんと来神した谷田大阪控訴院長、荒井大阪、遠藤京都各地方裁判所長と大阪地方の堀部長、東神戸所長、田中検事正、その他管内の判検事が着席し、左方の陪審員席には、正員、補充の十四名がこの日はじめて司法に参与出来る名誉と重大な職責を負うて襟を正し、これに相對して安藤、熊谷両弁護士、その真下の鉄柵に囲まれた被告席には茶縞の袷に盲目縞の羽織を襲ねた被告OY政太郎(三十四)が控えて時を待つうち、加藤裁判長は陪審員に対し「諸君は公正無私で何等情実に捉はるゝことなく、克く正しいものを保護するといふ見地から、飽くまで良心の命ずるところに従つて、事実に対する判断を誤らぬやう」と懇切な諭告をなし、更に陪審員の職責、任務、注意、心得などを述べたのち、総員起立のうちに「良心に従ひ誠実にその職務を行ふことを誓ふ」との宣誓書を朗読し、厳肅な空気のためよふ中に、各陪審の宣誓をはつて、正十時、事実審理に入った。

被告阪神沿線□□町□□字□□番□の□大工職OY政太郎(三十四)に対する、身許調べ、および「被告は、従来月収八十円で家計を立てゝ来たが、昨年末失職以来借財は嵩み、更に七人の家族を抱へて生計に窮し、去る八月二十一日午後十時半ごろ、附近の空家に放火し自宅に延焼させて、かねてNH動産火災保険会社に附しある保険金千五百円を詐取せんとしたものである」、との立会検事の公訴事実の陳述につき、被告政太郎は、裁判長の審問に対し、「放火したのではありません、それは私の宅から一軒置いた東隣りに住んでゐました船員KT忠吾の内縁の妻HDみつりが今年七月裏手へ転住しましたから、みつりと通じました、ところがその後みつりは九州へ帰つたまま消息なく、私が女へ出した手紙もその

手へ渡つてゐないらしいので、女に対する手掛りでもあればと考へて、かつて女の住んでゐたことのある件の空家へ入り、二階の押入れの鴨居に蠟燭を立てゝ家内を捜してゐるうち、灯はいつか障子の破れから鴨居、天井へと移つたので吃驚して揉み消したのが事実です、しかもその日は検事のお仰る八月二十一日ではなく十八日の晩のことです……なほ警察では、それを放火だと申しましたのは、姦通や家宅侵入の罪まで犯してゐるではないか、何処までも失火で突つ張れば検事さんの心証も悪くなるから敢て放火だといつて了へとはれた結果です」と徹頭徹尾犯行を否認し、証拠調べに入り、裁判長から蠟燭、現場の写真その他を示され、更に眞野検事、安藤、熊谷両弁護士と一、二の応答があつた。

保険金詐取の放火と認む

立会検事の論告

のち、証人として出廷した家主NMはるの実子ST伊三(二十八)、西隣のNJとき(二十八)の証言につき、当時現場を検証した御影署の巡查部長大澤貢(三十二)は、「焼け跡には新聞紙やポロ片などがあり、新聞紙の上には蠟が流れてゐました、なほ消え跡は揉み消したものでなく、自然鎮火のやうに見られました」と述べ、附近のTNふじ(三十七)の陳述があつて、午後零時十分休憩に入ったが、この間陪審員諸君にして、これらの問答に一語を挟むものなく黙々として耳を傾けるのみ。一時二十分再開、午前中五番席にあつた大島松太郎氏(五十九)が、「耳が遠いから」と辞退を申出た結果、補充の木戸丑之助氏と交代して審理が続行された。

裁判長は、被告政太郎に対し、改めてみつりとの関係を質し、その応答のあとを受けて、十二番席の藤野陪審員は、被告に対し「蠟燭の灯は二階へ上ってから点けたものか」とはじめ口を開いた、質問に対し被告は「その通り灯は二階で点しました」と答へ、更に証人調べに入り、□□町□□NKせき(七十六)の供述につき、隣家のKJ光藏(四十五)は「表で涼んでゐましたところ、暗い空屋から出て来た政太郎は(泥棒が潜んではいぬかと考へて戸締りをして来た)と云つてをりました、その日は覚えてをりません」と述べ、同人の妻つね(三十六)、附近のKS辰藏(六十二)につき、被告の妻もと(四十七)は「十三年前夫婦となりましたが、三人の子供があり、暮しは苦しい方です、動産は五、六百円ぐらゐのものと云ひます、船火事のあつた晩は他所から帰つて寝てゐました」と答へ、御影署の徳永豊次(四十二)の証言後、当時六甲村で起つた曲馬団争闘事件の被告として、政太郎と同じ拘留監にゐた□□村字□□HD茂夫(二十七)、IT惣太郎(三十八)、TG秀三(三十七)の三人は、いづれも色の褪せた獄衣で出廷、茂夫は「政太郎と同房にゐたとき同人は(空家で女と密会中火事を起したので)と云つてをりました」と答へ、惣太郎について証人席に起つた秀三は「政太郎に対し(何で放火したのだ、これでやったのか)と私が右の拇指と人差指で円をつくつて見せましたところ、同人は(ウン金が欲しさに)と答へました……へイ、その円ですか、それはかういふ風に」と指で○をつくつて裁判長に示し、一般傍聴者のもとよりやうやく倦怠らしく見えた陪審席をも失笑させた。

かくて、三時二十分、十三人の証人に対する審問を終り、小憩後論告に入り、立会眞野検事は、「事件は頗る簡單明白で、陪審員諸君は、すでに裁判長のお調べなり、被告の供述により、事件に付いての心証を得られてゐると思ふから、委しいことは申しませぬが、検事として所見を述べたい」と法律、実際、常識の三方面から被告の否認した諸点につき例証をあげて、「本職は矢張り保険金を詐取すべく放火したものと認めます、陪審員諸君には克く御考察の上御判断あらんことを」を結んだ。

懲役五年求刑

陪審員放火と認め

弁護士酌情論を試む

これに対し、安藤弁護士は「起訴の条件は合理的だが、それはでつち上げたのもだ」と失火説を主張し、熊谷弁護士また「警察での自白は自白でない、それは姦通その他の罪を犯してゐるのをおそれて失火を主張し得ぬ弱味があつたから」と失火説を支持し、ついで眞野検事からこれに二、三の弁明を加へて、説示に入り、加藤裁判長は犯罪の構成に関し、法律上の問題点となる事実と証拠などの要点及び更に検事、弁護士の主張を説き、更に現場の様を黒板に図をもつて示して、約一時間にわたつて説明し、それに対し十番席の阿部安次郎氏から現場の押入の構造について、二番席平井石一郎氏が被告の手が天井につくや否やの点につき可なり穿つた質問出でをはつて、七時半裁判長は、左の問書を提出した。

主問

一、被告は昭和三年八月ごろ□□町□□字□□番□ノ□(木造瓦葺一棟四戸乃至一戸)の空家に蠟燭で放火し、天井の一部を焼いたかどうか

補問

一、被告は前記空家二階の押入に蝋燭を立て注意を怠って火を失し、家を焼いたものかどうか

これを手にした陪審員は、別室の評議室に入り、絶対に他の入場を禁じて、約一時間にわたり協議をなしたが、その間被告をはじめ満廷の傍聴者は、その結果如何と固唾を呑み、重々しい空気は法廷の内外を包む、やがて八時五十分陪審員長柏木誠一氏をはじめ各陪審員はその席に復して、答申書を提出するや、裁判長はこれを仁科書記をして朗読させる、即ち同書記は「主問然り」と読み上げて、協議の結果を有罪と告げるや、さすがの被告も心持ち面を伏せてチラと視線を陪審席に投げた。やがて、裁判長は、陪審員の労を犒ひ、更に合議の上右の答申を正当なりと認めて採択し、再び論告に入るや、眞野検事は「放火は大罪である、しかし悔悟して中途これを揉み消した点と他に実害がなかった」点を酌んで特に懲役五年の刑を求め、安藤弁護士は「かくの如き答申を得たのはまことに自責の念に堪えぬ」と、また熊谷弁護士は「結果から見れば、未遂である」と各冒頭して酌状論を試み、九時十分閉廷し、判決は来る十二日午前十時言渡のほす。

12 「大阪朝日」昭和三年二月六日

神戸の初陪審、懲役求刑

陪審員の答申、採択さる

夕刊所報Ⅱ五日、神戸地方裁判所で開かれた陪審初裁判の続行公判（阪神沿線□□町□□大工職○Y政太郎（三十四）にかゝる放火事件）は、午後一時二十分再開、証拠調べと弁論

を終って、裁判長は、各陪審員に犯罪の構成、証拠および検事、弁護士側の各主張争点、現場の模様などを、約一時間にわたって説示し、これに対し阿部安次郎、平井石一郎両陪審員から質問出でたのち、裁判長は左の問書を提出した。

主問 被告は昭和三年八月ごろ□□町□□字□□番□ノ□（NMはる所有木造瓦葺一棟四戸のうち）の一戸の空家に蝋燭で放火し、天井の一部を焼いたかどうか

補問 被告は前記空家の二階押入に蝋燭を立て注意を怠ったため火を失し、家の一部を焼いたものかどうか

この問書を受けて、陪審員は協議室に入り、一時間余にわたって協議の結果、八時五十分に至り、主問に対して「しかり」と答申評決を得て答申し、裁判長は合議の末その答申を正当なりと認めて採択したので、再び弁論に入り、眞野検事は懲役五年の刑を求め、安藤、熊谷両弁護士の酌情減刑論があつて、午後九時十分閉廷した。判決は、十二日午前十時言渡のほす。

13 「神戸新聞」昭和三年二月六日

この冬ぞら風は身に浸む、窓越しの陽暖かな陪審法廷

□□の放火犯人が審理を受ける日

けふ神戸最初の陪審裁判

神戸地方裁判所における初陪審裁判は、愈よけふ午前九時十分から、新装を凝らした陪審庁舎の新法廷で開廷された。さばかれる事件は、既記Ⅱ阪神沿線□□町□□字□□番□

の口大工職〇Ｙ政太郎(三九)に対する放火被告事件で、怪火が果して放火か、或ひは失火か
ゞ初の陪審員の頭によって判断されるのである。

まづ最初に法廷に立つ光栄の陪審正員抽籤

事故不出頭や辞退やらで卅一名から

十二名の正員が選ばれた

この日光栄の陪審員として呼出された三十六名は、神戸市を大部分とし、それに姫路、
明石、西宮、尼崎の一部を包含し、三十六名中三名が事故不出頭届けがあり、他に一名当
日不出頭、のこり卅二名はいづれも定刻八時半までに緊張した面持ちで裁判所へ出頭、さ
らにうち一名は辞退して帰り、都合三十一名が係員の案内で陪審庁舎の陪審員控室へ集合
して休憩する、その職業は物品販売業が最も多く、繊維工業、金属工業、土木建築業、生
魚商、鍛冶職、農耕、飲食店、公吏と様々の職業をならべてゐる、九時十分過ぎ一同陪審
構成のため誘はれて木の香も新しい陪審法廷へ入り、一般の入場を禁止(不公開のため)
して、三十一名から十二名の正員を選ぶ陪審構成手続を受ける。

それは、陪審の頭書の役割りで、陪審員の資格にはまつてゐるか否かをしらべ、のち検
事と被告でそれぐ除選し、抽籤で十二名が真のけふの公判に立会ふ光栄に浴するもので、
左の如く一号から十二号までの番号がきまつて、それぐ着席した。

陪審正員

神戸市磯上通四丁目八三物品販売業瀧川秀太郎(六〇)、同市八幡通四丁目五七の一同平井石

一郎(四三)、同市日暮通三丁目一三繊維工業山科十吉(四〇)、同市中山手通八丁目二二五物品
販売業藤野源之介(四八)、同市元町通三丁目三四三飲食店松谷得松(三六)、同市菅原通三丁目
五一収入によ
るもの竹内宇太郎(四九)、同市入江通八丁目七の六一物品販売業時本利市郎(四七)、同市西
須磨中稲荷二五の一同柏木誠一(四八)、姫路市伊伝居四四四の二物品販売業長田甚吉(四四)、
同市龍野町一丁目四一同阿部安次郎(五七)、尼崎市別所村一〇〇二の七生魚商大島松太郎(五
九)、明石市桜町二丁目二六二の一無職龍野秀松(六四)

補充陪審員

神戸市平野上祇園丁一三物品販売業野田和吉(六四)、神戸市二番町一丁目三物品販売業木戸
丑之助(三九)

良心に従ひ誠実に職務を行ふを誓ふ

法廷に陪審員ら宣誓

一般傍聴席にも若い婦人

特別傍聴席に納まる人々

陪審の構成を終わって、九時四十五分開廷、早朝押蒐けた傍聴人は忽ちの間に満員、なか
には若い婦人もまじる。判官席をみると、中央に谷田大阪控訴院長、加藤裁判長、左右に
荻野、江場両陪席判事、仁科書記、検事席には眞野検事が控へ、左方の陪審員席には選任
された陪審員と補充陪審員が前後二列に、いづれも光栄と責任に緊張して控へる、右前の
眞鍮柵のボックス内には被告〇Ｙ政太郎が縞の袷に盲目縞の羽織を着て編笠を脱いで着席

し、後方に安藤、熊谷両弁護人がひかへる、また検事席のうしろには、荒井大阪、遠藤京都両地方裁判所長、東神戸所長、田中同検事正、堀大阪地方部長らが特別傍聴し、また新聞記者席前には城予審判事、遠藤次席検事、河野部長ら熱心に傍聴する。

開廷と共に、加藤裁判長は、陪審員席に向ひ極めて親切丁寧な口調で諭告をなす、乃ち「諸君は公平無私で情実に捉はれることなく、正しきものを保護するといふ立場から、あくまで良心の命ずるところに随って、事実に対する誤らぬ判断をせねばならぬ」とて陪審員の職責、任務、注意、心得等を囁んで含むめるやうにのべ、続いて総員を起立せしめ「良心ニ従ヒ誠実ニ其ノ職務ヲ行フコトヲ誓フ」と朗読し、陪審員一同署名捺印する、この宣誓は最も森厳であつて、法廷内に犯すべからざる威容がこもつてゐた。

愈よ事実審の審理に入り

被告悉く否認し去る

緊張した陪審員の態度

午前十時十分、裁判長は、被告を起立させて身許しらべを行ふ、住所、年齢、職業等のみをしらべる、普通の公判と違ふのは、前科をしらべぬことで、被告には傷害前科一犯があるが、これを明かにすれば陪審員の頭がかはるから調べないのである。

ついで、眞野検事から公訴事実の陳述があつた、かくて被告席のボックス隅にぢぢ寄つた被告は、裁判長の問ひに答へる、

「放火したのではない。八月十一日ごろ、私が女に与へた手紙が女の手許に渡つてゐないとき、それを探すつもりで蠟燭をもってその空家へ入つて、押込入口の鴨居のうへに立て、探すうち障子の紙の破れに燃え移つたのです。警察では「姦通や家宅侵入などがあるから、失火でも検事の心証がわるい、放火としても実害がないのだから……」と巧みにいはれましたので、うっかり放火ですと申上げ、つゞいて検事さんの前にも同様のことを申上げたのです。なほ、その日も八月廿一日の夜ではありません、いろいろ考へてみると八月の十八日のことゝ思ひます」と犯行をテンから否認してかゝる。ついで、姦通の点に入り、

問 HDみつるといふ姦通した女は、いつまでその空家にゐたか。

答 二月から借りて、五月の末か六月の末に空家の裏の家へ転つた。

問 関係したのはいつか。

答 七月ごろで、女が裏の家に移つてからのことです、二、三度は関係しました。

問 女が空家にゐるときにも行つたか。

答 行つたことはありません。

問 空家にゐた時、女には道具があつたか。

答 二階へは上らぬから、知りません。

問 空家へ入つたのは何日か。

答 一月十八日の夜八時半ごろと覚えます。

続いて、発火当時の模様に入り、蠟燭の寸法（二寸五分位）、鴨居と天井との寸法、火のついた新聞紙の模様等について詳しい取調べがあり、焼けた場所は天井が長さ四尺、幅六寸、また丁字形に二尺位の長さに焼け、鴨居も焼けてゐる、と現場検証の模様について、

裁判長は微に入り細に入り確める。

さらに、「そんな場所に蝟燭を立てれば、燃えるのは当然で知りつつやるのは、おかしいぢやないか」と突込まれて、被告は稍々ヂタヂとなる。詳しい検証の図面は、追って陪審員にみせるとことわって、現場の写真等を被告に示し、さらに

問 火を消したといふのは事実か。

答 消したに違ひありません。

と低い言葉で答へる。この時、安藤弁護士から、当時被告がしめてゐた兵児帯を証拠に提出する。

審理の進むにつれ、陪審員は一そう熱心にきき、いつてゐるが、ペラペラとまくしたて、否認する被告の態度に、聊か興味を殺がれたやうな態度もみえてゐる。さらに審理はつき、犯行の夜、隣家のK J光藏と出会ったときの状況等の審問があり、動産保険契約の点では、「女房が入ったので、私は知りません」とて、動産の見積りをきかれても、知らぬと突ツ張り、箆筒、水屋、ガラス戸、自転車二台、大工の道具等があるだけで、それはいくらになるか知らぬと素気なく蹴りつけ、「千五百円の価値はあるかどうか判りません」、と知らぬ判らぬの一点張りだ。

さらに、生活状態や収入の点、借金の詳しい訊問があり、借金も詳しいことは妻が知つてゐて知らぬと逃げ、「これまで予審判事のまへでいったことと違ふぢやないか」と予審調書の前に突込まれるや、「姦通がもとの失火では、憎まれるからと警察でいはれた通り、放火と申したのです」と頭初通りの否認をする。

証人調べで意外な事実、放火の時間がちがふ

午後零時十五分一先づ休憩に入る

身許しらべ入念に行はる

次いで証拠しらべに入り、現場にあつたマッチ箱などを示されると、陪審員の目は一やうにそれにそゝられる。身許しらべも入念に行はれ、家族関係、前科等もはじめてきかれる。弁護士から二、三質問し、「手紙を探すには、ナゼ女が引越した裏の家を探さなかつたか」と裁判長に訊かれ、「転宅したまま、直ぐ女が郷里に帰つたから空家の方だけ探した」、としどろもどろで答へ、証拠の読聞かせがある。

五分間小憩の後、証人しらべに入り、被告や当の放火の空家などを管理してゐる会社員S T伊三(二八)―所有者NMはるの子―や、その空家を借るべく見に行つて火事の跡を知つたNJとき(二八)、ときに二階を貸しゐる空家の東隣りで姉のTNふじ(三〇)、被告を取調べた御影署の巡査部長大澤貢らが宣誓し、

訊問は、伊三からはじまる、「あの空家には、HDみつりが本年二月十一日から六月十日迄住んでゐた、家賃は月十二円で二階は使つてゐなかつた、空家になつてから二、三度見廻りに行つたが二階は見なかつた」と答へ、空家の東隣TN秀夫方の二階借りNJとき(三〇)は、「空家の戸閉りは嚴重でなく、裏口の戸の鍵は落ちてゐた、這入らうと思へば這入れ、八月の船火事は覚えてゐます、O YがHDと醜関係があつたことは知らぬ」、

ついで、O Yを取調べた御影署の大澤巡査部長は、「奥三畳の間の戸は動かした形跡は分りません、西側の壁に立てかけた障子と鴨居と床に蝟燭がたれ落ちてゐました、そして鴨

居から四方へ焼けてゐる様子から見ると、火は自然に消えた様に思ひます、燐寸の擦かすは、二階の座敷を初め階下階段下の押入や奥の間庭先きにも一、二本落ちてゐました」、

三番目の証人秀夫妻TNふじ(三〇)は、「OYが五月八日動産保険の千五百円に這入ったことは知つてをります。近所に両三度怪火事があったので、私方とOYさんのふたりで同時に加入しました。葺合の船火事をOYが自転車で見物に行つて帰つたのは覚えてゐます。その時間は夜の十二時過ぎと覚えてゐます。火事のことを知つたのは、九月一日妹ときがその空家を借るといつてみた際発見して知つたのです」、と公訴事実の放火の時間(十時半)と違ふ意外な証言をし、午後零時十五分昼食のため休憩。

午後一時過ぎから再開され、被告が空家から出るところを見つけたといふ、隣家のKJ光藏、同人妻つね、その他合計九名の証人しらが続行された。

14 「神戸又新」昭和三年一二月六日

新しい法廷において、けふ陪審の初裁判

最初の陪審員十二名を決定し

放火か失火か謎の事件

放火か失火か、懲役か罰金か……を決する兵庫県初めての陪審裁判である、武庫郡□□町字□□一□番□の□大工職OY政太郎(三四)にかゝる放火被告事件の公判は、五日午前九時四十五分より、神戸地方裁判所の新しい陪審法廷において開廷された。加藤裁判長、仁科書記、眞野検事、安藤、熊谷両弁護士列席の上開かれた。この日呼び出を受けた三十

六名の陪審人中、一名は耳が遠い為陪審員になることを辞退し、四名は事情があつて不参したので、残りの三十一名から▽神戸市磯上通四丁目八三物品販売業瀧川秀太郎(六〇)▽八幡通四丁目五七ノ一同平井石一郎(四三)▽日暮通三丁目一三織維工業山科十吉(四〇)▽中山手通八丁目二一五物品販売業藤野源之助(四八)▽元町三丁目三四三飲食店松谷得松(三六)▽菅原通三丁目五一^{収入に係るもの}竹内宇太郎(四九)▽神戸市入江通八丁目七ノ六一物品販売業時木利市郎(四七)▽同西須磨中稻荷二五ノ一同柏木誠一(四八)▽姫路市伊伝居町四四四ノ二物品販売業長田甚吉(四四)▽龍野町一丁目四一七同阿部安次郎(五八)▽尼崎市別所村一〇〇二ノ七生魚商大島松太郎(五九)▽明石市桜町二丁目三六二の一無職龍野秀松(六七)の十二名を陪審員に選び、更に神戸市上祇園丁一三物品販売業野田和吉(六七)、同二番町一丁目三木戸丑之助(三九)の兩名を補充陪審員と決定し、法廷に向つて左側の席に着せしめた。これ等の人は、今日を晴れの日とて縞ものもあつたが、紋服やら袴を着して、何れも緊張した面持で裁判のはじまるのを待つ。

良心に従つて公平に是非判断をされたい

裁判長の懇切な陪審員への注意

特別陪審席(注、傍聴席)には、大阪控訴院長谷田博士、荒井大阪、遠藤京都両地方裁判所長、東神戸地方裁判所長、田中同検事正等が、威儀を正して控へ、被告政太郎は、木綿の上下を着し頭髮はぼうく生やして、真鍮で囲つた被告席に悄然としてついた。普通傍聴席には、主として裁判所関係の人たちでぎっしりつまつてゐた。検事席が向つて右側にあるの

や、弁護士席が陪審員席と反対の高い所に設けてあるのは、前の裁判と違ってゐた。斯くて、裁判長は、列席の陪審員に対して、「諸君は、本日此の陪審裁判に干与せられるの名譽を担はれたものであります。御苦勞様です。裁判を初めるに先立ちまして、一言御注意申上ます。裁判と言ふものは、正しきに從ひて非を非とし、是を是と判断して、法に從ひ世間が治まる様にするのが当然であり、それが吾々の義務である。若し判断を誤つて、罪を犯したものが無罪となつたり、罪を犯さない者が犯した様に認定されたなら、社会の秩序が乱れるから、陪審員諸君は、良心の命ずるまゝに、公平誠実に判断をなして、答申に間違ひのない様せられたい。」と懇に注意を与へ、一同起立裡に宣誓書を読みきかせ、陪審員に署名押印を求め、立会ひ眞野検事の公訴事実の陳述に入る。

予審で放火といひ、準備公判では失火といふ

被告の陳述を縷々と細述する

眞野検事の公訴事実陳述

本職は、此のOY政太郎の放火被告事件について述べるに当りまして、只一言被告が予審判事の前で述べた事実、即ち生計困難にして、百八十円程の借財と四月分の家賃の滞りあり、如何にしてそれを弁済し生活を豊かにせんかと思案する中、八月廿一日の夜の小野浜沖の船火事からヒントを得、自分の契約せしNH動産火災保険の保険金千五百円を詐取せんとして、八月廿一日は午後十一時頃、自分がNMはるから借りて居る棟割長屋の自宅より西中一軒おいて隣りの空家の二階の表二畳の押入の鴨居の上に、自転車に用ひて居つ

た約二十五分程の蠟燭を立てかけ、天井に火をつけ二階を降りて帰らんとしたが、あまり火気が強くなってぱちく／＼燃え初めたので、おじけづき又二階に上つて自ら消し止めて表へ出た時、同じ小野浜の船火事を見物に行き帰つて来て一風呂浴びて表にて休息して居た西隣のKJ光藏に「何をして居るか」と声をかけられた時、「此頃要心が悪いから、一寸中へ入つて見た」とごまかして、自宅へ帰りそしらぬ顔をして居つたが、九月一日、NJときが当の空家を借りに来た時、二階に焼跡があるのを発見し、それから警察沙汰になつたもので、予審では以上の如く供述して居りますが、被告は陪審準備公判に於て放火したものでなく以前より関係のあつたKTみつりが帰国したについて、何かその行方がわかる証拠がありはしないかと空家に入つて行つたが、不幸失火したので吃驚して自ら消したんだと以前供述した犯行を否認して居るのであります、眞野検事は如何にも民衆裁判らしい叮嚀な句訓で陳述する。

姦通してゐるうへ、他人の留守宅に侵入したは

事情が重いから放火したといへ

警察で言はれたからと被告の陳述

ついで裁判長は、被告に対して、検事の申し立てた公訴事実の大体を更に繰返して聞かせると、「家を焼くつもりで火をつけたのではない。裏の家に行ったのは、予て関係してゐた船員の妻HDみつりにあてた書函がありはせぬか、その手紙によつて二人の關係が他人に知れてはならぬのみならず、同女の国元が知り度さに探しに行つた所、誤つて蠟燭の火

がついたのだが、御影署で事情を申立てると、警察では姦通してゐる上に、他人の留守宅に侵入したと云ふのは事情が重いから、それより放火したのだと云へ、警察ではさう認めると云ふので、放火したと申立てた。又、日も検事さんの仰る八月二十一日とは違って、八月十七日か八日と思ひます」と答へ、更に訊問されるまゝに、「みつりは、私の家の一軒おいて西側にゐましたが、本年六月の末頃、更にその家に引こしました。私は、みつりと関係があつて文通も致しましたので、その手紙が他人に見られてはづかしいので、ひよつとすると引こした空家におちてゐはせぬか、又同女の国元が判りはせぬかと思つて、八月十八日の午後八時から九時ごろまでの間に、蠟燭に灯をつけて同家の二階に上り、西側の鴨居の上に天井と六寸許りの処に立てました」。

問「検証調書によると、天井と灯とは、三寸位になつてゐるが…」。

答「もつとあつた様に思ひます」。

問「火はどうして移つたか」。

答「天井裏の紙張りに火がついて、丁字形に焼け鴨居もやけましたが、気がついて私の帯でけし止めました。不注意であつた事は、間違ひありませんが、火をつけたのではありません」。

問「検証してみると、また押入れの戸と障子を立て合せて、その下に蠟燭を置いたため障子と戸の下方と床とがこげてゐる様な処があるが…」。

答「そんな処に灯を立てた事は、ありません」と飽迄否認する。

この時裁判長は、調書の中の現場の写真その他の証憑を示し、安藤弁護士は、被告の帯で消したと云ふ証憑として端が焼けた帯を証憑として提出する。

問「消し止めて出た時、隣家のK J光蔵に逢つたのか」。

答「逢ひましたが、きまりが悪いので、隣家で物音がしたので泥棒ではないかと思つて見に行つたのだと鍛冶には云つてゐた」。

続いて被告は、昨年家財什器類に、NH動産火災保険会社に対して千五百円の動産保険契約をしてゐる点、家族は夫婦に子供二人、月収は八十円位だが、昨年十一月頃から三月頃までは仕事がないので遊んでゐた、この間はK Zといふ人から金を百円ばかり借りて暮し、これは頼母子を二つ取つて大体返したが、その後また大分借りて暮してゐるといふ事や、動産状態等を詳述した。

問「お前の云ふ事は、予審判事に申立てた事とは違ふではないか」。

答「警察がさう云つて、同情を求める様に云つたからです」。

と弁疎し、裁判長から押収の徳用マッチ蠟燭等を示して証憑調べをなし、安藤、熊谷両弁護士、眞野検事等から一、二の質問があり、裁判長は諸証を被告に示して、証人調べに入つた。

放火したといふ時間に

被告は船火事を見てゐた

証人しらべで有利な証人

証人調べは、呼び出された十三名のうちから、先づ武庫郡□□町□□S T伊三(三三)、N J登記(二八)、大澤貢、T Nふじ(三〇)を宣誓せしめて、HDみつりの家主の息子S T伊三

よりはじまる。

「みつりさんは、六月七日まで私の家に居りましたが、二階には何にも置いてないと申して居りました。焼けてゐるのを知ったのは、新らしい人に家を貸すにつけ、同家にはいつて知りました」と訊問に対し、貸借関係その他を答へ、

ついで焼けた空家の東隣に住んでゐたN J登記は、「詳しくは知りませんが、戸じまりは悪い方で錠前が落ちてゐて、何時でも中へはいれます。八月二十一日は、脇浜に船火事があつて、私は田舎から帰つて来ましたが、隣家で火事があつたことは知りません。みつりさんと政太郎さんと関係があつたことは、知りません」と答へる。

証人御影署巡查部長で被告を調べた大澤貢は、「証憑になつてゐる現場の写真は検証の時撮り、その時は御手許に提出してある以外には何の証憑もありません。蠟燭のしづくは、鴨居と床とにみえてゐました。誰も消した様なことは判りません、火は自然に消えた様にならずと次第に焼跡がうすくなつてゐました。マツチの軸は、二階には一本位おちてゐましたが、階下には沢山落ちてゐました」と被告に不利な証言をする。

ついで、N J登記の姉に当り、政太郎のすんでゐた家の長屋の東端にすんでゐるTNふじ(三〇)は、「政太郎さんが保険にはいつたのは、近所に度々火事があるので、私の家が保険にはいつた時、一緒にはいつたのです。その晩、政太郎さんは十時ごろに脇の浜の船火事を見に行かれ、十二時頃帰られたのは間違ひありません。しかし、時計ではつきりみた時間ではありません。空家で火事があつたのを知つたのは、その後になつて、妹が空家を借りに行つて見て知りました。みつりさんと政太郎さんと関係があつたことは、奥さんから政太郎さんの家庭がもめた時間きました」と答へ、放火したといふ午後十時半ごろは政

太郎は火事を見に行つてゐたといふ、被告に有利な証言をし、正午一先づ休憩、昼食に入つた。午後引続いて、証人調べがある筈。

15 「神戸新聞」昭和三年一月六日

放火か失火か 怪火事件、謎は解けて「放火」と決る

前後十二時間に亘る大審理後

神戸の初陪審をはる

夕刊所報——O Y政太郎(三三)放火被告事件の初陪審裁判公判は、五日午後零時十分休憩、陪審員十二名と、補充陪審員二名は陪審庁舎楼上食堂で昼食を喫し、午後一時廿分再開。

午前中、正陪審員大島松太郎氏(五九)は、「耳が遠いから替へて戴きたい」と、休憩中に裁判所へ申出て、補充陪審員木戸丑之助氏(三九)と交替した。かくて、法官、陪審員、被告、弁護士ら午前通り着席して開廷。

裁判長は、「被告が関係してゐた女—HDみつりの年齢と手紙のことをたづねる、(注、被告は、「年齢は廿九才と思ひます。手紙は関係を絶つことを認めて、それを女の筆筒に入れておいたのを、若し他人に発見されてはと思つて探す気になつたのであります」と答へ、さらに蠟燭の火を鴨居の上に立てたのは、灯明りを近所の人に覺られまいと思ひ、火のつき易いことは気が付かなかつた、床の上に蠟が流れてゐるのは、蠟燭が解けて流れたものであらう」と弁明した。

この時、十二番陪審員藤野源之助氏(三八)は、「蠟燭は二階へ上つてから点けたものか、

点けて持込んだものか」と初質問をなし、「二階で点けたものである」と回答がある。

それから証人しらべに入り、宣誓の後、□□町□□のNKせき(モ六)といふ婆さんの証言あり、次ぎはOYの東隣に住み、放火の夜OYが空家から出るのを見つけた、運搬業KJ光藏(四五)は、「その夜、むし暑いので寝られず、風呂を浴び門へ出て床几に涼んでみると、くらがりの中で空家の中から男山が出て来るのを見て吃驚した、とOYは「泥棒が空家に潜むから戸締りの用心をして来た」と申しました。その晩が葺合の船火事の日だったかどうかもはっきり記憶しません」と曖昧極まる供述をする。その後を受けて、光藏の妻つね(三六)が子を背負うて起ち、「空家からOYが出た話を私は子供に添乳しながらきいた、その晩は亡児の初盆で、裏から床几を表へ出した時から一週間か十日以内のことで、船火事の夜のことのやうにも思ふ、OY方の暮らしは「冬が来るのに、蒲団も買へぬ」と妻君がコボしてゐたことがあります」。

□□字□□番のK鉄工業KZ辰藏(六二)は、「OYとは借家の修繕等で知合つてゐます。昨年暮頃から大工がひまだと頼まれて百九円余り貸しました。性質は他人から憎まれるやうな人物ではありません」。

次ぎは、当のOYの女房もと(四〇)が、鬚なしに銘仙の上下を着て出廷、これには被告もさすがハツとする、「OYとは十三年まへ夫婦になり九歳、七歳のふたりの男の子、四つの子と三人の子があります。家の財産としては、六、七百年のものと思ひ、昨年暮れから夫が失業して苦しいので、KZ辰藏から借金しました、今でも六十円位残つてゐます。動産保険には、近所と相談して加入しました。葺合の船火事の夜は、主人は帰つて寝んでゐました。その夜自転車についてゐた提灯は、蛇腹で「車荷」と書いてありました」。

御影署警部補住吉村奥田徳永愛次(四三)の訊問に入り、「葺合の船火事は、八月廿一日夜のことです、OYを検挙して取調べたところ、最初は空家に這入ったこともないと申しましたが、その後色々取調べた結果、放火だといふ、たゞ後で恐くなったから消したと申し、現場にはマッチの軸が点々としてゐました。保険金を目的としたのは、失職の上母と妹が同居するので困つたからで、家賃、米屋、その他の借金で二百円余りになつてゐるといひ、当時被告は放火のことを後悔してゐた」と答へる。

「判事さんが十分しらべてゐるから

トテも駄目だ」と男山が

指でお金のカタチをして「やったのか」といふと、

「火は放けはしたが消した——お金欲しさに」

おなじ監房にゐたHD茂夫は陳述

ついで呼ばれた証人三名は、いづれも青獄衣を纏ひ冷飯草履を穿いた、被告と同監房にゐたもののみである。武庫郡□□村□□土工HD茂夫(三七)——□□村曲馬館小屋の傷害事件の被告——は、「未決で知合つたOYは、放火詐欺の罪名であるが、実は空家で密会した蝟燭から失火したのだ、予審判事が何も彼も調べてゐるから暫く帰れないといつてゐた」といひ、ついで鍛冶職IT惣太郎(三六)、大工TG秀三(三〇)のふたりは、「判事さんが十分調べてゐるからあかん……とOYはいつてゐました、手の指で○の形をして『これ(金のこと)放火したのかい』と私は問うてみました」と身ぶり可笑しく笑はせ、「火は放けはしたが消

した、火はお金（保険金）が欲しさに放けたといひました、予審判事がしらべて了ったから詰まらぬ、とコボし後悔してゐた」と被告に不利の証言をなし、「空家へ手紙を探しに行つた旨は一度もきかぬ」と結んだ。

これで、証人十三名の訊問は漸く終り、最後にいたつて被告の心証は次第に悪くなつたやうだ。時に午後三時十七分、五分間休憩となる。

船火事を見てから、空家に放火の恐い企み

蠟燭を携へて放火したもの

——との自白は真実を述べてゐる

眞野立会検事の論告

午後三時半三たび開廷——法官席にはスタンドがあかくと輝く。被告の犯罪構成事実と法律上の点を、眞野立会検事が弁論する、「本件放火の事実は、誠に簡單明白、証拠も豊富である。たゞ公判で予審の供述を翻した点のみについて論及したい」と冒頭し、

保険金詐取の目的で放火したが、被告がいふ女の置手紙を探しに行つた失火であるかといふのが疑問であるが、被告のこれまでの自白が真相であることを立証し、被告今日の弁解は不自然であり、虚偽であることを明かにし、陪審員諸君の御判断に資したい。まづ、被告は昨年年末失職して、二百円内外の借財が嵩み、家賃、生活費、頼母子講掛金等の支出で困つてゐる矢さきに、母と妹が寄寓するので一家七人となり先が案ぜられるので、巧い儲けはないかと策に苦しみ、遇々本年八月廿一日夜、船火事を見てから千五百円を覬つ

て、棟続きの空家に放火を企み、蠟燭を携へて空家の二階へ上つて放火したもので、これまでの白状は真実を述べてゐるのだ。これは、蠟燭の燭涙の痕が放火の材料の証拠となつてゐる。なほ、八月廿一日船火事の夜、即ち犯行の夜、空家から被告が出たのを見られたことは確実な証拠だ。空家へ這入る目的も、放火のほかはないとみなければならぬ。然して、警察や判検事の前で自白したのみでなく、縁もゆかりもない第三者の同房者にまで、保険金詐取の放火だと告白してゐることは、最も明瞭に犯意を証明するもので、特に陪審員は注意されたい。被告のいふ失火説は、極めて不自然であつて、八月廿一日前該空家に這入つたといふが、誰れかに認められなければならぬ筈である。女の居所をしらべやつた手紙を探すといふのも、裸で家を明けて掃除までした後の空家を探すのはチト不思議である、縁切り手紙も醜関係が知れわたつてゐる後なれば、人にみられても恥かしいはずである、現場の模様をみても鳴居と床板に蠟燭の跡があり二ヶ所焼跡がある。

安藤、熊谷弁護士

「放火で無い」と熱火の弁舌をふるふ

検事の意見に対し、安藤弁護士は、「放火で連想するのは、八百屋お七の振袖火事である、放火が大罪である以上、よほどの準備と計画と決心の下に行はれなければならぬ、本件起訴の条件は合理的だが、これは取調べるうちに無理に捏ね上げられた事件である」と冒頭して、縦横無尽に失火説を強調し、放火の証拠はゼロだと痛論し、「疑はしきは罰せずの原則に基き誤らざる御判断を乞ふ」と結ぶ。

これを受けて、熊谷弁護士は、「警察で必ずしも自白したのではない、姦通や家宅侵入を恐れて、失火を主張し得ざる弱みがあったからである。八月廿一日といふ犯行の日も、極めて曖昧である。何等有力な証拠はなく、被告の弁解を打消す反証がない、しかも家の効用を失ふまでに火災の実害がない以上、放火既遂とみるは酷だ」と論じた。

再び、眞野検事から二、三弁明し、これで弁論を終る。

愈よ陪審の骨子「説示」に入る

かんでふくめる様に
裁判長から陪審員へ

ついで裁判長は、陪審の骨子といはれる「説示」に入る。即ち、犯罪の構成に関し、法律上の論点、問題となるべき事実と証拠の要領を噛んで含めるやうに、陪審員に説明するのである。即ち、「本件は『放火か？』『しくじり火か？』が問題で、火事はたとへ一部しか焼けてゐないでも、一棟四戸の火事で未遂ではない。被告が消止めたのは、情状によつて刑の裁量に影響するだけである。放火の罪は重罪だとして、枉げて答申しては不可なり」と懇切に説いて、証拠の各点や被告、検事、弁護士の本主張につき、一一解説して行く。現場の様様については、黒板に一々図を描いて、素人に呑み込めるやうにする。かくて、約一時間を要し、終るや十番陪審員阿部安次郎（五七）氏から、現場押入内の構造につき相当穿った質問が出で、また二番平井石一郎（四三）氏からも「天井は手が届くかどうか」をたづねる。それが終るや、裁判長は説示を終り、問書を提出して、陪審員に評議答申を請求した。

時に午後七時半、最後の評決のせまつて、法廷に緊張味がたゞよふ。

主問 被告は昭和三年八月頃兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□の□（ONはる所有）の木造瓦葺一棟四戸の内一戸の空家に点火せる蠟燭を以て放火し天井の一部を焼いたものかどうか

補問 被告は前示空屋二階の押入れに蠟燭を立て注意を怠り火を失し、焼燬したるものかどうか

「放火」とみとめる

陪審員の答申に被告はたゞ「はい」

判決言渡しは十二日

問書を受けた陪審員十二名は、別室の評議室に入る。こゝは絶対に余人の参入を許さぬ秘密の殿堂、陪審長を互選して評議を凝らしたが、「結果如何」と待つ被告をはじめ、傍聴人も、評議答申の結果に大きな期待をかけて時を待つ。

評議一時間と十分、陪審員漸く席に帰る、満廷再び緊張する、陪審長西須磨中稻荷二五の一物品販売業柏木誠一氏（四八）は答申書を裁判長へ差出し、仁科書記はそれを朗読する。主問、被告人は空家に放火したかどうかに対し、答申「然り」即ち放火を認めるの答申をした、起立せる被告は「ハイ」と低い声で答へてさすが硬直した、裁判長は陪審員に対して労を稿ひ、陪審員の退席を許し、一方合議して右答申を至当を認めたと。

右有罪答申が採択されたのち、再び弁論に入り、眞野検事は、「放火は大罪であるが途中

悔悟して自ら取止めたのは幾分酌量すべきで、懲役五年を至当と認める」と求刑し、安藤弁護士は、「答申の結果によって私は自責の念あるのみである」と酌情論をのべ、熊谷弁護士もまた「未遂刑と同結果に認めて、酌量減刑されたい」と力説した。

裁判長は、結審を告げて閉廷した、時に午後九時五分。判決は、来る十二日午前十時と決定した。

16 「神戸又新」昭和三年二月七日

蠟燭をともしたは、階上からか階下からかと

放火事件の公判で陪審員の初質問

(夕刊つゞき) 武庫郡□□町□□大工OY政太郎(三四)にかゝる放火被告事件の陪審裁判は、五日の午前に引つゞき午後一時再開。被告は、情婦KTことHDみつりとの関係と手紙の内容について述べ、「物を探すなら、何故もつと四辺のよく判る所に立てなかつたか」との裁判長の問に対し、「空家だから近所に漏れてはと思つて、鴨居の上に立てた」と弁明した。陪審員藤野源之助氏は、「被告は二階へあがる時、蠟燭をつけてあがつたか否か」について質問し、裁判長は「階下からつけて上がったのだ」と教へる。

斯くて、証人調べに入り、被告政太郎の隣家に住む証人KJ光藏は、「十二時ごろ庭で涼んでみると、隣の空家で音がし人影を認めて誰何すると政太郎で、訳を聞くと、物騒だから空家を見に行ったが気味が悪かつたといひ、政太郎は吃驚したらしかつた。脇の浜に船

火事があつた晩かどうかハッキリ覚えて居らぬ。とにかく、八月十五日に床几を出してから凡そ一週間ばかり後だつた」と不利な証言をし、被告は「床几は年中出してゐるものだ」とつめよる。次で、光藏の妻つねも大体同様の証言をなした。

証人として立つた

妻と顔を見合はせて涙ぐむ

ついで、被告の妻OYもと(四〇)が証人として立つ。夫婦の視線がピッタリ合つた時、四つの眼に感慨の涙がにじむだ。訊問に対して、「主人とは十三年前に結婚したが、財産はない、暮し向きは昨年ごろ仕事がなくなってから少しは困つてゐた。保険にはTNさんや保険会社の人が私へすゝめたので、主人に話して加入した、保険につけた価額と財産とは財産が尠ない。船火事は、八月二十一日の夜十時ごろ(?)にみに行つて十二時ごろ帰つて、主人とみつりさんと関係があつたことを知つたのは、みつりさんが裏の家に引越してからで、別に夫婦喧嘩はせぬが注意は常にしてゐた」と答へる。

証人御影署員徳永豊次は、「政太郎を調べたところ、政太郎は鴨居に火を立て、押入をさがし、そのまゝ階下へおりたと初めは申立てゝゐたが、後になつて保険金詐欺の目的で鴨居に蠟燭をたて、階下に降りて来たが、焼ける音がパチ／＼するので二階に上つて消しとめたと自白した。被告が手紙を探しに行つたことを申立てると風が悪いので、放火したと申立てた様には思はぬ」と答へると、被告は憤然立ち上つて「警察が放火したと云へると云つたから云つたのだ」とムキになると、証人も「今更かれこれ云ふのは可笑しい」と答へ、

更に弁護人から一、二の質問があった。

浅黄の未決衣で

同監者が不利な証言

続いて、目下神戸刑務所橋支所の未決囚土工HD茂夫(三七)、会社員IT惣太郎(三八)、大工TG秀三(三六)の三名が証人とし、て浅黄の未決衣姿でやって来る。何れも、被告と同房に居る者ばかりである。宣誓の上、HD茂夫は、「OY君が刑務所へ来た時、放火保険詐欺の嫌疑で来たのだが、自分は女と密会する為蠟燭をつけて空家へはいった処蠟燭がこけて誤って火が出たと云つてみた」と答へ、IT惣太郎は、「男山は放火で入監したが、保険金のことで火をつけたがすぐ消した、予審で調べられたが判事さんも充分しらべてゐるのであかん、と私の後でこっそり云つてゐた」と被告に不利な証言すると、被告は、「予審であかん」と云ふのは、予審判事さんが何もかも調べてあるからあかんと私に云つたのを更につたへたのみである、保険金詐欺の為の放火をした等とは云はぬ」と喰つてかゝる。

続いて、TG秀三は、「OYは、金の事で火をつけた事はつけたが、消し止めたと云つてゐた、予審で調べられて帰つたとき、予審判事さんは何もかも知つてゐられるのもうあかんので皆んな云つたと申してゐた。しかし、初めは女と密会してゐる時誤つて火がついたと申してゐたが、ふにおちぬ点もあつた」とこれも不利な証言をしたので、被告が又も「そんなことは云はぬ、間違ひだ」と遮り、証人調べを終り、五分間の休憩に入る。

放火は明白と逐条的に論及

眞野検事の弁論

休憩後、午後三時半より続開。検事、被告人及弁護人の犯罪構成要素に関する犯罪事実上及び法律上の問題についての意見の陳述に入る。

このころから、廷内に電灯が点けられる。先づ、眞野検事は、保険詐欺の放火であることは明白だと逐条的にその論拠を説明し、検事は国家の原告として正義と公平とのために職務をとるもので、証拠がなければ起訴したのもでもこれを取消すに躊躇せぬ、されば陪審員諸君もその責任が重大であるから慎重に願ひたいとつけ加へた。

弁護人等の

検事への弁駁

続いて、安藤弁護人は、八百屋お七を引例して、放火事件の重大なることを冒頭に、十余項の事実をあげて検事の意見を弁駁し、「疑わはきは罪せずの原則により諸君も充分その職責を全ふせられんことを望む」と述べ、ついで熊谷弁護人は、犯罪自白の経路を詳述して失火を主張す。この時眞野検事は、「先刻安藤弁護人の弁論のうちに、床に蠟燭のかたがないと申され尚又私が被告が女と密会したと云はれてゐると申したことについて、記録にないと申された様だが、蠟燭の事は検証調書に明にみえてゐる、又密会の点は現に本日の証人が申立てゝゐる」と肉迫し、安藤弁護人又弁明を述べて大揉めに揉めた。

放火か失火かの意見を、陪審員に裁判長から質問
詳細を極めた問題の事実や法律上の説示

これより評議に入ることになったが、裁判長はこれに先き立って、問題になった事実及び法律上の説明をなし、既遂未遂の限界を縷々として説き、さらに刑の量定に対して説明し、条文上の刑が重いために事実を枉げて判断しないやう注意を与へ、再び検事が述べた被告を放火罪とする証拠並に弁護人及び被告人側の云分である失火の証拠関係、検証調書、証人の証言等、双方証拠の要領をボードに書いて、懇々と陪審員に説示する。説示終つて、裁判長が主問、補問を提示せんとしたとき、阿部安次郎らの陪審員は、「蠟燭をおいた押入れの天井板は縦に張ってあったか横か」など、質問し、裁判長は明細にこれに説明を与へ、約十分間の問答応酬のち着席。左の通り、陪審員に対する主問と補問を發した、ときに午後七時三十五分。

問書

主問 被告人は昭和三年八月頃兵庫県武庫郡□□町□□字□□番□番地ノ□所在のNMはる所有に係る木造瓦葺二階建一棟四戸（内一戸は空家、他の三戸KJ光藏一家、TNふじ一家、被告人一家居住）の内なる空家に点火せる蠟燭を以て放火しその空家の天井の一部を焼燬したるものなりや

補問 然らずとせば被告人前示日前示空家の二階押入口の鴨居の上に点火せる蠟燭を立てたる際相当の注意を怠りたるに因り火を失しその二階天井の一部を焼燬したるものなりや

陪審員の答申は放火に一致

かくて陪審の職務終る

斯くて、正陪審員十二名は合議室に入ったが、このうち大島松太郎君は耳が遠いので補充陪審員の木戸丑之助君と入り代った。合議室では、先づ各陪審員中から互選の結果西須磨中稲荷三五ノ一物品販売業柏木誠一君が陪審長となり、先づ問書の事実について約一時間余にわたり合議した結果を答申書に認め、午後八時四十分、裁判長の手許に差し出す。この時裁判長はじめ一同の顔色が緊張に輝く。仁科階会書記より、先づ問書を読み、ついで主問に対する答申を厳かに「然り」と読みあげる。裁判長は陪審の職務が終った旨を告げ、併せて朝来陪審員の熱心な努力を感謝し、退廷を命じ一同退廷。かくて、裁判所は合議の末、裁判長より「裁判所は陪審員の答申を正当と認める」と宣した。即ち、これで被告は、検事の意見通り保険金詐欺を企てたものであることが決定した。

懲役五年を

検事求刑す

引続いて検事、弁護人の法律の適用並に刑についての意見に入り、先づ眞野検事は、「被告が保険金詐欺の目的で放火したりといふこの事件は、陪審員の答申と裁判長の意見とが

合致して放火と確定した、元来放火は社会の安寧を紊すものであるが、況んや本件は保険金詐欺の目的で他人の家を犠牲に供せんとしたのであるから、重刑を課するを至当と思ふ、本件に於て被告が放火して直ちに消しとめたのは、被告に有利にとつてやつてよい」と論じて、法定刑の最低課刑である懲役五年を求刑し、安藤、熊谷両弁護人は、被告の家庭窮状をのべて酌情減刑を希望し、被告は「何も申し上ることはありません」とうちしほれる、午後九時、裁判長は結審を宣して閉廷。判決は、来る十二日午前十時云渡し。

17 「神戸又新」昭和三年一月七日

嬉しかった判断振、初めての陪審裁判から

けふ田中検事正はかたる

尚この際注意すべき事どもなど

放火？失火？世間の視聽を集めてをつた武庫郡□□町□□字□□番□□の□大工職○Y政太郎(三四)の陪審初裁判も、裁判所側と陪審員とが熱心に公平に事件を審理した結果、両者の意見の一致を見、無事初裁判を終つたが、それについて、六日、神戸地方裁判所検事正田中昌太郎氏は、その感想について、次の様に語つた。

昨日は、朝の八時から晩の九時迄、前後十三時間熱心に裁判に干与され、兵庫県に於て初めての陪審裁判に拘らず、全く裁判所側と同じ意見の答申書を作成せられ、それが採択せられた事は誠に喜ばしい。若しこれが、裁判所側と陪審員側と全く異つた意見の生じた場合には、世間への影響も大きく、困つた結果になると思つて居つた。吾々と同じ意見を

開陳せられた事は、深く感謝する次第である。これに就いて、将来陪審員たらんとする人達についても亦興味を持つて見てゐる世間の人達のためにも、二、三の注意を促したいと思ふ。

その第一は、陪審員として法廷に立つ人人は、一件記録をみるわけではなく聞くわけではなく、只法廷内で被告人の弁解を聞き、裁判所側の審理を聞き、法廷にあらはれた証拠を見て意見を立てるのであるから、被告人なり証人なりの言動を一々見逃さず微細に亘つて観察して貰はなければならぬ。それだから、必然的に陪審員は、目耳に故障があつてはならない、兎角法廷内では、完全な頭の持主でも聴きもらしたり見逃したりするものであるから、若し陪審員の中に目耳に故障があつて、完全に任務を遂行し難い人があつたなら自ら辞任してほしい。

第二には、昨年の事件で言ふならば、放火は決して人の見てゐる前でやるものでないから、被告の自白にまたなければ完全な証拠と称するものが集まらない。だから、犯意の認定が六ヶしくなつて来る。昨日の様に裁判上の自白、即ち予審での供述と裁判外の自白——拘置監での自白と両つながら揃つた事件を前にして、若し犯意の測定を誤つたならと心配してをつたが、陪審長が正当な答申にまとめて呉れた事について、その苦心を察して大変感謝してゐる。

其三は、結審の際の被告動作からおもつたのであるが、最後に裁判長が被告に向つてさとして後悔したかと尋ねられた時、被告は笑つてうなづいたが、その時被告はやはり陪審員の答申が正しいと考へた事だらうとおもふ。被告が、未決に引かれて行く時看守が落胆するなどなぐさめた時、予審であれだけ自白したのだから公判でひっくりかへるわけがな

いからと言ったさうだが、かの被告も冒険的に否認して、公判で万一を期待してをつたかも知れないから、陪審員もごまかされず公平に裁判に立会ひて誤りのない様、又世人も陪審にかければ全てが無罪になる様妄断せぬ様御注意ありたい。

18 「大阪朝日新聞」昭和三年二月七日

懲役五年求刑

陪審員放火と認め

弁護士酌状論を試む

「陪審公判昨報の続き」安藤弁護士は、「起訴の条件は合理的だが、それはでつち上げたものだ」と失火説を主張し、熊谷弁護士また「警察での自白は自白でない。それは姦通その他の罪を犯してゐるのをおそれて、失火を主張し得ぬ弱味があつたから」と失火説を支持し、ついで眞野検事からこれに二、三の弁明を加へて、説示に入り加藤裁判長は、犯罪の構成に關し法律上の争点、問題となる事実と証拠などの要点及び更に検事、弁護士の主張を説き、更に現場の模様を黒板に図をもつて示し、て約一時間にわたつて説明し、それに対し十番席の阿部安次郎氏から、現場の押入の構造について、二番席平井石一郎氏が、被告の手が天井につくや否やの点につき可なり穿つた質問出でをはつて、七時半裁判長は、左の問書を提出した。

主問

一、被告は昭和三年八月ごろ□□町□□字□□番の□□（木造瓦葺一棟四戸乃至一戸）

の空家に蠟燭で放火し天井の一部を焼いたかどうか

補問

一、被告は前記空家二階の押入に蠟燭を起て注意を怠つて火を失し家を焼いたものかどうか

これを手にした陪審員は、別室の評議室に入り、絶対に他の入場を禁じて約一時間にわたり協議をなしたが、その間被告をはじめ滿廷の傍聴者は、その結果如何と固唾を呑み重々しい空気は法廷の内外を包む、やがて八時五十分陪審員長柏木誠一氏をはじめ各陪審員はその席に復して答申書を提出するや、裁判長はこれを仁科書記をして朗読させる、即ち同書記は「主問然り」と読み上げて、協議の結果を有罪と告げるや、さすがの被告も心持ち面を伏せてチラと視線を陪審席に投げた、やがて裁判長は陪審員の労を犒ひ、更に合議の上下の答申を正当なりと認めて採択し、再び論告に入るや、眞野検事は「放火は大罪である、しかし悔悟して中途これを揉み消した点と他に実害はなかつた」点を酌んで特に懲役五年の刑を求め、安藤弁護士は「かくのごとき答申を得たのはまことに自責の念に堪へぬ」と、また熊谷弁護士は「結果から見れば未遂である」と各冒頭して、酌状論を試み九時十分閉廷し、判決は来る十二日午前二十時言渡しのはず。

陪審員諸氏が

公正な答申を与へたことは喜ばしい

田中検事正談

五日、神戸地方裁判所で開かれた、阪神沿線□□町□□字□□番大工職○Ｙ政太郎(三十四)にかゝる放火被告事件の陪審初裁判を傍聴した田中検事正は、六日、その室で陪審についての所感を語る。

神戸地方裁判所における第一回の陪審で、陪審員の答申と裁判所側の意見が一致して採択されたことを喜びたい。陪審員諸氏は、法廷内における被告の供述、証人の陳述などをよく聴取することはいふまでもなく、更に被告の動作などに注意を払って、事件の真相を掴まねばならぬ。殊に、放火事件などは、犯罪の性質から、その犯行を極めて隠密の間に行はれるを例とし、従って犯意の認定に苦しむのを常とする。五日開かれた、○Ｙ政太郎の如きは、法廷内の証拠としては予審での供述があり、法廷外にはかつて未決で被告と同じ室にゐたものたちの証言もあり、トテもこれを動かすことは出来ぬとは信じてゐた。案の如く、陪審員諸氏が被告の強弁を斥けて、克く公正な答申を与へたといふことは、今後の陪審裁判のために寔に望ましいことであつた。なほ、この答申の當つてゐることは、結果に際し被告は裁判長に対し(誠に恐れいました)と悔悟し、更に戒護の看守に対して(従来是認して来た犯意犯行を翻へさうと弁疎したのは私の誤りであつた)といつてゐたさうだ。

19 「神戸新聞」昭和三年二月七日

公正に働かせた、陪審員の意志判断

錯綜した放火事件に、明快な答弁を行うた

五日、神戸地方裁判所で開廷された初陪審裁判は、失火か、放火かの謎の事件に対して、陪審員の公正な判断は、有罪答申を提出して、遂に裁判所もこれを至当と認めて採択し、無事に終つた。事件に対する事実と証拠は、可なり錯綜して帰趨判断に苦しめ、かつ肝心の犯行の日さへ明瞭でないといふ困難もあつたが、被告の放火に対する白々しい否認振りや、裁判外の証拠として被告と同監房にゐた証人の供述等が働き、しかも合理適切な裁判長の説示にもとづく、立派な陪審員の判断は、謎を立派に解いて「放火」なりと断定し、一般法曹界から「陪審員は信頼出来る」といふ信任と賞賛とを得たことは大成功で、罪の軽いのもつて陪審法の精神なりと即断する、一般素人にも大きな啓発を与へたことは、試験期にある陪審法のために、よろこばしい結果といはねばならぬ。

20 「大阪朝日」昭和三年二月二三日

放火に三年

神戸の陪審裁判

既報〓神戸地方裁判所における陪審裁判の皮切りとして、去る五日開かれた公判で、陪審員から「被告が放火したもだ」との答申あり、裁判所でもこの答申を至当として採択した、阪神沿線□□町□□字□□番□□の□大工職○Ｙ政太郎(三十四)にかゝる放火被告事件は、十二日午前十一時、「情状酌量すべき点もあるから」とて、前回検事の求刑五年に対し、とくに放火として最も軽き刑を選び、懲役三年に処すとの判決を言渡した。

21 「神戸新聞」昭和三年二月一三日

慈父の如く懇々諭されて、初陪審の被告法廷に泣く

例の□□村放火事件被告OY政太郎に対して

けふ懲役三年の判決があった

去る五日、神戸地方裁判所で公判開廷された神戸の初陪審——阪神沿線□□町□□字□番□の□大工職OY政太郎(三四)に対する放火被告事件は、被告は失火だと抗弁したが、裁判員は「放火なりや」の主問に対し、陪審員は「然り」の答申して、裁判所もこれを採択して結審したが、十二日午前十時半、かゝり加藤裁判長から、楼上大法廷で「陪審の評議に附した結果、左の如く判決するとして「被告人を懲役三年に処す」といひ渡し、犯罪理由にかはる訓戒(陪審の判決には犯罪理由を要せぬ)として、「被告の犯罪について、裁判所は陪審員の答申を至当と認め、乃ち被告が生活苦から千五百円の保険金を目あてに、去る八月廿一日夜、自宅の一軒おいて隣りの空家二階に蠟燭で放火した事実は、現場の模様や証人の証言等によってこれを認める、放火は死刑無期若しくは五年以上の懲役であるが、被告が失職の上に母と妹を引取るために、生活に困った事実、自ら消止めたといふ事実も有利に解釈して、検事求刑の五年を酌量して三年に処する、被告も刑期終つて出所後は正業にいそしむやう」と慈父のやうに諭すや、かねて悔悟の情願書さへ提出してゐた被告は泣いて前非を悔い、傍聴してゐた被告の妻女もともにサメぐと貰ひ泣きました。

これで、神戸の初陪審も終り、法律上の違背、刑の過重等の理由なき以上、上告出来なぬから、略一審で刑の確定をみるわけである。

答申は公明だった

陪審員諸氏の労を多とする

加藤裁判長かたる

被告の悔悟の情状等から、陪審員の放火答申は、今日正当公明であることが裏書されることにならう。放火事件はむつかしいが、本件は現場検証等の結果は犯罪の有無を公平に物語つてゐた、しかし素人に判りにくい案件に対し、陪審員諸君が判断をあやまらず、涙ぐましいまでに熱心に責務を果され、茲に初陪審を終つたことは満足に堪へない。

初陪審として非常な成功だ

田中検事正談

本件の放火は、裁判上の証拠(予審の自白)と裁判外の証拠(同監房者に漏らした不用意な被告の告白等)とが揃つて犯罪事実は動かすことが出来ず、陪審の答申採用の結果、今日この判決を得たことは当然で、初陪審としては極めて成功であることを喜ぶ。

名判決と思ふ

熊谷弁護士談

答申を採択された以上、今日の判決は名判決と思ふ。陪審で愉快なことは、予審の調べのみが基底とならず、裁判が当日の法廷のみで自由に明るく行はれることをつくづく感じた。

22 「神戸又新」昭和三年二月一三日

「陪審員答申に不平はない」と□□町の放火大工黙礼す

軽い刑三年を言渡し

加藤裁判長はおもむろに訓戒した

去る八月二十一日の夜の小野浜沖の船火事からヒントを得て、その夜、棟続きの空家に放火して千五百円の保険金を詐取せんとした、武庫郡□□町□□番地□の□大工男山政太郎(三三)の放火被告事件は、十二月五日、兵庫県最初の陪審公判に附され、陪審員に放火と答申され、眞野立会ひ検事より懲役五年を求刑されたが、十二日午前十時四十分、神戸地方裁判加藤裁判所長は、おごそかに被告政太郎に対し、懲役三年を言ひ渡しその後、裁判長は、「被告のこの事件の表面にはあらはれてゐないが、姦通の事実もある、平常の素行に如何しい点もあるが、家庭の事情を参酌して、法定最低刑より軽く懲役三年に処すが、全く心を入れかへて出所後は、眞面目に働くやうに」と訓諭した所、被告も「全く後悔しました、陪審員の答申も不当とは思はぬ」と裁判長に黙礼して退廷した。

陪審は一審制であるから、これで裁判に手違ひのない限り、刑は確定する故である。

②放火被告事件昭和四年五月一〇日判決

1 「神戸新聞」昭和四年五月三日

転じて思ひ起した怨みに

放火したといふ被告の公判

陪審法を実施してから七ヶ月振り

けふ神戸で二度目の陪審裁判がある

陪審法実施後七ヶ月ぶり、神戸地方裁判所にけふ開かれる陪審公判——神戸では、これが二度目で、初陪審と同じ放火事件である。

武庫郡□□村□□農仲仕TG政右衛門(三三)といふ男が、昨年十月三日、同村□□開地OK甚三郎方で友達らと酒のみ、夜の八時半ごろ、同家を出て帰宅の途中、同村□□牛乳搾取業TO角太郎方裏手の闇に転じて倒れた。

フト思ひ出すと、TOといふ牛乳屋は、自分の親戚であるYF末春に対し、刈草の買入れをことわったことがある。親戚の恨みだから、火を放げて同家を焼いてやらうと思つて、牛乳屋の居宅と裏手の厩舎との間に積んであった藁に、マッチを擦つて投込み、便所と厩舎の一棟を焼いて了つた——といふのが、検事の公訴事実の概要、

裁判長は、前回と同じ加藤裁判長(荻野、江場両陪席、仁科書記)で、検事は遠藤次席検事、弁護士は豊住昇治氏で、陪審員は神戸阪神沿線の一部から選ばれる。事実しらべの後、証人十名が訊問されるから、朝の九時から開廷して、陪審員の答申は夜のことにならう。

判検事は現場の検証もし、下調べは入念にしてあるが、無罪有罪の答申に、陪審国民の代表たる陪審員がどんな明快な判断を与へるかは見ものだ。

2 「神戸又新」昭和四年五月三日

けふ神戸裁判所で第二回の陪審裁判

被告が否認した□□村の放火事件

法曹界からは注目されてゐる

けふ三日午前九時から、神戸地方裁判所刑事第二部加藤裁判長かゝり、遠藤検事立会、豊住弁護士列席のもとに、陪審裁判が開かれる。同裁判所としては、陪審制度が実施されてからの第二回目で、地元の判検事はもとより、大阪裁判所などからも傍聴がある筈で、法曹界では可なり注目されてゐる事件は、武庫郡□□村□□□五□□農兼仲仕TN政右衛門(三二)にかゝる放火事件で、検事局並に予審で認められた犯罪嫌疑は、昨年十月三日、政右衛門は武庫郡□□村□□開地OK甚三郎方で、同人等と一緒に酒を呑みめいていして、午後八時卅分ごろ、同家を出て自家に帰る途中、□□村□□□牛乳搾取業TO角太郎方附近で、誤って同家裏に転げ落ちた際、かつて角太郎が被告の親類YF末春に対して刈草の買入を拒絶したことをふと思ひ出し、憤慨して燐寸で藁束に火を点じ、同家主屋と牛舎との間に積んであつた藁の上に投げて、牛舎一棟と主屋に接してゐる便所を焼いて怨みをはらしたといふのであるが、被告はこの事実を頭から否認してゐるので、けふの公判には有罪か無罪かといふ興味がつなされてゐる。陪審員は、法律により三十六名中から十二名が

えらばれ出廷するが、このほか検事および弁護人から申請した、十名ばかりの証人が取調べられることになってゐるも、之等の氏名は秘密にされてゐる。

3 「大阪朝日阪神版」昭和四年五月四日

犬汗に舌鼓を打って火事場へ行つた

私が放火などは……と

巧みに問題の争点を外し

□□村放火陪審裁判

阪神沿道□□村□□農兼仲仕TG政右衛門(三二)にかゝる放火被告事件に、神戸地方裁判所における二回目の陪審裁判として、三日陪審法定で公開された。この朝九時、かゝり加藤裁判長は、陪審員候補の出頭をまって直に構成に移り、十時半これを終つて、法廷は開かれた。かくて裁判長の諭告、陪審員の宣誓につき、

立会遠藤検事は、「被告は、昨年十月三日、武庫郡□□村□□開地OK甚三郎方で同人らと飲酒し、午後八時三十分ごろ同家を立ち出たの帰途、□□村□□□牛乳搾取業TO角太郎方裏手で誤つて顛落した際、たまたま同人がかつて被告の従兄弟YF末春に対し、刈草の買入れを拒絶したことを想ひ出して憤慨し、こゝに同家に放火、報復せんと所持のマッチで傍らにあつた藁束に点火し、これを附近に積んであつた多量の藁の上に投げて、角太郎方の居室に接してゐる便所と牛舎一棟を焼いたものである」旨の公訴事実を陳述、

裁判長は被告に対し、「それに違ひないか」と質したところ、当の政右衛門は「耳が遠い

のでよく聞えませんでした」と澄ましたもの、裁判長はやむなく真鍮の柵のめぐらした被告席から出して証人席へ立たせようへ、起訴事実を反復読み聞かせて「火をつけたことはないか」と審理に入る、

被告は、「その晩はOK方で犬の肉を饗ばれてをりました、同家を出たのは半鐘が鳴ってからのこのことです」と冒頭して、「その日風呂へ行ってから、宵の七時ごろ、仕事のことで大川方へ行ったところ、KMといふ男をはじめ五人のものが犬を煮て食ってゐましたから、私も御馳走になりました。それは、骨つきのものを鍋で煮込んでシヤぶるものです。骨は傍に置いてある塵箱の中へ棄てます、……私はここで酒を猪口に一杯半ほど饗ばれたうへ、骨を附近の橋のそばまで捨てに行きましたとき、半鐘を聞き火事を見たので、OK方で提灯を借りて火事場へまゐりましたが、その時火はすでに消えてをりました」と問題の争点を巧に外し、更に翌日現場で警官に捕はれた際、TN政吉と仮名した点につき、「警察の人が焼跡を写真に撮ってゐたので見物中、刑事に押へられたので、跡片付をしてゐる消防の邪魔をしたと思はれて、罰金でもくらつては大変だと考へて偽名しました。そのときYNといったか政吉といふたか、何分出鱈目をいったので今覚えてゐません」と呑気なもの、

ついで、裁判長から「悪いことをしたゝめ気がひけて、思はず知らず偽名したのではないか」と突込まれ、「イエ違ひます、刑事に見込まれたら恐ろしいと思つたものですから」と飽くまで白を切り、

証拠調べに入つて、裁判長は大きな現場の見取図を示したうへ、この日の供述と検事廷および予審での陳述と相違する諸点について質したのち、午後一時小憩。

証人の悉くが被告に有利

検挙した調査だけは

「多年の経験によつて」

二時再開。証人として出廷したTOそめは、出火当時の模様につき、西宮署清水一朗調査は、「翌四日、現場にゐた政右衛門の挙動が怪しく、多年の経験からこれを重大な容疑者として本署に連行取調べたところ、同夜十二時遂に自白した」と検挙に至るまでの事情を述べ、YFこよねの証言につき、同夜OK方で被告と会飲したNG吉太郎は、予審での供述に反し、「出火当時私とMMは、半鐘を聞くなり家を飛び出したが、政右衛門は家に残つてゐた」と、ついで出廷したTNひさ、YS卯之助の二人とゝもに、被告に有利な証言をなし、西宮署の留置場で一時政右衛門と同房にゐたYG熊吉、MY信一の二人は、「政右衛門は「刑事にだまされた、火をつけたといへば早く出してやるといはれて嘘の自白をした」といつて後悔してゐたやうです」と述べ、西宮署詰中村政吉巡查部長の陳述につき、裁判長は、当日事故不参したOK甚三郎の予審における供述を読み聞かせ、最後に列席の豊住弁護士から在廷証人として申請した、MM権四郎も「被告は半鐘が鳴つてから出ました」と答へ、こゝに十人に対する証拠調べを終つて、六時三十分休憩。

証人がたのまれて、重大な嘘をいふ

検事は放火と認定

午後七時半続開。立会検事は、「証人N G吉太郎に偽証の疑あり、他の検事の手で取調べたところ、果して偽証であることを自白した。証人の証言は、本件を左右する重大なものであるから、再度証人として喚問せられたい」と申請、

再び証人席に立った吉太郎は、「さきほど申しましたのは嘘で、政右衛門がOK方を出したのは半鐘の鳴る半時間前のことです」と前言を翻し、

裁判長から、「宣誓までしながら何故偽証した、誰かに頼まれたのか」と突込まれ、「実は政右衛門の母親と伯母から頼まれました」と大ぶん苦しさう。これに対し、被告政右衛門は、更に「半鐘が鳴るまでその場にゐた」と述べ、

午後八時、遠藤検事は、諸種の証拠諸般に事情を具して、約一時間余にわたり被告が放火したものであると断じ、小憩後、豊住弁護士はこれに対し、その個々につき反駁を試み、被告はT O方に放火したのではないと論じ、同夜十一時過ぎ、審議未了のまま閉廷した。

四日午前九時から続開、裁判長の説示、陪審員の協議答申があつて結審することになったので、十二名の正員と二名の補充員は、いづれも缶詰となつて一夜を裁判所で明かすことゝなった。

4 「神戸新聞」昭和四年五月四日

その晩は犬の肉で招ばれ、火事の半鐘で飛出した

武庫郡□村の謎の放火事件に就て

問題の被告、陪審法廷で事実を否認

神戸の第二回陪審裁判

神戸地方裁判所で第二回目の陪審裁判……有罪か、無罪かの謎の放火事件公判は、けふ裁判所陪審庁舎で、午前十時から開かれた。陪審構成の手続きがあつて、抽籤された十二名の陪審員正員と補充員二名が威儀を正し、十時半かた公開され、加藤裁判長以下判事、立会遠藤検事、豊住弁護士ら着席、傍聴人もギッシリ詰めてゐる。被告——武庫郡□□村□□□農業兼仲仕T N政右衛門(三三)は、セルの上下を着て珍らしげに真鍮柵の被告席から見廻してゐる。裁判長は、公判開始をつげ、諭告、宣誓の後、

遠藤検事は、「被告政右衛門は、昨年十月三日、武庫郡□村のOK甚三郎方で友達と酒のみ、同夜八時半ごろ帰途につき、同郡□□村□□□牛乳搾取業T O角太郎方裏で過つて転んだ、その時T O方が、政右衛門の親類Y F末春に刈草の購入をことわつた事実を思出して憤慨し、牛舎と家の間の藁に火を放け、便所と牛舎を焼いた」といふ公訴事実を詳しく述べ、

「違ひはないか」と裁判長が訊すと、政右衛門は「耳が遠うて聞えません」といふので、裁判長は被告席から前へ出し、大声で公訴事実を反復してきかせると、やっと「火をつけたことは絶対にありません」とキツパリ否認し、「その晩はOK方で犬の肉をよばれ、火事の半鐘をきいてから同家を出たものです」といふ、

ついで続開に入り、「その日は風呂へ行き、夜の七時ごろ、仕事のことのでOK方へ行くと、K Mといふ男ほか三名にOKと私を加へて都合六名が車座になり、犬を煮いて食つてゐた

ので御馳走になった。犬は肉つきのものを、鍋で煮込んだのをしゃぶって食った。酒は五合ほど出て自分は猪口に一パイ半ほどしか飲まなかった。犬の骨は、横に塵箱を置いてそれに棄てた」といふ怪奇めいた生活を述べ、「その骨は、火事の半鐘がなつてから、自分が附近の橋の傍らに棄てに行つたので、その時自分も火事を現に見た」と問題の焦点を否認し、「骨を棄てる時には、誰れにも会はず、一しよに食つてゐたNG、MMのふたりは消防なので飛出し、自分も骨を棄てた後、OK方で提灯を借り、火事場へ行つたら火が消えてゐました」と答へる。

火事の翌日、現場で警察が焼け跡の写真を撮つてゐるのを見物したが、それは「悪いことをしたから見に行つたのではない」といひ、現場で警察に捕はれた際、TN政吉と偽名した点を追及されて、「跡片づけをしてゐる消防の邪魔をしたと思はれると、罰金をとられると思ひ嘘の名をいつた」とやゝ苦しい弁解――、
裁判長「やつぱり、お前が悪いことをしたから、気がひけて偽名したのではないか」。
被告「違ひます、刑事に見込まれたらコハいと思つたからですと遁げ、

裁判長大きな現場の見取り図を示し、耳と同時に目もわるい被告と首ツピきさせてたしかめ、これまでの自白と違ふ点を一々突きつめて審問し、被告の申開きを陪審員にきかせる。

被告の弁解によると、「警察の刑事さんが、俺の顔をたてると思つて、放火したといつて呉れといはれたので、覚えなことを申立てた」といひ、証拠物のしらべがあり、目が見えぬ点で裁判長と被告とに珍問答があり、医師の鑑定書を読み聞かせる。午後零時半休憩となり、午後一時半から再開、証人しらべに入った。

5 「神戸新聞」昭和四年五月四日

有罪？無罪？謎の放火陪審事件（Ⅱ夕刊続きⅡ）

「頼まれて偽証しました」と証人が悉く証言を取消す

「半鐘が鳴る前に家を出た」といふ事実も怪しくなった

深更形勢が全く不利に陥つて閉廷

陪審員は庁舎で初の缶詰

神戸地方裁判所における第二回陪審裁判は、きのふ朝十時から深夜十一時まで、前後十三時間の大審理が行はれ、つひに陪審の答申を得る時間がなくなり、十四名の正、補充陪審員は初缶詰めとなつて、昨夜は陪審庁舎の階上陪審員宿舎に宿泊した。しかも、きのふの公判で証人に出た男が、重要な証言を検事局で偽証なりと観破され、証言の遣り直しをやるといふ、陪審裁判のみならず刑事公判希有の奇現象を呈し、異常な波瀾と興味を呼ぶにいたつた。けふ続行される公判の陪審答申こそ期待される……

午後七時卅五分続開、劈頭遠藤立検事は、「さきほど証人として陳述したNG吉太郎に対して偽証の疑ひをもち、別の検事の手で取調べたところ、偽証であることを自白したので、同人の証言は本件に重大な関係があるから、再び同人を証人に採用されたい」と申請し、形勢は一転して、被告政右衛門が主張し、NGも証言した当夜の被告の行動が、半鐘が鳴つてから政右衛門が親方OK方を出たのではなくつたのである。NGは、「さきほど申したやうに、政右衛門がOK方を出たのは半鐘が鳴る半時間ほどまへ、同家を出たのが本当

です」と証言し、裁判長は「宣誓までしながら予審と違ふ証言をしたのは、誰かに頼まれたのか」と追窮、中川は「政右衛門の母親とKSといふ同人の叔母とから一昨日頼まれ今朝（三日）もIKといふ人から『しっかりやつれ呉れ』と言はれたから、けふは嘘を申し上げます」と赤くなつて恐れ入つた。この時、被告政右衛門も躍気となり「たしかに半鐘が鳴つてから自分は出たのだ」と強弁したが、これで調べを打きり、

遠藤次席検事が立つて意見を陳述する、即ち「本件は、どうみても最初被告が両三度まで自由してゐるのがほんたうで、けふの否認は口からの嘘である」とてNGの偽証の点をはじめ、諸般の条件をあげて有罪論をのべ、これに対し豊住弁護士は、「被告の自由には被告の頭脳の種類等から奇怪の点が寔に多く、断じて放火は被告の所為ではない」と、陪審員に縦横に無罪論を強調した。

斯て、深夜の午後十一時第一日は閉廷、陪審員は新宿舎に引取り、茲に始めて陪審員庁舎は初のお客を泊た、一夜ゆっくり静養してけふこそ陪審員は有罪か、無罪かの最後の判断を下すのである。

「冷淡を怨んで放火した」と涙を流して自白した

警察側の申立てに反し、友人側からは
極めて有利に証言した

夕刊つゞき——TG政右衛門(三三)の放火陪審事件の公判は、三日午後一時四十分から再開され、証人しらべに入る。

被害者TO牛乳屋の妻君そめ(四〇)は、赤ん坊を負つて出廷、火事の様様について述べ、恨みを受けることはないと言、

次に、当時被告を検挙した西宮署の刑事巡查清水一朗は、「火事の翌日、TGの挙動が不審なので、しらべると顔が蒼白となり、名前もTN政吉(三七)と嘘をいふので、署へ連行して調べたら、申訳がないが実は放火したとて、親戚のYF末春がTOから刈草をことわられたので、冷淡なTOに反抗せねばならぬといふ恨みからやつた、と自白し涙をながしてゐた。決して無理に自白させたものではない」と甚だ不利な証言し、

三番目のYFこよね婆さんは、刈草で問題の末春の実母だが、「末春は十七になるが、昨年七月ごろ、一貫匁二銭の勘定で刈草を一週間ほどTO牛乳屋へ売りましたが、牛が減つたとかで拒られました、そんなことを恨みに思つてゐません、そんなことを政右衛門に告げたこともありません」とペラ／＼答へる。

ついで、政右衛門と一しよに犬の肉を食つた仲仕NG吉太郎は、「火事の半鐘になるまで、政右衛門はOK方にゐた」といふ予審の証言を覆したので、裁判長から「偽証ではないか」と再三突込まれ、「けふは間違ひありません」と答へたが、立会検事からも追窮し、法廷は時ならぬ緊張を示す。

さらに、OKの隣家YDひさ、同YS卯之助らは、共に有利な証言をなす。

七番目のYG熊吉は、政右衛門と一緒に一時未決の同監房にゐて放免になった人で、「政右衛門は、十三号監房へ入つて来た時、火を放けて引張られた、親方の家で酒をよばれ酔つて戻る途中、顛んで煙草の火から火事になつて捕はれたといつてゐたが、廿日ほどして刑事に騙されて惜しいことをしたと後悔し、首を縊つて死ぬなどいつてゐた」といひ、同

じくMW信一も同意味の証言し、

最後に、西宮署の司法係巡查部長中村政吉は、前の清水刑事と同じ様証言し、政右衛門の親方OKが病気で証人になかったため、弁護士から申請したKB権四郎は「政右衛門は半鐘が鳴ってからでた」と有利な証言し、これで十名の証人しらべを終り、休憩となる、時に午後六時卅五分。

6 「神戸又新」昭和四年五月四日

奇怪な犬を喰ふ話から、放火を否認の陳述

有罪と無罪との岐路におかれた

放火事件の陪審公判ひらかる

有罪か無罪かの岐路にあつて、各方面から多大の興味をそゝがれてゐる、武庫郡□□村□□□□農兼仲仕TN政右衛門(三三)にかゝる放火事件の陪審裁判は、三日午前十時から、神戸地方裁判所の陪審大法廷において、加藤裁判長かゝり、遠藤検事立会、豊住弁護士ならびに別項の通り十二名の正陪審員、二名の補従陪審員等が、威儀を正して列席の上開かれた。被告政右衛門は、セルの上下を着し、一名の看守と共に入廷、法廷右側の柵をもつてめぐらした被告席に着、傍聴席には多数の傍聴人がぎっしり詰めかけ、何れも一言半句聞きもらさじと片唾を呑んで着席した。

つんぼで聞きとれず

裁判長の前に出て

公訴事実をきゝなほす

先づ、加藤裁判長から、各陪審員に対し、陪審員の心得やら公判の順序など懇々諭告し、宣誓があつて、

遠藤検事より、「昨年十月三日の夜、被告政右衛門は、武庫郡□□村□□開地OK甚三郎方で一杯呑んで帰る途中、同村□□牛乳屋TO角太郎方裏に転げおちた時、不図角太郎と政右衛門の親類YF末春との芝草売買の疎隔を思ひ出し、角太郎に怨みを持ち、牛舎と便所に放火した」と云ふ公訴事実を述べたが、政右衛門はつんぼで聞きとれず、特に裁判長の前に進ませて、加藤裁判長からもう一ぺん詳細に聞かせ、事実調べに入り、「火をつけた覚えはありません。火事の半鐘が鳴った時、まだOK甚三郎さん方に居て、犬を焚いて飯食してゐました」と、頭から政右衛門は否認する。

ついで裁判長から訊問されるまゝに、「三日の夜、私は風呂に入り、仲仕親方のOK甚三郎さんの家へ仕事の事を尋ねに行きましたところ、仲仕寄場でOKさんやOKさんの父親をはぢめMM、KB夫妻、NG等が、骨つきのまゝの犬肉料理を焚いて、酒を呑んでゐたので、私も猪口に一ぱい半ばかり酒を呑んで肉も喰ひました。肉は骨のまゝしゃぶり、骨は塵とりの中へその都度入れてをりましたので、火事の半鐘が鳴つてから、私が一度OK方から程近い堤にある橋の右袂に捨てました」と、とグロテスクなその夜の有様を物語り、更に「そのうちに半鐘が鳴りましたので、MM、NG(消防夫)が、私に提灯を借りて後から来いと云つて飛び出しましたので、私は提灯を持って蠟燭を買つて、程遠い火事場に行

きました、その時火は大方消えてをました」と、と飽まで放火と無関係であることを弁じ立てた。

顔を立て、くれと刑事にたのまれ

出鱈目を申し立てた

妊娠中の妻や子の事を思つて

問「四日の日に、お前は火事場へ行つてゐたといふのは、悪いことをしてゐるから、気が咎めたのではないか」。

答「火事場を見にゆきました、警察の人などが写真を撮つてゐたが、たゞ見に行つたのみです。その時、警察の人が私を捉へましたが、私は年も名前も出鱈目を云ひました」。

問「何故、出鱈目を云つたのか」。

答「火事場の邪魔をしたのが悪く、罰金を刑事からとられると思つて嘘を云ひました。心暗い事があるからではありません」と、彼は否認を続け、

裁判長は、現場の図面を示して、被告人に納得させ、警察、検事、予審で被告が申し立てゝゐる事実と公判廷での供述と、相違してゐる点を一々指摘すれば、「警察では。刑事さんが（顔を立ててくれ、放火したと云うたところで、酒を呑んだことだから罪は無い）と云つて迫られますので、私も妊娠になつてゐる妻や子のことを思つて、放火したと出鱈目を申しました」と答へ、被告が目が見えぬと云つてゐるのについて質問、応答があり、傍聴人を笑はせ、

ついで、詳細な証拠調べがあつて、午後零時五十分昼食のため一先づ休憩、午後一時半再開、証人調べに入った。

△正陪審員 川辺郡小田村長州中等教員吉本善水、神戸市会下山町二丁目会社員川根芳介、同生田町四丁目葉商菊平増吉、同四番町二丁目白米商三浦源次郎、御影町御影上ノ山時計商笠置岑士、武庫郡精道村芦屋大榎会社員梅澤源一、川辺郡小田村杭瀬農業増井長三郎、神戸市熊内橋通五丁目土木建築業米田伊三郎、武庫郡住吉村字八甲田銀行員渡邊武良、神戸市二宮町四丁目皮革商吉田光太郎、武庫郡精道村三条銀行員佐々木駒之助、神戸市南逆瀬川町一丁目昆布商樋口貴三郎

△補充陪審員 加東郡社町松尾農藤本萬次、神戸市中山手通六丁目会社員塚本永堯

7 「神戸又新」昭和四年五月四日

刑事に殴られたので、心にもない自白した

未決監に一緒にゐた男の証言

刑事は絶対にそんな事はないといふ

興味ある放火陪審公判（夕刊）

夕刊つゞきITG政右衛門にかゝる放火被告事件の陪審裁判は、三日の午前に引続いて、午後一時四十分再開、証人調べに入る。

先づ、被害者T〇角太郎の妻そめ（四〇）は、乳呑児を背にして出廷、火災の事情について縷々述べ、「YF末春（被告の親類）に刈草を断つたが、別に怨まれやうとは思ひませぬ」

と本件放火の原因である怨恨関係を否認した。

次いで、本件検挙にあたった西宮署刑事清水一郎は、「火災の翌日現場検証に行ったところ、政右衛門が堤の上で、後片付けの手伝ひもせず私たちの様子をじっと見てゐるので、不審に思ひ氏名年齢を尋ねると、TN政吉(三七)とウソを申しましたので、お前がやったのではないかといふと、顔が真蒼になったので愈々疑ひ取調べたところ、泪ながらに一切を自白しました。TO角太郎と被告の親戚YF末春との怨恨関係も、その時はじめて知ったので、私たちがかねて知悉したゐる誘導したものではありません、殴ったりなど苛酷な調べをした事はありません」と被告に不利な証言をした。

続いて、放火の原因となつてゐる怨恨関係について、YF末春の母YFこよねは、「伴の末春が、TOさんのうちで刈草を買つて貰つてゐたが途中で断られた、けれども怨みなどは毛頭持つてゐません」と証言した。

火事の晩、一緒に政右衛門とOK甚三郎方で酒をのんだ証人NG吉五郎は、「政右衛門はOK方に私より少し遅く来て、火事の半鐘の鳴るまで居ました」、被告に有利な証言をし、予審でいった被告に不利な証言をくつがへし、裁判長から偽証の制裁を上げられたが、飽くまでも法廷の証言を突つ張り、立会検事の瞳が異様に光つてゐた。

ついで、OK甚三郎方の隣家の嫁YDひさおおよびYS卯之助の両名は、略同様の証言をした。

更に、政右衛門と未決監に同居してゐた神戸市□□町□丁目運送業YG熊吉(目下出獄)は、「政右衛門は、私から後より入獄して来たので、私がどうしたのかと聞くと、酒を一合ほど呑んでぐでんぐに酔ひ、家へ戻る途中ころげおち一服煙草を吸つた時、藁束に火を

つけ夢中に積藁に投げつけ家を焼き、翌日現場で捕へられたといつてをりました。その後廿日ばかりして、政右衛門は、エライ事をした、刑事にだまされた自分は、火事のあつた時、犬の骨を堤に捨てるべく持つて出て火事を遠く見たくらゐで、決して放火せぬと申しますので、其訳を聞くと、刑事が二つ三つ殴り白状すれば許してやるといったから白状したと申してをりました。そして、毎日毎日常のことを申しては泣きしほれ、縊死するなどと申しますので、気が違ひはせぬかと気の毒に思ひました」と述べ、ついで政右衛門と同じく未決監にゐたMW信一(目下出獄)もほゞ同様有利な証言をした。

最後に、被告を取調べた西宮署司法係巡查部長中村政吉は、さきに証人として出廷した同署清水刑事と同様申立てた。

なほ、この日証人として呼ばれてゐたOK甚三郎は、病気の故をもつて出廷しなかつたので、裁判長は以前の調書を読聞かせ、続いて在廷証人として豊住弁護人の申請により決定したKB権四郎も、OK方で政右衛門も一緒にのんだ顛末を、さきに調べたNG証人と略同様「政右衛門は、半鐘が鳴つてから出て行つた」と申し立て、検事廷、予審廷の供述を翻し、裁判長から偽証の制裁を上げられ、偽つた点については「悪かつた」と謝り、証人調べ全部を終り、午後六時半二度の休憩に入った。

8 「大阪朝日阪神版」昭和四年五月五日

牛舎を焼く目的で火を放つた

主問は「然らず」と答申

□□村放火陪審裁判

既報Ⅱ神戸地方裁判所における阪神沿道□□村農T G政右衛門(三十二)にかゝる放火事件の陪審裁判は、前日に引つゞき、四日午前九時三十分から開廷された。

劈頭、豊住弁護士は、「前日病気のため不参した証人O K甚三郎さへ出廷すれば、放火は被告の所為でないことが立証出来得ると確信する。なほ、偽証したといはれるN G吉太郎の証言は、従来における四回の供述が悉く相違してゐる点から推して、信憑するに足らぬ」と冒頭して、前夜の弁論を補足し、これに対し、立会遠藤検事また弁駁を試み、

ついで、加藤裁判長は、十時半から約一時間半にわたつて説示したのち、陪審員に対し大要左の問書を渡した。

主 問

一、被告人政右衛門は昨年十月三日夜火を放つて武庫郡□□村T O角太郎所有の住居(便所)と牛舎を焼いたか、どうか

補 問

一、然らば被告は同夜単に牛舎のみを焼く目的で火を放つたものであるか、どうか

この問書に接した陪審員は、午後零時二十分別室に退き、約二時間にわたつて評議を凝らす、かくて二時二十分再開、陪審長吉本善水氏から提出された答申は、仁科書記によつて、左の如く朗読された。

一、然らず
二、然り

よつて、裁判長は合議の末、この評決、答申を正当なりと認めて採用したので、第二次

弁論に入り、遠藤検事は、被告の素行、情状を酌んで懲役三年の刑を求め、豊住弁護士の減刑論があり、最後に被告政右衛門は、「家には眼の悪い老母と弟があり、私はこの一家を支へて行かねばならぬ身です、それが何のために他人の家に火を放けませう」と飽くまで犯行を否認し、三時前閉廷した。判決は、来る十日午前十時。

9 「神戸新聞」昭和四年五月五日

有罪か無罪か謎の放火事件陪審裁判

陪審員評議の結果、主問は然らずの答申

神戸で最初の缶詰になつた陪審員

検事から懲役三年を求刑す

T G政右衛門(三十二)の謎の放火事件——神戸における第二回目の陪審裁判は、三日の第一日で、被告の事実しらべ並に十名におよぶ証人しらべがあつて、証人の偽証沙汰まで暴露し、検事および弁護士の意見陳述で打切り、深夜十一時過ぎ閉廷され、十四名(補充二名)の陪審員は陪審庁舎最初のお客として一泊した。

第二日——今四日は、午前十時開廷、缶詰ですつかり陪審気分を濃厚にし、かつ英気を養つた陪審員をはじめ、裁判官、被告、弁護士着席、傍聴席また満員、加藤裁判長は審理開始をつけ、検事、弁護人から前日の意見の補足をなし、裁判長の説示に入り、本件犯罪の構成に関し、法律上の論点、問題になつてゐる事実や証拠について、要領を噛んで含めるやうに約二時間陪審員に説き、愈々犯罪構成事実の有無を陪審に問ひ、評議を命ずるた

め左の発問をした、時に正午、

主問 被告政右衛門は昨年十月三日夜火を放ってT〇角太郎所有の住宅（便所）と牛舎を焼いたものか——どうか

補問 同夜単に牛舎だけを焼く考へで火を放ったものか——どうか
陪審員は、直に評議室に退き、評議を擬した、陪審員なドアの扉を密閉して陪審長を選出し評議に耽ったが、何分重大問題なので時間を要し、評議室で昼食を喫し、午後二時十分にいたり評議を決し、答申書を携へて法廷に着席、裁判長、弁護士、被ら告も結果いかにと緊張して着席する。陪審長一番陪審員星本善水氏は答申書を書記に渡し、仁科書記は、左の如く朗読する、

主問の答申「然らず」

補問の答申「然り」

被告もさすが顔色をかへたが、裁判長は、合議の末右答申を採用し、弁論に入り、検事は懲役三年をもとめ、弁護士は酌情論をのべた。判決は、来る廿日。

10 「神戸新聞」昭和四年五月五日

「子供を抱へた女房と、眼の見えぬ老母がゐます」と

裁判長の前に哀願する放火事件の被告

きのふ陪審裁判法廷の大詰め

夕刊所報ⅡⅡ二日を費した神戸地方裁判所の放火陪審裁判——武庫郡□□村□□□五□

□農業兼仲仕TG政右衛門(三三)にかゝる放火事件も、きのふ午後二時二十分、陪審員の答申が、

主問 被告人は昭和三年十月三日夜火を放って兵庫県武庫郡□□村T〇角太郎の現に住居に使用する同人所有住宅の便所並に同人所有の牛舎一棟（現に人の現在せざる建造物）を焼燬したものなりや

には「然らず」、

補問 然らざれば被告人は同夜牛舎のみを焼燬する意思を以て火を放って右角太郎住宅の便所並に牛舎一棟を焼燬したものなりや

には「然り」とあったので、裁判所は合議の末、右答申を至当と認め、検事は懲役三年をもとめた。右主問の意は、「放火して人のゐる住居と並に人のゐない牛舎とを焼いたものかどうか」といふので、刑法第百八条（死刑、無期若しくは五年以上の懲役）にあたるもの、補問の意は「さうでなければ人のゐない牛舎のみを焼くつもりで放火したものでどうか」といふにある、刑法第百九条（二年以上の有期懲役）にあたるものである。結局、牛舎のみを焼くために放火したといふ有罪を認めたものである。

裁判長は、被告に対し「何かいふことはないか」と問ふと、政右衛門は、ハラ／＼しながら「子供を抱へた妻と目の見えぬ老母が食ふや食はずでゐます、私は絶対に火つけはやってゐませぬ」と焦へて、さすが哀れを催した。これで陪審は幕を閉ぢ、来る十日朝十時、判決が言渡される。

11 「神戸又新」昭和四年五月五日

放火事件の陪審で、有罪と答申す

裁判長これを正当と認め

立会検事は懲役三年を求刑す

われ等の陪審員十四名の缶詰めの一夜はあけた、四日午前九時四十分。TG政右衛門は、再び神戸地裁判方所陪審の白州に引立てられた、加藤裁判長、遠藤検事、各陪審員、豊住弁護士等列席、——陪審員の面にはきのふに増して元気があふれて頼もしい。

先づ豊住弁護士および遠藤検事より、前日の弁護の補足があつて説示に入る、即ち加藤裁判長は、先づ放火罪の構成について法律上の論点を大体詳述して後、前日法廷にあらはれた証人の証言および記録の証拠を被告に有利、不利益の両方面に分つて、現場の図面を示して微細な点まで嚙んでふくめるやうに、前後約一時間半に亘り説明し、「陪審員諸君の経験により、公平誠実に判断されたい」と希望し、陪審員に対し、次の通りの主問と補問を發し、陪審員は評議室（別室）に退き評議に移つた、時に午後零時廿分。

主問 被告人は昭和三年十月三日の夜火を放つて武庫郡□□村TO角太郎の現住所をせる住宅の便所並に牛舎一棟を焼燬したるものなりや

補問 若し然らざれば被告人は右牛舎のみを焼く考で住宅の便所と牛舎を焼燬したるものなりや

陪審員は、別室で評議の結果、午後二時半、被告政右衛門は人の現住せざる牛舎を焼く目的で放火したものであるとの有罪の答申をしたので、裁判長はこれを正当と認め、立会検事は懲役三年を求刑、来る五月十日午前十時、判決を言渡すことゝなつて閉廷した。

12 「大阪朝日神戸版」昭和四年五月九日

陪審裁判で偽証し収容さる

例の□□村放火事件

陪審ではこれが最初か

既報、去る三日、神戸地方裁判所で開かれた、阪神沿道□□村字□□農TG政右衛門(三十一)にかゝる放火被告事件の陪審裁判に対し、在廷証人として出廷したKB權四郎(二十八)は、昨年十月三日午後八時半ごろ、□□村牛乳搾取業TO角太郎方から発火する約三十分前、被告政右衛門が□□村□□開地OK甚三郎方を立ち出たといふ事実を曲庇して、「一しよに呑んでゐた政右衛門が、OK方を出したのは半鐘が鳴つてからのちのことです」と偽証した事件は、その後、神戸地方裁判所検事局遠藤検事の手で取調べ中のところ偽証の事実が明白となつたので、四日權四郎を起訴、神戸刑務所橋通支所に収容した。陪審裁判で、被告のために偽証して訴追されたのは、昨年十月同法が施行されて以来、これがおそらくはじめてであらうといはれてをる。

13 「大阪朝日」昭和四年五月一日

懲役三年の判決言渡し

□□村放火事件

既報―神戸地方裁判所における第二回目の陪審裁判に附せられた阪神沿道□□村字□□農T G政右衛門(三三)にかゝる放火事件は、さきに陪審員から「被告政右衛門は、昨年十月三日午後八時半ごろ、居村牛乳搾取業T O角太郎方へ放火したが、これは居宅を焼く目的でなく単に厩舎に火をつけたものである」との答申あり、係加藤裁判長は、この評決を採用審理中のところ、十日「被告を懲役三年に処す」との判決を言渡した。

14 「神戸新聞」昭和四年五月一日

「明瞭に放火だ」と、懲役三年の申渡し

偽証まで出した□□村の

陪審放火事件の判決

去る三日、四日の両日、神戸地方裁判所で公判が開かれた、武庫郡□□村□□農業兼仲仕T G政右衛門(三三)放火被告事件は、陪審員の有罪答申が採用されて結審したが、今日午前十時、加藤裁判長から「被告を懲役三年に処す」と判決いひ渡しがあった。

その理由は、昨年十月三日夜、□□村T O角太郎方の牛舎を焼くつもりで火を放ち同家の便所と牛舎とを焼いたものと認め、刑法第九九条の放火で処罰するもので、被告は例の如くボンヤリして聴こえたか聴こえぬか判らぬやうな顔をして、刑務所へひかれて行った。後刻、豊住弁護士が面会に行くと、「決して放火はやってゐない」とて、上告の意思を洩らしたさうである。

15 「神戸又新」昭和四年五月一日

陪審員の答申通り放火と認められ

懲役三年を言ひ渡さる

終始黙々たるT G政右衛門

有罪か無罪かの岐路にあるうへ、陪審公判廷から偽証が飛び出したりして、その成行きを注目されてゐる、武庫郡□□村□□五□□農業兼仲仕T G政右衛門(三三)にかゝる放火事件の判決は、十日午前十時半、神戸地方裁判所の陪審法廷で云渡された。傍聴席には多数の傍聴人が詰めかけ、政右衛門は前日の通りセルの上下を着して出廷、かくて加藤裁判長は、おごそかに被告を懲役三年に処し、未決拘留日数六十日を通算する旨判決を云渡し、陪審員の答申通り、被告は人の現住してゐないT O角太郎方の牛舎を焼くつもりで牛舎と便所を焼燬したとの判決理由を告げ、放火の罪の重きことを懇々云ひ聞かせた。この間、政右衛門は、頭を垂れて静かに聞いてゐたが、たゞ一言も発せず、判決が終つてからも看守に引かれるまゝに黙々として引取つた。

なほ、この事件について、被告はあくまで犯罪を否認してゐるので、弁護人から上告するらしい。陪審法では、犯罪事実の認定について陪審裁判を絶対のものとしてゐるので、上告するとすれば、法律の適用又は陪審手続の違法等を表面の理由とするらしい。

16 「神戸又新」昭和五年一月二日

偽証が飛出した

例の放火事件は上告す

武庫郡□□村□□五□□農兼仲仕TN政右衛門(三三)にかゝる放火事件の陪審裁判は、既報の通り、つひに十日、裁判長は陪審員の答申通り有罪と認め、懲役三年を云ひ渡したが、政右衛門、同日午後四時頃、この判決を不服として上告を申立てた。上告理由は、追つて関係弁護士から趣意書として提出されることになつてゐるが、被告本人が法廷で犯罪を極力否認し、且偽証までとび出した位で、事件はさらに興味を深くするであらう。

③強姦致傷被告事件昭和四年一〇月一九日判決

1 「大阪朝日」昭和三年一〇月二六日

予審免訴の事件が法定陪審公判へ

秋祭に人妻を脅やかした男

法廷陪審ではこれが最初

予審で免訴となつた事件に対して申立てた検事の抗告を、控訴院で容れた結果、あらためて法定陪審として公判に附せられた事件がある。これは、去る一日から施行された陪審制度はじめての例であるとともに、案件そのものが一度予審で免訴となつてゐるだけ、その結末は朝野法曹界の視聽をひいてゐる。兵庫県揖保郡□□村字□□荷馬車挽HD市藏(二八)は、昨年十月十九日午前十時半ごろ、宍粟郡□□村HN秋次の内縁の妻大橋こはな(二三)―仮名―が、生家である□□村字□□の秋祭からの帰途を、□□峠に待受け鎌で

脅威して凌辱、傷害を与へたとの疑ひで、その後、神戸地方裁判所姫路支部岡本予審判事の手で審理中のところ、九月二十四日「暴行に対しては、被害者から適当な告訴なく、致傷の点は公判に附するに足るべき犯罪の嫌疑なし」として予審免訴となつた。これに対し、國分検事は、直に抗告を申立てた結果、大阪控訴院では、これを容れ更めて免訴を取消して、姫路支部の公判に附したが、法廷陪審事件のことゝて、同支部では更にこれを神戸地方裁判所に移送したので、同刑事一部友真裁判長は、十一月六日事件に対する公判準備手続きをとることゝなつた。

2 「神戸新聞」昭和三年一〇月二六日

予審免訴の強姦事件が、蒸し返へされて陪審裁判に

検事の抗告が認められた

陪審員が何う評決するか、注目される成行き

県下揖保郡□□村HD市藏(二八)が、昨年十月十九日午前十時ごろ、同村□□の秋祭に行く途中TNこぎく(二三)を□□峠の寂しい場所で凌辱負傷させた強姦致傷事件は、姫路支部裁判所岡本予審判事かゝりて審理中、致傷の点が証拠不十分であるうへ、強姦に対する被害者の告訴がないため予審免訴として、去月廿四日、釈放せんとした。然るに、同検事局では、「嫌疑があれば、公判に附する価値あり」との理由で、免訴の決定に対する検事抗告を申立て、大阪控訴院で審理の結果、抗告の理由を認めて免訴取消しの決定を与へた。従つて、事件は姫路へ差戻され、強姦致傷は法定陪審事件なので、廿五日、姫路から事件

を神戸地方裁判所の陪審部へおくり、友眞裁判長かゝりて、不日公判準備手続きを開くこととなった。

かゝる法律上興味の多い事件が、陪審公判に附されるとなれば、陪審員の答申によつて有罪無罪が岐れ、随つて陪審員は一方ならず評議に頭をひねらねばやらぬであらう。目下七件に達してゐる（うち一件は片づいた）神戸の陪審候補事件のうち、本件の如きは最もむづかしく、他に比しても興味の多い事件である。

3 「神戸新聞」昭和三年一月二三日

予審免訴で抗告された強姦致傷事件は陪審裁判へ

きのふの公判準備手続きで遂に決定を見た

わが法曹界に興味を持たれる事件

姫路の予審判事が、証拠不十分で免訴放免したところ、検事が抗告して受理され、神戸地方裁判所の陪審部へ送られて来た、県下揖保郡□□村字□□荷馬車挽HD市藏（三八）にかゝる強姦致傷事件の公判準備手続は、廿二日午後、神戸地方裁判所友眞裁判長かゝり、遠藤検事、稲垣官選弁護士列席、非公開で開廷。

被告は、昨年十月十九日午前十時半ごろ、宍粟郡□□村HN秋次の内縁の妻山中こはな（三三）——仮名——が、生家の□□村字□□の秋祭からの戻り道を□□峠に襲ひ、草刈鎌で脅して凌辱負傷させたといふ公訴事実を否認し、陪審裁判を希望したので、来年一月改めて、陪審の本公判に附することになり、証人および期日の決定は後ほど選定されることにして、

午後四時半閉廷した。

本件は、被害者の適当な告訴がないため強姦は消滅し、致傷の点は証拠薄弱といふ見解から、予審判事が免訴にしたのを、犯罪嫌疑さへあれば公判に附せるといふ検事の意見から抗告したもので、恐らく全国の陪審事件のうち、最も興味のある法定陪審事件といふべく、わが法曹界から期待されてゐる。

4 「大阪朝日神戸版」昭和三年一月二四日

陪審を請求

人妻致傷事件

当時所報、昨年十月十九日、宍粟郡□□村HN秋次の内縁の妻大橋こはな（三十八）——仮名——を□□峠で凌辱したとの廉で姦淫致傷として起訴されたが、被害者からの告訴がないため、遂に姫路支部裁判所で予審免訴となった、揖保郡□□村HD市藏（三十八）にかゝる刑事被告事件は、その後大阪控訴院で検事の抗告を容れた結果、改めて神戸地方裁判所の公判に移され、二十二日午後二時から、刑事一部友眞裁判長のかゝりて公判準備手続をしたが、市藏は飽くまで犯行を否認して陪審を求めたらしく、その結果いよいよ来春早々陪審事件として公判に附されることとなった。

5 「神戸又新」昭和三年一月二四日

□□峠の強姦事件は陪審裁判に附す

被告は事実を否認す

姫路裁判所岡本予審判事の子審免訴の決定が、検事の抗告にて大阪控訴院から再び神戸地方裁判所に返つて来た、揖保郡□□村HD市藏(二八)にかゝる強姦致傷被告事件、即ち被告が、昨年十月十九日午前十一時頃、同村□□の秋祭に行く途中TN小菊(三三)を□□峠にて強姦致傷せしめた事件は、二十二日午後、神戸地方裁判所友眞裁判長係にて、不公開のまゝ準備公判を開いたが、被告は事実を否認し陪審を請求したので、愈よ陪審公判に附することになったが、公判時日は未だ決定しない。

6 「大阪朝日神戸版」昭和四年一〇月一六日

公判第一主義から予審免訴が陪審へ

法曹界の注視裡に開廷された

□□□の婦女暴行事件

昨年十月一日、陪審法を施行されて以来、希有の事案として朝野の法曹界からその結果を注視されてゐる、揖保郡□□村□□四□□番荷馬車挽HD市藏(二十九)にかゝる姦淫致傷被告事件の陪審公判は、十五日午前十時から、神戸地方裁判所の陪審法廷で、友眞裁判長のかゝり、遠藤検事干与、石橋、稻垣両弁護士列席のうへ開かれた。

被告の市藏は、一昨年十月十九日の朝十時半ごろ、かねて知り合の隣村TN春治の内縁の妻IBこぎく(二三)が嬰兒を負ひ、生家である□□□村□□字□□の秋祭からの帰途、

市藏方の宅前を通つたのを見て、手拭で覆面のうへ利鎌を携へてその跡を追ひ、□□峠の松林中でこぎくを凌辱治療数日を要する傷を負はせたといふ廉で起訴されたが、姫路支部岡本予審判事は、昨年九月二十四日、「強姦には被害者からの告訴がなく、致傷の点は公判に附するに足る嫌疑の証拠が不十分だ」との意見で予審免訴の決定を与へ、これに対する國分検事からの抗告により、大阪控訴院判事一部前澤裁判長は、審理の結果「強姦の点に關しては形式的の告訴はないが、警察の調書により被害者に告訴の意思があつたことは明かであり、致傷の点については明確な証拠はないがその疑ひはある、従つて公判中心の刑事訴訟法の精神に本づき、その黒白は公判に附してのち決すべきものである」との理由で免訴取消の決定を与へ、被告市藏から陪審を求めたものである。

この朝九時、裁判長は陪審員候補の出頭を待ち、直に抽籤で十二名の正員と二名の補充員を選定、ここに陪審の構成を終り、検事の公訴事実の陳述につき、裁判長は「風俗を紊すもの」として、一般の傍聴を禁じたが、特別傍聴席には和田検事正、國分検事などの顔を見受けられた。

かくて、審理は一般の傍聴禁止裡に進められて、午後零時半休憩、一時半再開、当日証人として出廷した鑑定医撰津病院の千田義雄、吹田有造両氏をはじめ、当時捜査に當つた龍野署の警部補梶原景樹、巡查森谷壽太郎、被害者IBこぎく、その母こまつ、夫のTN春松らの証人調べに移つた。

陪審員の協議始む

証人調べに移り、五時これを終つて、小憩後、検事は犯罪の構成と証拠について論じ、これに対し、弁護士側は、被告のために有利な反証を挙げて弁論を試み、裁判長は双方の各主張および証拠について説示した後、問書を発し、陪審員はこの問ひに答申すべく協議室に入った、時に八時半。

7 「神戸新聞」昭和四年一〇月一六日

陪審公判に廻された強姦致傷事件

直ちに傍聴禁止さる

姫路の予審で免訴となり、検事がそれを不当として抗告し、上審の大阪控訴院で裁判の結果、検事の抗告を理由あるものと認め、神戸地方裁判所の陪審公判に附せられた、揖保郡□□村□□四□□荷馬車挽H D市藏(二九)に係る強姦致傷事件は、十五日午前十時から、陪審法廷で友真裁判長、三宅書記係り、遠藤検事干与、稻垣、石橋弁護士列席開廷。問題の事件だけに、和田検事正や姫路の國分検事らの顔が特別傍聴席に並ぶ。この日県下から選ばれた陪審員候補者は、羽織袴に晴れの身を装うて、朝から続々登庁、先づ陪審員候補者中から別項の如く十二名の正陪審員と二名の補充陪審員を抽籤で決定し、裁判長は、これら十四名の陪審員に、陪審員としての心得を懇々と説明し、宣誓を行はしめた。

いよ／＼遠藤検事は立つて、起訴事実を読みあげ、問題とするところは、被告はかねてこぎくと顔馴染みで、六年前一度関係したことがあり、今度の場合も合意の上であつて和姦であると主張してゐるが、果してさうであるかどうか、更に負傷の点は、こぎくが当時婦人病を患つてゐたのであるが、被告によつてなされたものかどうかとつけ加へ、裁判長は、事実調べに入るに先だち、本件は風俗を紊る事案であるからとの理由で傍聴を禁止した。

8 「神戸新聞」昭和四年一〇月一六日

陪審員が「然り」と強姦の点を認め

致傷の点は「然らず」との答申

問題の強姦致傷事件

陪審公判深夜に閉廷

夕刊所報Ⅱ姫路支部裁判所で、予審判事と検事が見解を異にして、法曹界の注目をひいた、揖保郡□□村□□四□□生れ、当時住所不定荷馬車挽H D市藏(二九)にかゝる強姦致傷事件の神戸地方裁判所における陪審裁判は、十五日午後一時から再開。

依然傍聴禁止裡に証人調べに入り、鑑定書の吹田有造、千田義雄両医師、この事件を取調べた龍野署警部補梶原景樹同巡查森谷壽太郎、被害者I Bこぎく、同女の夫T N春治、こぎくの実母I Bこまつ、七名の証言を聞き、

次いで、遠藤立会検事は、犯罪事実就ての論告をなし、これに対して、石橋、稻垣両弁護人の弁論があつて、裁判長から型の如く説示を行ったのち、左の問書を発した。

主問 被告H D市藏はI Bこぎくを強姦致傷したりや。

補問 被告H D市藏はI Bこぎくを強姦したりや。

かくて、陪審員は評議室に退き、陪審長に林壽太郎氏を互選して、問書に対する評議の結果、主問については「然らず」、補問については「然り」との答申を決定、陪審員長より提出、裁判長はこれを採用した。即ち、答申の主意は、被告はこぎくを強姦した点を認め、致傷の点は否認したものである。

ついで、遠藤検事は再び立ち、「被告は他の女とも関係して居り、品行よろしからざるもので、今回の事件も強姦の告訴は一年後に出たが、事実は警察の聴取書で明であると論じ、懲役三年を求刑、稲垣、石橋弁護人の弁論あり、

最後に裁判長は、被告市藏に起立を命じ、何か云ふことはないかと訊くや、弁論終結後泣きつゞけてゐた市藏は、涙声で「残念です」と答へ、茲に来る十九日正午、判決を云ひ渡す旨を宣せられて夜十一時閉廷した。

9 「神戸又新」昭和四年一〇月一六日

免訴となった人妻凌辱事件

けふ神戸で陪審裁判開かる

法曹界で興味をひいてゐる問題

傍聴は禁止して証人を取調べ

揖保郡□□村□□四□□住所不定荷馬車挽きHD市藏(三九)にかゝる強姦致傷被告事件の陪審裁判は、十五日、神戸地方裁判所で開かれた。この日午前九時から、栄ある陪審員候補者は県下の遠近各地から羽織袴や洋服姿で続々出頭、午前十時から、陪審法廷で刑事

一部友眞裁判長、遠藤検事、三明書記、石橋、稲垣両弁護士立会の上で、呼び出された陪審員候補者二十八名(四名不参)中から、別項の通り、十二名の正陪審員と二名の補充陪審員を抽籤で決し、裁判長は、これら十四名のものに、陪審員の心得をかんでふくめるやうに懇々さとし、遠藤検事は、詳細に起訴の事実をのべた。かくて、事実しらべに入るに先だち、裁判長は、本件は風俗をみだすおそれがあるものとして、傍聴禁止を宣し、一般傍聴人に退廷を命じ、特別傍聴席には、和田検事正、その他がひかへてゐた。

この事件は、陪審裁判が実施されて以来、法曹界では可なり興味をもつて迎へられてゐるもので、被告市藏は、一昨年十月十九日午前十時半ごろ、かねて知合の隣村TN春治の内縁の妻TNこぎく(三三)が嬰兒を背負つて、その生家である□□村□□□の秋まつりからの帰途、自宅前を通つたのを見て劣情をおこし、手拭で覆面し利鎌を携へてその後を追ひ、人里はなれた同村□□峠にさしかゝつたさい、同女を二十間ほど離れた山林中の松の下に連れてゆき、強姦したうへ局部に治療数日を要する上皮剥脱傷を負はしめた、といふのが起訴の事実であるが、姫路支部裁判所岡本予審判事は、昨年九月二十四日、強姦には被害者の告訴がなく、致傷の点は公判に附するに足る嫌疑の証拠が不充分であるとの意見で免訴の決定をし、被告も許されることになつてゐたところが、同九月二十八日、姫路支部裁判所國分検事はこの決定を不服として抗告を申し立て、大阪控訴院刑事一部前澤裁判長かゝりて審理の結果、「本件の強姦の点には形式的な告訴はないが、警察の調書により被害者に告訴の意思があつたことは明かで、致傷の点は証拠は明確といふほどではないが、疑ひはあるから、公判中心の刑事の精神に従ひ、公判に附して黒白を公判で決すべきである」との理由から、同十月六日免訴取消の決定をしたので、被告市藏は許されず、神戸に

おくられ陪審公判に附されたのである。

陪審法廷での内容は、傍聴禁止で判らないが、被告市藏は警察以来の供述である「こぎくとは隣部落の關係で六年前、すなはち同女がまだ嫁でない時、關係したことがあり、その日も合意で關係した」と極力和姦を主張したらしい。午前中で事実しらべを終り、正午一先づ休憩、午後一時から予審で喚問した鑑定医、吹田有造、千田義雄（摂津病院）両氏をはじめ、被告を取しらべた龍野署警部補梶原景樹、同巡查森谷壽太郎、被害者IBこぎく、その母IBこまつ、こぎくの夫TN春松らが、証人としてしらべられることになってゐる。両医師は、致傷の点について、また警察署員は、こぎくに告訴の意思があつたか否か、および警察での取しらべの模様、またIBこまつは、二人の以前の關係の有無等についての重大な關係ある証人で、これらの証言は注目されてゐる。

正陪審員（十二名）▽多紀郡篠山町河原町古物商木戸徳太郎（四五）▽神戸市久保町五条茶商田中芳二（四七）▽同加納町四丁目一〇三文具商柏井慶治（四〇）▽同芦原通四丁目七鑄造業山田秋之助（六〇）▽同三宮町二丁目一七酒商岩崎庄三郎（五三）▽同平野五宮町一六三無職山根覺太郎（四八）▽同大同町三丁目一七鉄道土木雇員津村辰治（四二）▽同大日通七丁目五印刷用ローラー製造業林義三郎（三八）▽同宮本通六丁目八満田利一（三九）▽同下沢通五丁目二六湯屋業大段作松（四五）▽城崎郡日高町宵田四〇層繭商川上小一郎（四四）▽神戸市舟大工町八九の三無職前田龍吉（四七）

補充陪審員（二名）▽神戸市門口町二四建具商隅田寅吉（五二）▽同北口狭六丁目九樽商久田政吉（四二）

10 「大坂朝日神戸版」昭和四年一〇月一七日

懲役三年求刑

陪審員の答申後

荷馬車挽の凌辱事件

昨報 十五日朝から、神戸地方裁判所の陪審法廷で開かれた、揖保郡□□村字□□荷馬車挽HD市藏（二九）にかゝる姦淫致傷被告事件の陪審公判は、一般の傍聴禁止裡に事実並に証拠調べを終り、同夜七時から、立会遠藤検事は、市藏の犯罪事実について証拠を列挙し、これに対し石橋、稻垣両弁護士は、その反証を挙げて弁論を試み、ついで友眞裁判長は、双方の主張、証拠などについて説示したのち、

主問 被告市藏はIBこぎくを凌辱、傷害を与へたか。

補問 被告市藏はIBこぎくを凌辱したか。

以上の問書を発した。これに対し、十二名の陪審員は、別室に退いて評議の結果、主問については「然らず」、補問については「然り」との答申を得て、これを裁判長に提示し、直に論告に入り、遠藤検事は「懲役三年の刑を至当とす、しかし未決拘留日数も相当長いから裁判所で然るべく参酌されたい」と論じ、ついで稻垣、石橋両弁護士の酌情論があつて、同夜十一時閉廷した。判決は、来る十九日。

11 「神戸又新」昭和四年一〇月一七日

陪審員致傷を認めず

凌辱のみを「然り」と答申

注目された市藏事件

夕刊所報―予審が免訴にしたのを、検事が抗告して公判に附され、法曹界で可なり注目された、揖保郡□□村□□□□生れ、当時住所不定荷馬車挽HD市藏(三九)にかかる、強姦致傷事件の神戸地方裁判所の陪審裁判は、十五日午後一時から再開。傍聴禁止裡に、証人七名の審理について、犯罪事実について遠藤検事の論告、石橋、稻垣両弁護人の弁論があつて、裁判長の詳細な説示が型のとほりおこなわれたのち、裁判長は次のとほりの問書を發した。(この時傍聴禁止を解く)

問書

主問 被告人HD市藏は十月十九日□□峠においてIBこぎくを強姦致傷したりや。
補問 被告人HD市藏は十月十九日□□峠においてIBこぎくを強姦したりや。

かくて、陪審員は評議室に退き、陪審長として林義三郎氏を互選し評議の結果、主問については「然らず」、補問については「然り」との答申をなし、裁判所は合議の結果これを採用した。即ち、この答申によれば、陪審員は、強姦の事実のみをみとめたもので、致傷の点はみとめなかつた訳である。

検事三年を求刑

市藏泣きくづれながら

凌辱をなほも否認する

つゞいて、遠藤検事は、「強姦罪は親告罪であるから告訴を必要とする、本件は告訴状の提出は法定の六ヶ月の期間を過ぎて提出してあつて無効かも知れぬが、警察の聴取書に明確に告訴の意思は記されてゐるから、これによつて処断すべきである」と論じて、「懲役三年とし、未決期間が長いから参酌して適宜本刑に通算されたい」と求刑した。

ついで、稻垣、石橋両弁護人は、「告訴が合法的でなく、検事は警察の聴取書により告訴の意思は明確であるといはれるが、文句が明確をかく、仮に文句が明確であるとしても、警察の聴取書は証拠にならぬから放免すべきである、若し正当な告訴がありとしても、未決が長すぎるから、三年は苛酷で減刑し執行猶予とされたい」と検事の所論を駁し、窮迫した被告の家庭の事情を訴えるや、被告市藏は急に家庭を思つてか悲しさうに、むせび泣き、裁判長から「何もいふことはないか……」とたづねられるや、「強姦した覚えはない、前から関係してゐたのだ、……検事のいふことは嘘だ」と答へながら、一しきり声をはなつて泣きくづれ、看守にだめだめられて退廷して閉廷した、時に午後十一時であつた。
判決は、この事件があつて満二年目の来る十九日に言渡されることゝなつた。

12 「大阪朝日新聞」昭和四年一〇月二〇日

凌辱事件は懲役三年

きのふ判決

一昨年十月十九日朝十時半ごろ、隣村TN春治の内縁の妻IBこぎく(二三)を□□峠で

凌辱した疑ひで陪審裁判に附せられてゐた、揖保郡□□村荷馬車挽HD市藏(二十九)に對しては、刑事一部友眞裁判長から、その事実を認め、懲役三年(未決拘留三百日通算)に処すべき判決を言渡した。

13 「神戸新聞」昭和四年一〇月二〇日

賄賂Ⅱ強姦Ⅱ放火等

けふ友眞裁判長の裁き

十九日、神戸地方裁判所友眞裁判長から、左の判決言渡があつた。

◇

一昨年十月十九日、実家の秋祭に行った人妻を山中で強姦した、揖保郡□□村HD市藏に對し懲役三年。(注、本件以外の四件は省略)

14 「神戸又新」昭和四年一〇月二〇日

裁かれた四つの罪

けさ十二名に判決あり

神戸地方裁判所友眞裁判長は、十九日朝、次のとおり、四件十二名に對する判決をいわたした。

市藏は三年

未決が三百日

一昨年十月十九日、実家の秋祭に行つて帰宅の途中の人妻を、揖保郡□□村の□□峠で脅しつけて凌辱負傷せしめた、同村HD市藏にかかる強姦致傷被告事件は、このほどから陪審公判に附されてゐたが、懲役三年とし、未決拘留日数三百日を通算。(注、本件以外の四件は省略)

④放火未遂被告事件昭和四年一〇月一九日判決

1 「神戸新聞」昭和四年一〇月一八日

但馬の放火、けふ陪審公判廷開廷

被告孝一は準備公判で

罪状の一切を否認してゐる

興味を持たれる事件

先妻の遺児八重子(二九)を、後妻への義理から義甥熊太郎方へ嫁入らせねばならぬ嫌やさに、熊太郎の家に放火せんとした、城崎郡□□町□屋敷□□区□□の□土木請負業UB孝一(四六)に係る放火未遂被告事件の陪審公判は、今十八日午前十時から、神戸地方裁判所陪審法廷で、加藤裁判長、眞野検事立会、高山、澁谷両弁護士列席開廷されるが、被告は、準備公判において犯行の一切を否認して居り、その審理は非常に興味をもつてみられてゐる

る。

2 「大阪朝日神戸版」昭和四年一〇月一九日

眞犯人を釣るため嘘の自白をした

と検事局の陳述を覆す

□□の放火事件陪審

陪審時代——去る十五日開かれた、揖保郡□□村HD市藏(二十九)にかゝる姦淫致傷被告事件につき、十八日の城崎郡□□町□屋敷□□区土木請負業UB孝一(四十六)に対する放火未遂事件の陪審公判は、神戸地方裁判所刑事第二部加藤裁判長の係り、眞野検事立会、高野、澁谷両弁護士列席の上開かれた。

被告孝一は、今から十数年前TGちかと内縁を結んだが、先妻との間に出来た長女八重子(十九)にKD熊太郎を娶せて、ちかの跡目を相続させやうとの議が親族間で興ったのを苦慮し、将来ちかの養子となるものゝために立てた自宅附近の果物店に、去る二月二十六日午後六時半ごろ、放火して右の養子問題を火事と、もに揉消さんとした疑ひで起訴されたものである。

この朝十時、神戸市都賀字西岡地吉田與三介(五十三)をはじめ、十四名の正補充陪審員の入廷着席を待ち、立会検事の公訴事実の陳述につき、被告孝一は、裁判長の訊問に対し、「その日は、自宅から五、六町隔てたYR座で娘と、もに活動写真を見に行つてをりましたので、火事はその留守中での出来事で、私が飛んで帰つた時には、火事は既に近所の人の手

で消されてゐた始末です」と犯行を否認して、午後零時半小憩、二時再開。

被告は、午前に引続き、「私が警察や検事局で放火したやうに陳述したのは、私が引致される、早晚眞犯人が検挙されるものとして、偽の自白をしたに止まり、その後眞犯人も検挙されさうな模様がないので、改めて予審でこれを否認したのが事実です」と答へ、

三時から、熊太郎の主人である□□区柳行李商KB銀之助(二十七)をはじめ、被告を取調べた永瀬警部ほか八名に対する証拠調べがあつた。十九日続行、立会検事はじめ弁護士の意見陳述、裁判長の説示発問につき陪審員の協議答申があつて、結審の予定である。

3 「神戸新聞」昭和四年一〇月一九日

娘八重子等が口を揃へて、いづれも有利な証言

警察側では拷問の事実を否定する

但馬の放火陪審

夕刊つゞき謎の放火事件——城崎郡□□町□屋敷□□区□□ノ□土木請負業UB孝一(四十六)に対する、神戸地方裁判所加藤裁判長、眞野検事立会の陪審裁判は、十八日午後一時再開。事実調べから、証人調べに入り、先づ果物店の隣家の主人KB T銀之助に対し、火災当時の状況を訊問して、被告の内縁の妻TGちかに移る、同女は、「八重子と熊太郎の二人は、三年前八重子が十六歳のとき関係し妊娠までしたが、肋膜が悪いので手術して流産させた、さうした仲だったので、二人を結婚させることに私達夫婦もきめてゐた。決して孝一がそれに反対してゐたやうなことはなく、私達の身分についても早くから承知して

ゐた、火災保険には勧誘員が来たときに近所の人達と一所に、本家も果物店の方も加入しましたが、幾何の分に入ったか私は知らない」と夫に有利な証言をなし、なほ「警察で八日間留置された上、取調べをうけるたびに横面を散々殴られてヒドイ目に会ひました」と泣きながら答へた。

次に、娘の八重子は、裁舎には稀な美しい姿をしづかに裁判長の前に運び、「十六歳のときに妊娠して流産の手術を受け、二、三年前から両親の許しで熊太郎と結婚することになつてゐました、お父さんは決して反対してゐたやうなことはありません、活動写真に行くととき藁小屋のひさしに煙が出てゐるのをお父さんが見ましたが、それはお隣りの炊事場から出た煙だと思つてゐました」と、これも父のために有利な供述をなし、

警察の留置場に被告孝一と一所にゐたTD銀藏は、「万一ほかに犯人が出なければ、自分がその罪を負はねばならぬだらうと孝一が云つてゐた」と述べ、

加藤巡查、NM芳次郎、Hしづ、HTみね、HJ峰松等は、火災の原因につき訊問を受け、最後に当時豊岡署長であつた永瀬徳之助警部は、「孝一が犯行を自白したと部下の者がいふので、更めて私自身取調べましたが、すなほに自分が放火したと白状したもので、孝一やちかを拷問にかけたやうなことは絶対ありません」と答へ、検事の事実に対する論告と弁護人の弁論があつて、午後十時過ぎ閉廷したが、今十九日午前十時から、続行する。

なほ、陪審員氏名は、左のとほり。

正陪審員

神戸市都賀字西開地四八四農業吉岡與之助、同市大手字大手前銀行員關勇達、同市磯上通五丁目九五売買媒介業永井庄太郎、同市磯上通五丁目二ノ二其他の工業高木安太郎、同市

長田町二丁目二〇菓子商長尾宗次、同市平野梅元町八四保険会社員永松是、同市大黒町三丁目五一無職藤井精一、同市細田町三丁目七八川崎造船所職工澤田久太郎、姫路市同心町五九六〇番地学校ニ勤務スルモノ大河原尚志、神戸市池田広町九七会社員佐々木三郎、同市水木通四丁目四九ノ一ガラス類製造宮崎常吉、同市大日通五丁目七八白米商松本伊之助

補充員

同市水木通一丁目一三一洋服商上田藤吉、同市福原町五二六運送業阪尾長松

4 「神戸又新」昭和四年一〇月一九日

茶釜の一族に絡る、悩みの放火未遂事件

けふ陪審裁判開かる

被告は頭から犯行を否認す

後妻のTGちかが、いはゆる茶釜の一族であることから、ちかの養子でその甥にあたるKB T熊太郎と先妻ゆきの連子八重子(ニヒ)との結婚問題にからまつて放火したといふ、城崎郡□□町□屋敷□区□□□ノ□土木請負業HB孝一(四六)にかゝる放火未遂事件の陪審裁判は、十八日午前十時から、神戸地方裁判所で、加藤裁判所長、眞野検事、仁科書記、高山、澁谷両弁護人、ならびにあらかじめ抽籤で決した、別項の正陪審員十二名、補充陪審員二名列席の上開かれた。被告席には、孝一が長い間の獄窓生活にやつれたからだで悄然と立つてゐた。

先づ、眞野検事は、「孝一は、今より十数年前、先妻死亡後TGちかを後妻として迎へた

が、二、三年後ちかが茶釜の一族である事を知り驚いたが、先妻の連子八重子をちかが三歳の折から養育して来た義理合と八重子を将来男手一つで育てられぬの思つて、離別を断念し、数年後ちかと協議の上、近所に木造笹板葺平家を建て、これを果物店としちかの跡を相続する養子を住ませることとした。ところが、本年二月五日、ちかの母で右果物店の西隣K B T銀之助の祖母なるよしが死亡し、初七日の法事に際し、ちかの養子で銀之助の弟熊太郎との結婚問題が出たので、被告は同じく茶釜の一族である熊太郎に、一人娘の八重子を配するのを嫌ひ、その場は年廻りが悪いといつてつくろつたが、その後苦慮の末、熊太郎の住む果物店を焼いたら結婚問題もなくなると思ひ、同月二十六日午後六時半ごろ自宅から裏側伝ひに果物店の裏側にある藁小屋に入り、銚屑に放火したが消しとめられた」といふ公訴の事実を詳細に述べ、事実審理に入った。

被告は、訊問に対して、「その日の晩、私は娘の八重子とU R座に活動見物にゆくことを約し、午後七時ごろK B T銀之助の裏側づたいに、ちかに出さしてゐる果実店にゐる八重子をさそひにゆき、五分間ばかりして家を出て、八重子は銀之助方に留守番を頼みに行った。その時ふんと何か物が燻る香かしましたが、火事と思はず二人で活動写真に行つたところが、数十分間ほどして火事だと聞いて飛んで帰つたが、消し止められてゐたので、みんなにお礼をいつた、だから私は決して火をつけた覚えはありません」と、先づ放火の事実を否認し、「私は、T Gちかが茶釜の部落者であることは承知の上で夫婦になつたもので、また八重子の実母ゆきも同一茶釜です。だから、ちかの甥である熊太郎と八重子との結婚は希望して居る次第で、決して二人の縁談を嫌ふて火をつけたなどいふことは全然ありません。茶釜とは、平家の落武者が仕事がないために、茶釜の竹細工をするやうになつ

てからついた名前で、武家の末裔ですから決して嫌つたりしたことはありません」と検事起訴の放火の原因である茶釜をきらつたといふ点をも頭から打消した。

正午過ぎ昼食のため一先づ休憩、午後再開のうへ、証人として、被告人を取調べた永瀬警部（豊岡署長）をはじめ、火災の原因について加藤巡查（豊岡署巡查）、N M芳次郎、H Dしづ、H Tみね、H J峰松（町の人）、被告人が検挙された後の言語動作について多田銀藏、火災当時の状況についてK B T銀之助、T Gちか、U B八重子らの取調べがあるはず。

正陪審員▽神戸市都賀字西開地農業吉岡與之助（五三）▽同大手字大手前銀行員關勇達（三九）▽同磯上通五売買媒介業永井庄太郎（五七）▽同通通五其他の工業高木安太郎（四三）▽同長田町二菓子商長尾宗次（三八）▽同平野梅元町保険会社員永松是（五三）▽同大黒町無職藤井精一（五〇）▽同細田町三川崎造船所職工澤田久太郎（四〇）▽同姫路市同心町学校に勤務するもの大河原尚志（六四）▽神戸市池田広町会社員佐々木三郎（三七）▽同水木通四ガラス類製造宮崎常吉（六〇）▽同大日通五白米商松本伊之助（四四）
補充陪審員▽同水木通一洋服商上田藤吉（四四）▽同福原町運送業阪尾長松（五二）

5 「大阪朝日神戸版」昭和四年一〇月二〇日

八ヶ月目に無罪で釈放

陪審員の答申採用

□□の放火未遂事件

既報Ⅱ先妻I Tゆきとの間に出来た長女八重子（十九）の養子として、現在の内縁の妻T

G ちかの甥である K B T 熊太郎を迎へることゝなつた親族間の相談を嫌ひ、去る二月二十
六日午後六時半ころ、自宅裏に建てた果物店の裏手藁小屋に放火して、右の縁談を揉み消
さんとした疑ひで起訴された、城崎郡□□町□屋敷□区、土木請負業 U B 孝一(四十六)にか
ゝる放火未遂被告事件の陪審公判は、前日に引続き、十九日午前十時から、神戸地方裁判
所刑事二部加藤裁判長係、眞野検事立会ひ、高山、澁谷両弁護士列席の上開かれた。定刻、
裁判長は、陪審員に対し、事件の内容、証拠などについて、懇切な説示をなしたのち、

(主問) 被告は去る二月二十六日 T G ちかからの現に居住する被告人所有の木造笹板葺平屋
を焼く目的で同家裏手の藁小屋内に火をつけたが他人に発見消止められたゝめ目的を遂げ
なかつたものか、

との問を發し、これに対し陪審員は、別室に入つて評議の末、「然らず」との答申をなし、
裁判長は合議の結果、この答申を採用して、即時被告に対し無罪の判決を言渡した。孝一
は、直に釈放されることゝなり、同日午後三時、娘八重子をはじめ、近親者、弁護士らに
迎へられ、八ヶ月振りに神戸刑務所橋通支所を出て、□□に向つた。

加藤裁判長は語る、「素人には比較的至難の内容をもつ本事件の公判にあたり、陪審員諸
君は終始緊張して、十八日の晩の如き、既に十二時近くなつてゐるにも拘らず、被告その
他に対し、盛んに穿つた質問を試みたほどで、その熱心な態度に心から感謝したい」。

6 「神戸新聞」昭和四年一〇月二〇日

放火したか――

陪審員に主問發せらる

□□の放火事件公判

既報〓可愛い一人娘のために放火したといふ、城崎郡□□町□屋敷□□区□□ノ□土
木請負業 U B 孝一(四十六)に係る陪審公判は、前日に引きつゞき、神戸地方裁判所加藤裁判長、
眞野検事干与、高山、澁谷両弁護士列席、十九日午前十時から続行開廷。傍聴席には、父
の身を案じる美しい娘八重子の姿も混つてゐる。

裁判長は、直に前日の事実調べや証人証拠調べに基づき、その争点に関する詳細な説示
ののち、左の問書を陪審員に示した。

主問〓被告は本年二月二十六日 T G ちかの現住する板葺平家を燃焼の目的でその裏側に接
近せる藁小屋に火を放ちたるも他人に発見せられたるためその目的を遂げざりしものなり
や。

かくて、陪審員は評議室に退き、答申について評議を行った。

7 「神戸新聞」昭和四年一〇月二〇日

陪審員が答申した「然らず」で無罪となる

罪か？非ず？の放火事件

神戸で陪審初めての無罪

有罪か無罪か非常な興味をもつてみられてゐた謎の放火事件〓〓城崎郡□□町□屋敷□
□区□□□□の□土木請負業 U B 孝一(四十六)は、果然十九日午後二時三十分、神戸地方裁判の

陪審裁判において、陪審員の「然らず」の答申が採用されて、裁判長は無罪の判決を宣告した。これは、神戸地方裁判所における陪審裁判開始以来、最初の無罪判決である。

夕刊つゞきⅡ城崎郡□□町□屋敷□□区□□□□の□土木請負業UB孝一（四六）に係る放火未遂事件の陪審公判は、十九日、加藤裁判長、眞野検事干与、高山、澁谷両弁護士列席開廷され、裁判長の問書に対し、答申の意見をまとめるべく評議室に退いた陪審員は、先づ陪審委員長とし姫路市の大河原尚志氏を選定し、種々評議の結果「然らず」、即ち無罪との決定を得たので、陪審長は直にこれを裁判長に提出し、仁科書記は同問書を受けて「然らず」と読み上げるや、被告孝一はじめ、傍聴席にいた内縁の妻TGちか、娘の八重子等はハット喜びの色を面状に現し、廷内は一瞬異状な静けさを生む。裁判長は、答申書を受け取って退き、合議室で陪審判事と慎重に合議を重ね、やがて入廷着席したが、その宣告は果して如何と陪審員、弁護士、被告および家族等一同片唾を吞んで待つほどもなく、加藤裁判長は、被告孝一に起立を命じ、厳かな句調で「被告を無罪とす」と宣告してのち、「無罪ではあるが、かうした嫌疑を受けることだけでも良くない事だから、今後は十分身を慎んで稼業に励まねばいかぬ」とやさしく諭した。孝一は、たゞ「有難う御座います」と感涙にむせんで、一先づ未決監へ引き退り、待ち合はしてゐる家族の者達と一緒に青天白日となった身を喜び合ひながら郷里へ帰った。

再生の途を精進して生きる

未決を出所間際の悲喜劇

無罪のUB孝一語る

被告UB孝一は、無罪の判決により、早速検事から釈放命令が出され、午後三時すぎ、九ヶ月も汚名の下に繋がれた思ひ出の未決を放免された、――神戸刑務所橋通支所の前には、内縁の妻TGちかや娘八重子が、嬉し涙に咽んで、高山、澁谷両弁護士らと出迎へるうちに、白日晴天の身となった孝一が、躍る胸を抑へて飛出し、「アレまあ！」と夫妻、父子は感極まつて抱擁し、しばし嬉し涙にくれてゐた。孝一は語る、「最初から無罪は確信してゐましたが、最後の運命は測り知れぬので心配してゐましたが、幸ひ晴天白日の身となって、こんなうれしいことはありません。警察での取調べが酷く、心にもない自白を強ひられたわけでした。今後、帰国したら職務に勉励して、再生の途に進まうと決心してゐます」。

最初から熱心に終始、誤らぬ答申に推服

陪審員の態度を褒めて

加藤裁判長かたる

無罪の判決を下した加藤裁判長は語る、「むつかしいこみ入った難事件で、我々も審理しにくかったほどの事件を、陪審員諸氏は極めて熱心に終始し、誤らぬ判断を下して答申されたことは敬服のほかはない。審理並に説示の要領もよく理解され、玄人跣足のやうな機微を穿った質問があつたことも感心した。陪審の答申を相当と認め、つひに無罪の判決を下した次第であるが、何にしても今度の陪審員諸氏の態度は模範的だった」。

なほ、裁判所では、陪審員の缶詰について、各自に宿泊上の感想をもとめたところ、いづれも「宿舎の設備は最善で、清潔で気持ちよかった」と満足な回答をした。(写真は放たれたるUB)

8 「神戸又新」昭和四年一〇月二〇日

一夜缶詰の陪審員に

「被告は放火したか」

の問書が発せられた

既報―城崎郡□屋敷□区□□□の□土木請負業UB孝一(四六)にかゝる放火事件の陪審裁判は、十九日午前十時から、神戸地方裁判所で、ひきつゞき加藤裁判長かゝり、眞野検事立会、高山、澁谷両弁護士列席の上開廷された。昨日の取調べも深更に入った上に裁判所の宿舎に缶詰の一夜をあかした、正補陪審員十四名もつかれた色をみせず所定の席にいた。傍聴席には、昨日証人として出廷した被告の妻TGちかや、長女八重子などが被告の身を気づかかって着席してゐるのが人目をひいた。

まづ、裁判長は、被告人および検事の主張するところをあげ、本件の争点証拠を述べて、詳細な説示をなして、次のとほりの問書を出した。

主問 被告は本年二月二十六日その内縁の妻TGちかの現在してゐる板葺平屋の家屋を焼燬の目的でその裏側に接せる藁小屋に火を放ちたるも、他人に発見され消し止められたるためその目的をとげざりしものなりや。

時に午後零時半、陪審員一同は、別室にしりぞき、陪審長を互選し、問書に対する答申のため評議を行った。

9 「神戸又新」昭和四年一〇月二〇日

陪審員「然らず」と答申、裁判長無罪を言渡す

神戸の陪審裁判、無罪ははじめて

□□の放火公判大喜びではる

既報―城崎郡□町□屋敷□□□□の□土木請負業UB孝一(四六)にかゝる放火未遂被告事件の続行陪審裁判は、十九日の午前にひきつゞいて、午後一時半から神戸地方裁判所で、加藤裁判長かゝり、眞野検事、高山、澁谷両弁護士、各陪員審列席の上開かれた。

陪審長姫路市同心大町河原尚志氏は、評議室において評議の結果を答申書に認めて提出。

裁判長は、仁科書記をして厳かに「然らず」との答申を朗読せしめたのち、採否について別室で会議の末、答申を採用する旨を述べ、「被告人は無罪とす」との判決をいひわたし、さらに「無罪になったとはいへ、疑はれるやうなことが、お前にあつたのだから、今後は行をつゝしみ仕事に励まねばならぬ」と懇にさとした。時に午後二時半、被告孝一の面にはよろこびの色があふれて、裁判長をふしおがんで退廷、一先づ刑務所に帰った。かくて、立会眞野検事は、直ちに出獄指揮をしたので、午後三時被告孝一は釈放された。陪審裁判は、これで神戸では四回おこなはれたが、無罪となつたのはこれがはじめてである。

八月ぶりに嫌疑はれ、釈放された孝一
妻子に迎へられかへる

民衆と裁判官との公明な裁判は、つひに彼を無罪とした。前後通じて八ヶ月の間無実の嫌疑に、囹圄にかなしい日をすごしたUB孝一は、前項の通り、この日午後三時、検事の指揮により、神戸刑務所橋通り支所を釈放された。常日頃、不気味な未決監の鉄門のひびきも、この時ばかりは孝一への幸福のやうに明るいひびきをつたへた。孝一は、久しぶりで明るみへ出たうれしい感激に、しばらくはぼうとしてゐたが、やがてむかへに来た内縁の妻TGちかや一人娘の八重子、その他親戚、弁護士たちに対して「有難う、すまなかつた」と、感謝のことはをのべ、一同は手をとりあつてうれし涙にくれながら帰途についた。

孝一は、釈放のよろこびを記者に語る、「こんなに嬉しいことはありませぬ、すべては高山、澁谷両先生の御努力の賜と、一は裁判官、陪審員たち皆さんの公明との御陰で、心から感謝するよりほかありません。私は、はじめから無罪であることを信じてゐたのですが、警察の取調べがひどく、心にもない自白をしたので、公判では弁解がたつかどうか心配してゐたのです。

陪審員に心から感謝す

加藤裁判長談

孝一を公判で取調べた加藤裁判長は語る、「事件のことについては何ごともいへぬ。要は

陪審員の答申を認めて無罪をいひわたしたまでだ。たゞ、私が感激したのは、この事件の陪審員の方が、前夜に取調べが深更に及んでも終始緊張され、倦怠の色もなく且つ素人の方としては一々要点を手記され、うがった質問などを発せられてゐたことで嬉しく、皆さんに対して心から感謝する次第である」。

10 「大阪時事」昭和四年一月二〇日

□□の放火事件

UBに無罪に判決

神戸の陪審裁判所で

有罪か無罪か、奇怪にも予審廷に於て、検事局の陳述をくつがへし犯行を極力否認した、奇怪な放火事件犯人本籍兵庫県城崎郡□□町□屋敷土木請負業UB孝一(四十六)の陪審公判は、十九日、神戸地方裁判所に於て、加藤裁判長係の眞野検事立会、澁谷、高山両弁護士列席、豊岡町より選出された同町陪審員吉岡與之助外十四名の陪審員に依つて開廷され、陪審員の答申を採用して、遂に無罪の判決を言渡された。

⑤殺人未遂被告事件昭和四年一月二三日判決

1 「大阪朝日新聞」昭和四年一月一九日

女房を寝取られ出刃庖丁で斬りつく

被告「妻は若い男を欲しい女でした」

殺人未遂陪審公判

本籍佐用郡□□村字□□生れ、当時神戸市□□町□丁目NT其三郎方仲仕AD安太郎(五十五)にかゝる殺人未遂被告事件の陪審公判は、十八日午前十時から、神戸地方裁判所の陪審法廷で、加藤裁判長のかゝり、遠藤検事立会、淡路弁護士列席、およびこれより先き構成を終った陪審員、神戸市養老町二丁目眞桐正義、下山手通八丁目門藤松治、塚本通五丁目松本源一郎、荒田町三丁目高見慈教、東川崎町四丁目濱田忠夫、熊内町三丁目島津鍛雄、御幸通二丁目田村種吉、姫路市成徳寺町渡邊清次郎、同市東郷町大加戸熊吉、飾磨郡飾磨町字宮松田木三二、武庫郡大社村森貝友澤吉次、同郡精道村打出臼井種藏以上十二名の正員並に補充員である神戸市大日通七丁目杉山寛之助、着席のうへ開かれた。

定刻、安太郎に対する身許調べにつき、立会検事、「被告は、NT方の表階下の二室を借り受け、内縁の妻ITうめ(四十四)と同棲中、うめが同町五丁目MM要助(五十五)と通じたので、去る九月二十五日うめは、情夫要助と右NT方の二階に同棲するにいたったので悶々の末、うめを殺害せんと、十月一日午後六時ごろ、NT方の表道路の塵箱に腰をかけてゐたうめの背、腰などに出刃庖丁で斬りつけて、治療二週間の傷を負はせたものである」との公訴事実の陳述につき、

被告安太郎は、裁判長の問ひに対し、「うめと夫婦になってから二十六年になります。うめは、金さへあれば活動に行く、買ひ食ひをするといふ風で、それに若い男を見れば男がほしいといふ厄介もので、これまで四人も男をもち、私はその都度、二人の間に出来た天榮(二十二)、徳榮(十九)といふ二人の娘や、うめの連れ子であるきく(二十六)や、うめの母

親などから「世間に知れては、自分らの将来もあるから辛棒してくれ」と泣きつかれるので、女を許して来ました、ところが今度、要助と関係してから離縁することになりましたが、私は腹立ちから手が慄へて筆も持てぬので、妹娘の徳榮が私に代って離縁状を書いて渡しました。うめは、それをよいことにして、その日からNT方の二階で要助と所帯を持つやうになりました。そのうち、十月一日の夕方、私がうめに向つて「天榮と徳榮の二人の娘はすでに縁づいてはゐるが、私生児となつてゐるから、アレを庶子として結婚届を出してやりたい」と申しましたところ、うめは「せきせきと勸進帳の安宅の関ぢやアあるまいし」と不貞腐れをいっただので、ツイ出刃庖丁を振り廻すこととなりましたが、決して殺す気はありませんでした」と答へて、午後一時休憩。

二階へあがれば、下から狸燻べ

非常に困りました

二時続開、証人として出廷した被告安太郎の内縁の妻であつたITうめ(四十四)は、見醜い愛欲生活を認めたのち、「MMとNT方の二階を借りるやうになつてからは、安太郎も気を悪くしてゐたことは相違なく、私らが二階へあがれば梯子を外したり、毎晩のやうに階下で線香その他のものを夜があけるまでどんく燻べて、私らがろくく寝つかれぬほど狸燻しをかけて困らせました」と満廷を笑はせ、

被告の姉娘である□□町□丁目NG卯之助方IT天榮(二十二)は、「父の安太郎は、母と別れてからよく私の方へ参りましたが、いつも「もうあんなものは諦めた、お前らのことも

あるから、決して短気のことはせぬと申し立てをりました」と答へ、
ついで、□□町□丁目NT小うめ(四十二)、県立神戸病院の小西修一郎医師の審問があり、立会検事、弁護士の見解陳述につき、裁判長は、説示後問書を發した。

2 「大阪朝日神戸版」昭和四年二月一九日

陪審公判で傷害罪となる

□□の内縁妻斬り事件

懲役四月求刑

佐用郡□□村生れ、当時神戸市□□町□丁目NT方仲仕AD安太郎(五十五)が、十月一日、多情な内縁の妻を殺害せんとして果さなかった殺人未遂事件の陪審裁判が、十八日午前十時から、神戸地方裁判所の陪審法廷で、加藤裁判長係り、遠藤検事立会、淡路弁護士並に眞桐正義ほか十一名の陪審員と補充員一名列席の下に開廷された。型の如き身許調べと公訴事実の陳述につき、

被告は、「内妻ITうめ(四十四)と同棲二十六年に及んだが、所帯持が悪い上に若い男を欲しがる厄介な妻は、四人も情夫を拵へた。併し、三人の娘の諫止で、都度女を許して来たが、遂にMM要助(五十五)と関係したのを機に離縁した。併し、女はそれをよいことにして、NT方の二階に所帯を持ち、兇行日の夕方、既に嫁してゐる二人の娘を庶子に入籍したいと相談したが、「せきく」と勸進帳の安宅の関ぢやあるまい」と茶番口を吐いたのでツイ出刃を揮つたが殺す気はなかつた」と殺意を否認し、午後二時休憩、二時続開。

証人として出廷した当のうめ(四十四)は、醜い愛欲の生活を認めたのち「要助と二階借したのが安太郎の気を悪くしたに相違なく、何時も下から梯子を外したり、線香で下から燻べ立てたりするので、寝られずに困つた」と満廷を笑はせ、

被告の姉娘、□□町□丁目NG卯之助方IT天榮(二十)は、「父は、母の事は諦めたから、決して短気なことはせぬといつてゐた」と答へ、

ついで、□□町□丁目NT小うめ(四十二)、県立神戸病院小西修一郎への審問あり、弁護士の意見開陳ののち、裁判長は説示後問書を發した、

主問 被告はITうめを殺害する意思で出刃庖丁で斬りつけたが他人に阻まれて殺害するに至らなかつた事実あるか

補問 もしさうでないならばうめを殺す考へなく斬りつけて負傷させたものであるか
かくて六時小憩、陪審員の評議に入り、六時半三度開廷。陪審員は、主問に対ししからず、補問に対ししかりと答申をなし、裁判長これを至当と認めて採用し、弁論に入つて、遠藤検事は、陪審員の答申にもとづき傷害罪として、被告に懲役四月の刑を求め、淡路弁護士酌量減刑論があつて、七時過ぎ閉廷した。判決は、来る二十三日言渡しのはず。

3 「神戸新聞」昭和四年二月一九日

安宅のセキで笑はせた、不貞刃傷の陪審廷

二十六年添うた浮気な女房へ

娘に三下り半を書かせた仲仕

暮れの法廷を賑した陪審裁判——神戸地方裁判所で本年最終の陪審が、十八日、加藤裁判長かゝりで開廷された。事件は、神戸市□□町□丁目□□労働下宿NT其三郎方止宿仲仕AD安太郎(五五)が、廿六年も連添った内縁の妻ITうめ(四四)が同宿の仲仕MM要助(五五)と密通し、同じ家棟に睦しく所帯したのに業を煮やし、去る十月一日夕方、酒を呷つてうめを出刃庖丁で滅多斬りにした殺人未遂で、法廷で殺意を否認したゝめ、陪審に附せられたものである。

陪審員は、養老町二丁目二会社員眞桐正義氏(四〇)ほか十二名、午前十時開廷、安太郎の事実調べが行はれ、同人は、「うめとの間に娘ふたりもあり仲も悪くなかったが、根が淫奔な女で、私の目を掠めて密夫三人まで拵へ、活動や買物食ひに金を費ふ困った代物であったが、辛抱してゐた。それに最近、MMと私通したので離縁することになり、九月二十五日、妹娘のとく多(二九)に三下り半を書かせて渡したところ、うめはMMと私の下宿の二階で同棲し、これみよがしの態度を示しました。私は、うめとの仲のふたりの娘の籍のことでうめと口論し、酒の勢ひで家の前の塵箱に腰かけてゐたうめを斬りつけましたが、殺す気ではありませんでした」と犯意を否認し、女への面当てに階下で線香をやたらに焚いて燻り攻めにした事実や、戸籍のことどうめが「籍々とやかましい、勸進帳の安宅関の関ではあるまいに」と食つてかゝつて、無性に腹が立ったなど告白して満廷を笑はせた。昼食休憩後、証人調べに入り、

当の被害者うめ、被告の姉娘IT天恵(三三)、被告の同居人NTこむめ(四二)および被害者の手当をした県立病院医師小西修一郎氏らの興味ふかい証言があり、立会遠藤検事、弁護士淡路健治氏の各意見陳述あり、裁判長の説示があつて、左の問書が陪審員に発せられた

た

補問に答へて「然り」

求刑四月

問書

主問 被告人AD安太郎は十月一日ITうめを殺害する意思を以て出刃庖丁にて同人に斬り付けたが人に阻止せられたため殺害するに至らなかつた事実ありや

補問 若し然らずとせば同日うめを殺害する意思なくうめを出刃庖丁をもって斬付け負傷せしめた事実ありや

陪審員は、評議室にはいり、約卅分評議を凝らした結果、陪審長荒田町三丁目二〇二の三〇質商高見慈教氏(六三)が答申書を提出し、仁科書記がこれを朗読する、即ち主問は「然らず」、補問「然り」であつて、被告の犯行は殺人未遂でなく傷害と認めたものである。被告人は、この時思はず感激の色を全面に漂はした。裁判所もこの答申を採択し、検事は改めて論告し、懲役四月を求刑、弁護士の弁論があつて閉廷した、時に午後七時十分前。判決は、来る二十三日。

4 「神戸又新」昭和四年二月一九日

殺す気でなく、懲らしめにやった

被害者の性行までも洗ひ立てる

近所のMM要助といふ男と姦通した妻I T うめ(四四)を離縁したところ、二人はそれをよいことにして、自分の借りてゐる家の二階を借りて同棲し、あてつけがましく円満ぶりを見せつけるので、憤り去る十月一日夕方、出刃庖丁で斬りつけたが、殺害の目的を達し得なかつたといふ、県下佐用郡□□村□□四□□生れ、神戸市□□町□□丁目□□□NT甚三郎方仲仕AD安太郎(五五)にかゝる殺人未遂事件の陪審裁判は、十八日午前十時から、神戸地方裁判所で、加藤裁判長かゝり、遠藤検事、淡路弁護人列席、陪審員として神戸市養老町二丁目二会社員眞桐正義氏(四二)ほか十二名、補充陪審員として神戸市大日通七丁目一四白米商杉山寛之助氏ほか一名も立会の上開廷された。

先づ、型のとほり身許しらべ及び検事の公訴事実の陳述があつて、事実調べに入る、裁判長の訊問に対して、

安太郎は、「うめとは私が三十歳でうめが十九歳の時結婚したが、大へん淫奔で、これまで要助のほか三人も男をこしらへ、若い男を見るとすぐ好きになり、金と暇があれば活動写真を見、買喰ひをしてゐた」と、先づ元の内縁の妻で被害者の性行をあらひたてゝ、さらに「そんな有様で、本年九月二十五日別れたが、其時私は腹が立ち手がふるへて三下り半が書けず妹娘のとくゑ(二九)に代筆させた。別れた後、うめはそれを好いことにして、二階で所帯を持ったので、安線香をもつて下の間からくすべたてたこともあつた。兇行の日は、子供の戸籍の事を私がいふと、うめは「籍々云ふな、勸進帳の安達の関ではあるまいし…」と馬鹿にしたので腹が立ち、新開地で酒を一升ばかりあふり、その元気で出刃を

揮つて斬りつけたが、殺す気もなく懲らしめてやったら、あやまるだらうと思つてやった」と殺意を否認した。正午、一先づ休憩、午後一時半再開。証人として、当の女I T うめ、被告の娘I T 天榮、被告と同居人NTこむめ、手当をした医師小西修一郎氏らの取調べがあつて、

遠藤検事は、詳細にわたつて被告に殺意があつたことを論じ、淡路弁護人はこれを駁し、加藤裁判長の説示があつた。

5 「大阪朝日神戸版」昭和四年一月二四日

内妻斬りは刑を猶予さる

検事も上訴権放棄

既報II本籍佐用郡□□村字□□生れ、当時神戸市□□町□□丁目NT其三郎方仲仕AD安太郎(五十五)が、さる十月一日午後六時ごろ、浮気な内縁の妻I T うめ(四十四)の背腰などに斬りつけて治療二週間の傷を負はせたといふ殺人未遂被告事件は、その後被告安太郎からの請求によつて陪審に附せられ、神戸地方裁判所加藤裁判長のかゝりで審理中のところ、十八日開かれた公判で、陪審員から「安太郎はうめを殺す気で斬りつけたものでない」との答申があり、

その結果、加藤裁判長は、二十三日安太郎に対し、傷害として「懲役四年に処し、三年間刑の執行を猶予すべき」旨の判決を言渡したが、この判決に対し、検事も被告安太郎もともに上訴権を抛棄したので、こゝに刑の確定を見ることとなり、安太郎は他に縁づいて

ある天榮、徳榮らの娘たちに迎へられて、神戸刑務所橋支所をでた。

6 「神戸新聞」昭和四年一月二四日

前妻斬りに執行猶予の判決

親切な裁判長の申渡しに
伏し拝んだ被告出獄

二十六年連添うた内縁の妻ITうめが同宿の男と密通し、場所もあらうに同じ屋棟に所帯をもつのに腹をたて、私生児の籍のことで喧嘩して、去る十月一日出刃でうめを刃傷した、神戸市□□町□丁目□□□労働下宿NT其三郎方止宿仲仕AD安太郎(五五)の陪審裁判は、去る十八日、神戸地方裁判所加藤裁判長かゝりて開廷され、陪審員は「殺意なく傷害だ」と答申し、検事は懲役四月を求めたが、

その判決が、廿三日午前十時、同裁判官から「懲役四年但し三年間刑の執行を猶予す」と言渡された。裁判長は、温顔に懇々と将来をいましめ、かつ刃傷の原因となつた私生児の戸籍の件で、庶子になほす手続きまで親切の教へたので、被告は裁判長をふし拝むばかりに感激してゐた。なほ、執行猶予の判決により、検事から早速釈放の手続きをし、安太郎は久しぶりで出所した。

7 「神戸又新」昭和四年一月二四日

姦婦斬りへ懲役四月の判決

三年間執行猶予の言渡し

たゞちに釈放さる

妻が淫奔なので離縁したところ、それをよいことにして、厚かましくも姦夫と一緒に、自分の借りてゐる家の二階に同棲したので憤り斬りつけた、神戸市□□町□丁目□□□NT其三郎方仕AD安太郎(五五)にかゝる殺人未遂事件は、このほど神戸地方裁判所の陪審公判で傷害罪とみとめられたことは、既報のとほりであるが、

二十三日、かかり加藤裁判長は、被告に対し懇々直接行動の不心得をさとし、懲役四月三年間刑の執行を猶予する旨、同情ある判決をいひわたした。一方、遠藤検事は、直ちに釈放指揮をしたので、被告は午後三時久しぶりで明るみへ出で、正月を我家で迎へる歡びにほゝゑみながら、二人の娘に迎へられて出獄した。

⑥放火未遂被告事件昭和五年二月二八日判決

1 「大阪朝日神戸版」昭和五年二月二五日

怨みを抱く少年が放火したと

放火の犯行を全然否認す

今年初の陪審公判

神戸市□□町□丁目酒醬油小売商MK重太郎(三十三)にかゝる放火未遂被告事件は、今春はじめての陪審として、二十四日、神戸地方裁判所で公判が開かれたが、一般傍聴席は県

立高女の見学生その他で満たされた。定刻九時陪審員の構成を終り、相生町四丁目印刷業松本熊次郎（五十）ほか十三名の正、補充陪審員の着席をまち、

立会眞野検事の「被告章太郎は、昨年八月中旬内縁の妻であったKMこと、別れ、爾来独身であったが、十一月中旬、奈良県北葛城郡□□町からSGすゑ（三十三）を迎へることとなり、同月三十日、結納金百三十円を渡すべく約したけれども、その調達に困つた結果、かねて家財商品などをTK動産火災に入れてゐることを想ひ起し、自宅に放火して保険金一千円を騙取する目的で、同月二十九日午前三時ごろ、自宅奥六畳の間に石油を注いで放火したが、猛烈な火勢に恐れ自ら座布団で火を消し止めたものである」旨の公訴事実の陳述につき、

被告重太郎は、裁判長の審問に対し、「諸所に七百円ほどの借金があつて、結納金に困つてはをりましたが、火を放けた覚えはありません。火事のあつた前日、西□□町□丁目MM杉松方で一斗入りの石油缶を買つたのは事実ですが、それも焚付けやら、自転車の錆落しに使ふために買ったものに相違ありません。警察で放火したやうに申したのは、刑事に殴られた結果、公判で明りを立て、貰はうと考へて心にもないことを申しに過ぎず、火を放けたのは、かねて知つてゐる遠藤忠雄（十四）——仮名——です。それは、かつて私のところのローラー・スケートを盗んだことがあり、交番で調べられて以来、私を怨んでをりました。が、当夜遂に放火したものです」と罪を忠雄少年に塗りつけて、犯行を全然否認した。

午後二時小憩後、証拠調べに入り、問題の石油缶や、火を叩き消した座蒲団などが持ち出され、証人として出廷した元の内縁の妻KMこと（四十三）やSGすゑと媒酌に入ったFM芳松、林田署の宮地三次郎巡查など、八人の証人調べがあり、立会検事および被告並に島田弁護士の見解の陳述があつて休憩した。

ついで、加藤裁判長は、説事後、左の問書を発し、陪審員の評議に入った、時に九時、問書 被告は神戸市□□町□丁目□□番屋敷平屋建二戸一棟を焼く目的で石油に点火したが自分の意思で消止めたか否か。

2 「大阪朝日版」昭和五年二月二十五日

結納金に窮して放火した青年の公判

否認したが懲役三年を求刑さる

本年初の陪審裁判

神戸地方裁判所における本年度はじめての陪審である、神戸市□□町□丁目MK重太郎（三十三）にかゝる放火未遂事件の公判は、二十四日午前九時から、刑事二部加藤裁判長係で開かれた。被告は、奈良県北葛城郡□□町からSGすゑ（三十三）を娶るに際し、百三十円の結納金に窮した結果、かねて契約あるTK動産火災から一千円の保険金を騙取すべく、昨年十一月二十二日未明三時ごろ、奥三畳の間に石油を撒いて放火したが、猛烈な火勢に恐れ自ら消止めたといふ筋道を全然否認し、元内縁の妻であったKMこと（四十三）ほか七人に対する証人調べ、検事、弁護士の意見陳述につき、裁判長は説事後、「被告は自宅に火をかけたが、自己の意思で消止めたかどうか」との問を發し、陪審員はこれに対し「然り」との答申をなし、立会眞野検事は、懲役三年を求刑、島田弁護士の酌情論があつて、午後十時閉廷。判決は、来る二十五日。

3 「神戸新聞」昭和五年二月二十五日

「警察で殴られて嘘を自白したのです」

女学生たちも傍聴を賑はして

けふ放火犯の陪審

神戸地方裁判所における六回目の陪審で、今年の初陪審裁判は、結納金に窮して保険金目当てに放火（未遂）したといふ、神戸市□□町□丁目□□酒醤油小売商MK重太郎（三三）を法廷に上して、廿四日、加藤裁判長、眞野検事、島田官選弁護士、時水伊平治氏以下十四名（二名は補充）の陪審員列席、県立第一高女二年生や婦人の一団など賑やかな傍聴人が詰蒐けるうちに開廷された。

被告の公訴事実によると、「重太郎は肩書地の平屋建借家で酒醤油の小売を営んでゐたが、昨年八月内縁の妻KMこと（四三）と別れ、同十一月中ごろ、FM芳松の媒酌で奈良県下□□町からSGすゑ（三三）を妻に貰ふこととなり、結納金百卅円を渡す約束をしたが、借金が七百元余りあつて、結納金の工面が出来ぬので、かねて加入してゐる自宅の動産火災保険の保険金一千円に目をつけ、十一月廿八日、西□□MM油店から石油一斗缶入を買ひ、同夜午前三時ごろ、自宅奥六畳の間の隅に石油を打撒け、放火したが燃え上がる火勢に怖くなり、座蒲団で消止めたといふにある」が、性来吃の被告は、セキ込むと盛に吃りながら犯行を全く否認し、決して私が放火したものではありません、誰れか裏口から忍入り台所にあつた石油を流して放火したもので、私が消止めました。その泥棒は、隣家のKD方の

息子利夫（二五）＝仮名の所為らしく、予て私方のスケートを盗んだので咎めたことから、私を大へん恨んでをりました。なほ、石油は自転車の錆びを落したり、焚付に用ひたりするために買ったものです」と弁解し、「これまで一部自白したのは、警察で宮地といふ人から数回殴られたので、余儀なく自白したのです。裁判長だけは公平ですから、裁判を待つてゐたのです」といひ、

ついで証拠調しらべに入り、午後は八名の証人しらべに入る。（以下朝刊）

陪審員 △川辺郡園田村富田時水伊平治（四九）△神戸市相生町四丁目松本熊治郎（五二）△東須磨須磨川町角野實雄（三四）△武庫郡良元村伊志庄治留吉（四五）△神戸市宮本通三丁目富士川甚吉（四八）△同小河通三丁目佐藤正虎（四二）△川辺郡稲野村昆陽梶本久吉（四八）△神戸市兵庫相生町四丁目山田力松（五七）△同御幸通八丁目北野團次郎（五二）△同市笠松通七丁目佐伯官吉（六二）△明石郡魚住村西岡原田誠二（三三）△多紀郡味間村味間岡本葛藏（三二）
補充員△明石郡押部谷村成清市之助（四五）△同郡林崎村藤井政治

4 「神戸新聞」昭和五年二月二十五日

私には罪があつて、殴つた刑事は無罪か

放火未遂事件の陪審公判で

被告答申をなげく

夕刊つゞきMK重太郎の放火未遂事件陪審公判は、二十三日午後続行、証人で被告の元内妻KMこと（四三）はじめ、被告が放火の真犯人だといふKD利夫の母みつ子（三〇）、検

挙げた林田署の宮地刑事ほか五名が、順次訊問を受け、肝腎のみつ子は「火事の晩息子は家に寝てゐた」といひ、刑事も、立派に被告の犯行で、殴って自白させたことはないと言つて証言し、被告は「チ、違ひます」と吃りながら、躍起になって弁解した。午後四時、事実並に証拠しらべを終り、

眞野検事は有罪意見、島田弁護人は無罪意見を各陳述し、裁判長の説示があり、左の問書が陪審員に発せられた。

問書

被告人は□□町□丁目□□の平家建を焼く目的で石油に火をつけたが自己の意思で消止め焼くに至らなかつたものなりや。

かくて、陪審員は、評議室に退き陪審長をえらんで凝議したが、評議一時間、陪審長山田力松氏から答申書を提出、仁科書記は「然り」とこれを朗読した、即ち陪審員は有罪の答申である、被告はチラと顔色をかへた。

裁判所はこの答申を採択し、改めて検事の論告があり、懲役三年を求刑、弁護士は酌情論をのべ、閉廷せんとするや、被告は「私を殴つた刑事に罪がなく、私が懲役とは……」と執拗に恨み言をのべた。

かくて、午後十時閉廷、来る廿八日午前十時判決言渡し。

5 「大阪毎日」昭和五年二月二五日

保険金欲しさの放火公判

三年を求刑

結納金に窮し保険金詐欺の目的で自宅に放火した、神戸市□□町□丁目□□、MK茂太郎(三三)にかゝる放火未遂被告事件の陪審公判は、廿四日午前十時から、神戸地方裁判所加藤裁判長係、眞野検事立会、島田弁護人列席のもとに開廷。陪審員は、凝議の結果、有罪尾答申をした。

裁判長はこれを採択し、立会検事は懲役三年を求刑、午後十時閉廷したが、判決は廿八日。

6 「神戸又新」昭和五年二月二五日

自分の放火ではない、恨みをもつ不良の仕業だ

あくまで犯行を否認し続ける

結納金が欲しいための放火事件の被告

けふ陪審公判ひらかる

結納金ほしさに金二千円の保険金を詐取せんと自宅に放火した、神戸市兵庫□□町□丁目□□酒醬油小売商MK重太郎(三三)にかゝる放火未遂事件陪審公判は、二十四日午前十時から、神戸地方裁判所刑事第二部加藤裁判長係、眞野検事ほか、正補十四名の陪審員、島田官選弁護人列席の下に開廷。傍聴席には、県立第一高女生約二百名、その他父兄会員多数が耳をすましてをる。

「昨年八月中頃、被告三木重太郎は、内縁の妻と別れ独身生活をしてゐるうち、十月末になつて、知人のFM芳松の媒酌で、奈良県北葛城郡□□町SGスエ(三三)を妻に迎へるこ

とに話がまとまったが、その結納金百三十円を同月三十日まで手渡すことになったところ、同人にはそれまで八方に借銭があって、その調達の見込みがたゞなかったため、TK動産火災保険会社にかけてゐた金一千円の動産保険金を詐取して、これにあてようと企み、十一月二十八日、神戸市西〇〇町〇丁目油商MM杉松方で石油一斗を買ひもとめ、二十九日午前三時ごろ、自宅奥六畳の間へ放火したが、火勢が強かったために急にオチ気づいて座蒲団で消しとめた」といふ犯罪事実の訊問に対して、

被告は借金のあったこと及び縁談のあったことはみとめたが、放火した覚えはないと犯罪事実を否認し、石油は自転車のサビをとるために買ったもので、出火の原因については自分に怨みをもつ近所の不良少年某が放火したものであると申し立てた、午後一時休憩のうへ、ひきつゞき八名の証人調べに入る筈である。

7 「大阪朝日新聞」昭和五年二月二六日

放火未遂の陪審公判

懲役三年の求刑

昨報〓二十四日朝九時から、神戸地方裁判所で開かれた、神戸市〇〇町〇丁目酒醬油小売商MK重太郎(三十三)にかゝる放火未遂の陪審公判は、同夜八時、事実と証拠調べを終り、検事および弁護士の見陳述後、裁判長は陪審員に対し事実や証拠について説示をなしたうへ、左の問書を發した。

主問 被告は〇〇町〇丁目〇〇番屋敷所在の平家建二戸一棟を焼く目的で石油に点火しただけでも被告の意思で消止めて焼くにいたらなかったものか。
右に対し、陪審員は、評議のち「然り」との答申をなし、立会眞野検事はこれに本づいて懲役三年の刑を求め、島田弁護士の酌情論があつて、同夜十過ぎ閉廷した、判決は来る二十八日。

8 「大阪朝日」昭和五年三月一日

放火した男の判決

懲役二年六月

妻として奈良県北葛城郡〇〇町からSGすゑ(三十四)を迎へることとなつたが、百三十円の結納金に窮し、東京動産火災から千三百円の保険金を騙取すべく、昨年十一月二十九日午前三時ごろ、自宅に放火した、神戸市〇〇町〇丁目MK重太郎(三十三)にかゝる被告事件は、さきの陪審で「放火は被告の所為だ」と確定したが、二十八日、かゝり加藤裁判長から懲役二年六月(未決拘留五十日通算)に処すべく判決の言渡しがあつた。

⑦殺人未遂被告事件昭和五年一月一日判決

1 「神戸又新」昭和五年一月六日

久しぶりの陪審裁判

けふ開廷の淡路の殺人未遂

最近殆ど行はれなかった陪審裁判が、明六日午前十時から、神戸地方裁判所刑事一部友眞裁判長係、熊谷弁護士列席の上、開廷されることとなった、——三原郡□□村□□内□□農Y Y孝義(二三)にかかる殺人未遂事件がそれで、同人は居村のKM喜一妻こゆきと醜関係をむすび、喜一が邪魔になるところから、本年三月一日夜、喜一の熟睡中首をしめて殺害しようとして果さなかったといふのが、公訴事実であるが、目下裁判所では陪審員の呼び出しその他準備に多忙を極めてゐる。

2 「大阪朝日新聞」昭和五年一月七日

殺されかけて漸く知った妻の不貞

今年度初の陪審で

裁かるゝ殺人未遂の姦夫

神戸地方裁判所における本年度はじめての陪審事件である、淡路三原郡□□村字□□内農Y Y孝義(二三)にかゝる殺人未遂被告人の公判は、六日午前十時半から、刑事一部友眞裁判長のかゝり、遠藤検事立会、熊谷弁護士並に△神戸市北逆瀬川町羽田種二△武庫郡御影町字瀬中殿村善四郎△姫路市天神町長谷川信次△加古郡加古川町字家町黒田源藏△尼崎市東御園町早助政次郎△川辺郡小田村杭瀬字高田西元勝三郎△神戸市荒田町二丁目仲伊三郎△武庫郡住吉村字中島淮田新一△明石市字中町荒木精重△姫路市龍野町一丁目鈴木藏治△明石市字西魚町小川常次郎△神戸市下山手通三丁目西村重吉および加東郡社町肥田耕次△多紀郡篠山町東新町萩原林三郎以上十四名の陪審正補充員列席のうへ開かれた。

定刻、立会遠藤検事は、「被告孝義は、同村貝卸職KM喜一(二七)の妻(こゆき(二三)と醜関係を結ぶうち、夫喜一をなきものにせんと、去る三月一日午前一時ごろ、喜一の熟睡中を襲ひその頸を絞めて殺害せんとしたが目的を果さなかった」との公訴事実を陳述してのち、審理に入ったが、

被告孝義は、「私は七人兄弟のうち三番目で、家には田地が三町ばかりあって、村では相当地暮しをしています。こゆきとは幼友達で、喜一方へ嫁入りしてからも出入りし、昨年二月二十五日ごろ、喜一が用達しに出た留守中に関係しました。今度の事件は、かつてこゆきが「喜一さへゐなかつたら一緒にされるのに、それとも二人で家を出て一緒に暮さう」などといったことがあるので、その晩もこゆきと相談するために、喜一方の腰窓から忍びこんで電灯を消したうへ、喜一の首を絞めやうとすると喜一が起き上て来たので、持つて行った棒で殴りつけやうとしましたが、大きな声を出されたので逃げました」と答へ、

裁判長から「殺す心算で忍び込んだのか」と訊かれて、「殺す考へはありませんでした」と殺意を否認し、証拠調べに入つて、裁判長は、血痕のついた蒲団やら棒、枕、着物などの証拠品を突きつけて審問を重ねた。

ついで、証人として出廷したこゆきは、「喜一の兄の金一と関係して妊娠後、喜一に嫁ぎました。孝義さんとは、昨年八月ごろから関係しましたが、私から一緒に連れて逃げたくれとか、喜一を亡いものにしてくれとかいった覚えはありません」と答へ、更に当夜の模様について述べたのち、裁判長から「他に情夫が三、四人もあつたといふが、全く無茶苦茶なものだなア……それでも人の女房か」と極めつけられ、

被害者の喜一は、「他に情夫があらうとは知りませず、夫婦仲も良かったのですが」とて、

満廷の傍聴者を笑はせ、更に「首を閉めたり、殴ったりしたのが孝義とは知りませんでした、絞められた時は到底助からぬものだと思います」と答へて、午後零時半休憩、一時半再開。

被告の友人の父であるHK要三郎の審問につき、高部綱治警部は、被告を検挙した当時の模様につき、最後に医師島俊一に対する審問を終って、立会遠藤検事、熊谷弁護士の見の陳述あり、裁判長は、陪審員に対して事件の内容を説示したのち、左の間書を発した。

陪審員「殺意あり」

検事の求刑懲役五年

主問 被告人は殺害の目的で喜市の咽喉を絞扼したが目的を果さず逃走したものは

補問 (主問然らずとする場合) 被告は喜一を傷害したるに止まるや

この問に対し、陪審員は別室に退いて評議に移った、かくて評議の結果、陪審長を通じて「しかり」すなはち殺人未遂なりとの検事の公訴を認めるとの答申をなし、裁判長はこれを至当として採用、

論告に入り、遠藤検事は懲役五年を求刑し、これに対し熊谷弁護士の減刑論あつて、六時閉廷した。判決は、来る十一日正午言渡のはず。

3 「神戸新聞」昭和五年一月七日

枕元で殺された

夫の苦悶を寝言と

淫乱な人妻を繞る殺人未遂の

陪審公判開かる

不倫の人妻をめぐる行はれた淡路三原郡□□村□□内□□組YY孝義(三三)にかゝる殺人未遂事件の本年最初の陪審裁判が、六日午前十時半から、神戸地方裁判所陪審法廷で、刑事第一部友貞裁判長、遠藤検事係り、熊谷弁護士列席、十四名の正、陪陪審員着席開廷。被告YYは、同村KM喜一の妻こゆき(三三)と関係し、女恋しさの一念からつひに夫喜一を殺害せんと決意して、去る三月一日午前一時ごろ、同人方に忍び入り、四畳半の間に夫婦就寝中の喜一の咽喉を両手で絞め、且つ木枕で殴打して逃走したものである。

裁判長の訊問に対し、「私は七人兄弟のうち三人目で、家には田地三町ばかりあり暮しは楽です」と家庭状況を述べ、こゆきとの関係については、「幼いころからの遊び友達で、喜市方へ嫁入ってからもよく遊びに出かけた。昨年八月二十四、五日頃、喜一の不在中はじめて情交を結び、その後も引つゞき関係した」と申述べ、次いで三月一日深夜の兇行のときは、「こゆきが、度々喜一さんさへなかつたら、二人が一緒になれるのに——と云つてゐたので、あの晩もその相談をするために、腰窓から忍び入り、夫婦が寝てゐたので、電灯を消し、まづ首を絞めると喜一が起き上つたので、更に持つて行つた棒で殴りつけようとする、大声で叫んだので逃げ出した」

「首を絞めたのは殺すつもりだったにか」と訊かれ、「いえ、違ひます」と否認し、「では、何の目的でやったもか」と突つ込まれて答へない、

「それから自殺を図ったのは?」、「喜一が死んでゐるものと思ひ、皆に済まぬと考へたからです」。

「被告はこゆきが好きだったのか」、「ハイ……ですが、今ではあきらめてゐます」と述べ、血痕の附着の下蒲団や木枕、棒など証拠品を示して、本人の訊問を終り、ついで、本件の主要人物こゆき(二二)が派手な銘仙の着物に束髪姿で証人として出廷、

「その方は、昭和三年八月ごろ、喜市の姉婿と関係して妊娠し、そのまゝ喜一と結婚したといふがどうか」、「ハイ」と認め、

「喜一は承知してゐたか、子供は生れて間もなく死んだといふことだが、違ひないか」、「ハイ、去年の四月男の子が生れてぢき死にました」、

「YYのほかにも、三、四人の男と関係があつたか」といちくく相手の姓名を読みあげて訊く、「ハイ……」とこれも認め、

「人妻の身として、婦道に背くこと沙汰の限りではないか」と叱る、「喜一さんがゐなかつたら……とYYに話したことはあるか」、「そんなことはありません」、

「喜一さんをないものにしてしよう……と相談したことは?」、「ありません」、
「二月二十八日夜、YYが来るといふ相談をしたか」、「ありません」、

「兇行当時の模様はどうであつたか」と問はれて、「喜一さんがウン／＼云つてゐるのをききました、寝言を云つてゐるのだと思ひました、眼を開けると電灯が消えてゐるので、何がどうなつてゐるのかわかりませんでした、灯がついてから、はじめて知つたので、首を絞られてゐる事も、殴られてゐる事も相手が誰であつたかもすべてそのときは知りませんでした」と答へ、

被害者の証言

つゞいて被害者喜一(二二七)が出廷、

「こゆきが義兄の胤を宿してゐるのを承知してゐたか」、「ハイ、知つての上です」

「ほかの男と関係のあつたのは?」、「知りません」

「夫婦仲は?」、「良う御座いました」

「首を絞められた当時のことを詳しく話してみよ」と云はれて、「苦しいので眼をあけますと誰か二度ばかりザラ／＼したもので首を絞めました、もうあかんと思つて大声で叫ぶと賊は逃げ出したので二、三町追っかけて行きましたが、姿を見失つてかへつて来ました、電灯が消えてゐたので、何もわかりませんでした、カンテラを灯してから顔や首から殴られて血が流れてゐるのをはじめて知りました、明るくなつてから警察へ訴へて出たのです、相手は誰だか無論知りませんでした」と述べ、正午休憩、午後引つゞき証人調べを続行した。

4 「神戸新聞」昭和五年一月七日

冗談や脅かしに、首をしめるものか

陪審法廷の淡路殺人未遂犯人

懲役五年求刑さる

(夕刊所報) 神戸地方裁判所陪審法廷に於る友眞裁判長、遠藤検事係、兵庫県淡路三原郡□□村□□内□□組農Y孝義(三三)に係る殺人未遂事件陪審公判は、六日午後二時から続行。

証人として出廷した同村の被告人友人HK要三郎は、被告の素行につき有利な証言をなし、高部綱治巡査は、逮捕当時の模様を述べ、医師島俊一は、被害者KM喜一の傷を診察した状況について、「首には別に傷は認めなかった」と答へ、証人調を終り、

次いで、遠藤検事は、起訴事実につき、「被告は殺意を否認してゐるが、仮にも人の首を絞めるなど云ふ事は、冗談や脅かしにやるべきものではない、本件は殺害の目的であつたと解釈するのが常識に合致した観察であらう」と説明し、

次いで、熊谷弁護士は、「準備手続以後、当法廷でも述べてゐる被告の陳述が真実で、殺意は全くなかつたものである」と強調した。

斯くて、裁判長は、陪審員に対し説示の後、左の問書を示した。

主問

被告人は兵庫県三原郡□□村□□内□□組KM喜一の妻こゆきと醜聞関係あり恋慕の情深く遂に喜市を殺害せんと決意し昭和五年三月一日午前一時ごろ喜一方腰窓より忍び入り同家中の間四畳室に熟睡し居たる喜一の咽喉を両手を以て強く絞扼したるも目的を果さず、逃走したるものなりや。

補問

主問を然らずとする場合、被告人は右日時場所においてKM喜一を傷害したるに止まるや。

陪審員は、評議室に退き意見を纏めて入廷し、陪審員長准出新一氏から主問に対し「然

り」、即ち殺害の目的であつたとの答申をなし、

遠藤検事は、論告の後、懲役五年を求刑、熊谷弁護士の減刑論あつて後、判決は来る一日と決定して、五時閉廷した。

5 「神戸又新」昭和五年一月七日

殺意を否認する、殺人未遂の姦夫

夫さへなくばの姦婦のことは

陪審裁判ひらかる

同じ村に住む貝ボタン職KM喜一(二七)の妻こゆき(三三)と醜聞関係をむすぶうち、喜一が邪魔になるところから、去る三月一日午前一時ごろ、喜一の熟睡中を襲ひ首をしめて殺害しようとしたが目的を達しなかつた、三原郡□□村□□内□□農YY孝義(三三)にかゝる殺人未遂被告事件の陪審裁判は、六日午前十時半より、神戸地方裁判所において、刑事第一部友眞裁判長かゝり、遠藤検事立会、熊谷弁護士列席、羽田種二氏ほか十一名の正陪審員および二名の補充陪審員等着席の上開廷。傍聴席には、多数の傍聴人がぎっしりつまつてゐた。

被告孝義は、木綿茶堅縞の袴を着して、きよとんとした瞳をしばたゞき、被告席に立つた。先づ、型のとほり身許調べがあつて、遠藤検事より公訴事実の申立があつて、事実調べに入つた。

「私は七人兄弟のうちの三番目で、家には田地が三町ばかりもあつて、暮しは裕福であ

った。こゆきとは幼いころからの友達で、二、三年前喜一の元へ嫁入りしてからもよく出入りしてゐた。関係したのは、昨年八月廿四、五日ごろ鶏を喜一のうちで一緒に食った時で、丁度喜一が用達に出かけて留守の間であった」と、彼は先づこゆきと関係するまでのいきさつを物語り、本年三月一日の兇行については、「こゆきが、たびたび（喜一さんさへみなかったら、二人一緒になれるのに……一緒に家出しよう）と申しますので、その夜も相談すべく同家へ腰窓からのび入った。夫婦が帰つてゐたので電灯を消して、先づ首をしめようとする、喜一がおき上つたので、さらにたづさへて行つた棒で殴りつけようとしたが、大声で叫ばれて逃げ出した」と述べ、

裁判長から、問「喜一さんさへみなかったら……といふこゆきの言葉から殺すつもりで喜一方へ忍入り首をしめたのではないか」と追及され、「殺すつもりではなかった」と殺意を否認し、さらに、問「首をしめると死ぬるといふことが判らぬのか、殺すつもりでなかったのなら何の目的か」と畳みかけられるや、被告は黙して語らなかつた。続いて、犯行後しばしば自殺を企てたといふ点については、「喜一さんや、その家族の人にすまぬと思つて……」とうなだれた。

斯くて、血のついた喜一方のふとん、着物をはじめ枕、棒など証拠品を突きつけての証拠調べがあり、検事、弁護士から二、三の質問があつた。

供述を翻した姦婦、被告をかばふ

外に情夫を三人も、もつてゐた乱倫の女

続いて、証人調べに入り、まづ喜一の妻こゆきは、たづねられるまゝに夫喜一の兄の金一さんと関係し妊娠の身で喜一に嫁ぎました。孝義さんとは、昨年八月ごろから関係して居たことは間違ひありません。初めは好きでしたが、今では全く嫌ひになりました、私から、孝義さんに連れて逃げてくれとか喜一を亡きものにしようなど頼んだことはありません。三月一日の夜忍び込んだ者は、孝義さんだとは知りませんが、喜一が首をしめられたり、木枕で殴られたりしたことは知つて居ます」と、予審廷での――しのび込んだ者は、初めから喜一であると知つてゐた――との供述をひるがへして、孝義をかばつた。

続いて、裁判長から、「お前には孝義のほかはまだ三人情夫があつたといふではないか」と突き込まれ、答弁に困つたが、するどく追及されてやつと一切を自白し、裁判長から、「お前は全くムチャクチャだね……それでも人の女房か……」とこきおろされて、真赤に顔をほてらせた。

ついで、証人KM喜一は、「こゆきが他に情夫があらうとは知らず、夫婦仲は大へんよかつた。三月一日午前一時ごろ、私の首をしめたり殴つたものがあつたが、孝義さんか誰かわからなかつた。首をしめられた時は、苦しくて逆も助からぬと思つた。顔の負傷は、その男が逃げてしまつて初めて気がついた」と述べ、孝義の犯行を裏書きする証言をした。

時に午後零時半、昼食のため一先づ休憩となり、午後二時より再開。引づき被告人の友人の父HK要三郎、市村署員高部綱治、医師島俊一らの証人調べがあつて、裁判長の説示、陪審員の合議、答申等に入るはず。

6 「神戸又新」昭和五年一月七日

陪審員一同が殺人未遂を認む

被告人の情状は許しがたいと

懲役五年を求刑

(夕刊つゞき) 淡路三原郡□□村池の内農YY孝義(三三)にかかる殺人未遂事件の陪審裁判は、六日午後二時より、神戸地方裁判所友眞裁判長かかり、遠藤検事立会、熊谷弁護士、各陪審員列席の上再開、午前に引つゞき、証人調べに入る。

先づ、被告人孝義を取調べた市村警察署々長高部綱治氏は、被告人を検挙するまでの捜査状況を、被害者喜一の傷を診察した医師島俊一氏は、頸部に傷がなかったこと等を、被告の友人の父HK要三郎は、被告の素行その他について何れも証言した。

ついで、犯罪事実についての弁論に入り、遠藤検事、捜査当時の状況、記録に現れた証拠等を指摘し、殺人未遂罪としての証拠は充分であると主張し、熊谷弁護士は、検事の所論を駁して、殺意ありと認めるは不当であると弁論した。

かくて、友眞裁判長は、検事主張の被告に不利益な点と、弁護士主張の被告に利益な点とを列挙して陪審員に説示をなし、次のとほりの問書を発し、三明書記をして朗読せしめ、各正陪審員は、評議室に退き問書に対し評議に入った。

主問 被告人はKM喜一の妻こゆきと醜関係あり恋慕の情深く終に喜一を殺害せんと決意し、本年三月一日午前二時頃喜一方腰窓より忍入り、同家中の間四畳室に熟睡し居たる喜一の咽喉を両手を以て強く絞扼したるも目的を果さず逃走したるものなりや

補問 (主問を然らずとする場合) 被告は右日時場所に於てKM喜一を傷害したるに止ま

るや。

協議室に入った陪審員は、直ちに陪審長として淮田新一氏を互選し、協議の結果主問に対し(しかり)と答申した、即ち、その答申の各陪審員が、検事の公訴事実の殺人未遂を認めたものであるが、友眞裁判長は、この答申を正当なるものとみとめる旨を宣した。

続いて、遠藤検事は、他人の妻と姦通した上その夫を殺害しようとした被告人の情状は断じて許しがたい、と峻烈な論告を加へ、懲役五年を求刑し、熊谷弁護士は減刑論を述べ、午後五時閉廷した。判決言ひ渡しは、来る十一日正午。

7 「大阪朝日新聞」昭和五年一月二二日

扼殺を図った男

懲役三年判決

淡路三原郡□□村字□□内農YY孝義(三三)が、同村KM喜一(三七)の妻こゆき(三二)と私通した上、去る三月一日深更一時ごろ、喜一方に忍び入り、熟睡中の喜一の首をしめて扼殺せんとした殺人未遂被告事件は、さきに神戸地方裁判所で開かれた陪審裁判で、被告孝義は極力殺意を否認したが、陪審員から「殺意あり」と断定された事件に対し、係友眞裁判長は、十一日懲役三年(未決拘留百二十日通算)に処すとの判決を言渡された。

8 「神戸新聞」昭和五年一月二二日

殺人未遂に三年の懲役

姦通しての夫殺し

本年最初の陪審裁判を請求した淡路三原郡□□村□□内YY孝義(三三)が、かねて幼馴染の隣村KM喜一妻こゆき(二二)と姦通し、不倫の恋に陶酔せんため、夫喜一を絞殺せんとして果さなかった殺人未遂事件は、神戸地方裁判所友眞裁判長係り審理中であつたが、十一日、懲役三年未決拘留日数百二十日通算の判決言渡しがあつた。

9 「神戸又新」昭和五年一月一二日

本夫殺しに三年

けふ言渡

居村KM喜一の妻こゆきと醜関係を結び、喜一が邪魔になるところから首を絞めて殺害せんとしたが果さなかつた、淡路三原郡□□村□□内農YY孝義(三三)にかゝる殺人未遂事件は、去る六日神戸地方裁判所の陪審公判で、陪審員は殺人未遂の犯行を認め、検事は懲役五年を求刑したが、十一日、かゝり友眞裁判長は、被告を懲役三年に処し未決拘留日数百二十日を本刑に算入する旨判決をいひわたした。

⑧放火詐欺被告事件昭和六年五月一九日判決

1 「大阪朝日神戸版」昭和六年五月一〇日

但馬言葉丸出で放火を否認す

傍聴者で法廷は満員

本年度最初の陪審公判

神戸における本年度はじめての陪審裁判——美方郡□□村入江□□草持農丁為次郎(四十八)にかゝる放火および詐欺未遂被告事件の公判は、九日、神戸地方裁判所の陪審法廷で、刑事一部友眞裁判長のかかり、小泉、高橋両判事陪席、眞野検事立会、前田、深谷両弁護士列席のうへ開かれたが、一般傍聴席は二百にあまる聴衆で立錐の余地もあまさず埋尽くされてゐた。選定された陪審員は、左の通り、

神戸市夢野町三丁目会社員吉井小平、笠松通九丁目会社社員酒井淺一、浜山通五丁目会社社員土井小六、西代通三丁目鉄道学校教師笠原倉太郎、磯馴町六丁目無職岩佐藤吉、美濃郡久留美村農岩崎太一郎、姫路市坊主町会社社員塚谷清藏、同市西紺屋町洋服裁縫池田三省、飾磨郡花田村商業東郷謙次、加古郡二見町生魚商岩崎長太郎、養父郡八鹿町菓子販売業石川又助、朝来郡生野町物品販売業西賀卯之助△補充員西宮市西宮町売買媒介業日比野俊市、明石市東本町貸座敷業黒崎福藏

かくて、午前十時二十分、立会眞野検事は、「被告は、数年前から数次病気に罹り、その治療に多額の金を費消したのみでなく、病弱で家政を励むことも出来ず、借財も嵩み生計にも困るにいたり、OS海上火災と契約ある千五百円の保険金を詐取すべく、昨年七月二十日午後二時ごろ、炭焼場から吠に入れて持って帰る古粉炭の中に、炭焼竈から引き出したまゝで発火の危険ある粉炭を混入し、火を發して火災となるやうな装置を整へて放火し、自宅と土蔵の一部および木屋一棟を焼いて、保険金を騙取せんとしたが詐取の目的を遂げ

なかった」旨の公訴事実を陳述して審理に入る。

被告席に起った爲次郎は、「財産といふほどのものはなく、火災保険に入ったのは、養蚕どきの火が怖いためです。七、八年前肺炎にかゝり、豊岡の病院へ入ったりして四百円ほど、一昨年辜丸炎を病って百円ほど費った、ほかには昨年旧の三月十日娘のけいにNM岩治といふ婿をとり、その後家の造作などに三百円ほど入りましたが、私は煙草も酒も飲みませんので貯金もあり、貯へてみた米もあったので、そのとき他から借りた金は二十円ぐらいです」と答へたのち、従来数ヶ所で借りた約二百円の金や頼母子のことなどにつき応答があつて、犯罪事実の審問に移った。

「炭小屋へ出かけたのは朝飯後です。吠を持って行つたのは、古い粉炭を入れるためですが、その中へ火の気のある炭を入れた覚えはありません。たとへ家内が左様に申してをりまして私は存じません。それは、村岡の警察でエリヤイ人から「豊岡へ行けば、まだく／＼酷い目にあふけれども、火の気のある炭も混ぜて入れたといへば、一月ぐらゐで帰して貰へる」からと聞かされ、なほ家内や八十にもなる父まで痛めつけられるので、心にもニヤイ(無い)ことをいひました」と但馬言葉で犯意を否認し、正午審理を終り、

ついで、証人として出廷した妻のきよ(四十三)は、「その日は、炭竈から炭を出したやうなことはありません。吠に詰めたのは、古い粉炭ばかりです」と予審での供述を翻し、午後零時四十分休憩、二時再開、

眞野検事は、「きよの供述に疑ひがあるので検事廷で調べたところ、今日の陳述は嘘だとのことであるから、今一応お調べ下さい」と再審を求め、きよは裁判長の審問に対し、「準備公判で夫の爲次郎が火は「ホテ」から出たものだ」と供述を翻してゐるとのことは、兄の

FI吉藏から聞いて知つてをりました……しかし、その日炭を竈から出したことは絶対にありません」と答へ、

ついで、キヨの姉であるSNます(五十七)は、当夜の模様につき、隣家のSTすゑ(四十四)は、爲次郎一家の生活や火災の模様などについて答へ、OS海上保険美方代理店の事務員NM政吏(三十三)は、「保険証券は金を受取る手続をするため預つて帰りましたが、警察でまだ取調中だとのことだったので、保険金はまだ渡してをりません」と答へ、

鎮火の現場へ駆けつけた村岡署の巡查本田龍雄(三十二)は、「報告書は西村部長のいふまゝにこれを受持の關係から司法主任を信じて私の手で書きました」と述べ、当時の村岡署長であつた警部岩崎貞次郎氏は、「拷問をした覚えはありません」と証言し、元村岡署の司法主任であつた巡查部長西村豊藏氏(三十九)は、「爲次郎は署長の調べに対し、はじめて自白したもので、拷問したことはありません、なほ聴取書は私がこしらへましたが、豊岡へ行つても同じやうなことをいへないなどゝいったことはありません」と供述し、

証拠調べををはつて小憩後、午後四時半続行、証拠書類および証拠物の取調べに次ぎ、検事は有罪の、これに対し弁護士は無罪の各意見を陳述、裁判長は裁判員に対し事件の内容と両者の争点論拠につき説示した上、左の問書を發した。

一、主問 被告は金銭に窮した結果保険金を得るため昨年七月二十日発火の恐れある粉炭を他の古粉炭とともに吠に入れ同夜八時ごろ右の火装置から出火させてその家屋を焼いたものか。

一、補問 または自宅の母屋土蔵便所との間に置かれた蚊燻用の「ホテ」の不始末から火を失して家を焼いたものか。

右に対し、陪審員は評議の結果、岩崎陪審員長から、主問に対し「然り」との答申をなし、裁判長は来る十二日午前九時から続行すべき旨を告げて、七時四十分閉廷した。

2 「神戸新聞」昭和六年五月一〇日

謎の放火事件愈よ法廷へ

警察で苛められ

つい嘘を自白したと被告

有罪か無罪か謎の放火事件で本年最初の陪審裁判にかけられた、兵庫県美方郡□□村入江□□草持T爲次郎(四八)の公判は、九日午前十時から、神戸地方裁判所陪審法廷で、友眞裁判長係り、眞野検事干与、選定された十四名の陪審員、前田力弁護士列席開廷。

検事は、被告は数年前より屢々病気に罹り、その治療に多額の金を費消し、かつ病氣のため充分稼業の炭焼業に励むこと能はず、従って借財が嵩み苦慮の末、さきにOS海上火災保険株式会社と同村KM國松所有の自己居住家屋と自分所有の建物の二棟に千五百円の保険契約あるを思ひ起し、之れを詐取して苦境から脱せんと考へ、昨年七月二十日夕方、炭焼場から持ち帰った、火気ある粉炭入の吠を自宅二階板敷上の藁束に立て掛け、翌二十一日午前二時半ごろ発火して、住宅一棟に土蔵の一部および木屋一棟を焼却させ、右保険会社MK代理店事務員NM政夫に保険金の交付を求めたものである」と公訴事実を述べ、ついで、事實審理に入る。

「私が肺炎や壘丸炎を患って、二百円近くの金が入った上に、娘けいに婿を貰ふとき種々な費用に三百円ばかり費ひました。それで、借金も多少出来ましたが、炭焼きや米を売って貯めた金が三百円ばかりあったので、どうやらかうやら始末が出来ました」と、先づ家政状況を述べ、いよく保険契約から、発火当時の訊問に移る、

裁判長 保険契約をしたといふが人家から離れた家にその必要があったのか。

被告 へーい、何分火気を扱ひますので。

裁判長 七月二十日の午後二時ごろ、妻のきよと二人で粉炭を竈場へ取りに行つたと云ふ

がどうか。

被告 さうです、竈場には前日、火を切っておきましたので冷たくなつてゐました。それで、前日から残つてゐる粉炭を吠二俵に入れて妻と一俵づつ持つて帰りました。

裁判長 その時、粉炭を吠に入れながら借財の事を思ひ出し、放火して保険金を取れば楽になると考へ、妻が米を洗つてゐる隙に、火気のある粉炭を入れたのではないか。

被告 そんな事は決してありません。

裁判長 千五百円の保険金が取れたら、千円を家主のKMに与へ、また新しい家を建て、貰ひ五百円を自分が取つてもりであつた、と警察や予審で述べてゐるではないか。

被告 村岡の警察でイヂメられたからです。

裁判長 吠を持つて帰る途中背中が暑かつたと云つたのはどうか。

被告 それも警察で、暑かつただらうと云はれたので、さう云つたのです。

裁判長 その晩寝られなかつたり、火事だと起こされて、足腰がブルブル震へたと云ふのは、悪いことをしてゐたからではないか。

被告 不意に起されて、怖かつたからです。

裁判長 それからどうしたか。

被告 お爺さんを起しておいて、KMさんから預ってゐる牛を出しました。火の手は、その時便所の方から出てゐたやうに思ひます。

裁判長 保険にかゝつてゐる事は、KMに知らしてあつたか。

被告 夫れが、知らしてなかつたので、警察で疑はれ、こんな事になつたのです。

裁判長 火はどこから出たと思つてゐるか。

被告 裏手に置いてあつたブト燻べの「ホテ」から出たと思つてゐます。

と徹頭徹尾放火を否認した。

証人調に入る

ついで、証人として被告の妻Tきよが出廷、「私は十六年前爲次郎と結婚しました。七月二十日に夫と竈場へ行った事は間違ひありませんが、粉炭入の吠は持つて帰つた覚えは全然ありません」と被告と反対の陳述をしたので、裁判長と検事は証人として昨夜から神戸に来てゐるF I吉藏に会つて入智恵されたのではないかと再三訊問したが、あくまで「誰にも会つてゐません」と頑張る。

この時、前田弁護士は、「ウソを云つてはいかぬ、昨夜宿屋へ僕が訪ねて行つて会つたぢやないか」と云ふと、裁判長は、「裁判前に証人と会ふなどは職務上、甚だ不謹慎な行動ではないか」と叱責して、休憩した。午後引つづき、証人調べがある。

3 「神戸新聞」昭和六年五月一日

陪審員の答申は放火と決定す

裁判長これを採用

美方郡謎の出火事件

夕刊つゞきII謎の放火事件たる兵庫美方郡□□村入江□□草持T爲次郎(四〇)の陪審裁判は、九日、神戸地方裁判所陪審法廷で、友眞裁判長係り、眞野検事干与開廷、午前中被告と証人Tきよ(被告の妻)の調べがあつて休憩、午後二時五分再開したが、眞野検事は、きよの証言の中、前夜誰も会はなかつたと云ふが、事實は前田弁護士や兄のF I吉藏等と会見してゐるから、その点一応訊問されたい、と申請したので、裁判長は、再びきよに出廷を命じて真否を訊ねる。

同女は、「実は二人に会つて、夫が自白を翻したことを聞きました、公判廷で申し述べた事について教へられたやうな事は決してありません。嘘を申し上げて申訳御座いませんでした。然し、山の竈部から古い粉炭を持つて来たのは間違ひありませんが、火気のある新しい粉炭を吠に入れたことは全然ありませんでした」と夫をかばひ、

ついで、発火当夜被告方に泊つてゐて火事を発見した妻の姉SNます(五七)は、「土間に吠が二つ置いてあつたのは見ましたが、山から持つて来たものかどうか知りません」、隣家のSTすゑは、「夫婦の者が吠を持つて山から帰るのを見ました。火事だといふ声に出てみると、T方の西側の屋根から火の手た上つてゐた」、

被告と保険契約したOS海上火災会社代理店事務員NM政吏(三三)は、「冬になると出稼

ぎに行ったり、養蚕をする関係で保険に入りたいといって来ました。余り危険な場所ではなかったので、一ヶ年千五百円の最低料金掛で契約しました。火事だときいたので駆けつけたとき、原因は「昨日山から持って帰った吠の粉炭だと思ふ、どうも済まんことをしたがるよろしく頼む」と爲次郎が申しました。保険金は、警察から調べが済むまで渡すなど云はれてゐるのでまだ渡してゐません」、

一番に現場を検分した村岡署本田龍雄巡査は、「火事と聞いて、受持管内ですから直ぐ現場に行き、爲次郎に原因をきくと「わからない」との事で、私は他に急用があったため、一先づ帰署する途中、西村巡査部長にあつたのでその事を報告して置きました、犯罪報告書は西村部長から云はれた通りに作つたもので、自分が取調べた結果ではありません」、

当時の村岡署長岩崎貞次郎氏は、「七月二十一日の午前二時半ごろ、官舎で寝てゐると火事の報告があつたので、直ちに所在地の巡査に現場の検分を命じて置き、私は署員に訓示を済して、正午ごろ現場へ出かけました。途中森区長宅へ立ち寄つて、爲次郎の平素の行状をきくと、余り村の評判が良くないとの事でした。山の現場へ行くと、消防員達はどうも怪しい火事だと云つてゐました。帰署して、本人を所長室に入れて、人間は正直でない」と世間は広く渡れぬと種々真人間の話を説いて聞かすと、どうも悪いことを致しました、老父の事を何分お願ひ申しますと一切を自白したのです。夫れが、夜半の十二時ごろで、すぐ西村部長に命じて聴取書を作成させたのであります。拷問などは決して致しません」。

被告はこの時、「署長さんはしませんが、西村部長やほかに巡査四、五人がゐて、ヒドイ目にあひました」と訴へる。

最後に、西村巡査部長は、署長の命令で聴取書を作りましたが、拷問や無理な調べは全然して居りません」。

かくて、証人、証拠品の取調べを終つて、眞野検事は、「この事件は、公訴事実の通り、被告が保険金詐取の目的で放火したものである」と有罪の意見を述べたのち、裁判長は、陪審員に事件に対する詳細な説示を与へ、左の如き問書を發した。

問書

一、主問 被告人は金銭に窮した結果、保険金領得の目的で自宅に放火せん事を企て昭和五年七月二十日昼頃居村□□大野谷の炭焼場に於て吠中の古粉に発火の虞ある粉炭を混入して発火の装置を為し該吠を自宅に持ち帰り之れを同日午後八時ごろ右自宅二階板敷上に積み在りたる藁束に立て掛け置き因つて翌二十一日午前二時半ごろ右発火装置より火災を生せしめ其の家屋を焼燬したるものなりや。

一、補問 被告人は昭和五年七月二十日午後二時ごろ右自宅母屋土蔵並便所との間に火気あるホテを置き忘れ其始末につき不注意ありたる結果火を失し前示家屋を焼燬したるものなりや

かくて、陪審員は退廷、評議室で評議の結果、加古郡二見町東二見生魚商岩崎長太郎(五〇)氏を委員長として、主問に対し、然り即ち「被告は保険金詐取の目的で放火したものである」との答申を提出し、裁判長はこれを採用すると述べて、次回は来る十二日開廷と決し、七時四十分閉廷。

4 「神戸又新」昭和六年五月一日

放火の覚えなし、犯意を否認する被告

美方郡□□の保険金詐取未遂事件

本年度最初の陪審公判

藁束をたてかけて昨年七月廿一日早暁自然発火により、主屋および土蔵一部木屋を焼棄し、OS海上火災保険会社から千五百円の保険金を詐取しようとした、県下美方郡□□村入江□□草持農兼炭焼業T爲次郎(四八)にかゝる放火ならびに詐欺未遂被告事件は、神戸地方裁判所における本年度最初の陪審事件として、九日午前九時過から、同裁判所で刑事一部友眞裁判長が、眞野検事、前田(力)、澁谷両弁護人、正陪審員十二名、補充陪審員二名(別項の通り)列席の上開廷された。

傍聴席には、早朝来押しかけた約二百名ばかりの傍聴人がぎっしり納まって、かたづを呑んでゐた―被告Tは、粗末な木綿袴の上下を着し、長い間の未決の生活に面やつれした見るからに痛々しい姿で法廷に立った。先づ、陪審員の宣誓後、裁判長は、簡単に陪審員の心得をつけ、眞野検事は、詳細な公訴事実を陳述し、審理に入った。

被告TOは、学校へ行かず全くの文盲で、名前すら碌々書けぬ炭焼と小作とで細々と暮してゐたが、常に病弱で肺炎や辜丸炎等をわづらひ、生活は全く窮迫、諸方面に借財の不義理が出来てゐた。で娘にNM岩次といふ婿養子を迎へて、家政を立て直さうとしたが、岩次は間もなく逃げ出してしまった。

全体の事実についての裁判長の問に対して、「放火した覚えはない、ホテといふものを近所において忘れたから発火したのだ」と犯罪を否認し、細問に入った。

虐められて嘘を申立てた

犯意否認も頗る曖昧

友眞裁判長から問はれるまゝに、

被告「二十日の日に妻と一緒に炭焼小屋に行つて、吠に粉ずみをつめて持つて帰りましたが、その中に火気のある炭灰をスコップに二はいを交ぜて発火装置をした覚えはない。

午後八時頃、二つの吠を妻と一緒に二階板敷の藁束のある側にたてかけておいたが、それから火が出ようとは思はぬ。だから、私は安心してその夜は一家揃つて寝ました」。

裁判長「お前は予審では、吠に二はい火灰を入れたので持つて帰る時背が暑かつたといつてゐるがどうだ」。

被「それは、村岡の警察でさういはずと豊岡(裁判所)で虐められる、と部長さんからはれたから、申したのです」。

裁「お前は、予審判事が虐めたりなどすると思つてゐるのか」。

被「私は、裁判所のことを知りませぬのでさう思つてゐた」。

裁「お前は、妻が米を洗ひに行つてゐる時、火灰を入れたといつてゐるが、それでも嘘だといふのか」。

被「警察で妻子や八十歳からになる老父が虐められるので、耐へかねて嘘を申しました」。

被「それでは、お前は何で火事になつたと思ふか」。

被「炭山から帰つて、茄子に肥をかけるためホテを腰につけて仕事をし、そのホテを便所と土蔵の間に忘れておいたゝめ、それから発火したと思ひます、ホテといふのは、自然

に煙が出る装置をし、蚊やブトを追ふため腰につけて仕事をします」。

裁「お前は、保険会社の事務員NM政吏が火事の翌日来た時、粉炭から出たといっているがどう思ふか……」。

被「その時はさうも思ったので話したのですが、考へてみると違つてゐることが後で判つたのです」

と、彼は曖昧ながら犯罪を否認し、ついで弁護士から二、三の質問があった。

弁護士しからる

公判前に証人に逢ふなど不謹慎でないか

斯くて、事実調べ全部が終り、証人調べに入り、先づ被告人妻Tきよ(四三)は、訊問されるまゝに、「私は十六年前、娘のけいをつれて爲次郎に嫁ぎました。七月二十日は、夫と共に炭竈に参りましたが、その日は炭は全然出さず、竈の火が消えてゐたのでつけて帰つたのです」と答へ、裁判長から、

裁判長「お前の夫の爲次郎は、いま当職にその日二俵の炭を出したといつてゐるが、嘘をいつてはいかぬぞ」。

証人「嘘はつきませぬ」。

裁「お前は、豊岡の予審では、爲次郎と同じやうに炭二俵を持って帰つたと申してゐるが、今日の証言は誰かに教唆されてたのではないか、証人が来神中、誰かに逢つたことはないか」。

証「来神しては、裁判所前のかたな屋旅館に泊まつてゐますが、誰にも逢ひません、嘘は申しません」、

と答へ、更に検事からも、爲次郎の供述と相違する炭俵の点について追及されたが、同様「神戸へ来ては誰にも逢はず教へられたものでない」と頑張り通した。ところが、この時突然、前田弁護士は起立して「お前は嘘をいつてはいかぬ、現に私は昨夕お前さんの宿を訪ねて逢つたでは無いか……」といふや、友神裁判長は「逢つたことは、間違ひないか」とさらに前田弁護人に駄目を押したが、同弁護士は、たしかに逢つた旨を答へたので、裁判長は「前田弁護士は、弁護士として公判前に証人に予め逢ふなどは、不謹慎ではないか……」とたしなめてキツとなった。前田弁護士は、それについて「釈明したい……」と述べたが許されず、裁判長は昼食の休憩を宣した、時に午後零時四十分。午後二時すぎ再開、ひきつづき、証人として被告の義姉SNます、隣家のSTすゑ、保険会社員NM政吏、警察官岩崎貞次郎、西村豊藏、本田龍雄らの訊問あるはず。

5 「神戸又新」昭和六年五月一日

美方郡□□の保険金詐取未遂事件

陪審評議の結果、有罪と決定

署長の証言は被告に不利

(夕刊つゞき) 県下美方郡□□村入江□□草持農兼炭焼業T爲次郎(四八)にかゝる放火および詐欺未遂事件の陪審裁判は、九日の午前に引つゞき、午後二時より、神戸地方裁判

所の陪審法廷で、刑事一部友真裁判長かゝりて再開。

劈頭、眞野検事は――「先刻証人として出廷した被告の妻きよは、これまで誰にも逢はないと申してゐるが、当職が只今休憩中、直接にきよを取調べたところ、昨夜KTN屋旅館で兄F I吉藏および前田弁護士に面会した、そして被告が供述を翻してゐることも以前聞いたことがあると申し、全然当廷での証言は嘘であつたと申してゐるので、更に一応調べられたい」と再尋問を申請した。よつて、裁判長は、再びきよをよび訊問した。

きよは――「全く間違ひを申してすみません。昨夜は、KTN屋旅館に前田弁護士と兄のF Iが訊ねて来ました。その時、前田弁護士は「爲次郎は、ホテから火が出たのだらうといつてをる」と申されたので、私もさう思ひました。夫が供述を翻してゐることは「澁谷弁護士から聞いた」、といつてF Iが以前私に申して話してゐました。嘘を申して相すみません。けれども、炭俵を当日炭竈から持帰へつたことは、何と申されても覚えはありません」と供述して、先の証言が嘘であつたことについて恐れ入つた。裁判長は、さらに前田弁護士に不謹慎をたしなめ、

次いで、被告の義姉SNます(五七)の取調べに入つたが、まずは――「KTN屋旅館で前田弁護士およびF Iと逢へたことは間違ひありません。火災当日、爲次郎方の庭に炭俵が二俵あつたのは見たが、炭竈から持ち帰つたのかどうか知りません」と答へた、

つづいて、被告の隣家である証人STすゑ(四四)、および保険会社事務員NM政吏(三三)は、火災当時の模様、保険加入の経過などを詳細に証言した。

ついで、村岡警察署の巡查本田龍雄氏(三三)は、「私は余り調べには干与しなかつたが、報告書は書きました。この報告書は、司法主任の命により、その言葉を信じて書いたので

す」と述べ、澁谷弁護士から「自分で報告書の事実をたしかめずに書かれたか」と追及したが、前同様繰返した。

証人として出廷した現城崎警察署長で前村岡署長岩崎貞次郎氏(三七)は、裁判から年齢を訊ねられ、「二十七歳です……」とはつきり答へた後、更に「イヤ三十七歳です」といひ直して、冒頭席からどつと笑聲がおこる、ついで訊問されるまゝに、「炎熱やくが如く……」、「彼の手をしっかりと握つてやりたかつた」など、名文句を交へながら、被告が犯行を自白するまでの事情を縷々述べ、「拷問した覚えは断じてない」と証言し、

元村岡署司法主任西村豊藏氏(三九)は、「署長の調べに対し初めて自白したので、私が聴取書を作成した、しかし拷問した覚えもなければ、豊岡へ行つて同じことをいへなどと申したことはない」と述べた。

証拠調べが終つて、犯罪事実についての弁論に入り、まづ眞野検事は、捜査当時の模様、記録にあらはれた争点、その他を一々列挙して、放火の証拠は十分であると論じ、澁谷、前田両弁護士は、検事の所説を駁して無罪意見を述べた、

次いで、裁判長は、検事ならびに被告側双方主張の要点をあげて、詳細な説示をこころみ、次のとほりの問書を發し、陪審員に評議を命じた。

問書

一、主問 被告人は金錢に窮したる結果保険金領得の目的を以て自宅に放火せんことを企て昭和五年七月二十日昼頃居村□□大野谷の炭焼場において呷中の古粉に発火の虞ある粉炭を混入して発火の装置を為し該呷を自宅に持帰り之を同日午後八時頃右自宅二階板敷上に積み在りたる藁束に立掛け置き因て翌二十一日午前二時半頃右発火装置より火

災を生ぜしめその家屋を焼燬したるものなりや。

一、補問 (主問を然らずとする場合) 被告人は昭和五年七月二十日午後二時頃右自宅母屋、土蔵並に便所との間に火気ある「ホテ」を置き忘れその結果につき不注意ありたる結果火を失し前示家屋を焼燬したるものなりや。

かくて、陪審員は評議室に退き、陪審長として加古郡二見町東二見生魚商岩崎長太郎氏を互選し、評議の結果、主問について「然り」、即ち被告人に対し有罪の答申をした、時に午後七時四十分。

なほ、刑の量定についての検事の論告及び弁護人の弁論は、来る十二日続行することとなつて閉廷した。

正陪審員

△飾磨郡花田村小川商業東郷謙次△神戸市笠松通九丁目五三会社員酒井涉一△磯馴町六丁目二無職岩佐藤吉△姫路市坊主町四三会社員塚谷清藏△浜山通五丁目四六会社員土井小六△美濃郡久留美村農岩崎太一郎△神戸市西代通三丁目一七二教師笠原倉太郎△姫路市西紺屋町洋服商池田三省△朝来郡生野町口銀谷物品小売商西賀卯之助△養父郡八鹿町下綱田菓子商石川又助△加古郡二見町東二見生魚商岩崎長太郎△神戸市夢野町三丁目会社員吉井小平

補充員

△明石市東本町貸座敷黒崎福藏△西宮市西宮町媒介業日比野俊市

6 「大阪朝日神戸版」昭和六年五月一日

陪審員は「放火」と答申

美方郡の放火公判

昨報つゞき〓美方郡□□村入江□□草持農工爲次郎(四十八)にかゝる放火および詐欺未遂事件陪審公判に対する裁判長の説示は、左の如く、

一、主問 被告は金銭に窮した結果保険金を得るため昨年七月二十日発火の恐れある粉炭を他の古粉炭とともに吠に入れ同夜八時ごろ右の吠を自宅の二階に積んであつた藁束に立かけて翌二十一日午前二時半ごろ右の発火装置から出火させてその家屋を焼いたものか。

一、補問 または自宅の母屋土蔵便所との間に置忘れた蚊燻用の「ホテ」の不始末から火を失して家を焼いたものか。

といふにあり、右に対し、陪審員は評議の結果、岩崎陪審員長から、主問に対「然り」との答申をなし、裁判長は来る十二日午前九時から続行すべき旨を告げて、七時四十分閉廷した。

7 「大阪朝日神戸版」昭和六年五月一三日

懲役六年を求刑

美方郡の放火男に

既報〓神戸における本年度はじめての陪審裁判として、去る九日、公判を開かれ、事実

並に証拠調べなどにつき、裁判長から発られた、

被告は金銭に窮した結果、保険金を得るため、昨年七月二十日、発火の虞れある粉炭を他の古粉炭とともに吠に入れ、同夜八時ごろ、右の吠を自宅の二階板敷に積んであった藁束に立かけて、翌二十一日午前二時半ごろ、右の発火装置から出火させて、その家屋を焼いたものか。

以上の主問に対し、評議の結果、陪審員から「然り」との答申があった、美方郡□□村入江□□草持農T爲次郎(四十八)にかゝる放火並に詐欺未遂被告事件の続行公判は、十二日、神戸地方裁判所刑事一部友眞裁判長のかゝりで開廷、直に論告に入り、立会眞野検事は放火に対し懲役五年、詐欺未遂に同一年の刑を求め、前田弁護士の弁論があつて閉廷した。判決は、来る十九日言渡しのはず。

8 「神戸新聞」昭和六年五月一三日

謎の放火に

五年を求刑

謎の放火事件として陪審裁判にかけられ、さきに陪審員から有罪の評決を与へられた、兵庫美方郡□□村入江□□草持農兼炭焼業T爲次郎(四十八)の放火の目的たる千五百円の保険金詐取の点は普通裁判として、十二日、神戸地方裁判所陪審法廷で友眞裁判長、眞野検事干与開廷。

被告は、その手段たる放火の点について依然として「ホテ」による失火であると主張し、

保険金詐取については「保険契約者のMK出張所事務員NMさんに何分よろしくと云つて証書を渡した」と認めた。

検事は、「被告はいかに弁解するとも、犯行は証拠歴然たるものである」とて、放火は懲役五年、保険金詐欺未遂は懲役一年の求刑をなし、弁護人の減刑論があつて閉廷した。判決は、来る十九日。

9 「神戸又新」昭和六年五月一三日

放火には五年、保険金詐取未遂は一年

「犯情には同情する」と論告

□□の放火事件求刑

生活苦のためにOS海上火災保険会社から、一千五百円の保険金詐取の目的で、昨年七月二十一日、自宅に放火した、県下美方郡□□村入江□□草持農兼炭焼業T爲次郎(四十八)にかゝる放火および詐欺未遂事件は、去る九日、神戸地方裁判所における陪審審裁判で、陪審員が有罪の答申をしたことは、既報のとほりであるが、その第二回公判は、十二日朝、同所陪審法廷で、刑事一部友審裁判長かかり、眞野検事立会、前田弁護人列席の上開廷された。

前回の陪審裁判で分離されてゐた、保険金の詐欺未遂の点についての審理に入り、爲次郎は、「保険会社の事務員NM政吏さんが、火災直後に見えたので保険証書を示して保険金を請求したことは間違ひありませんが、初めから保険金を詐欺する目的で放火したもので

はありませぬ」と犯意を否認した。

かくて、立会眞野検事は、「被告が本件の罪を犯したことは、陪審員の答申によって明瞭である、ただ犯情については同情する余地がある」と述べて、放火の点については五年、詐欺未遂については一年の各懲役を求刑し、前田（力）弁護士は、熱弁をふるって酌情論を試みて閉廷した。判決いひわたしは、来る十九日。

10 「大阪朝日神戸版」昭和六年五月二〇日

放火した炭焼き

懲役五年の判決

兵庫県美方郡□□村入江□□字草持農兼炭焼業T爲次郎（四十八）が、病氣その他でかさむ借財に困り、かねてOS海上火災と契約ある千五百円の保険金を詐取する考へで、昨年七月二十日午後八時ごろ、炭竈から出したまゝで発火のおそれある粉炭を故意に呎に入れてこれを、二階に積んであった藁束にたてかけ、翌二十一日午前二時半ごろ発火、同家を焼いた放火事件は、神戸における本年度始めての陪審事件として、かねて神戸地方裁判所刑事一部で審理中のところ、十九日、係友眞裁判長から、放火に対し懲役五年（未決拘留百五十日通算）、詐欺未遂に対し同一年に処す、との判決を言渡された。

11 「神戸又新」昭和六年五月二〇日

求刑通りの言ひ渡し

陪審の請求も無駄になった

□□の放火詐欺事件

耐へ難い生活苦から通れるために、OS海上火災保険会社から、千五百円の保険金詐欺の目的で自宅に放火した、県下美方郡□□村草持農兼炭焼業T O爲次郎（四十八）にかかる放火および詐欺未遂事件は、予てから本年度最初の陪審事件として公判に附されてゐたが、十九日、神戸地方裁判所友眞裁判長は、爲次郎の放火の点については五年、詐欺未遂の点については一年の各懲役をいひ渡した。この判決は、検事の求刑とほりで些かの減刑もされず、爲次郎としてはわざわざ陪審まで請求したことが、全く何にもならなかったことなる訳である。

⑨強盗殺人被告事件昭和一三年五月一九日判決

1 「大阪朝日神戸版」昭和一三年三月一七日

七年振りに陪審公判

なぜ請求が少いか

来月下旬、神戸地方裁判所で久しぶりの陪審裁判が開かれる。昭和三年十月陪審法施行以来、同所で開かれた陪審裁判は、八回あったのみで、昭和六年五月以後は一回も開かれてゐない。

陪審裁判が、かく度数の少いのは、単に神戸のみでなく全国的の傾向で、司法当局にと

つては陪審裁判は費用も多くかゝり手続きが複雑面倒であるし、また被告人側でも控訴が許されず、上告するとすれば理由が限局されてゐるため法定陪審事件（死刑または無期の懲役、禁固にかゝる事件）についても、ほとんど全部がこれを辞退し、請求陪審事件（長期三年を超える懲役、禁固にかゝる事件で地方裁判所の管轄に属するもの）では、陪審を請求せず、いづれも普通事件に引直されるのが例とされてゐる。

このため、陪審法廃止論さへ行はれてゐるくらいであるが、今度の大阪生れMM悦道（二十八年）の強盗殺人事件は法定陪審事件で、二十六日の準備公判でも辞退を申出ず、七年ぶりの陪審裁判開廷のことに決つたものである。

福地神戸地方

裁判所長談

「昭和六年以来たえてなかつた、陪審裁判が開かれることになつたのだから、珍しいといへばいへる。陪審法はいふまでもなく、司法にも国民の意思を現すことといふのが一つの理由となつて制定されたもので、実施準備のため陪審庁舎を建て、海外に研究員としてわれ／＼やこゝの戌亥検事正らも派遣されたもので、多大の費用を要したのであるが、さてやつてみると陪審裁判は逐年減少するばかりか、全くない年が何年もつゞいたりした。せつかく国民が、直接裁判に係る機会が与へられてゐるのに、かういふことになつたのは何に原因するか、陪審法に欠陥があるのか、国民性が適当しないのか、在来の普通裁判に国民が信頼して特に陪審によらずとも事足れりとしてゐるためか、或はまたこれらの

原因とは全く関係なく陪審制度そのものが本質的に裁判制度として適当してゐず、社会制度の一つとしてその必要性を失ひつつあるものではないかとも考へられる。しかし、陪審裁判をやらずに置いて結論を下すことは軽率である、陪審制度は手数も費用もかゝりはするが、機会ある毎にやつて真に適当でないとか、改善すべきものがあるとかいふところまで行くのが本当ではないかと思ふ。また、これが制度の発達と国民が理解をもつ機会を与えるために、非常によいことであると思ふ。されば、普通の裁判の傍聴も大に必要であるが、かういふ稀れにある陪審裁判の傍聴は、認識を深くする上において大によいことと思ふ」。

陪審準備公判開く

本年一月三日、兵庫県加古郡□□村□□S Jはるえ（四十年）を殺して金品を奪つたといふ同家下男大阪生れ住所不定MM悦道（二十八年）にかかる強盗殺人被告事件の陪審準備公判は、二十六日午前十時三十分、神戸地方裁判所刑事第一部島津裁判長、福尾次席検事係、前田弁護士立会、非公開で開かれた。

MMは陪審辞退を申出でず、同十一時閉廷、七年ぶりに同裁判所九回目の陪審公判が開かれることになつた。期日は、四月下旬の予定。

2 「神戸新聞」昭和十三年五月一七日

陪審員缶詰め

女地主殺し事件の陪審裁判

けふから二日間開廷

加古郡□□村□□の女地主S Jはる江(四四)を惨殺し金品を奪った、大阪東淀川区□□□
□通□丁目生れ住所不定M悦道(三三)にかゝる強盗殺人被告人被告事件の陪審裁判は、いよゝく
けふ十七日と明十八日の両日に亘り、午前九時より、神戸地方裁判所に於て、島津裁判長
係り、福尾次席検事立会、前田(力) 弁護士列席の上開廷される。

陪審裁判は、神戸では稀らしく八年振りのことで、両日とも多数傍聴人の殺到を予想し、
裁判所では傍聴券百枚を發行し混雑を整理するが、一方裁判の上からみても、被告が強盗
と殺意を否認してゐるので、可なり六ヶ敷い事案だけに、最初一日の予定であつたのを、
前記の通り二日間に亘り開廷し、第一日夜は陪審員を庁舎の宿舎に一夜缶詰めにするなど
慎重を期してゐる。

第一日は、先づ開廷に魁けて招集状を發した、卅六名の陪審候補者中出頭したものにつ
き、午前八時より除斥すべきもの、忌避すべきものを定めて、正陪審員十二名と補充
陪審員二名を決定し、九時より愈よ公判を開き、裁判長は、これら陪審員に対し、先づそ
の心得を諭し、宣誓を行はしめる。

斯くて、検事の公訴事実の陳述、事実並に証拠調べがあつて、第一日を終了し、陪審員
は陪審庁舎三階宿舎に泊る。この間、陪審員は一切外部との交渉を絶ち、食事まで支給さ
れて缶詰になるのだから「鳥渡新開地をぶらついて来よう」なんて我俣勝手な事は出来な
い。しかし、これも裁判の公平を維持するため、陪審法が特に命じた訳で、不自由はあつ

ても陪審員たるもの欣然これに応じるべきである。

第二日、午前九時開廷、先づ犯罪事実についての弁論に入り、検事及び弁護人の意見の
陳述があつてのち、裁判長は、陪審員に対し、犯罪の構成に関し法律上の論点及問題とな
るべき事実並に証拠の要領をあげて説示をこゝろみる。

斯くて、裁判長は、主問と補問とに区別し、陪審員に問を發し、陪審員は評議室に入り、
陪審長を互選し評議を遂げ、「然り」「然らず」との様式により答申をする。これで、一体
陪審員の任務は終るのであるが、場合によっては遣り直しする事もある。かくて評決後、法律
の適用及び刑について検事及弁護人の意見の陳述があつて閉廷する。

なほ、第一日の証拠調べには、予め決定した七名の証人調べが行はれる。

3 「神戸又新」昭和一三年五月一七日

七年ぶり陪審裁判

□□□強盗殺人事件

各地裁判所を通じて年に一回あるかなしの陪審裁判——殊に神戸地方裁判所では、実に
七年ぶりといふ珍しい強盗殺人事件の陪審裁判が、いよゝくあす十七日午前十時から、
神戸地方裁判所陪審法廷で、島津裁判長係で、福尾検事立会で、陪審員十二名と前田(力)
弁護士列席で開かれる。

本事件は、被告大阪市東淀川区□□□通□丁目生れ住所不定無職M悦道(三五)が、昨
年末、広島島の刑務所を出て来神する途中、加古川駅前の交番署で偶然知り合つた同地方の

地主で美貌の寡婦、県下加古郡□□村□□、S Jはる江(四)方に寄食中、本年正月三日夜、小作争議の問題で同女と口論をはじめ、同女を三又鋏と唐鋏で惨殺したうへ、現金十二円とダイヤカウス卸入り黒墓口を奪って逃走したもので、過日の準備公判廷では「はじめから強盗する考へはなく、また殺すほどの気もなかった」と強盗の点および殺意を否認して居り、裁判の結果は注目されてゐる。

なほ、神戸における陪審裁判は、昭和六年五月に美方郡□□村字□□に起つた放火事件以来七年ぶりであり、昭和三年陪審制度が布かれてから、漸くこれで九件目であつた。

4 「大阪朝日神戸版」昭和一三年五月一八日

殺人強盗か否か

加古郡□□村の女地主殺し

八年ぶりに陪審公判

神戸地方裁判所八年ぶりの陪審裁判は、十七日午前十時二十分、刑事第一部島津部長判事、大塚、小田両陪席判事、福尾次席検事、泉書記かかり、前田弁護士干与して開廷。傍聴席は、ギッシリいっぱい。被告人本籍大阪東淀川区□□□□通M悦道(二十八年)は、蒼白の顔にロイド眼鏡をかけ、木綿縞の単衣をまとひ被告席に着席。裁判長から、陪審員の心得諭告、宣誓後、

福尾検事は、「MMは、本年一月三日午前三、四時ごろ、加古郡□□村□□の地主S Jはる江(当時四十四年)を殺害し金品を奪つたもので警察、検事、予審ではそのとほり述べてゐた

が、その後申立を変更し、強盗したのではない、また殺す気でやったのではないと主張してゐる」と陪審の評議に付せらるべき点を明かにし、裁判長は、はる江殺しについて再説し、訊問に入る。

宮本は、嘘の身の上話で世人の同情を集め各地を流浪、東京では新聞にまで「瞼の父を求める青年」といふ記事が出て同情金百余円をもらつたが、その後数回詐欺、窃盗、横領で懲役刑を受けたことを述べた後、昨年十二月二十九日、加古川駅前巡査派出所へ行き安宿や就職先のことを尋ね、サーカスに誘拐されたとの嘘をついて、来合せてゐたはる江に同情され、「その時奥さんが、雇つてやるといはれました」と述べ、卅一日□□村□□の同女宅で就寝するまでの状況を詳述して、十一時三十分休憩、午後零時半再開。

一月三日午前一時、はる江から係争中の小作争議について意見を問はれ、「小作人に同情するものは、家風に合はぬから直ぐ出て行け」と迫られ、給金の勘定を頼んだが容れられず、現金や小作書類の入つてゐることを知つてゐる、ロンドン・バッグを剃刀で切り裂いたが、はる江に取り返されたので、三又鋏と唐鋏で殴打したところ、刃先が頭に突きささり抜けなくなつたので、黒ダイヤのカフスと現金十二円入りの墓口を取り、朝五時、婦人用自転車に乗つて逃げ、加古川駅から広島へ向つた、と兇行を詳述。

ついで、四日は広島で墓参りし、福山署で岡本巡査に自首して出たことを述べ、あくまで強盗の犯意を否認し、事実調べ一段落もつげ、証人調べに移り、加古郡□□村H島定松(四十四年)、同村TG武次(五十六年)、同村SK一郎(四十七年)、同村OY宗太郎(五十七年)、外捜索に当つた加古新村駐在巡査長野秀吉、自首を受付けた広島県福山署巡査岡本頼重、加古川署司法主任鹽谷常太郎、同刑事部長宮地三次郎の諸氏を取調べた。

正員と補充員

陪審員の抽籤

陪審員構成の手続は、十七日午前九時、陪審員候補者三十六人が非公開で抽籤を行ひ、左のごとく正員、補充員を決定した。

正員十二名 Ⅱ神戸兵庫区西仲町店員長谷川宗一(四十三) △同町無職川口種次(四十一) △林田区駒林町二丁目ゴム製造業宮崎徳太郎(五十四) △須磨北松野通一丁目木炭商山口松藏(四十四) △須磨区五位ノ池町三丁目事務員豊崎政勝(四十一) △武庫郡魚崎町横屋呉服商森三郎(四十七) △武庫郡精道村芦屋字御所の内会社員堀内寛正(五十五) △川辺郡伊丹町伊寿司商池田市藏(三十四) △明石郡大久保町江井島瓦製造会社員門田延藏(三十三) △美濃郡三木町大塚金物商森本徳太郎(五十九) △姫路市砥堀農業手助森下文吉(三十三) △揖保郡龍野町龍野雜貨商金治新次郎(五十一) △補充員 Ⅱ神戸市林田区长田町八丁目大鉄書記峯村善介(六十八)

5 「神戸新聞」昭和十三年五月一八日

八年振り陪審裁判、女地主殺し事件で開く

明暗流転の被告、殺意否認の陳述

新春を収めた播州路の惨劇

押し寄せた傍聴者群

正月三日の朝を不吉にも爐った播州□□村の惨劇―女地主殺し事件の大阪東淀川区□□□□通□丁目生れ住所不定M悦道(三三)にかゝる強盗殺人被告の陪審裁判は、十七日午前十時過ぎより、神戸地方裁判所において、第一刑事部島津裁判長係り、福尾次席検事立会、前田(力)弁護士はじめ、けふを榮の正陪審員十二名、補充陪審員二名は夫れ々和洋とり々々の姿で威儀を正し所定席にずらりと並んで開廷。

被告MMは、豎縞銘仙袷に黒の兵児帯をしめ、丸刈頭にロイド眼鏡をかけて温和しく着席。傍聴人は、朝まだきより詰めかけ、百枚の傍聴券は忽ち出尽して、中には入廷出来ず空しく引あげるものも可なり多かつた。

劈頭、裁判長は、陪審員に対して「陪審員は、法廷に現れた事実証拠を基として、公平無私判断せねばならぬ」とその心得を諭したのち、宣誓を行はしめ、立会福尾検事は、縷々公訴事実を述べて力強く強盗殺人の主張をし、ついで身許調べに入った。

被告は―始め広陵中学に入学したが、二年の時停学処分となり、京都同志社中学に転じ、卒業後同志社専門部に在学、昭和六年八月川辺郡□□村で僧侶をしてゐる父千丈が死亡したため、学資に窮して同校を退学し、その後前科四犯を重ねた、と詳細に明暗流転の半生を物語る。

斯くて、事実審理に入ったが、被告は、「物を奪つたり、殺す考へは無かつた。しかし、歟ではる江を殴つたり、最後に金品を持って逃げた事は間違ひない」と頭から殺意と強盗の点を否認する。

呪はれた縁

被告が女地主と相知つて

情痴のその夜まで

こゝで裁判長は、兇行現場の検証図面を示して、一応陪審員に説明を試みて、詳細な審問に入つたが、被告は問はるゝまゝに——「昨年十二月、広島刑務所を出て、同月廿九日夕方、加古川駅前派出所に就職口と安宿を世話して貰ふべく訊ねた。その時、被害者の□村□□のS Jはる江さんは、阿部巡査と話してゐたが、私の身の上の同情し一円五十錢を呉れ、「貴方が困つてゐるなら私の宅に來なさい、併し今晚は私も用事があるから、貴方はその金で安宿に泊りなさい、明日逢ふから」といつて別れた。そして、卅日には□□村にあるはる江さんの小作人で飲食店を営んでゐる某宅に泊り、卅一日から同家に厄介になり、御飯炊きやら雑用を働いた。卅一日夜、はる江さんは「この家は無人だから引き続き留守番にゐて呉れ」といふので私は承知した。その夜は、離れの六畳に電気炬燵を挟んで、奥さんと後さしで寝た」と兇行以前の同女を知るまでの経緯を、問はれるまゝに詳述し、さらに裁判長から——

問 それで被告は、卅一日夜はる江と関係したのか(と問はれ)、
答 ハイ……、と心持羞みながら低声で答へる。

——時に午前十一時半、裁判長は、昼食に入る旨宣して、一先づ休憩した。午後一時より再開、事実審理を続行し、証拠、証人調べがあるはず。

正陪審員氏名

△神戸市兵庫区西仲町八店員長谷川宗一(四三) △同町五無職川口種次(四七) △林田区駒ヶ林町二丁目製造業宮崎徳太郎(五〇) △須磨区松野通一丁目一ノ四木炭商山口松藏(四四) △同区五位池町三丁目二〇八事務員豊崎政勝(四二) △武庫郡魚崎町横屋二四二呉服商森三郎(四七) △同郡精道村芦屋字御所ノ内八五二会社員堀内寛正(五〇) △川辺郡伊丹町伊丹四八七寿司商池田市藏(三四) △明石郡大久保町江井島四四七瓦製造会社員門田延藏(三六) △美濃郡三木町大塚五四金物商森本徳太郎(五九) △姫路市砥堀四七四農業手助森下文吉(三六) △揖保郡龍野町龍野二二六雑貨商金治新次郎(五一)

6 「神戸新聞」昭和一三年五月一八日

凄惨な「鍬の殺人」

女地主殺しの陪審裁判で

被告戦慄の陳述(夕刊)

(続き)

夕刊続き 播州□□村の女地主殺しのMM悦道(三八)にかゝる強盗殺人被告事件の陪審裁判は、十七日午前に引つゞき、午後零時半より、神戸地方裁判所で開廷、兇行当日の正月二日夜の事情について、島津裁判長の審問はすゝめられたが、MMは——

「その日の夕刻、小作人で曾て留守番をしてゐた事のあるO Y宗郎が、奥さんと小作の事で話、十二時頃引あげた後で、残りの酒五、六合を奥さんと二人で呑んだが、其時奥さんは「お前は今度の争議をどう思ふか、わしは県下一の強い地主だ、今度も必らず小作料を取立てゝみせる」と言つて、私の意見を聞いたので、私は前日小作人のKB半造から風水害で作柄が悪かつた事、小作中には出征した者も二人もあると聞いてゐたので、「小作人

が可哀さうだ」と言ふと、奥さんは「わしは現在の様な国家非常時には、取る者は取立てゝ国家に税金を納めねばならぬ。お前のやうな者は、家風に合はぬから出てゆけ」と言つた。私は、「夜中には出られぬから、朝まで置いて呉れ」と頼み、うつらくしてゐると、奥さんが私に、「お前は明朝でてゆく気か」と尋ねるので、「でてゆけと言はれるからでる考へだ」といふと、「そんなら今直ぐ出てゆけ、明朝人の来ぬ間に出てゆけ」と追立てた。私が「出てゆくから、働いた賃銀を下さい」といふと、「お前のやうなルンペンには、こゝで飯が喰へるのも、わしのお蔭だ、贅沢をいふな」ときつく突放したので、私は嚇つとなつた」と当夜のこと、戦慄すべき兇行の顛末から、逃走の経緯を縷述し、裁判長から――

問 お前は、当廷では犯意を否認するが、これまで五回予審の調べに、強盗殺人を認めてゐるのは何故か、死人に口なしだから、後で作つて言つてゐるのではないか。

答 そんな事は更でない。

問 誰かに強盗殺人は罪が重いと聞いて、さう申してゐるのではないか。

答 福山署の留置場で、強盗殺人なら首だと聞かされたが、そんな為ではない、初めから物取りをする考へはない、私が物取りをするなら、バッグの中には銀行から引出した金があつたのだから、それを取る考へだ。

問 バッグの中の金の事は、事件があつた後、誰からか聞いたのだらう。

答 私は、奥さんが大晦日の日、私がすつた墨で奥の間で小切手を書き、銀行にSといふ小作人をやつたのを知つてゐる、と飽くまで強盗の点を強く否認した。

弁護士追及鋭し

証人調べに痛い質問

陪審員嚴重な詰めの一夜

斯くて、証人調べに入り、先づ出廷した加古郡□□村□□修路工夫H定松(四四)、同大工職TG武次(五六)、SS勝一郎(四七)、同村□□農OY宗太郎(五七)、加古新村交番所長野秀吉巡查(三二)は、事件発覚当時の状況を述べ、被告の自首を受付た福山署岡本頼重巡查(二九)らの証言があり、

加古川署刑事部長宮地三次郎氏(四九)は、「MMは、初め小作人の犠牲になつて人殺しをしたとゐつてゐたが、のち強盗殺人を自白したので私が「何故嘘をついたか」と聞くと宮本は「福山署で強盗殺人なら、首が飛ぶと聞かされてゐたので、さういつた」と答へてゐた」と証言し、

最後に、加古川署司法主任鹽谷常次郎氏(三九)は――「私は、正月五日に予め調べ、その翌日には刑事部長が調べた」と証言するや、前田弁護士は「証人は五日に調べて、調書を取り、拇印を捺されたか」と質問し、証人は「調書といふほどでないが、拇印をとつたのは違ひない」と答へる。同弁護士は、「その調書は、窃盗殺人の調書で、被告に利益であるのに、何故本件記録に添付されぬか、司法警察官の取扱内規に左様なものがあるか」と鋭く追及するや、「内規にはないが、添付しなかつた」と押し切り、証人全部の調べを終り、次いで、検事及弁護士から補充質問があつて、午後六時半閉廷した。

今十八日は、午前九時より開廷、証拠調べより始まり、犯罪事実についての検事及弁護人の弁論、裁判長の説示があつて、陪審員の評議がある。この日、陪審員全部は公判終了

後陪審法衙三階の宿舎に泊ったが、法律によってこの陪審ホテルは、外部との交渉一切を遮断され、監視の書記さんや廷丁が固めて厳重を極めた。

7 「神戸又新」昭和十三年五月十八日

十四名の陪審員が裁く

強盗殺人公判

故意か過失かに疑点

神戸地方裁判所で第九回目の陪審裁判——本年正月三日夜、寄食先の県下加古郡□□村岡の地主で美貌の寡婦S Jは江(四四)を鋏で惨殺したうへ、現金十二円とダイヤ入りカウス釦一組を奪って逃走、広島で逮捕された、大阪市東淀川区□□□□通□丁目生れ無職MM悦道(二五)にかゝる強盗殺人被告事件の陪審公判は、十七日午前十時から、同裁判所陪審法廷で、島津裁判長係、福尾検事立会、前田力弁護人および正陪審員十二名、補充陪審員二名(氏名別項)列席のうへ開かれた。開廷前、重責を負うた陪審員は、向って左側に着席し、今日を晴れの日とてモーニング、背広、紋服などの服装で、何れも緊張した面持ちで裁判の開かれるのを待つ。

被告悦道は、丸刈りに単物を著し、真鍮で囲まれた被告席に悄然とつく。一般傍聴人は殺到した多数のうちから、百廿名が傍聴を許され、その他福地裁判所長以下、判検事および裁判所関係の人々で超満員。

かくて、十時十五分、島津裁判長は、列席の陪審員に対して、「諸君は、本日この陪審裁判に干与せらるるの名誉を担はれたものであります。裁判をはじめに先立ちまして一言御注意申し上げます。裁判といふものは、正しきに従ひ非を非とし、是を是と判断するものであり、もし誤って罪を犯かしたものが無罪となり、罪を犯かさぬものが有罪に認定されるやうなことがあると、社会の秩序が乱れるから、陪審員諸君は良心の命ずるまゝに、公平誠実に判断し、答申に間違のないやうにせたい」と懇に注意を与へ、一同起立裡に「良心ニ従ヒ公平誠実ニ其ノ職務ヲ行フ」と宣誓書を読み聞かせ、陪審員に署名、捺印を求め、型通り被告の身許調べがあり、直に福尾検事は、極めてわかり易い口語句調で公訴事実を述べ、更に裁判長は、再び公訴事実の概要を陪審員に懇に要約し、終つていよく事件の核心、強盗、殺人の事実審理に入り、午前十一時半一旦休憩、午後再開したが、被告は裁判長の訊問に対し、一々明瞭の言葉で答へ、犯意を追窮されると、強盗の意のなかつたこと並に殺意は全然なかつたと強盗殺人を否認したが、裁判長の鋭い追窮に答弁もしどろもどろであつた。

陪審員氏名

正陪審員 Ⅱ 兵庫区西仲町八店員長谷川宗一(四二) △同町五無職川口種次(四七) △林田区駒ヶ林町二丁目製造業宮崎徳太郎(五〇) △須磨区松野通一木炭商山口松藏(四四) △須磨区五位ノ池町三事務員豊崎政勝(四二) △武庫郡魚崎町横屋呉服商森三郎(四七) △同郡精道村芦屋御所の内会社員堀内寛正(五〇) △川辺郡伊丹町伊丹寿司商池田市藏(三四) △明石郡大久保町江井島瓦製造会社社員門田延藏(三六) △美濃郡三木町大塚金物商森本徳太郎(五九) △姫路市砥堀四七四農業手助森下文吉(三六) △揖保郡龍野町龍野雜貨商金治新次郎(五九)
補充陪審員 Ⅱ 林田区長田町八鉄同局書記峯村善介(六八)

8 「大阪朝日新聞」昭和十三年五月一九日

「起訴事実を認む」と陪審員からの答申

検事から無期懲役を求む

女地主殺しの公判

MM悦道(二十八年)にかゝる加古郡□□村の女地主S Jはる江殺し事件の陪審公判第二日は、十八日午前九時十五分開廷、福尾検事は、強盗殺人なりと強く主張し、前田弁護士は窃盗であると反対、島津裁判長は左の如き意味の問書を陪審員に交付、午後一時五分休憩となった。

主問 被告人はS Jはる江の住宅において金員強取の目的をもつてはる江を殺害し現金十
二円余および黒ダイヤ・カフス釦一組在中の墓口を強取したるものなりや。

補問(イ) 殺意をもつてはる江を殺害したるものなりや(ロ) 殺意なくはる江に傷害を加へ死に到らしめたるものなりや(ハ) 現金十二円余および黒ダイヤ・カフス釦在中の墓口を強取したるものなりや。

かくて、協議室に退いた陪審員は、昼食抜きで討議して答申を決定、午後二時三十五分再開、「主問然り」と答申した。即ち、被告の行為は、起訴事実の通り強盗殺人罪と認定したもので、裁判所はこの答申を採択して、第二次弁論に入り、検事は無期懲役を求刑、三時閉廷となった。判決は、今十九日午後一時いひ渡される。

9 「神戸新聞」昭和十三年五月一九日

強盗、殺意の否認を、真つ向から弁駁

福尾検事論断

女地主殺し公判

強盗殺人か窃盗傷害致死かを争点として注目されてゐる、加古郡□□村の女地主殺しM悦道にかゝる強盗殺人被告事件の第二回陪審裁判は、十八日午前九時十五分より、島津裁判長係、福尾次席検事立会の上開廷。陪審法衙三階の陪審ホテルに缶詰めの一夜を明した十三名の陪審員たちも、きのふ一日の疲れを回復し極めて元気で着席した。

劈頭から証拠調べに入り、裁判長は、記録中に綴られた予審調書、検証調書、被害者の写真、鑑定書を一々あげ、更に押収のロンドンバッグや三叉鋏、唐鋏など当時の兇行を偲ぶ物的証拠を示して説明をこゝろみ、ついで犯罪事実についての弁論に入った。

福尾検事は、先づ前日來の陪審員の苦勞に対し敬意を表し、強盗と殺意を否認してゐる被告の供述を、あらゆる角度から駁論し、「当職は、被告の凶手により長き恨みを呑んで死んだ被害者のため、更にその遺族のため、本件が強盗殺人である事を断言して憚らない」と強く主張し、これに対し、前田弁護士は、先づこの事件における被告人の心理推移について考察し、さらに被害者庄司はる江の素行、二百円問題、一月五日加古川署司法主任がとつた被告の否認調書を記録に添付しなかつた事等に論及し、縷々弁護し、「本件は強盗殺人に非ず、窃盗傷害致死である」と主張した。

10 「神戸新聞」昭和十三年五月一九日
無期を求刑

陪審員は「強盗殺人」の答申
女地主殺し事件公判

女地主殺し事件のMM悦道(二八)にかゝる神戸地方裁判所第一刑事部の陪審裁判は、十八日午後も続行、傍聴席には福地裁判所長、戌亥検事正、鈴木上席検事、青木第二刑事部長はじめ、判検事ら多数が耳を傾けてゐた。

夕刊所報の通り、島津裁判長の問書を受けた十二名の正陪審員は、直に評議室に退き、陪審長を互選し慎重に評議の結果、主問の「被告人は、一月三日、S Jはる江宅に於て、金品強取の意思ではる江を殺害し、現金十二円余及黒ダイヤカウス釦在中の墓口を強取したるものなりや」に対し「然り」を答申し、裁判長は合議の上之を採択して、泉書記をして朗読せしめ、こゝに全く陪審員の任務を終った。この答申は、陪審員が検事の公訴事実通り被告の強盗殺人罪を認めたもので、被告の主張は立たなかつた訳である。

斯くて、法律の適用及刑についての弁論に入り、福尾検事は、「天人共に許さぬ大罪で、被告の行為については毫も仮借を許さぬが、年が若く将来なほ改善の余地がある事を参酌して求刑する」と論じ無期懲役を求刑し、前田(力)弁護人は減刑を主張し、午後二時四十分閉廷した。判決は、十九日午後一時。

11 「神戸又新」昭和十三年五月一九日

問書を中心に陪審員の評議

強盗殺人陪審裁判所第二日

既報〓本年正月二日夜東播〓〓村〓〓の女地主S Jはる江(四四)を惨殺し現金を強奪した、大阪東淀川区〓〓〓〓通〓〓丁目生れ住所不定無職MM悦道(二八)にかゝる強盗殺人被告事件の陪審裁判は、きのふに引続き、十八日午前九時から、神戸地方裁判所陪審法廷で、島津裁判長係、福尾検事立会、陪審員十二名および前田(力)弁護人列席のうへ開廷された。けふは、陪審裁判の興味の中心である陪審員の答申があるといふので、傍聴席は一般傍聴人に混つて福地裁判所長、戌亥検事正以下、判検事、裁判所関係の人々の顔がならび、相変らず超満員。

此日、まづ検事及び弁護人の犯罪構成要素に関する、犯罪事実上ならびに法律上の問題について意見の陳述に先立ち、裁判長から、陪審員に対し、証拠になる点に予備知識を与へ、

次で、福尾検事は犯行現場の様相、捜査当時の状況、記録に現れた証拠などを指摘して「被告人に対しての強盗殺人罪としての証拠は充分である」と主張して、逐条的にその論理を説明し、特に「陪審員諸君には、その責任が重大であるから、慎重に願ひたい」とつけ加へた。

続いて、前田弁護人は、検事の所論を駁して、「強盗殺人と認めるは不当である」と弁論し、正午一旦休憩、午後一時再開、かくて、島津裁判長は、検事主張の被告に不利な点と弁護人主張の被告に有利な点とを

列挙し、さらに刑の量定に対して説明あり、枉げて判断せぬやう注意を与へて、陪審員に説示をなし、問書を發して、泉書記をして朗読せしめ、各正陪審員は評議室に退き、いよ／＼陪審員最大の任務である問書に対して「然り」か「然らず」かの評議に入った。

12 「大阪朝日新聞」昭和十三年五月二〇日

求刑通り「無期」

女地主殺しの判決

陪審裁判によって強盜殺人罪と決定された、加古郡□□村の女地主殺し犯人MM悦道（三十八年）に対し、十九日午後一時、神戸地方裁判所島津裁判長は、求刑どほり無期懲役の判決を言渡した。

宮本は、ハッキリした声で「服罪します」と述べ、裁判長は「服役したならば、真人間になつて恩典に浴するやうに」とやさしく諭告した。なほ、前田弁護士は、裁判長の陪審員に対してなした説示に不満の点があるとて、上告を考慮中であつたが、MMが服罪したので、遂にこれを断念した。

13 「神戸新聞」昭和十三年五月二〇日

無地懲役の判決

□□□の女地主殺し犯人に

けふ求刑通り言渡し

播州加古郡□□村の女地主SJはる江殺し事件の住所不定MM悦道にかゝる強盜殺人被告事件公判は、八年振りの陪審裁判として、神戸地方裁判所第一刑事部島津裁判長係り、福尾次席検事立会、前田（力）弁護士はじめ、正陪審員十二名列席のもとに、強盜殺人か？窃盜傷害致死か？公判毎に押寄せる傍聴人の注視裡に続行中であつたが、愈よ十九日午後一時、神戸地方裁判所陪審法廷に於て、島津裁判長から判決言渡しがあつた。

裁判長は、縞の単衣を着て出廷した被告に対し、「被告は無期懲役に処す、不服があれば上告しても宜しい」と言渡すと、被告は「服罪します」と頭を下げた。これに対し、裁判長は、「被告はまだ若いのだから、真面目につとめて模範となるようなことがあれば、法は十年経てば仮出獄を許すことがあるから、よく心懸けて本當の人間になるよう」と諄々と説きかかると、被告は「色々すみませんでした」と人間性の善を示した。

14 「神戸又新」昭和十三年五月二〇日

強盜殺人犯に無期懲役言渡し

陪審裁判の判決

強盜か窃盜かを争点とした、加古郡□□村□□の女地主SJはる江（四四）を本年正月慘殺した上、現金十二円余を強奪した、大阪市東淀川区生れ無職MM悦道（三八）にかゝる強盜殺人被告事件の陪審裁判は、十七、八の両日、神戸地方裁判所陪審法廷で、島津裁判長係り、福尾検事立会、陪審員及び前田弁護士列席で事実審理され、陪審員は問書に対して「然り」

と答申し、裁判長これを採用して強盗殺人と認め、立会検事は無期懲役を求刑したが、十九日午後一時、同裁判長は求刑通り無期懲役の判決を言渡した。

2 徳島

(一) 陪審法の実施に関する報道

1 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年一月五日

陪審裁判早わかり

我国における裁判制度の一大革命たる陪審法は、いよいよ本年から実施されることとなり高松、丸亀両市を始め各郡でも、すでに陪審員資格者名簿の調製を終り、高松地方裁判所の陪審法廷も三月ごろまでには完成する予定であるが、この陪審法とはどんなものであり如何にして行れるかについては、裁判所当局が一昨年来、大童になって宣伝に努めてゐる。この制度を早わかり法によつて分解すれば、大体次の通りである。

この制度の趣旨は、立憲政治の本旨を貫徹するといふので、司法にも他の法行政と同様国民をして参与せしめ、その責任を負担せしむるのが当然で、裁判は国民が立法に参与して作つた法律の運用であるから、これに参与せしむることが民意を重んじ且つその責任を負担せしむるといふ点において、立憲政治の本旨に副ふものといはなければならぬ。これは、即ち政治上の理由であるが、一面司法上の理由をいへば、裁判は事実の真相を確かめ、これに法律を適用し正邪黑白を明かにし正義を具体化して、国民共同生活の安全福利を維持し国家の安寧秩序を保つ役目を持つてゐるのであるから、公正で合法であると同時に

に、国民がこれに依頼し関係者がこれを信服するものでなければならぬ。国民をして裁判に参与せしめ、その所断を裁判に加味したならば、我国の刑事裁判に対する信用が一層高まり、国民が裁判に参与することによつて、自然国民が裁判所に親しみ法律思想が養成せられると同時に、その理解を得、信用を厚くすることが出来、被告人にとつても、国民の中から選ばれた陪審員の判断が基礎となつて裁判されたと思へば、快よくこれに服することが出来るであらうといふのである。

2 「徳島毎日」昭和三年一月二〇日

近く実施さるゝ陪審法普及の為め

模擬陪審裁判

当地有力者後援の下に近く公演

陪審法は本年度から実施されるが、該法は我国創始の法令であるので、一般的に余り理解されぬので、当局に於ては、公演、活動写真其他の方法により宣伝に努めてゐる一方に於て、模擬陪審裁判劇なる物を公演し、当地に於ても両三回開演したが、此度司法省、当地裁判所、弁護士団、其他有志及び徳日、本社等後援の下に、大々的に近く開演することゝなつた。

劇の内容は勿論、俳優も従来の如きものと選を異にし、最も徹底的に同法の普及宣伝に努むるもので、俳優は松竹専属月岡一樹、其他新進男女俳優数十名が登場するので、普通の演劇としても見堪へのあるものである。

3 「徳島毎日」昭和三年一月二〇日

陪審法廷其他

上棟式 来る二十一日

司法省が、徳島市の請負業者濱尾清太郎氏をして工事せしめてをる、徳島地方裁判所陪審法廷並に陪審員宿舎は、愈々来る二十一日、華々しく上棟式を挙行することに決した。

右廷屋は、移改築工事中の登記所、弁護士控所、其他と、もに、予定の如く三月中には落成する見込であると。

4 「徳島毎日」昭和三年一月二七日

模擬陪審劇公開

徳島弁護士会有志主催

本年十月より実施さるゝ陪審法は、人権擁護の保証として設けられたる、我国創始の法令にて、吾々国民が、陪審員として直接裁判に関与する、重大なる権利を付与せられたるものにて、不幸罪を犯すに至つた我々同胞の裁きを、専門の法官にのみ任して置かず、我々国民の意思をそこに加へると云ふ意図に出でたるものである。併し、人が人を裁くと云ふ事は甚だ重大な事で、其事が重大なればなる程、一般国民が如何なるものなるかに精通してゐなければならぬ。

そこで、今度徳島弁護士会有志が主催して、東北北陸其他全国的において好評を博せし、司法当局の諒解を得たる松竹大幹部月岡一樹一派の陪審裁判劇を招き、徳島地方裁判所に同検事局、市役所、警察署及び各新聞社後援の下に、二月上旬某座に於いて公開することになった。此の裁判劇は、陪審法を形の上に現はし、見て知ると云ふ具体化したもので、犯罪の経路は月岡一派の社会劇「裁かるゝ日」全六場にて、従来ありふれた砂を噛む如き無味乾燥なものとは違ひ、各裁判所及び控訴院鹿島判事など推薦賞賛せられたる脚本にて、津々たる興味、涙ある場面の内に罪人を構成し、これを徳島弁護士有志が裁判長以下検事、弁護士となり、当地知名の士が陪審員として本場に舞台に立ち、正式の陪審裁判を行ふのであつて、裁判の威信、陪審の誠実を宣伝教育する上には無上のものにて、近く施行せらるゝ陪審法の真義を最も平易に理解せしむる点において、大いに効果ある有意義なものである。殊に、徳島弁護士、市議其他有力連が舞台に立ち、公判廷に於て真面目に論戦する事として、定めて見物ならん。

5 「徳島毎日」昭和三年二月五日

裁判官以下決定した、模擬陪審裁判劇

愈々五日より新富座に公開

既報の如く、五日より四日間新富座に公開する事になった模擬陪審裁判劇月岡一樹一派は、愈々四日当地に乗込み、直に弁護士、裁判所等を訪問して一通りの打合せを行った。又弁護士連は、裁判所長、検事正と打合せの上、記録の調製に忙殺されてゐる。

事件の内容は、從來ありふれた砂を嘔む如き無味乾燥なものや陪審法に理解なき裁判劇とは全然其類を異にし、裁判の威信、陪審の誠実を宣伝教育する上には無上のものにて、本年度より実施せらるゝ陪審法の真義を、平易に理解せしむる点に於て、大に効果ある有意義なものである。脚本「裁かるゝ日」全六場は、涙あるデリケートな場面を進展して、興味ある社会問題としても、有意義な面白い筋書である。

尚、徳島地方裁判所及検事局より、左の諸氏出場講演がある筈。裁判長以下判検事として出場の弁護士は、左の諸氏である。

△講演 徳島地方裁判所検事千賀孝善氏 △同裁判所部長庄司直治氏△同区裁判所監督判事都築一馬氏△裁判長山上弁護士、田中弁護士、高津弁護士△判事植淵弁護士、井上弁護士、岡田弁護士、井上弁護士、岡田弁護士、森川弁護士△検事武市弁護士、木村弁護士、島田弁護士△弁護士秋田弁護士、高津弁護士、岡田久米雄弁護士、植淵弁護士、森川弁護士、陪審員は、市内知名の士及び陪審員資格者登場の筈にて、追つて当日迄に決定発表の由。

6 「徳島毎日」昭和三年二月六日

陪審員も決定した模擬裁判

愈々本日午後四時から新富座

既報、裁判劇はいよく、本日午後四時から公開されるが、俳優の技能は新派の大名題目岡一樹のさえた腕、模擬裁判は当市弁護士会有志の出場とて、本物の法廷よりも熱弁をふるうて辛辣な論告やら弁論やらで、定めて面白き場面を見られる事であらう。

殊に、陪審員は、左の諸氏に決定。評議室は非公開なれど、特に公開して見せるとの事故、法律には素人の陪審員、定めて名論やら脱線やらで火花を散らして論戦する事とて、そこに多大の興味があらう。

尚、団体申込みも続々あるとの事なれば、大入満員締切らぬ内に来会せられたしとの事、本日正午迄に決定した陪審員諸氏は、

玉出彌伊太氏、越久村雪次郎氏、三木徳藏氏、眞鍋誠一氏、長谷川嘉平氏、岡島和三郎氏、大久保藤吉氏、松家文雄氏、橋本磯五氏、

7 「徳島毎日」昭和三年二月八日

陪審劇は本日限り

引続き普通劇、八日より四日間

徳島弁護士会主催本社後援の陪審劇は、非常の好況にて満員の大盛況なるが、引続き九日迄公開の筈なる処、時たま／＼普選に会ひ、出場弁護士連は大繁忙にて、各候補者応援演説に出張せねばならぬ処を、各弁護士交々に暇をぬすみて出場し来りしが、いよく／＼選挙も白熱戦と化したる為寸暇もなく、止むを得ず陪審劇は本日限りにて終演する事となり、

然して、月岡一派は東京に引揚げる筈の処、徳島好劇家及び座方関係者等は、折角の來徳を機とし、普通劇開演をすゝめし処、月岡優はじめ一座員等大いに賛成し、八日より四日間新富座に於て開演する事なつた。月岡優は東京に於て新派界の重鎮たる事は云ふ迄もなく好劇家の知る処、一座に若手の花形、殊に女優高根百合子は、先年松竹キネマにて

天才的の女優としてファンを喜ばした腕達者、其他春岡、大友、早稲田、水口、鹿島等皆東京新派界の若手揃ひ故、宣伝劇とてまた異なつた芸術的熱演を見る事ならん。尚、入場料等は、破格の低額にて見せると。

8 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年四月一三日 陪審法宣伝

講演と映画

徳島地方裁判所では、十月の陪審法実施を控へて、陪審制度を一般に十分理解せしむるため、大いに宣伝をなす計画を立て、五月二日、徳島高等小学校もにおいて、また翌日は脇町において講演会並に活動写真会を開催することに決定した。

講師は、大阪地方裁判所から一名と徳島地方裁判所から一、二名を選定するはずであるが、活動フィルムは、司法省において最近作成したる陪審法に関する興味あるものである。

9 「徳島毎日」昭和三年四月二十九日

徳島地方裁判所主催陪審講演と活写

五月二日徳高翌三日脇町高

徳島地方裁判所の陪審公判廷も竣工期に近づき、陪審裁判の主旨と裁判の形式の宣伝に大童の当局では、又復五月二日午後六時三十分から、徳島市寺島町徳島高等小学校講堂と

同三日美馬郡脇町尋常高等小学校の二ヶ所に、陪審講演と陪審活動写真の無料公開をやることに決定した。

講演部は、大阪控訴院と徳島地方裁判所の判検事が担任する筈であるが、映画は日活特作の「屍は語らず」全七巻で、主なる配役と内容概要は、

青年島田義雄……………岡田 時彦

女給池田みつ子……………瀧花 久子

加藤裁判長……………山本 嘉一

バーテンダー西田重吉……………見明凡太郎

雪の夜半、都の一隅に立った教会の庭で、鮮血に染んだ若い女の屍体が発見された、自殺か他殺か……………当局は懸命の捜査をつづけた。臆て、島田青年が被疑者として検挙された、警察でも予審でも証人に出たカフェーのバーテンダー西田重吉の証言が有力なものどせられ、島田青年は殺人罪として陪審公判にかけられた。公判廷で被告のする供述は、満廷の涙をしばつたが、裁判の結果は……………？

10 「徳島毎日」昭和三年五月二日

裁判に干与する陪審員候補者欺さる

あまりに皮肉な被害に

裁判所が警戒を望む

詐欺の犯罪が益々智的になつて、密会者や留守宅をおどす偽刑事の程度でなく、判事を

名乗る大詐欺漢が、三田で超レコードの犯罪を犯した、その巧妙な遣り方に世間もアツと驚いてゐるが、最近また神戸市内で、陪審員候補者をだます詐欺漢が出没し、須磨や葺合等全市に被害が多い。その遣り方は、陪審員候補者の調査に名を借り、その宅を訪ひいろ／＼なことをきいたうへ、本人の写真を出させ、書籍代(注、陪審員候補者名簿)だといって十五円を詐取するのであるが、この陪審員候補者は、今秋十月から実施される陪審裁判について、その都度呼出される資格者で、裁判手続きに参与して犯罪事実の有無を答申すべき重要な職務にある。その陪審員候補者が、詐欺に罹るといふにいたつては、全く苦笑以上の悲哀といはねばならぬ、兎に角、此不埒漢の横行に就て、裁判所では嚴重警戒方を希望してゐる。(神戸電話)

(注)「徳島毎日」(昭和三年四月一日・同八日)には、徳島県下では、昨年二月頃より、「陪審法普及会」を作つて会員を募集し、入金金三円を徴し、「陪審法要項」と題する小冊子(時価一〇銭位)を送附している者がいるが、その間、詐欺的手段が行われているよう
で、被害は三百件に上る、という記事が出ている。

11 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年八月七日

陪審法実施は余程慎重に

関係者の研究を要す

神谷検事正 談

陪審法実施を控へて、今回東京で開かれた全国裁判所長並に検事正会議に出席した浅井

徳島地方裁判所長及び神谷検事正は、このほど帰徳したが、神谷検事正は語る。

会議は、主として十月一日から実施される陪審法の実際問題と思想問題の取扱ひ方等であつた。徳島地方裁判所では、陪審法実施に伴ふて、さきに判検事一名づゝを増加せられることに決定したので、いづれそれ／＼任命を見るであらう。しかし、陪審事件の公判には、原則として所長及び検事正が立会ふことになつた。何しろ陪審法実施は、我が国で最初の試みであり、しかも地方裁判の革命ともいふべきものだから、余程慎重を要すべく、検事の公訴事実の陳述や裁判長の説示等は、最も重大なる影響を与へるものであるから、實際問題にあつて、これをどういふ風にするかといふことが会議で随分論議されたが、結局決定せず、九月五日から三、四日間にわたつて、全国の判事部長並に次席検事会議を開いて、更に研究しようといふことになつた。

徳島県における陪審裁判は、目下の予想では、一ヶ年を通じて二十六件といふことになつてゐるが、事實は二十件内外にすぎないのではないかとおもふ、陪審公判は長引けば長引くだけ陪審員十二名が幾日も宿舎に缶詰にされることになるので、それは随分苦痛なことであり、また自分の仕事に差支へることであるから、なるべく一日で全部終了せしむることになつてゐる。

とも角も、陪審法実施といふことは、裁判所側にとつても、事件に関係した各警察官にとつても、また陪審員となるべき民間の人にとつても、人の生命を決定することであるし、最初の試みであるだけ、これが実施にあつては、それ／＼余ほどの研究と自覚が必要である。

12 「徳島毎日」昭和三年八月七日

裁判の様相が全く変わる陪審法の実施

徳島地方は二十六件の予定であるが

多少減するだらうと神谷検事正の談

司法官会議に上京中であつた浅井裁判所長、神谷検事正、高津弁護士会長、相前後して帰来、神谷検事正の談に曰く、

陪審法施行直前の会議であるから、議題の主たるものは陪審裁判の法律問題と事実問題であつた。陪審法は、我が司法裁判の革命であるから、従来の審理態様とは全然その趣が異つて居る。

先づ、公訴事実の陳述に就ては、これまでは検事が裁判官と被告に予審終結決定書を読み聞かす程度でよかつたのであるが、陪審裁判では素人の陪審員に対しても事件内容を諒解せしめなくてはならぬ事になつた。従つて、公判廷に於ける検事の位置、任務に大變革が起り、検事の主たる任務は、論告ではなくて公訴事実の陳述といふことになつた。英仏では、これに論告の時間を費してゐる。公訴事実の陳述といふことが、この裁判に於いて各自に重要であるこゝろ判る。

次は、訊問の方法である。これまで警察官は、書類によつて事件の報告をして居つたが、陪審公判では事件の当初から関係した巡查、司法警察官は全部召喚せられるのであるから、その捜査、訊問方法などの上にも余程考慮を要することになつた。

次に、裁判官から陪審員に対する、説示の程度方法である。この説示は、弁論直後に於いて、裁判長が行ふものであつて、その内容は、事件の法律上の性質、事件の梗概、被告に不利なる点、被告に有利なる点の説明である。陪審員の答申の鍵を与ふるものであるから、説示は陪審裁判の中心生命で、最も困難な問題である。この説示に、若しも裁判官の意見が加つたといふことになれば、それが上告の理由になるのである、陪審裁判は一審きりであるのだから、上告なんといふことになれば大變だ。それで、陪審裁判にあつては、陪審判事が訊問して、裁判長は説示のみをするのがよいといふやうの説もあつたが、大勢は訊問も説示も共に裁判長がするといふことに決つた。英国などでは、説示に論告の四倍もの時間をかけてゐる。

次に、弁護人の重複弁護なども問題になつた。陪審員に倦怠を感じさせて、よい加減な答申でもされては、裁判の権威に影響するから、陪審裁判に列席する弁護人には、予め協調して貰つて、事実論、法律論、情状論を行ふに、各主任を決めてさせるといふ事になつた。

陪審裁判はなる可く一日、弁論判決まで全部終らせる心算であるが、若しこれが一日で終了しなければ、陪審員は陪審員宿舎に缶詰にせられて外部との交通を遮断するが、これは重大な問題で種々議論もあるが、我が国の陪審制度は陪審員に対する請託や脅迫を行はしめぬために、陪審員を宿泊せしむるといふ事を前提として実施せられることになつたのだから、交通遮断も亦止むを得ない。

それから、陪審裁判の裁判長は、原則として所長これにあたり、立会検事は検事正といふ事になつた。しかし、若し所長、検事正に於いて事故ある場合には、部長判事、次席検事をしてその任にあらしむるから未決定、陪審裁判上の手続は、いづれ九月三日から四、

五日、本省に部長、次席検事を会合して決定せられる筈である云々。

尚、徳島地方裁判所管内の陪審裁判予定事件数は二十六件となつて居るが、実際は多くて二十件位或は月一件の程度に減りはせぬかと見られて居る。法定陪審事件の中でも、被告が自白して了つたものは除外するのと、一番に判決が確定する制度であるから、請求陪審も予定数に達せぬであらうと予想せられるからである。しかし、本県は比較的大事件の多い土地柄とて、十月一日からは判検事が一名宛て増員せられる事に決定してをる。

13 「徳島毎日」昭和三年八月三〇日

陪審制度実施の十月一日を陪審デー

種々の催しで国民に趣旨を徹底

【二十九日東京電話】多年準備中であつた陪審制度は、いよく今秋十月一日より実施されるが、司法省では、この法制史上一大記念日たる十月一日を陪審デーと名づけ、種々の催しをなし、一般に新制度の趣旨の徹底をはかると共に更に該裁判実施に際し一層の完璧を期するため、九月三日より六日にわたる三日間、全国各地裁判所長、同検事局次席検事及び各陪審裁判長等二十名を司法省に招致し、本省側から原法相以下濱田、小原両次官、磯部参与官、陪審係主任大原書記官ら出席し、最後の陪審裁判実務官の会同を行ふこととなつた。

14 「徳島毎日」昭和三年九月一七日

十月一日から実施する

陪審法早わかり(一)

一、陪審裁判に就て

(1)陪審裁判とは如何なるものか

吾国従来の裁判は、専門家の裁判官によつてのみなされて来たが、新制陪審法により將來はそれに素人が十二人加はつて、その人々に公判における審理、弁論を聴かせた後、その事件に対する事実の判断を答申さし、裁判官がその答申に因つて裁判をする、これ即ち陪審裁判である。

(2)如何なる事件を陪審裁判に掛けるか

我国では、刑事事件に付てのみ適用することになつてゐる。其の刑事事件も、比較的重い罪のものに限られ、その軽重によつて、当然陪審に掛けるものと、被告人から請求することに依り陪審に掛けるものがある、前者を法定陪審、後者を請求陪審と呼び、この陪審に掛けることを「陪審の評議に附す」と称する。この陪審の手続は、地方裁判所に公判を請求される事件に付いてのみ適用する規定になつてゐるので、地方裁判所に於いてのみ見られるものである。従つて、その他の区裁判所や控訴院では陪審裁判はないわけである。

(イ)法定陪審 放火、殺人等の如く、その重きに対しては死刑又は無期の刑を以てする種類の犯罪事件は、被告人の請求の有無に拘らず、陪審裁判に掛けることになつてゐる、これを法廷陪審といふ。

(ロ)請求陪審 傷害、窃盜、詐欺、横領等の如く、その重きに対して三年以上の懲役又

は禁固の刑を科することある犯罪事件は、被告人より陪審裁判を請求した時に限り、これを陪審に掛けることになってゐる、これを請求陪審といふ。

(ハ) 陪審を許さぬ事件 右の如く陪審には、比較的重い事件が掛けられることになってゐるが、而も犯罪事件の性質に依つては、陪審裁判に掛けることを許さないものがある。即ち、皇室に対する罪、内乱、外患、国交に関する罪、騒擾の罪等刑法第二編第一章乃至第四章及第八章に規定する罪、法令に依つて行ふ公の選挙に関する罪に当る事件が、それである。

(ニ) 管轄の移転 事件を陪審の評議に附することに決すれば、検事は其事件と周囲の事件とを考察して、若しその事件に付地方の状況に依り陪審の評議公平を失する虞ありと認めたる時は、これが管轄の移転を直近の上級裁判所へ請求して、他の裁判所でその事件を審判せしめる方法に出ることが出来る。而して、これを請求した時、若しその事件が公判に移されて居れば、検事は其請求に及んだ事を公判裁判所へ通知し、同時に被告人に対しては其請求書の謄本を交付すべき事になってゐる。裁判所は、この通知を受ければ、其事件につき其後の訴訟手続を停止して、上級裁判所の決定あるを待つことになる。又被告は、其謄本の交付を受けて三日以内に、それに対する意見書を差出すことが出来る。而して、上級の管轄裁判所では、検事の意見を聴いた上、管轄を移転するとか、せぬとかを決定するのである。

(3) 如何なる人が陪審員となるか

(イ) 陪審員資格 陪審裁判に立会ふ素人の人、即ち陪審員は、国民の誰もがこれになれるといふ訳ではなく、一定の資格を備へたものでなければならぬ、即ちその資格は

A、日本臣民で三十歳以上の男子たること

B、二年以上引続き同一市町村内に居住せるもの

C、二年以上引続き直接国税年額三円以上を納むる者

D、読み書きのできるもの

の四条件を具有することである。

なほ、右四条件を具有していても、市長、村長の調製する陪審員資格者名簿に登録されてゐなければ陪審員となれず、又搭載されてゐても禁治産者、破産者、懲役又は六年以上禁固の前科あるもの、国務大臣、判事、警察官、市長、村長等の特別な公職に在る者、医師、小学校教員、学生、或は被告人の親戚又は被害者、私訴当事者等の人々は、陪審員となれないことになってゐる。

15 「徳島毎日」昭和三年九月一八日

ほんものゝ裁判官や弁護士連が

新築神々しい
陪審法廷で陪審劇

仮装被告人は古田区検事局監督書記

陪審員は各弁護士

判検事は浅井所長、神谷検事正

陪審裁判が、お芝居でなく実際に裁判所で、公判の一つの形式として開かれるのは、この十月一日からになった。裁判所でも、種々の方法によつて、陪審法の実現、陪審裁判の

状況など、これを県民に知らしむる為に遺憾なき宣伝を行ったが、いよく今度は裁判官、弁護士間が体験して、裁判の实地に臨んで支障なきやうに仕なくてはとあり、去る土曜の半ドン後、協議会を開いて大体の話が決められた。

台本は、お手のもの、殺人か何かのズット前に完結してゐる書類、仮装被告人には、古田区検事局監督書記、陪審員は弁護士諸氏を、又判検事はこれぞ本場の浅井所長、神谷検事正といふ段取り、第一回は二十二日の土曜の午後新装神々しい陪審法廷で行ふ。第二回、第三回と続いて研究した後、場合によっては、第三回あたりから、陪審員候補者にだけは公開する事になるかも知れぬと。

16 「徳島毎日」昭和三年九月一八日

十月一日から実施する

陪審法早わかり(二)

(ロ) 陪審員資格者名簿 右に述べた様に陪審員となるには、一定の資格を必要とするので、その資格の有無は年々調査して、これを決める事になってゐる。そして、それは市町村毎に市町村長が、その市町村内に居住する者に就て、毎年九月一日現在で調べ上げ、その資格あるものだけを書き立て、名簿をつくる、これ即ち、陪審員資格者名簿である。

この名簿は、その年の十月一日から七日間、その市町村役場で一般に縦覧させることになってゐるので、その資格調査に異議ある向は、その縦覧期間内及びその後の七日間内に、市町村長に異議を申立ればよい、その異議が正当ならば名簿は修正される、また異議が

不当ならば管轄区裁判所から異議申立の理由無きことを通知して来ることになってゐる。

(ハ) 陪審員候補者名簿 地方裁判長所は、毎年其翌年に必要とする陪審員の人数を定め、これを管下各市町村に割当て、その員数を九月一日迄に各市町村長に通知することになってゐる。そこで、市町村長が地方裁判所長から此の通知を受ければ、陪審員資格者名簿に基き、抽籤の方法で割当てられた人員だけの陪審員候補者を選定し、それを名簿に書き入れる、これが陪審員候補者名簿である。尤も、その抽籤は、市町村長が勝手にするものではなく、陪審員の資格ある人が三人以上立会て公正に行はれる、かくて陪審員候補者が決すれば、市町村長は十一月卅日迄に、その候補者名簿を管轄地方裁判所長に送附し、これと同時に候補者各本人に対し、陪審員候補者名簿に登録の旨を通知する。この名簿を送附した後、候補者中に死亡者、国籍喪失者又は陪審法第十三条、第十四条の各号の一に該当する者ができた際は、市町村長は直に地方裁判所長に通知せねばならぬ。

(ニ) 陪審員を辞する場合 陪審員となつた者は、裁判所の呼出に依じて必ず出頭し、陪審員の職務に就かねばならぬ義務がある。併し、中には老齢のためとか、或は官公職に在るためその職を離れることができぬとかの関係で、その職務を行ふことのできぬ場合がある、かゝる場合、陪審員の職務を断ることができるようになってゐる。併も、これは支障さへあれば誰でも断ることができる訳ではない、即ち六十歳以上の高齢者、在職の官吏、教員、議会開会中の各種公選職に限られてゐる。尤も、病気その他突発事件のため、止むを得ぬ事情のため、急に裁判所の呼出に応ずることのできぬ場合もあるが、左様な場合は病気なら診断書を添へ、その他の事情ならその事情を明かにして届出づれば、その当日の職務を断ることができる。

二、公判前の手続

(1) 起訴の概要

大凡犯罪があつて告訴、告発、自首、申告、投書その他により、官がこれを覚知すれば検事、司法警察官等の捜査活動に入り、その結果犯罪の嫌疑あり、被疑者を処刑するの必要ありとすれば、検事は裁判所に対して起訴の手続を執るのである。而して、この起訴の方法は、それが簡単な事件であれば、軽重難易により区裁判所より地方裁判所に直に公判を請求する、若し複雑な事件であれば、地方裁判所に予審を請求して予審判事の判断を求めるのである。予審判事は、その事件に付各種の証拠を蒐集して犯罪事実を調べ上げ、それが公判に付するに足る犯罪の嫌疑あるものならば、事件を公判に附する旨の決定をする、若しそれが罪とならぬか、又犯罪の嫌疑が無いとかといふことになれば、免訴の決定をして事件を処理する。

17 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年九月一九日

陪審裁判のお稽古

徳島の判検事、弁護士連が

陪審法がいよく十月一日から実施されるので、徳島地方裁判所では、これが実施に当り支障なきやう、模擬陪審裁判を、二十二日午後、新築の陪審法廷で行ふはず。

仮装被告人は、古川徳島区検事局監督書記、陪審員には各弁護士、判検事は浅井所長、神谷検事正が、それぐ勤めることになった。

なほ、十月一日から三日間は、一般に新築陪審法廷を縦覧せしめると。

18 「徳島毎日」昭和三年九月一九日

徳島地方裁判所陪審法廷参観

十月一日から三日間限定した人達に

事件さへあれば十月一日から使用する、徳島地方裁判所の陪審法廷と宿舍は、最初のうちに入れる事件がないため、一、二、三の三日間を招待日として、陪審員候補者、市町村長、新聞記者、代議士、県市会議員、官公吏、学校教員に限り、之が参観を許す事になった、招待者には、夫々案内状を發したが、総数千二百七十六名に達したと。

19 「徳島毎日」昭和三年九月一九日

十月一日から実施する

陪審法早わかり(三)

(2) 法定陪審と公判準備期日

右に述べたやうな順序で、事件は検事から直接又は予審判事を経て、地方裁判所の公判に移されるものである。既に事件から公判に移されたならば、裁判長は其事件の性質を見て、それが法定陪審事件に該当するものなりや否やを調査し、法定陪審に掛くべきものであるなれば、之から公判準備期日を指定し、若し否らずとすれば、その公判期日を指定す

るものである。この公判準備期日は、定数即ち三人の判事と検事及裁判所書記が列席して開かれるものにして、その期日には、被告人と弁護人を召喚せねばならぬ。殊に、弁護人が出頭しなければ、例令被告人が出頭していても、裁判所では取調べる事が出来ぬことになってゐるので、この期日割に被告人が弁護人を選定しないなら、裁判長が裁判所々在地の弁護士中からこれを選任することになってゐる、之が所謂官選弁護人である。又この期日は、公判の準備手続をするために開く、下調の期日なのであるから公判をせず、また陪審員を呼出さないのである。

(3) 公判準備期日の取調

公判準備期日は、公判の準備を整へることを眼目として開く期日にして、大体次のやうなことをなすものである。

A、裁判長は、法定陪審事件の被告人に対し、事件を陪審の評議に附することを辞拒し得べき旨を告知する。

B、裁判長は、公訴事実につき被告人を訊問する（陪席判事、検事及弁護人も所定の手続を経て、被告人を尋問することが出来る）。

C、裁判所は、公判において取調べを必要とする証拠調の決定をする、検事、被告人及弁護人は証人訊問、鑑定、検証又は証拠物若しくは証拠書類の収集を請求することを得、尤もこの請求は、この期日前にも出来、またこの期日後指定せられる公判期日の七日前迄にも出来ることになってゐる。

D、この期日における取調中に、陪審の評議に付すべからざる事由の生じたときは、その事件を通常の手続きに従つて審判する、この場合には、公判準備期日がある儘公判期日

となるのである。

E、被告人は、この準備期日に管轄違の申立をすることが出来る。尤も事件が予審を経由して居れば、前に予審判事に対して、その申立をしてゐる場合でなければ、この申立は許さない。

F、裁判所が、被告人からの管轄違の申立により、その原因ありと認めたととき、又は公訴棄却若くは免訴の原由ありと認めたとときには、夫々その決定をなし、その儘事件を処理するのである。

(4) 公判準備調書

公判準備期日に列席する裁判所書記は、その期日においてする被告人の訊問、その供述、検事、被告人又は弁護人の申立、裁判所の裁判、その他一切の訴訟手続並に被告事件、被告人及び出頭したる弁護人の氏名、手続をなしたる裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、検事、裁判所書記官の氏名等を記載し、被告人が出頭せざるときは、その旨を記載して調書を作成せねばならぬ、これが公判準備調書である。この調書は、三日内に整頓して裁判長と、ともに署名捺印するのであるが、裁判長はその署名する前に、調書を検閲して若し意見があるならその旨を附記するのである。

(5) 請求陪審と請求の時期

地方裁判所の公判に移された事件中、死刑若しくは無期の刑に処せられることのある事件以外の詐欺、窃盗の如き一般の事件に就いては、裁判長は刑事訴訟法の規定に従ひ、先づその公判期日を指定して、公判の準備に掛けるものなることは、前にも説述した通りであるが、それ等の事件の中で、長期三年以上の刑を規定せる法令により断ぜられるべき事

件に就ては、被告人の請求により、陪審の評議に附すべきであるから、陪審裁判を希ふ被告人はこれを請求すればよいのである、この請求をなす時期については、第一回の公判期日前と規定されて居る。尤も公判期日は、場合によると裁判所、弁護士或は被告人等の都合で、再三変更される時があるから、そんな場合には、最初に定めた公判期日の召喚状が被告人の手に入った日から、十日以内にすればよいが、その後には請求できないことになってゐる。

20 「徳島毎日」昭和三年九月二〇日

十月一日から実施する

陪審法早わかり(四)

(6) 請求陪審と公判準備期日

裁判長が事件に付て公判期日を指定せる前に、被告人から請求があつて事件を陪審の評議に附する時は、法定陪審における場合と同様、直ぐに公判準備期日の指定を見る訳であるが、一旦公判期日を指定して後に、被告人からその請求があつたため、陪審の評議に附することになった時は、別に公判準備期日として指定せず、既に指定された公判期日をそのまゝ公判準備期日として、その期日に前述の如き公判の準備をするのである。

(7) 陪審事件を陪審の評議に付せざる場合

法定陪審事件であると請求陪審事件なるとを問はず、被告人が公判又は公判準備のための取調において、公訴事実を認めた時には、その事件を陪審の評議に付することが出来な

いことになってゐる。

(8) 陪審の辞拒と請求の取下

被告人は、検事が公判においてその初めにする被告事件の陳述、即ち公訴事実の陳述をなす前に在つては、何時にても事件を陪審の評議に付することを辞すことが出来、又既に求めて置いた陪審裁判の請求を取下げることが出来る、この場合には、二度とその事件を陪審の評議に付することは出来ないのである。尚、公判において検事が公訴事実を陳述した後でも、検事係から管轄移転の請求があつたときには、その請求に対して決定のあるまでは、陪審を辞することも出来、請求を取下げることが出来ることになってゐる。

三、公判前の手続に就て

(1) 陪審の構成

△公判期日と陪審員の呼出 陪審の評議に付すべき事件に付て、公判準備が出来たならば、裁判長は、公判期日を指定して、訴訟關係人を呼出すのである。而して、此公判期日が決定次第、地方裁判所長は、予め定めた市町村の順序により、各其市町村の陪審員候補者名簿中から一人又は数人宛、抽籤により都合三十六名を選定する、この抽籤も、裁判所書記の立会を以てその公正を保障する訳である。而して、その卅六人は公判期日に、裁判長からその出頭すべき日時、場所を指定して呼出されるのである。

△陪審構成の手続：(除斥、忌避)

陪審の評議に附すべき事件の公判、即ち陪審裁判に立会ふ陪審員は、前述の如く十二人と定つてゐるので、呼出された三十六名中、職務の執行に差支へあるものや、その他の事情を有する者を除外して、結局十二人を残し、之等の者が公判の審判に立会ふことになる、この十二人の陪審員を決する手続を、陪審の構成と

いふ。此構成手続は、陪審員が廿四人以上出揃はなければ行ふことを得ざるもので、若し出頭した陪審員が廿四人に満たざる時は、裁判長は之を補充のため裁判所に在地又は最寄の市町村の陪審員候補者名簿中から抽籤を以て、必要な員数だけの陪審員を選定して、之を適当且つ便宜な方法により速急呼出し、充員するのである、この抽籤にも裁判所書記が立会ひ公正に執行するものである。斯様にして所定の廿四人以上出揃うた時、甫めて陪審構成の手続を開始する、此手続は、定数の判事、検事、裁判所書記、被告人、弁護士及陪審員列席の上、公判廷で行はれるが、公開はしない。扱て、是等一同の顔が揃うた時、裁判長は出頭した廿四人以上の陪審員の氏名、職業及住居地を記載した書面を示して、検事及被告人に対し、陪審員中に「除斥」せらるべきものありや否やを問ひ、陪審員に対しては被告人の氏名、職業、住居地を告げて、除斥の原因ありや否やを問ふ、之に対し検事、被告人及陪審員は第十五条に列記されたる除斥の原因あるときは、其旨申立をする、これに因り裁判所が除斥の原因ありと認めらなら、その旨決定するのである。

21 「徳島毎日」昭和三年九月二一日

陪審員旅費、汽車汽船は二等

陪審員日当は五円、其他の日は二円五十銭

陪審員宿舍の止宿料は二円五十銭

判決前に請求せねばくれぬ

十月一日より実施される陪審法の陪審員旅費日当及止宿料は、十八日官報を以て勅令第

二百三十四号で公布された。

◇旅費 鉄道汽船は二等旅客運賃、等級を二階級に区分するのは上級の運賃、其等級を設

けざるものはその乗車乗船賃、汽船の通ぜざる水路は一海里毎に九十銭以内にて裁判所の定むる額、一海里一里未満は切捨

◇日当 公判審理に干与したる日は一日に五円、その他の日は二円五十銭

◇止宿料 陪審員宿舍に止宿したる場合は一夜二円五十銭、その他の場合は一夜五円然して右旅費日当止宿料は、判決前に請求するに非ざれば之を支給せずと。

22 「徳島毎日」昭和三年九月二一日

十月一日から実施する

陪審法早わかり(五)

又裁判所は、出頭した陪審員中に第十二条乃至第十四条の規定により、陪審員たるの資格を欠ぐものがあれば、その陪審員たることを得ざる旨決定するのである。斯様にして、出頭した陪審員の中から、その資格を欠ぐもの及び除斥の原由あるものを除外して、尚所要員数を超過する時は、検事及被告人において、その超過人員の各半数宛を忌避することが出来る。而して、その超過人員が若し奇数を示す場合には、被告人は検事よりも一名だけ多く忌避することができるのである、又被告人が数人なる時は、この忌避は共同してこれを行ふべきであるが、その共同の方法につきて被告人間に協議の調はぬ場合は、裁判長からその方法を指定することになつてゐる。忌避権の行使については、一定の方式に従ひ

順次行はれるのであるが、検事と被告人は裁判長が氏名票を讀上げる都度、先づ検事からその陪審員を承認するか忌避するかを陳述し、次ぎに被告人から承認か忌避かを陳述する。若し、次の氏名票を抽籤函から抽出すまで、その陳述のない場合は承認と見做し、その最終に抽出す分に付ては、裁判長が抽籤終了を宣言するまで、その陳述がないなら、その時も承認と見做すことになってゐる。而して、この陳述は裁判長が次の氏名票を抽出するまでは之れを取消すことが出来るが、次ぎの氏名票を抽出した後、または最終に抽籤終了を宣言した後はそれが出来ない。なほ、この忌避といふは、検事と被告人とが陪審員中から事件に付て判断せしめるのに不適当と認めるものを排除する手続であつて、忌避に付てはこれを排除せねばならぬ事情があるはずである。処が忌避の理由は、これが陳述を禁じてあるので、被告人にしても気兼ねなく忌避し得られる訳である。右の如く、忌避の手続において、抽籤を進める内承認された陪審員が定数の十二人に達したなら、裁判長は抽籤終了の旨を宣言するのであるが、元來陪審は公判審理を了へ陪審の評議を経てその答申を書記が朗読するまで、同一の陪審員を以てすべきであるから、若し事件が複雑だとか、被告人が多勢だとかいふことで二日以上引続き開廷を要するものと思料する時は、定数の陪審員の外に尚一名又は数名の予備員を用意して、之を公判に立会はしめ万一陪審員中に病氣其他の事故で職務を行ふことを得ざるものゝ出来た場合は、之に代らしめることになつてゐる。この予備員が、補充陪審員である、この補充陪審員は、裁判長がその必要を認めたととき、これが員数を定めるもので、その之を要する場合は、陪審員忌避の手続において陪審員及び補充陪審員の数を充たすに至るまで、抽籤を継続し之を充たし得た時、抽籤終了を宣言する訳である、この場合は、その初めに当籤した十二人を以て陪審を構成すべき陪審

員とし、その他の当籤者を補充陪審員とするのである。

以上、それだけの手続を以て、陪審の構成を完了する訳で、当籤者以外の陪審員は用済みとなり退廷するものである。

(2) 公判

△開廷 陪審構成の手続きが了れば、陪審員並に補充陪審員は、当籤の順序で法廷所定の陪審席に着席する、この陪審員の集団を、陪審と呼ぶのである。所謂公判といふのは、これから始まるのであつて、傍聴者もこの時から入廷を許される訳である。

△陪審員の宣誓 公判の取調は、検事から公訴事実を陳述するにより開始せられるものであるが、陪審員はその前に宣誓せねばならぬ。それは、陪審員が公正且つ誠実にその職務を行ふべきことを誓約するのであつて、是は絶対に拒むことが出来ない。而して、この宣誓は、先づ裁判長から、陪審員一同に陪審員としての心得を諭告した上、起立して「良心に従ひ公平誠実にその職を行ふべきことを誓ふ」と記載ある宣誓書を朗読し、陪審員をして、これにそれ／＼署名捺印せしめて、最も厳肅の裡に行ふのである。

23 「徳島毎日」昭和三年九月二三日

十月一日から実施する

陪審法早わかり（七）

△公訴事実の陳述 陪審員の宣誓があれば、検事は被告事件の終始を陳べて、被告人が如何なる罪を犯したのかそれを明かにする。之を公訴事実の陳述とか、被告事件の陳述とい

ふのである。公判における裁判所の審理は、この陳述あるによって開始するものである。

△審理 検事の公訴事実の陳述が了れば、裁判長は、被告人を訊問して、被告事件につき弁解を聴き、証人訊問、鑑定人訊問、その他必要な一切の証拠調をして、取調をするのであるが、都合で裁判長は、この被告人、証人の尋問、其他各種の証拠調を陪席判事の一人をしてなさしめることも出来る。

△陪審員の訊問権 公判において検事や弁護人が、裁判長の許可を得て、被告人、証人、鑑定人又は通事等を訊問し得られるやうに、陪審員も裁判長の許可を得て、これ等のものを訊問することが出来る。

△証拠調 裁判をなすにつき、証拠に引くことを得るものは、裁判所が直接取調べたもの、即ち公判に現はれたものに限るといふのが原則であるが、書類や図画の類は、之を証拠とすることに、検事、被告人、弁護人等訴訟関係人の間に異議がなければ、何時でも証拠に引くことが出来る。又第七十二条乃至第七十四条に列記してあるものは、何れも裁判所の直接取調べたものではないが、是等は特に証拠に引くことを許されてゐる。

△弁論 各種の証拠調が終れば、検事、被告人及弁護人は、犯罪の構成要素に関する事実上及法律上の問題のみに付き、互に意見を陳述するのであるが、その最終には被告人又は弁護人に陳述する機会を与へて弁論を終結するのである。

(三)陪審の評議

△説示 弁論を終結すれば、裁判長は、陪審に対して、犯罪の構成に關し法律上の論点及び問題となるべき事実並に証拠の要領を解説して、犯罪を構成すべき事実の有無を問ひ、その評議の結果を答申すべきことを命ずる。この手続きを、説示といふのである、この説

示については、裁判長は、証拠の信用すべきものであるとか、信用出来ないものであるとか、又被告人に犯罪の責任ありとか、又は無いとか、について自己の意見を示すやうなことをしてはならぬ。裁判長のこの説示の仕方如何によつては、陪審の答申が右とも左ともなるものであるから、是が陪審の手續中最も重要な手続きとなつてゐる。而して、この裁判長の説示に対して、何人も異議を申立てることが出来ないことになつてゐる。

△問書 裁判長から陪審に与へる問は、主問と補問とに區別し、陪審において単に「然り」とか「然らず」とかにより答へ得られるだけの文言を以て書面で問はねばならぬ、この書面を問書といひ、問書は裁判長が之に署名押印して陪審に交付することになつてゐるが、陪審員は都合でその謄本の交付を求めることが出来る。而して、主問といふのは、公判に付せられてゐる事實に關し犯罪構成事実の有無を評議せしめるために与へる問で、補問といふは、公判に付せられた事実と異つた犯罪構成事実の有無を評議せしめる必要を認められた場合に与へる問である。又犯罪の成立を阻却する原因となるべき事実、例へば被告人が罪を犯すべき心神喪失の状態にありしや否やとか、緊急やむを得ざる刑法第一編第七章所定不成罪の原因となる事実の有無を評議せしむる必要ありと認められた場合には、その問を他の問と分別して与へるのであつて、この問題を特に別問と稱してゐる。

陪審に与へた裁判長の問に対しては、陪審員、検事、被告人及弁護人から、その変更を申立てることが出来る、その申立があつたときには、裁判所は決定を以てそれを決めねばならぬ。

△評議 陪審が裁判長から問書を受取つたなら、評議のため陪審員は評議室に退き、その室で評議を始める。この場合、裁判長は必要に依つて、公判廷で取調べた証拠物並に証拠

書類を陪審に交付することが出来る。この評議については、先づ互選によって陪審長を選定し、陪審長が評議に関する議事を整理することになる。陪審長が決まれば、陪審員は裁判長の間に対する各自の意見を述べて評議を開始するのであるが、評議は先づ主間に付いて之をなし、主間を否定した場合に補問を受けてみれば、それについて評議する訳で、間に対する陪審長の意見の表示は、他の陪審員が意見の表示を終つて後、即ち最後にこれをせねばならぬ。なほ、陪審はその評議を終る前、更に説示を求めることができるが、この請求は陪審員一同が公判廷で申立てるものである。(完)

24 「徳島毎日」昭和三年九月二十六日

徳島地方裁判所で

愈二十九日舞台開きする

模擬陪審裁判の役割

徳島地方裁判所の模擬陪審裁判は、法廷内の設備、出場者の配役などの都合上、延期となつて、二十九日午後一時から開かれる事となつた。上演事件は、十数年前県内某地方に発生した放火事件である。当日の役割は、

裁判長 浅井裁判所長

陪席 庄司部長

同 未定

検事 神谷検事正

書記 大松書記

弁護人 大谷弁護士

同 谷原弁護士

被告人 永峰書記

証人 志熊検事

同 卯坂書記

同 新開書記

陪審員(弁護士より抽籤をもつて之をさだむ)
と内定、傍聴人には裁判所の全員が繰出す筈。

25 「徳島毎日」昭和三年一〇月一日

司法に民意を加味する

国民裁判の実現

陪審法の実施に臨んで 原法相 談

【三十日東京電話】多年国民翹望の的となつて居た陪審法が愈々本日を以て実施せらるゝ事となつた事は、我々国民として大いに祝福慶賀せねばならぬ一大盛事である。云ふ迄も無く、陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏即ち判事が単独に行ひ来つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむる事を基調とし精神とする、所謂国民裁判を指すのである。本来立憲治下にありては、その立法なると司法たると行政たるを問

はず、苟くも国務の遂行運用に当っては、之に民意を加味せしめ、国民をして国家の政治は国民自ら之を行ふのであるとの觀念を抱かしめねばならぬのである。

然るに、我国においては、今日まで立法行政の両方面においては、選挙の方法により代表されたる人民の意思が、国政遂行の上に表現されてをったけれども、独り司法裁判の上には、国民意思の反映と認むべき何物も加味されてをらず、裁判事務を常職とする官吏のみが、刑事即ち国民の犯罪有無の判断を為し来たつたのであるから、立憲政治の本筋からいふても、従来の制度は未だその完きを得ない感を免れなかつたのである。

尤も、外国においては、為政者の暴虐に対し国民の生命財産の安全を保護する趣旨において陪審制度を採用した処もあつたが、我国においては、古来より全国的に（一地方の藩主等には多少あつた）暴虐擅恣の為政者があつて、勝手次第に人民を逮捕監禁審問処罰したり、或は苛斂誅求を事とした実例はないのであるから、彼の外国におけるが如く、従来の官吏裁判では国民の生命財産の安全は望まれないといふ国民感情があつた事はないのであるが、多少の国民中には、官吏たる警察官や検事が取扱つて来た事件を、更に官吏たる裁判官が判断するのであるから、司法権は独立とはいふものゝ、絶対公平を望むことは出来ないと考へる者があつて、従来の裁判制度に不満を感ずることあるを免れ難いのである。而して、国民が裁判制度に不満といふことは、現在の法律生活に不満といふことであつて、国民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。従つて、国民をして裁判所を飽まで人権擁護の機関、正義発揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来の官吏のみによる裁判制度に変更を加へ、国民をして罪の有

無は、自分等の同輩同僚たる人民により決せられるとの安心を得せしむることが必要となつて来るのである。これが、即ち我国において陪審法を設くるに至つた根本の主旨である。

斯くの如く、我国の陪審制度採用と諸外国のそれとは稍その事情を異にしてゐるのである。これを再言すれば、外国におけるが如く暴虐政治の反動としてこの制度が生れて来たのではなく、大多数国民は従来の裁判制度に信頼してゐる事は疑はないのであるが、たとへ極めて少数の者でも従来の裁判制度に不満なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民即ち何等捉へられざる同胞の判断により罪の有無を定めしむることが、一層人権擁護の精神を明らかにし、裁判に対する国民の信頼を深からしむるゆえんであるといふことが、この新制度採用の本旨である。

従つて、その内容においても、外国の陪審法とは大いにその趣を異にし、現行裁判制度に不満なものゝみが陪審員の判断を受くるといふ、いはゆる任意陪審制度となつてゐるのである。斯くの如く、陪審制度即ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法行政司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧を達したといつても誤りなしと信ずる。これを要するに、陪審法の実施は、昔に我が刑制史上曾て見ざる一大革新たるのみでなく、実に我が立憲政治史上に一大時期を画したものだといはねばならぬ。

然しながら、法は死物である、その運用の如何によりては善法も悪法と化するのであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるにおいては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止まらず、却て害毒を国家社会に流し、悔ひを千歳に遺すことゝなるのであるから、選ばれて陪審の任に当る陪審員諸君は勿論、一般国民就中証人鑑定人等として事件に干与する人々は、十分に陪審制度の精神を了得し、陪審裁判は国民が親ら

同胞の罪の有無を定むる真の国民裁判であつて、曾てなき人權擁護の良制度である趣旨を充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡即ち『正義を与ふる機関である』との誇りと識見とを以て、この制度の運用に当り、万違算なきを照せられたい。東洋の刑制史上、曾て見ざる人權擁護の制度たる陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に之れが有終齋美を希ふて止まぬものである。

26 「徳島毎日」昭和三年一〇月一日

立法史上特筆すべき日

聖上親しく行幸

囚人の製作品迄天覧

【三十日東京電話】十月一日は、立法史上に特筆すべき陪審法の施行さるゝ司法記念日であるので、天皇陛下には、此の記念すべき日に、特に裁判所構成法を御覧遊ばされ、東京地方裁判所へ意義深き行幸遊ばさるゝ此日、陛下には、行幸の御順路を拝するに、陸軍通常礼装に大勲位略章を御佩用、珍田侍従長御陪乗の略式自動車鹵簿に召され、一木宮相其他供奉の上、午前十時宮中御出門、十時十分東京地方裁判所御車寄に着御、原法相以下約三百名の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて三階大審院長室の仮御座所に入御御少憩、原法相以下親勅任官に拝謁仰附られ、同十時十五分原法相の御先導にて御説明の上、陳列室の参考書類、判決書及び中野刑務所以下各刑務所に於ける囚人の製作品を御覧になり、次で十一時二十分法相の御先導にて、大審院第一号法廷御覧、牧野院長の御説明御聴より予審廷を御巡覧、少憩の後午前十一時四十分還幸あらせられる筈。

27 「徳島毎日」昭和三年一〇月二日

一日から三日間

陪審法廷参観

徳島地方裁判所の陪審法廷参観は、既報の通り、一日から許可されたが、朝来参観人ひきもきらず、玄関口では下駄を預かつた上で竹皮草履を貸して呉れ、受付では法廷内部と宿舎外観との写真二枚が一組となった絵葉書を呉れるなど、とても物軟らかい取扱ひぶりに参観者はいづれも打寛いだ気持ちになつてをる。

28 「徳島毎日」昭和三年一〇月一三日

陪審法実施に伴ふ

司法官更迭断行

【十二日東京電話】司法省では、全国地方裁判所陪審法実施に伴ひ、六大都市を除き各地方裁判所は、原則として所長は陪審裁判の裁判長となる規定を設けたので、裁判所長が若し裁判長となり得ざる場合には、主席判事をして之に当らしむべく、之れが為め全国控

訴院長等から判事異動転任を求めつゝあったが、十二日早朝辞令で判事の更迭を断行し、追って陪審制の完璧を期すべく有数判事を夫々任命した。

29 「徳島毎日」昭和三年一月二日

陪審候補

△福井村 内藤雄太郎、岩佐満壽重、阿部安太郎、岩瀬嘉平、守國藤五郎、香留作五郎、岩佐敏雄

△相生村 江川林太、登爲幸、近藤萬次郎

△大俣村 坂東文吉、新居彌三郎、小山多米助、井内國太郎、赤松仁平

△市場町 竹内兼太郎、淺野宇太郎、近藤喜平、佐藤茂平、田上種三郎、齋藤豊三

△牟岐町 柿内安太郎、和田虎吉、大津次平、下川傳藏、原房吉

(二) 陪審公判に関する報道

①殺人被告事件昭和四年二月一六日判決

1 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年九月一日

姑と口論して、母子心中？

子供の死体のみ発見

徳島県板野郡□□町KM儀一妻あいゑ(二十七)は、八日姑と口論した末、午後八時ごろ、

次男義明(二二)を伴ひ家出したが、十日午前五時ごろ、同町天神社境内の井戸で義明の死体が発見されたので、あいゑも自殺したものと見られてゐるが、死体はまだ発見されない。

2 「徳島毎日」昭和三年九月一日

姑と喧嘩の腹立ちに、我児をつれて家出した妻

子供は井戸から屍体で現る

妻の行方は不明

板野郡□□町□□儀一妻KMあいゑ(三七)は、八日、姑と口論の末腹立まぎれに長男義明を伴ひ、午後八時頃家出した儘、翌日に至るも立帰らず、家族が心配の余り所在搜索中、十日午前五時頃、同町□□天神社付近の野井戸中より、義明が死体となつて発見されたにも、あいゑの姿は尚ほ依然として不明、生か死か謎の行衛として引続き所在調査中である。

3 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年九月一二日

子供を殺して、逃げ失せたか

姑と口論した人妻捜査

姑と口論して行方不明となつた徳島県板野郡□□町KM儀一妻あいゑ(二十七)の次男義明(二二)の死体が井戸の中から発見され、本人の死体が発見されないため、或は義明を殺害して逃走したのではないかと、十日夜以来、板西署では在郷軍人、青年団などの応援で徹

宵捜査したが発見せず、十一日は捜査本部において大活動を開始した。

4 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年九月一三日

あいゑは捕はる

生家に立帰った処を

捜査中であつた徳島県板野郡□□町儀一妻KMあいゑ(二十七)は、十二日午前二時、同郡□□村の生家に立寄つたところを取押へられ、目下嚴重取調中。

5 「徳島毎日」昭和三年九月一五日

我児を井戸へ投込んだ

家出妻検事局送り

二度迄投身して死切れずと申立つ

(既報) 板野郡□□町□□儀一妻KMアイエ(三七)が、姑と口論の揚句野井戸へ我児義明(二二)を投込み自分は姿をくらました疑問の事件は、十二日午前に至り、自宅へかへつて来たアイエを発見、坂西署へ連行、末吉検事出張、アイエにつき取調べしに、アイエの申立ては「私は姑と喧嘩し死を決して義明をいだいて野井戸へ至り、先づ義明を投げ込み義明の死を見とめて、自分も飛込んで自殺を企てたが浮き上ること二回で死に切れず、更に袂へ石を入れて飛込むだが、どうしても死ねぬので、其の場から逃れて熊野神の附近でウロ

くしてゐたが、遂に実家へ帰つて来たのを引かれたものです」と。アイエは、当検事局へ送つて取調べることゝなつた。

6 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年一〇月一四日

徳島で最初の陪審裁判

珍しい殺人事件と強盗事件

期日はなほ未定

徳島地方で最初の陪審裁判が開かれることに決定した。事件は、板野郡□□KM有江(三十五)が祖母と口論の末、先月九日夕、長男義明(二二)を井戸の中に投げ込んで殺害し、自分は死におくれたといふ珍しい事件と、徳島市□□□呉服商K龜吉方へ押入り、日本刀をもつて家人をおどかし金品を強奪した、岡山県真庭郡□□村TN威(三十四)にかゝる強窃盗事件の二件であるが、いづれも公判以前の下調べにおいて事実を自白せぬ限り、陪審公判を開いて罪を決するはずで、期日はいまだ決定しない。

7 「徳島毎日」昭和三年十一月一日

井戸へ我児を投込んで

その身も自殺せんとした□□の児殺し

陪審裁判に附せられる三つの罪質

徳島地方裁判所公判部にある刑事々々中罪質が法定陪審に附せらるべきものは、

第一、殺人被告〓板野郡〓〓町〓〓〓農業KMアイエ(二六)

第二、窃盗及強窃盗被告〓岡山県真庭郡〓〓村無職TN威(二四)

第三、殺人被告〓徳島市〓〓町〓〓〓日稼KK市郎(二五)

であるが、三事件とも被告は、予審終結まで犯罪事実を綺麗に自白してゐるので、陪審手続にかけても被告はいづれも陪審の評議に附することを辞退するであらう。俄に供述を翻して否認をするやうなことはあるまいと視られてゐる。しかし、陪審準備は、当地方最初の事であり、その成行は可なり注意されてゐるが、

三十一日、右の内、板野郡〓〓町〓〓〓KMアイエ(二六)に対する殺人事件が、当地方最初の法廷陪審事件として公判準備期日が指定された、弁護士は谷原公氏、公判準備期日は十一月十九日と決定した、準備は非公開で進められるのであるが、被告アイエに於て従来の供述を変へず陪審の評議にかけることを辞退すれば、普通の公判が開かれるわけで、この事件の審理が普通公判になるか、陪審公判になるかは、この準備手続を経なければ決定しないのである。

アイエに対する被告事件の内容は、「アイエは、大正十四年KM儀一に嫁し、長女笑子(三)〓、長男義明(二〇)を設けたが、祖母ムメとの折合悪く面白からず想つてゐたが、九月一日ムメが転がった団子をそれ食へと云はれ、又同八日には梨を投付けて食へと云はれたので、居堪らずなり、笑子を連れ実家へ帰らうとすると、乳呑児の義明を残して帰るお前は鬼だと吐鳴られ、義明を背負うて家出し、同夜は附近の桑畑で過ごしたものゝ身の所置に窮し、九日夜十二時頃、〓〓字〓〓〓午前野井戸へ無心に眠る義明を投込み、自分もつゞいて投

身せうとしたが、死児の姿の惨たらしさに死に遅れて、実家へ帰った所を逮捕されたものである」。

8 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年一月二〇日

徳島で最初の陪審裁判

母子心中で生残った母親

きのふ公判の下準備

徳島県板野郡〓〓町字〓〓〓KMあいゑ(二六)が養母の虐待に堪へかね、子供の義明(二〇)と共に自殺せんとし、井戸の中に義明を投げ込んだ殺人事件は、徳島地方裁判所において陪審裁判に附せらるゝこととなり、十九日、秀島裁判長係で公判の下準備を行ったが、いよく近く陪審公判を開くことになった。弁護士は谷原氏で、これが徳島県における最初の陪審裁判となるであらうと。

9 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年一月二九日

母子心中生残りの母親、いよく陪審公判

来月十四、五日ごろ徳島裁判所で

四国ではこれが最初

徳島県板野郡〓〓町KMあいゑ(二七)にかゝる幼児殺し陪審公判は、いよく来月十四、

十五日ごろ、浅井裁判所長、神谷検事正立会の上開廷することに内定した。この陪審公判は、四国では最初であるから、一般から非常な興味を持って見られてゐるが、右について浅井裁判所長は語る。

「我国における陪審裁判は、大分県を最初として、名古屋、大阪でも行はれたが、徳島では今回の幼児殺し事件が始めてで、おそらく四国でも最初だと思ふが、非常に興味ある事件である。しかし、陪審裁判について陪審員の最も留意すべき点は、事件に関する世間の風評などわずらはされないで、犯罪の有無を冷静公平に判断しなければならぬのであつて、自己の意思以外の影響による測定を避けなくてはならない。

次には、被告人に対する裁判長の訊問、被告の答弁振り、証拠物件など、すなはち主として公判廷に現れたる実際について、十分慎重に考へなければならぬ」。

10 「徳島毎日」昭和三年一月二十九日

養母の虐待で、我児を井戸へ投込んだ

□□のKMアイエ

陪審裁判所 来月十五日

養母の虐待に堪えかねて、三才の義明をつれて家出し、附近の野井戸に子供を投じ、自分は死におくれて捕へられた、板野郡□□町□□KMアイエ(三才)は、法定陪審事件として来月十五日頃、徳島最初の陪審裁判にかゝる事になった。期日は、両三日中に確定発表される筈。

11 「香川新報」昭和三年二月一日

十四、五日に開廷、四国最初の陪審

徳島県□□町の子殺し女の事件

陪審員の心得

徳島県板野郡□□町□□KM儀一の妻アイエ(三才)が、姑の虐待に堪えかねて、一子義明(三才)を殺害し野井戸の底深く投げ込んだ事件は、徳島地方裁判所の最初の公判陪審に附せられ、来る十二月十四日、陪審裁判公判を開廷することであるが、浅井徳島地方裁判所長は曰く、

「我国における陪審裁判は、大分県が第一番に開かれてから、名古屋、大阪と順次公判陪審が行はれてゐるが、成績は可良の方である。当裁判所において、来月中旬に開廷する陪審裁判は、四国における最初の公判であるが、審理の事件は、極めて簡単に陪審裁判事件としては頗る興味の薄い方であるが、陪審員諸氏のもつとも注意すべきことは、

一、新聞や世間の風評を基としてはならぬこと

二、被告平素の素行がどうかであるか、罪を犯さぬとか、犯したとかいふような考えをもつてゐてはならないこと

然らば、どういふ事柄を第一に心得てゐなければならぬかといふと、陪審員は、私心なく公判廷において現れた事実だけを捉へて、清らかな心で犯罪事実があるかないかといふ事を、常識で判断すればよいのであるから、十分にこれ等の点に注意すべきが肝要である

云々。

12 「徳島毎日」昭和三年二月五日

四国最初の陪審裁判

□□町の愛児殺

愈来廿一日開廷に決定

四国最初の陪審裁判と云はれ又女性を被告人とする陪審裁判では全国の皮切りであると云はれてをる、板野郡□□町□□KMアイエ(三五)が、義母と折合悪しく、幼児義明(二三)を伴れて家出し、身の処置に窮して愛児を野井戸に投じ、自身も続いて投身せんとしたが、愛児の苦悶と死相を見て俄に空恐ろしくなり、自殺を断念するに至った、聞くも恐ろしい殺人被告事件の公判は、いよくこの二十一日午前九時、徳島地方裁判所新築陪審法廷で、裁判長浅井裁判所長、陪席秀島部長判事、佐々木判事係、神谷検事正が干与し、谷原弁護士列席の上で開廷せられる事に確定した。十二箇の陪審員席に、光栄ある素人判官として着席する陪審員候補者は、公判前五日までに、裁判所自らの公平なる抽籤によって、県下各地より三十六人を選抜、それぐく召喚状が発せられるわけである。

13 「徳島毎日」昭和三年二月八日

最初の法廷に選ばれる光栄の陪審員

□□町愛児殺の裁判

公判一時間前に氏名発表

板野郡□□町□□KMアイエ(三五)の陪審裁判に、陪審員たるべき第一次選定に入った者の郡市別人員左の如く選定、陪審員氏名は、公判一時間前まで当該官庁は勿論、被選定人に於ても発表出来ない規定である。

徳島五名、名東三名、勝浦三名、名西二名、板野七名、美馬二名、三好二名、阿波二名、麻植二名、那賀六名、海部二名

14 「徳島毎日」昭和三年二月一八日

明春一月に開く

□□の愛児殺、陪審裁判期日

来る二十一日開廷に決してゐた、板野郡□□町□□農KMアイエに対する殺人被告事件の陪審裁判は、突如裁判所の都合により、明年一月へ延期された。

15 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月一六日

徳島最初の陪審公判

愈よ本日開廷

徳島地方裁判所最初の陪審公判は、十六日午前九時から、浅井裁判所長裁判長となり、

浦川検事正が立会検事となつて、陪審員三十六名列席の上開廷さるゝはずであるが、事件は、板野郡□□町KMあいゑ(三十七)が、姑の虐待に堪へ兼ね、死の伴れに長男義明(二二)をまづ井戸に投げ込んで、自殺せんとして果さなかつたもので、裁判長の事実調べのち、陪審員の答申を待つて、検事の論告、弁護人の弁論があつて閉廷するはずである。

16 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月一七日

実子殺しの陪審公判

怪しい火玉を見て井戸に転げ落ちた

思ひかけぬことゝ殺意を否認

陪審員も問を発す

邪険な姑から日にくゝたへがたい虐待を受け、女心の思ひ悩んだ揚句自殺を決心し、いたいけな幼な子を死の道伴れにせんとしたが、子供のみ死んで自分のはたさなかつたといふ、徳島県板野郡□□町KMあいゑ(三十七)にかゝる殺人事件の公判は、徳島地方裁判所最初の陪審公判として、十六日午前十時二十五分から、浅井裁判長係、浦川検事正並に十二名の陪審員が立会ひ、谷原弁護士列席のもとに、木の香も新しい公判廷で開廷された。

この日、傍聴者は早朝から殺到したが、特に谷田大阪控訴院長、青木刑務所長、赤澤県刑事課長らも傍聴に入廷し、傍聴席は満員の盛況。かくて陪審員の抽籤をはるや、浅井裁判長以下入廷し、裁判長は、まづ陪審員に対して一場の注意と希望を述べたのち、被告あいゑの身許を訊問し、

浦川検事正は、「被告が昨年九月八日、姑うめから犬の子同様に虐待されたので、口論の末同夜長男義明(二二)を抱いて家出し、姑に面当のため義明を野井戸に投げ込んで殺し、自分は附近の桑畑に潜んでゐた」といふ起訴事実を述べ、

ついで、裁判長の事実調べに入る。被告は、「その夜、姑のあまりの仕打ちに義明を抱いて家出し、実家に返らうと思つたものゝ、更に思ひ返して野道をさまよふうち、怪しい火の玉の見ながら堀だと思つて渡らうとして、ハット気付いた時には二人は井戸にころげ込み、義明が浮かんだときはすでにこと切れてゐた。思ひがけぬこの有様に、冷い義明の死骸を抱きしめ泣いて詫び、自分は更に二、三度井戸に投身したが果さなかつた」と一滴の涙も流さず、極力殺意を否認した。

裁判長の訊問は、微に入り細にわたつて急所をついたが、覚えはない、判りませんの一点ばかりで、頗る曖昧な答弁をなし、雑壇にズラリと居並ぶ陪審員らは耳そば立てゝ熱心に一問一答に聞かせる。このとき、陪審員から、「どのくらゐの先に怪火を見たか、また堀を通らねば家に帰るのに通行がで出来ないか」などの問を發したのち、裁判長から、被告に証拠品を示して訊問を終り、証人として事件の中心人物姑のKM梅の調べに入った。

姑うめの証言

嫁と揉めたことはない

さすがに嫁をいぢめ抜いた姑だけあつて、白髪頂いた同人は、「嫁は格別悪くもないし、これまであまり嫁と揉めたこともありませんでした」と空嘯き、あいゑが家出するまでの

いろくゝの経緯を申立て、虐待した事実を否認し、「嫁が気に触ってゐることは知りませんでした」と被告の言を覆し、「嫁が家出するときには、夜分に突然里に帰してくれといったので、明日行けといふと、明日になったことは判ると妙な捨言葉を残し袖を振り切つて家出したので、それが気にかゝり探し廻つた」と陳述した。

零時二十分、休憩となる。

被告に有利

夫儀一の証言

午後一時四十七分再開、直に、証人たる被告の夫KM儀一(三〇六)に対する証人調べを開始し、儀一は被告と姑とのかねての折合から、当夜の争ひのもやうについて、被告に頗る有利な証言をなすところがあつた。

17 「徳島毎日」昭和四年三月一七日

四国で始めての陪審裁判

我児を井戸へ投込んだ

□□町の哀れな哀れな殺人事件

四国で始めての陪審裁判である、本県板野郡□□町□□農KMアイエ(三七七)に係る殺人被告事件の公判は、十六日午前十時二十分、徳島地方裁判所の新しい法廷で開かれた。係官

席には、裁判長浅井所長、陪席坂本、佐々木両判事、干与浦川検事正、大松、新開両書記が、威儀を正して並び、その右には谷原弁護士、また左には先刻の陪審構成手続で当籤した勝浦文五郎氏外十一名の陪審正員、二名の補充陪審員が二列に居流れ、特別傍聴席には特にこの公判の視察に來た谷田大阪控訴院長が、且野脇町支部判事、青木典獄、納憲兵分隊長、大平検事、岡田判事、末吉検事、榎田検事、村上判事、浅川判事と共に、緊張して審理の有様に見入つてゐる。先づ、裁判長から、正補充陪審員に一言諭告した上、検事の公訴事実の陳述に入る。傍聴席は、早朝から詰めかけた被告人の縁者、知己、一般傍聴者に、抽籤で勿ねられた陪審員候補者や庁員が加はつて満員である。

怪し火を見て、夢うつゝで走る

犯行の事実を否認

被告人は、大正十四年春頃、KM儀一に嫁入り、笑子(三〇三)と義明(三〇二)を生んでゐる：：今回の事件の動機と事実に就ては、警察調でも検事調、予審調でも、「近頃、儀一の祖母ムメとの間に何かと円満を欠ぎ屢々衝突してゐたが、昨年九月一日朝、ムメから宛ら犬猫を扱ふやうに(食へ)と云つて団子を転がして与へられ不快に思つて居る折柄、八日夕又もムメから(食へ)と梨を抛り出され、手に取らぬと云つて咎められたので、口論の末義明を背負うて家出し、九日午後十二時頃まで、附近の桑園に身を潜めてゐたが、身の振方に困るので、ムメへの面当に自殺を決意し、先づ無心に眠る義明を野井戸に投げ込んで溺死させ、続いて自分も投身したが、怖ろしくなつて這ひ出した」と申立て、來たのであ

る……しかし、公判準備の期日から供述をかへ、この日も被告人は、検事の「被告人は殺意を以て義明を野井戸に沈め殺した」といふ主張に対して、殺意を否認して、「八日夜は義明をつれて買物に出た、行く途中で怪火にあひ、驚いて夢中で駆けだしたまでは覚えてゐるが、その後のことには覚えがない、たゞ夢うつゝの中に前に用水路のやうなものが現れたので、一心に渡り越さうとしたやうに思ふ。正気に返つた時、義明を負ふた儘野井戸へ墜ち込んでゐて、義明が死んで了つてゐた、義明に済まぬと思つて二、三度その野井戸へ入つたやうに思ふ。その後、熊野神社で石を枕にして、臥てゐるので吃驚したが、また氣を失つて、実家で父から大声で呼び起されるまで知らなかつた」と弁解し、「義明溺死の原因は、負ふた儘夢中に野井戸へ落ち込んだため」であると主張し、茲に証拠調は、はじまつた。

熱心な陪審員の質問

怪火の大ひさや距離など

証人調は、先づ被告人の夫（儀一）の祖母KMMメ（六八）からはじまり、主として被告人の家の動機について質す所あり、証人は「アイエが勝気で且短気なこと」「家出せねばならぬ程の事情はなかつたこと」等不利な証言を為し、午後零時半、午食の爲め休憩となつた。

この最初の陪審に選ばれた陪審員は、

陪審正員（十二名）

市内福島本町（商業） 勝浦文五郎（四七）△同佐古町（酒造業） 藪田仁平（六〇）△同富田浦町（商業） 日下弘（四七）△同船場町（商業） 伊勢喜三郎（六〇）△同富田浦東富田前田嘉吉△名東郡加茂名町東名東（織物業） 三木元藏（六三）△同八万村下八万（農作） 正木友吉（五〇）△名西郡石井町大字石井（農作） 河部嘉次郎（五〇）△勝浦郡小松町大字小松島（商業） 田中市太郎（五五）△那賀郡宮岡町大字富閑（信用組合理事） 戸田傳藏（六四）△同郡平島村大字上福井（農作） 沖源七（五五）△麻植郡鴨島町大字鴨島（生糸業） 筒井直太郎（四三）

補充陪審員（二名）

市西新町（理髪業） 宇永松次郎（四九）△市富田浦町（無職業） 濱田清次郎（四八）

以上十二名の陪審正員と補充員は、訊問がはじまると熱心に発言する訴訟当事者を注視し、一、二名の人々は何かしきりに鉛筆を走らせてゐる、被告人の事実上の主張があつて、裁判長が陪審員に対し「何か御質問はありますか」と尋ねると、「五番三木」と発言を求めた加茂名町三木元藏氏は、「怪火を見た距離と大きさは」と質す、アイエは「二丁程はなれてゐましたが、大きさは判りませんでした」と答ふ、次いで富岡町戸田傳藏氏「夢中で堀らしいものを渡らうと思つたさうだが、そこを通らぬと行けぬと思つたか」と質す、アイエ「そこを通らねば白石といふタバ屋へ行けぬと思ひ、一生懸命に渡らうとしました」と云ふ、多の陪審員はいづれも身をのりだすやうにして、その問答に聴き入つてゐるだけで一口も発しない、その間々では裁判長と被告人とのタバとカモジ問答、検事の「タバといふのはカモジを結へるものか」といふやうな被告への質疑を微笑を浮かべて眺めてゐた、証人KMMメに対しては、三木元藏氏が一問を放つただけ、あとは静かなものである。

18 「徳島毎日」昭和四年三月一七日

初陪審公判三面つゞき

被告人の夫が新事実を語り

眠ってゐた法廷が緊張

愛児殺被告KMアイエの陪審公判は、午後休憩後、一時三十五分再開、証人として被告人の夫KM儀一(二三)が出庭した、訊問事項は家庭の状況で、「祖母ムメは、短気でむら気であるが、家内のアイエは気が長く極く普通な女である」「アイエが家出する前、ムメとアイエ」が長いこと言ひ争つてゐた」と陳述する。

この時、陪審員席には、カーテン越しの春日がうらくと流れて、陪審員の中にはコクリコクリと昼舟を漕ぐものも見へる。特別傍聴席にも、ウツリウツリ黒甜郷裡に逐ふがやうに見えるものがある。この時裁判長は、証人に対し、「義明の死体を発見して、お前が行つた時、義明の着物は濡れてゐたか」と本事件を解決する一つの重要な鍵(即ち検事の主張によれば被告人は義明を裸体にして野井戸に投じたと云ひ、被告人は夢中で義明を負ふたまゝ井戸に墜ちてゐたといふので)について質せば、儀一は「夢中であつたから、その点は覚えてゐない」と答へ、更に「私は検視に先立って、一度自宅へ連れ帰つた」と今迄一度も云つてゐなかつた驚くべき新事実を述べ、法廷は一時に緊張を呈し、筒井陪審員から二、三質問を發せられ、三木陪審員からも質問あり、

引続き被告人の実父MU茂平(七〇)につき、被告人の性質及家出後実家に帰つた当時の模様、被告人が熊野神社に居つたのを知つて、握飯を与へた事実ありや否やの二点の訊問に

入つた(于時午後三時)。

尚、人証としては、板西署警部補岡田龜太郎(被告人を取調た人)、SO八重太郎(義明の死体発見者)、伊賀純一(駐在巡查)が残つてゐる。陪審員の評議は、八、九時頃行はれる見込み。

19 「大阪時事」昭和四年三月一七日

実子殺しを否認

四国最初の陪審公判

流石に傍聴席は大入り

四国最初の陪審公判は、十六日午前十時より、徳島地方裁判所に於て、淺井裁判長、浦川検事正係りにて開廷。特別傍聴としては、谷田大阪控訴院長及青木徳島刑務所長、その他県下各裁判所の判検事、警察官等である、一般の傍聴者もまた大入りにて、その数百余名立錫の余地なく、

かくて、被告板野郡□□町KMあいゑ(二三)は、モスの縞の着物にひきつけ髪で現はれ、裁判長の事実調べに對して、その実子義明(二三)を、九月八日、姑との喧嘩から、その面あてに野井戸へ投じて殺害したといふ警察署の申立を否認し、「同夜自宅へ逃帰る途中、谷川があつたので、これを渡らうとしたところ、火の玉が飛んだので喫驚して見ると、其処には野井戸があつて、自分の子供の死体が浮いてゐるので、自分も再三これに投身したが死に切れなかつたので、附近の神社の石を枕に寝てゐたもので、その後のことは一切知らぬ」

と殺意を否認し、
姑のKMむめ(六十八)を取調べると、いろ／＼嫁との不仲の点を暴露し、午食のため零時
半休憩した。(徳島電話)

谷田控訴院長

傍聴して語る

徳島の陪審裁判を傍聴した谷田大阪控訴院長は語る。「大阪控訴院管内の陪審は、今日まで八回であるが、大体我々の予期した通り良好な成績を収めつゝあるが、徳島の陪審員の模様を見ると、教育の程度が高い為めか、宣誓書に書いた文字などは大阪あたりより見ても余程立派に出来て居る、又其態度に於ては割合ひに緊張の度合ひが少いやうに思はれた云々」。

尚、氏は十七日徳島出発、十九日高知の陪審裁判傍聴を行ひ、同夜出発二十日朝帰阪の予定である(徳島電話)。

20 「徳島毎日」昭和四年三月一八日

四国で初めての陪審裁判続報

夜十一時二十分に及ぶ、哀れな□□町我児殺

陪審員も殺意を認めたが……

涙ある執行猶予の判決

十六日、徳島地方裁判所の新築法廷で開かれた、板野郡□□町□□KMアイエ(三七)の憐れむべき殺人被告事件の陪審裁判は、前号(第三面第二面)所報の通り、午後三時から第三の証人Ⅱ被告人の実父MU茂平に対し、被告人の性質と家出後実家に帰った当時の模様就いての詳細な訊問に入ったが、MU証人は、被告人の弁解及被告人の夫の証言を手際よく裏書し、

次いで、被告人が殺したといふことになってゐる、同人の愛児義明(三三)の死体を最初に野井戸の傍で発見した、SO八重太(七七)につき、其の井戸附近の有様及死体発見当時の模様を訊ね、SO証人は、被告人の弁解と検事の陳述と双方に利害相半ばする供述を行ひ、次いで、死体発見の届出に接して現場に急行した駐在巡查伊賀純一(三七)、被告人を取調べた板西署警部補岡田龜太郎(三五)、死体を検案した医師森口貞雄(四三)の証言を聴取した。

この間、筒井、三木両陪審員が、二、三証人に対して質問を投げかけたのみで、他の十名の陪審員は依然頑として沈黙を守つてゐる。証拠調終了と同時に、五時二十分休憩、六時再開。劈頭、裁判長は、陪審員に対して、被告人の予審に於ける供述と当廷に於ける陳述の相違してをる点を参考の為め示すと冒頭して、被告の予審に於ける供述を朗読し、重ねて証人儀一と同八重太との予審と法廷に於ける供述の相違を説き、引続き被告人に対して供述を変更する意思なりや否やを質し、各証人の申立てに対する弁駁を聴取する所あり。

第一次弁論、即ち犯罪構成要素に関する事実上及法律上の問題につき、検事、弁護人の意見陳述に移り、浦川検事は、豊富なる証拠を援用して、被告人の弁解の真実ならざることを説き「殺意があつた」と論断し、之に対して谷原弁護人は、各種の事例を駁し、事件

は被告が心神喪失の状態に於て夢中遊行裡に惹起されたものであるから、「殺意がなかった」と論結する。

そして、裁判長から、我が国の刑法に於け殺人の罪といふことの解釈、被告の弁解とその証拠、検事の主張とその証拠及両当事者の主張の差異を摘出して平易に説き、陪審員の評議の要領、答申方法を示し、陪審員に対して問書が交付され、陪審員は袖をつらねて評決室へ去った。時に午後九時三十分、評決が答申されるまで休憩が宣せられてあるが、傍聴者は、夜の更けるも知らぬげに、矢張り長椅子に根を生やしたまゝである。午後十時三十分、陪審員評決を了って入廷再開、陪審長三木元藏氏から答申書を提出して、陪審員退廷、裁判長は大松書記に手渡し、大松書記は、

問書

主問 被告人アイエは昭和三年九月十日午前一時頃殺意を以て義明(当時二才)を板野郡□□町□□字□□御前□□番所在の野井戸に沈めて之を溺死せしめたるものなるや

答申 然り

と朗読して場内一騒めく裡に、裁判長以下答申の採否を合議する為めに一時退廷、間もなく再開され、第二次弁論に移り、検事は、事案につきては同情ある論告を為し、懲役三年を求刑、弁護人は、酌量減刑して執行猶予の恩典を与へられるやう希望し、合議の結果、懲役二年に処し判決確定の日より三年間刑の執行を猶予すといふ判決を宣告、理由を説き聴かして今後を論して閉廷した、時に午後十一時二十分。

21 「大阪時事」昭和四年三月一八日

涙ある判決下さる

四国最初の陪審公判

四国最初の陪審公判であつた徳島県板野郡□□町KMあいゑ(三才)は、姑との喧嘩から自分の長男義明(二才)と云ふ乳呑児を野井戸に投じて殺害した哀れな物語りの陪審公判は、十六日午前十時より、徳島地方裁判所に於て開廷。証人として、同人の夫儀一他六名の取調を為し、浦川検事正の有罪論告あり、谷原弁護士の無罪論があつて、斯くて浅井裁判長の事実上の鑑定、証人の陳述等を述べて、陪審員十二名に対し、被告は実子を殺害せしや否やの質問を發したるに、陪審員は、一時間余休憩協議の上、「然り」と答申せしより、浦川検事正は、被告の行為には多少同情の余地があるので、殺人罪の最低懲役三年の求刑を為し、谷原弁護士は、執行猶予論を説く処あつたが、浅井裁判長は、合議の末懲役二年但し三年間刑の執行を猶予すと云ふ涙ある判決を与へ、午後十一時閉廷し、被告は喜んで退廷したが、予期の成績を収め、特別傍聴者たる谷田大阪控訴院長、其他一般傍聴者には、婦人等も数名交り固唾を呑んで成行を注目してゐた。(徳島電話)

22 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月一九日

手を合はせて裁判長を拝む

刑の執行猶予を言渡された

徳島最初の陪審判決

徳島地方裁判所における最初の陪審公判たる、板野郡□□町KMあいゑ(二十七)にかゝる殺人事件の公判は、既報の如く、証人姑むめ、夫儀一の訊問があったのち、義明の死体を発見したSN八十太、被告の実父茂平、板西署伊賀巡查、同岡田警部補ならびに死体を検案した森口医師らを順次訊問したが、終つて裁判長の問に対して、被告は「警察ではあゝしたらうが、かうだらうかと無理に問はれるので唯仕方なくハイと答へました」と申立た。かくて、浅井裁判長から、陪審員に対して、「被告あいゑが、昭和三年九月十日午前一時、殺意をもって義明を板野郡□□町□□所在の野井戸に沈めてこれを溺死せしめたるものなりや」との主問を發し、陪審員らは、別室にて評議の結果、「然り」との答申をなした。

ついで、浦川検事正は、同情ある論告をなし、懲役三年の最低刑を求刑し、谷原弁護人の減刑論があつて、裁判長は「被告を懲役二年に処し、三ヶ年刑の執行を猶予す」と言渡すや、被告席にうつむいてゐた被告は、手をはせて裁判長を拝み、嬉し涙に咽んで退廷した。

3 高松

(一) 陪審法の実施に関する報道

1 「大阪朝日四國版」大正一五年一〇月二九日

陪審法の宣伝演説会

高松地方裁判所では、既に陪審法の実施が間近に迫つて来たので、前月来各所においてこれが宣伝講演を行なつてゐるが、このほど高松弁護士会長川西善太郎氏および弁護士中

村皎久氏を陪審法宣伝委員に囑託し、来る三日午後六時から、丸亀記念公会堂において、石井高松地方裁判所長、宮重検事正ほか、前記委員の大々の宣伝講演会を開くことゝなつた。

2 「香川新報」昭和三年一月一日

今秋十月は我裁判制度の大革新(一)

陪審裁判の実施期である

高松地方裁判所長 石井壽太郎

知つて置かねばならぬ

陪審法の話

緒言

国を挙げて大喪に服し哀愁の内に迎へた昭和二年は、国民の謹慎裡に夢の間に過ぎ去りて、茲に瑞氣天に漲り生々の氣地に満てる昭和三年の春は、国民歓呼の裡に迎へたれた。本年は、申すまでもなく、御即位の御大札が行はせれるゝ年である。昭和新政の大御代を賛美すべく、万古に記念すべき年である。此の年の始めに於て、大正の大御代に遺された新制度にして、本年より其の全部に実施を見るべき陪審法に就て一言するも、敢て無意のことであるまいと思ふ。

陪審法は、陪審裁判の手續を規定した法律で、大正十二年四月に公布せられ、其内一部

分、即ち陪審員資格者名簿同候補者名簿調製に関する分は、昭和二年六月一日より既に実施せられ、他の部分は本年十月より実施せらるゝ予定とのことである。ほんとうの陪審裁判手続の全部は、この十月から行はれることになるのである。陪審裁判の制度は、後に述ぶるが如く、国民をして裁判手続に参加せしめるもので、我国では初めて行はるる制度であつて、我国の裁判制度に一大革新を来すものである。普通選挙は、国民が立法に参加する制度で、陪審法は国民が司法即ち裁判に参加する制度である。この普通選挙権と裁判参与権とは、国民が大正の御代に恵まれた数多き権利中の二大権利で、極めて名誉ある貴重な権利である。権利には義務が伴ひ、名誉の在る所責任も亦存するのである。権利のみを主張して義務を果さず、名誉のみを望んで責任を尽さぬようなことがあつてはならぬ。然らば、裁判参与権に伴ふ責任は何であらうか。これは見る人によつて各異なるであらうが、私は斯様に考へる。国民が能く陪審裁判の趣旨を了解し会得し、之を巧に運用して立派な成績を挙げ、所期の目的を達することが、この権利に伴ふ責任である。

然れば、この制度の大体を、広く国民一般に周知せしむる必要があるため、司法省に於ては、全国に涉り其宣伝に努めて居り、我高松管内に於ても、一昨年来検事正や私などが司法省囑託の河西、中村弁護士などと共に、文書に講演に或は活動写真に其趣旨の宣伝普及に微力を尽し、其講演の回数は既に三十回に及びたるが、開催の度毎に多数熱心なる聴衆の来会があるので、私共は我香川県民の此陪審制度に対する抱負や期待のほどを推知し得て、大に心強く感じ且其熱心なる来聴者に対し感謝の意を表して居るのである。本年も亦一層其宣伝に努むるつもりであるから、県民諸君も又これに向つて一段の協力と後援とを致されんことを切望する次第である。

そこで、これから陪審裁判の概要を、極めて簡単に通俗的にお話しすることにいたします。

なぜ陪審裁判の

制度を設けたのであるか

一口に申せば、其主とする所は、立憲政治の本旨を貫徹すると云ふ趣旨に出でたのである。立憲政治の要諦は、国家の事務は政府に於て専制的に行はず、之を国民に諮り国民の協賛に依つて遂行し、国民も国務に付ての責任を負ふと云ふ点に存するのである。而して、国務の働きは、之を立法、司法、行政に三大別するのであるが、其内立法には議會あり、国民より選出せられた議員がこれに参加することになつて居り、又行政には自治制を布いて、府県會議員、市町村會議員等を選出し、各地方地方の社会公共事務に参加することになつて居るのであるから、司法即ち裁判にも、国民をして参与せしめ、其責任を負担せしむるのが当然である。裁判は、国民が立法に参加して作った法律の運用であるから、これに参加せしむることが、民意を重んじ且其責任を負担せしむると云ふ点に於て、立憲政治の本旨に副ふものと云はねばならぬ。

これは、即ち政治上の理由であるが、次に司法上の理由を申せば、裁判は事実の真相を確め、之に法律を適用し、正邪黑白を明かにし、正義を具体化して、以て国民の共同生活の安全幸福を維持し、国家の安寧秩序を保つ役目を持つて居るのであるから、公正で合法であると同時に、国民が之を信頼し、関係者がこれに信服するものでなければならぬ。国

民をして裁判に参与せしめ、其判断を裁判に加味したならば、我国の刑事裁判に対する信用が一層高まり、又国民が裁判に参与することによって、自然国民が裁判所に親み法律思想が養成せらるると同時に、裁判に関する理解も出来、益々裁判の信用を厚くすることが出来るであらう。又一面、被告人にとつても、国民の中から選ばれた陪審員の判断が基礎となつて裁判されたと思へば、快く之に服することが出来るであらうと云ふのである。(続く)

3 「香川新報」昭和三年一月三日

今秋十月は我裁判制度の大革新(二)

陪審裁判の実施期である

高松地方裁判所長 石井壽太郎

陪審裁判とは

どんなものであるか

我国の陪審裁判は、刑事の裁判をするに当り、専門の常職の裁判官の外に素人の国民の中から選んだ十二人の陪審員を裁判手続きに参与させ、法廷の審理、弁論を聴かせた後、裁判官の出す問題、即ち犯罪事実の有無に付いて、陪審員一同に判断させ其答へを出させ、之に基いて裁判官が裁判するのである。

陪審員は、犯罪事実の有無、即ち被告人はその様な事を行ったかと云ふ事実の判断をするだけで、それが法律に照して罪責ありや否や、それに対し如何なる刑罰を言ひ渡すべきかと云ふ問題に付ては裁判官が定めるので、陪審員には其判断はさせぬのである。外国の陪審制度では、この罪責問題や刑罰問題も陪審員に判断させる所もあるが、我国の陪審制度ではそれをさせぬのである。唯事実の有無のみを判断させるのが、特色の一となつて居るのである。そして、陪審員の事実の有無に付ての判断が正当であつた場合には、裁判官は之に基いて裁判しなければならぬ、若し陪審員の判断が不当であると裁判官が認めた場合には、更に手続を改め、他の陪審員をして判断せしむることが出来るのである。

即ち、裁判官が陪審員の判断を不当と認めた場合には之に拘束されず、之を正当と認めた場合に限り其判断を採用して裁判を言ひ渡す、言ひ換れば陪審員の判断は裁判官を拘束しないと云ふことは、又我国の制度の特色の一である。なぜ斯様な組織にしたかと云へば、陪審員の判断に拘束力を認めると、陪審員が裁判権の一部を行ふこととなり、裁判は裁判官が行ふと云ふ我憲法の大原則を破ると云ふ法理上の問題もあり又外国では陪審員が感情に走り不当の判断をしたとの批判を受けた事例も往々あるので、これ等の点を顧慮し、我国独自の制度を創設したのである。

又、陪審裁判にかけるのは、刑事事件のみで、民事事件はかけぬ、民事の訴訟は事実の如何を定めるに付いても充分法律智識のあるものでなければ、適正な判断を下し得ぬ場合が多いのであるから、全く法律の素養のない素人を其裁判に参与せしむると云ふことは、大に考慮せねばならぬので、我が陪審制度では民事事件を陪審にかけることは之を認めぬ。

どんな刑事事件

が陪審にかゝるか

陪審裁判にかける事件に二種類ある。第一は、法定陪審事件と云つて、被告人が陪審にかけて欲しいを希望してもせんでも、法律で陪審にかけることに定めて居るもので、それは死刑又は無期の懲役若しくは禁固に該る事件で、例へば放火罪、殺人罪、強盜罪(注、強盜致死傷が正しい。強盜だけでは、懲役五年以上の罪である。)等である。第二は、請求陪審事件と云ふて、被告人が陪審裁判にかけてくれと請求した時にかけるもので、長期三年を越ゆる有期の懲役又は禁固に該り、地方裁判所の管轄に属する事件で、例へば詐欺罪、窃盜罪、横領罪、文書偽造罪等である。然し、右に述べた陪審事件に該る犯罪でも、公益上絶対に陪審にかけることの出来ぬものがある。例へば、皇室に対する罪、内乱、外患、国交に関する罪、騷擾罪、公の選挙に関する罪等である。要するに、陪審裁判にかける事件は、地方裁判所の管轄に属するものゝ内、比較的重い刑に処分せらるゝ事件なるが、元來事件を陪審にかけるのは、一面被告人の利益のためであるから、被告人は其利益を抛棄し、法定のものに付ては之を辞退し、請求に係るものに付ては其請求を取下げて、普通の手続で裁判を受くることと出来る。又公判或は公判準備の取調べの際、被告人が犯罪事実を自白すれば、陪審にかけることが出来ぬ。

陪審にかける事件は、以上述べた通りであるが、陪審裁判手続は一審限りであるから、陪審にかけた事件に付いては控訴が出来ぬ、唯裁判が法律に違背したやうな場合に上告が出来るだけある。故に、普通手続の第一審、控訴審、上告審の三審級制度から觀れば、陪審にかけた事件は第一審、上告審の二審級制度である。我高松地方裁判所管内に、どれだけの陪審事件があるかを調査して見た所、数年間の平均数から推算すれば、先づ一箇年間の件数は最大二十五件最小十件位であらう。

どんな人が

陪審員となるのか

陪審員となる資格には、四つの要件がある。第一は、日本国民であつて三十歳以上の男子であること。外国人には資格を与へぬ、又日本臣民にても女子には資格を与へぬ、これは女子は家庭に在りて家事万端の掌り、殊に子女教育の大役を負ふて居るので、家をあけて陪審の如き公務に従事することは實際上困難であるからである。併し、早晚其資格を与ふる時期が到来するならんと思はれる。第二は、引続き二年以上同一市町村内に居住して居る事。第三は、引続き二年以上直接国税三円以上を納めて居ること。第四は、読み書きを為し得るのとである。尋常小学校の教科を終へた者又はこれと同等の能力ある者は読み書きの出来る者と推定すべきである。

以上の要件を備ふる者でも、精神上欠陥ある者又は著しく世の信用を失ひたる者の如きは、欠格者として陪審員にならない、即ち、裁判所で狂人と認められた者、禁治産の宣告を受けた人、金使ひの荒い為め准禁治産の宣告を受けた人、破産して未だ復権しない人、懲役又は六年以上の禁錮に処せられた人、其外聾者、啞者、盲者などは陪審員にはなれない。

次に陪審員になる資格を完全に持つて居ても、職務上特別の関係あるため、陪審員の仕

事に就くことが出来ぬ者がある。それは、国務大臣、在職の判検事、陸海軍の法務官、在職の行政裁判所長官、行政裁判所評定官、在職の宮内官吏、現職の陸海軍々人、在職の庁府県長官島司庁支庁長、在職の警察官吏同監獄官吏、在職の裁判所書記長、裁判所書記、在職の収税官吏、税関官吏、専売官吏、郵便電信電話鉄道及軌道の現業に従事する者、並に船員、市町村長、弁護士、弁理士、公証人、執達吏、代書人、在職の小学校教員、神官神職、僧侶諸宗教師、医師歯科医師、薬剤師、学生生徒等である。

尚、特別の事情、即ち陪審員の公平無私を疑はるべき事情のある者は、陪審員の職務から除かれるのである、これを除斥と云ふのである。これは、陪審員が被害者であるとか、私訴当事者であるとか、現に被告人又は被害者と親族であつたり、雇人、同居人であるとか、或は其事件の弁護人を勤めたとか云ふ人々である。

陪審員は、自由に其職を辞することが出来ぬ。元来、陪審員となり裁判に参与することは、前にも述べた通り、国民の権利であると同時に義務であるから、正当の理由がなければ其職務を辞退することが出来ぬ。之を辞退することが出来る者は、一 六十才以上の者、二 在職の官吏公吏教員、三 貴衆両院議員及び法律に依り組織せられたる議会（府県、市町村会）の議員である。尤も、此議員は、議会の会期中だけで、其以外の場合には辞退が出来ぬ。

陪審員が其職務を辞退するには、裁判所に辞退の届出をすればよい。この外、陪審員として事件に呼び出を受けた者が、病氣其他やむことを得ざる事由に因り、呼び出に応ずること能はざる場合には、裁判所に其旨届出で其職務を辞することが出来る。但し、此場合には書面で、其事由を説明せねばならぬ。

4 「香川新報」昭和三年一月四日

今秋十月は我裁判制度の大革新（三）

陪審裁判の実施期である

高松地方裁判所長 石井壽太郎

陪審員はどう云ふ

手続で選ばれるか

第一、市町村長は、毎年九月一日の現在に依り、其の管内の住民中より陪審員の資格ある者を調査して、陪審員資格者名簿をつくり、之に其の資格者を登載して、原本は自庁に備付け、副本を管轄区裁判所に送附する。一方、地方裁判所長は、毎年九月一日迄に、翌年凡そ何人位の陪審員必要なるかを定め、之を管内の市町村長に割当て通知をする。この通知を受けた市町村長は、右に述べた資格者名簿に載つて居る者の内から、抽籤で地方裁判所長から割当られた丈の陪審員候補者を選定し、之を陪審員候補者名簿に登載し、其旨を候補者に通知する、そして其候補者名簿の原本は、毎年十一月三十日迄に地方裁判所長に送付し、副本を二通作り、一通は自庁に備付け、一通は管轄区裁判所に送付するのである。斯様な手続で、毎年陪審員資格者及陪審員候補者が選ばれるが、其陪審員の服務期間は一ケ年である。即ち、毎年九月一日を標準として調査し、其内より抽籤に依つて選定せられた者は、其翌年の一月一日より十二月末日迄陪審員たるものである。然し、陪審員は

其年内における陪審事件の総てに關与するものでなく、特定の一件に付抽籤の結果呼び出しを受け、其事件の公判に参与するもので、既に一件に付陪審員たる義務をつくしたる時は、其年内再び呼び出さるゝことのないのが原則である。

我が高松地方裁判所管内で、昨年九月一日の現在に依り調査したる、陪審員資格者の総数は二万五百九名で、各市町村に割当た陪審員候補者の数は千二十三名である。この一千余名の候補者の服務期間は本年一杯で、陪審法の全部が予定通り本年十月から実施せられ陪審にかける事件が實際起つた場合には、この候補者の内から抽籤で陪審員を選び出し、裁判所に呼び出し、裁判に参与せしむることになるのである。高松市には百名、丸亀市には四十名を割当てた。

これから、陪審事件が實際起つた場合に、十二名の陪審員を選定する方法を述べませう。陪審にかけるべき事件が起ると、先づ其事件の公判期日を定める、これが定まると地方裁判所長は、前以て定めて置いた市町村の順序により、一市町村から何人或市町村から何人と云ふ風に大体の数をきめて、各陪審員候補者名簿から抽籤で合計三十六名を選出し、之を公判の日に呼び出す。其呼び出しを受けたる者は、指定された公判期日に裁判所に出頭せねばならぬ。三十六名の内、廿四名以上裁判所に出頭した場合は、裁判所では直に陪審構成の手續に入り、其内から公判審理に立会ふ十二名の陪審員を抽籤で選ぶのである。此抽籤の時には、陪審法廷に判事、検事、書記、被告人、弁護士、陪審員列席して、公判廷で行ふもので、若抽籤に當つた人が、検事か被告人の氣に入らぬ人で、陪審の評議をして貰ひたくない人であつたならば、検事又は被告人から其人を排斥することが出来る、之を忌避と云ふ、忌避するには別に理由を述べる必要がない、検事にも被告人にも忌避されな

い十二名の者が實際陪審員の職務を執ることになる。

当高松地方裁判所では、目下陪審法廷及び陪審員宿舍の新築工事中で、本年三月末迄には竣工の予定である。これが落成すれば、陪審事件は、この新築法定で審理し、陪審員の宿泊の必要ある時は、この新築宿舍に宿ることとなるのである、宿舍には設備を完全にし、樂々と宿ることの出来るように準備を整ふるのである。

5 「大阪朝日」昭和三年一月五日

諸名士の年頭感

裁判制度の上に一大革新

陪審裁判の実施は

石井高松地方裁判所長談

本年は、御即位の御大礼が行はせられ、昭和新政の大御代を讚美すべく、万古に記念すべき年である。この年の始めにおいて、大正の大御代に遺された新制度で、本年から全部の実施を見るべき陪審法について一言したい。陪審法は、陪審裁判の手續を規定した法律で、大正十二年四月に公布せられ、その内一部分、即ち陪審員資格者名簿、同候補者名簿調製に關する分は、昨年六月一日から実施せられ、その他の部分は本年十月から実施の予定である。實際の陪審裁判手續の全部は、この十月から行はれることになるので、陪審裁判の制度は、国民をして裁判手續に参与せしめるもので、我國の裁判制度に一大革新を来すものである。普通選挙権と裁判参与権とは、国民が大正の御代に恵まれた数多き権利中

の二大権利で、極めて名誉ある貴重な権利である。国民が、よく陪審裁判の趣旨を諒解して会得し、これを巧みに運用して、立派な成績を上げ、所期の目的を達することが、その権利に伴ふ責任である。

しからは、この制度の大体を、広く国民一般に周知せしむる必要があるため、高松管内でも一昨年、検事正や自分が司法省囑託の河西、中村両弁護士など、共に、文書に講演に或は活動写真に、その趣旨の宣伝普及に微力を尽し、その講演回数は三十回に及んでゐるが、我が香川県民のこの陪審裁判に対する抱負や期待のほどを推知し得て、大いに心強く感じ、かつ熱心なる来聴者に対して感謝してゐる。本年もまた一層、その宣伝に努めるつもりで、県民諸君もこれに向つて一段の協力と後援とを至されんことを切望して止まない。

6 「香川新報」昭和三年一月五日

今秋十月は我裁判制度の大革新（四）

陪審裁判の実施期である

高松地方裁判所長 石井壽太郎

陪審事件の公判は、

どう云ふ風に行はれるか

公判の手續は、一 陪審の構成、二 審問、三 裁判長の陪審員に対する発問、四 陪審員の評議、五 陪審の答申、六 検事被告人弁護人の弁論、七 裁判の言ひ渡しである。

右に述べた様に、抽籤で十二名の陪審員を選び出せば、陪審の構成が出来たので、其陪審員は抽籤の順序に従つて陪審席に着席する。裁判長は、先づ陪審員に向ひ其心得を諭告して、宣誓を為さしめる。宣誓は「良心に従ひ公平誠実に其職務を行ふべきことを誓ふ」旨を記載しある宣誓書を裁判長が読聞かせ、陪審員をしてこれに署名捺印せしめる。これがすむと、検事が立つて公訴事実を述べる。それから、裁判長なり陪席判事なりが被告人を訊問して、次に証拠調に移る。証拠調では、証人を調べたり、鑑定をしたり、証拠物を調べたりする。それが済めば、検事が犯罪事実の有無に付論告を為し、弁護人も弁論をする。次に裁判長が、陪審員に向つて説示と云ふことをするのである。説示と云ふのは、事件関係を裁判長が素人たる陪審員に能く分るよう説明するので、その事件に付、法律上問題となるべき点、事実上如何なる点が問題となるか、証拠はどう云ふ風になつて居るかを能く理解するように説くのである。そうして、この説示が終つてから、裁判長が陪審員に問題を出すのである、その問題を問書と云ふ、書面に書いて陪審員に渡す。

陪審員は、法廷に於て検事の被告事件の陳述から、裁判長の説示が終り、問書を渡さるゝまで、能く注意して取調及説示を聞いて居らねばならぬ、然らざれば、問書に対して適正な答へが出来ぬことになる。陪審員は、問書を受取てから、相談のため十二名共に評議室に入り、其内より陪審長一名を選び評議整理の任に当らせる。そして、裁判長から出された問題に付、犯罪事実ありとするか又は無しとするかを評議し、犯罪事実ありと評決した場合には問書に「然り」と答へを書き、事実なしと評決した時は「然らず」と書く、若し「然り」と評決する場合には、過半数即ち七人以上の同意を要するのである、そうでないと其問を否定したことになり「然らず」と答へることになる。評決が定まると、陪審長が

其答へを問書に書き署名捺印して、他の陪審員と共に公判廷に出で、之を裁判長に差出す。裁判長は、之を一応調べて、書記をして朗読せしめる、答申の朗読が終れば、それで陪審員の任務が終るし、退席することになるのである。

さて、裁判長が陪審員の答申を相当と認めた時は、次の手続きに移ります。若し答申が「然り」であれば、検事は被告人に如何なる刑罰を科すべきかを論告し、弁護人も亦この点に付て弁論を為し、裁判所は陪審員の判断に基いて有罪の裁判を下すのであるが、若し答申が「然らず」であれば、裁判所は無罪の裁判を下すのである、若し裁判所が答申を不当と認めた時は更に陪審員を選定し、裁判所と陪審員の意見が一致するまで陪審を遣り直しをするのである。大体陪審裁判の説明は、済んだのである。

陪審員にはどんな

心がけが大切であるか

刑事々件を陪審にかけるのは、前述の如く、国民をして裁判に対する信頼を厚からしめ、裁判の威信を高からしむるためである。陪審の答申は、裁判所が之を基礎として被告人の有罪無罪を決定する資料とするのであるから、陪審員の任務の重大なることは申すまでもありませぬ。陪審員たるものは、誠心誠意其職務に忠実でなければならぬ。

一、陪審員は事実の真相をつかまねばならぬ、陪審員は能く注意して訴訟関係人の供述をきき、証拠の取調、被告人の弁解、検事の意見、弁護人の弁論の要旨を会得し、裁判長の説示の要領を呑み込み、以て事実の真相をつかむことに努力せねばならぬ。万一、陪審

の答申が、事実の真相を穿たず、或は事実をまげて認定するようなことがあれば、裁判の公正を害することとなり、無辜を罰し有罪を逸し、社会の秩序を乱ることになるのである。

二、陪審員は公平を念とし、正義を擁護せねばならぬ、正義公平は裁判の生命である、陪審員は裁判に参与し事実の有無を判断するものであるから、常にこの正義と公平とを信条とし、誠実に其職務を行ひ、事件を判断せねばならぬ。

三、予断を抱き又は与論に迎合してはならぬ、陪審員は事件を判断するに当っては、純真無垢全く白紙の状態にて之を為すことを要する、誤った新聞記事や与論などに迎合して、不当の断定をせぬよう注意肝要である。

四、情実に動かされ又は感情に囚はれてはならぬ、被告人が知人であるとか恩人であるとか或は仇敵であるとかに依て、判断を二、三にする様なことはあつてはならぬ、飽くまで自己の良心の命ずる所に従ひ、正義を保たねばならぬ。

五、同僚の意見に雷同し又は他人の干渉に応じてはならぬ、どこまでも不羈独立自己の信ずる所に進まねばならぬ。

陪審員に対する

罰則はどんなものか

一、陪審員は呼び出を受けたならば、必ず公判期日に裁判所に出頭せねばならぬ、若し故なく出頭しないと五百円以下の過料に処せられる、病氣其他止むを得ざる事柄で出頭できぬ時は、書面で其事情を明かにし裁判に届出であれば良いのである。

二、陪審員は裁判所に出席し、陪審の構成員となつたならば、其就職の初に宣誓をせねばならぬ、之を拒むと前同様の処罰を受けることになる。

三、陪審員は公判に列した以上、評議を終るまでは恣に他人と交通したり、退廷することが出来ぬ、違反すると五百円以下の過料に処せられる。

四、陪審員は答申前裁判所を退出する場合は、裁判長より他人との交通又は宿泊の場所等に関し、守るべき事項を指示されるが、その指示に従はぬ時は、前同様の処罰を科せられる。

五、陪審員は、其評議の顛末や、誰が有罪を主張し、又は無罪を主張したとか云様な事を、他に漏らすと、千円以下の罰金に処せられる。

六、陪審員は公務員であるから、他人から請託を受けたり、賄賂を取つたりすると、刑法に依つて処罰せられる。

結語

前に述べた如く、陪審法全体の実施の時期は、最早目前の間にせまり、国民試練の舞台は眼前に展開されて居る。之を善用して、良果を收むると否とは、一に国民の努力如何に關するのである。吾人法曹たるもの、其朝にあると野に在るとを問はず、其責任の頗る重大なることを自覚し、協心協力其運用に奮励せねばならぬ。陪審員は勿論、一般国民も亦能く陪審法の趣旨を理解し、互に相扶け相協力して、所期の目的を貫徹するよう尽瘁せられん事を切望する次第である。(終)

7 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年一月六日

陪審裁判

早わかり

我国における裁判制度の一大革命たる陪審法は、いよいよ本年から実施されることとなり、高松、丸亀両市を始め各郡でも、すでに陪審員資格者名簿の調製を終り、高松地方裁判所の陪審法廷も三月ごろまでには完成する予定であるが、この陪審法とはどんなものであり、如何にして行れるかについては、裁判所当局が一昨年来大童になつて宣伝に努めてゐる。この制度を、早わかり法によつて分解すれば、大体次の通りである。

この制度の趣旨は、立憲制度の本旨を貫徹するといふので、司法にも他の立法、行政と同様国民をして参与せしめ、その責任を負担せしむるのが当然で、裁判は国民が立法に参与して作つた法律の運用であるから、これに参与せしむることが民意を重んじ、且つその責任を負担せしむるといふ点において、立憲政治の本旨に副ふものといはなければならぬ。これは即ち、政治上の理由であるが、一面司法上の理由をいへば、裁判は事実の真相を確かめ、これに法律を適用し、正邪黑白を明かにし、正義を具体化して、国民共同生活の安全幸福を維持し、国家の安寧秩序を保つ役目を持つてゐるのであるから、公正で合法であると同時に、国民がこれに依頼し、関係者がこれに信服するものでなければならぬ。国民をして裁判に参与せしめ、その所断を裁判に加味したならば、我国の刑事裁判に対する信用が一層高まり、国民が裁判に参与することによつて、自然国民が裁判所に親しみ、法律思想が養成せられると同時に、その理解を得、信用を厚くすることが出来、被告人に

とつても、国民の中から選ばれた陪審員の判断が基礎となつて裁判されたと思へば、快よくこれに服することが出来るであらうといふのである。(つゞく)

8 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年一月七日

陪審裁判

早わかり

我国の陪審裁判は、刑事の裁判をするに当り、専門の裁判官の外素人の国民の中から選んだ十二人の陪審員を裁判手続に参与させ法廷の審理弁論を聴かせた後、裁判官の出す問題即ち犯罪事実の有無について、陪審員一同に判断させその答へを出させ、これに基いて裁判官が裁判するのである。陪審員は、犯罪事実の有無、即ち被告人はどの様なことを行つたかといふ事実の判断をするだけで、それが法律に照して罪責ありや否や、それに対し如何なる刑罰を言渡すべきかについては、裁判官が定めるので、陪審員にはその判断をさせないことになつてゐる。外国の陪審制度では、この罪責問題や刑罰問題も陪審員に判断させる所もあるが、我国の陪審制度ではそれをさせず、事実の有無のみを判断させるのが特色の一となつてゐる。

そして、陪審員の事実の有無についての判断が正当であつた場合には、裁判長はこれに基いて裁判しなければならぬが、もし陪審員の判断が不当であると裁判長が認めた場合には、更に手続を改め他の陪審員をして判断せしむることが出来る、即ち裁判長が陪審員の判断を不当と認めた場合には、これに拘束されず、正当と認めた場合に限り、その判断を国独自の制度を創設したのである。

そして、陪審裁判にかけるのは刑事事件のみで、民事事件はかけない、民事訴訟は、事実の如何を定めるについても、十分法律知識のあるものでなければ、適正な判断を下し得ぬ場合が多いのであるから、全く法律の素養のない素人をその裁判に参与せしむるといふことは大いに考慮せねばならないので、我が陪審制度では民事事件を陪審にかけることはこれを認めないことになつてゐる。

しかして、裁判にかける事件には二種ある。第一は、法定陪審事件といひ、被告人が陪審にかけて欲しいと希望してもせんでも、法律で陪審にかけることに定めてゐるもので、それは死刑または無期の懲役もしくは禁錮にかゝる事件、例へば放火、殺人、強盗(注、強盗致死傷)等で、第二は、請求陪審事件といひ、被告人が陪審裁判にかけてくれと請求した時にかけるもので、長期三年を超ゆる有期懲役または禁錮にかゝり、地方裁判所の管轄に属する事件、例へば詐欺罪、横領罪、文書偽造事件等である。

しかし、右の如き陪審事件にかゝる犯罪でも、公益上絶対に陪審いかけることの出来ぬものがある、例へば皇室に対する罪、内乱外患、国交に関する罪、騒擾罪、選挙犯罪等である。要するに、陪審裁判にかける事件は、地方裁判所の管轄に属するものゝ内、比較的

重い刑に処分せれるゝ事件で、元来事件を陪審にかけるのは、一面被告人の利益のためであるから、被告人はその利益を抛棄し、法定のものについてはこれを辞退し、請求にかゝるものについてはその請求を取下げて、普通の手続で裁判をうけることが出来る、また公判或は公判準備の取調の際、被告人が犯罪事実を自白すれば陪審にかけることはできぬ。裁判手続は、一審限りであるから、陪審にかけた事件については控訴が出来ぬ、たゞ裁判が法律に違背したやうな場合に上告が出来るだけであるから、普通手続の第一審、控訴審、上告審の三審級制度から見れば、陪審法は控訴審がなく第一審、上告審の二審級制度である。

高松地方裁判所管内に、どれだけの陪審裁判があるかを調査して見れば、数年間の平均から一ヶ年最大二十五件、最小十件くらいの見込みである。(つゞく)

9 「香川新報」昭和三年一月七日

始めて国民が参与する

陪審裁判は十月から

八月には判検事大異動

往年議會に於て紛々の論議を重ねた結果、遂に原内閣によつて立案され、加藤友内閣によつて成立した陪審法は、大正十二年四月十八日法律第五十号を以て公布され、同法は既に昨年五月、陪審裁判実施の準備に必要な部分のみ施行され、其の結果昭和三年度陪審員候補者も確立してゐる。而して、愈々陪審裁判を開始する同法全部の施行期日は、未だ公

布されぬが、司法当局は大体本年十月一日を以て施行期日とすることゝ内定してゐると。

陪審法の実施は十月一日であるが、之れが以前に全国各地裁判所には、従来の民事部刑事部に対立して陪審部を設置することになつてゐるが、陪審部は東京、大阪、京都、神戸、長野、福岡の地方裁判所には二部、其他の地方裁判所には一部を設置する方針で、一部の員数は判事三人検事一人である。

而して、陪審部に配置すべき判検事は、陪審制度が全く我国に於ける新制度の施行である以上、極めて練達にして裁判上の経験に深い人を以て充てなければならぬので、陪審部の構成以前、八月を期して、司法省は各区裁判所、地方裁判所、控訴院に亘り全国的に判事検事の大異動を行ひ、之によつて陪審部に配置すべき適當なる人物を編み出すことに決定してゐる。

10 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年一月八日

陪審法の

早わかり

陪審員となる資格には、四つの要件がある。第一には、日本臣民であつて三十歳以上の男子であること。外国人には資格を与へぬ、また日本臣民にても女子には資格を与へない、これは女子は家庭にあつて家事万端を掌り、殊に子女養育の大役を負ふてゐるので家を明て陪審の如き公務に従事することは實際上困難であるからである、しかし早晚その資格が与へられる時期が到来するであらうと思はれる。第二は、引続き二ヶ年以上同一市町村内

に居住してゐること。第三は、引続き二年以上直接国税三円以上を納めてゐること。第四は、読み書をなし得ることである。尋常小学の課程を了へたもの、またはこれと同等の能力あるものは読み書きを得るものと推定出来る。

以上の要件を備へてゐるものでも、精神上欠陥あるもの、または著るしく世の信用を失つてゐるものは、欠格者として陪審員にはなれない。それから、裁判所で狂人と認められて禁治産の宣告を受けたもの、金使ひが甚だしいため准禁治産の宣告を受けた人、破産してまだ復権しない人、懲役または六年以上の禁錮などに処せられた人、その他聾者、啞者などは、陪審員にはなれない。

つぎに、陪審員になる資格は完全に持つてはゐるが、職務上特別の関係あるため陪審員として職務につくことが出来ぬものがある。それは、国務大臣、在職の判検事、在職の行政裁判所長官同評定官、在職の宮内官吏、現役の陸海軍人、在職の道府県長官島司、同支庁長、在職の警察官吏、同監獄官吏、在職の裁判所書記長、同書記、在職の収税官吏、税関官吏、専売官吏、郵便電信電話鉄道及軌道の現業に従事する者並に船員、市町村長、弁護士、弁理士、公証人、執達吏、代書人、在職の小学校教員、神官神職僧侶、諸宗教師、医師、歯科医師、薬剤師、学生生徒などである。

なほ、特別の事情、即ち陪審の公平無私を疑はるべき事情のあるものは、陪審員の職務から除かれるのである、これを除斥と云ふのである。それが陪審員が被害者であるとか、私訴当事者であるとか、現に被告人または被害者と親族に当たつてゐるとか、雇人、同居人であるとか、或は其事件の弁護人を勤めてゐるものなどである。(終り)

11 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年一月一日

陪審法の

早わかり

第一、市町村長は、毎年九月一日現在により、その管内の住民中より陪審員の資格のある者を調査して、陪審員資格者の名簿を作り、これにその資格者を登載して、原本は自庁に備へ付け、副本を管轄区裁判所に送附する、一方地方裁判所長は、毎年九月一日までに、翌年凡そ何人ぐらゐの陪審員が必要なるかを定め、これを管内の市町村長に割当を通知する、この通知を受けた市町村長は、右に述べた資格者名簿に載つてゐる者の内から抽籤で、地方裁判所長から割当られたぐけの陪審員候補者を選定し、これを陪審員候補者名簿に登載し、その旨を候補者に通知する、そして候補者名簿の原本は、毎年十一月三十日までに地方裁判所長に送付し、副本は二通作り、一通は自庁に備付け、一通は管轄区裁判所に送付するのである。かやうな手続で、毎年陪審員資格者および陪審員候補者が選ばれるが、陪審員の服務期間は一ヶ年である、即ち毎年九月一日を標準として調査し、その内より抽籤によつて選定せられた者は、翌年の一月一日より十二月末日まで陪審員たるものである、然し陪審員は、その年内における陪審事件の総てに關与するものでなく、特定の一件につき抽籤の結果呼出を受け、その事件の公判に参与するもので、既に一事件に付陪審員たる義務を尽したる時は、その年内再び呼出さるゝことのないのが原則である。

我が高松地方裁判所管内で、昨年九月一日の現在により調査したる陪審員資格者の総数は二万五百九名で、各市町村に割当てた陪審員候補者の数は一千二十三名である。この候

補者の服務期間は、本年一杯で陪審法の全部が予定通り本年十月から実施せられ、陪審にかける事件が実際起つた場合には、この候補者の内から抽籤で陪審員を選び出し、裁判所に呼出し裁判に参与せしむることになるのである、(高松市には百名、丸亀市には四十名を割当てた)。

陪審員の選定方法は、陪審にかけるべき事件が起ると、先づその事件の公判期日を定め、これが定まると地方裁判所長は、前以て定めて置いた市町村の順序により大体の数をきめて、各陪審員候補者名簿から抽籤で合計三十六名を選定し、これを公判の日に出頭す、その呼出を受けた者は、指定された公判期日に裁判所に出頭せねばならぬ、三十六名の内二十四名以上裁判所に出頭した場合は、裁判所では直に陪審構成の手續きに入り、その内から公判審理に立会ふ十二名の陪審員を抽籤で選ぶのである。この抽籤の時には、陪審法廷に判事、検事、書記、被告人、弁護士、陪審員列席して、公判廷で行ふもので、もし抽籤に当たった人が、検事か被告人の気に入らぬ人で陪審の評議をして貰ひたくない人であつたならば、検事または被告人からその人を排斥することが出来る、これを忌避といふ、忌避するには別に理由を述べる必要がない、検事にも被告にも忌避されない十二名の者が實際陪審員の職務をとることになる。

高松地方裁判所では、目下陪審法廷および陪審員宿舍の新築工事中で、本年三月までには竣工の予定である、これが落成すれば、陪審事件はこの新築法定で審理し、陪審の宿泊の必要ある時はこの新築宿舍に宿ることとなり、宿舍には設備を完全にし、楽々と宿ることの出来るやうに準備を整ふるのである。(追記)

12 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年一月一二日

陪審法の

早わかり

公判の手續は、一 陪審の構成、二 審問、三 裁判長の陪審員に対する発問、四 陪審員の評議、五 陪審員の答申、六 検事、被告人、弁護人の弁論、七 裁判の言渡である。

右に述べた様に、抽籤で十二名の陪審員を選び出せば、陪審の構成が出来たので、その陪審員は抽籤の順序に従つて陪審席に着席する。裁判長は、まづ陪審員に向ひその心得を諭告して、宣誓を為さしめる、宣誓は「良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふべきことを誓ふ」旨を記載しある宣誓書を裁判長が読聞かせ、陪審員をしてこれに署名捺印せしめる。これがすむと、検事が公訴事実を述べる。それから、裁判長なり陪席判事なりが、被告人を訊問後、証拠調べに移る、証拠調べでは、証人を調べたり鑑定をしたり証拠物を調べたりする、それが済めば、検事が犯罪事実の有無につき諭告を為し、弁護人も弁論をする。

次に、裁判長が陪審員に向つて説示といふことをする、これは事件関係を裁判長が素人たる陪審員によく分るやうに説明し、その事件につき法律上問題となるべき点、事実上如何なる点が問題になるか、証拠はどういふ風になつてゐるかをよく理解するやうに説くのである。この説示が終つてから、裁判長が陪審員に問題を出すのである、その問題を問書といふ書面に書いて陪審員に渡す。

陪審員は法廷で、検事の被告事件の陳述から、裁判長の説示が終り、問書を渡さるゝま

で、よく注意して取調および説示を聴いてをらねばならぬ、然らざれば、問書に対して適正な答へが出来ぬことになる。陪審員は、問書を受取ってから相談のため十二名共に評議室に入り、其内より陪審長一名を選び評議整理の任に当らせる、そして裁判長から出された問題につき犯罪事実ありとするか、または無しとするかを評議し、犯罪事実ありと評決した場合には問書に然り」と答へを書き、事実なしと評決した時は「然らず」と書く、もし「然り」と評決する場合には、過半数すなはち七人以上の同意を要するのである、さうでないとその問を否定したことになり「然らず」と答へることになる。評決が定まると、陪審長がその答へを問書に書き署名捺印して、他の陪審員と共に公判廷に出で、これを裁判長に差出す、裁判長は之を一応調べて、書記をして朗読せしめる、答申の朗読が終れば、それで陪審員の任務が終り、退席することになるのである。

裁判所が、陪審員の答申を相当と認めた時は、次の手続きに移り、もし答申が「然り」であれば、検事は被告人に如何なる刑罰を科すべきかを論告し、弁護人もまたこの点について弁論をなし、裁判所は陪審員の判断に本づいて有罪の裁判を下すのであるが、もし答申が「然らず」であれば、裁判所は無罪の裁判を下すのである、もし裁判所が答申を不当と認めた時は、更に陪審員を選定し裁判所と陪審員の意見が一致するまで陪審を遣り直しをするのである。

これで、大体陪審の説明は済んだのである。(追記)

13 「香川新報」昭和三年三月一四日

陪審法実施に伴ふ司法官の大異動

来るべき特別議会に予算提出

選挙後直ちに実施

司法省では、今秋十月より陪審法実施に伴ふ経費を緊急予算として、特別議会に総計百六万円を計上して請求する事になった。この予算額は、同法実施に伴ふ人件費であつて、判検事百五十名を増員して全国各地裁判所へ配属せしめるもので、判事百四名、検事百十六名は全く新顔で、現在、東京、名古屋、広島、長崎、大阪、宮城、札幌等の各控訴院管内へ任命してある、司法官試補を登用する事になって居る故に、特別議会に於ける司法省要求案が通過すれば、直に司法省で勅令を以て実施事項を發布し、即時判検事の増員を為す計画であるが、これは司法省の画時代的大事業であると言ふ趣旨から、この機会を利用して全国七控訴院管下五十一地方裁判所に対して、判検事の進級、抜擢、異動等を行ふ筈である。目下、原法相、小原次官、其他の高官は腹案をねって居るが、判検事の全国的大異動は朝野法曹界において興味を以て注視されて居る。(東京電話)

14 「香川新報」昭和三年五月三日

陪審法実施の弊害が起らん

当局の悩みの種

今秋十月から開始される陪審裁判の模擬裁判は、全国津々浦々で行はれてゐるが、裁判の結果は何といつても無罪が多い、これは関係者に真剣味が乏しいのと、大衆の人気を呼

ばんとして仕組んだものが多い結果でもあるが、本当の陪審裁判にもかうした傾向が現れるのではないかと法曹界で注目されてゐる。

法律で定められて当然陪審にかけるものと被告人の請求によつて陪審にかけられるものとを問はず、一般に陪審裁判は疑問の多い事件であることは論をまたないところであるが、法律知識の乏しい熊公、八公などを加へてある陪審員は、どうしても法廷の空氣に支配され、有罪か無罪かの評議について適當の判断を誤ることが多い。殊に請求陪審などで、被告がブルジョアで、優秀なる多くの弁護士と自己に有利なる多くの証人とを準備したならば、法廷で陪審員を動かす事件を有利に転回することはさして難事でないと思われる。これでは請求陪審は、宛然ブルジョアをして罪を免れしめんがために制定されたかの如き觀を呈するといふので兎角の議論があり、実施後においては、より多くの無罪を惹起するものと予想されてゐる。

なほ、目下司法当局が、陪審裁判について疑問を抱いてゐることは、予め用意された証人以外に、急に有力な証人を必要とする場合、これを喚問するにどうすればよいか、つまり費用、手続、陪審員滞在等の面倒が起ることを憂へるわけで、この外被告人を多数法廷に出廷せしむる場合、現在の設備ではどうすることも出来ないといふことも、当局の悩みの種となつてゐる。

15 「香川新報」昭和三年五月三日

全国にわたり裁判官の異動

陪審裁判長任命で

数百名を新たに補充

今秋十月から実施される陪審制度で、当面の問題としても重要視されてゐる陪審裁判長の人選については、全国的な目下司法省の頭痛の種となつてゐるが、その解決策として、いよく近く全国検事長、控訴院長の臨時会同が、司法省で行はれることゝなつた。その会同において、如何なる人物がもつとも陪審裁判長としてふさはしき人達であるかといふ、大体の標準の決定を見る模様で、その決定をもたらし、散会した各司法官が帰庁の上、それ々々検事正、地方裁判所長等と協議をなした上、最適な判官連へ白羽の矢を立て、陪審裁判長に据るわけで、そのためには、少くとも全国四百名以上の判官の異動を見るべく、我が裁判所制度施行以来の空前の異動といはれてゐる。

最初の陪審裁判長は、この画期的な新制度を成功、不成功に導く試金石に擬せられてゐるので、裁判上にも老練なる経験者を任ずべく、最初の案としては地方裁判所長か少くとも勅任級にする議があつたが、それも予算の関係で実現しない模様であるが、その趣旨が人選に當つて取決められる模様である。

なほ、全国各地方裁判所とも、一の陪審法廷でも二部以上の新なる刑事部を設けねばならぬ關係があるので、この結果裁判官、検事もにはかに不足を見こむるので、今度の大異動の機会に、新に百余名の判事、四十六名の検事、百五十名の書記、雇などを任命補充することに内定を見た模様である。(東京電話)

陪審法の準備

今度の検事長会議で

判検事をきめる

いよく、今秋十月一日から陪審法が実施される事となり、東京三部、大阪二部、各地方に一部づゝ設置され、これに判事（陪席を含む）百四名、検事四十六名を要するので、それが人選は最も重要なので、来る廿一日から三日間開かれる控訴院長、検事長会議には、主としてこれが議題に供せらるゝ訳である。

なほ、同会議には、六月一日から新設される検事局の思想係廿六名の人選も議せられる。

17 「香川新報」昭和三年六月一日

陪審専門の公認速記が出来る

裁判長の説示記録を作るため

目下採用案を研究中

陪審裁判につき、検事と弁護士との間に立って、陪審裁判長が、重大なる「説示」と「問」に依り、如何に陪審員を導いて行くかといふことにつき、種々の難点が生じたことは、既報の通りであるが、陪審員が評議、判断をなすべき根本的な参考資料となるべき裁判長の説示は、裁判の黒白を決定する上に極めて重要且長時間にわたるものであり、且その説示が、法律上違反したる証拠として説示したものが、法律上の証拠とならぬ場合、又法律上

の論告に関し不当なる説示をなした時など（例へば裁判長の独断的な意見が加はつた際）など、上告で理由となる点から、説示の全部は記録する必要を生じ、従つて従来の書記では到底不可能なので、こゝに速記者の採用を必要とする事になり、これについての可否が論議さるゝに至つた。

これを裁判所で雇つて、陪審法廷に専属させることにも種々反対論あり、といつて弁護士人側で私的に速記者を法廷に入れても、その記録が公式に認められないものであるならば、証拠としての程度の信を置くべきかの問題にぶつかり、結局正式でなくても、裁判所が非公式に認めたらといふ議論も出てゐるが、その速記録が上告理由の運命を左右するものである以上、その効力問題でも相当紛糾する模様で、あらゆる点から考へて、結局議会の速記録と同様、我国始めての陪審専門公認の速記者制度が出来るのではないかと見られてゐる。

18 「香川新報」昭和三年七月二六日

司法官の大異動

本県関係分

司法省では、二十四日、司法官の大異動を行ったが、中本県関係者は、左の通りである。

田辺区判事兼和歌山地方田辺支部判事 村松康三郎

補丸亀区判事兼高松地方丸亀支部判事（予審係を命ず）

丸亀区判事兼高松地方丸亀支部判事

近松萬太郎

補葛城区判事

大阪区判事兼全地方判事

小倉清次

補高松地方判事

葛城区判事

今西保知

補高松区判事兼全地方判事（高松区監督を命ず）

19 「香川新報」昭和三年六月二七日

陪審法講演会

三豊小豆両郡で

高松地方裁判所及び検事局では、四日、三豊郡観音寺町及び上高瀬村の二ヶ所で、石井裁判所長、五日、小豆郡土庄町及び草壁町の二ヶ所で、宮重検事正の講演を皮切りに、県下登記所管内別に陪審員候補者を集め、陪審法に関する講演会を開催する。

20 「香川新報」昭和三年七月二八日

陪審事件には所長、検事正自ら当れ

司法官会議で 原法相の訓示

原法相は、廿六日の司法官会議で、

一、陪審法実施に伴ふ注意

二、思想警察設置の理由

三、民事訴訟に対する態度

四、小作調停に対する希望

について訓示をなしたが、その要点は左のごとくである。

陪審法は、来る十月一日から実施されるが、およそ事物はその創始をつゝしむにあらざれば良果を收むることは困難で、従つて本法実施の劈頭にその運用の責任を負ひ、裁判檢察の局に当るものゝ任務は、まことに重大なりといはねばならぬ。各位は、その主旨を体して、すでに十分その運用について研鑽を積み、かつ過去五年の実施準備期間に、国民に陪審法の精神を普及させることの努力されたが、その実施も目前に迫つたから、更に一段の奮励を望んでやまない。陪審員として司法に参与することは、もとより国民の榮譽ある権利であるが、また一面にはその大なる負担であるから、陪審公判に当つては成るべくその負担の軽減に意を用ひ、国民の間に陪審員たることを嫌忌するがごとき念慮を起させないやうに努めねばならぬと、公判準備手続の効果を全うするやう格段の注意を払ひ、公判の進行を促進して、審理遅延の弊を防止するに努めることが必要である。

陪審事件については、主として所長、検事正自ら裁判檢察の任に当り、やむを得ざる場合に限り、他の練達堪能の判検事をしてこれに当らしめらるゝことを望む。今回の判検事の異動も、専らこの主旨に基いて行はれたが、将来もこの方針を確守したいと考へる。

なほ、陪審法の精神を發揮し、その運用を円滑にし、効果を収めるために、弁護士協力の待つべきものが多々あるから、この際各位に対して、弁護士方面との連絡協議をはかるにつき、更に一層の考慮を煩はしたい。

近来、外来の危激な思想に關係するもの漸く多く、従つて思想事犯もまた逐年増加する情勢にあるが、かくのごとき痛恨かつ恐懼に堪へざる重大な事件の發生を見るに至つたのは、世界的思想の混乱、動搖に基く不健全なる社会状態に由来するので、ひとり法律の力により根本塞源の効を見ものでない。これを根絶することは、あまねく教育宗教その他各種の社会的乃至行政的施設に待つべきものなるは勿論である。しかして、現下の情勢に徴し、国家の基礎を確保するためには、この重大な事態に適應する刑罰法規の制度もまた当面の急務であるから、政府は従来治安維持法を改正し、緊急勅令をもつて公布した次第であるとともに、思想事犯の処理に當るものは、よく社会各般の事情をつまびらかにし、事態の趨向を理解し、平素思想運動の情勢にも通曉して、この種の事犯に対する周到精密なる注意と準備を要するので、このため本省では、さきに思想部を設け、この種の考究調査に当らしめてゐるが、今回更にこの種事犯の捜査ならびに研究に従事する検事局に職員を設置するの必要を認め、全国各控訴院検事局および重要都市の地方裁判所検事局に、それ／＼その要員を配置することゝなつた。各位は、この新なる施設の主旨を体し、常に各關係官庁との連絡協議を保ち、裁判檢察および警察各機關の機能を十分に發揮し、事件の処理にあたり遺憾なきを期せられたい。

21 「香川新報」昭和三年七月三十一日

陪審制度実施に直面して

高松 一老人 投

陪審制度は、嘗て石井高松裁判所長が、詳細なる釈明を施して紙上に登載せられたれば、読者は既に周知の事と思ふ。予は、本制度の利害得失を彼是論議せむと欲するものではない、一片の老婆心より杞憂を述べて見たいと思ふのである。

欧米各国にては、此制度を実施して居るが、我国は遅蒔ながら普選と同時に実施することとなつた。我国の制度と欧米のとは、陪審員の権限其他に多少の相異はあるが、大体似たものである。欧米にては、今日其弊害を認めて居るのもある様である。司法権の幾分を国民に附与し、裁判所に親ましむる主旨は、時代の趨勢に順応するもので誠に結構であるが、此制度実施の暁、果して有効であるか、無意義に帰するか、逆賭することは出来ぬが、弁護士側の意見を叩いて見ると、多くは非認不賛成を唱へて居る様である。吾々素人には、濫りに批判し容喙することは出来ぬが、苟くも政府が勅令を以て發布し、実施せむとする制度なれば、成るべく意義あり、有效ならむことを希望する。斯く云ふも、敢て政府に阿諛し、国民に媚る訳ではないが、唯一片の婆心に過ぎないのである。

抑も、本制度の中心点は、陪審員其者の精神である様である。陪審員が、事実の判断を答申するに當りて、正当なると否とは、此目的を達成するに大なる關係あるものと思ふ。然れども、陪審員の答申は、全く裁判長の参考に止まるもので、其効力は甚だ薄弱なるものと云はねばならぬから、答申が正当なるも不正当なるも、何れにしても多少の参考とはなるであらふが、成るべく正当の判断を下す様になしたきものである。

扱、事実の真相を穿ちて、正当なる判断を下すは、相当学識あり修養ある者にて、中々に困難なる事であるが、全くの素人を以て組織せる陪審員が、果して事実の真相に触れ誤らざる判断を下し得るであらふか、甚だ懸念に堪へぬ次第である。金錢のためにも、情

実のためにも、将党派のためにも、一点の私なく確乎不拔の精神を以て動かざるやう、精神の修養をなすは、一朝一夕に出来ることでない。素人より成る陪審員は、果して正当の判断を下すことが出来る得るや否、是予が懸快措く能はざる所以でありて、読者の判断に一任する次第である。

22 「香川新報」昭和三年八月四日

陪審法の打合が重なる目的

司法官会議から帰った

石井高松地方裁判所長の談

客月二十三日、司法官会議のため眞部監督書記同伴上京中であつた、石井高松地方裁判所長は、三日午前七時三十分着、連絡船で帰高したが、会議の模様について語る。

今回の司法官会議は、陪審法に関する打合せが目的で、他に語るべき事件はなかつた。陪審法もいよく十月一日から実施されるので、同日から便宜の方法で、第二回目の大宣伝を行ふ予定となつてゐる。

従来の統計から見ると、当所管内に於て陪審法を適用すべき事件は、一ヶ年平均十二、三件となつてゐるが、請求陪審が幾件あるか不明であるも、請求陪審は長期三年以上の犯罪に限定されてゐるので、一ヶ年中取扱ひ件数は廿件位であらふ。

そして、同裁判には、六大都市では陪審係裁判長をして専任せしむるも、其他は裁判所長及び検事正の手によつて取扱ふことになつてゐる云々。

23 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年八月一〇日

模擬裁判を開き

陪審法徹底を計る

宮重検事正 帰来談

検事正会議のため上京中であつた、宮重高松地方裁判所検事正は、このほど帰来したが語る。

今回の会議は、陪審法の実施期も迫つたので、主としてこれに関するもので、今後はこの陪審法を一般県民に周知せしむるやう一段の努力を払はなければならぬし、一方判検事、弁護士側でも、この陪審裁判の方法を十分会得し置く必要があるので、来月に入つたら模擬裁判も開いて見たいと思つてゐる。

24 「香川新報」昭和三年八月一九日

高松市の陪審員候補者

百二十名と決定

本年度に比し二十名増員

高松市に於ける昭和四年度に於ける陪審員候補者は、百二十名にして抽籤の上選出することに決定した旨、十八日、石井地方裁判所長から市へ通知があつたが、昭和三年度に比

べて二十名の増員である。

25 「香川新報」昭和三年八月三〇日

陪審制度実施の十月一日を陪審デー

種々の催しで国民に趣旨を徹底

法制史上の記念日

(東京電話) 多年準備中であつた陪審制度は、いよいよ今秋十月一日より実施されるが、司法省では、この法制史上一大記念日たる十月一日を陪審デーと名づけ、種々の催しをなし、一般に新制度の趣旨の徹底をはかると共に、更に該裁判実施に際し一層の完璧を期するため、来る九月三日より六日にわたる三日間、全国地方裁判所長、同検事局次席検事及び各陪審裁判長等二十名を司法省に招致し、本省側から原法相、濱田小原両次官、磯部参与官、陪審係主任、大原書記官等出席し、最後の陪審裁判実務官の会同を行ふことゝなつた。

26 「大坂朝日香川愛媛版」昭和三年九月一二日

法律用語を避け判り易く論述

陪審裁判と検事の論告

高松検事局蔦谷検事語る

十月一日から実施される陪審法の打合のため上京中であつた、蔦谷高松地方裁判所上席検事は、十日帰来したが語る。

陪審裁判には、所長、検事正が関係するのが原則となつてゐるが、今回の打合せは、陪審法運用の疑義について、陪審裁判における検事の論告は、従来のやうに法律的熟語をなるべくさけ、平易にいはいゆる素人判りがする様にしなければならず、陪審員が故意に出廷しなかつた時の処分等は、相当厳罰がある様で、陪審員たらんとする人はなるべく自己の立場を十分考へてもらひたい。

27 「香川新報」昭和三年九月一三日

聖上の御幸を乞ひ、国民裁判の第二步を

陪審法実施第一日の十月一日

東京地方裁判所に

(東京電話) 国民裁判とも云ふべき陪審法は、愈十月一日より実施せられる事になり、目下陪審法廷の竣工に忙殺されて居るが、此の陪審制度は、我国裁判上一新紀元を画するもので、此光榮ある不朽の法典に、一大歴史を残す同法実施を永く記念し、今後の法典を一層光輝あらしむるため、実施当日、天皇陛下の行幸を仰ぎ、国民裁判の第一步を陛下の御覧に供すべしと、予て司法省と宮内省と打合中であつたが、十日午前十一時半、土岐事務官は侍従と共に東京地方裁判所の陪審法廷の下検分をなす所があつたので、陛下に奏請し正式に勅許ある筈である。

陪審法実施のため、聖上陛下東京地方裁判所に行幸啓御日取りについては、司法、宮内両省において種々打合せ中であつたが、十日、その日取りは、陪審法が実施される記念すべき、来る十月一日午前十時と決定発表されたが、同日陛下には、大審院の会議室に御少憩あり、牧野大審院長、小山検事総長等から、明治初年以來今日までの裁判沿革並に司法制度の変遷等詳細言上し、記録をも御覽に供し、それより大審院、控訴院、大法院、地方裁判所、陪審法廷、予審廷、区裁判所法廷、陪審員宿舍等、したしく御覽遊ばされることになった。

前例ない此光栄

小原次官語る

右について、小原司法次官は語る。東京の裁判所に聖上陛下の行幸を仰いだ前例はないので、原法相就任以來此光栄に浴したいと祈念してゐたが、たま／＼陪審法が実施せられる事になったので、此記念すべき時陛下の行幸を仰がんと、かねて宮内省を通じて、ご都合を伺がって居た処、茲に御内諾を得たものであります。行幸の節は、全国裁判所を代表する帝都の裁判所の實際を御覽に入れる積もりです。

十月一日を司法記念日

(東京電話) いよく／＼来る十月一日より、陪審法がわが国に実施さるゝことになったの

で、この記念すべき当日を、陸海軍記念日同様、永久に記念するため、各地方裁判所はこの日を「司法記念日」として、それ／＼祝賀会を催すことになったが、その方法は目下司法部において研究中である。

28 「大阪朝日香川愛媛版」昭和三年九月三〇日

国民が司法権に参与、画期的の新制度

愈よ一日から陪審法実施

石井高松地方裁判所長 談

いよく／＼十月一日より実施せられることになった陪審法について、石井高松地方裁判所長は語る。

我國民多年の懸案であつた陪審法は、いよく／＼一日からその全部を施行せられ、陪審裁判が実現することになった。私はこの機会において、司法上の画期的新制度たる陪審裁判の前途を祝福し、官民一致して円満にこれを運用し、立派な成績を挙げて、所期の目的を達成するやう祈念してゐる。陪審裁判は、立憲政治の趣意に従ひ、國民の司法参与権を認めたもので、裁判官が重い刑事事件の裁判をなすに当り、國民の中から選定せられた十二名の陪審員を裁判手続に立会はせ、取調や弁論等を聴かせた上、裁判官から出す問題、即ち犯罪事実の有無につき陪審員に評議させ、その結果を答申させ、裁判官はその答申に基づき裁判をする制度であるから、故に陪審員となり裁判権の行使に参与することは、國民の極めて名誉な権利であると同時に、國民は陪審員となつてこの権利を完全に行使する義

務を負担し、陪審員の判断が裁判の基礎となるのであるから、陪審員の職責の重大なることは申すまでもなく、陪審員として裁判手続に参加する以上、常に正義公平を念とし、良心に従ひ誠実にその職務を行はねばならぬ、国民は能くこの制度の趣旨を研究理解し、その運用に深く注意を払ひ、良果を挙ぐることに肝要である。

犯罪事実の有無を判断

陪審員は最大の名誉

宮重検事正 談

さらに、宮重検事正は、この記念すべき日に当り、陪審員の職務に関し、次の如く所感を述べた。

陪審員の答申如何は、重大な結果を来すのであるから、陪審員が誠意事に当るなら、国家の秩序は完全に維持せられるのである。陪審員は、裁判が正義の擁護であることを深く念頭に置いて頂きたい。先哲も、国家は正義を以て成立し、存続し行動すべきものなりといひ、古今東西の歴史上、正義行はれて国家興隆し、正義衰へて国家衰へたる例が多いのである、即ち、国民が裁判に参加するは、国家の正義の実行に参加するもので、最大なる名誉といはねばならない。国民は、この点を自覚して、名誉を失墜せざる覚悟を持たねばならない。陪審員たる者は、呼び出された以上、必ず出頭すべき義務がある、若し故なく出頭せざる時は、五百円以下の過料に処せられ、病氣その他已むを得ざる事由のある時は、書面にてその事由を申出て、その職務を免除せらるゝ事が出来る。出頭した者の内、更に

抽籤により陪審員と確定したる者は、終始裁判に立会せねばならぬから、随分煩雑なる事務である故、なるべく陪審員の負担を軽からしむるため、一日に終了すべく努めるが、事件により審理が二日、三日にわたることがある、夜は任意帰宅を許して差支へないはずだが、被告人側の者より脅迫や誘惑さるゝ者も出来るから、これを避けるために、裁判所内に設けられある陪審員宿舎に宿つて、他との交通を絶つことになつてゐる。かやうに、陪審員は自由を制限されるが、これは畢竟公正なる判断を得んがため止むを得ざるの規定であるから、陪審員に対する正義の擁護であり、立憲治下における義務である。

我が国民性を見るに、由来淳朴にして義理人情に厚く、実に麗はしい美風を持つてゐるが、反面には義理人情に絡まれて、情理を度外視する弊がある、犯人が哀れな風を示し憐を乞ふを見ると、つい職務上の責任を忘れて不知不識助けて遣りたいとの考を起し、その結果国家の秩序に如何なる影響を及ぼすかに想到せざる如き現状を来さぬかと憂ふのである。元来陪審員は、犯罪事実の有無を判断するのであつて、如何なる刑を科すべきか、刑の執行猶予を与ふべきかと謂ふが如き情状問題については、全く無関係の地位にあるのである、然し法に涙なしといふのでないから、裁判官は情状憫諒すべきものありとすれば、法の許す範囲において刑を減輕し、さらに刑の執行猶予を与ふことが出来るのである。

29 「香川新報」昭和三年一〇月一日

司法部に天皇陛下の行幸仰ぐ

今日は司法記念日

石井高松地方裁判所長 謹話

今十月一日は、畏くも聖上陛下司法部に行幸の思召を以て、東京の三裁判所、即ち大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に御親臨あらせられ、法廷等を御観覧遊ばさるゝとのことに拝承いたします、司法部の光栄此上なきことにて、洵に感激の至りに堪へませぬ。

陛下が大御心を司法に注がせらるゝことのいかに深厚なるかを拝察、真に恐懼の至りでありませぬ、職を司法部に奉ずる者は、今日を永久の記念日として、此光栄を深く肝に銘じ、聖旨を奉戴して、粉骨碎身其職に尽し、奉公の微衷を捧げねばならぬことゝ存じます。

漏れ承るところによれば、東京の三裁判所では、原法相、牧野大審院長、小山検事総長などの御案内にて、大審院の大法廷、控訴院の大法廷を初め、地方裁判所の新装の陪審法廷などを天覧に供し、古来からの裁判記録なども御覧に入れ奉ることである、その古記録の中には、裁判書に「菊御紋章天皇の名に於て」の印刷あるものや、伊藤俊介（博文）の署名ある裁判記録、判事小村壽太郎の署名ある裁判書、大村益次郎謀殺事件、廣澤参議暗殺事件、岩倉右大臣要撃事件、江藤新平佐賀暴動事件、大久保参議殺害事件、板垣退助殺害事件、津田三造謀殺未遂事件、其他明治の聖代における政治上、司法上の重大事件の記録がある模様である。

今日は、又我裁判制度に一新時期を画する陪審法の実施せらるゝ日であります。是又司法部のため、永く忘るゝことの出来ぬ事柄であります。陪審法は、偶然にもこの聖上の行幸を仰ぐ芽出度き日に施行せらるゝことゝなりましたので、其前途の幸あることを喜び且祝福して居る次第であります。朝野法曹を初め、国民一般一致共力して、この新制度の活用に努力し、所期の目的を達成せねばならぬことゝ信じます。

30 「香川新報」昭和三年一〇月一日

今日から陪審裁判

国民裁判が行はれる

一、我国多年の懸案でありました陪審法は、愈々今日から其全部を施行せられ、所謂国民裁判、民衆裁判の称ある陪審裁判が実現することになりました。洵に慶賀の至りでありませぬ、この我が国の司法制度に一新時期を画する陪審制度の実施と普通選挙の実施とは、昭和維新の御代を飾るべき、政治上の二大重要事件と思ふのであります。私は、此機会に於て、この司法上の画期的新制度たる陪審裁判の前途を皆さんと共に祝福し、官民一致の努力に依つて円満に完全に之を運用し、立派な成績を挙げ以て所期の目的を達成せられんことを祈念して止まぬものであります。

二、陪審裁判は、立憲政治の趣意に従ひ、国民の司法参与権を認めたものでありまして、裁判官が重い刑事事件の裁判を為すに当り、国民の中から選定せられた十二人の陪審員を裁判手続に立会はせ、其取調や弁論などを聴かせた上、裁判官から出す問題、即ち犯罪事実の有無に付、陪審員に評議させ、その結果を答申させ、裁判官は其答申に基き裁判をする制度であります。これまでの裁判は、総て専門の裁判官のみに依つて為され、一般国民は之に参与することが出来なかつたのであります。陪審制度実施後は、重い刑事事件の裁判には国民の中から選ばれた代表者である陪審員が之に参与することが出来るのであります。即ち、陪審裁判は、裁判に民意を酌み入れるものであります。この点から、国民裁

判或は民衆裁判の称が出て来たのであるます。

三、陪審員となつて裁判権の行使に参与することは、国民の極めて名譽な権利であります、と同時に国民は陪審員となつてこの権利を完全に行使する義務を負担するものであります。前述の如く、陪審員の判断が裁判の基礎となるのであるから、陪審員の職責の重大なることは申すまでもありません。

四、裁判は、正義を擁護し公平を維持するものであるます、陪審員として裁判手続に参与するものは、常に正義公平を念とし、良心に従ひ誠実に其職務を行はねばなりません、公平無私の立場に於て、一切の情実や利害を超越し、感情や外部の勢力に左右さるゝことなく、又予断を抱くことなく、全く一点の曇りなき正しき心の鏡を以て、事実の真相を判断せねばなりません。

五、裁判は社会の安寧秩序を維持し、国民民福を増進するものであります、裁判権の行使には、官民共同一致して之に当らねばなりません。

陪審員や証人として裁判所から呼び出しを受けた者は、必ず出頭して誠心誠意其義務を尽さねばなりません。陪審裁判は、我が国に於ては、始めての制度でありますから、国民は能く此制度の趣旨を研究理解し、其運用に深甚の注意を払ひ、円満に之を活用して、優秀な成績を挙ぐるよう努力することが肝要であると思ひます。由来、我が国民は大和魂を以て鍛鍊された国民であります、大和魂は即ち正義の権化であります、この正義の觀念は發して陪審の結果となり、その良果を結ぶこと疑ひなしと確信するものであります。(某当局者談)

31 「香川新報」昭和三年一〇月一日

愈よ実施する

陪審員の責務

宮重検事正 談

陪審法は、愈々十月一日より実施せらるゝ事となりました。畏くも此日、聖上陛下には、大審院、東京控訴院並に東京地方裁判所へ行幸あらせられ、親く此等の施設を御巡覽遊ばさるゝやに聞く。吾々国民は、此聖旨のある所を体し、陪審制度をして有終の美を成さしむる事に努力せねばならぬ。私は、此記念すべき日に当り、県民諸君に対し、陪審員の責務に関し簡単に所感を述べて御参考に供したいと存じます。

我国民が、往年専制政体の下に於て、帝国議会の開設を要求して、遂に立法権に参与するの権利を得たが、之に就ては多くの志士が熱誠を濯ぎ、東奔西走時には流血の惨劇を演じ、又は時の政府の忌諱に触れて牢獄に投ぜられ、或は保安条例に依りて退去を命ぜらるゝ等幾多の犠牲を払ひ、漸く其目的を達したのもある。然るに、同じく国民が国政に参与する陪審の権利を得るに就ては、一部先覚の士が其必要を絶叫せる外、国民の多数は風馬牛相関せざるの態度を採り、殆ど犠牲を払ふ事なく平穩裡に其権利を得たのであるから、一層慶賀すべき事であると存じます。斯の如く国民は、陪審員として裁判に参与する権利を得たのであるが、其当然の結果として之に伴ふ責任を負担せねばならぬ。

第一に陪審員は、其職責の重大なる事を自覚せねばなりません。陪審員は、裁判に立会して其審理を聞きたる上、裁判長より罪となるべき事実の有無に付問書を受けて、之に答

申するのである。此答申の如何に依り、被告人は或は死刑となり無期懲役となり又は懲役刑に処せられ若くは無罪として放免せらるゝ事になるのであります（尤も裁判官に於て其答申と意見を異にせる場合は別として）。洵に重大なる結果を来すのである、故に陪審員が誠心誠意事に當るならば、国家の秩序は完全に維持せらるゝのであるが、若し陪審員が誠意を欠き芝居や寄席を見る様な気持で裁判に臨む事になれば、其結果は実に寒心に堪えないのであります。何処迄も厳肅なる意義を忘るゝ事なく、真摯に事に當られん事を望む。

第二、陪審員は、裁判は正義の擁護である事を深く念頭に置いて頂きたい。凡そ国家は、正義を基準として成立したる団体であります。決して契約や妥協に依り利益を目的としたる団体ではありません。先哲も、国家は正義を以て成立し、正義を以て存続すべく、正義と共に行動すべきものなりと喝破して居ります。古今東西の歴史を繙くに、正義行はれて国家興隆せざるなし、正義衰へて国家の栄たる例はないのである。此国家の基準たる正義は、何に依りて実行せらるゝか、或場合には陸海軍の力に依る場合もあります。夫の露国が満州を侵し朝鮮を脅し將に我国に迫らんとするに當り、我国は東洋の平和を維持せんが為め、正義の旗を翻へして之を撃破し、以て東洋に平和を確立したるは、即ち夫れである。是非は非常時の事で、平時に於ては国家は主として裁判に依りて正義を実行するのである。国家の基準たる正義は、主として裁判に依るものなりとせば、裁判は国務中の最大要務であると謂はねばならぬ。国家事務の内裁判を取除けば、其国家は国家としての実質を失ふのである。斯様に見ますれば、陪審員として国民が裁判に参与するは、国家の最大要務たる正義の実行に参与するものにして、最も大なる名誉と謂はねばならぬ。従来、此正義の実行は、官吏たる裁判官の司どる所であり、正義は裁判官の専売特許であつたのである。

今や国民も、正義の維持者、正義の擁護者となり、国家の正義は益々其深さと高さとを加へたのである。国民は洵に最大名誉を得たのである、国民は此点を自覚して、此最大名誉を失墜せざる覚悟を持たねばならぬ。

第三、陪審員として呼び出されたる者は、出頭の義務を履行するの誠意を持たれん事を望む。陪審員として呼び出されたる者は、必ず出頭すべき義務がある。若し故なく出頭せざる時は、五百円以下の科料に処せられます。尤も、病気其他やむを得ざる事由がある時は、書面にて其事由を申出て其職務を免除せらるゝ事が出来る。出頭したる者の内、更に抽籤に依り陪審員と確定したる者は、終始裁判に立会せねばならぬが、随分煩雜なる事務でありますから、成るべく陪審員の負担を軽からしむる為め、一日にて終了すべく努めますが、事件によりては其審理が二日、三日に亘る事があります。斯様な場合には、夜は任意帰宅を許して差支ない筈であるが、被告人側の者より脅迫や誘惑を受けて、迷惑せらるゝ方も出来ますから、之を避ける為め裁判所内に設けある陪審員宿舎に宿泊して、他との交通を絶つ事になつて居る。斯様に陪審員は自由を制限せられますが、是は畢竟公正なる判断を得んが為めに已むを得ず設けたる規定であるから、陪審員は、是は正義の擁護である立憲治下に於る国民の義務であり、最大名誉である事に思ひ及んで、喜んで其職務に就くの美風を涵養せられん事を望む。陪審員に対しては、往復の旅費は勿論、公判の審理に關与したる日は一日に付き日当五円其他の日は一日に付き二円五十錢、又止宿料は陪審員宿舎に宿泊したる時は一夜に付き二円五十錢、其他の場合は一夜に付き五円宛を支給します。

第四、陪審員は宣誓の義務がある。陪審員は、裁判長より陪審員の心得を諭告せられた

る後、良心に従ひ公平誠実に其職務を行ふ事を誓はねばならぬ。若し之を拒む時は、五百円以下の過料に処せられます。此宣誓を為したる以上は、公平誠実に其職務を行ひ、決して私情に泥んではなりません。我国民性を見ますに、由来淳朴にして義理人情に厚く実に麗しき美風を持つて居りますが、其反面に於て義理人情に絡まれて、情理を度外視する弊がある。犯人が哀れなる風を示して憐れを乞ふを見ると、つい職務上の責任を忘れて不知不識情に絡まれて、助けて遣りたいとの考を起し、其結果国家の秩序に如何なる影響を及ぼすかに想到せざる如き現状を来さぬかと憂ふるのである。元來陪審員は、犯罪事実の有無を判断するのであつて、如何なる刑を科すべきか、刑の執行猶予を与ふべきかと謂ふが如き情状問題に付ては、全く無関係の地位にあるのである。然るに、此範域を越へて何等理由もなく、其犯人に対し気の毒である可哀想であると云ふ感情のみに制せられて、不当の判断を為すが如きは十分慎まねばならぬ。水の如く動揺し易き感情に依りて裁判を為すは、恰も堤防を決潰して河水を都市田園に奔流せしむると同様、社会の秩序及共同生活の安全を破壊し去る事は必然である。是に於てか法あり、法あれば法の外に出て感情の満足を求むるは乱である、社会の秩序破壊であります。しかしながら、法に涙なしと云ふのではありません、裁判官は悪状憫諒すべきものありとすれば、法の許す範圍に於て刑を減輕し、更に刑の執行猶予を与ふる事が出来るのであるが、是は陪審員の職務以外に属するものである。

第五、陪審員は秘密厳守の責任がある。陪審員は評議の顛末又は各員の意見若くは其多少の数を漏らしたる場合には、千円以下の過料に処せらるゝのである。陪審員が其職務を果して帰宅したる場合に、其日の有様を語りたきは人情であるが、之を洩す事になると種々の弊害を生ずるから、例令妻や子に対しても絶対に之を洩らさぬ様に注意せねばならぬ。以上、陪審法の運用に関する国民の自覚の要すべき重なる事項を述べたのである。県民諸君希くは、陪審法の精神と立憲治下に於ける国民の使命に鑑みられ、又国家の正義の爲めに、我等の等しく愛する日本の国の爲めに、陪審法をして理想的のよい結果を得ます様に御努力あらん事を希ひます。

32 「香川新報」昭和三年一〇月一日

陪審法実施記念園遊会

けふ午後

本日から愈々実施さるゝ陪審法に關しては、全国各地の裁判所では、講演会を開催、パンプレットの配布等各種の方法で、之れが宣伝に大童となつてゐるが、高松地方裁判所では、過般來から県下各地で講演会を開催して之れが宣伝に努めてゐるが、十月一日は県下陪審員候補者、市町村長其の他関係者を、二日は一般民衆に完成した陪審法廷を開放して觀覽せしめることになつたが、一日午後四時から、裁判所構内において、記念園遊会を開催することになつた。

33 「香川新報」昭和三年一〇月二五日

陪審法に就て(上)

蒲田図書館における

坂出町蒲田図書館読書週間最終の講演会は、廿一日午前十時より正午まで、社会教育館に開催された。陪審法実施直後、而も斯道専門家の講話なれば、聴衆は広く郡内各方面の者を網羅し、婦人の聴講者も多数であった。講師石井氏は、満場の拍手に迎へられて登壇、先づ、鎌田勝太郎氏が、社会教育方面に尽瘁せらるゝことに深甚なる敬意を払はれ、地方の一般民衆の受くる利益幸福の甚大なることを述べられた。全体、法律の話は無味乾燥なもので、面白味のないものである、其上話がまづいから、定めし御聞き苦しいことゝ存じます、依つて、陪審法の話も通俗的に簡単に必要な点のみを申し上げますと前提して、話を進められた。

さて陪審法は、本年十月一日から実施されました。この日、畏くも天皇陛下には、東京三裁判所に行幸あらせられ、親く陪審法廷其の他司法事務を御親閲あらせられ、司法部に對して勅語を賜りました。このやうなことは、未だ曾てその例のないことでありまして、誠に有難き次第であります。私共職にあるものは、粉骨碎身努力いたしまして、聖恩に報ひ奉る覚悟で御座います。

陪審法とはどんなものか

陪審法は、陪審裁判に規定した法律で、専門の裁判官の外に素人の人々が加はつて裁判をすることをいふのである。我国の陪審裁判は、刑事々々の陪審裁判であつて、地方裁判所で裁判するやゝ重い刑事々々の公判に、国民中から籤に當つた素人の人々十二人を立会させ、法廷の審理弁論を聴かせた後、裁判官の出す問題について陪審員一同から答へを出

させ、その答へに基いて裁判官が裁判するのである。従来は、常職の裁判官のみによつたのであるが、裁判官の外に素人の陪審員が参加するのであるから、裁判手続に非常な変化を来し、一新転機を画するものであります。何故かやうにするか、政治上、司法上からその理由を述べられた。

一、政治上より見て

国の政は、立法、司法、行政の三つに大別されて居る。立法は衆議院、貴族院の協賛を経て後、天皇の御裁可を仰ぐことになつて居る。即ち、民意を問ふて、法律は制定されるものである。貴衆両院の議員は、多数国民の代表者である。

一、行政方面より見て

行政方面に於ても自治制度を設け、府県の議員、市町村会議員を選挙する。即ち、国民の意思を採用することになつて居る。然るに、司法のみは国民の意思は加はらなかつたのである。立憲治下の国民の三大作用に於て、立法、行政にのみ民意を取り入れ、司法のみ民意を取り入れないといふことは偏頗の仕方である。よつて、陪審制を設けるやうになつたのである。

一、裁判上より見て

裁判は信用が大切である、若し裁判に信用を失ふては、人々は不安の念をいだき、世の秩序が乱れる。これまで我国の裁判は、欧州先進国のそれに比して勝るとも決して劣つてはゐないのである。然しながら、尚も国民の信頼を高めることが必要である。即ち、裁判に国民が参加すれば、その裁判を受ける被告人は、同輩の關係した裁判であるから、その裁判に信頼をたもつ、よつて裁判の威信を一層高めることが出来る訳である。今一つは、

法律の知識を広め、誤解を招くことなからしめ、裁判の威信を高めることが出来るのである。

陪審ではどんな事件を裁判するか

其の一は、放火、殺人といふやうな死刑又は無期の懲役、禁錮などに処せられることのある事件である。これらの事件は、被告人が陪審裁判を請求してもしなくても、通例陪審に掛けるのである。其の二は窃盜、詐欺のやうな三年より重い懲役、禁錮で罰せられることのある事件である。これらの事件は、被告人から陪審裁判を請求した場合に、その取扱ひをするのである。しかし何れの場合でも、被告人が公判や其の準備の取調べで自白した場合には陪審に掛けない。又選挙に関する罪や騒擾罪や其他特殊の犯罪に付いては、陪審に掛けないのである。外国では民事に陪審法を採用して居るが、日本では重い刑事事件のみである。(つづく)

34 「香川新報」昭和三年一〇月二七日

陪審法に就て(中)

蒲田図書館における

高松地方裁判所長 石井壽太郎氏講話

陪審員にはどんな人になるか

陪審員は十二名で、次のやうな資格を有するものから選ばれるのである。

一、日本臣民で三十歳以上の男子であること

二、二年以上引続き同じ市町村内に住居してゐること

三、二年以上引続き直接国税三円以上を納めてゐること

四、読み書きが出来ること

の四要件を備へたものゝ中から選ばれるのである。尤も、これらの要件を備へてゐても、禁治産者、医師、準禁治産者、判事、検事、警察官、市町村長、大臣、軍人、小学校教員、学生などは陪審員となれない。又被告人の親族其他の者も、陪審員になれない。又六十歳以上の老人等は、陪審員になるのを辞退することが出来る。外国では婦人に陪審員となる権利を与へて居るが、日本では国情から考へて婦人はなれないのである、別に婦人の能力を考へた訳ではない。

陪審員はどうして定まるか

毎年九月一日現在で、その市町村内住民より陪審員資格者名簿が、その市町村長によって作られる。その一は市町村に備へ、その一は裁判所に提出す。裁判所長は、各市町村に陪審員候補者の数を割当る、而して後、市町村長は、陪審員資格者の中から抽籤によつて陪審員候補者名簿を作り、地方裁判所長に提出する。地方裁判所長は、公判の日が定まると、各市町村から集まつてゐる陪審員候補者名簿の中から、市町村の大小に応じて一人又は数人の陪審員を抽籤し、陪審員三十六人を公判の日に呼び出すのである。公判では、検事と被告人とが、陪審員の中から気に入らぬ者を排斥する忌避といふ手続きをして、結局陪審裁判に立会ふ十二人の陪審員が定まるのである。例へば、第一事件には坂出町と丸亀市と多度津町から陪審員を定めると予定された場合に、先づ前記市町の陪審員候補者名簿の中から抽籤によつて三十六名を選ぶ、その三十六名の中から検事も被告人も異議のない

もの十二名が陪審員となるのである。抽籤によるといふことは、公平を保つ為である。

陪審裁判の手續

公判は、裁判官、検事、書記、陪審員、被告人、弁護人が列席して開かれる。

一、裁判所長から、陪審員に対して陪審員の心得を話す。

一、陪審員の宣誓（陪審員は公平忠実に職務を行ふ旨を誓ふ印刷に付したものの、陪審員署名捺印の上提出）。

一、裁判長は、被告人について氏名、年齢、住居などを訊問す。

一、検事の被告事件の陳述をなす。例へば、検事は、この被告は九月一日ある人に恨みをいだき之をはらさんが為めに甲なるものを坂出町に於て殺したと陳述す。

一、裁判長は、被告を訊問し、証拠調べをなす。即ち、証人調べ、鑑定、実地検証、其他の証拠調をなす（裁判は想像にあらず、事実によるものである）。証人は事実ありのままに述べなければならぬ、往々偽の申立をなすことがある、そんな時には偽証罪として罪に問はれることとなるのである、偽りは如何に上手にいつてもかくすことは出来ないものである、八百のうそを上手にならべてもまこと一つにかなはざりけり。

一、検事が論告する。検事は、法廷で取調べた証拠に基いて、犯罪をして居るのか否やについて意見を述べる、最初の論告は、犯罪事実の有無のみである。弁護人は、被告の為になるやう弁護する。

一、裁判長の陪審員に対する説示。裁判長は、陪審員に対して詳しく事件を説明して、陪審員の判断すべき点を示す。

一、陪審員に問書の交付をなす。被告は本年九月一日に「甲を殺害したりや否や」の問ひ

である。

一、陪審員評議室に退く。

一、陪審員は、評議室に於て陪審長を互選したる上、問に対して評議をなし、其結論を問書の余白に書き、陪審長署名押印す。評議は過半数によつて決す、其答申の形式は「然り」「然らず」の二つである、即ち「甲を殺した」と評議が纏まつた場合には「然り」と書く「殺さない」場合に「然らず」と答申するのである。決議は過半数によつて決す、六対六の場合は「不然」となし（被告は人殺はしない）となる、七以上になれば「然り」（被告は人殺をした）ことになる。

一、陪審員公判廷に帰り、答申を記載した問書を陪審長から裁判長へ差出す。

一、裁判長は、書記をして右問書及答申を朗読せしむ。

一、書記が朗読を終らば、陪審員は退廷が出来る。

一、検事の法令の適用及刑罰について意見を陳述す。裁判官が陪審員の答申が正当なりと認めた場合は（前例により被告人は人殺をしたと決定したなれば）検事は法律第何条によつて懲役十五年に処すと論告す。

一、弁護人又は被告人から法の適用について意見を述べる。弁護人は、被告の利益になるやう述べるのである。

一、裁判所は三人合議の上（秘密）決定。

一、裁判の言渡しの順序となるのである。

陪審法に就て(下)

蒲田図書館における

高松地方裁判所長 石井壽太郎氏講話

若し、陪審員の答申が裁判官に於て不当なりと認むる場合には、事件を更に他の陪審の評議に掛けることにして公判をとぢる。

外国に於ては、陪審員の意見に拘束されて居るが、日本ではそのやうなことはないのである、同一事件を何回でも他の陪審の評議に掛けることが出来るのである。然しながら、陪審員の答申を無視することは出来ないのである。

陪審員は、犯罪の有無を答申するのであって、罰の軽重については何等意見を述べることは出来ないのである。裁判官は、事実の真相を確める為には非常に苦心するものである。名判官大岡越前守の苦心について話された。

「赤穂義士の一味であった小山田某は、義士仲間から離れた、その下僕「直助」は主人の為すことを怒りて遂に殺したり、後、権兵衛と変名して諸国を彷徨せり、遂に江戸にて逮捕されて嚴重な取調べを受けた、極力その名を秘して白状せず、遂に大岡越前守の取調べを受けることゝなつた、容易に明らず、越前守或日直助を白州に呼び出して曰く、お前は長らく取調べを受けてさぞ苦しかつたであらうと同情の言葉を以てし、今日限り帰らしてやると言葉優しく云ふて其の上金子一封を権兵衛に与えて帰らした、直助將に白州を出でんとする利那、大岡越前守は後から「コラ／＼直助トヤサシク呼びカケタ」、直助は我を忘れて返答をしたと云ふことで、こゝに眞の直助を知つたといふことである。

陪審員の数は、外国でも十二人である。十二と云ふ数は、一打は十二―一年は十二ヶ月―十二支―十二単衣―などあります、十分の上に十二分に事実の真相を知るといふ意味であります。

陪審員の心得

最後に陪審員の心得について、左の如く話された。

一、陪審員に当籤して呼出状を受けた者は、必ず公判期日に裁判所に出頭しなければならぬ。尤も、病氣其の他の已むを得ない事情の爲出頭の出来ない場合には、相当の手續をふんで当日の職務を辞することが出来る。

一、呼び出を受けた陪審員は、他人から当該事件について請託を受けたり、意見を聞いたりはならない。

一、陪審裁判に列席する陪審員は、評議を了るまでは勝手に他人と交通したり、退廷してはならぬ。

一、陪審員の最も重大な職務は、事件の評議である、事件を判断することは、一見容易のやうであるが、実は仲々困難な事柄であるから、陪審員は常に慎重の態度を取り、熱心に公判に於ける審理の進行に注意して、事実の真相を知ること努め、良心の命ずるまゝに判断しなければならぬ、感情や外部の勢力に左右されて事実を枉げたり、答申の結果言ひ渡される刑罰のことを懸念して判断を躊躇してはならない。又陪審員は、世間の風評や新聞の記事によつて事件に関し予断を懐くことなく、全く白紙で裁判所に出頭し、専ら広範囲現れた証拠によつて事件を判断する心懸を持たねばならない。

一、陪審員は、評議の顛末や其の模様を他人に洩らしてはならぬ。

陪審員が以上の心得に背くと、場合によっては罰金や科料に処せられるのである。一日にて裁判がすまない場合には、陪審員は裁判所内に設けたる宿舎に宿ることになって居る、宿舎は図によりて詳細に説明された。(をはり)

36 「香川新報」昭和三年一月一九日

高松市の陪審員候補者

廿二日に抽籤執行

高松市に於ける陪審員候補者の抽籤は、二十二日午後一時から、市役所に於て執行するが、資格者数は千九百七十九名にして、うち百二十名を選出するが、これが立会人は澁江嘉太郎、高橋正逸、中野幸次、安田美代浩、玉男木梅吉、多田繁藏氏である。

37 「香川新報」昭和三年二月三〇日

期待されて居た陪審法の成績

まだに真価が徹底して居らぬ

来年はと力む司法当局

一般国民に司法参与が許されると云ふので、多大の期待をもって迎へられた陪審法が実施されてから、恰度三ヶ月を経過する。この間にあって、幾ばくの収穫があつたか、これを全国地方裁判所より、司法省刑事局に集まつた報告に徴すると、三ヶ月に行はれた法定

陪審数は、計二十六件の内、無罪を宣告されたのは殺人一件、放火三件、他は何れも有罪の判決を言ひ渡され、上告の手續をとつたものは一件もない。

本来ならば、殺人及放火罪の殆ど全部が法廷陪審にかゝるべきであるのに、僅に二十六件しか陪審法によつて審理されなかつたかと言ふに、被告の大多数が陪審を辞退したに依るもので、その辞退件数は例年の統計から予断して、約百件以上に上る見込である。尚、かくの如き多数の辞退があつたかといふに、それは始めて実施された陪審裁判の真価が、未だ国民一般に諒解されてゐないためであらうが、司法省では明年勿々全国裁判所に訓令を發して、辞退件数と辞退原因の報告を取集め、今後の参考に資する事となつてゐる。

尚、陪審法第五条に許されてゐる請求陪審は、殺人の法廷陪審に附随して窃盜罪の請求陪審が僅一件であつたのみで、単独請求陪審が一件もなかつたことは注意すべき現象で、これも法定陪審にかゝるものでも辞退したものが多かつたのと同様、陪審裁判の真価が認められない結果であるが、司法省はこれに、折角請求陪審を施行した意義をなさないといふので、些か途方に暮れてゐる有様である。

陪審やり直しとなつた件数は、大分における放火の一件と水戸における殺人一件で、都合二件であるが、これは重大なる制度変革に當つて是非もないこと、云はれてゐる。

ともかく、初年度三ヶ月間における陪審実施の成績は、以上の如くで、未だ是非を論ずることは出来ないが、司法省では重要制度の画期的変革であるから、明年に入つてから一層進歩の保育善導に力癪を入れると力んでゐる。(東京電話)

(二) 陪審公判に関する報道

①殺人放火被告事件昭和五年四月九日判決

1 「大阪朝日香川版」昭和五年三月一五日

高松最初の陪審裁判
準備手続なる

兄爲市を殺害し同時にその塩田小屋に放火した東京市神田区□□町HF方TG留一三十三にかゝる殺人放火事件の準備公判を、十四日午後一時より、高松地方裁判所陪審法廷において、石井所長裁判長となり、宮重検事正立会で、三好部長、小倉上席判事、中村、長濱、舟場三弁護人出席の下に開廷、近く公判期日を決定し、陪審裁判に附することになったが、同陪審裁判は高松地方裁判所最初のものとして興味をもつて期待されてゐる。

2 「香川新報」昭和五年三月一六日

□□の殺人放火事件

陪審裁判に附せらる

来月七日高松地方裁判所に於て

一昨年十月一日、陪審法実施されて以来一年有半、その間高松地方裁判所管下に於て、之れが適用すべき事件は二十数件もあつたが、皆被告の辞退に依つて新築の陪審法廷も開かず其の儘であつたが、愈々来月七日最初の陪審裁判が開かれる事となつた。その事件は、過ぐる日□□町に於て、金の無心から遂に実兄を殺し、尚兄の所有家に放火したTG留一

にかゝる殺人放火事件である。裁判所当局も最初の事とて、目下慎重準備に忙殺されてゐるが、一般人も非常なる興味を以て期待してゐる。

3 「大阪朝日香川版」昭和五年四月六日

愈よ明日陪審裁判

兄殺し被疑事件

昨年十一月三日午後一時ごろ、金銭問題から激怒した東京市神田区□□町十七古物商TG留一(三十四)が、実兄にあたる香川県綾歌郡□□町字□□TG爲市(四十五)を刺して遂に死に到らしめ、なほその所有の塩田釜屋に放火したといふ殺人放火の被告事件は、高松地方裁判所最初の陪審裁判として、いよいよ七日午前十時から開廷されるが、裁判長は石井所長、立会検事は宮重検事正、弁護人は中村、舟場、長濱の三氏と決定した。

4 「大阪朝日香川版」昭和五年四月八日

実兄殺しは殺意を否認

傍聴者が廷外に溢れた

高松最初の陪審公判

東京市神田区□□町□□番地HF方古物商TG留一(三十四)の実兄殺し被疑事件は、七日午前十時より、高松地方裁判所最初の陪審事件として開廷された。午前十時に出頭した

陪審員三十六名中、綾歌郡川西村農業齋藤正三郎外十一名の基本陪審員と二名の補充陪審員が抽籤によって選定されて、陪審構成手続を終り、同十時二十五分、石井裁判長、三好、小倉両陪席判事、立会宮重検事正、中村、舟場、長濱三弁護士並びに陪審員、被告人それら所定の席につく。特別傍聴席には、郡内務部長、検事、判事、警察官、弁護士ら並び、一般傍聴席には、十余名の婦人も混つて坂出、高松両町市の人々が溢れ、公判廷外には様子をかゞふ人々が取巻いた。

かくて、石井裁判長は、陪審員に対して陪審員心得を諭す。陪審員は、旅宿宿、大工業一名づゝのほか、全部坂出町を中心とした村のお百姓さんたちで、中には紋付姿のものもあつたが、何れも興奮しつつ聴取し、公平誠実にその職責を完うすべき旨を誓つた。次に、宮重検事正は、事件の一伍一什を陳述し、石井裁判長の被告人質問は開始された。

これに対し、被告TGは、実兄□□町字□□TG爲市夫婦の冷酷なる仕打、即ち実妹の身投げ自殺や自分ため頭部に裂傷を負はされたこと、自暴自棄から一万円余を蕩尽したこと、生計困難から自殺を決意し、内縁の妻の身の振方につき実兄に金百円の無心して拒絶され、憤慨のあまりこれを刺したことなどを述べたが、殺意はあくまで否認した。

更に、証調へに移り、午後零時半一先づ休憩、午後一時四十分再開。石井裁判長は、証人として、被害者TG爲市妻かの(四十六)並に□□町YNあや子(二十五)、同町MK梅太郎、坂出署司法主任秋山警部補、同町S庄平を訊問したが、何れも被告に取つて不利なる証言をなし、宮重検事正、弁護士、証人、被告間に殺意の有無を判然たらしむべく二、三訊問答申、弁解等が行はれ、証人秋山司法主任は訊問に対して、留一が取調の際における模様を述べ、留一は死刑を希望してゐたことを語り、留一は横合からこれに相槌を打つて絞首

台に登る時は自分は喜んで唄を歌つてやると豪語し、法廷に笑声起る。(午後四時半)

5 「香川新報」昭和五年四月八日

県下初めての陪審裁判

被告は妻と逢つてから気が變つたと否認の供述

□□の実兄殺し公判

陪審員はどう答申するか

多大の興味と期待とを以て迎へられてゐる、高松地方裁判所最初の陪審裁判―□□の実兄殺しの殺人事件公判は、七日午前十時から、新陪審法廷に於て、石井裁判所長裁判長となり、三好、小倉両判事陪席、宮重検事正立会ひ、中村、長濱、舟場各弁護士及び規定により三十六名中選ばれた齋藤正三郎、白川高治郎、漆原敏平、三枝幸譽、渡邊千吉、橋本新吉、渡邊繁吉、三好安治、横田猪助、前川平太郎、上原岩八、坂東茂平の十二名の基本陪審員と黒川克太郎、大川勤平の二名の補充陪審員列席の下に開廷した。

この日、特別傍聴席には、郡内務部長外名士多数の顔が見え、一般傍聴席は、収容し切れないので傍聴券を發行したが、定刻前より早くも押しかけ、廷外に溢れるほどであった。

かくて、被告は頭を坊主刈に銘仙の羽織を着流して出廷。裁判長は、陪審員に対する諭告及び陪審員の宣誓をすまして後、型の如く被告の身元調があり、

次で、公訴事実に入り、即ち検事は、「被告は十余年前実兄爲市の為に鏡で殴打され頭部に裂傷を受けた事があつたが、其頃実妹ミツエが縁談の事から入水自殺を遂げたのを、被

告は確に之れは爲市夫婦の冷酷な仕打に因るものと思惟し、非常に恨みに思つてゐた。爾来、被告は□□町の遊里に出入し、実父から分与せられた約一万円の財産を蕩尽した為、大正九年頃上京して古本行商を初めたが、其の營業資金に窮し、大正十四年頃、兄爲市及び実母ヤヲに数回金の無心を申し込み、兩名から千数百円の送金を受けたが、之れ又賭博其他女色に耽つて費消した為、漸次生計困難となつた結果、遂に厭世心を起し、昭和四年十月下旬頃、内縁の妻Y T コキヌの身の振方を附た上自殺せんと決意し、其処置に要する金円調達の為、同年十一月一日、東京出發岡山駅に下車し、自殺用として石油及び刺身庖丁を買求め、且コキヌ宛の遺書も認めた上、同月三日午前二時頃、本籍地□□町字□□の実兄爲市方に立越し、折柄就寝中であつた同人に対して其窮状を訴へ、再三金百円の融通方を嘆願したるも、爲市が之れに応じなかつたのに、激憤の余り遂に爲市を殺害したる上自殺しやうと決意して、即時所携の刺身庖丁を以て横臥中の爲市の右肩及胸部を突き刺して即死せしめたものである」と述べ、

事実調べに対し、被告は「最初は鬼神悪魔にも等しい無情冷酷な兄夫婦を殺す意思はあつた。然し老年とつた母の心配を思ふ時、とても決行し得ず、最近では呪はしい人の世がいやになつて自殺を思ひ立つたが、何にも知らない妻の嘆きを思ひやつて、妻の振方をつけてからにしようと、その金の融通を頼みに郷里に帰り、兄に願つた所一言のもとにはねつけられたので、今度の事件をうんだのである。決して自分は、兄を殺す意思はなかつた、兇器を握つて兄を刺したまでは知つてゐるが、死んだ事は後になつてやつと知つた位である。せめて、あの時瞬間でも良い、自重の心を与へて呉れたら、こんな事にはならなかつたのだが……」と殺意否認の供述すれば、

この時裁判長は、「何故今になつて殺意を否認するのか」と突き込めば、「自暴自棄になつてゐた自分も、妻に逢つてから、急に正しい裁判をして貰ひたかつからである」と陳述した後、約一時間に亘つて事実及証拠調べを終り、正午休憩となる、午後一時再延し証人調等があつた。(以下次号)

陪審ゴシップ

裁判長が、遠くより尖先の折れた刺身庖丁を示すと、被告は「遠くて判らない、一寸見せて下さい、危険人物ぢやないから」で満場爆笑、

◆血染の蒲団を見ると、「よく切れたもんですな」と被告はうそづく。

◆遊興当時の状態を訊くと、「一時間に百や二百の遊興費なんか何でもありませんや」と一万長者の被告の豪語に、裁判長の顔面筋肉に一抹の暗雲が漂ふ。

◆裁判長が、家族制度の美德を閃めかすと、「義理も人情も道も法もよつく弁へてゐます」と、これはしたり菊池寛の「藤十郎の恋」の名科白そのまゝ。

◆陪審員の一人は、裁判長の事実調べに対する被告の言語動作が場所柄に似合はず、一種の喜劇趣味たつぷりのところへ、春の陽気にウツラ／＼で、初陪審の初仮寝の記録を作る。

6 「大阪朝日香川版」昭和五年四月九日

陪審員の答申は殺意ありと認む

立会検事は無期懲役を求刑した
実兄殺しにけふ判決

(昨紙続報) 七日、松山地方裁判所に開かれたTG留一(三十四)にかゝる実兄殺しの陪審裁判は、午後五時七分再開。

宮重検事正は起つて、事件発生の原因、兇行当時の被告の態度、自殺用を買ったといふ石油と刺身庖丁、被害の程度、兇行後被告の態度、被告自己価値評定の六項目に分ち詳細にわたつて論告し、証人の証言、被告人の弁解を引用して、被告が兇行直後良心の呵責から死刑を望み、更に殺意を自分で認めてゐたが、時を経るにしたがひ現世に執着を持ちはじめ、一ヶ月後に前言を翻して殺意を否認するに至つたもので、殺意は十分あつたものと認めると結び、

次いで、中村弁護士は起つて、古今東西の名判官を例にとつて、被告の弁護に努め、嫂の冷酷な待遇は遂にかかる惨事を惹起せしめたと呼び、舟場弁護士も殺人に非ず傷害致死である、被告は一種の精神障碍者だと兇行当時の模様を説き、再び中村弁護士は創痕の疑義について質し、長濱弁護士また傷害致死論を主張、午後七時弁論が終つて、

石井裁判長は、陪審員に対し説示を行つてから、問書を手渡し、犯罪構成事実の有無を評議の上答申すべきことを命じた。

この時まで熱心に聴き、また要点を筆記するなどしてゐた陪審員達は、直に評議室に退き四十五分間評議の上、一同公判廷に帰り、陪審長綾歌郡西分村上原岩八氏は答申書を裁判長に提出すれば、宮武書記が答申を朗読する。

主文 被告人TG留一は昭和四年十一月三日午前三時ごろ香川県□□町字□□なる実兄TG爲市方において爲市を殺す意思をもつて刺身庖丁にて突刺し、同人を殺したものなりや

答申 しかり

読み終わった刹那、公判廷内に嘆声が流れ、被告は柵内の隅に蒼ざめて絶望的な叫びを放つ。この一瞬間の重苦しい雰囲気も、陪審員の退席によつて緩和され、宮重検事正、無期懲役を求刑し、弁護士達の有期刑希望弁護あつて、午後九時五十分閉廷した。判決言渡しは、今九日午後一時。

7 「香川新報」昭和五年四月九日

陪審員は殺意を認め

無期懲役を求む

□□の実兄殺し公判

最初の陪審裁判(続報)

昨報続き—□□の実兄殺し陪審公判は、午前中に事実調を終り、休憩となつたが、午後一時四十分再開。証人調べに入り、先づ兄嫁のカノは、「留一様と兄との仲は余り悪くはなかつた様に思ひます。ミツエ様の縁談に就いて私が邪魔をした様に申しますが決してそんな事はありません。又留一様からのお金の無心には、何時も工面をしてゐました、殺される程恨まれる理由はない筈です」と躍起となつて証言すれば、

留一は、被告席から「嘘だみんな嘘だ」と喚き立て、飛出さんとするを監視人に制せられたが、それでも尚被告とカノとの間に盛んに言ひ争ひをするを、漸く裁判官はなだめ、次に、被告の姪に当るYNアヤ子(二五)は、「叔父様の性行等に就いては余り詳しくは存じません。然し、爲市叔父様が急死した事を申し上げますと、実は自分がやつつけたのだと申しました」と、はつきりと被告に不利な証言をなし、

次に、親戚に当るMK梅次郎(四六)は、「兄をやっつけて、尚兄の家に火をつける考へであつたが、塩田釜屋に放火してしまつたと申しました」、被告にとっては極不利な証言をした。

次に、兇行当時所轄坂出署の司法主任であつた警部補秋山茂一は、「被告は、私が取調をした時、早くから自殺の覚悟をしてゐた、兄を殺したのも殺害の意思を以て殺しましたと立派に申してゐます」と之れ亦、被告に不利な証言をなし、

最後に、被告の幼友達であり妻の仲介人であるTS庄平(三六)は、「留一様は小さい時は極おとなしい人でした。事件のあつた前夜、私の所へ来て、兄様に百円位金を借りてくるから、コギヌ(被告の妻)を連れ帰つて呉れと頼まれました。然しあんな事にならうとは思ひませんし、一つもそんな様子はありませんでした」と、之れは稍被告に有利に証言をした。

更に、兄嫁のカノは、「留一様は、送金一つもして呉れなかつたと申しますが、私達は此通り借銭してまで送金して上げました」と九千円の借金証を裁判長に見せる。之れで、全部証人調べを終り、

殺人の論告

次で、第一段の論告に入り、検事は「本件は殺人であつたか傷害致死であつたかが問題であるが、兇行後から第二次予審に至るまで、度び／＼の取調に対し、被告は明かに殺意を是認しながら、第三予審に至つて初めて、急に殺意を否認した事は被告が罪の軽からんとするの一念から申立てた事で、又今日当法廷に於ける供述振に依つても確に殺意のあつた事が信ぜられるが、今之を、

- 一、兇行の原因
- 二、兇行当時の被告の行動
- 三、使用した兇器
- 四、創の場所と程度
- 五、兇行後に於ける被告の行動
- 六、被告の自白の価値

以上六つの事実上、法律上の両見地から本事件を眺める時、被告は兄爲市に殴られた恨み、妹ミツエの投身自殺等から、常日頃から無情な兄夫婦を恨んでゐた所、極度の厭世心が節制をかぎ、自暴自棄となつた結果、遂に兄を殺害したものと信ぜられる。兄との対談中にも、金の無心を拒絶された外、別に殺すまでの刺激はない。之に依つて、明かに計画的であつた事が判る。又被告は、自殺に用ひ様とした鋭利な刺身庖丁で、急所である兄の胸部を二度まで然も深く刺してゐる事は、余程の殺意がなければやれるものではないと思ふ。更に、兇行後、被告がとつた行動、二、三の人の話た言葉に依つても、如何に兄夫婦を恨

んでみたか、又殺意を含んでみたかは明かに認められる。殊に、姪のY Nアヤ子に言った「死んだかも知れぬ、大抵は死んでゐるだらう」の言葉は優に被告に殺意のあった事を物語るものである。被告は、兇行一ヶ月後になって、急に殺意を否認した事は、妻や親類の者に面会して、里心が出て来たのであつて、其後に於ける被告の供述は価値のないものであつて、最も悔悟してゐるべき時である、兇行直後の二、三の人に言つた言葉の方が価値があると思ふ。以上の事情を総合して、被告に殺意があつた事を充分に認める」と条理をつくして、殺人の論告を述べ。

傷害致死論

次いで、弁論に入り、中村弁護人は、「犯罪直後の自白といふものは精神錯乱し冷静を欠いてゐるので、数学的に殺人だと断定することは出来ない。事実の判断は、間違ひやすく仲々むつかしいもので、本事件も計画的であつたか突発的であつたかは、被告の内心に立ち入らなければわからない、その何れをとるかに就いては、ローマの法官のことは「有罪の被告法廷に泣き、無罪の被告憤る」にならつて、不遜な被告の態度に依つてのみ事実の判断をなす事は出来ない。若し陪審員諸君が、其の何れをとるかに迷つた場合は、「疑はしきは軽きに従ふ」の支那の古言に依り、被告に同情ある評決をしてもらひたい」と、更に陪審員に注意を与へる様に弁じ立て、

舟場弁護人は、「被告は、兇行前から既に死を覚悟してゐたものであるが、血氣盛りの大の男が自殺を企てる事が、既に精神の異状を示すものである、異状を来してゐるものゝ行爲は無我夢中と見るべきが当然で、又其の自白も真とは考へられない虚白である、今日当法廷に於ける被告の不謹慎極まる態度に依つても、明かに精神異常を認める事が出来る。又蒲団の上から突いてゐる点から考へても、殺害の意思なく無我夢中であつたことを証明するものである」と述べ、

次で、長濱弁護人の弁論があり、何れも傷害致死論を主張して、午後七時二十分再び休憩となる。

八時再開したが、和やかな電灯の下に昼の元氣は何処へやら、被告も打しほれうなだれてゐる姿は、傍聴人の注意を引いてゐる。斯て、裁判長より犯罪の構成に関する法律上の論点及問題となるべき事実並に証拠の要領に就て、懇切詳細に亘つて説示があり、陪審員に対して、

主問 被告人T G留一は昭和四年十一月三日午前二時頃香川県□□町字□□なる実兄T G爲市方に於て爲市を殺す意思を以て刺身庖丁にて突き刺し同人を殺したるものなりや
補問 被告人T G留一は前同一日時場所に於て実兄T G爲市を殺す意思なくして刺身庖丁で突き刺し同人を死に致したるものなりや

以上の問書を交附し、陪審員は別室に於て卅分に渡つて慎重評議をかさねた結果、陪審長上原岩八氏から、主問に対して「然り」との殺人認定の答申をなし、裁判長之を受決し、検事の第二論告に入り、「実の兄を大した理由もなく殺害した事は、非常なる重犯罪である、然し同情ある見方をして、之を計画的でなく突発的にやつたものと認める」とて、無期懲役を請求し、中村弁護人は、「更に事情をもう一步軽き方面から眺め、被告が兇行に至るまでの事情を涙の心で考へてやるならば、有期に認定する余地がる」とて酌情論を述べ、正

味十二時間にわたる陪審公判も、午後九時五十分閉廷した。判決言ひ渡しは、九日午後一時。

陪審員が真面目に評決した

ことを感謝する……と

石井所長、宮重検事は交々語る

初陪審裁判を無事終へほっとした気持ちで、石井裁判所長は語る、「別に申上げる程の感想はありません。只私の心配してゐた事は、事実の判断について陪審員が個性的感情をさしはさみはしないかと言ふ事です。然し今度の陪審員諸君が、皆真面目に慎重評議された事に対して、深く感謝の意を表します」。

宮重検事は、「あの事件は、誰が見ても殺人である事は明かでした。然し若し陪審員の方々が、殺意を否認した場合はどうなるかと、其ればかり心配でありましたが、皆真剣になつて、中には一々筆記までして居られた方がありますが、感心してしまひました。初陪審に當つて、陪審員の方々が、斯く正しい判断をして下さつた事は、本県陪審史上の第一頁を飾るものとして誠に喜ばしい事である」。

陪審ゴシップ

証拠人として司法主任が登場すれば、我裁判長「如何なる関係で被告を取調べたのか」

司法主任「殺人被疑者としてです」、裁判長「如何な資格を以て調たか」、司法主任「警官としてです」、何のことはない調る人が調られるにこの調子の対話、春風駘蕩誰かがクスツと秘め笑ひ。

▲実兄を殺害前に、自殺を思ひ立つてゐた理由を問はれた被告は、「人間の浅ましい心が判りました、人間の価値はこんなものと判りました」なんて、いやに哲人めいた言葉も吐く男なりにけり。

▲証拠人の司法主任が縷々と述べた取調経路を聴いた被告は、異議ありとばかりに立ちあがつて、「まだ残つてゐます、死刑なれば歌を高らかに唄ひつゝ絞首台に上り、無期なれば公判廷で乱暴狼藉を極めると云つたのをお忘れですか」と御丁寧至極に刺身のケンらしい味を添えるあたり将に春動？

▲義弟たる被告に対して、夫の仇と思つてか、新未亡人は被告に不利な証言を並べたを根拠に、中村弁護士は例の熱弁で未亡人をコキおろしたので、彼女は猛然と立ち上がつて兎や角と弁護を妨害するので、裁判長も負けじとばかり「黙れ！」と三軍叱咤に満場寂として声なく、電灯のみが輝いてゐた。

8 「大阪朝日香川版」昭和五年四月一〇日

求刑通りに無期懲役

実兄殺し判決

香川県最初の陪審裁判、東京市神田区□□町古物商TG留一(三十四)にかゝる実兄殺し

事件は、九日午後一時二十分、高松地方裁判所陪審法廷で、石井裁判長より求刑通り無期懲役の判決言渡しがあったが、これに対し被告留一は予期してゐたものゝ如く無言のまゝ落ちついて退廷した。

9 「香川新報」昭和五年四月一〇日

検事求刑通り無期懲役の判決

豪語した留一も打萎れて退廷

本件最初の陪審裁判として一般に非常なる興味を与へた、□□の実兄殺しTG留一に対して、九日午後一時から、高松地方裁判所陪審法廷に於て、検事求刑通り無期懲役の判決を言ひ渡され、「死刑でなく無期であつたら法廷であばれてやる」と豪語した彼留一も、正しい裁きの前には為すべくもなく、潔よく服罪して打ち萎れてすごとくと退廷した。

かくして、最初の陪審裁判は、本県陪審史上の第一頁に燦たる記録を残して幕を閉じた。

10 「香川新報」昭和五年四月一七日

坂出実兄殺し放火の公判

近く開廷する

坂出の実兄殺しTG留一(三三三)は、過日高松地方裁判所に於て陪審裁判に依り、無期懲役を判決言ひ渡されたが、十四日を以て上告期日満了したので、愈々罪の確定を見たわけで

ある。尚、近く従犯放火事件の公判(注、「従犯」ではなく、殺人と併合罪の関係にある放火事件の通常公判)が、近く開廷される筈である。

②放火被告事件昭和七年七月二〇日判決

1 「大坂朝日香川版」昭和七年四月二三日

丸亀の小火

丸亀市□□町ST半治方から、二十二日午前二時十分ごろ出火したが、大事にいたらずして消止めたが損害百円。

2 「大坂朝日香川版」昭和七年七月二八日

陪審公判これで二度目

けふ放火事件開廷の高松地方裁判所

高松地方裁判所二回目の陪審公判——商売の資金に苦しむ父親を救ふため、自分の家に放火した上、債権者の同情を呼び、保険金詐欺を企てた、丸亀市□□町足袋職ST一夫(三三三)の放火事件陪審公判は、いよいよ二十八日午前九時から、高松地方裁判所陪審法廷で開廷される。

3 「四国民報」昭和七年七月二八日

愈よあすⅡⅡ第二回目の陪審裁判

丸亀の放火犯

◇―法廷の準備全く成る

注視される其成行

高松地方裁判所に於ける第二回目の陪審裁判、丸亀市□□町足袋職ST一夫(三三)に係る放火事件の公判は、愈明二十八日午前八時から、同裁判所陪審法廷で開廷されることとなり、昭和五年四月以来絶へて開かれたことのない同法廷は、準備万端既に整ひ、当日を待たれて居る。

暑中を慮り、同裁判所では、法廷の花形三十六名の陪審員への心尽しに氷柱やら、電扇やらを準備し、審理上、万遺憾なきを期して居る。

事件は、借金苦の父を救ふ為の浅はかな考へから、保険金詐欺の目的で、本年四月二十二日、自宅釜屋に放火したもので、同人は予審の取り調べに右の犯罪事実を自供してゐたものであるが、其後被告は、俄然右犯罪事実を否認するに至り、其結果同裁判所第二回目の陪審裁判を仰ぐに至つたものらしく、而して、同人は「自宅に放火したのは、父の所為と信じてゐたので、父が犯人として処分せられるのなら、自分が變つて刑を受けやうと云ふ子心から、不実のことを自白したもので、自分が犯人ではない、其の後父が放火したものでないことが始めて判つた」と云ふので、公判廷では公訴事実を根本から否認せんとするものらしく、準備公判の結果に依り、裁判長は職権を以て、当日証人として丸亀市□町KH關太郎、同市□□町OU清三兩名を喚問することゝなつてゐる。

予審事実を否認した被告の陳述が、果して素人裁判官の陪審員を首肯せしむるか否か、頗る一般の興味を呼んで居る。当日は、傍聴人が殺到する見込みで、同裁判所は傍聴券を發行することになつてゐる。

4 「大阪朝日香川版」昭和七年七月二九日

第二回目の陪審公判

被告は頻りに否認

傍聴人殺到

高松地方裁判所民衆裁判の第二回目――丸亀市□□町足袋職ST一夫(三三)の放火事件陪審公判は、二十八日、内藤裁判所長、小林、神戸両陪席判事、小野検事、中村弁護士出席、珍らしい民衆裁判だけあって傍聴人殺到して開かれた。午前九時十分、非公開の陪審員構成に移り、候補者三十六名(内四名欠席)の内から、佐伯馬一氏外十一名と補充員二名を抽籤で決定し、民衆裁判官気取りの陪審員連が、場慣れせぬやうな格好で一段高い陪審員席につき、午前十時二十分から公開。

劈頭、内藤所長の諭告があつて、審理に入ったが、被告は、「去る四月二十二日、資金に苦しむ父親を救ふため、自分の家に放火し、債権者の同情を求め、保険金詐取を企てた公訴事実を否認し続け、陪審員から被告の性行、保険金加入の現況等につき、補充訊問を試み、正午休憩、午後一時再開、証人調べがあつた。

5 「香川新報」昭和七年七月二九日

「予審での供述は全然虚言である」

放火した覚えは毫もなし——と

被告は極力事実を否定

高松地方裁判所の陪審公判

司法権に参与する目的を以て生れた陪審法が布かれて、高松地方裁判所に於ける第二回目の公判——丸亀市□□町足袋職ST一夫(三三)にかゝる放火事件の公判は、二十八日午前九時三十分より、高松地方裁判所陪審廷で開廷された。先づ、内藤裁判長は、小林、神戸両判事と共に着席し、小野検事立会、中村弁護士列席して、県下より抽籤によって選ばれた陪審員候補者(不参届による欠席三名、無届による欠席一名)三十二名内十二名を抽籤により左の如く決定、

佐伯為一(高松)、三好周次郎(由佐)、小西幸助(長尾)、高木良助(坂出)、大西角次(川津)、山尾友一(善通寺)、道官峯吉(平井町)、木村理三郎(津田)、村上政一(磐田)、奥谷久八(西垣田)、安富松太郎(白鳥本町)、加藤綾太郎(桑山) ▲補充員、横山藤助(高松)、舟場光造(小豆池田町)

裁判長より、陪審員に対する諭告、宣誓型の如くあつて、構成を終れば——早朝より押しかけて傍聴券を手にした幸運者八十名は、初めて見る陪審公判風景にしまじまう熱心さで入廷、これまたおちつかぬ陪審員は、各種のゼスチュアよろしく、重苦しい沈黙を守る——斯くて裁判長の氏名点呼があつて、検事は訴訟事実を約十分間にわたつて述べ、愈々

事実審理に入る。被告は、瘦た肉体にカラムシ上布絹羽織につゝまれた優しさの割に、声は極度に皺がれてゐる

被告「放火した覚えはありません」。

判「何うして火が出たのか」。

被告「それは知りません」。

判「父が資金に悩んでゐることを知つてゐたか」。

被告「知つてゐました。昨年、家の整理をしたことは知つてゐますが、其の内容は判りません。幼い頃から甘やかに育てられて来た私は、稀に小遣ひ銭を請求して請求額だけ呉れない場合もありましたが、大抵私の希望を充たして呉れました。また、時として母は家計難を訴へてゐましたが、何うにかなるだらう：ツていふのが当時の私の心持でした」。

判「高利貸から金の請求を受けるやうになれば、もうオシマイだ：と云つた考えがあつたのではないか」。

被告「いーえさうした考えはありませんでした。一家の生計が困窮してゐるに際して、恥しながら挽回しやうなんて考えは浮かびませんでした」。

判「四月二十一日満月の晩、被告は何かと将来を考えたのではないか」。

被告「ありません」。

判「その晩は酒を飲んでゐたね」。

被告「三合判位飲んだでせう」。

判「日頃は」。

被告「三合や四合は飲まずから、その夜は四人連で、時間も相当永びいてゐるから、酔う

といふほどのことでもありません」。

判「予審では、月を見て将来を考え、家が焼けさえすれば同情が集るし、保険金もとれる……と述べてゐるが……」。

被告「予審ではさう申ししたが、事実は違ふのであります。警察署で自白を強られたまゝを延長したものであります。それに保険は、昔から加入にてゐたが、昨年十二月で契約を中止してゐることを父から聞いてゐました」。

判「中止してゐても、焼ければ長く契約してゐた関係上、いくらか支給されるであらうと思つたであらう」。

被告「毫もそんな考えへがありません。契約を中止すれば、保険金が這入らう筈がないことを知つてゐます」。

判「四月二十一日の晩に帰つた時刻は」。

被告「十二時五分前で、母や妹と共に夜食を済ませて、自分の部屋に這入ると、乱雑に取り散らしてあつたのは事実であります」。

判「その時、多度津のクラブで考えたことゝ現状とを比較して……嗚呼……嫌になつた……と嘆息をもらしたのではないか」。

被告「いーえ、さうした考えはありません。深夜一時頃に外出したのは事実であり、マツチも持つてゐたが、福島遊郭へ素見に行くのが目的で、途中二軒ばかり食堂に立ち寄つて遊郭に行つて、間もなく半鐘の音を聞きました。外出してから四、五十分位経過してゐるでせう」。

判「遊郭で射的しなかつたのは、放火直後で手が震えてゐた……と云つてゐるが」。

被告「そんなことはありません」。

と予審での供述を根こそぎ覆えて、刑務所で父と面会して事実を掴んだ前後の心境の変化を述べて、事実審理を終り、佐伯陪審員は「幼い頃から二十二歳この方の生活状態」、その他二、三の補充訊問があつて、十一時四十分休憩となる。

6 「香川新報」昭和七年七月二十九日

長ツたらしい証人調べで陪審員漸く疲る

利不利二つに分れた

高松地方裁判所陪審公判

夕刊続——丸亀市□□町足袋職S T一夫(三三)にかゝる放火事件の陪審公判は、廿八日午前十時より開廷して、事実審理を終つて、同十一時四十分休憩で、証人調べに入る。

先づ、丸亀市□□町KH關太郎、同□□町OD清三、同□□町S T熊之進諸氏は、被告に有利な証言をなし、同町MS松太郎氏は、「失火の多いのは、保険契約があるからだ」と保険嫌ひな氏としての持説を述べたが、被告方に保険をつけた時の感じは、此の場合断言出来ない……と遠慮する。

次いで、□□町KD龜太郎氏は、「二時前に現場に駆けつけたが、主人の半治さんが消火間際に姿を見せたので、少し遅いな……と感じ、半治さんは……大きい夢を見てゐた……と云つてゐました。其処へ帰つた一夫君は、別に狼狽もしてゐませんでした……」と被告に不利な証言をして、同市□□町SD安一氏に代る、「放火ではない、失火のやうと思つてゐますが、

失火を証拠立てるべき何物をも持たない……」と述べ、

次で、参考人として被告の父S T半治は、「昨年十二月に九人の債権者に集まっていただけで整理してから、会社組織にしたものであって、資金難に悩んでゐたが、一夫にはチツトモこのことを告げたことはありません。保険契約にしてゐるが商品のもので、それも十二月に保険料を払ったのみである。それに一夫が其の夜外出した時間と、出火した時の時間が、何うも腑に落ちないところがあります……」と、参考人の半治を訊問するに二時間余を費して、緊張の陪審員も漸く疲労の色あざやかに、仮寝を貪る者さへある。漸く四時二十分に終って、中村弁護士請求によって、丸亀市浜町KH關太郎氏の出席を求め、容れられて「S T半治宅に火事があったことをHKから聞いて、S Tを訪ねてから後に、S Tから保険金は何うなるだらうかと問はれたので「本社へ通知して置いた」と述べれば、S Tは「絶対に行かぬ」と頑張って、KHの留守番が誤解してゐるのではないか……と小競合があつて、休憩となる、時に四時三十五分。

7 「四国民報」昭和七年七月二十九日

第二回目の陪審裁判

全く覚えない……と、放火の事実を否認

父が犯人だと思ひ

その身代になる心算だったと被告の陳述

県下では第二回目の陪審裁判が、けふ開かれた。全く三年ぶりである。最初のが殺人事件だったが、今度のは放火事件で、高松地方裁判所陪審史上ともに特筆されるものである。サテ久しぶりの事として、新しい感じが法廷の外内に多分に盛られて居るだけに、陪審の答申は異常の興味を唆り、傍聴は殺到して、なか／＼整理に骨が折れ、限りある傍聴券は、忽ちになくなり、裁判所の整理関係は汗だくである。斯うして、開廷待つ間の傍聴人の犇めきの中に、被告の妹である芸妓サワのあでやかな姿が、纏て証人控室に吸わはれ行くのが特に人目をひいた。

午前十時開廷、裁判は、内藤所長の裁判長で神戸、小林郎判事の陪席、小野検事の立会、弁護士は中村弁護士、被告は丸亀市□□町足袋職S T一夫(三三)である。傍聴ギッシリ満員、煽風器は盛んに回転するが苦熱は烈しい。裁判官は汗だくで、鋭意審理に余念がない。之より曩、非公開裡に陪審を構成、終つて公開して、傍聴を入れる。

裁判長、先づ型の如く被告の名前、所を問ひ、審理を宣して、被告を磨けば、格子縞銘仙に呂の羽織を着、五分刈頭、黒鬘甲ぶち眼鏡と云ふ好男子の被告は、訊問台を前に立つを待って、検事は、左記の通りな公訴事実を陳述して、ドノやうな犯罪によつて起訴したかを明示する。次いで、

愈よ審問始る

内藤裁判長は、先づ問題の家の組立てから詳しく訊ね、そろ／＼裁きの核心に触れ、

問 被告は火の出た事を知つて居るか。

答 私は火の出た事を目撃はしないが、ココから出たと思はれるのです、と答へるのを隙

さず、

問 実は、被告が放火けたのではないか、と鋭く詰問の刃を刺すや、

答 絶対に身に覚えのないことです、と興奮した態度で答ふるや、コノ裁判長の総括的訊問と被告の供述に、職責を完ふせんとの熱意を見せて傾聴の各陪審員の顔は、次第に緊張を加へる。裁判長、畳みかけて、

問 被告がツケなければ誰がつけたか、ソレとも失火と……、

答 イヤ失火とは思はぬが、ヨソの人がつけた事と思ひます、と云ふ出鼻を抑へて、

問 ヨソの人がつけたとは、誰がつけたのだ、ソレがなんでヨソの人と云ふのがワカルのか、

答 ……、

この時、裁判長は一問一答の審理振りもあざやかに、グン／＼突き込んで訊問し、審問は傍聴の興味を唆りつつ展開する。この時裁判長、調べの鋒先を向けかえ、被告の家の暮らし向きを詳しく問ひ、「被告は子供の時から甘やかされて大きくなつたと云ふが左様か」と慈しみ深い恩愛の情に触れるや、「私としては随分可愛がられた方です」とホロリとなつたが、裁判長から「去年五月ごろ、母親に小遣ひ銭を貰つた折に、母から此の家も今に人手に渡ると聞かされたさうだが、ソノ母の言葉をどう感じたかと問はれ、「ドーとかなる位にしか思はなかつた」と軽く受け流がす。それより、去年十二月債権の取立てに來た無尽会社員と、猶予を求める父との応対話の模様、更に父の負債高見積りを訊ね、

問 予審では、借金は四千元ばかりと思ふと述べて居るが、ソノ通りか、

答 ソノ通りには申しましたが、アノ答へは作り事で事實は知りませぬ、と強く予審供述

を否認する、

問 一体被告人は、真面目な方ではないのか……芸者遊びはどうか、

答 余り真面目でありませぬ、お恥しい次第です、

問 勝負事は……、

答 ハッ……それも……、

と恐縮さうに答へる、裁きは抄どつて、いよく犯行に入れば、満廷はまた一般の緊張、殊に陪審員は、急所を穿つて行く訊問に答へる被告の一言一句から表情にまで、肚の裡を讀み抜かうと努めて居るやうに見受けられるのも、陪審裁判のみにある図である。

「身に覚えはない」

と汗ふき／＼供述

問 被告は火災保険金を詐取し、尚債権者には支払猶予を求め、親戚からも同情金を募つて、ソレで家政を建て直さうとして放火したものでないか、

答 イヤ、違ひます……予審ではさう言ひましたが、ホントは絶対に覚えのない事です、嘘です……正直に申し立てよ、正直に申し立てよと言はれるので……」と、「実は放火犯人は父だと思ひ、仍で父の身代りになるつもりで心にもない事を申立てて來た」と云ふ意味で、警察調べ——予審調べの自白はみんな作り事だとキツパリ蹴つて終つたが、

此マッチは被告が持つて居たかと、「証一号」となつて居る放火用マッチを示して問はれ、「慥かにソノ通りです、袂に入れたものです」とマッチ所持の事実と、それから発火時刻

や半鐘の鳴った時間や遊郭行き、などは予審供述通りを認め、

問 射的をしなかったのは、火をつけて居るので手がふるゑ、気が落ち着かなかつたからとあるが、コレは如何か。

答 そんなことはありません、私は元來射的は不得手の方です。ニベなく翻へすを裁判長、尚も追撃を加へ、

問 デハ遊郭で二階へ引あげられ乍ら、何故遊ばずに帰つたのか。

答 別に訳はない……そんな目にあひ、其儘帰つた事は度々今までにある事です、と事もなげに答弁し、

問 火事と知り、アワテテ戻つたか。

答 ハー無論……、と本音を吐くを隠さず、裁判長

問 ソンナに狼狽して帰つたものが、どうして釜屋の方へ入つて行き、見舞に来て居た人に「ドーしたのか」などと問ふたのか、ドーシタ処の始末ではないか、

と飽まで審判の適正を目指しての訊問は、肺腑を突くものがある。が被告は「犯行は自分に覚へのない事で嘘の自白」であると、額口に沁み出る汗を、大きいハンカチで左の手で拭きく、供述するのが目立って居た。

事実調を終つた内藤裁判長は、陪審員に向つて、被告に対する訊問の一通り終了した旨を宣し、陪審員としての訊問を許容するや、前列法官席寄に着席の陪審員佐伯爲一氏は立つて、被告の生ひ立ちなどを問ふ、其余の陪審員諸公からは質問なし、時に午前十一時四十分、裁判長休憩を宣す。午後一時から再開、直に証人訊問に入った。

陪審員

選ばれた十二名

高松地方裁判所第二回目の陪審裁判のため、その構成手続として抽籤で呼び出された陪審員三十六名中事故不参四名、結局二十三名から左記陪審員十二名と補充二名が選出されたが、東は長尾、津田、西は三豊郡桑山の人もあり、熱心に尊い職責を励んで居る。

選ばれた陪審員

長尾町 小西幸助、坂出町 高木良助、川津村 大西角次、善通寺町 山尾友一、平井町 道官峯吉、由佐村 三好周次郎、高松市 佐伯爲一、津田町 木村理三郎、豊田村 村上政一、西植田村 奥谷久八、白鳥本町 安富松太郎、桑山村 加藤綾太郎
(補充陪審員) 宮脇町 横山藤助、小豆郡 舟渡光造

予審決定書

丸亀市富屋町二番地佐藤半治方

足袋職

S T 一夫

(二十三)

主 文

本件を高松地方裁判所の公判に附す

理 由

被告人は、人家周密なる肩書地に於て、父半治の足袋製造販売業を手伝ひ居るものなる所、近時其營業不振に陥り負債多く、債権者の督促急なる所より、自宅に放火して之れを焼燬し、以つて一面債権者の同情を得て債務の支払ひ猶予を受け、他面父半治の加入せる動産保險金を入手し、併せて親戚の同情に依り金銭の貸与を受て、之を資金となし父半治と協力家業に勉強して家運を挽回せんことを企たて、昭和七年四月二十二日午前一時頃、肩書地自宅母屋と接続して之れと一体をなせる釜屋台前に在りたる焚付入木箱内の反古紙に所持の燐寸（証第一号）を以つて点火して放火し、因つて同釜屋北側腰板棚柱同釜屋内西側風呂場囲板の一部及同屋根裏板垂木全部を焼燬したるものなり、法律に照すに、被告人の右所為は、刑法第一〇八条に該当するものにして、其の犯罪の嫌疑十分なるを以つて、之を公判に附するに足る、仍つて刑事訴訟法第三百十二条に則り主文の如く決定す。

証人の訊問

午後一時続開、即ち準備公判に於て予て喚問の証人及参考人計十一名は、次の順序で、所謂証人訊問に入ったが、コレ等、証人参考人の中には、被告の両親と妹、本件を檢舉した丸亀署の入谷刑事、白杵警部補の司法警察官も交つて居る。何れも、訊問に対し概ね率直に証言して居たが、

MS証人は、「由来失火の多い事は、火災保険契約があるからだ……コレは私の持論です」と失火觀をいくさり弁じ立て、「保険は大嫌ひだ」と傍聴の爆笑と判官の苦笑を構はず、

能弁に捲くし立てるを引取つて、裁判長、

問 STの処で三千円の保険をつけたと聞き、ソレから火事のあつた事を見てサデはと証人は思つたか、と断罪上重要な訊問をすると

答 ソレは、ドウ思ふたか斯う思ふたかは一寸言へませぬ……近所のことでもあるし、と甚だ意味深長な証言をする、

次に、KD証人も亦、「火事にあつても父の半治も息子の一夫（被告）も案外に落着き払つて居た」と被告に不利な証言をしたが、次ぎのSD証人は「アノ火事は失火のやうに思ふ」と証言する、

かくて、多数の証人が入れ替り立ち替り証言する間、被告は着席の儘手に扇子をいぢつて居るが、裁判長と証人の顔を覗きながら、頻に気にする態である。陪審員は証言から答申の大切な参考材料を掴まうと、陪審員諸公、次から次に立つて証人に問ひかけて居る。

以上、斯くして証人の証言には、被告へ有利なものもあるが、大勢は不利であり、審理は已に高調に入った觀である。

次いで、被告の実父半治が参考人として立つた。（時に二時半）
以下朝刊、

丸亀市浜町 小橋關太郎、同塩飽町 岡田清三、同福島町 佐藤熊之助、同市同町 森崎松太郎、同市同町 児玉龜太郎、同市同町 島田安一、被告の父 佐藤半治、被告の母 同テル、被告の妹 同サワ、丸亀署刑事巡査部長 入谷長太郎、丸亀署司法主任警部補 白杵幸

8 「四国民報」昭和七年七月二十九日

被告の実父訊問二時間に及ぶ

父の言葉に目をしばたく被告

丸亀の放火陪審

「夕刊の続き」保険金詐欺を目的の丸亀市□□町足袋職ST一夫(三四)の放火事件の陪審は、県下として二度目、三年ぶりと言ふ更新感に、二十八日午前十時、内藤裁判長、小野検事、陪審員、中村弁護士列席で開廷。被告は、公訴事実を頑強に否認し、而して事実調を済み休憩、午後から、証人及び参考人訊問に移ったが、証言は概ね被告に不利であった。

参考人の被告の父半治は、家計の窮迫事情を詳しく問はれて縷々答へ、

問 会社組織にしたのは、債権者を倒す考へからではないか。

答 決してそんな不徳義な事はしませぬ、とムツトすれば、

問 デハ会社に改める際、ナゼ債権者に知らさなかったのかと決めつける、

右半治の供述は事件の裁き、殊に被告犯行の考察には極めて大切であるだけ、訊問は事細かく訊き質したが、同人の供述中、

一、保険金を掛け込みながら、伝票を作らなかった事

一、保険に加入して居る事を、一夫に言ふて居ないと云ふ点

一、保険の代理店を勤めるKHが、先刻証人として「火事後三日目に保険金の請求に来た」と証言したのに対して「自分は行った覚えがない」と否認した節々には、

裁判長から、「ドーモ妙ではないか」と鋭い皮肉の手榴弾を投げつけられ、半治も怯み顔であ

る、放火か失火かと問はれ「放火だらうと思ふ」と言ひ悪さうに答へ、最後に「一夫が放火したとは思はぬか」には、「時間も合はず信じられぬ事です……」思ひ入れの態に萎れて答へる。被告はと見れば、父の今の言葉に目をしばたいて居たのが、傍聴の目を惹いた。斯くして、二時間余に及ぶ半治の訊問は終わったが、流石に陪審員の面上疲れ気味漂ひ、傍聴や、苦熱に情気を催して居たが、中村弁護士の申請で、半治と証人KHとの対質訊問あり、即ち訊問の要点は、証人の信憑力に大切な関係があるので、俄に満廷緊張に還へる。即ち、対質でもKHは、火事後三日目に半治が来たと言ひ、半治は自分は行った覚えがないと、小競りあふた、時に午後四時半休憩、正五時から続行。

初めて缶詰となった陪審員

けふ答申せん

別項の如く、高松地方裁判所二度目の陪審は、証人参考人多く、証拠調べ入念を極めたので、一日では到底大団円を告げられぬと見たので、裁判所では、これまでには検事局が相当大きい事件に付き、被疑者又は証人などを極秘に訊問する場所として使った外、あかずの間であった陪審員の宿舎を拭き掃除して、陪審員宿泊の準備をした。

斯くて、第一日は証拠調べ終わったのが、午後四時閉廷。そこで陪審員は、所謂陪審廷附属の宿舎で缶詰となって、裁判所が仕立て呉れた湯槽でさつと第一日の疲れを癒ひげふ、答申への鋭気を養ふ記念すべき一夜を明したのである。

9 「大阪朝日香川版」昭和七年七月三〇日

陪審員に望む冷静な判断

検事一時間の論告

放火陪審公判(二日目)

丸亀市□□町足袋職ST一夫(三四)の放火事件陪審公判続行第二日目は、二十九日午前八時十分から、内藤裁判長、小野検事、中村弁護士、陪審員十二名が出席して、引続き事実証拠調べを終わって、内藤裁判長は、取調べの調書を細密に読み上げ、陪審員に事件の核心を掴ませ、ついで小野検事は、検挙から起訴に至る経過を詳細に述べ、「被告は予審の陳述を翻へし、当法廷では公訴事実を否認したが、陪審員の冷静な判断を煩はしたい、被告の否認は犯罪者独特の心境の変化、いはゆる罪を逃れんための被告心理だと思ふ」と、被告の犯人と確信する点を挙げ、堂々一時間にわたる有罪の論告をした。ついで、中村弁護士

の弁論があつて、正午休憩。

10 「香川新報」昭和七年七月三〇日

放火事件の陪審公判(昨夕刊今朝刊続き)

証人調べ夜に入り、早朝より再開廷

証拠調べから検事の意見

漸く弁護のところで迫る

丸亀市□□町足袋職ST一夫(三三)にかゝる放火事件の陪審公判は、苦熱にうだる廿八日、高松地方裁判所陪審廷に於て行はれ、事実審理から証人、参考人十一名の多きにのぼって、午後四時過ぎ、緊張の陪審員も漸く疲労し、再休憩となつて、午後五時より、被告の実母STテル、参考人調べとなる。

父の身代りに

一夫が自白

私が刑務所に行つて一夫に面会した時、一夫は……父が犯人だと思つて身代りにあらぬ自白をした……と云つてゐました、また世間の噂にも……あの子に限つてコンナ大それたことはしない……といふことを耳にしました。

見える筈の

火が見えない

次で、被告の実妹サワ子は、町芸妓風の仇っぽい姿を証人席に起つに及んで、疲労の法廷に和やかな気配が漂う。

裁判長「一夫が食堂の二階で、窓からヂツと月を眺めて黙考する姿を見なかったか」。

サワ子「見ません、また其んな気振りも見えませんでした」。

裁判長「一夫を尋ねて外に出た時に、火を認めたか」。

サワ子「火が点ぜられたとすれば、見える筈でしたが、チツとも見えませんでした」。

裁判長「失火でなくば、放火といふことになるが…」。

ワサ子「その点はわかりません」。

裁判長「一夫が放火したと思ふか」。

サワ子「兄さんが外出してから後も、遅くおきてみました。火も見えず、従って兄さんが放火したとは思ひません」。

身代りの気配

毫もなし

丸亀署勤務の入谷刑事巡査部長は、「最初は失火と思つてゐたが、何うも腑におちないので、関係人を取調べると、その日の一夫の行動した時間と出火した時間が一致してゐるので、一夫を廿三日午後四時に召喚し、その夜八時に自首しました。その動機は、家人が賭博に耽り勝たぬのを矯正せんがためであつたと述べてゐました」。

裁判長「一時十分に放火したものが、三十分も遅れて出火するとは、其間余りに大きい時間的距離があるが…」。

証人「放火した箱の中には、紙屑もあれば、ボロ布、靴、足袋など燃焼しがたいものがあったからです」。

裁判長「被告は親の身代りに自首したと云つてゐるが、そんな気配は見えなかつたか」。

証人「見えませんでした」。

この時中村弁護士は、被告一夫が警察で塵調べを受た当時纏つてゐた衣類を証拠品として提出し、

中村弁護士「破れてゐない着物を纏つた被告の着物が、この通り両袖ともにモギとられてゐるのは？」

証人「被告に対しては、手荒な取調べをしたことはない」。

弁護士「それを云つてゐるのではない。取調る時に被告の着てゐた着物はコレですね」。

証人「羽織は之ですが、着物は何うも判りません」。

非合法的取調

絶対になし

最後に、丸亀署司法主任臼杵警部補は、入谷部長と同様な陳述をなしてから、二十三日の午後四時に被告を召喚したが、本職は他の事件で六時まで不在であつた、証拠品の着物、羽織ともに当時被告が纏まつてゐたものと認めます、綻びてゐたやうに記憶しますが、非合法的取調べを行った覚えはありません。それに被告は、非常に従順に自首したから、手荒な手段を選ぶ必要はありません。犯罪の動機の犯行は報告した通りです」。

裁判長「聴取書が非常に遅れてゐるが…」。

証人「念には念を入れたことゝ、この事件に付随してST一家の賭博事件を摘発したゝめに遅れました」。

これで漸く証人、参考人調を終つて、陪審員は裁判所定の宿舎で缶詰されることになつ

た、午後七時三十八分閉廷した。

第二日目

陪審公判第二日目 午前八時十分に開廷し、被告は裁判長より一、二の訊問を受けてから、裁判長は、事件の発端から結末に至る経過や発火した周囲の成就から証人、参考人が予審廷に於ける陳述を朗読するに、一時間と二十分を費して、証拠調を終り、被告は、「曰杵、入谷両証人が、二十三日に取調たといふが警察で取調べを受けたのは、二十二日午後八時から十二時まででした。私は自ら犯した覚えのないことをハッキリ申し上げておきます……」、と最後の意見を述べ、小野検事の論告に入る。

「失火ではなく、内部放火である」

犯罪人の心境変化を説いて

立会検事は有罪を論告

被告の妻テルの証言によって、失火とは思えない、放火として一考する時、外部から来ものではなく、内部といふ心証がつかみ得る、そしてST一夫が被告になったものである。被告は、警察署、検事局、予審廷で犯行事実を認めてゐながら、当法廷に於て悉く否定し続けてゐるのである。しかし、発火場所が竈の傍らにある焚附を入れる箱なることを認めてゐるのである。陪審員諸公も、この点に於て失火ではない確信を得たものと思はれる。

そして、周囲の点から見て外部からの放火ではなく、内部から放火したと云ふことになる。某証人の如きは、発火と同時にサテ？はと云つた其の証言は何を意味してゐるかを味はう必要がある。被告が多度津から帰宅した時刻、洋食を喰つてフェルト草履を手にして外出した時刻は一時前後であり、発火したのが一時三十分前後といふことになつてゐるから、放火と発火とが三十分の距離を持つてゐることが問題になる、然も放火である、被告の実父、実母、実妹ともに、被疑者とはなつたが、取調べれば取調べつゝ疑ひは解けて、結局一夫に濃厚な嫌疑がかゝり、彼の自白によつて被告となつたものであるが、被告は犯行そのものを否定してゐるのである。被告は、多度津のクラブ楼上で三十分の間、酔うた身体を寝もせず暗い部屋で横たわつてゐたこと、用もないのに駅の待合所をブラついたことなどは、明かに心境の変化を来したものと見るが当然であらう。人みな性は善である、悪事を働けば苦しみ、苦しみに耐えかねて自白すれば幾らかの自慰とはなるものゝ、自白後には軽罪を望むに至り、遂には嘗ての自白を翻へして、罪より免れんとするのが犯罪人の心理的变化である。予審調書を見ても、被告の心理的变化は充分認め得るものがある。まして、放火して発火するまでに三十分間を費してゐることは、用紙類を幾枚も幾枚も圧してゐた関係であると解釈出来るものがある……とて、一時間にわたつて、有罪を証拠立てる例証を挙げて論告を終り、次で中村弁護士は、被告に不利な証言を一々弁駁し、検事の所論を個別的に追窮して、弁護半で休憩となる、時に零時十分。

11 「香川新報」昭和七年七月三〇日

放火事件の陪審公判

陪審員の合議、意外に永びく
遂に「然り」が多数を占め
被告顔面蒼白となる

(夕刊続き) 丸亀市□□町足袋職ST一夫(三三)にかゝる放火事件の陪審公判第二日目は、二十九日午前八時十分より、内藤裁判長係、小野検事立会、中村弁護士列席で開廷し、陪審員十四名(補充員二名を含む)は、既に落ついた心持で、証拠調べや検事の意見を聴取し、午後一時再開廷して、中村弁護士の続弁論を傾聴する。

弁論

仮りに被告が放火しても、其の動機として挙げられてゐる、資金難とか、親類縁者の同情を買ほうとか、保険金欲しさとかを挙げてゐるが、ジツと思案する時には、甚だしい矛盾がある。(とて記録を引用して、其の動機の薄弱なるを指摘し、証拠品のマッチと着物のことから裁判長と弁護士の間に押問答があつてから)：又半治が放火したに相違ないと誤認しての自白であるから、其処に矛盾がなくてはならない、先づ第一に時間の問題である。ST一家が全部寝に就かない前に火をつけたとすれば一前である、起きてゐる時に放火するなんてことは常識上判断が出来ない。仮りに放火したとしても、三十分後に燃えあがるとは何うしても判断が出来ない、遅くとも十分で充分もえあがるものと断言することが出来る。然も被告は、外出してから三ヶ所立ち寄つて、遊郭に登楼して間もなく警鐘

を聞いたとあるから、此間何うしても一時間を要してゐる。……とて白杵証人の証言を引用して熱論する……場所的に考えても矛盾するものがあることは、被告のアリバイによつても十分である。この矛盾は、即ち被告が無実の罪を借りて自白したからである、と無罪論を述べて、裁判所側は合議十分間で、裁判長は、陪審員に一時間半に亘つて説示してから、問書が交付されて、合議のために陪審員は退場し、議論二つに分かれてか「然り」と「然らず」が永びく。

合議三十分——平然を持し続けた被告も、最後の断案の前に心の戦きを感じてか、全身は小さく細かくふるえてゐるうちに、書記が起つて朗読の答申は、寂として声なき暗鬱の中に……然り……と発せられて、被告は顔面蒼白となり、裁判所側も之を採択して、第二回の論告に入つた、時に五時と十分前。

12 「四国民報」昭和七年七月三〇日

証跡は十分——一時間に亘つて論告

丸亀の放火陪審(第二日)

丸亀市□□町□番地足袋職ST一夫(三三)に係る放火事件の陪審裁判第二日目は、二十九日午前八時十分、高松地方裁判所に於て開廷された。前日に引続き、事実調べがあつて、証拠品、焼け残りの木箱を示され、裁判長から、「同夜焚きつけはどの位入つてゐたか」と問はれて、「一杯這入つてゐた」と答ふるや、小野検事「使へば減るものである、何時見たときに一杯這入つてゐたか」と訊問す、被告は「一杯這入つてゐたと思ふのである」と訂

正して、証拠調べを終り、

裁判長は、予審判事の実地検証記録を読んで、予め陪審員に渡されてあった現場の図面といち／＼照し合はせつゝ詳細に説明す。更に、実父ST半治を始め予審廷に於ける多数証人の証言を読み上げ、「被告に云ふことは無いか」と念を押す。

被告「私はきのふから申し上げて居る通り、最初父が放火したものと信じてゐたので、私が罪を背負ふ決心の下に、お取り調に、私が放火した如く努めて弁解してゐたので、辻褄を合はせる為め色々頭を痛めてゐたが、こちらに来てから本当のことを申し上げやうと決心してからは、有のまゝを申すのですから、考へることもなく、自然心も安らかになつて体重も一貫余りを増しました」とて、決して罪を受けることが恐ろしくて、今更かくし立てするのでないと見得を切り、事実調べを終り、論告に入る。

小野検事は、「昨日来、丁重なる御取調べで、大体の目安は既につかれたことと思ふが、多少感ずる処を述べて、裁判長並に陪審員諸公の参考資料に供したい」とて、事件の概況やら、捜査の当初から同人を起訴するまでの経過を述べ、「事件直後、丸亀署の取調べに於て、本件が失火と認められる点が全然なく、而して之れを放火として考へるとき、外部関係に於いて首肯することができず、内部関係を順序を追ふて取調べて行つた結果、遂に同人の自白を得たもので、問題となる点は、本人が果して放火したかせぬかと云ふ点である。陪審法の精神から云へば、本人が認めて争はない事実に就ては、陪審の必要はないのである、争ひある事実就てのみ陪審員諸公の冷静なる判断を要する次第である、陪審員諸公に於かれても失火でないことは認められることと思ふ、そして又内部関係であらうことも首肯できることである」とて、被告の陳述を引用し、更に素行に就て一言し、「予審の供述

は終始一貫整然として居り充分信用し得るものである」と述べ、発火当時に於ける被告の行動を羅列して矛盾を指摘し、人間性を説いて、「嫌疑をかけられた当初、先づ否認はするが、良心の呵責に絶へられずして、苦しみから逃れる為めに一切の犯行を自白するのが普通である、そして冷静になつたとき始めて罪より免れたい気持となつて、再び否認するのが常で、本件も其れである」とて、予審の供述を読み上げ、約一時間に亘る長論告あり。

続いて中村弁護人の弁論に先き立ち、裁判長は「証拠以外に亘る弁論は、陪審法の認めざるところであるから、弁論が已往の取り調べ事実以外に亘るやうならば、予じめ証拠申請をせよ」と被告に告げたが、「無い」と云ふので、中村弁護人が弁論に入る、

先づ、中村弁護人は、昨日来の多数証人の証言に矛盾が多いのを指摘して、総括的意見を述べ、順序を追ふて細微に入らうとしたが、既に午後零時を過ぎたので、一旦休憩。

絶好の陪審情景

我が子の潔白を母親死物狂ひに申立つ

二警官の証言食違ひ

「第一日の事実調べ続き」——有罪か、無罪かと。県下二度目の陪審裁判は、審理の展開に興味一段と深きものあり、証人の証言は、概ね被告に不利なるものがあるが、また反対に有利なものもある。殊に、既報後の調べでは、参考人の被告の母が、我子の潔白を死物狂ひに喚き立て、満庭を湿らせる劇的場面もある。同一証拠に対する、二人の司法警察官の全然正反対の証言に、波瀾を見せ、絶好の陪審裁判情景を展開した。かくて、陪審員は、い

はゆる缶詰となつて、二日目の鋭気を養ふたのである。

アノ子に限つてと、母性愛満つる母親

被告も傍聴も泣く

参考人として被告の父半治が引下ると、入れ替はつて母親テルが調べられた。テルは裁判長から「ソチラはあの子（被告）に限つて放火するやうな大それた事はないとキツパリ言ひ切るが、どうして断言が出来るか」と訊かれ、「刑務所へ面会に行きました時には、私はいつとも一夫にボンヤリせずにしつかりせよ、开してお調べには何事も竹を割つたやうに正直に言ふのだぞ、と申し聴かせますと、アノ子は涙ぐんで、「私はお父さんが放火したものと想ひ込み、そのお父さんの身代はりのつもりで居たのですが……」と残念さうに言ひますので、コレはコノ子は何か勘違ひをして居るな、そうすればコノ子の放火では絶対がない、と判断がつかしました。ソレに、第一生れつき小胆者であらから、恐ろしい放火なんかする性質でありませぬ、どうぞコノの処をよく聴いて頂きます……私はアノ子が引かれてからは、百日余りの間は碌に寝も致しませぬ……」と死物狂ひになつて、我子の潔白を述べて、尚も綿々と母性愛を掻き口説き、果てはハンカチを顔にあて泣き崩れば、被告席の一夫も懸命にかばつて呉れる温かい母の情に激動して咽び、傍聴も貰ひ泣きして満廷はひっそり湿り、此の処実に劇的場面を見せた。

次に、被告の妹で芸妓を稼せぐサワ子が、高島田鬻の後姿、媚かしく聊か嬌羞を含むかに、「兄と妾とは、桃陵公園から戻り、洋食をとつて食べましたが、兄にだまつて出て行つた時間と火の出た時間とを考へ合せ、又た兄の性分からしても火ツケなんかはして居らぬと信じます」と、兄の無実の罪を懸命に申開きする。

今度は、被告を検挙した丸亀署の調査部長で、事件に携つた刑事入谷長太郎部長が、証人として雇かれた、同証人は「火をつけてから、燃え上がるまでに時間が長くかゝり過ぎて居ると思はぬか、又被告の調べ中、被告が父の犠牲になつて居るとの感じは起らなかつたか」と問はれ、「火は焚付けから箱——それから棚、棚から屋根と云ふ風に移るのですから、可なり時間を要すると思ふ。尚、お尋ねのやうな感じはしなかつた」と供述した。

右入谷部長に対する裁判長の訊問終るや、中村弁護士は、「警察の取調べ中に、被告の着物や羽織の両袖が千裂れ落ちたと云ふ事実がありますか……袖の千裂れた問題の衣類はコレです、只今証拠として提出するが見覚えはありますか」と提出し、コノ点に就き裁判長の訊問を求めれば、入谷刑事は、「取調べ中は断じて異常はない、コノ着物は当時被告が着て居たものとは慥か違ふと思ふ」とコノ新証拠物件を突き放した。

然るに、同刑事の次に証人となつた、本件の捜査所轄丸亀署司法主任臼杵警部補は、裁判長から問題の衣類を示されて、

問 被告が警察へ着て来た着物はコレか。

答 コレだと思ひます——間違ひありません。

とキツパリと入谷刑事の違ふと云ふ否認を裏切り、違はぬと断言した。即ち、刑事と司法主任のコノ正反対の証言の一節は、一波瀾として暮色せまる満廷に色めきを映ぜたが、尚も訊問に対し、「おこがましいが、本件は極めて合理的に解決したものである、乎之も被告は覚悟を顕現しての自供である。随つて、毫も手荒な事、威圧等は断じて行つて居ら

ぬ、調書の遅れたのは、被告の自白に大事をとったのと、共犯を考察した結果である」と司法警察官として、事件に対する態度を鮮明にした。

斯くて、同証人を最後として、十一人に及ぶ参考人及び証人の取り調べを終った、時に午後七時四十分。裁判長は、「本日はコレで閉廷し、明二十九日は、午前八時より開廷続行する、陪審員諸公は裁判所陪審員宿舎に一泊され度い、外部との接見は勿論禁止である」と宣示し、なほ本日の労を犒ふ処あった。

13 「四国民報」昭和七年七月三〇日

陪審員の答申終つて

懲役二年六月判決

放火の陪審公判終る

丸亀市□町□番地足袋職ST一夫(三三)に係る放火事件の陪審裁判、夕刊続き——午後一時再開、直に午前に引続き、中村弁護人の弁論に入る、中村弁護人は、劈頭「凡そ弁護人の職分は、裁判に干与して、法条の適正を期するものであって、被告人の為に言論を擅にし、以つて白を黒として罪を免れしむる機関では無いのである。而して、自分は被告の無罪を信ずる者である」と冒頭し、「動機が余りに薄弱である。而して、時間と場所關係に於いて矛盾が多い」と多数証人並に被告の陳述を引用して、「放火後数十分後に於いて始めて発火したことになって居る。而も、被告が発火直前自宅を脱出後に於て妹サワは釜屋を覗いた際、同処の異変を認めてゐない」と無罪論を主張を終る。

斯くて、説示に入つて、裁判長は、先づ事実干係、証拠物件を挙げて、事件の法律上の論点を示し、「被告は警察、検事廷、予審廷を通して犯行を認めながらも、準備公判に於て果然陳述を翻へすに至つたもので、自白を信ずべきや否やが問題となつて居る」、尚犯行の動機其他について、証人並びに被告の陳述を列挙し、「陪審員諸君が、情実に藉られて自信を無視した答申をなすが如きことあらば、其れは陪審員の職責を流すものである、諸君は須らく何らの情実に累せらるゝのとなく、勇敢に所信を答申せられたい」と注意した上、次の主問を朗読し、陪審員協議の爲め、四時一旦休憩を宣す。

陪審員は「然り」と答申

検事は懲役五年を求む

休憩後、陪審員は協議室に入り、陪審員長の選挙を行ひ、協議終つて同五時再開。陪審裁判の大詰め運命を決すべき最後の瞬間、被告はと見れば緊張の面もち幾分色蒼ざめ答申如何と固唾を呑む。選挙された陪審員長木村利三郎氏から、答申書を提出し、裁判長は書記をして朗読せしむ、答申如何と胸躍らせてゐた被告の頭上、「然り」と読み上げられた瞬間、被告は頭をうな垂れて運命を観ず。

裁判長は、陪審員席に向つて「諸君の任務は、この答申に仍つて終つたが、炎天下良く其職務を遂行せられたことに感謝す」と述べ、暫時合議の結果、答申を採択に決定、直ちに第二次弁論に入る。

小野検事、「陪審裁判に於いて慎重審理の結果、本件は被告の犯行たりと認定せられたの

である。仍て、之れが処分就ては動機、素行を参酌すべく、尚被害の輕微で済んだことは被告人の幸福とするところである」とて懲役五年を求刑す。

中村弁護士は、「本件問書に、陪審員が「然り」の答申をなしたことは最も不可解とするところで、陪審員が裁判長の説示を誤解したのでないかと思ふ、既に弁護士に於て無罪を信ずる以上、有罪を答申せられた本件に対し、何等弁論するところはない、唯寛大なる処分を乞ふ」と簡単に陳べ、再び合議が行はれてから、裁判長は懲役二年六月（未決拘留四十日通算）を言ひ渡して、第二回陪審公判を終はった。時に午後五時五十分。

14 「大阪朝日香川版」昭和七年七月三一日

放火したものと

陪審員答ふ

丸亀市□□町足袋職ST一夫（二十）の放火事件陪審公判、続行第二日の二十九日午後、中村弁護士の弁論につゞいて、内藤裁判長は、二時間にわたり法律的並に証拠関係につき説示した後、諮問「放火したものなりや」の問書を陪審員に交付し、陪審員は別室で慎重に合議して、午後五時「然り」と答申、小野立会検事は、第二次論告をして懲役五年の有罪求刑し、裁判長は結審して、懲役二年六月（未決拘留四十日通算）の判決を言渡し、五時四十分閉廷した。

15 「香川新報」昭和七年七月三一日

放火の事実を陪審員認め

懲役二年半を判決

高松地方裁判所の陪審公判

丸亀市□□町足袋職ST一夫（二十）にかゝる放火事件の陪審公判は、廿九日、陪審員の合議は「然り」の答申となつて有罪と決し、裁判所も之を採用して、検事は懲役五年を求刑したが、内藤裁判長は懲役二年半の判決を言ひ渡した。

4 高知

(一) 陪審法の実施に関する報道

1 「高知新聞」大正一四年四月二五日

陪審法模擬裁判公開

刑事審判の形式と精神とに一大革新を齎すであらう陪審法は、愈よ大正十七年度より実施せられる筈である。然るに、陪審とは如何なる制度であるか、如何なる根拠に基き、如何なる手続を以て行はれるものであるかを知らない国民が少くないとすれば、国民をして司法権の一部に干与せしめる事を精神とする、陪審法の制定趣旨にも悖るものと謂はねばならぬ。之、我社が陪審法による模擬裁判の公開を主催して、陪審制度に関する觀念を普及徹底せしめる一助たらしめんとする所以である。計画の詳細に就ては迫て発表。

高知新聞社

2 「法律新聞」大正一四年六月一五日

陪審法模擬裁判

高知新聞社 主催
高知弁護士会 後援

陪審法は、愈々大正十七年を迎へて実施される事となつた。曩に、欧米に派遣され、之が實際を視察した人々も既に帰朝されたので、当局は、一方之が準備をなすと共に、他方に陪審制度に関する知識普及の為種々の宣伝をなしてゐるが、又在野法曹界に於ても当局と力を併せて之が実施運用に関し、具体的事項に付研究されてゐる。之がさきがけとして、高知弁護士会は、高知新聞社主催の下に、去る五月卅一日、高知市模範劇場たる堀詰座に於て模擬公判を演ぜられた。左に之を紹介す。

当日の役員……裁判長（弁護士井上熊兄君）陪席判事（弁護士川島祐雄君）同（弁護士鹽見連君）検事（弁護士西内徳君）同（弁護士高原伊三郎君）裁判所書記（高知新聞社濱田君）陪審長（弁護士水野吉太郎君）陪審員（弁護士西本直太郎君）同（弁護士光森徳治君）同（弁護士小倉知直君） 辩护人（弁護士島田快彦君）同（弁護士鎌田正治君）同（弁護士島崎達馬君）同（弁護士大西正幹君）同（弁護士村上清君）被告（弁護士岡本滯一君） 丁（高知新聞記者西原君）其他証人として、高知新聞記者及女優諸君参加。

事件……強盗殺人被告事件
事件の内容

被告小山末五郎は、海原深雄と小学校時代からの幼友達であつた。彼等二人は、やがて中学を卒業するや、実業界方面に活動し、小山は高知市で製材業を経営し、海原は造船業に従事し、共に大正五年の好景氣に恵まれて、所謂成金の夢を見るに至つたが、大正九年の暴落は、悲惨にも彼等の夢を破ぶるに至つたのみならず、丸裸とならねばならぬはめになつたのである。小山は、此状を訴へて一日海原を尋ねたが、海原も同じ運命にあつた。然し、海原は未だ相当の財を蓄へてゐた、海原は同情して五千円の金を与へ、共に再挙を計るべく分れた。其後小山は、大阪に至り同郷の關係から資産家大垣富太郎の信用を受け寄寓するに至り、大垣を主人として彼の事業を助け、漸く生活の安定を得るに至つた。

一日小山は故郷に帰り、恩人海原を尋ねると、昔の影も偲ばれぬ裏長屋の住居と云ふ状態であつた。小山は、恩返は此時と思つたが、金を以ては如何ともする事が出来なかつた。丁度其時、小山の主人大垣は、大阪の近在なる大山三造から其所有の山林を買受ける事になつてゐた。小山は、此交渉に海原を骨折らして、主人の援助を得さしめて生活の安定だけでもしてやりたいと考へた、其処で小山は、海原に此旨を告げて再会を期し分かれた。大正十四年一月十二日であつた、小山は海原を主人大垣に紹介し、海原を使用し其救済方を懇願した。然るに小柿は、一扁の同情もなく言下に之を退け、加之に嘲弄的言辞を浴びせたので海原は憤然として立ち立つた。

翌十三日、小山は主人と山林買受の為め三造方へ赴いた。二人は山林売買契約をなし、翌十四日登記をなすべく話を決めて分かれ、仁淀旅館に投宿すべく、夜十時頃帰路につくや、仁淀橋附近に於て大垣は何者かの為に殺害された。其夜遅く、仁淀屋旅館には二人の姿が現はれた、其内一人は大垣に非らずして海原であつた事が、証人の証言として現はれ

た。其翌日海原の姿は消え、小山は主人の家に帰った、やがて大垣の死体は其後一週間を経て発見された。其処で、小山が此殺人強盜被告として嫌疑を受け、公判に附せられるのである。

公判審理の順序

森下高知新聞社取締役の主催者側としての挨拶、佐竹弁護士の陪審制度の大意、陪審構成までの手続概要の講演あり、陪審構成直後より演ずる旨を説明して、直に公判に移り、深編笠に顔を隠し二五八五番の襟番号をつけた小山被告（岡本弁護士）は廷丁（西原君）に捕縄をとられてシヅくと入廷すれば、満場静まり返って片唾をのんで控える。此の時書記濱田君は、陪審構成の終った事を裁判長に報告し、裁判長井上弁護士は莊重なる口調を以て、型の如く陪審員の心得を諭示し、陪審員の宣誓を為す。

検事の起訴事実の陳述……。

被告の供述……被告小山は、警察及検事局に於ける告白を翻し、犯罪事実を否認す。

証人調べ……。

被告公判廷に於ける告白……被告小山は、裁判長の詰問に会ひ、左の如く告白す。

被害者大垣は殺害されたのは事実で有りますが、私が殺したのでなく海原が殺したのであります。私と主人大垣とが三造方を尋ね談話中、突然海原が来まして、私を呼び出し「昨日の侮辱は到底堪える事は出来ぬ、俺は大垣を殺害する決心だから、御前は其を幫助せよ」と云ひ捨て、帰りました、私は海原の計画を齟齬せしめるため、可成時を遅らして主人と共に旅館へ帰りましたが、途中仁淀橋へさしかゝると、海原が現はれて大垣を殺害し、金品を強奪したのであります。

此に於て問題は、一 犯人は小山なりや、海原なりや、二 両者共同正犯なりや、三 何れが他方の幫助なりやの三つの岐路に立った。

検事、弁護人の論戦……。

検事……有罪論……。

弁護人……無罪論……。

裁判長の問書作成、陪審員へ交付

問書の要領左の如し。

主問 被告小山末五郎は、大正十四年一月十三日夜、吾川郡伊野町より高岡郡大内村に通ずる仁淀川仮橋東端に於て、大垣富太郎を手拭を以て絞殺したる上、所持金一万五千円を強取したるものなりや。

補問 被告小山末五郎は、大正十四年一月十三日夜、吾川郡伊野町より高岡郡大内村に通ずる仁淀川仮橋東端堤防上に於て、海原深雄が大垣富太郎を手拭を以て絞殺したる上、其所持金一万五千円を強取したる犯行を幫助したるものなりや。

陪審員の評議

一、兎に角、海原を逮捕して調べるのでなければ、主問を肯定する分けに行かぬと否定し、一、二人は其夜仁淀屋へ泊まって居る、之れ等より推して、彼等は共同正犯であると肯定す……等で、結局

主問に付き有罪、無罪の意見半々

補問に付き否定、肯定の意見半々

検事求刑 無期懲役

判決

土佐郡小高坂村
当時大阪市東区高麗橋二丁目五番地寄寓

小山末五郎

三十五年

右に対する強盗殺人被告事件に付判決すること左の如し

主文

被告人末五郎を懲役十年に処す

押収に係る金一千円は被害者に還付す

訴訟費用は被告の負担とす

事実理由

被告末五郎は、大阪市高麗橋二丁目五番大垣富太郎方に寄寓し、其経営に係る土木製材其他の事業を補佐し、或は其の一部を請負ふものなるが、十四年一月十三日、海原深雄が富太郎の帰途を要して同人を殺害し所持金を強奪せんとするに当り、深雄の依頼を受け同日度々十時半頃、富太郎を高岡郡河内村大内より吾川郡伊野町に通ずる仁淀川橋東端堤防の傍に深雄が待伏せる所に誘致し、深雄をして同時刻同所に於て手拭を以て富太郎の咽喉を絞扼して同人を殺害し其所持金一万余円を奪取することを容易ならしめたるものなり

以上の事實は、当裁判所陪審の評議に付し之を判断す

右被告の所為は、殺人及強盗致死の幫助罪なるを以て、殺人の点は刑法百九十五条に、強盗致死の点は同法第二百四十条後段に、幫助の処為は同第六十二条に該当する処、殺人及強盗致傷の点は一行為数個の罪名に触るゝを以て同第五十四条により、重き強盗致死の刑に従ひ、従犯に係るを以て同第六十三条に則り、正犯の刑に照して軽減し、同第六十八条の範圍に於て其刑を量定処断すべく、押収物件中金壹千円は深雄が本件犯行により富太郎より奪取したるものなるを以て刑事訴訟法第三百七十二條により被害者に還付すべく、訴訟費用につきては同法第二百三十七條により被告に負担せしむべきものとす、依て主文の如く判決す

検事西内徳、高原伊三郎干与

大正十四年五月卅一日高知地方裁判所

裁判長判事 井上熊兄

判事 鹽見 連

判事 田島祐雄

(高知通信)

3 「大阪朝日徳島高知版」昭和二年三月二七日

高知地裁の陪審法廷

建設ほゞ決定

明年から陪審法が実施せられるため、それに伴ふ陪審法廷や陪審員宿舍などの設備について、高知地方裁判所では、目下司法省と交渉中で、起工時などは未定であるが、陪審法

延及評議室（七十坪）は、同所内表玄関脇の弁護士室跡に併設し、陪審員宿舍（二十坪）は、会計室裏の空地に建設するはずで、工費は約五万円の予定である。

4 「大阪朝日徳島高知版」昭和二年六月九日

高知県下の陪審員資格者
三万五千人

明年より、陪審法が実施せらるゝことゝなつたで、高知県下各市町村では、近く陪審員資格者名簿の作成に着手するはずであるが、有資格者については、下調べの結果三万五千余人の見込であるが、これらの資格者は、九月一日現在により、名簿に登載せられるはずであるが、このうちから高知地方裁判所は、所要数に応じ陪審員候補者を抽籤し、陪審員候補者名簿をつくるはずである。

なほ、高知地方裁判所における最近三ヶ年の統計によれば、裁判件数は四十二件乃至四十六件で、陪審不適事件を除き、かつ法定、請求の陪審事件中から自白したものを除いて、年平均十八件と見られてゐるから、一陪審所要人員は三十六名であるから、結局一年約七百二十名ぐらいの陪審員を要するわけである。

5 「大阪朝日徳島高知版」昭和二年八月三〇日

一件について三六人の陪審員
候補者は抽籤で今秋に決定

高知地方裁判所では、明年度から実施することになった陪審員資格者の調査中であつたが、このほど完了した。それによると、総数二万七千二百二十六名であるが、同所管内における陪審法に該当する事件は、三ヶ年平均すると一ヶ年十八件であつて、一件につき三十六人の陪審員を要することになってゐるから、一ヶ年に六百四十八人出廷することになる訳である。

各町村では、裁判所からの割当によつて、候補者を抽籤によつて決定し、本年十一月二十日までに裁判所長に報告することになってゐるが、当局の調査によると、陪審員候補者は四十二人に一人の割合になってゐるから、資格者の多いところほど候補者数も多数となるわけで、その配当数は目下調査中であると。

6 「土陽新聞」昭和三年四月二七日

陪審法廷建設
|| 裁判所構内旧弁護士溜跡
に工事を急いでゐる ||

写真（注、省略）

7 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年六月二日

陪審法宣伝

高知地方裁判所内に建設中の陪審法廷は、近く竣工することになってゐるが、陪審法はいよ／＼来る十月一日から実施されることになったので、同法の趣旨徹底をはかるため、三日午後六時半から、高知市第三小学校において、講習会並に活動写真会を開催することになったが、四日午後六時半からは、高岡郡須崎町役場楼上で同様開催すると。

8 「土陽新聞」昭和三年六月一三日

陪審制実施迫り、二大難点に悩む

否成を定める「説示と問」

如何にすべきかを考究

一般国民の参審に依つて、我国裁判制度上に事実上一の革命的变化を齎すべき陪審裁判は、いよ／＼来る十月一日を期して、全国各地方裁判所において、一斉に実施さるゝこととなり、司法当局では、先に開かれた全国控訴院長、検事長会議において、之が実施の暁に当面の問題となる實際運用上の大体方針につき、種々打合せを行ったが、この席上同法運用の将来における根本的な法律上の解釈につき、幾多の議論を生じ、幾多の難問題を生ずるに至つた。即ち、一審制度を採る我国の陪審裁判の最後の決定は、判決後の上告趣旨に基く大審院の判決に俟たねばならぬ、而も上告の理由は単に法律上の解釈についてのみと範囲を限定されてゐるが、一等大切な事実認定をする陪審員に対し、陪審裁判長が如何

なる問を發し、如何なる説示をなすべきやは、判決に対する被告並びに検事の上告理由に至大の影響を及ぼし、且一々新判例として法律上の解釈に付最後の決定を与ふべき、大審院の審理に頗る重大な關係を有するので、陪審裁判所実施に當つての二大難問題として説示、問の出し方につき、司法当局では種々苦心研究を重ねてゐる。

尚、検事の公訴事実陳述及び論告についても、普通裁判におけるが如く、裁判所や弁護士など直接専門家相手の形式的ものでは済まされなくなり、全く素人の陪審員に事犯と法律上の關係をわかりやすく公訴事実として陳べ、更にそれと切離して厳正公平な立場から情狀論を行はねばならぬといふやうに、實際運用上の方面においても、幾多の複雑な難問題を生じてゐる。

裁判所では、余すところ約四ヶ月しかないので、先の司法官会同の結果を陪審準備委員会にかけ、更に七月上旬開かれる全国の地方裁判所長、検事正会議にかけ、それに依つて決した事項を、最後に陪審裁判長、検事に専任された全国の司法官会合にかけ、運用上其他詳細なる決定を見る筈であるが、陪審法実施の正否運命は、一にこれにかゝるものとして、その成行を注目されてゐる。

8 「土陽新聞」昭和三年七月七日

十九日頃に司法官大異動

引続き大会議

東京電話 司法省は、十九日頃を以て、今年度の司法官の定期大異動を執行する事に決

定し、思想検事、陪審判検事、地方裁判所長、検事正等任命し、人事問題の決定後、愈々廿六日から三十一日迄、全国控訴院長、検事長、地方裁判所長、検事正等を招集して、大会議を催す事となった。此の会議に招集されるべき司法高官連に、東京、大阪、名古屋、広島、宮城、札幌の各控訴院長、検事長十四名、東京、大阪其の他全国五十一の地方裁判所長、検事正等百二名、本省からは原法相、濱田、小原両次官、各局長特に大審院から牧野長官、小山検事総長、林次席検事が列席すると。尚、会議の内容は、十月から実施される陪審法の打合が主なものであると。

10 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年七月二四日

高知の陪審法廷

贅沢な宿舎

高知地方裁判所では、陪審法がいよいよ来る十月一日から実施されるので、構内に陪審法廷の建築中であるが、既に陪審員宿舎もほとんど出来上り、最早室内の設備や装飾を残すばかりで、本月中には竣工の見込みである。宿舎は、正面に大玄関を有する堂々たる洋館二階建て、階上には和洋三室づつの寢室および大食堂を造り、階下は廷丁控室、娯楽場などにあてられることになってゐる。他府県で建築されたものは、寢室は全部洋室ベッドつきのものであるが、お百姓さんの中にはベッドを嫌ふものがあらうとの心遣りから、高知のそれは和洋半分づつになってゐるから、陪審員に取っては至極便利であらう。その他、内部の設備装飾などは、善美を尽したものであるが、実施後何回位使用されるかについて聞くと、過去三年間の平均によると、一ヶ年十八件内外の陪審事件がある見込みであり、しかも、その半分は辞退するかも知れぬといふことであるから、平素ほとんど遊ばせて置くわけで、贅沢極まるものである。||写真は陪審法廷

11 「土陽新聞」昭和三年七月二六日

陪審法

施期日勅令

東京電話||陪審法施行期日の件(十月一日)及司法を樺太に施行の件の二勅令は、本日官報を以て公布された。

12 「土陽新聞」昭和三年七月二七日

陪審法と司法官の任務

法相の訓示(司法官会
議席上)

東京電話||二十六日の司法官会議に於る原法相の訓示要領左の如し。

一、陪審法は、その施行勅令が昨日既に発布され、愈々本年十月一日より実施される事になった。申す迄もなく、斯法の精神は、所謂国民の斯法参与を認めて、断罪に民意を加味し、依つて立法裁判の信頼を博し、その威信を發揚するにあつて、之が実施は、法律智識に乏しき陪審員をして事件の内容並に或る証拠及法律上の論点を十分に留意せしめて、正

当なる答申を得べきにあるが、その目的を達成するが為めには、或は検事の被告事件の陳述及論告に於て、或は裁判官の被告人証人等の訊問及その他の証拠調べの方法範囲についても、大いに考究すべきものと同時に、裁判長の透徹せる説示に俟つべきもの頗る大なる事は勿論である。陪審員として司法に参与する事は、素より国民の榮譽の極りであるが、又一面に於ては大なる負担があるから、陪審公判に当りては成可く之が負担の軽減に意を用ひ、国民が此の陪審員たる事を嫌忌するが如き念慮を起さぬ様にとめなければならぬ。而かも、公判の審理は懇切詳密を期すべき事は勿論であるが、公判を徒らに続行されて長時日に亘る時は、審理に関する陪審員の記憶は漸次稀薄となり、適切なる判断を得がたくなると共に陪審員を長く宿舎に滞留せしめる結果、国民は不安を抱き遂に此の制度を呪詛するに至るなきやを保し難いものである。

一、裁判 檢察の職にありて、思想事犯の処置に当る者は、よく各班の事情を審かにし、時代の趨向を諒解すると共に常に之等の事犯に対する周到細密なる準備をなし、事に臨んで寛赦その宜しきを期し、以つて司法の使命を達せられん事を望む。之がため、本省に於ては、曩に思想部を設け之が考究調査に当らしめてゐるのであるが、今回更に之等事犯の捜査並に檢舉に従事する検事局に書記官を設置するの必要を認め、全国控訴院検事局、主要都市に於ける地方裁判所検事局に、それ々々其の要員を出す事となつた。各位は、此の新なる施設の主旨を体して、常に各關係官庁と連絡協調を保ち、裁判、檢察及び警察各機關の機能を十分に發揮せしめ、事件の処理に当り万遺憾なきを期せられん事を望む。

一、小作争議が尚ほ樂觀を許さざるは、甚だ遺憾とする所である。而して、小作争議の紛糾悪化は、地主小作人間の小作關係に関する制度の判断を誤れるに起因する事が少なくないものである。之れ等調停の衝に当る者は、□宜に応じ、之れ等誤れる思想を是正すると共に、極めて慎重に調停をなすと共に、農村一般の共存共栄の美風も涵養に寄与せられん事を望む次第である。

一、小作に関する仮差押へ仮処分命令をだすにあつては、その執行により小作人に及ぼす諸般の事情を考慮し、慎重にこれが処分を為すべきは勿論で、濫りにこれをなすべきではない。然し一旦必要を認め、その命令を發したる以上、必ずこれを実行するのが当然であるのに、近時往々にして多数の威力を頼み、これを妨害するが如き事例を耳にするのである。斯の如きは、司法の威令を害する、これより甚だしきはなしと云ふべきである。これが処理に當つては、事前に於て斯如き不祥事を来さざるやう、所信を以つて事に當り、苟も乗ずる機会をなからしめざる様注意せられん事を望む次第である。

13 「土陽新聞」昭和三年八月五日

法官會議から歸つて

昨年から始めた弁護士会の参加

相当効果を上げてゐる

多田裁判所長 談

司法官會議に出席のため上京中だった、多田高知地方裁判所長は、四日帰庁、左の如く語る。

會議は、七月二十六日から五日間に亘つて開催されたが、弁護士会長との協議会もあり、

各種の問題を協議したが、実行が第一であるから、決議とはせず意見を述べるに止めた。弁護士会との協議は、昨年から始められたが、相当効果があるやうに思はれる。弁護士会の方からは、前日から参加したいとの希望を提出したが、秘密に属せない範囲に於いては参加されるやうになるかも知れない。

陪審法に関しては、九月上旬頃、部長判事及次席検事が招集されることになってゐるので、其れまでに決議を作り、その結果を齎らして事務の振興を計ることになってゐる。陪審法実施に伴ふ増員については、判事一名を増すことになって居るが、当裁判所は予備判事が配置されてゐるので、実際上では人員は殖えなく、書記一名位、雇二名位が増員されるだらうと思ふ。

陪審裁判には検事正が立会ふ

件数など予想が出来ぬ

山本検事正 談

同じく、会議から帰庁した山本検事正は語る。

第一日たる二十六日には、大臣の訓示あり、赤坂離宮で御陪食を賜り、午後は協議会があり、二十七日は、大審院長、検事総長等の訓示、正午首相官邸で午餐の饗宴、首相の訓示、午後協議会があり、二十八日は、司法官及各弁護士会長等の協議会で、法相の訓示があり、総理大臣も列席し、弁護士会長を代表して猪俣東京弁護士会長並びに裁判所長、検事正からも意見を述べる所があつた。二十九日は、日曜で休み、三十、三十一の両日は、

陪審法其他につき協議したが、九月上旬には次席検事が招集されることになってゐる。請求陪審については、費用の予納や控訴の出来ないなどの関係上、余り多くはあるまいと思はれるし、途中で取下げるものもあらうと考へる。陪審の件数等については、最初のことです予想がつかない。陪審裁判には、検事正自ら立会ふことになってゐる。

14 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年九月一九日

陪審員資格者

高知市では、目下陪審員資格者の名簿作成中であるが、九月一日現在の資格者数は、二千三百六十人で、このうち抽籤により九十名を選ぶはずで、来る十月一日から七日間名簿を縦覧に供し、十一月三十日までに候補者名簿を高知地方裁判所へ提出することになってゐる。

15 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年九月三〇日

高知の陪審法廷

あす落成式

高知地方裁判所では、かねて同構内に新築中の陪審法廷が竣工したので、十月一日午前十一時から、落成式を挙行するが、同日は一般に開放して観覧せしめると。

画期的の陪審法はけふから実施

正義を与ふる機関たらしめよ

原法相 談

東京電話Ⅱ（注、「多年国民翹望の的となつて居た陪審法が愈々本日をして以て実施せらるゝ事となつた事は、我々国民として大いに祝福慶賀せねばならぬ一大盛事である。云ふ迄も無く、陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏即ち判事が」が欠落している）

単独に行ひ来つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむる事を基調とし精神とする、所謂国民裁判を指すのである。本来立憲治下においては、その立法たると司法たると行政たるを問はず、苟くも国務の遂行運用に当つては、之に民意を加味せしめ、国民をして国家の政治は国民自ら之れを行ふのであるとの観念を抱かしめねばならぬのである。

然るに、我国に於ては、今日まで立法行政の両方面に於ては、選挙の方法により代表されたる人民の意思が、国政遂行の上に表現されて居つたけれども、独り司法裁判の上には、国民意思の反映と認むべき何物も加味されて居らず、裁判事務を常職とする官吏のみが、刑事即ち国民の犯罪有無の判断を為し来つたのであるから、立憲政治の本筋から云ふても、従来の制度は未だその完きを得ない感を免れなかつたのである。

尤も、外国に於ては、為政者の暴虐に対し国民の生命財産の安全を保護する趣旨において陪審制度を採用した処もあつたが、我国に於ては、古来より全国的に（一地方の藩主等には多少あつた）暴虐擅恣の為政者があつて、勝手次第に人民を逮捕監禁審問処罰したり、或は苛斂誅求を事とした実例はないのであるから、彼の外国に於けるが如く、従来の官吏裁判では国民の生命財産の安全は望まれないといふ国民感情があつた事はないのであるが、多数の国民中には、官吏たる警察官や検事が取扱つて来た事件を、更に官吏たる裁判官が判断するのであるから、司法権は独立とはいふものゝ絶対公平を望むことは出来ないところへる者があつて、従来の裁判制度に不満を感じることあるを免れ難いのである。而して、国民が裁判制度に不満と云ふことは、現在の法律生活に不満と云ふことであつて、国民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。従つて、国民をして裁判所を飽まで人権擁護の機関、正義発揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来の官吏のみによる裁判制度に変更を加へ、国民をして罪の有無は、自分等の同輩同僚たる人民により決せられるとの安心を得せしむることが必要となつてくるのである。之れが、即ちわが国に於て陪審法を設くるに至つた根本の主旨である。

かくの如く、わが国の陪審制度採用は、諸外国のそれとはやゝその事情を異にしてゐるのである。之れを再言すれば、外国におけるが如く暴虐政治の反動としてこの制度が生れてきたのではなく、大多数国民は従来の裁判制度に信頼してゐる事は疑いないのであるが、仮令極めて少数の者でも従来の裁判制度に不満なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民即ち何等捉はれざる同胞の判断により罪の有無を定めしむることが、一層人権擁護の精神を明らかにし、裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以であると云ふことが、此の新制度採用の本旨である。

従つて、其の内容に於ても、外国の陪審法とは大いに其の趣を異にし、現行裁判制度に

不満なもののみが陪審員の判断を受くると云ふ、所謂任意陪審制度となつて居るのである。

斯くの如く、陪審制度即ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法行政司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧に達したと云つても誤りなしと信ずる。これを要するに、陪審法の実施は、啻に我が刑制史上曾て見ざる一大革新たるのみでなく、實に我が立憲政治史上に一大時期を画したものと云はねばならぬ。

然しながら、法は死物である、其の運用の如何によりては善法も悪法と化するものであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるに於ては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止まらず、却て害毒を国家社会に流し、悔を千歳に遺すこととなるのであるから、選ばれて陪審の任に当る陪審員諸君は勿論、一般国民就中証人鑑定人等として事件に干与する人々は、充分に陪審制度の精神を了得し、陪審裁判は国民が親ら同胞の罪の有無を定める眞の国民裁判であつて、曾てなき人権擁護の良制度である趣旨を充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡即ち『正義を与ふる機関である』との誇りと識見とを以て、此の制度の運用に当り、万違算なきを照せられたい。東洋の刑制史上、曾て見ざる人権擁護の制度たる陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に之れが有終齋美を希ふて止まぬものである。

けふ陪審法実施の日

聖上大審院へ御臨幸

司法事務を御親閲遊ばさる

立法史上記念す可き出来事

東京電話 十月一日は、我が国立法史上特筆大書すべき陪審法が施行さるゝ記念日である。天皇陛下には、此記念すべき日に、特に裁判所構成法を御覧のため、東京地方裁判所へいと意義深い行幸を遊ばせらるのである。此日の陛下には、行幸御順序を拝するに、陸軍通常礼装に大元帥章を佩用され、珍田侍従長御陪乗の略式自動車鹵簿にて、一木宮相奈良武官長其の他供奉、午前十時宮城御出門、同十時五分東京地方裁判所御車寄に着御、原法相以下小原、濱田両次官、磯部参与官、泉二行刑局長以下各局長、裁判所側より牧野大審院長、小山検総長、和仁東京控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野検事正以下高等官約三百名の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて三階大審院長室にて御少憩の後、原法相以下親勅任官に拝謁を賜ひ、同十時五十分原法相の御先導にて御説明の上、陳列室の参考書類、判決書並びに中野刑務所以下各刑務所に於ける種々の製作品等を御覧遊ばされ、次で十一時二十分同じく法相御先導にて、大審院第一号法廷御覧あり、斯くて牧野院長の御説明を御聴収遊ばされ、控訴院第三号法廷に於て判検事以下各委任官約三百名列立拝謁を給はる由、それよりけふの行幸の眼目である陪審院法廷に成らせられ、同法廷並びに陪審員評議室につき田中裁判所長の説明を御聴収遊ばされ、更に予審廷を御巡覧、御少憩の後同十一時四十分還幸あらせられる筈。

立憲国の実挙がる

陪審法の実施について

田中首相談

東京電話Ⅱ国民が多年期待してゐた陪審法は、今日即ち昭和三年十月一日より実施せらるゝ事となつた。此の日、天皇陛下には親しく大審院に御臨幸あらせられ、司法事務の實際を御親謁あらせらるゝのは、誠に有難き思召と拝察する。お互ひに国民の責任甚だ大なるを覚ゆるのである。陪審制度とは一口に云へば、国民が直接司法手続を運用する事である。即ち、此の手続は従来専門の裁判官の手で行はれて居たものを国民が之れに参与して円満完全なる裁判を行ふと云ふのであつて、茲に重大な意義がなくてはならぬ。我々は、常に議會に於て立法に参与し、地方自治に於ては行政に参与し、今又陪審法実施に依つて司法に参与する事となつた。即ち、茲に三権の各に参与する事に依つて、愈々立憲国民の實を挙げる様になつた事は、我々日本国民の誇りであると共に重大なる責任觀念を喚起するは勿論、益々自重精励して君恩の篤きに報ひ奉らねばならぬと信ずるのである。

陪審法が実施される歎び

陪審員の責任は重い

高知地方裁判所 山本検事正談

我国多年の懸案たりし陪審法も、愈々本日より実施せらるゝことゝなつたことは、国民として同慶に堪へざる迄にして、特に職を司法に奉ずる我々の最も欣快とする処である。申迄もなく、同法の精神は、所謂国民の司法参与を認め、断罪に民意を加味し、因て以て一層正義を維持牽引し、裁判の信頼を博し、其威信を高揚せんが為めにある。同法の実施

は、実に我国の裁判制度上に於ける一大変革にして、国民は本日より裁判に参与するの権利を得たと同時に、一の重大なる義務をは遣することゝ為つた訳である。陪審制度を一言にして尽せば、専門的の裁判官に非らざる全然素人の国民たる陪審員が、罪の有無のみを評議答申するのである。故に、陪審員として法廷に列席するは絶大なる名誉であるけれども、有罪なるや無罪なるやを間違はぬ様に判断して、答申することの責任は実に重大である。

刑事裁判の要緊は、奸諂にして詭弁又は無知、若くは偏執にして徒らに強弁する者に迷はざるゝことなく誤さる事なく、能く事実の真相を看破し以て正鵠なる判断を下し、万が一にも誤つて無辜の民をして囹圄に呻吟せしむる事なからしむると共に、罪を犯したる者をして法網より逸せしめ侮蔑嘲笑せしむることなからしむるに在りて、徳川幕府の時代に板倉重宗及大岡越前の如きは、如何なる地位に在りし人でも如何なる身分ある人でも如何なる勢力ある人でも財産ある人でも如何なる悪漢でも、其罪を犯したるや否やの判断を誤らずして、犯人を逸することなかりしと共に、無実の罪に泣く人なからしめたので、今尚名裁判官として敬慕されて居るのである。陪審員各位は、第二の板倉重宗大岡越前となりて、司法の威信を發揮せられんことを期待して居る。

万一倍審員の判断誤るが如きことあらんか、医師が誤診の結果投薬治療を過り又は無病者に対して切開手術したるよりも一層弊害が甚大であつて、或は兇悪重大なる罪を犯したる者を逸し其人をして陪審裁判の迂愚を嗤はしめ公然と道を横断闊歩せしむることとならん、或は又反対に罪なき所謂無辜をして冤に泣かしむる結果となつて、其誤者は陪審裁判を信用しなくなり、裁判の威信は地に墜ち、国民は正義の維持者たる司法権に対し信頼せ

ざることゝならんを惧るゝのである。

裁判の適正に行はれざる国は、漸次衰頹若くは廢滅してゐる世界各国の歴史に鑑み、戒慎を要することは言を俟たざる処である。外国の陪審裁判は、公正を得ないことが往々あるので、非難が絶へないのであるから、我国に於ては絶対に正鵠を得ない判断がない様に切に切に望むのである。

我国に於ては、陪審法第四条の陪審不適事件を除きたる地方裁判所の管轄に属する死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に該る事件（之を法定陪審事件と称す）と長期三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に該る事件にして被告人の請求ありしもの（之を請求陪審事件と称す）とに付、陪審裁判をすることになつて居る。

而して、被告人が公判又は公判準備に於ける取調に於て、公訴事実を否認したるときに行はるゝものにして、法定陪審事件の公訴事実たる犯罪は、所謂重罪中の重罪大罪中の大罪である。又、請求陪審事件も、内容複雑し居りて、孰れも被告人が公判又は公判準備に於ける取調べに於て自白せざる場合であるから、幾多の利益不利益の証拠が錯綜して居るので、其公訴事実たる犯罪の有無を判断することは、練達の裁判官でも非常に骨が折れるのである。而して、陪審裁判に対しては、控訴することを絶対に許されないから、陪審裁判は所謂一審にして終審と評しても過言でない。斯の如く、利害休戚の岐るゝこと多大の裁判であるから、陪審員各位は正義の擁護者であることを自覚せられ、法の神に代りて至公至平厳然としてよく事実の真相を飽迄看破して正鵠の判決を下し、万一にも誤判ならしむる様、責任を完全に尽さねばならぬのである。陪審員の職責も、亦難いかなと言はざるを得ない。裁判の公正を期せんには、須く正義の判断に俟たなければならぬことは言

ふ迄もない。

されば、陪審員たるものは、政党政派を超越し、権門富貴に阿諛追隨せず、名利に惑ふことなく、毅然として公平無私虚心坦懐に照魔の鏡に照して、よく事案の真相を判断し飽迄邪を破り正を顕はすべきことが肝要である。

若し夫れ、公判廷に臨み私心を挿み、又は世評に迎合し、或は情実に捉はれ、判断を枉ぐるが如きことあらんか、自己を欺き人を欺き天を欺くものであつて、裁判を自流することとは勿論、陪審制度は有害無益なりと批難攻撃さるゝことゝなりて、陪審制度の精神は全く没却せられ、国民は恰も暗夜に灯火消滅したるが如く、行くべき途に迷ひ、進むべき方向に苦しむことゝ為つて、却て陪審裁判を怨み、司法の權威は失墜し、正義地を払ふことゝなりて、国家の秩序安寧は維持することが出来ないことゝならん。

凡そ物事は、何によらず初期を最も大切とする。今や、本法の実施に依りて陪審に付せられたる事件開廷の暁には、万民注目の的たると共に、将来に軌範を垂るゝのみならず、我国陪審法の權威に繋る処であるから、陪審員諸君は思を茲に致し、同法陪審員として呼出を受くるも毫も支障を生ぜざる様、不断の用意と覚悟を以て、円滑に良好の成績を挙げられんことを希望する処である。爰に本法の実施に当り、所感の一端を述べて、慶祝の意を表す。

けふから実施の

陪審法に就て

多田高知地方裁判所長談

本日より陪審法が実施せらるゝことゝなりました。我陪審裁判とは、陪審員に選ばれた素人の人々が、刑事事件の審理に参与し、被告人が罪を犯したる事件が有や無しやと云ふ点に付き評議を遂げ、其評議に基づきて裁判官が為す裁判を謂ふのでありますが、其陪審の評議の結果と裁判所の意見と一致せざる場合は、陪審の評議の結果を無視して、裁判官が裁判を下すことを得ないので、之が我国陪審制度の特色であります。此陪審制度は、従来の刑事裁判手続に一大革新を来すので、之を善く行ひますか、悪く行ひますか、孰れにもせよ重大なる結果を我法制上に齎すのであります。

従来、我国民は、裁判の本質効用に就て理解する者が乏しく、現に裁判所より呼出されたる証人が、公平無私に自己の見聞せし事柄を陳述して判断の材料を提供すべき責任あるに拘らず、其責任を果すの意志なくして、訊問の際往々其事実を隠秘する者のあるは屢見聞する所にして、斯の如き有様が続きましたならば、訴訟手続に経験なき陪審員は事実の真相を看破するに非常の困難を感じる事は必然であります。

申す迄もなく、国家は正しき人の道即ち正義を根底とし、正義と終始するものでありますので、其正義を掌るのは裁判でありますから、裁判事務は国家百般の公務中に於て重要なものゝ一つであります。

故に、陪審員として裁判に関与することは、恰も国民中より選ばれて貴衆両院議員として立法事業に、府県市町村会議員として行政事務に関与することゝ毫も撰ぶ所はないのであります。従つて、陪審員の職位は荣誉であると同時に、其責任亦甚だ重大であります。

陪審員は、正義公道に基き、良心の命ずる所に従ひ、其信ずる所を断行せねばならぬの宿舎に滞在して、他人との交通を避けねばならぬのであります。又、陪審員が故なく其任務を放擲して之を回避するが如きことに立ち到らば、折角設けられたる陪審制度を廃止するの已むなきに至るやも期し難いのであります。是れ故に、陪審法には正当の事由なくして呼出しに応じない場合には、五百円以下の過料に処することになつて居ります。又陪審員として事件に関与したる者は、裁判の後でも評議の模様や銘々の意見を外に漏らすことはならぬので、若し之れを漏らしたるときは千円以下の罰金に処せらるることになります。

陪審員は、名誉職でありますから、報酬はださぬのでありますが、必要な旅費、日当、宿泊料は支給せらるゝのであります。次に、陪審員が裁判所に出頭するには相応の服装をせねばならぬことは勿論であります。

17 「土陽新聞」昭和三年一〇月二日

聖上裁判所に行幸

東京地方裁判所控訴院大審院や

陪審法廷を御巡覧

東京電話〓今一日をもつて、我国司法界の上に画期的の陪審法が実施され、民意は今日より神聖なる裁判に参与する司法界の一大転期の日、聖上陛下には予て仰出されたる如く、東京地方裁判所に行幸あらせられた。此の朝、裁判所表玄関には、原法相、濱田、小原兩次官、牧野大審院長、小山検事総長以下、和仁、三木、田中、鹽野の四長官、何れもフロックコートに威儀を正して奉迎申上げた。陸軍様式通常御礼装に大勲位略章を佩びさせられた御り、しき聖上陛下には、珍田侍従長御陪乗、一木宮相、奈良侍従武官長、土岐行幸主務管等供奉、自動車略式鹵簿にて、午前十時宮城御出門、所員奉迎中を午前十時五分行幸、原法相の御先導にて三階大審院長室の便殿に入御、前記の高官一同に拝謁を仰付けられた、斯て原法相は我国司法制度の沿革より明治大帝御在位当時司法省に於ける聖旨、更に今日陪審制を施行するに至った顛末を具さに言上御説明申上げ、次いで陛下には茲に陳列の司法参考書類たる約四十種の記録「天皇の名において」と印刷したる御紋章入りの判決基大書、明治初年の近藤勇処刑届け、明治二十四年の大津事件津田三藏の一件記録、同三十八年日比谷の焼き打ち事件の記録等を御覧になり、当時を偲ばれ、同十時三十分、原法相の御先導にて玉歩を大審院の民、刑両法廷に運ばせられ、牧野院長の御説明を御聴収、次で控訴院の法廷を和仁控訴院長の御説明にて御巡覧、更に田中所長の御案内にて地方裁判所陪審法廷に成らせられ、新設備の判官、検事、弁護士、陪審員、被告各席を詳細に御覧あり、専門的なる御質問ありて、田中所長から奉答申上、次いで玄関大広間にて法学界の恩人仏人ボアソナード氏の胸像を御興味深く御覧あり、同十一時十四分、御機嫌麗はしく所員奉送裡に宮城に還幸遊ばされた。

盛況を極めた陪審法記念宴

応召者に絵ハガキ贈呈

陪審法廷、宿舍等を参観

陪審法はいよいよ本日から実施されることゝなつたので、既報の如く高知地方裁判所に於ても実施を記念するため、多田裁判所長、山本検事正の招待宴を催したが、官公吏、各方面の有力者、弁護士、新聞記者等約二百名の応召者が、午前十時から続々詰めかけ、各記念ハガキを一組贈られ、裁判所員の案内で、新築された陪審法廷及び陪審員宿舍の内部を参観し、何れも設備の完成せるを嘆賞し、正午大会議室に於ける記念宴に臨んだ。所長、検事正の挨拶にて開宴、一同歓を尽し午後二時盛況裡に散会したが、陪審員宿舍内部の間取り、階下は中央の廊下を隔て、東側が小使室、湯沸室、浴室、脱衣室、西側が事務室、応接室、食堂兼談話室、便所、階上は中央廊下の東側が宿直室、夫より北へ洋風宿室が二室、北側正面に洗面所あり、西に便所、西側は和風寢室二室で、贅沢過ぎる程立派なもので入口には左の如き注意書が掲げられて居る、

なほ、陪審法廷は既報の如き間取りで、階下の弁護士室はけふから引越して居るが、従来「人民控所」と書かれた控所の看板までが「公衆控所」と書かれて居るなど、陪審気分、民衆化気分が横溢して居る。

陪審員の心掛

くべき事柄

一、名譽の職分 陪審員となることは、日本国民の名譽ある権利であります。国民は、此の名譽ある権利を行使せねばならぬ義務があります。陪審員の職務は、法廷に列席し事件の内容を聞いた上、犯罪事実の有無を評議して、其の結果を裁判官に申出づるのであって、誠に重大なる任務であります。(陪審法第一条、第十二条参照)

二、他人との交通 陪審員として呼出を受けたものは、裁判所へ出頭する前でも、訴訟の關係人に面会したり、其の外公平を疑はれる様なことは避けねばなりません。又法廷に列席した以上は、其の事件の評議を終はるまでは、裁判所の許可を受けずに勝手に法廷や評議室を出たり、又は他人と交通したりすることは出来ませぬ。(同法第八十二条第一項、第一百八条第三号参照)

三、事件の評議 事件の評議を為すに於ては、裁判長から事件の説明がありますが、陪審員の特に心掛けねばならぬことは、事件の真相を掴むと云ふことであつて、犯罪事実の有無は法廷で取調べられた証人の証言や其の外法廷に現はれた証拠に基いて、公平冷静に之を断定せねばならぬと云ふことであります。随つて、法廷に於ける被告人や証人の供述其の外の証拠の取調並に弁論などに付ては、感情に囚はれず十分に注意をして居ることが大切であります。(同法第七十七条、第八十二条参照)

四、黙秘の義務 陪審員として事件に関与した者は、裁判の後でも、自分等の評議の模様や銘々の意見を他に漏らしてはなりません。若し之を洩らしたときは、千円以下の罰金に処せられます。(同法第九条第一項参照)

五、旅費日当及止宿料 陪審員として呼出を受け、裁判所に出頭した者は、旅費、日当及止宿料を請求することが出来ます。裁判所に其の請求書の用紙が備付けてありますから、裁判の言渡あるまでに、之に署名捺印して係の者に差出して下さい。(同法第三十四条参照)

18 「大阪朝日徳島高知版」昭和三年一〇月二日

陪審法実施記念会

高知地方裁判所

高知地方裁判所では、一日午前十一時から、主なる官民二百名を招待し、新築の陪審法廷及び陪審員宿舎を觀覽に供したのち、會議室において盛大な陪審法実施記念宴を催した。

なほ、同陪審法廷は、延坪二百六坪、陪審員宿舎は八十二坪で、これが総工費は六万二千五百余円であるが、陪審員宿舎の如き設備いたれり尽せりで、高知市内一等旅館も到底及ばぬほどなのに、觀覽者を驚かせてゐた。

19 「土陽新聞」昭和四年二月二八日

陪審法改正案

枢府が可決

東京電話 Ⅱ 枢密院本會議は、二十七日午前十時半から、宮中東溜の間に於て開會、倉富、平沼正副議長以下各顧問官、二上書記官長、政府側から田中首相、原法相、久原通相、前田法制局長官、小原司法次官、桑山通信次官、吉田外務次官、其の他關係官出席、天皇陛

下臨幸遊ばせられるや、倉富議長開会を宣し、左記御諮詢案二件を上程した。

一、大正十二年法律第五十号陪審法中改正法案

一、日本と香港郵便政庁間の改訂郵便条約御批准の件

右に就て、先づ田中兼摂外相より、両案の改正主旨に就て説明する所あり、二上書記官長より審査の経過並に結果を報告し、審議に入り二、三顧問官より質疑ありて、政府側之れに応答し、原案通り満場一致可決、天皇陛下入御遊ばされ、同十一時三十分散会した。

尚、政府は御下げ渡しを待ち、陪審法中改正法律案を直に議会に提出するので手続をとる筈。

20 「大阪朝日高知版」昭和十一年一〇月三〇日

暁に狂ふ猛煙

きのふ高知裁判所の火事

別館遂に焼失す

夕刊所報―二十九日早暁、高知地方裁判所別館から出火、紅蓮の炎は忽ち燃えひろがり、黒煙濛々と天に沖し、けたゞましい非常サイレンか鳴り響いたので、高知市民の暁の夢を破り大騒ぎを演じた。発火したのは午前五時十分、出火場所は陪審法廷の弁護士控室からで、柴田裁判所長、眞野検事正らも逸早く駆けつけ、橋本県警察部長も自ら警官を督励指揮し、高知歩兵聯隊からも二箇小隊出動、警戒に当るなど、ものくしい光景を呈し、高知市消防組によって必死の活動が続けられた結果、幸ひ本館への延焼は喰ひ止め、階下の

弁護士控室、事務室、応接室、一般控室、階上の陪審員控室、事務室、会議室、評議室などを焼きつくし、陪審法廷の一部を焼いて、六時半やうやく鎮火したが、弁護士控室にあった各弁護士の法服を焼き、二十九日の法廷に出られないといふハメになったが、別館、には何ら重要書類のなかったことが不幸中の幸ひで、水利はよかったが、発見が比較的遅かったためこの大事に至ったものである。

火鉢の不始末か

損害約四万円に上る

発火原因につき、高知署では前夜の宿直山崎、眞鍋両書記および中山、成岡の両小使その他関係者を召喚取調中であるが、発火場所は弁護士控室北側の湯沸し火鉢のある場所であり、火の不始末からと見られてゐるが、一方発火時刻などその他に多少の疑義もあるの

で、この方面にも嚴重取調の手をすゝめてゐる。
なほ、別館は、陪審法実施記念として、去る昭和三年八月竣工したもの、述べ二百六坪の木造二階建て、損害約四万円に上る見込みである。

裁判上には支障はない

柴田裁判所長談

柴田裁判所長は語る。

「余り突然のことなので、実際何と云ってよいかわかりませんが、別館には幸ひ重要書類が何もなく、本館が無事だったのは全く不幸中の幸で、裁判上には別に支障を来たしませぬ」。

申訳がない

宿直の山崎書記は語る

当夜の宿直、山崎書記は語る。

「私が宿直室から真先に飛出して行ったときは、火は弁護士控室の北側から燃え上らうとしていたので、びっくりしてしまいました。今は何も申上げられませんが、宿直にこんなことになったことは全く申訳がありません」。

刑事部法廷に本館を使用

当局の応急措置

火の災厄に遭った、高知地方裁判所別館陪審法廷は、地方裁判所刑事部法廷として使用されてゐたものであるが、裁判所では応急措置として、本館民事部法廷を刑事、民事両法廷として使用することに決定、裁判上にはなんら支障はないものと見られ、検事局では眞野検事正以下各検事は実地検証を行った。

21 「大阪朝日高知版」昭和二年五月二四日

高知地方裁判所陪審庁舎成る

廿日から店びらき

昨年十月二十九日の失火で焼失した、高知地方裁判所陪審庁舎は、同十二月二十日、大蔵省管財局の手で着工以来まる五ヶ月、裁判所東隔旧陪審庁舎あとに、敷地百二十坪、木造二階建の清楚な新庁舎をこのほど竣工、来る二十日から使用されることになったが、構造は旧庁舎同様、一階は公衆控室、証人控室、弁護士事務所ならびに同控室、二階は法廷、陪審員室、評議室、合議室等々で、便所を水洗式にしたところが御自慢とある。総工費は三万円。Ⅱ写真は竣工した新庁舎

(二) 陪審公判に関する報道

①殺人被告事件昭和四年三月二〇日判決

1 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年一月一二日

婚礼の席で弟を絞殺す

酔って乱暴するのを

取押へようとした兄の過ち

高知県香美郡□□村字□□農業MM貞次(三十九)、同國重(三十二)の兄弟は、十日夜甥の婚礼に招かれたが、國重が酔ひの上で出刃庖丁を揮ひ乱暴するので、貞次が取押へんとし

誤つて國重を絞殺し、十一日午前四時、山田警察署に自首し出で取調べ通である。

2 「土陽新聞」昭和四年二月二十八日

□□村の実弟殺しが本件最初の陪審公判

多田裁判長係加藤検事正立会で

来る三月十九日愈よ開廷される

裁判所は準備に忙し

昨年十月一日を以て陪審法が実施せられて以来、全国各地に於て続々陪審裁判が行はれ、相当の成績を挙げてゐるが、本県においては、曩に少年被告に某事件が同法を適用される段取りになつてゐたところ、準備手続の後、本人が之を辞退した為め、取とめになり今日に及んでゐたが、近く愈々本件最初の陪審公判が行はれる事となつた。

それは、香美郡□□村□□木炭製造業秋村千次(四〇)が、過般実弟である秋村百藏(仮名)を絞殺したといふ事件で、既に公判準備のため取調べも終り、来る三月十九日、高知地方裁判所陪審法廷に於て、多田所長裁判長となり、加藤検事正立会、水野弁護士列席の下に開廷さるゝ事となつた。

裁判所では、目下陪審員の抽籤、その他之れが準備に忙殺されてゐる。事件の内容は兎も角として、陪審裁判が如何にして行はれるかといふに就て、一般の注目を惹き、当日の傍聴人は定めて多数を算すべく、裁判所では混雑を防ぐため、多分傍聴券を發行するであらうと見られて居る。

3 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月一日

高知で最初の陪審公判

炭焼きの実弟殺し

高知県香美郡□□村木炭製造業MM貞次(四七)が、去る一月十日、実弟國重(三十八)を殺害した事件は、高知地方裁判所で取り調中であつたが、来る三月十九日、高知では最初の陪審公判を開廷することになった。

4 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月一三日

注目される最初の陪審公判

愈よ来る十九日午前九時から

高知地方裁判所で

高知地方裁判所最初の陪審裁判は、いよく来る十九日午前九時から、多田裁判長係、加藤検事正立会の下に開廷されることに決定したので、このほど抽籤によつて選定された陪審員三十六名に対し呼出状及び陪審員の心掛くべき事項、即ち名誉の職務、出頭の義務、宣誓の義務、他人との交通、事件の評議、黙秘の義務、陪審員服装、旅費日当及止宿料などにつき詳しく書いた注意書を配布するなど、準備を進めてゐる。

事件は、高知県香美郡□□村字□□秋村十次(四七)が、実弟秋村百藏(三十二)が

『を絞殺した事件で、高知県では最初の陪審公判で、従つて傍聴人に対して傍聴券を発行するはずである。

5 「土陽新聞」昭和四年三月一八日

いよく、明十九日日本県最初の陪審裁判

陪審員の力を試めず初瀬踏

午前九時半頃公判開廷の予定

大概一日で片付けける

昨年十月一日、陪審制度が実施せられて以来、全国各地で弗々同法適用の裁判が行はれ、新しい試みとして懸念されて居た割に、大体に於て相当の好成績を挙げて居る模様だが、本県に於ては六ヶ月目に最初の陪審公判が、愈々明十九日を期して行はれる事になった。陪審員三十六名は、此の日午前八時の呼出しになつて居るらしいが、判検事、弁護士並に被告列席の上、不公開で出頭した陪審員の中から十二名だけ抽籤を以て選定されるのである、此の構成手続が終つて、判検事は一先づ控室に退き、其処へ待ち構へた傍聴人が入廷を許されて著席すると、間もなく裁判長以下陪席判事、関与検事が再び出廷著席し、それより公判手続に及ぶ段取りである。何しろ初めての陪審公判であるから、陪審員の緊張振りには想像するに難からず、係官、弁護士等も一段力の入る事であらうが、関係弁護士水野、高石両弁護士の外、特別傍聴人として多数の弁護士が傍聴席に控へ、当裁判所空前の物々しい法廷気分を現出するだらうと観られてゐる。それで事件審理の公開されるのは、大概

午前九時半頃となる模様で、予定通り行けば大概一日でおしまひがつく見込みである。事件の内容は、陪審の性質上全く秘せられてゐるが、実弟殺しといふだけに社会一般から非常な注目が払はれてゐる。

陪審員への希望は事件の真相を掴み

公平冷静の断を下す事

裁判所の苦心は唯それ丈

地方裁判所長 多田常太郎氏 談

本県最初の陪審裁判を、いよく、十九日を期して行ふ事になつてゐるが、陪審裁判といつて何も仰々しく言ひ立てる事はない。吾々司法官としては、如何にして十分に事件の真相を捕捉せしめ、且つ公平に白は白、黒は黒と誤りのない判断を為さしめるかと云ふ点に苦心を払ふのみであり、其の他は普通裁判と少しも違つた事はないのである。併し何分はじめの事であるから、何うか陪審員の熱心誠実なる努力によつて、相当の好成績を挙げたいと思つて居る。陪審員となる事は国民の名誉ある権利であると同時に義務である、其の職務は法廷に列席し、事件の取調べを聴いた上、犯罪事実の有無を評議し其の結果を裁判官に申出るのであつて、実に重大なる任務を負ふものと謂はなければならぬ、公判期日には三十六名の陪審員が呼出され、其の呼出に応じて出頭した陪審員が二十四名以上揃つた場合に直に陪審構成の手続に入るのである。それには判事、検事、裁判所書記、被告人、弁護士及び陪審員が列席して、公判廷で行ふのであるが、此の手続は公開されない、而し

て抽籤を以て十二名の陪審員を選定する。それから陪審員は、抽籤の順序に従つて陪審席に着き、いよく公判手続が開かれるのである。

先づ裁判長から、陪審員に向つて其の心得を諭告し、「公平誠実に其の職務を行ふべきことを誓ふ」といふ宣誓をさせる、次に検事が被告事件の一伍一什（予審決定に基く公訴事実）を陳べて、被告人が如何なる犯罪によつて起訴されたかを明らかにすると、裁判長は被告人を訊問して其の弁解を聞き、更に証人、鑑定人等を訊問して証拠調べをする。

之れが済むと、犯罪構成要素に関する問題——即ち或る犯罪が成立する為には如何なる事実が必要であるかの問題——に關して、先づ検事が事実上、法律上の点について意見を述べ、次に弁護士、被告人がこれに対して意見を述べる。斯うして弁論が終ると、裁判長は陪審員に対し説示といふ事をする。之れは事件に関する説明であつて、犯罪の成立に關しては、どの様な点が法律上の問題となつてゐるか、又どの様な事実が問題となつてゐるかと言ふ事を言ひ聞かせ、更に証拠は斯く／＼であると言ふ事迄も解説するのである。説示がすむと、裁判長は問書を以て犯罪構成事実の有無を評議の上答申する様命ずる、問は陪審員が「然り」又は「然らず」と答へ得るやうな文言で充されるのである。

陪審員は、此の問書を受取ると評議のため評議室へ退き、議事整理のため陪審長を互選した後、各自意見をのべ、評議によつて犯罪の構成事実を認めるには、陪審員の過半数の意見の一致が必要で、斯うして評議が終ると答申を問書の余白に記載し、陪審長が之に署名捺印し、陪審員一同評議室を出て公判廷に帰り、答申の附記された問書を裁判長に提出する。裁判長は、公判廷で書記に問と答申とを朗読させた後、陪審員を退廷させるのである。陪審の答申は、犯罪事実を認めるか認めぬかの二つの中一つを選ばねばならぬが、認

めた場合には、先づ検事が之れに適用すべき法令及び刑について意見を述べ、次ぎに弁護士、被告人が之れに対して意見を述べる。すると裁判所は合議の上、陪審の答申した事実法令を適用して刑を言渡すのである。又陪審の答申が犯罪事実を認めぬ場合には、裁判長は無罪を言渡すのであるが、茲に一つ注意すべきは、陪審の答申が犯罪事実を認めた場合でも、認めぬ場合でも、裁判所が之れを不当と認めるなれば、其の後の手続は中止して、事件を更に他の陪審の評議に付する事を決定して公判を閉ぢるのである。陪審の答申を採用して言ひ渡した判決に対しては、控訴する事は出来ぬが、其の事件に關し適法に陪審を構成しなかつた場合とか、其の他特別の理由がある場合には、大審院へ上告する事が出来る。それで現時の第一審、控訴審、上告審の審級制度の点から見れば、陪審の評議に付した事件は二審級制度である。

先づ大体系な制度になつてゐるが、陪審員として呼出しを受けた者は、裁判所へ出頭する前でも、訴訟の關係人に面会したり、其の外公平を疑はれる様な事はしてならぬ。又法廷に列席した以上は、其の事件の評議を終るまでは裁判所の許可を受けずに勝手に法廷や評議室を出たり、又は他人と交通したりは出来ぬ。又裁判の後でも、自分らの評議の内容や意見を一切他に漏らしてはならず、之れに反すると相当の処罰がある。陪審員の任務は大概一日で終了するが、若し一日で了らない場合は、裁判所附属の陪審員宿舎に滞在する事になる。其の際に裁判長は、他人との交通について陪審員の守るべき事柄を注意するから、夫れに従はねばならぬのである。云々

陪審員は白紙で法廷に臨む事

陪審制度は正義の増長——

事実の認定を誤らぬ様

検事正 加藤治之丞氏 談

いよく十九日を期して、本県最初の陪審裁判が施行されるのであるが、陪審員に選ばれた方々は、全くの白紙で法廷に臨むといふのが一番に大切な事であつて、情実に左右されたり、或は予断を懐くといふ様な事は、公正なるべき其の職務に背馳する次第であるから、事件の内容等は一切当日迄知らしめられぬのである。裁判が公正に行はれなければ、国家の秩序は維持されず、国民の権利の保障は全うされない事勿論であつて、折角の陪審制度も何にもならない。裁判を公正に行はせるには、事件の真相を捉へ、事実の認定を誤らない事が肝要であつて、陪審員の答申が満々一事件の真相を穿たず或は事実をまげて認定するやうな事があるとすれば、延いて裁判の公正を害する事となり、或は真実罪を犯した者に其の制裁を免れしめ、被害者の利益の保護を等閑に付して社会の秩序を紊り、或は罪のない者を罰して不当に権利を侵害するといふ様な、さまざまの弊害を生じないとも限らないから、陪審員に選ばれた者は必ず其の職責の重大なる事を自覚し、当日公判廷に於ける経過に徹し十分事実の真相をつかんで、錯誤なき冷静公平なる判断を下し、よく其の責任を尽す覚悟がなければならぬ。之れが為めに、今度は所長が裁判長となり、上級判事を陪席せしめ、検事正が立会検事となり、所定の手続によつて裁判が行はれる事になつて居るのであるが、自分は前任地の奈良地方裁判所に在る内、既に一、二回陪審裁判に関与してゐるのであるが、当所では最初の事でもあるし、其の模範を示したいと考へてゐ

る次第である。云々

陪審員として黙秘を守る義務

他人に何事も話してはならぬ

感情に囚はれず判断する必要

弁護士 水野吉太郎氏 談

香美郡上□□村の実弟殺し事件が、本県最初の陪審裁判に付せらるゝ事となつて、自分も被告人の為に弁護を引受け法廷に立つ事になつてゐるが、何分初めての事であり、陪審員として呼出を受けてゐる方々も、陪審員構成や大体の順序は既に研究して心得て居られるであらうが、職務上第一の眼目である、事件の真相をつかんで評議をなし断定をするについて、予め大体事件の内容を知りたいと言へるに違ひない。しかし、陪審員が予断を抱くと云ふ事は大に忌むべき事であつて、当日迄何等知らしめられぬのである。之に就ては裁判所でも出来るだけの考慮を払はれ、公訴事実の外、証拠調の概要等を摺物にして当日開廷前に銘々へ手交される準備になつてゐる模様であるが、素より陪審員として誰々が呼出しを受けてゐるかは、公判約一時間前まで、原告官たる検事にも弁護士にも、其の他に対し厳秘に付せられてゐる次第である。而して、事件に関与した陪審員は、裁判の後と雖も、自分等の評議の模様や銘々の意見がどうであるか等を他に漏らしてはならぬ事となつて居り、若し之れを漏らした者は千円以下の罰金に処せられる事になつてゐる。夫れであるから、法の命ずる所によつて固く黙秘の義務を守り、事件の内容をよく頭に入れ、犯

罪事実の有無等は、法廷で取調べられた証人の証言や其の法廷に現はれた証拠に基いて、裁判長から事件の説明を受け、而して判断を下さねばならぬ、随って法廷に於ける被告人や証人の供述、その他の証拠の取調べ、並に論弁等については冷静の態度を持し、感情に囚はれず十分注意すべきである。又弁護人としても、開廷する迄は秘密を守って内容一切を口外しないのである。尚ほ、今度の陪審公判には始めての事でもあるし、吾々仲間の弁護士も特別傍聴人として多数が傍聴する事になってゐる。物は何事でも始めが大事で、どうか何辺うまく行つて、良好の成績を見たいものだと思つてゐる。云々

陪審員のお役目は先づ一日

都合では籠の鳥

併し宿泊所は立派な設備

碁将棋も出来浴室もある

法廷に列席する陪審員の職責は別項、多田裁判長の談話の如くであるが、裁判所としては成るべく陪審員の自由を束縛せぬ様、それに滞在に要する経費の關係や取締上などから、出来るだけ迅速に裁判の進行を図り、弁護人が数名ある場合など、弁論の重複を避けしめて成るべく一日で終はりを告げる方針らしいが、若し夫れが長引いて其の日の中に仕舞のつかぬ場合は二日でも三日でも続行せねばならない。さう云ふ時は、法規によつて陪審員は外部と猥りに接触させる訳に行かないから、裁判所附属の宿泊所に滞在させて、裁判が終はるまで帰宅は許されない。当世流行の所謂「籠の鳥」であるが、之れはまことに止む

を得ない次第である。所が裁判所では陪審員の身体の自由を束縛する代りに、敢て贅沢とは謂へない迄も、可成立派な待遇をして止めて置く事になって居る。高知地方裁判所では、陪審法廷の建物とはズット離れた矢張り裏手の西方、会計課の隣に二階の新築が出来てゐて、階下中央に廊下が通り片側には事務室、食堂兼談話室、応接室等があり、片側には浴室、脱衣室、湯沸所、小使室等があり、食堂兼談話室には正面の床柱へ時計がかけられ、一寸した置物や盆栽の一鉢位は配はれ、退屈しのぎに碁盤が三面、将棋盤も一面備へつけられ、長い食卓に小綺麗な坐蒲団と云つた様な設備で、此処は純日本式に近い畳の間である。それから階段を伝つて二階へ行くと、同じく中央を廊下が通つて片方は洋式の寝台三脚と二脚とを並べた寝室が二仕切になり、片方は「どうも寝台では寝心地が悪くて困る」と云ふやうな国粹主義の陪審員のお客さんの為めに、日本式の畳を敷いた寝室が一つ設備されて居る。「ヤレ〜御同役御苦勞に存ずる、ドレ何れも休まうでは御座らぬか」と時代めいた白は云はぬにしても、お互に失敬して思ひ〜横になる事が出来る訳である。併し滅多に此の宿泊所を使用する事はあるまいと云はれてゐるが、一度位は陪審員になつて此処へ泊り込み、白粉氣のない、日頃大きな声で「何の何兵衛殿ウ」と呼び慣れてゐる無骨で而して案外人柄揃の廷丁さんの厄介になつて見るのも話の種になる事であらう。

6 「土陽新聞」昭和四年三月一九日

明日の陪審公判、傍聴券を發行

開廷は午前九時半頃

香美郡□□村MM某に係る殺人(実弟殺し)被告事件は、既報の如く、本県最初の陪審裁判として、愈々明十九日午前九時半の予定を以て公判開廷、多田裁判長、川崎、山崎両判事陪席(陪席の一名を小野判事とせるは誤り)、加藤検事正立会、水野、高石両弁護士列席の上審理を行はれる筈であるが、定めし傍聴人も多かるべく、裁判所では混雑を防ぐ為め特に傍聴券を発行する事になつてゐる。

7 「土陽新聞」昭和四年三月一九日

陪審裁判の視察に

谷田大阪控訴院長来高

室戸岬を激賞す

安芸電話 谷田大阪控訴院長は、田口原次席書記を帯同して、十七日徳島発、途中穴喰にて多田高知地方裁判所長の出迎へを受け、室戸岬の風光を見て、同日午後六時安芸町著、小松屋旅館に旅装を解いたが、十八日午前八時、安芸区裁判所に一般事務の視察を為し、多田氏より管内状況を聴取した後、同十時多田氏及び安芸迄出迎へた加藤検事正、前山監督記書と共に自動車にて高知に向つた。氏は出発に先立ちて語る。

「今回の用件は、主として陪審法実施に伴ふ實際裁判の状況視察で、十六日には、徳島地方裁判所で陪審裁判の実況を視察したが、事件は墮胎罪(注、実際は二才の実子殺し)で陪審員は有罪との意見であつたが、裁判長は執行猶予の判決を下した。明十九日は、高知で初めての陪審裁判を視察するが、何分陪審裁判は本邦で始めて実施されたものであるから、監督

の任に在るものは、よく其の実況を視察しなければならぬ。高知の視察が終れば、大阪に欠がせぬ用件があるので、十九日午後四時出帆の汽船で帰阪する予定である。室戸岬は始めて見たが実に天底的の絶景である、外国に行ったこともあるが、こんな特異な景勝は見たことがない」と口を極めて賞揚した。

8 「土陽新聞」昭和四年三月一九日

けふ午前九時半から、愈よ陪審公判開廷

陪審員は八時半に出頭

午前中大体の調べを終る予定

本県最初の陪審裁判にかけらるゝ香美郡□□村木炭製造業MM貞次(三九)が実弟を絞め殺したといふ殺人被告事件は、既報の如く、愈々本日午前九時三十分の予定を以て、高知地方裁判所に於て多田裁判所長裁判長となり、部長川崎判事並に山崎判事陪席、加藤検事正立会検事となり、水野、高石両弁護士出廷の上開廷の筈であるが、当日呼び出された陪審員三十六名中一、二名位病氣その他の事由で不参するかも知れぬ模様であるが、法規上二十四名以上頭が揃へばよい訳であるから、八時半を期して出頭した陪審員は構内控室に通され、其処で点呼を受け間もなく陪審法廷に入り、判検事、書記、弁護士、被告列席の上不開で、所定の方法により抽籤が行はれ、裁判に関与する十二名の陪審員が決定される段取りで、続いて裁判長から陪審員に対する諭告(注意)が二、三十分で済むと、夫から一般傍聴人及び特別傍聴人が入廷を許され、公判手続に移る次第である。

それで公判開始は、多分午前九時三十分頃となるべく、予定通り行けば昼食迄に検事の起訴事実陳述、陪審員の宣誓があつて後、裁判長の事実調べ（証拠調証人及鑑定人の訊問）第一次の弁論が終るべく、昼食後、裁判長の説示陪審員に対する問と答申、そして陪審員が問に対して犯罪事実を認めぬ場合は、即決で無罪が言渡され、有罪と認めた場合は検事並に弁護人の第二次弁論があつて審理を終るべく、大概一日きりで片づけられる見込みである。

9 「土陽新聞」昭和四年三月一九日

諸外国の実例に見て、懸念した陪審制度

今日迄の我国の成績は、良好と断じてよい

昨日来高の谷田大阪控訴院長 談

大阪控訴院長、法学博士谷田三郎氏は、安芸まで出迎への多田裁判所長、加藤検事正並に随行緒員と共に、昨十八日午前九時、区裁判所発、自動車で高知に向ひ、十時半地方裁判所本庁内会議室に於て、所員その他関係官吏を接見した後、約一時間に亘り判檢事全部に対し一場の訓示を為す所があつたが、繁用中昼食前の少憩時間を割き、往訪の記者を快よく迎へ写真班のカメラに収まつた後、左の如く語る。

十五日大阪を立つて、夕方徳島へ著き、十六日朝より地方裁判所に於ける、陪審裁判に列席し、十七日陸路安芸著、一泊の上朝の中に区裁判所の事務視察をすませ、先刻当所へ著いたばかりである。今度出張の用向は、一般の事務視察もないではないが、徳島と高知

に於て最初の陪審裁判が行はれるので、其の視察が主なる目的である。陪審制度については、司法省としても又吾々監督官としても、未だ定見といふものがなく、実績に徴して補ふべきは補ひ、改むべきは改め、其の対策を考慮する方針で居るのである。

今日迄大阪控訴院管内に於て行はれた陪審事件は、慥か大阪が七件、神戸一件、奈良二件、和歌山一件、それに一昨日の徳島一件を加へて、十二件を算へて居るが、徳島の方は四国に於ける皮切りであり、十九日には高知で最初の公判が開かれ、尚ほ外に大阪、神戸地方で近く数件の陪審裁判が行はれる事になつてゐる。とて、談は管内並に一般に於ける成績にうつる。

諸外国の実例に徴し、陪審法は何うも成績が面白くなく、尤も英国だけは別であるが、欧米を通じて専門家の間に陪審制度の廃止論が確かに多数あつて、理論上のみならず實際上にも弊害ある事が認められ、数十年來廃止の企てがあつてゐる次第で、我が日本に於て之が実施をなすに當つても、大に議論が起りいよく法律となつて実施を見たものゝ吾々尠からず心配して居たのである。殊に感情に囚はれて、裁判の公正を失ひ、罰すべきを罰せず、罪すべからざるを罪するが如き判断の錯誤があつて、再陪審に付すべき場合が度々起りはしないか——民衆の意見と裁判所の意見と背馳して失敗に終るが如き事ができはしなきかと危惧の面を抱いて居た処、今迄の処では成績は意外に良く、民衆は健全なる意識が働き、左様な場合は一度も起らず、此の順で行けば結構だと申さねばならぬ。諸外国の例を見るに陪審の忌避と云ふものがあり、陪審員の顔触れを見て之を排斥する権利の濫用の頻々たるものがあるが、我国には之が無いのである、大阪で只一度だけあつた事はあるが、外には全くなく忌避権濫用の例は無いのである。陪審員も相当な人物が出て、其

の資格なき人は先づ無いと謂つてよろしい。何分選挙など、違ひ、抽籤で以てやるのであるから、何人が出て来るか判らぬと、此の点を心配して居たのに、幸ひにして杞憂に終り、判断の出来ぬ様な人は見なかつた。真に成績良好である。大阪地方で納税など相当にして居るに不拘、最初呼出される陪審員三十六名中、自己の姓名が書けない様な人物が四名ばかりあつた例もあるが、徳島では宣誓書に署した氏名に徴するに、却つて繁華な都会である大阪方面より筆跡の美しく学事の経歴も進んで居たのは大に満足した。一般に陪審の態度を見るに、真面目で非常に緊張して居る。之は珍しいといふ好奇心もあらうし、場所柄が厳肅な法廷であるといふ、其の結果でもあらうが、態度言語等申し分がない。而して、陪審員としての発問などを聞くも、飛んでもない問など発する者がなく、不都合を認めない。答申はイエス、ノウだけで、吾々としても評議の内容は聞く訳に行かぬけれども、結果から見て全体的を外れた―即ち無罪を有罪、有罪を無罪と認定する様な過ちをする者はない。以上を綜合するに、先づく、良好の成績と断じて憚らないのである。云々

因に、院長は急用もあつて、余り滞在が出来ず、本日実兄殺しの陪審公判を汽船の出る間際まで傍聴の上、直に海路帰院の筈である。

10 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月二〇日

陪審員は一語を發せず

被告は殺意を否認

結婚式で乱暴する弟を殺した

高知最初の陪審公判

性来粗暴の上酒癖悪しく持余されてゐた実弟が、たまく、長兄の息子の晴れの結婚式当夜酔狂して客に対し乱暴を働き、果ては出刃庖丁を揮ひ親兄弟を殺すと暴れ廻るため、遂に堪忍袋の緒を切り殺害して禍根を断たんと決意し、細紐で頸部を締て窒息死にいたらしめたといふ、高知県香美郡□□村木炭製造業MM貞次(四十)にかゝる実弟國重(卅)殺しの事件は、高知地方裁判所最初の陪審公判として、十九日午前十時から、多田裁判長係、加藤検事正立会、十二名の陪審員、水野、高石両弁護士列席の下に開廷された。

何分最初の陪審公判であり、実弟殺しといふので、傍聴人は早朝から殺到し瞬く間に傍聴券は出し切れとなり、特に谷田大阪控訴院長、石井松山地方裁判所長、高野高知刑務所長、丸山営林局長、上杉高知憲兵分隊長などの傍聴ありて傍聴席は満員、かくて午前十時開廷、まづ多田裁判長から被告の身元を訊問した後、

加藤検事正は「被告の実弟で被害者たる國重は、性来粗暴で酒癖悪く窃盜前科二犯を有し日ごろ実家及び近隣のものから蛇蝎視されてゐたものであるが、たまく、本年一月十日、兄伊勢次の長男清兼の結婚式場で乱暴を働いたので、被告はこれを見兼ねて懇々とその不心得を論じたが、却つて反抗し火箸で被告の頭部を殴打し、果ては出刃庖丁を揮つて親兄弟を殺すと暴れ廻るので、隠居の方へ連れて行き、格闘の上側にあつた細紐を國重の頸部に巻きつけ、いっそこれを機会に殺して一家の禍根を絶たんと決意し、遂に同夜午前一時ごろ、窒息死に至らしめたものである」と起訴事実を述べ、ついで裁判長の証拠調べに入り、

被告は「弟國重から火箸で頭を叩かれても何等さからはず我慢に我慢し、結婚式である

からと懇々とその不心得を論じてみたが、酒のまはるにつれ國重は乱暴の度を増し列席の同村駐在巡查の剣を抜き障子を破ったり、同巡查に向つて座蒲団を投げつけ、はては手当り次第に席上の御馳走を跳ね返し、客人を殴打したりするので、あまりの暴れ方に國重を隠居家に連れて行つてしづめんとしたが、却つて反抗し親兄弟を皆殺しにするとして、出刃庖丁をもつて被告に斬りかゝつたので、やむなく刃物をもぎ取り、客席の方に出すまいと側にあつた細紐で國重の頸をまき締めたところ、遂に窒息死亡したもので、いっそ締め殺して一家の禍根をたゞんと決意してからの行為でなく、客席に出してはどんなことをしてかすかも知れないので紐で縛つたものである」と極力殺意を否認し、裁判長から同夜の模様につき詳細な訊問があつたのち、裁判長は陪審席に向つて、被告に対して何かたづねたことはないかと質したが、陪審席は水を打つたやうにしづまりかへり、誰も質問を發するものなく、ついで証人の訊問に入った。

11 「土陽新聞」昭和四年三月二〇日

□□□村の実弟殺事件

けふ陪審裁判開かる

尊敬すべき陪審員の熱心さ

公判廷は異常の緊張

香美郡□□村□□字□□、木炭製造業MM貞次(三九)が、本年一月十日の夜、近親者の家の婚礼祝宴に際し、平素行状悪く且つ酒乱の癖ある実弟MM國重(三三)を取りしづめんと

して抵抗され、細紐で絞殺し、巡查駐在所へ自首して出たといふ殺人事件は、予審終結と共に高知地方裁判所の公判に廻され、重罪とあつて場合により法定陪審に付すべき事件として公判準備手続が行はれたが、被告は此の下調に於て予審供述の一部を翻し、殺意の点を否認したもののらしく観測され、事件は陪審の評議にかける事となり、陪審の性質上内容は秘密にせられ、新聞紙もその意を汲んで陪審員に予断を懐かせる様な立ち入つた記事を差し控へ、今日に及んだ次第であるが、いよく午前九時半といふに、本県最初の陪審公判が開られ、事件の内容、審理の経過が、読者の前に報道し得る事となつた。多田裁判所長が裁判長となり、部長川崎判事、山崎判事が共に陪席となり、加藤検事正が珍らしく関与検事として立会し、それに津野裁判所書記、水野、高石両弁護士が出廷、所定陪審員及補充員十四名の列席も勿論の事である。

公開前の陪審員構成手続

十四名を抽籤で決定

此の日午前八時半といふに、予め定めて置いた市町村の順序によつて、地方裁判所長から呼出しを受けて居た、陪審員三十六名の中病氣等の事由による不参者四名を除いて三十二名出頭中の上成績で、廿四名以上あらば法規上差支へないので、早速構内控へ室に休憩させ、勿論外部との接触を断ち、聽て判事、検事、裁判所書記、被告人、弁護士及陪審員は陪審法廷に入つて、不公開で十二名の陪審員と補充員二名を抽籤により決定、これで陪審構成は成立つた。

而して、裁判長から一場の論告（注意）があり、陪審員の宣誓があった、時に午前十時。

傍聴人入廷を許され、愈々公判開始

特別傍聴席もギン詰

満廷固唾を呑む

陪審構成手続が終ると、判検事は一先づ控室に退いたが、傍聴人及び特別傍聴人がスツカリ入廷して了ふと、待つ間程なく、廷丁から「起立！」の声がかけられる、満廷水を打った様の静まり返り、咳一つ聞こえぬ中を、多田裁判長は川崎、山崎両陪席判事を従へ、正面中央の闕を排し、立会検事たる加藤検事正は正面左手の入口から、相前後して入廷する。抽籤の順序によって右側面、二列に設けた雛壇定め椅子に著席した、陪審員十四名の前には、議会や県会と同じ様な番号札が机上に立てられぬ。

先刻来、多数の視線を憚るものゝ如く、心持ち顔を垂れて、中央左手の柵内被告席に控へた、五分刈頭、縞の木綿の羽織、同じ袷の着物を着た被告も、一時我が身の立場を忘れた如く、物珍さしさうに裁判長の方と陪審席の方とを見とれてゐる——と此の時、書記は「M M貞次」と呼び声をかけ、廷丁が起立の注意を促すと、裁判長は固くなって起った被告に対し、型の如く住所、氏名、年齢、職業、信仰等に互って一応の訊問を行ふ。次いで、原告官たる加藤検事起立。

公訴事実

被告人、M M貞治の実弟M M國重は、性質粗暴であつて、且つ酒癖悪く、尚ほ窃盜罪により二回まで処罰された事があり、一家隣人にも嫌悪せられてゐる者であるが、昭和四年十月十日、被告人等の実兄、同村□□、M M伊勢次方に於て、其の長男清兼の結婚式を挙ぐるにつき祝宴を催したるに、其の席上に於て國重は酔余乱暴をはじめ、客人等に対し罵言暴行し、非礼の所為があつたので、被告人貞次は之れを宥めしづめんとしたるも、却つて反抗し、火箸を以て被告人の頭部を殴りなどして客席を乱し、被告人等が同人を伊勢次方隠居家へ連行し説諭したるに、國重は尚ほ乱暴を止めず、果は親元弟等を殺害し其の住家を焼き払ふと放言し、出刃庖丁を振り上げ、被告人に手向ふ等為すに至つたので、被告人は寧ろ國重を殺害し一家隣人の禍根を絶たんことを決意し、翌十一日午前一時頃、隠居家内に於て携ふる所の細紐を以て國重の頸部を巻き付け強く絞めつけ窒息に因り即死せしめたものであります」と云ふ意味で、詳細に極碎けて公訴事実を述べて審判を求め、陪審員は、事件の内容を一言一句聴き洩らすまいとして熱心に耳を傾ける、一般傍聴人も亦此の空気に化せられて、自らも陪審員の一人になつて居るかの如き面持ちで、厳肅な検事の唇の動きを一斉に注視して聞き耳を立てた。

殺す積もりはなかつたと、被告犯意を否認す

放したら大事と締めつけて

居る内に死んだと弁解

これより裁判長は、分厚な一見記録を机上にマクリつゝ、事実調に入る。
裁判長 今検事の述べられた事は判つたか。

被告 判りました。

裁判長 これに就いて弁解があらば言ふて見るがよい。

被告 乱暴して仕末に了へませぬので、隠居家へ連れて行き、細引で縛りつけますが、放したら何う云ふ事になるか知れませんが、一生懸命締めつけて居たので、死ぬか何うかと云ふ事は思ふ隙がありませんでした。

裁判長 大体國重ほどの位酒を飲むか。

被告 一升五合位も吞めますが、此の余は大分酔ふて居りましたから、一升位はやつて居ましたらうと思ひます、私も酒に酔つて居ました。

裁判長 酒に酔つてゐる者を、そんなに迄せぬでもよいではないか。

被告 軽くあしらふ隙がありませんでした。

裁判長 検証調書によると、二筋に國重の頸を捲いて居るがどうだ。

被告 二つに折れて居たか何うか知りませんが、捲いたのではありません。

此の時裁判長は可成りの大きさの細引を出して見せる。

裁判長 それは伊勢次の家のものか。

被告 兄貴のものか知りませぬ。

裁判長 殺す積りではなかったと云ふ、先刻のお前の弁解した外は、大体検事の言れた通りであるか。

被告 左様であります。

裁判長 絞め殺した時刻は、午前一時頃に違ひないか、どうして其の時刻がわかるか。

被告 安丸の駐在所へ行った時、其処の時計が二時四十分でしたから、それで一時頃だと

思ひました。

裁判長 お前が締めつけて居た時間は、検事の訊問調書に五分間ばかりと云つて居るが、どうして夫れが判るか。

被告 夫れはわかりませんが、そんな事を言つてゐるでしやうか。

と不明瞭な陳述をする、それから裁判長は、

裁判長 それでは何う云ふ訳で國重を絞めることになつたか、その日の事を言つて見がよい。

と問ひ、被告は口早に稍聞き、取りない口調で、

被告 其の日は、兄伊勢次の長男で、私には甥に当る清兼の妻として収入役の姪になる人が嫁に来る事となり、祝宴を開きましたが、私が山から帰つたのは、三時半頃でした、その時國重は私より少し早めに来て酒を呑んで居ました、弟は其の前々に、立派な内から嫁を迎へるに飲んだり食つたりするのが兄は惜しいと思ふだらう、身内の者も呼ばんと先方へも悪いし仲介人にもすまぬ、とぐずぐず云つて居ました

と述べて二、三の訊問の後、

裁判長 國重は前科が、二犯あると云ふが左様か、又酒癖が悪かつたとの事であるが、酒を飲むとすぐ凶暴性を現すのか。

被告 酒を飲むと乱暴するので、私はよく謝りの挨拶に行つたことがあります。

裁判長 婚礼の晩に、如何なる乱暴を働いたのであるか。

被告 座布団を持って、一座のものをなぐりつけたりしました。

裁判長 よく酒場のものが、前科者の酒は飲まぬと云つたさうだが、聞いたことがあるか。

被告 聞きました。

かくて被害者が、ナイフを持って酒場で乱暴をしたことの事実につき、裁判長と被告との間に問答あり、

裁判長 國重の鼻の処に傷があるが、お前が殴ったためであらう、これが為め國重がお前に組み附いて来たのではないか。

被告 さうかも知れません。

裁判長 お前が殺されても、俺が殺されてもと云って、格闘したやうだが事実か、又これが隠居家と云ふがさうか。

被告 左様でございます。

裁判長 その頃に、客場に人が減つてゐたのか。

被告 大分減つてゐました。

裁判長 (包丁を示して) この包丁は、どこにあったのか。

被告 知りませぬ、とにかくいろいろの附近にあった包丁を逆手に持つて切りかゝつて来ました。

裁判長 これで争つてゐたのか、そうしてつかみ合つたのだね。

被告 左様でございます。

裁判長 お前は、最初検事に取調べを受けた時にどう云つたのか。

被告 最初から殺す気はなかつたのでございます。

裁判長 予審の時には。

被告 検事さんの時と同様で異ひはありません。

裁判長 お前は曩に検事が云はれたやうに、國重の首に懸紐をかけてから殺す氣持になつたと云つてゐるが、又お前はさう述べてゐるが左様か。

被告 それはハッキリと覚へてゐませぬ。

裁判長 お前は警察の取調に対して、國重は最初は取り静める心算であつたが、しかし國重が平素乱暴をなし又色々暴言を吐くので将来を思つて殺意を起したと云つてゐるが。

被告 その時に云つたのは間違ひです、当時は弟が死んだので恐ろしかったので云つたもので、事實は左様ではありません。

とて予審での陳述を翻して、殺意のなかつた点を力説し、裁判長との間に押し問答があり

裁判長 次に國重が死んだ時に、兄の伊勢次が来た時は死んだ後であるか。

被告 左様であります。

裁判長 兄伊勢次が来た時は、足を動かさせてゐたので、左様なむごいことはすなと伊勢次は云つてゐるのだが。

被告 決して左様ではありません、死んだ後です。

裁判長 その時に兄の伊勢次は、國重の死を縊死したことにしたらと云つたと云ふたが左様か。

被告 云ひました。

裁判長 自首した時に、もう家へ戻らぬかも知れぬから、後をたのむと云つたと云ふたが左様か。

被告 云ひました。

裁判長 お前は今迄何をしてゐたのか。

被告 私は二十七八の頃家を出て北海道に出稼に行つてゐた、半年位ひして青森へ引き返へて、其処で現在の妻を貰ひ、福島炭鉱で二ケ年間暮し、土佐へ帰つて色々職業を変へてゐた。

これにて、大体被告に対する訊問は終了し、裁判長は弁護人に対して、被告に聞きたき事はないかと促し、水野弁護士より「隠居家に於て國重と小笠原巡査に引きずられて行つたと云ふ事」につき被告は之を認め、更に「縄をもつて首にかけたのは國重が自分の体を保護する為めであつたのであるか」に対し、被告は殺意もなく又取り静めるよりも更に自分を防禦する意思であつたと述べ、高石弁護士より「被告が隠居屋に連れられたのは、兄伊勢次に頼まれたのであるか」、被告はこれを認め、これにて被告の訊問終了。

陪審員第二番から、質問の第一声を放つ

あまり影響がないことだとて

裁判長から簡単に説明

証人 巡査小笠原正豊出廷し、型の如く宣誓をなして、

小笠原証人

裁判長 十日の夜伊勢次方に於ける國重の挙動について訊問するが、婚礼の夜の客は何名位ひか、又國重は如何なる動作であつたか。

証人 客は三十名位ひでした、國重は酒場で「俺は前科者であるから盃を受けとらぬ」な

どと云つてゐたから、私は大切な処であるからと云つて制しました、暫く落ちついて居りましたが再び乱暴を初め出しまして、OM勝義その他貞次の頭を殴つたりしました。それで私がこれを制すると、「俺は自転車の二、三十台は盗んだ事がある、巡査がくゝるならやつて見よ」と云つて暴れた、その後貞次と國重とが喧嘩を初めました、そして國重は庭先に倒れ、貞次は側で酒樽をもつてみました。それから國重は引きずられて隠居部屋に行きましたが、國重は今夜俺を殴つた奴は後でやつつけてやるとして乱暴しましたので、私は右手を後に向けメンシ紐で縛りつけました、そして約十分間位ひ置きました。そして、私は十時頃、伊勢次方を立ち出でました。

裁判長 その時、國重はどれ位ひの酔ひ方であつたか。

証人 余り泥酔とは思ひませんでした、其の足どりなどに於いて決してグデ／＼ではありませんでした。

裁判長 貞次が駐在所へ自首してゐたのは、何時頃であつたか。

証人 夜の二時頃でした。

裁判長 その時、貞次はどう云つてゐたのであるか。

証人 貞次は、國重が乱暴するので取り静めやうとしたが、暴れるので縄をかけた、又國重は平素乱暴するから、このまゝで置くと人を殺すか又何をするかも知れぬので、他人に迷惑をかけぬやうにしたいと思つて殺しました、と涙を流して云ひました。

裁判長 貞次は心からそう云つてゐたか、おまえは又さう信じたのであるか。

とて小笠原巡査は、「貞次が自己の防衛の為に國重を殺したものでなく、他人に迷惑をかけるから殺したものだと思ふ」とて、被告の陳述に反して、検事局並に予審で取調べの事実

を認め、(注、裁判長) 故に現行犯としてこれを取扱ったのか。

証人 左様でございます。

これにて、証人小笠原に対する訊問を終ると、裁判長は、証人に対して陪審員は訊ねることはないかと聞き、陪審員第二号は第一声を放ち起つて「被告が自首した前後の様について承りたい」と述べたが、余り影響のないことで、裁判長より簡単に説明し、証人は退廷する。

次いで、証人同村収入役Y S榮入廷、

Y S証人 「午後七時頃行くと、客人は約廿四五人居ました。皆が酔ふて居るだらうと思つて行くと、被害者國重が皿鉢をソチコチ投げて居ました、火箸を以て貞次の頭を叩いたり乱暴して居ました。小笠原巡査が大切な晩だからと制止すると、一時収まったが、貞次が「今夜はお主も酔ふて居るから皆にすまぬ」と彼方の部屋(隠居家)へ引張つて行きましたが、庭で太い声がありました、喧嘩して居る事と思ひましたが、暫くすると静まったと思ふと、小笠原巡査が出て来て、國重は未だ喧しく云て居るので、小笠原巡査が手を後ろへ廻してくゞつて居る様に見受けました、貞次が「余り乱暴しては行かぬぞ」と云ふと、國重も「もう乱暴せぬ」と云ふので解いてやりました。「皆飲み直して呉れ」との事でしたが、私は小笠原巡査と一緒に帰りました、國重の乱暴は始めて見ましたが、常々話には聞いて居ました」。

次いで、証人O M壽吉呼び出され入廷、

O M証人 「私は午前九時頃から行つて、料理の手伝ひをして居ました。三時頃、國重が来て酒を呑んで居たが、隠居で喧嘩が始まつて居るとの事で行つて見ると、ホウシキをして居る七十何歳の父渡右衛門を殴ると云ひ、兄の伊勢次にもかゝつて居ました、何や彼や煮べを入れた鍋など散らかつて居ましたので、渡右衛門と伊勢次とを出して置いて國重へ訓戒すると、「モウせん」と云つて居る所へ、貞次が戻つてきまして、肴を急いで呉れとの事で料理にかゝりました、其の時が午後四時頃でその後の事は知りません。

次いで、証人O M克義入廷、

O M証人 「午後五時半頃、伊勢次方へ行くと、國重君がM M貞次君の戸を一ぱいあけ放ち、國重は大変酔ふて居ました。結婚儀式が約一時間かゝりましたが、國重は破れたるフンドシを二尺ばかりブラ下げ、皿鉢の上をソケコチ飛び越えて「お主は飲まぬか」とついたり、まきかけたりして居ました。貞次が歌を歌つて居ると「ヤギおかしな歌を歌はず黙つて居れ」と國重が罵倒しました、そこで貞次が黙り込んで居ると、床前に座つた小笠原巡査の頭の上に座蒲団をかぶせました、小笠原巡査が注意すると、「俺は二度も監獄へ行つて居るが、くゞりや縛つて見よ」と暴言を吐き、何処からか火箸を持って来て振り廻はし、酔ふても居らぬ貞次君を逆に「酔狂すな」と突き倒しました、私は危いと思つて火箸を囲壇裏へかくしました。國重君のやり方は余りヒドイと思ひました、伊勢次方の者は皆顔色をかへて居ました。

次いで被告及び被害者の実兄M M伊勢次入廷、

M M証人 「長男の嫁にY S収入役の従妹を貰ひ、十日の日に式をしました。國重は昼の二時頃、貞次も山から一緒に帰りました。酒は國重は何の位呑んだか判りませんが、貞次の事も十分判りませんが、國重は一升余りも呑みましたらう。式中は國重も静かにして居りましたが、酒宴になると客の頭を叩いたと云ふ事ですが、火鉢で貞次の叩いたりして居るの

を見ました。父をいぢめて鍋を投げたりした事は式の前で、人の知らせて隠居へ行つて宥めました、すると「何なら」とつかみかゝつて来ましたが、どうした拍子か右手の中指が國重の口にさはつて嚙まれました。酒席で暴れ出して、小笠原巡査の宥めもきかぬので、私も側へ行つて國重と喧嘩しました。小笠原巡査の掾へ置いてあつた佩剣で、國重が障子を切つた時は見ませざつたが、物音で直ぐ知りました、又妙な「ボン／＼」と云ふ音がしたから振り向くと、國重の眉間に血がにじんで居ました、それでも安心が出来ぬので、小笠原巡査に頼んで縛つて貰ひましたが、之れで暫時静まつて夜中頃には寝かせてありましたが、其の後喧嘩の様子は知りません、しかし妙に気にもかかるので行つて見ると國重が絞められて居る様でしたから「どうした事か」と申しました、入口に頭を向けて居ましたが、足先も見えました。それで直ぐ紐をゆるめて見ますと、紐は二重になつて居ました、モウ國重は死んで居る様でした、貞次は「押へつけて死んだから、わしは何年牢へ入つても仕方がないから自首して出る」と涙を流して云ひました、首をくゝつた様な風になればよいなどは申した事はありません」。

此時裁判長は、「お前は、國重が死んで居る所を見れば、水でも吹きかけて助けて見る方法を取つて見なければならぬのになぜしなかつたか」と詰問され、

証人 「それはせんならん事でしたが、のぼせてようしませんでした、

と大分苦しうな答へをなして、同人の調べは之で終り、証人泰親眞は医師として、被告の創傷の部位其の程度並に被害者の死体其の時期等について、出廷訊問に入り、型の如く宣誓あり、

泰医師証言

裁判長 「鑑定員として、一月十二日附で、國重に対し又同日貞次に対しての鑑定は相違ないか。死体の有様はどうなつて居たか述べて貰ひたい、どう云ふやうに首がくゝられてゐたか（とて國重がくゝられてゐた細紐を示し）云つて貰ひたい。

証人 「細紐は二重になつてゐました、二条を一重にしめたものらしく、その跡がついてゐました、首筋に深い溝があり、二条のうち上の溝は下のよりも深かつたので、相当力強くやつた結果と思ひます。

裁判長 その紐は他人で締めたものか、それとも一人で締めたものと思つたのか。

証人 自分でやつたものとは思はれませぬ、他人にしめられて窒息したものと思ひます。

とて紐でしめた際に起る、咽喉其の多内蔵等の症状を具体的に陳述し、更に貞治の傷について訊問し、

裁判長 國重の鼻の傷はどうしたものであるか。

証人 これは鼻を押しつけた為めでありませぬ。

裁判長 鼻柱は折れてゐたのではないか。

証人 折れては居りませぬ。

これにて、証人に対する訊問ををはり、水野弁護士より酒を飲んでゐると出血が多い又酒を多量に飲むと死にやすいことはないかと訊ね、証人は多少左様なこともあらうと述べて、証人は退廷し、昼食の為午後一時一と先づ休憩、二時十分から再び開廷、第一次弁論に入る筈。

特別傍聴席に控訴院長も見えて

一般傍聴席は満員

空前の物々しい法廷気分

何でも新しい珍らしいものは、見たい聞きたいが人情、それが民衆を神聖なる裁判に關与せしめる新制度の陪審裁判とあつては、何人も是非覗いて見たくなるのは道理である、放火のトキ子事件の様色っぽい事件ではないが、熱心な一般傍聴人は早朝五時頃から、折柄の豪雨を継いで裁判所構内へつめかけて、ヤット傍聴券にありついた人々はほくほくもので、定め時刻に入廷して、大入満員の盛況を呈したが、外に特別傍聴人として弁護士会の連中も多数が片隅へ陣取る。大阪から態々視察に出張の谷田控訴院長や石井高松地方裁判所長、当地の地方区両裁判所判検事殆んど全部、法官席の背後に椅子を並べて傍聴する、其の他にも關係方面の特別傍聴少からず、まことに当地方裁判所始まって以来の物々しい緊張した法的気分を横溢させた。

裁判関与の陪審員

十四名の氏名年齢と職業別

当日呼出を受けた陪審員は、遠きは土佐郡地藏寺吾川郡横島村あたりの人もあり、之等は無論前日から泊りがけで出かけて来たと思はれるが、午前七時頃には早くも五名の出頭があり、受附へ出頭を届出でて夫々控室へ導かれ、定刻八時半には三十六名中三十二名まで揃ふた、内抽籤で決定した十二名と、予備員二名計十四名の住所、氏名、職業、年齢は

左の通りである。尚ほ、当籤したが辞退した者が二名ある。

高知市農人町 農作 中山能之助 (明治廿一年生)
土佐郡鴨田村鴨部 農作 土居繁馬 (明治六年生)
同郡初月村円行寺 農作 大崎銀彌 (明治三年生)
吾川郡伊野町 農作 中島左金治 (明治五年生)
長岡郡三里村仁位田 庸作 濱田明矣 (明治十六年生)
同郡稲生村 農作 中澤喜太郎 (明治十四年生)
同郡三和村浜改田 農作 中村銀之助 (明治十二年生)
同郡大津村 農作 隅田英 (明治三十一年生)
同郡大篠村大通 農作 高田重治 (明治二十年生)
同郡後免町 織物被服類販売 植野成馬 (明治廿五年生)
同郡長岡村上末松分 農作 依光菊太郎 (明治七年生)
同郡岡豊村中島 農作 濱田薫 (明治廿二年生)
(補充員)
土佐郡地藏寺村栗の木 農作 長野常彌 (明治三年生)
吾川郡弘岡下ノ村 農作 吉良禎吉 (明治七年生)

紋付羽織や背広で

和洋思ひくの

民衆的な陪審員の服装

抽籤で決定し裁判に関与した十二名の陪審員と補充員二名、この日の服装はと見ると、洋服四人に和服十人といふ振合ひ、洋服は殆んど背広で、和服は紋付羽織が三人、縞の羽織が七人、いづれも勿論袴着で威儀を正して居たが、思ひくゝの出立ちである。

法廷の威厳を一層引立たせる為めに、陪審員にも法官に準じた類似の揃った法服を制定して着用させる事にしたら宜しからうとの一説もないではないが、見苦しい服装でない限り、区々の出立ちで、殊更らしく構へないのが民衆を代弁する陪審員らしくてよいと云つて、現在通りの服装に賛成してゐる者もあるし、観方は様々だ。

12 「大阪時事」昭和四年三月二〇日

高知の陪審裁判

高知地方裁判所の陪審公判は、十九日午前九時半から、高知地方裁判所新陪審廷にて開廷、多田裁判長、川崎、山崎両陪席判事、加藤検事正立会ひ、水野、高石両弁護士列席の上、香美郡□□村MM貞次(三十九)が実弟國重(三十四)を殺害した事件につき審理を始め、十二名の陪審員を抽籤して陪審せしめたが、被告は一切殺意を否認し、首を締めて居るうち死んだものだと述べ、証人調べを為したる後、陪審員は被告が自首した前後につき質問し、畑医師の証言あり、午後二時より水野、高石両弁護士の弁論があつたが、傍聴席満員で傍聴券を發行した。(高知)

13 「大阪朝日徳島高知版」昭和四年三月二一日

高知の陪審公判

実弟殺しに同情ある判決

陪審員は殺意を認定

刑の執行猶予を言渡さる

高知県香美郡□□村木炭製造業MM貞次(四十)にかゝる実弟殺しの陪審公判は、既報のごとく十九日、高知地方裁判所で開廷、証人として駐在巡查外五名の訊問があつたのち、加藤検事正は、「この殺人事件の争点は、被告貞次に殺意があつたか否かといふ点である、殺害の原因動機には大に同情すべきものがあるが、同情は同情で事實は枉げられない、被告は当法廷で殺意はなかつたと陳述してゐるが、被告は國重の首に縄をかけるまでは犯意がなかつたが、縄が國重の首にうまくかゝつたので、これを機会に國重をな亡きものにして、一家の禍根を断たんと、急に殺意を生じ絞殺したものである」と論告し、これに対し、高石、水野両弁護士は、被告には殺意はなかつたと極力弁護し、

裁判長から、陪審員に対し問書交付し、陪審員らは別室で評議の結果、被告人に殺意があつたと認定した。それより、加藤検事正は、情状酌量の上懲役二年を至当とすると同情ある求刑をなし、高石、水野両弁護士は熱心に執行猶予論を試み、午後七時半閉廷したが、さらに二十日午後一時から開廷、多田裁判長は、被告が実弟を絞殺するまでには頗る同情すべき点があるとて、懲役二年、三ヶ年の執行猶予をいひ渡し、今後はたとへどんなことがあつても決して短気なことをするなと懇々と諭すところあつたが、被告貞次はこの寛典

に被告席に泣き伏し、裁判長を拜まんばかりに嬉し涙にかきくねながら退廷した。

14 「土陽新聞」昭和四年三月二一日

□□□の実弟殺し

懲役二年の判決下る

三ヶ年間執行猶予

本県最初の陪審裁判

香美郡□□村□□字□□木炭製造業MM貞次(三九)が、日頃性行粗暴であり、窃盜の科も二犯あり且つ酒癖悪き実弟國重が、本年二月十日の夜半過ぎ、長兄同姓伊勢次の長男清兼の婚礼祝宴席上、手のつけられぬ乱暴をはじめ、之を取り鎮めんとした所、兇器を以て反抗され、之を縛って絞殺したといふ殺人被告事件は、既報の通り、本県最初の陪審公判に付せられ、午前八時半より午後七時半に終り、公判手続を進め陪審員の評議は殺意あつた事を認定答申し、立会検事としては犯行の原因動機については極めて同情を寄せ、情状酌量の上懲役二年の論告求刑をなし、水野、高石両弁護士は最初正当防衛なりとして論じ、陪審が殺意を認めた以上は止むを得ないから、此の上は情状を大に酌量されて極めて軽き刑の量定をなし且つ執行猶予の寛典に預りたいと力説弁論を試み、結審閉廷となつて居たが、本日午後一時、多田裁判長より懲役二年、三年間執行猶予の判決が宣告された。

15 「土陽新聞」昭和四年三月二一日

□□□実弟殺

判決主文と理由

香美郡□□村□□字□□木炭製造業MM貞次(四〇)が、粗暴な実弟同姓國重(三三)を絞殺したといふ殺人被告事件は、夕刊所報の如く、多田裁判長より懲役二年(三年間刑の執行猶予)の判決が宣告され、被告貞次は此の同情ある寛大なる判決を受け、木訥なる面上につゝみ切れぬ喜色をあらはし、幾度か頭を下げて退廷したが、判決主文並に理由の概要は、左の通りである。

判決主文

被告貞次を懲役二年に処す

但三年間刑の執行を猶予す

理由

被告人貞次の実弟MM國重(三三)は、性粗暴にして酒癖悪く、曩に窃盜罪に因り二回処罰せられたることあり、一家隣人に嫌忌せられ居たるものなる処、昭和四年一月十日夜、被告人貞次の実兄高知県香美郡□□村□□MM伊勢次方に於て、同人の長男清兼の婚姻祝賀の宴開かれ、其席上國重は酔余客人に対し罵言暴行を加へ非礼甚しかりしより、被告人貞次は國重を戒め且つ之を宥めんとしたるに、同人は却つて反抗し火箸を以て被告人貞治之頭部を殴打し、遂に伊勢次方本家前庭に於て格闘したるも、宴席に列し居たる巡查小笠原正豊等の制する所となり、同人等に於て國重を伊勢次方隠居家に連行きたり、然るに同人の暴行猶止まざりしより、小笠原巡查は國重を懲戒せんが為め細綱を以て同人の両手を縛

したるも、被告人貞次の乞により之れを解きたる処、國重は被告人貞次に対し親兄弟を殺害すべし其の住家を焼払ふばしと放言し、炉辺にありたる出刃庖丁を振上げたるより、被告人貞次は再び國重と格闘し同人に於て出刃庖丁を床に落したるも、当時酩酊し居たる被告人貞次は寧ろ同人を殺害し一家隣人の禍根を絶つに加かずと決意し、翌十一日午前一時頃、右隠居家に於て手近にありたる右細綱を以て國重の頸部に巻きつけ、同人の背後より強く之を絞めつけ窒息に因り即死せしめ、其の後間もなく該犯行発覚前□□村安丸巡查駐在所巡查小笠原正豊に対し自首したるものなり、

法律に照らすに、被告人貞次の右所為は、刑法第九十九条に該当するを以て、同条を適用し所定の有期懲役を選択し処断すべき処、所犯情状憫諒すべきものなるを以て、同法第六十六条、第七十一条、第六十八条第三号に則り刑の減輕を為し、被告人貞次を懲役二年に処すべく、尚ほ右犯行の動機、犯行当時被告人貞次が酩酊し居たる事実、被害者國重の暴行等に鑑み右刑の執行を猶予すべきを相当と認むるを以て、同法第二十五条に則り三年間之を猶予すべく、依つて主文の如く判決す

熱心なる陪審員

公平に判断下し、好成绩を示された

加藤検事正 談

今度の陪審裁判で、陪審員諸君が非常に熱心なる態度を以て、細心なる注意を払はれ、適當なる判断をされた事は敬服する所である。事案はまことに同情のよせらるゝ事件であ

つたから、諸外国の例に徴して、無理に被告の罪を軽く見るとか、或は無罪に見るとか云ふ結果に陥りはせぬかと竊かに心配して居たが、陪審員諸君はよく其の職責にもとらず、認定をされたのは結構であった、事實は事實として認定されるなれば、夫れ以上は刑の量定についてユトリのある訳であるから、裁判所の判決になつた様に刑の執行猶予といふ結果になつても、私からは実刑を求めて居たと謂に乍ら、又結構であらうし、敢て私から反対はせぬのである。陪審員諸君がよく法廷に於て事実証拠、弁論等を聴き取り、誠実公平に判断されたかは寔に結構で、よい模範を示された訳である。普通の裁判では、裁判所に向つて弁論するのであるが、陪審では陪審員によく諒解される様との趣旨で論するのであるから、出来るだけ常識的に論告を下した次第である、水野弁護人の弁論も大に結構であつたと感服して居る。云々

流石に言論の国

此の成績を以てせば前途祝福するに足る

多田裁判所長 談

色々新聞でも配慮されて、陪審員の心得などよく徹底せしめられ、最初の陪審裁判に好成绩を納め得た事は、御苦労に存する。自分は裁判の局に当り、陪席と合議の上判決を下したのであつて、別に申し上げる事もないが、陪審員諸君の態度頗る熱心で洵に申分なく、裁判所の問書に対する答申に二時間近くも評議を重ねられ、其労を惜しまず職責を尽された事は、流石に高知県は言論の国であると感心した次第である。

熱心は熱心であっても、徒らに時間を費し所謂小田原評定に終つては何にもならぬのみならず、裁判の進行を阻害し悪例を胎すので聊か此の点を心配したが、適當の時間内に評議を決して答申された事は喜ぶべきであつた、此の成績を以てすれば十分前途を祝福するに足るものと信じて疑はない、又水野弁護人の弁論なども流石に多年の経験をもつて老巧円熟其の所論に感服した事であつた。云々

②殺人被告事件昭和六年五月二十九日判決

1 「大阪朝日高知版」昭和六年二月二四日

刃渡り八寸の出刃で殺害

女房と駆落した

男の胸部を刺し

高知県幡多郡□□村字□□TH銀松(四十二)妻ふき(三十六)は、かねて同村同字のOM熊江(四十二)と關係を結んでゐたが、つひに去る十七日、二人は愛媛県宇和島市へ駆落したので、銀松は大いに激昂し、二十二日午後七時ごろ、兩名が帰郷したのを聞付け、刃渡り八寸の出刃庖丁をもつてOM方へ乗込む途中、大宮県道でOMとばったり会ひ、突如右の出刃庖丁をもつてOMの胸部を刺し即死せしめたが、直に同村津野川駐在所巡査に取押へられ目下取調中。

2 「大阪朝日高知版」昭和六年五月二十九日

殺人事件の陪審公判

被告犯行を否認

幡多郡□□村字□□樽屋TH銀松(四十二)が、本年二月二十二日午後二時ごろ、同村のOM熊江(四十二)を路上で鬭争の上殺害したといふ事件の陪審公判は、二十八日午前九時から、高知地方裁判所で、岡崎裁判長係、加藤検事正立会、小林、山岡両判事及び陪審員十二名、補充員一名出席の下に開廷され、被告は喧嘩になつたところまで知つてゐるが、その後のことは少しも知らぬとあくまでも犯行を否認し、正午休憩、午後一時半から再開、THふき外九名の証人調が行はれた。

3 「大阪朝日高知版」昭和六年五月三一日

殺人樽屋

懲役四年言渡

幡多郡□□村樽屋職TH銀松(四十二)が、喧嘩の末OM熊江を殺害した事件の陪審公判は、二十九日午前九時から、高知地方裁判所で続開、加藤検事正は、被告に殺意あつたものと認めると述べ、陪審員また被告に殺意あつて殺害したものであると答申したので、求刑通り懲役四年(拘留四十日通算)の判決を言渡された。

③放火未遂被告事件昭和九年七月日判決

1 「大阪朝日高知版」昭和九年七月三日

第三回目の陪審公判

五日に放火未遂事件

幡多郡□□村字□□内炭焼業 S M 政重（二十八年）にかゝる放火未遂の公判は、いよく本県における第三回目の陪審公判として、五日午前九時から、高知地方裁判所で、柴田所長が裁判長となり、香取検事正が立会検事として開廷されることに決定。

なほ、当日呼出される三十六名の陪審員は、すでにそれ／＼通知が発せられた。

2 「大阪朝日高知版」昭和九年七月六日

証言いづれも被告に不利

幡多の放火未遂事件

きのふ陪審公判

本県第三回目の陪審公判、幡多郡□□村 S M 政重（二十八年）が、本年二月一日、かねて内縁関係にあった同村□□内の T Z 小浪所有にかゝる松煙小屋に放火し未遂に終わった公判は、五日高知地方裁判所で、柴田裁判所長係、片寄検事立会、岩本仙吾ほか十一名の陪審員出席の上開廷、

裁判長の訊問に対し、被告は「以前小浪とは関係はあったが、小浪に添ひとげる訳にいかない事情があったので、談合の上別れたもので、何ら小浪に含むところはなく、従って

放火する理由はない」と、あくまでも公訴事実を否定し、

ついで証人調べに入り、小浪は「別れたのちも、やはり執拗につきまとった」、S H 玉行は、当日被告とカルタをとった覚えはない」と被告に何れも不利な証言をなし、

更に、小浪の婿養子の S H 市太郎の調べあつて、正午休憩、午後一時再開、証拠書類および証拠物の取調べ、裁判長の説示後問あり、ついで陪審員は別室で評議答申した。

3 「大阪朝日高知版」昭和九年七月七日

陪審員からの答申「然り」

放火未遂に二年六月

本県第三回目の陪審公判たる幡多郡□□村炭焼業 S M 政重（二十七年）にかゝる放火未遂公判は、五日午後、高知地方裁判所で引続き開かれ、柴田裁判長の発問に対し、陪審員は「然り」と答申、裁判所では合議の結果これを採用、片寄立会検事から、懲役二年六月を求刑、判決は七日。

4 「大阪朝日高知版」昭和九年七月八日

放火未遂に一年半の判決

陪審公判

幡多郡□□村炭焼業 S M 政重（二十七年）にかゝる放火未遂陪審公判は、七日高知地方裁判所

で開廷、柴田裁判長から懲役一年六ヶ月の判決があつた。

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号（第7巻第10号、一九二九年一〇月）には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号（第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月）には、全国各地の二〇〇余名の法曹（大部分が弁護士）から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、「判検事の感想」は、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号から、「弁護士の感想」は、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号から採録した。

（注）全国の判事・検事・弁護士の感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」（『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月）があるので、参照されたい。

1 神戸

（一）判検事の感想

①「陪審法実施後の感想」 神戸地方裁判所長 東龜五郎

陪審法施行後約一ヶ年になるが、其間陪審手続に依り審理された件数は、吾人が最初予想したる十分の一にも達しない。法定陪審事件の大部分は、皆被告人より辞退し、折角鳴

物入で宣伝した大道具も、其寂寞を感じざるを得ないのである。何故多数の被告が辞退するかと云ふに、之は恐らく現行陪審法の規定は、被告等の予想を裏切つた為ではなからうかと思はる。江木博士を始めとし、吾人の先覚者等が多年唱道し來つた所謂陪審は、英米の夫れの如く陪審員をして罪責問題迄も決定せしむるにあり。即ち、官僚裁判は釘附であるから、国民をして常識に依つて涙ある裁判を為さしめようと云ふに在りて、多数の人も左様に考へて居たのであるが、現行陪審法が施行されて見れば、之は又案外に陪審員の関与する範囲は甚だ狭く、只証拠に依つて犯罪構成要件のみを評議答申するに止り、陪審員に対しては犯罪の情状問題すら論議することを許されない、其上陪審事件となれば検事よりも水も漏さぬ証拠調を申請し、夫れで尚不当の答申と見れば更新して、結局裁判所の思ふ壺に入れる様になる、而も之に対しては、最早控訴を許さぬと云ふにあるから、被告人の浮む瀬はないことになる。陪審事件の被告人も、有利な判決を受けたものもあるが、此は或は普通事件としても同一の結果になつたらうと思はる。そうなれば、一層始めより普通手続に依れば手続も簡単に済み、裁判官丈に縋り情理を尽して涙ある判決を求めた方が得策であり、尚不服なれば控訴の出来る利益もあれば、偕こそ辞退するものでなからうか。勿論、被告人となりし者の心理は一概に断定出来ぬが、若し以上の理由で辞退するものとすれば、今後と雖陪審事件の増加する見込はないと思ふ。果して然らば、陪審法の施行に依つて、国民が国務に参与すると云ふ政治上の目的文は達せられた訳だが、より良き裁判を為し錦上更に花を添へんとする目的は或は如何であらうか。早晚識者の考慮すべき時機は到来するだらうと思ふ。

②「陪審法実施に付ての感想」 神戸地方裁判所部長 加藤健一

一、被告人は、陪審法廷に於て殆ど総て、警察官吏より凌辱を受け又は種々詐言を用ひられたるため、虚偽の自白を為したる旨弁解す。其弁解は、必しも全部信用し難きも、多少之に似たる事実ありし疑を懐かしむるものあり。之れ、司法警察官吏が余りに被疑者の自白にのみ重きを置き過ぐると、捜査に関する知識訓練の足らざるが為なるべし。又、司法警察官吏が、法廷に於て証言するに方り、被告人の不利の方面のみを陳述し、被告人の利益の方面を看過せる嫌ありものあり。又、余りに興奮し、公正なる態度を欠ける感を懐かしむるものあり。要するに、優良なる司法警察官吏の養成の必要あり。

二、予審に於て、被告人が犯罪を自白したる場合に、被告人の訊問簡に過ぐるものあり。予審判事は、被告人の自白せる場合には、犯罪の動機情状を詳細に訊問する必要あり。蓋し、陪審員に其調書の要旨を告ぐるに方り、其記載余りに簡に過ぐるときは、被告人が真意より自白したりや否や、陪審員をして之を判断せしむこと困難なればなり。又、予審判事が終結決定を為すに方り、陪審の答申の場合を予め顧慮する必要あり。例へば、殺人事件に於て、敢て未必的故意を認められざるにあらざるも、陪審員の常識にては之を認め難しと思料せらるゝ場合あり、斯る場合には陪審の答申を顧慮し、寧ろ傷害致死の決定を為すを可なりとせずや。

三、陪審事件に付、弁護士官選の場合、検証の為遠方に出張の費用、記録謄写の費用を弁護人に全部負担せしむるは気の毒なり（他の官選弁護人の場合も同様なるも）何等か費用弁償負担軽減の方法なきや。

四、陪審事件の多くは放火事件なり。放火事件は、超過保険金詐欺に原因するもの殊に多し、官民共に超過保険防止策を講ずる必要あり。

③「法定陪審辞退の理由に就て」 神戸地方裁判所検事 遠藤常壽

陪審法実施当初に於て吾人は、陪審に付せらるゝ法定陪審事件多数あるは勿論、請求陪審も亦相当の數に達すべしと予期したるに拘らず、現実陪審を要求するもの甚尠きは意外とする処なり。

同法実施以来本年七月二十日迄の間、神戸地方裁判所に繫属したる法定陪審事件八十六件九十三人ある内、既済八十件内訳、辞退七十八件八十五人、陪審に付したるもの二件二人及未済六件六人、其の内陪審に付すること確定せるもの一件一人、他は未定にして、請求に依る陪審事件一もなし。

右辞退者中、現在神戸、大阪両刑務所収容中の三十五名（他は不拘束又は他の刑務所に移送せられたる為未調査）に就き、辞退理由を調査したる処、其の理由は、

(一) 速に審理判決を得度き為

(二) 控訴の途なき為

(三) 全然無頓着

(四) 弁護人の意見に従ひ

(五) 漫然普通裁判を有利と思料し

(六) 地方人は重大犯罪を畏怖する余公正なる判断を為し難しと思料し

(七) 当初より冤罪を主張せるものにして地方人の判断に委し難しと思料し

(八) 知名の親族の名譽を慮り公判の誇大に吹聴せらるゝを怖れ

(九) 可也裁判所に手数を掛けざる為

(十) 知人と面会の關係上郷里に近き支部裁判所所在地刑務所に永く居度き為

(十一) 多額の費用を要すと誤信したる為
(十二) 事実に争なき為

にして、其の一部は、陪審制度の無理解に基く疑なきに非ざるも、多くは之を理解して辞退したりと認められ、其の理由は区々たるも、結局多数は陪審員の判断に危慮の念を抱き、反つて裁判官の判定を信頼するものゝ如し。

該調査は、極めて小範囲に止り、之を以て全般の趨勢を推知するを得ずと雖も、陪審を要求するもの尠きは、各地皆殆ど同様にして、其の理由は帰する処、陪審員よりも裁判官を信頼する念厚きが為に非ざるか。果して然らば、現行陪審制度の価値に付き疑なき能はず。素より同法実施以来未だ葺年ならざるに、其の結果に依り制度の当否を論ずるは早計たるを免れず、宜しく今後の傾向を観て研究すべき問題なりと思料す。

(二) 弁護士感想

① 前田途米一 (姫路)

無用の制度なりき。殊に財政窮乏の今日より見て、一ヶ半ヶの犯罪審理の為め、多数の費用と多数の国民の犠牲は到底比較にならず。殊に我国の裁判が不信用なりと云ふならば兎も角、其理由では無かつたのであります。只法案が議會に提出の当時は、大に歓呼之を迎へたるは事実なり。吾人亦其一人なりしことを告白するの悲しみを持ちます。

② 岡島峯藏 (神戸)

只無用の長物なりと思ふの外無之候。

③ 佐伯成道 (姫路)

無用の長物たるの感あり。思つて陪審の権限に断定力なき為めと控訴不能のためか、之

を利用して陪審裁判を受けたしとの要求少なし。

④ 本田由雄 (神戸)

裁判官、弁護士をして陪審裁判を嫌忌せしむる制度上の欠陥を芟除するに非ずんば、利用の機来らず。判事、弁護士共に嫌ふ制度ならば陪審辞退の結果を必ず招来せしむ。

⑤ 鈴木恒幸 (神戸)

断然廃止すべきものと考へます。

⑥ 千野國丸 (神戸)

普通選挙法と共に昭和年間に於ける記念すべき陪審法の施行につき、世上、種々の悲觀論を聞くも、私は、本法は時を経るに従つて、愈々、其立法の精神を發揮すべく、世界に對して、日本文化の程度を誇るに足るべき、標準たる好個の施設なりと存じ居り候。目下、刑法の改正の下準備行はれつゝありと聞き及び候処、社会共存共栄の趣旨に則り、人格権を尊重し、主觀説を基調とする新刑法が行はるゝに至らば、陪審法は、愈々其機能を發揮し、社会通念を尊重し、裁判官の硬着を防ぐ上に、絶大なる力ある制度なりと確信致居候。

⑦ 大白慎三 (神戸)

陪審法不振は控訴不能が其の因を為して居るものと思ふ。或制限の許に控訴権を与へては如何。

⑧ 失名氏 (神戸)

廃止すること出来ざれば拡張すること。

⑨ 山下保治 (神戸)

刑事事件を取扱はざる為感想なし。

⑩ 中井一夫（神戸）

区及地方裁判所程度の判事は、常に其の検事局に遠慮し、なるべく其の顔が立つ様な裁判をやり、中には裁判権独立の尊厳を自覚して居ないのかとさへ思はるゝ程の人もある。然し、控訴院の判事になると、其の見識は流石に検事局をも裁いてやるといふ態度にあるのを例とする。検事に気兼ねし乍らせられら裁判に、控訴も出来ず、人間一生の大事をきめられてはたまらぬ、これが陪審裁判不人気の真原因ではかからうか？

⑪ 桑名富三郎（神戸）

陪審手続実施の数が意外に少なきには驚き入り候。惟ふに之れ吾国民が封建制度の思想より未だ完全に脱却せず、一種の事大思想の為に茲に至れるかと存じ候。

⑫ 松根秀彌（神戸）

伝家の宝刀として、猶ほ存置すべし。その之あるが為に司法官を自重せしむ。今遽かに廃止するに及ばず。之が実績は招来に期待すべき也。

⑬ 濱家熊雄（神戸）

陪審員の修業不足を感ず。陪審制度に対する期待大き過ぎる、陪審に附せば何でも無罪との錯覚は禍す。

2 徳島

（一）判検事の感想

① 「陪審法第七十九条第四項に対する疑義」 徳島地方裁判所長 坂本徹章

徳島地方裁判所の初陪審公判は、昭和四年三月十六日に開かれた。公訴事實は、「被告人は昭和三年九月十日午前一時頃、厭世の結果居宅附近の野井戸に、長男××二歳をを沈めて、溺死せしめたるものなり」と謂ふに在り。被告人の陪審公判に於て弁解する処は、「××を野井戸に沈め、溺死せしめたるものに非ず。被告人は、買物の為家を出て野道を通行中、怪火が飛びたりと思ふと同時に驚き、夢中となり後正気付きたるときは、××を背負ひたる儘井戸に落ち込み居り、××は溺死し居りたるものなり」と謂ふに在ったが、之に於て私が問題としたのは、夢中と謂ふ弁解を刑法の心神喪失と解したるも、此心神喪失の事實は、陪審法第七十九条第四項の犯罪の成立を、阻却する原由となるべき事実と謂ひ得るや否やである。之には積極と消極の二学説があるが、仮に之を積極に解し、尚右事實の有無を陪審員に評議せしむる必要ありと認むるときは、裁判長の陪審員に対する発問の形式は、主問として「被告人は（日時）故意を以て××を（場所）野井戸に沈めて之を溺死せしめたるものなるや」、別問として「若し然りとせば右所為は心神喪失中に為されたるものなりや」となる。別問は主問が肯定せられたるとき答ふべきものなることは、学説に於ても異論なきを以て、叙上の発問の形式と為るものであるが、右主問と別問との間に矛盾の存することが看取出来る。即ち、主問に於て然り、別問に於て然りと答申あるとき、主問に於て故意が肯定せられ、別問に於て心神喪失が肯定せらるゝことに為り、明に矛盾である。然らば、主問中より故意の二文辞を除くと、犯罪構成要件が問はるべきに（陪審法第七十七条）主問に於ては問はれざることに為る。尤も、心神喪失当時の行為には故意なるものは存せずと謂ふ見解から矛盾ありと謂ふのである。右の様な次第であるから、私は消極説を正当とし、裁判長も他の陪席判事も同様の意見で、裁判長は前述の主問のみを發し、心神喪失に付別問を發せず。陪審は然りと答申し、裁判所は之を採択し、懲役二年三

年執行猶予の判決をなし、判決は一審で確定し、事件は終局を告げたのである。結局、私は別問として発すべきものは、講学上違法阻却の原由たる事実に限るのが正当だと思つたのである。

(二) 弁護士感想

① 大谷源之助(徳島)

聖護院蕪菁は他国でウマク出来ませぬ。法律も作つてはいかぬ、生えた者でなければならぬ、陪審法は蕪菁だ。

3 高松

(二) 弁護士感想

① 中村俊久(高松)

執行停止の外なかるべしと存候。

4 高知

(二) 弁護士感想

① 高石久壽吉(高知)

被告人が、陪審裁判を回避するの風あり。理由は、控訴の出来ざること其一にして、地方新聞が仰々敷書き立て世人を騒がすこと其二也、素人の事実認定より専門裁判官の判断に誤なしと信ずること其三なり。

② 西内徳(高知)

有害無益、廃止を希望す。

③ 高松良吉(高知)

寒梅未だ開かず、鶯枝にまつの感を有す。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の関歴

陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二 陪審公判一覧表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の関歴を『日本法曹界人物事典』(第一巻、第5巻)、『司法大観』(昭和32年・昭和42年、『官報』)、弁護士については『日本弁護士名簿』、『日本弁護士大観』(昭和37年)、『全国弁護士大観』(昭和52年)、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース」で検索したが、「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。

なお、『官報』(昭和22年5月3日以降)は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館内において公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない履歴や人名が相当あり、精度は完璧とはいえない。また、『官報』(昭和27年3月まで)は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないし、昭和一九(一九四四)年四月一日から四月六日までが欠落している。

1 神戸

(一) 判事の閲歴

① 加藤健一

●明治一四年九月一日生、豊橋市中八↓豊橋市咆海、明治四〇年七月京都帝国大学法学部卒業、明治四〇年七月司法官試補・大津地方裁判所詰、明治四二年四月丸亀区裁判所判事、明治四二年八月高松区裁判所判事、大正三年一月京都区裁判所判事、大正五年八月京都地方裁判所判事、大正一二年四月京都地方裁判所部長、大正一四年三月立命館大学講師嘱託、大正一五年一月大阪控訴院判事、昭和三年七月神戸地方裁判所部長、昭和五年五月京都区裁判所監督判事、昭和七年五月大阪区裁判所監督判事、昭和八年六月大津地方裁判所長、昭和九年九月札幌地方裁判所長、昭和一二年五月仙台地方裁判所長、昭和一四年四月宇都宮地方裁判所長（『人物事典』155）、昭和一五年九月新潟地方裁判所長（『官報』昭和15・9・17）、昭和一七年三月審院検事・退職（『官報』昭和17・3・17）、昭和一七年四月公証人・東京民事地方裁判所所屬（『官報』昭和17・4・4）、昭和一七年一月公証人退職（『官報』昭和17・12・2）、昭和二二年二月弁護士登録・名古屋（『官報』昭和21・3・19）、昭和二七年六月二六日登録取消・死亡（『官報』昭和27・8・6）

② 荻野益三郎

●明治三九年九月一日生、兵庫県水上郡芦田村芳田、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一三年六月神戸地方裁判所予備判事、大正一四年八月神戸区裁判所判事、昭和五年八月高知地方裁判所判事、昭和七

年一月神戸地方裁判所部長、昭和九年五月大阪控訴院判事、昭和一一年一月大阪地方裁判所部長、昭和一三年六月検事兼司法書記官・東京地方刑事裁判所検事刑事局勤務刑事局第四課長（『人物事典』255）、昭和一四年五月兼外務書記官（『官報』昭和14・5・5）、昭和一四年一月刑事局第二課長（『官報』昭和14・12・2）、昭和一六年八月大阪控訴院判事（『官報』昭和16・8・12）、昭和一六年一月東京控訴院判事（『官報』昭和18・11・5）、昭和一八年六月宮城控訴院部長（『官報』昭和18・6・25）、昭和二〇年九月司法省調査官・大臣官房勤務（『官報』昭和20・10・3、昭和20・10・5）、昭和二二年一月司法省終戦連絡部長（『法曹大観』昭和32）、昭和二二年二月大阪地方裁判所長（『官報』昭和21・2・22）、昭和二二年一月大阪高等裁判所判事（『官報』昭和22・11・21）、昭和二四年三月大阪高等裁判所部事務総括（『官報』昭和24・4・15）、昭和三〇年六月札幌高等裁判所長官（『官報』昭和30・6・17）、昭和三三年八月福岡高等裁判所長官（『官報』昭和33・8・9）、昭和三五年一月名古屋高等裁判所長官（『官報』昭和35・11・9）、昭和三六年八月大阪高等裁判所長官（『官報』昭和36・9・9）、昭和三七年八月定年退官（『官報』昭和37・9・3）、昭和三七年九月弁護士登録・大阪（『官報』昭和37・10・17）、昭和五九年三月九日登録取消・死亡（『官報』昭和59・4・18）

●明治三〇年九月一日生、「本籍」兵庫県、「事務所」北区中之島三―三朝日新聞ビル一階、「電話」⁽²⁰²⁾七三七三―四・八〇〇一、「自宅」豊中市蛸池三―一五―三二、「電話」⁽⁸⁵²⁾一七六〇、昭和三七七年弁護士登録・大阪（八五六〇）、大正一一年東京大学法学部法律学科独法卒、大正一一年司法官試補、検事、昭和四四年司法委員会委員（『全国弁護士大観』昭和52年）

●荻野益三郎「経済統制法令の疑義」(一)～(七)『警察研究』第11巻8号・9号・12号、第12巻第1号・第2号、第3号、第4号、一九四〇年八月・九月・十二月、一九四一年一月～四月)、荻野益三郎「経済統制に於ける判例の

指導性」(『法律新聞』昭和17年1月5日)、荻野益三郎「価格統制違反の犯罪事実表現」(『警察研究』第13巻第2号・第3号、一九四二年二月・三月)、荻野益三郎「刑事判例研究 指定期日に於ける受領者に付ての額の基準と支店」(『法学新報』第52巻第5号、一九四二年五月)、荻野益三郎「刑事判例研究 麵類製造業者に対する小麦粉の販売と昭和十五年農林省商工省告示第一号に所謂卸売」(『法学新報』第52巻第6号、一九四二年六月)、荻野益三郎「刑事判例研究 毛織物の卸売と小売」(『法学新報』第52巻第7号、一九四二年七月)、荻野益三郎「刑事判例研究 沖縄県産黒糖の販売価格と昭和十五年北海道庁告示第八百五十五号」(『法学新報』第52巻第9号、一九四二年九月)、荻野益三郎「刑事判例研究 価格統制令第十三条に所謂「自己ノ業務ニ属ス」との意義」(『法学新報』第52巻第9号、一九四二年九月)、荻野益三郎「刑事判例研究 昭和十四年九月商工省告示第二百四十七号と製紙原料商間の紙屑の販売価格」(『法学新報』第53巻第6号、一九四三年六月)、荻野益三郎「経済統制法刑事判例一年の回顧」(『法律時報』第16巻第2号、一九四四年二月)、荻野益三郎『随筆集 判事の風呂敷包み』(朝日新聞社、一九四九年四月)、荻野益三郎「法窓余録(1)」(『6』)、『判例時報』313、316、318、319、昭和37年11月11日・21日、昭和38年1月1日・11日、昭和38年1月1日)、荻野益三郎「裁判のむずかしさ」、『判例時報』320、昭和38年1月11日)、荻野益三郎「幻聴」、『判例時報』342、昭和38年8月21日)

●浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——」(『司法研究所調査叢書第九号(司法研修所・一九六八年三月)に「陪審裁判の経験談」として、「第九話 荻野益三郎氏(元大阪高裁長官 談(神戸地裁当時)」が収録されている。

③江場盛次

●明治二八年一月一日生、東京市四谷区大番町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判

所詰、大正一三年六月奈良地方裁判所予備判事、大正一五年一月高知地方裁判所判事、大正一五年一月神戸地方裁判所判事、昭和七年四月仙台地方裁判所判事、昭和一〇年一月宮城控訴院判事、昭和一二年九月盛岡地方裁判所部長(『人物事典』ⅡⅤ)、発令年月日不明仙台区裁判所判事、昭和二二年一月仙台地方裁判所判事(『官報』昭和23・1・24)、昭和二三年一月仙台高等裁判所判事(『官報』昭和24・1・28)、昭和二四年一二月青森地方裁判所兼青森家庭裁判所判事(『官報』昭和25・1・10)、昭和二七年一〇月富山地方裁判所兼富山家庭裁判所判事(『官報』昭和27・10・29)、昭和三二年一二月岐阜地方裁判所長兼岐阜家庭裁判所長(『官報』昭和32・12・18)、昭和三五年一月定年退官(『官報』昭和35・11・12)、昭和三五年一月平塚簡易裁判所判事(『官報』昭和35・11・15)、昭和四〇年一月簡裁判事定年退官(『官報』昭和40・11・11)

④友真碩太郎

●明治一三年一二月二六日生、石川県珠洲郡東若山村、明治四一年七月東京帝国大学法学部卒業、明治四一年七月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治四四年一二月大阪地方裁判所予備判事、明治四五年七月長崎地方裁判所判事、大正四年一〇月長崎区裁判所判事、大正六年九月大村区裁判所判事、大正七年七月長崎区裁判所判事、大正八年六月函館控訴院判事、大正一〇年七月宮城控訴院判事、大正一一年一月公証人懲戒予備員、大正一二年八月大阪控訴院判事、昭和二年八月神戸地方裁判所部長、昭和八年大阪地方裁判所部長(『人物事典』ⅠⅤ)、昭和八年一〇月徳島地方裁判所長(『官報』昭和8・10・6)、昭和一〇年二月青森地方裁判所長(『官報』昭和10・2・19)、昭和一〇年一〇月福島地方裁判所長(『官報』昭和10・10・16)、昭和一二二年三月大阪控訴院部長(『官報』昭和12・3・23)、昭和一四年六月広島地方裁判所長(『官報』昭和14・6・27)、昭和一七年一月大審院検事・退職(『官報』昭和17・1・8、9)、公証人・大阪地方裁判

所属〔官報〕昭和17・1・13)、昭和二〇年九月公証人依願免〔官報〕昭和20・9・21)、昭和二二年七月弁護士登録・金沢〔官報〕昭和22・7・28)、昭和二三年一二月登録取消〔官報〕昭和24・1・20)、昭和24・2・28)、昭和二三年一二月石川飯田簡易裁判所判事〔官報〕昭和24・1・6)、昭和二五年一二月簡易裁判所定年退官〔官報〕昭和25・12・27)

⑤中島貢

●明治二九年一月三日生、岡山県児島郡藤戸町、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一三年六月神戸地方裁判所予備判事、大正一四年八月神戸区裁判所判事、昭和一一年一二月大阪地方裁判所判事、昭和一三年一二月大阪地方裁判所部長〔人物事典Ⅱ〕、昭和一五年一二月大阪控訴院判事〔官報〕昭和15・12・27)、昭和一七年一月大阪地方裁判所部長〔官報〕昭和17・11・20)、昭和二二年一月岡山地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24)、昭和二四年一月兼岡山家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・2・3)、昭和二四年三月二日岡山地方裁判所判事部事務総括〔官報〕昭和24・4・15)、昭和二五年九月依願免本官〔官報〕昭和25・10・12)、昭和二五年一〇月弁護士登録・岡山〔官報〕昭和25・11・9)、昭和三七年一二月登録取消〔官報〕昭和38・1・23)、岡山地方裁判所判事、昭和四一年一月定年退官〔岡山の弁護士〕昭和51年)、昭和五〇年三月二〇日登録取消・死亡〔自由と正義〕昭和50・5)

●「生年月日」明治二九年一月三日、「死亡年月日」昭和五〇年三月二〇日、「出身地」倉敷市藤戸町、「事務所」倉敷市藤戸町、「家族」長男中島光彦、倉敷市藤戸町天城一四八、「経歴」大正一〇年三月京都帝大英法科卒業、大正一〇年八月神戸区裁検事代理、大正一二年四月東京区裁検事代理、大正一三年六月六月判事、昭和二五年九月退職、昭和二五年一〇月岡山弁護士会入会、昭和二八年岡山県地労委会長、昭和二九年五月登録取消〔注〕、正し

くは、昭和三七年一二月二七日請求により登録取消。「自由と正義」昭和38・2)、判事任官(岡山地裁部長判事)、昭和四一年一月定年退官、昭和四一年一二月岡山弁護士会入会、

中島先生は、謡曲で有名な藤戸の出身である。藤戸には、農地解放前には星島、日笠、中島の三家が所謂、大地主として君臨していた。先生はその中島家の総領として出生された。それだけに大変応揚で心の素直な方だった。……(会員 岡崎耕三記)。《岡山の弁護士》弁護士制度百年記念、岡山弁護士会・一九七六年一〇月)

⑥松本昌三

●明治三五年五月一四日生、大阪府南河内郡柏原町↓大阪府柏原市本郷、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和二年三月司法官試補・神戸地方裁判所詰、昭和三年一〇月神戸地方裁判所予備判事、昭和四年六月神戸地方裁判所兼神戸区裁判所判事、昭和一二年一二月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事〔人物事典Ⅲ〕、昭和一七年一二月大阪控訴院判事代理、昭和一八年一二月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事、昭和一九年二月姫路区裁判所兼神戸地方裁判所姫路支部判事〔官報〕昭和19・2・16)、昭和二二年四月大阪控訴院判事、昭和二二年五月大阪高等裁判所判事〔司法大観〕昭和42年)、昭和二二年一月神戸地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24)、昭和三〇年一月神戸地方裁判所判事部事務総括〔官報〕昭和30・1・31)、昭和三一年六月大阪高等裁判所判事〔官報〕昭和31・6・27)、昭和三二年一月神戸地方裁判所尼崎支部長兼神戸家庭裁判所尼崎支部判事並尼崎簡易裁判所判事司法行政事務掌務者〔官報〕昭和32・11・16)、昭和三五年四月依願免本官〔官報〕昭和35・4・12)、昭和三五年五月公証人・神戸地方裁判所所属〔官報〕昭和35・4・13)、昭和四七年五月公証人依願免〔官報〕昭和47・5・17)

⑦ 向井太郎

●明治二九年一〇月九日生、宮崎県北諸郡都城町、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・仙台地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月神戸地方裁判所判事、昭和二年六月ステバドア（船舶荷役請負）ト海上運送トノ関係ノ調査研究ヲ命ズ（『人物事典』Ⅲ）

⑧ 山崎八十二

●明治三七年九月一三日生、大阪市天王寺区堂ヶ芝町、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年四月司法官試補・神戸地方裁判所詰、昭和四年一月神戸地方裁判所予備判事、昭和六年一二月高知地方裁判所判事、昭和九年四月大阪地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、発令年月日不明大阪控訴院判事、昭和二年八月大阪地方裁判所部長兼大阪区裁判所判事（『官報』昭和21・9・5）、昭和二四年三月大阪地方裁判所判事部事務総括（『官報』昭和24・4・15）、

●昭和二六年二月二八日正五位に叙する従五位山崎八十二（『官報』昭和26・3・24）、昭和二六年二月二八日勳四等に叙し瑞宝章を授ける勳五等山崎八十二（『官報』昭和26年・3・28）、昭和二六年三月二〇日特旨を以て位一級追陞せらるる故判事従五位山崎八十二（『官報』昭和26・3・24）。（注、山崎八十二は、昭和二六年二月二八日死亡したと思われる）

⑨ 宮武能孝

●明治二五年五月三日生、香川県綾歌郡岡田村、大正五年七月中央大学法律科卒業、大正一一年九月判事検事登用試験及第、大正一一年一〇月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正一三年六月新潟地方裁判所予備判事、大正一四年八月神戸区裁判所判事、昭和六年七

月高知地方裁判所判事、昭和一二年九月徳島地方裁判所判事、昭和一四年八月徳島区裁判所監督判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）

●宮武能孝「統一ある法規判例集の刊行を望む」（『法律新聞』大正12年4月8日）、宮武能孝「非訟事件手続法の申立」（『法学新報』第37巻第10号、一九二七年一〇月）、宮武能孝「未登記不動産の仮処分令ニ因ル仮登記ト其抹消」（『法学新報』第39巻第9号、一九二九年九月）、宮武能孝「耕地整理組合と其の犯罪（一）（三巻）」（『法学志林』第42巻第8号～第10号、一九四〇年八月～一〇月）

⑩ 鳴海一二三

●明治二五年五月一五日生、北海道旭川市六条通り一八丁目、大正一五年三月日本大学法科専門部卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・神戸地方裁判所詰、昭和四年一月神戸地方裁判所予備判事、昭和六年六月青森地方裁判所判事、昭和八年三月徳島地方裁判所判事、昭和九年一二月姫路区裁判所兼神戸地方裁判所姫路支部判事、昭和一二年一〇月神戸区裁判所兼神戸地方裁判所判事、昭和一四年七月六日大阪区裁判所兼大阪地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一六年一〇月免本職専大阪地方裁判所判事（『官報』昭和16・10・11）、昭和一九年七月大阪控訴院判事（『官報』昭和19・7・13）、発令年月日不明岡山区裁判所兼岡山地方裁判所判事、昭和二二年三月広島控訴院部長・退職（『官報』昭和22・3・15）、昭和22・3・20）、昭和二二年四月弁護士登録・岡山（『官報』昭和22・5・30）、昭和四二年四月一二日登録取消・死亡（『官報』昭和42・5・25）

●「生年月日」明治二五年五月一五日、「死亡年月日」昭和四二年一二月三日、「出身地」旭川市六条通り、「事務所開設地」岡山市、「家族」妻鳴海ジュン（七九才）、赤磐郡山陽町山陽団地七丁目二一九―一〇一、

……先生は、七〇才に達するや、未練を残さず登録を取消され、巷の雑音から離れ、悠々自適、晴耕雨読の日々に余生を達観し続けておられた。……(会員 甲元恒也記)。(『岡山の弁護士』)

岡山弁護士会・一九七六年一〇月)

⑪ 小泉敏次

●明治三十一年二月一三日生、大阪市北区北野兔我野町、大正十一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正十一年五月司法官試補・奈良地方裁判所、大正十二年四月東京地方裁判所詰、大正十二年二月東京地方裁判所予備判事、大正十三年一月神戸地方裁判所予備判事、大正十三年二月神戸地方裁判所判事(『人物事典』ⅡⅤⅢ)、大正十五年三月神戸地方裁判所兼神戸区裁判所判事(『官報』大正15・3・4)、昭和七年九月二十六日天津司法領事、昭和十一年一月奉天司法領事、昭和十三年六月奉天高等法院庭長、昭和十四年六月哈爾濱高等法院次長、昭和十七年五月奉天高等法院次長、昭和二十年九月終戦によりソ連抑留、昭和二十五年二月舞鶴に帰還(『司法大観』昭和32・42)、昭和二十五年四月大阪簡易裁判所判事(『官報』昭和25・5・8)、昭和二十五年一月大阪地方裁判所判事(『官報』昭和25・11・17)、昭和二十八年六月大阪高等裁判所判事(『官報』昭和28・6・27)、昭和三十一年一月神戸地方裁判所判事兼神戸簡易裁判所判事司法行政事務掌理者(『官報』昭和31・11・4)、昭和三十五年五月兼官免(『官報』昭和35・5・4)、昭和三十五年一月神戸地方裁判所判事部事務総括(『官報』昭和35・10・17)、昭和三十八年二月定年退官(『官報』昭和38・2・15)、昭和三十八年二月神戸簡易裁判所判事(『官報』昭和38・2・16)、昭和四十三年二月簡易裁判所定年退官(『官報』昭和43・2・15)、昭和四十三年二月弁護士登録・神戸(『官報』昭和43・3・15)、昭和五十三年五月登録取消(『官報』昭和53・6・12)

●明治三十一年二月一三日生、「本籍」大阪府、「事務所・自宅」大阪市灘区篠原中町五―

五―二四、「電話」(861)四九二一、昭和四十三年弁護士登録・神戸(一〇七六六)、大正十一年東京大学法学部卒、大正十一年司法官試補、大正十二年判事(神戸地区裁)、奉天高等法院庭長、同次長、大阪地裁、大阪高裁判事等歴任(『全国弁護士大観』昭和52)

●小泉敏次「刑法に於ける「行為」の概念」(『法学新報』第42巻第7号、一九三二年七月)

⑫ 高橋猪久次

●明治二十五年一〇月二〇日生、岡山県浅口郡金光町、大正四年七月関西大学法律科卒業、大正十一年九月判事検事登用試験及第、大正十一年一〇月司法官試補・奈良地方裁判所詰、大正十三年六月横浜地方裁判所予備判事、大正十四年八月神戸区裁判所判事、昭和十四年八月高松区裁判所判事(『人物事典』ⅢⅤⅤ)、昭和十六年一月京都府裁判所判事(『司法大観』昭和32年)、昭和十九年六月神戸区裁判所兼神戸地方裁判所判事(『官報』昭和19・6・13)、昭和二十二年五月神戸地方裁判所判事(『司法大観』昭和32年)、昭和二十三年四月兼神戸簡易裁判所兼灘簡易裁判所兼神戸家事審判所判事(『官報』昭和23・4・20)、昭和二十三年六月神戸簡易裁判所兼灘簡易裁判所司法行政掌理者(『官報』昭和23・6・19)、昭和二十四年一月兼神戸家庭裁判所判事(『官報』昭和24・2・3)、昭和二十四年五月兼神戸簡易裁判所兼灘簡易裁判所司法行政掌理者(『官報』昭和24・5・30)、昭和二十四年一月神戸家庭裁判所判事(『官報』昭和24・11・26)、昭和三十一年一〇月定年退官(『官報』昭和32・10・31)

⑬ 島津兼三郎

●明治十九年七月一七日生、山形県東置賜郡二井宿町↓東京市小石川区久堅町、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月弁護士名簿登録・東京(『官報』大正5・3・3)、大正九年四月登録取消(『官報』大正9・4・23)、大正九年四月仙台地方裁判所判事、大正十一年

四月山形地方裁判所判事、大正大正一三年一二月仙台地方裁判所判事、昭和六年五月宮城控訴院判事、昭和七年四月仙台地方裁判所部長、昭和一二年宮城控訴院判事、昭和一二年一月神戸地方裁判所部長（人物事典Ⅱ）、昭和一八年一二月札幌地方裁判所部長（官報）昭和18・12・29）、昭和一二年二月大審院部長・退職（官報）昭和21・2・22）、

⑭ 大塚俊勝

● 明治三一年六月二日生、大分県西国東郡朝田村、大正一二年六月高等試験予備試験合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年一月弁護士名簿登録・大阪（官報）大正15・2・15）、大正一五年三月関西大学専門部卒業、大正一五年四月弁護士登録取消（官報）大正15・4・23）、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和二年一二月神戸地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月神戸地方裁判所判事、昭和七年四月大阪地方裁判所判事、昭和九年四月徳島地方裁判所判事、昭和一二年四月神戸地方裁判所判事（人物事典Ⅲ）、発令年月日不明大阪控訴院部長、昭和二年〇月退職、昭和一二年六月弁護士登録・神戸（官報）昭和21・8・13）、昭和五五年一二月五日登録取消・死亡（官報）昭和56・1・30）

● 明治三一年六月二日生、「本籍」大分県、「事務所・自宅」神戸市生田区楠町二一一、「電話」(341) 三六八一・六五四一、昭和一二年六月二八日弁護士登録・神戸（三九六七）、昭和五五年一二月五日登録取消・死亡（官報）昭和56・1・30）、大正一四年高等試験司法科合格、大正一五年関西大学卒、大正一五年司法官試補、判事（神戸・大阪・徳島、大阪控訴院部長）、昭和三五五年神戸弁護士会副会長（全国弁護士大観）昭和52年）

⑮ 小田久藏

● 明治三五五年一〇月八日生、長崎県北松浦郡佐々村、昭和五年一二月高等試験司法科合格、昭和六年三月中央大学法学部卒業、昭和六年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和七年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和八年四月甲府地方裁判所予備判事、昭和八年一〇月甲府地方裁判所判事、昭和一〇年七月東京民事地方裁判所判事、昭和一一年四月東京区裁判所判事、昭和一二年一〇月神戸地方裁判所判事、昭和一四年七月東京民事地方裁判所判事（人物事典Ⅳ）、昭和一七年東京控訴院判事、陸軍司政官昭南高等法院審議官、昭和二〇年シヨホール高等法院長、昭和二二年一二月東京地方裁判所判事（官報）昭和23・1・24）、昭和二三年二月依願免本官（官報）昭和23・3・12）、昭和二三年三月弁護士登録・東京（官報）昭和23・4・27）、平成三年四月二日登録取消・死亡（官報）平成3・5・16）

● 中央大学法学部教授、弁護士、（株）津上製作所取締役、長崎県北松浦郡佐々町出身、明治三五五年一〇月八日富三郎の二男に生る、昭和六年中央大学英法科卒業、昭和七年一二月東京地裁判事に任ぜられ、東京控訴院判事、陸軍司政官、東京地裁判事を歴任、昭和二三年三月弁護士となり、同年四月中央大学教授及閉鎖機関整理委員会法律顧問に就任、昭和三年三月津上製作所取締役に推される、「宗教」曹洞宗、「住所」東京都新宿区若松町一〇二、電話三四局八〇三八・八四六七、「事務所」東京都中央区日本橋兜町一ノ八日証館六〇二号、電話・兜町67一九三八

● 明治三五五年一〇月八日生、「出身地」長崎県、「事務所」東京都中央区日本橋兜町一ノ八日証館六階六〇三―四、「電話」(666) 一八三八、(669) 三〇六九、「自宅」川越市笠幡三六四〇―三三三、「電話」(32) 〇一九三、昭和二三年弁護士登録・東京（四八九一）、昭和五年司法科試験合格、昭和六年中央大学法科卒、昭和七年東京地裁予備判事、昭和八年甲府地・区裁判事、昭和一〇年東京民事地裁判事、昭和一二年神戸地裁判事、昭和一七年東京控訴

院判事、陸軍司政官昭南高等法院審議官、昭和二〇年ジョホール高等法院長、昭和二十一年東京地裁判事、昭和二十三年退官・中央大学教授（商法講座担当）、昭和三十一年（株）津上製作所・東京倉庫（株）各取締役、昭和三十六年〜昭和四五年東京家裁調停委員、昭和四二年財務委員長歴任（日本弁護士大観）昭和37年・（全国弁護士大観）52年）

●小田久藏「民事判例研究 一個の代物弁済と其の詐害行為となる範囲」『法学新報』第51巻第9号、一九四一年九月）、小田久藏「民事判例研究 債権譲渡の虚偽の通知と民法第九十三条」『法学新報』第51巻第10号、一九四一年一〇号）、小田久藏「民事判例研究 代理人の選任を相手方に委任した場合と其の效力」『法学新報』第51巻第12号、一九四一年二月）、小田久藏「民事判例研究 請求に関する異議の訴と時効中断」『法学新報』第52巻第2号、一九四二年二月）、小田久藏「民事判例研究 請求に関する異議の訴と時効中断」『法学新報』第52巻第7号、一九四二年七月）、小田久藏・雨宮眞也『民事訴訟法の基礎知識・実例本位』実用本位法律知識全書・第8（東洋書館・一九五四年四月）、小田久藏・雨宮眞也『民事訴訟法読本』高文堂入門選書（高文堂出版社・一九七〇年一月初版・一九七九年一月改訂版）、小田久藏「民事判例研究 最高裁判所に対する抗告申立の可否」『法学新報』第56巻第4号、中央大学・一九四九年四月）、小田久藏「民事判例研究 伐採した立木と所有権公示方法」『法学新報』第56巻第9号、中央大学・一九四九年九月）、小田久藏「閉鎖機関の財産処理の実況」(ジュリスト) 3、一九五二年二月)

●東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「小田久藏弁護士に対する聴取」が集録されている。

(二) 検事の閲歴

①眞野敏三郎

●明治一三年九月一四日生、岡山県都窪郡妹尾町、明治三六年七月東京法学院卒業、明

治三七年一月判事検事登用試験及第、明治三七年一月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四〇年四月東京地方裁判所予備判事、昭和四〇年六月宇和島区裁判所判事、明治四四年六月尾道区裁判所判事、明治四五年一月西条区裁判所判事、大正四年三月松山地方裁判所判事、大正四年六月松江区裁判所検事、大正五年七月山口区裁判所検事、大正五年一二月山口地方裁判所検事、大正七年七月広島区裁判所検事、大正一〇年七月広島控訴院検事、大正一〇年八月公証人懲戒予備委員、大正一四年七月大審院検事、大正一四年八月退職、昭和二年四月伊丹区裁判所検事、昭和三年七月神戸区裁判所検事（人物事典）I-V）、昭和一四年四月二〇日京都地方裁判所検事正、昭和一五年四月一三日大阪方裁判所検事正、昭和一七年六月大審院検事（官報）昭和17・7・1）、昭和一七年七月退職（昭和17・7・7）

●眞野敏三郎「横領罪に関する一疑義」『法律新聞』明治43年9月5日）、眞野敏三郎『赤い法服…検察余録』博文館・一九二七年二月）

②遠藤常壽

●明治一九年四月四日生、滋賀県野洲郡中里村、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正二年五月広島地方裁判所予備検事、大正二年一二月福井区裁判所検事、大正三年一〇月名古屋区裁判所検事、大正五年七月岐阜区裁判所検事、大正七年一〇月名古屋区裁判所検事、大正一〇年七月大阪地方裁判所検事、昭和二年六月取引所ニ於ケル取引ノ実情ト之ニ関スル法律問題研究、昭和三年七月神戸地方裁判所検事、昭和三年七月神戸地方裁判所検事、昭和六年八月大阪地方裁判所検事、昭和八年三月甲府地方裁判所検事正、昭和一〇年大阪控訴院検事、昭和十一年一二月神戸地方裁判所検事正、昭和十二年一二月大阪地方裁判所検事正（人物事典）I-V）、昭和

一五年四月大審院検事〔官報〕昭和19・4・16)、昭和一九年七月大阪控訴院検事長〔官報〕昭和19・7・27)、昭和二〇年一〇月退職〔官報〕昭和20・10・23)、昭和二二年三月弁護士登録・大津〔官報〕昭和21・5・24)、昭和二二年一二月登録換↓大阪〔官報〕昭和21・12・19)、昭和二四年五月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和24・6・28)

⑥福尾彌太郎 (注、大阪検事⑧参照)

(三) 弁護士 熊谷康次郎

①熊谷康次郎

●大正八年七月京都帝国大学法学部卒業〔官報〕大正8・7・12)、大正一〇年一二月弁護士登録・神戸〔官報〕大正10・12・21)、昭和一一年神戸弁護士会副会長〔神戸弁護士会史〕、昭和二一年六月登録換↓京都〔官報〕昭和21・8・13)、昭和二七年・昭和二八年司法協議委員長、昭和三十一年京都弁護士会長、昭和三三年総会議長、昭和三五年常議員会議長、昭和三八年・三九年弁護士推薦委員長、昭和四二年・昭和四三年監事〔京都弁護士会史〕昭和戦後編)、昭和五九年六月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和59・7・10)

●神戸に於ける少壮有為の弁護士にて、目下売出しの人気者である、色浅黒けれど優しい眼元に愛嬌があり、態度物静かなれど雄弁家の一人である。「住所」神戸市神戸区中山手通七丁目三ノ三六、「電話」元町(4)二三二〇、「出生地」京都市吉田二本松町二四番地、「生年月日」明治二十八年十月二十二日、「現職」弁護士、「経歴」大正八年京都帝国大学独法科卒業。(兵庫県人名鑑 昭和11年)

●齋藤硫黄製造所(株)代表取締役、立山硫黄鉱業(株)監査役、弁護士、京都在籍、父丑之助(明治三年一二月生)戸主、妻敏子(明治四〇年七月生)、長男直康(昭和六年

一二月生)、

京都市丑之助の長男にして、明治二十八年十月出生す、大正八年京大独法科を卒業し、弁護士を開業す、現時前記会社の重役たり、「家庭」尚ほ二男直行(昭和九年八月生)あり、

(神戸市神戸区山手通七ノ七〇ノ一、電話元町二三二〇)。(人事興信録 昭和18年)

●弁護士、国際ライオンズクラブデブテイガバナ、京都市左京区在籍、

妻敏子(明治四〇年七月二四日生)兵庫県立一女卒、長男直康(昭和六年一二月二九日生)大阪外語大卒、二男(昭和九年八月一〇日生)立命館大卒、長女(昭和一一年七月二一日生)平安女学院卒、二女正子(昭和一六年一〇月二四日生)京都女子高校在、

明治二十八年十月二十二日丑之助の長男に生まる、大正八年京大独法科卒業、昭和十年弁護士を開業、昭和十一年浪速合成化工社長、南興化工社長、日滿鉱業取締役を経て、昭和二十一年再度弁護士開業現在に至る、昭和三十一年京都弁護士会長、京都ライオンズクラブ会長に選ばれる、「趣味」古書画の蒐集鑑定、歌舞伎、将棋、「研究」歌舞伎より見た法制史、経済史、「宗教」浄土宗、「家庭」三女篤子(昭和二〇年三月一六日生)京都女子中学在、「同胞」弟俊次(大阪外語卒)同大教授、「住所」京都市左京区岡崎西福ノ川町一ノ一、「電話」吉田(7)四三二七。(人事興信録 昭和32年、「関西人事録 昭和31年)

●明治二八年一〇月二四日生、「本籍」京都府、「自宅事務所」左京区岡崎西福川町一、「電話」(71)四三一七、

大正一〇年弁護士登録(六七一)、大正八年京都大学法学部卒、大正一〇年神戸弁護士会入会、昭和二〇年京都弁護士会登録換、昭和二七年司法協議会委員長、昭和三十一年会長、昭和三十一年・昭和三二年日弁連理事、昭和三二年特別法律扶助協会会長、総会議長、昭和四

二年監事。(全国弁護士大観) 昭和52年)

②安藤眞一

●大正一二年二月弁護士試験及第(官報)大正12・2・27、大正一二年三月弁護士登録・神戸(官報)大正12・3・28)、昭和九年神戸弁護士会副会長、昭和二八年神戸弁護士会長、昭和二九年常議員会議長、日弁連理事、昭和四七年選挙委員長(神戸弁護士会史)、昭和五六年一月九日登録取消・死亡(官報)昭和57・1・16)

●市会議員、市翼賛壮年団長、弁護士、湊東区楠町三ノ三八、「電話」元町三五二四、「履歴」岡山県人、明治廿六年生る、日本大学法科卒業、昭和十七年六月市会議員に当選す。(昭和人名辞典)第3巻・昭和18年)

●弁護士、兵庫県選挙管理委員会委員長、湊川神社責任役員、神戸市法律顧問、岡山県和気郡佐伯町在籍、

明治二十六年一月一日に生る、大正九年日大法学部卒業、昭和四年以来二期神戸市議に選ばれ、昭和二十八年神戸弁護士会長、日本弁護士連合会常務理事に就任す、「趣味」碁(関西棋院二段)、「宗教」日蓮宗、「住所」神戸市生田区楠町一ノ九一、「電話」元町(4)一三二四。(人事興信録)昭和32年)

●明治二六年一月一日生、「出身地」岡山県、「事務所」生田区三宮町一―神戸交通センタービル六階、電話(331)六五二五、「自宅」生田区楠町一―一九一、電話(341)七二七二、

大正一二年弁護士登録(一〇四八)、大正一一年日本大学法科卒業、大正一二年弁護士試験合格、昭和二八年神戸弁護士会長、昭和二八年日弁連常務理事、昭和二六年〳昭和四六

年兵庫県選挙管理委員会委員長、都道府県選管連合会会長、内閣選挙制度審議員等歴任。(全国弁護士大観) 昭和52年)

●「思い出」大正十二年弁護士試験に合格、同年四月一日神戸弁護士会に登録、同時に弁護士を開業した。当時の弁護士仲間、豊住昇治君、五十川直市君、中原保君、奥田源次郎君、内山誠一君及び私の六人で、弁護士事務の研究が目的で、六合会を結成し度々会合して居ったが、当時陪審法が公布され近く実施される時であったところから、右六人で裁判長、検事、辩护人、被告人にも扮して模擬裁判を演じた。その第一回は、市内一流の有志を陪審員に依頼し、聚楽館で開催したところ大好評で、各方面から依頼され神戸市は勿論県下各所で陪審劇を演じて廻った。その間に豊住君は西宮市会議員に、五十川君は県会議員に、続いて私は市会議員に当選した。

私は大正の末頃から、野田文一郎先生(元裁判官・大正十三年度弁護士会長)の代議士選挙を応援して居ったが、市会議員当選後選挙事務長に起用された。野田代議士の選挙事務長の職は仲々やめさせて貰えず、その関係は先生が亡くなられた後までも続いた。野田先生の神戸市長出馬は、私から中井一夫先生にお願いし、中井先生から勝田銀次郎市長にお願いして頂き、昭和十七年一月一票の差で野田市長が当選された。その選挙の直後、野田派の有志が寄って私を助役に定めたので、私は中井先生に相談し、先生の意見に従い助役は辞退し、再び市会に出て野田市長を援助することになった。当時市議員の中では、南陽二郎君、佃良一君、永江一夫君、細見達藏君と共に野田市長を援助した。戦争に入つて後の私は、大政翼賛会、翼賛壮年団等戦争目的の団体には、総て市長に次ぐ重要な地位についた。

戦後進駐軍によって取調べを受け、神戸市会の責任者として、私一人公職を追放された。そのため終戦当時の市会議長細見達藏君は、その後県会議長を四回もやり兵庫県会の大ボスであり、その前の市会議長永江一夫君は、農林大臣となり、永江議長の前議長佃良一君も、県会議長から代議士となった。戦争中の市会議長が追放を免れ、一市会議員が追放されたのは、神戸市だけで全国にその例を見ないのである。公職追放と言うのは、弁護士会の役員は勿論、その総会にも出席出来ず、調停委員まで取り上げられた。私は個人審査とかで人より遅れ、昭和二十六年十一月頃公職追放が解除され、間もなく兵庫県の選挙管理委員に選任され、その後選挙制度審議会委員に選任され、続いて米国の選挙制度を視察し、選挙連合会近畿支部会長を十年、連合会副会長六年を経て、昭和四十三年連合会長に就任し、同四十六年十二月八十才を前にして選挙管理関係一切の公職を辞した。翌四十七年十一月再度叙勲の栄を受けた際には、県市合同の祝賀会を開催して貰った。大阪を初め国内の大都市で知事市長合同主催の祝賀会は我国では珍らしく、それだけに私の光栄これに過ぎるものはなかった。私は追放解除後、昭和二十八年の神戸弁護士会長選挙に出て一票差で当選した。(注、以下省略)。(神戸弁護士会史) 昭和51年

●安藤眞一 「黒い霧総選挙を終えて」(兵庫県) 『選挙』第20巻第2・3号、都道府県選挙管理委員会連合会・一九六七年三月、安藤眞一 「選挙雑感」 『選挙』第22巻第12号、都道府県選挙管理委員会連合会・一九六九年二月、安藤眞一 「選挙と政治」 『選挙』第23巻第11号、都道府県選挙管理委員会連合会・一九七〇年一月、安藤眞一 「選挙運動期間中の政治活動について」 『選挙』第24巻第7号、都道府県選挙管理委員会連合会・一九七一年七月

③豊住昇治

●大正一一年三月弁護士試験及第(官報)大正11・3・27、大正一一年五月弁護士登録・大阪(官

報)大正11・5・26、大正一一年一月登録換↓神戸(官報)大正11・12・2、昭和五四年一月一三日登録取消・死亡(官報)昭和55・1・23)

●「事務所」神戸市楠町三ノ三八、「電話」元三五二七、「本籍」兵庫。(日本弁護士名簿)昭和4年)

●西宮市会議員、弁護士、兵庫県在籍、男昇(大正一四年一月生) 甲陽中学在、兵庫県豊住喜太郎の二男、同輝日出の弟にして、明治二十三年二月出生す、大正十年明治大学法科を卒業し、兵庫県警察部勤務を経て、大正十二年弁護士を開業す、現時西宮市会議員たり、「趣味」園芸、スポーツ、「宗教」真宗、(西宮市戸田町三六、電話五七三)。(人事興信録)昭和16年

●豊住法律事務所長、兵庫県宍粟郡出身、兵庫県宍粟郡山崎町本町八七、「電話」山崎二三九、「経歴」明治二六年二月一六日生れ、大正一〇年明治大高等学部研究科卒業後弁護士試験に合格、昭和一〇年現住地にて現職開業、尚山崎映画劇場、行谷温泉、三葉荘各社長兼任現在に至る、「宗教」浄土真宗、「趣味」囲碁、「親戚」豊住輝日出(日本精機社長)。(関西人事録)昭和31年

●「役職」弁護士、「住所」宍粟郡山崎町本町八七、電話山崎二三九、「最終出身校」明治大学、「出身地」兵庫県、「生年月日」明治二十三年二月六日。(兵庫県名士録)昭和33年

●明治二三年月六日生、豊住昌治法律事務所長、電話〇七九〇六(2)〇二三九、「住所」宍粟郡山崎町本町八七、電話〇七九〇六(2)〇二三九、「出身地」宍粟郡下牧谷、「学歴」明治大学高等研究科、「趣味」碁。(兵庫県人名録)昭和48年

●明治二三年二月六日生、「本籍」兵庫県、「事務所」兵庫県宍粟郡山崎町本町八七、電

話(2)〇二三九、「自宅」兵庫県宍粟郡山崎町下牧谷三五六、電話(5)〇二五一、

大正一一年弁護士登録(七八八)、大正一〇年明治大学卒業、大正一一年弁護士試験及第、副会長、常議員等歴任、「趣味」読書(神戸弁護士会史 昭和51年)。(全国弁護士大観 昭和52年)

●「思い出」……開業当時の事を今から考へて見ると全く夢の様です。其当時は先輩と後輩との差が大きく、私等新米には殆ど発言権もなかった様に思われました。それでも弁護士の数も少なかったので、社会では相対いばって豪華な遊びもした様に思ひます。

慥か昭和の初年頃と思ひますが、陪審裁判の制度が実施せられる事になりまして、其制度を一般に知らしめる必要があったので、私等若い弁護士が其宣伝役を引受け、陪審劇団をつくつて、いかにも民主的な立派な裁判制度であると各地を廻つて宣伝したものであります。

而して私は、神戸地方裁判所では全く初めての陪審裁判(注、豊住は二番目の陪審公判で、一番目は安藤眞一・熊谷康次郎が弁護士)の弁護を引受けたのです。而して其事件は、西宮市の某被告の放火事件の審理でありましたが、私は最も熱心に調査もし証拠も充分集めて被告人は無罪である事の確信を得て裁判に立会つたのですが、何分初めての陪審裁判の事とて、検事側も裁判所も一方ならぬ力の入れ様で、其被告は有罪の判決を受けましたが、私は其事件に関与して、陪審制度は決して民主的公平なものではないと云ふ事を知りました。

其理由は、陪審員は皆素人ばかりで、検事の主張や、裁判官の説示は最高のもと思ひ、陪審員は裁判官の説示の通りに従ひ審判を下し、決して公平なものでは無く非民主的なものであると云ふ事を痛切に感じました。其事は私一人の考へでは無く、日本全国の裁判所で経験した事で陪審裁判制度は声を挙げただけで立消へになつてしまつたのであります。

神戸地方裁判所でも、私が担当した右の放火事件の陪審裁判一件だけで(注、実際は九件の陪審公判があった、其後は立消へになつてしまつたと記憶して居ります。(神戸弁護士会史 昭和51年)

④石橋利之

●大正一一年三月弁護士試験及第(官報 大正11・3・27)、大正一一年一二月弁護士登録・神戸(官報 大正11・12・20)、昭和五年神戸弁護士会副会長、昭和三年神戸弁護士会長、日弁連理事、昭和三年常議員会議長、日弁連理事、昭和五〇年・昭和五一年綱紀委員長(神戸弁護士会史)、昭和五七年五月二十九日登録取消・死亡(官報 昭和57・7・14)

●「事務所」神戸市下山手通六ノ九二、「電話」元(4)二二二〇、「本籍」兵庫(日本弁護士名簿 昭和4年、「日本紳士録」昭和14年)

●弁護士、日本弁護士連合会理事、兵庫県龍野市在籍、「出身地」龍野市、妻あさよ(明治三三年一二月一〇日生)佐甲高女卒、長男貞之(大正一〇年七月四日生)横浜大学卒、明治二十五年八月十二日治兼の長男に生る、大正十年日大高等研究科卒業、同十年弁護士試験合格、大正十五年以来民商事家事調停員を兼ね、昭和三十一年神戸弁護士会長に選ばれる、「著書」俳句集二巻、「研究」法華経、「趣味」弓道(錬士)、「宗教」法華本門、「住所・事務所」神戸市生田区中山手通六ノ三四、「電話」元町(4)八五四〇・三二七二。(人事興信録 昭和32年、「兵庫県名士録」昭和33年、「全国弁護士大観」昭和52年)

●石橋利之「代償請求権ヲ論ズ」(『法学界』第1巻第6号、一九三三年六月)、石橋利之「自治の象徴」(『神戸弁護士会史』神戸弁護士会・一九七六年一二月)

⑤稻垣正二

●大正一四年一二月弁護士試験(大正一二年法律第五二号)合格(官報 大正14・12・17)、大正一五年一

一月弁護士登録・神戸（官報）大正15・12・15）、昭和一七年神戸弁護士会副会長（神戸弁護士会史）、昭和二二年五月六日登録取消・死亡（官報）昭和21・6・26）

●「事務所」神戸市松本通四ノ一ノ二二、「電話」湊四一一三、「本籍」兵庫。（日本弁護士名簿）昭和4年、「日本紳士録」昭和14年）

⑥ 澁谷又二

●大正一四年一二月高等試験司法科合格（官報）大正14・12・17）、大正一五年三月弁護士登録・東京（官報）大正15・4・10）、大正一五年六月登録換↓神戸（官報）大正15・7・16）、昭和三七年九月三日登録取消・死亡（官報）昭和37・10・17）

●「事務所」城崎郡豊岡町永井四九、「電話」豊岡四六四、「本籍」兵庫。（日本弁護士名簿）昭和4年）

●「役職」弁護士、「住所」豊岡市本町七五、電話豊岡二四六四、「最終出身校」中央大、「出身地」兵庫、「生年月日」明治三十五年九月四日。（兵庫県名士録）昭和33年）

⑦ 淡路健治

●大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業（官報）大正11・5・17）、大正一一年五月弁護士登録・神戸（官報）大正11・5・18）、昭和三〇年〳昭和三三年税務対策委員長（神戸弁護士会史）、昭和三四年三月二日登録取消・死亡（官報）昭和34・4・14）

●「事務所」神戸市長沢町四ノ一一六、「電話」湊六七五・八四一、「本籍」兵庫。（日本弁護士名簿）昭和4年）

●「役職」弁護士、「住所」神戸市葺合区上筒井通五の六、電話（2）一九四一、「最終出身校」東大法、「出身地」神戸市、「出生年月日」明治二十三年十二月二日。（兵庫県名士録）昭和33年）

⑧ 千野國丸「旧姓」茅野・島田

●大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）昭和7・7・11）、大正七年七月弁護士登録・横浜（官報）大正7・7・27）、大正九年三月登録換↓神戸（官報）大正9・4・7）、大正一三年神戸弁護士会副会長、昭和一〇年まで神戸弁護士会在籍（神戸弁護士会史）、昭和一一年六月三〇日登録失効（弁護士法附則第5項）（官報）昭和11・9・29）、昭和一九年一月弁護士登録・神戸（官報）昭和19・2・12）、昭和二二年一二月登録換↓第一東京（官報）昭和23・1・20）、昭和五一年七月三〇日登録取消・死亡（官報）昭和51・9・28）

●「事務所」神戸市下山手通七ノ八八、「電話」宮一一九八、「本籍」山梨。（日本弁護士名簿）昭和4年）

● 弁護士、千野法律事務所主、

君は山梨県千野由藏の四男にして、明治二十一年二月二五日を以て生れ、夙に須天中学、第一高等学校を経て、大正七年東京帝国大学法科大学英法科を卒業し、同年直に弁護士登録をなし、当時帝国大学英法科教授カウフマン氏の法律事務所神戸出張所に入所し実務を習得し、大正九年独立開業す、大正十四年神戸弁護士会副会長に選挙せられ、後を辞す、著書に「実用手形法」、「船舶衝突論」等あり、因に大正八年以降昭和四年迄「島田」姓を冒したるも、故ありて旧姓「千野」に復帰す、本来は「茅野」と称するを正当とするも戸籍役場にて千野と誤記の結果、其儘千野を使用す、神戸実業協会、大阪清交社各会員たり、「宗教」基督教、「趣味」読書、運動、音楽、（神戸市神戸区三宮町三ノ一八、電話西宮一九一七、事務所電話三宮一一九八）。（帝国大学出身名鑑）昭和7年）

●明治二二年二月二五日生、「出身地」山梨県、「事務所」東京都千代田区有楽町一ノ七

(蚕糸会館七階)、電話(281) 四九八二、「自宅」東京都新宿区市ヶ谷木村町一七、電話(331) 八〇〇五、

昭和二二年弁護士登録(三三五〇)、大正七年東京帝大卒、大正一四年神戸弁護士会副会長、昭和二三年東京地裁管内各種調停委員、昭和二八年東京家裁調停委員、昭和二九年日弁連国税滞納強制執行法競憲法調査委員、昭和二四年神奈川大、昭和二九年名城大、昭和三〇年東洋大各教授、図書委員、昭和三一年共済部委員、昭和三二年常議員、昭和三三年・昭和三五年・昭和三六年司法制度調査委員、昭和三四年文化研究部委員、著書「船舶衝突論」。(日本弁護士大観 昭和37年)

●島田國丸「約束手形金中裏書欄に於ける被裏書人の氏名の抹消に就て」(銀行論叢 第10巻第1号、一九二八年一月)、島田國丸「小切手を提供せば現金を提供したと同一の効力ありや」(銀行論叢 第12巻第4号、一九二九年四月)、千野國丸『船舶衝突論』(巖松堂書店・一九二五年三月)、千野國丸『実用手形法』(銀行問題研究会・一九二八年五月)、千野國丸「増島博士と明禮弁護士の確定判決の執行力に關する論説を讀みて」(法律新聞 昭和6年8月23日)、千野國丸「株券の發行手續に就て」(銀行論叢 第23巻第1号、一九三四年七月)、千野國丸「株式の讓渡裏書に付て」(法学論叢 第35巻第2号、一九三六年八月)、千野國丸「未払株金の運命に關する大審院の見解に付て」(銀行論叢 第29巻第1号、一九三七年七月)、千野國丸「独逸に於ける記名株式讓渡制度及法理の変遷に就て」(三三三)『法学論叢 第42巻第6号、第43巻第3号、第6号、一九四〇年六月・九月・十二月)、千野國丸「共同體法に於ける株式讓渡の本質」(三三三)『法学論叢 第46巻第2号、第3号、第5号、一九四二年二月・三月・五月)、千野國丸『株式讓渡法論』(商工財務研究会・一九四八年一〇月)、千野國丸「有価証券法研究(第1講)〜(第11講)」(銀行論叢 第46巻第5号〜11号、第47巻第1号・2号・4号・5号、一九五二年五月〜十一月、一九五三年一月・二月・四月・五月)、千野國丸「意思主義百五十年史」(『自由と正義』第3巻第11号、一九五二年二月)、千野國丸「米國統一株式讓渡法と日本の新株式會社法」(『私法学の諸問題(二) 商法・労働法』、有斐閣・一九五五年三月)

◎前田 力

●昭和四年一二月弁護士試験(大正二二年法律第五二号)合格(官報 昭和4・12・21)、昭和五年一月弁護士登録・神戸(官報 昭和5・2・15)、昭和一六年神戸弁護士会副会長(神戸弁護士会史)、昭和一八年四月登録取消(官報 昭和18・5・20)、昭和一九年六月弁護士登録・神戸(官報 昭和19・7・24)、昭和二五年・二七年・二九年・三二年・三四年・三五年・三七年・四〇年常議員、昭和三七〇年〜昭和四〇年稅務対策委員長(神戸弁護士会史)、昭和四〇年一〇月登録取消・死亡(神戸弁護士会史 II・平成5)

●「事務所」神戸市楠町一ノ九〇、「電話」元九七八、「本籍」兵庫。(日本弁護士名簿 昭和5年)
●「役職」弁護士、「住所」神戸市生田区楠町一の八三、「電話」(4)〇九七八、「最終出身校」中央大学法、「出身地」兵庫県、「生年月日」明治三十一年七月十日。(兵庫県名士録 昭和33年)

2 徳 島

(一) 判事の閲歴

①浅井延次郎

●明治五年三月二日生、埼玉県北埼玉郡新田村、明治三四年九月東京帝国大学法科大学卒業、明治三四年九月司法官試験補・浦和区裁判所詰、明治三六年二月東京区裁判所判事、明治四四年九月熊谷区裁判所判事、大正二年五月山形地方裁判所部長、大正五年七月宮城

控訴院判事、大正七年七月青森地方裁判所部長、大正一一年二月前橋地方裁判所部長、大正一二年四月東京区裁判所監督判事、大正一三年一二月富山地方裁判所長、昭和二年一〇月徳島地方裁判所長（『人物事典』ⅠⅤⅢ）、昭和六年五月退職、公証人・横浜地方裁判所所屬（『官報』昭和6・5・20）、昭和八年五月九日死亡（『官報』昭和8・5・12）

② 坂本徹章

●明治三〇年六月二日生、広島県深安郡春日村、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月松江地方裁判所判事、大正一二年一二月松江区裁判所判事、昭和二年五月徳島区裁判所判事、昭和四年九月姫路区裁判所判事、昭和七年四月神戸地方裁判所判事、昭和一三年九月宮城控訴院判事（『人物事典』ⅡⅤⅤ）、昭和一五年一〇月神戸地方裁判所判事（『官報』昭和15・10・31）、昭和一六年九月高知地方裁判所部長（『官報』昭和16・9・18）、昭和二二年一二月高知地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二四年一月兼高知家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二四年一月高松高等裁判所判事（『官報』昭和24・1・28）、昭和二七年一月高松高等裁判所判事部事務総括（『官報』昭和27・2・23）、昭和三年九月佐賀地方裁判所長兼佐賀家庭裁判所長（『官報』昭和32・9・16）、昭和三六年五月岡山家庭裁判所長（『官報』昭和36・5・4）、昭和三七年六月定年退官（『官報』昭和37・6・22）、昭和三七年七月弁護士登録・神戸（『官報』昭和37・9・10）、昭和五三年一二月登録取消（『官報』昭和54・1・26）

●明治三六年六月二日生、「本籍」広島県、「事務所・自宅」西宮市甲子園町七―一四、「電話」（41）一〇八六、昭和三七年弁護士登録・神戸（八五四四）、大正一〇年京都大学法学部卒、大正一〇年司法官試補、大正一二年〳昭和三七年判事（松江・徳島各地裁、姫路区裁、神戸地裁、宮城控訴院、神戸・高知各地裁、高松高裁、佐賀地裁所長、岡山家裁所長等歴任）、昭和三七年〳四七年司法制度改正・綱紀会則改正等各委員会委員（『全国弁護士大観』昭和52年）

③ 佐佐木二雄

●明治二六年一月一日生、東京市牛込区東五軒町、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年八月大阪地方裁判所予備判事、昭和二年一月徳島地方裁判所判事、昭和五年二月和歌山地方裁判所判事、昭和七年一二月大阪区裁判所判事（『人物事典』ⅢⅤⅤ）、昭和一四年一月大阪控訴院判事代理、昭和二一年四月舞鶴区裁判所判事、昭和二二年一二月京都地方裁判所舞鶴支部判事（『官報』昭和23・1・24号外）、昭和二三年一〇月京都地方裁判所舞鶴支部長（『官報』昭和23・10・20）、昭和二四年一月兼京都家庭裁判所舞鶴支部判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二六年一月兼京都家庭裁判所峰山支部判事（『官報』昭和26・2・12）、昭和三二年四月京都地方裁判所舞鶴支部事務総括、免京都家庭裁判所舞鶴支部兼峰山支部勤務（『官報』昭和32・4・17）、昭和三二年一月京都地方裁判所判事部事務総括（『官報』昭和32・11・16）、昭和三二年一二月三一日定年退官（『官報』昭和33・1・11）、昭和三二年二月弁護士登録・京都（『官報』昭和33・3・17）、昭和四三年京都弁護士会副会長（『京都弁護士会史』昭和戦後編）、昭和五年三月一三日登録取消・死亡（『官報』昭和51・5・21）

(一) 検事の履歴

① 浦川忠藏

●明治一一年九月二六日生、佐賀県藤津郡久間村、明治三八年七月東京帝国大学法科大

学卒業、明治三八年七月司法官試補・静岡地方裁判所詰、明治四〇年四月静岡地方裁判所予備検事、明治四〇年七月宇都宮地方裁判所検事、明治四〇年九月千葉区裁判所検事、明治四一年六月長野地方裁判所検事、明治四四年七月飯田区裁判所検事、大正二年五月長野区裁判所検事、大正二年九月札幌区裁判所検事、大正三年九月小樽区裁判所検事、大正四年七月横浜区裁判所検事、大正五年八月土浦区裁判所検事、大正八年六月横浜地方裁判所検事、大正九年一月大阪地方裁判所検事、大正一〇年七月大阪控訴院検事、大正一五年七月鳥取地方裁判所検事正（人物事典「1」3）、昭和四年一月徳島地方裁判所検事正（官報「昭和4」1・31）、昭和七年三月奈良地方裁判所検事正（官報「昭和7」3・22）、昭和八年七月旭川地方裁判所検事正（官報「昭和8」8・3）、昭和一〇年三月大審院判事・退職（官報「昭和10」3・27、28）、昭和一〇年四月公証人・横浜地方裁判所所屬（官報「昭和10」4・11）、昭和二〇年六月公証人依願免（官報「昭和20」7・3）

（三）弁護士の閲歴

①谷原公

徳島、明治一七年九月二日生（徳島弁護士会誌）、大正六年一二月弁護士試験及第（官報「大正6」12・11）、大正七年一月弁護士登録・徳島（官報「大正7」1・31）、昭和一三年一五年徳島弁護士会長（徳島弁護士会誌）、昭和四六年七月登録取消（官報「昭和46」9・30）

●勳四等、衆議院議員（本県第一区選出）、大政翼賛会県支部常務委員、徳島弁護士会長、司法保護司、司法保護委員会参与、弁護士、徳島市幸町一ノ南、電話二九七八、「閲歴」本県楠三郎長男、明治十七年九月海部郡川上村に生る、大正三年明大法科卒業、同六年現地に開業す、昭和十七年四月代議士四期当選、曩に小学校長、県会郡会各議員等歴職す、「宗

教」真言宗、「趣味」読書、弓道、囲碁、「家庭」妻イト（明治三〇年生）本県天羽信夫婦、東京女高師文科卒、二男秀公（大正一〇年生）松山高校卒、長女光（大正七年生）東京女高師卒、岡山一高女教諭、三男博公（大正一四年生）徳島中卒、三女清美（昭和三年生）。（昭和人名辞典「第3巻・昭和18年」）

●徳島県第一区選出、日本進歩党、明治一七年九月生、徳島県出身、大正三年明治大学法律科卒、小学校長となり、のち川上村長、海部郡会議員、同議長、徳島県会議員となる、又弁護士の業務に従事し、徳島弁護士会長、土木会議議員、高松保護観察所保護司、大政翼賛会徳島支部顧問となる、のち（福）阿波井島保養院理事長（昭和31年6月16日、昭和47年7月28日）となる、当選四回（15・17・18・21）、昭和五七年一月六日死去。（衆議院議員名鑑「平成2年、『阿波井島保養院六十周年記念誌——十年の歩み』阿波井島保養院・一九八七年二月」）

●「弁護士衆議院議員谷原公君」（市原理之・編輯兼発行『御大典記念 阿波人物鑑』徳島日々新報社・一九二八年三月）、谷原公「漁業組合の活動に就て」（農業経済研究所編『問答式農業動産信用法解説』泰文館・一九三三年二月）、谷原公『螺旋的向上の思出』（谷原公・一九六六年四月）、岡田一郎「螺旋的向上の人 谷原公先生」（『徳島教育』第302号、一九七三年二月）、岡田一郎「海部の生んだ偉大なる人物【谷原公】」（『徳島の文化』第7号、一九九〇年一〇月）

3 高松

（一）判事の閲歴

①石井壽太郎

●明治一一年二月一七日生、岩手県和賀郡沢内村、明治三三年七月明治法律学校卒業、

明治三四年一月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・仙台区裁判所詰、明治三八年四月秋田地方裁判所判事、昭和三八年九月盛岡地方裁判所判事、明治三十九年九月仙台地方裁判所判事、大正二年五月福島地方裁判所部長、大正二年八月宮城控訴院判事、大正五年七月山形地方裁判所部長、大正六年六月京都地方裁判所判事、大正一〇年五月京都地方裁判所部長、大正一二年四月京都府裁判所監督判事、大正一五年七月高松地方裁判所長、昭和六年九月福島地方裁判所長、昭和一〇年一〇月長野地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年四月退職、公証人・東京民事地方裁判所所屬（官報）昭和15・4・11～12、昭和二〇年三月公証人依願免（官報）昭和20・4・5、昭和二十一年一〇月弁護士登録・盛岡（官報）昭和21・11・25、昭和三四年二月登録取消（官報）昭和34・3・12）

②三好眞一

●明治一七年四月一七日生、愛媛県北宇和郡来村、大正四年七月京都帝国大学法学部卒業、大正六年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年九月東京地方裁判所予備判事、大正七年十一月広島地方裁判所判事、大正八年九月大洲区裁判所判事、大正一一年六月鳥取地方裁判所判事、大正一四年七月高松地方裁判所判事、昭和二年九月高松地方裁判所部長、昭和六年四月大阪地方裁判所判事、昭和八年五月大阪控訴院判事、昭和九年五月高知地方裁判所部長（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一五年三月徳島地方裁判所部長（官報）昭和15・3・12、昭和一九年七月徳島区裁判所判事（官報）昭和19・7・29、昭和一九年一〇月大審院判事・退職（官報）昭和19・10・4～5、昭和一九年十一月弁護士登録・徳島（官報）昭和20・1・12、昭和二十一年三月登録換↓松山（官報）昭和21・5・24、昭和四六年五月登録取消（官報）昭和46・6・28）

③小倉清次

●明治二六年四月二日生、鳥取市上町、大正七年七月明治大学卒業、大正九年一二月判事検事登用試験及第、大正九年一二月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一〇年一〇月東京地方裁判所詰、大正一一年八月大阪地方裁判所判事、大正一五年三月大阪区裁判所判事、昭和三年七月高松地方裁判所判事、昭和六年一二月大阪区裁判所判事、昭和七年一二月大阪控訴院判事、昭和一三年一二月大阪区裁判所判事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一五年一二月大阪地方裁判所部長、昭和一六年五月大阪控訴院判事（官報）昭和16・6・2、昭和一九年三月大阪地方裁判所判事（官報）昭和19・3・2、昭和一九年七月大阪控訴院部長（官報）昭和19・7・13、昭和二十二年二月福岡控訴院部長（官報）昭和21・2・22、昭和二十二年一〇月鳥取家事審判所長（官報）昭和23・10・20、昭和二十二年一月鳥取地方裁判所長（官報）昭和22・11・21、昭和二十四年一月兼鳥取家庭裁判所長（官報）昭和24・2・3、昭和二十九年五月金沢地方裁判所長（官報）昭和29・5・31、昭和三十一年七月岡山地方裁判所長（官報）昭和31・7・31、昭和三十三年四月定年退官・熱海簡易裁判所判事（官報）昭和33・4・5、昭和三八年四月簡裁判事定年退官（官報）昭和38・4・9、昭和三八年六月弁護士登録・鳥取（官報）昭和38・7・20、昭和五四年一月二八日登録取消・死亡（官報）昭和54・3・16）

●明治二六年四月二日生、「本籍」鳥取市、「事務所・自宅」鳥取市栗谷町七〇、「電話」(22)六五九五、昭和三八年弁護士登録(八八七三)、大正七年明治大学卒、大正九年判事検事登用試験及第、大正九年司法官試補、判事(鳥取地家裁、金沢地裁、岡山地裁各所長歴任)（全国弁護士大観）昭和52年）

④内藤諒太郎

●明治七年二月二日生、福島県岩城郡平町、明治三三年七月東京法学院卒業、明治三三

年一月判事検事登用試験及第、明治三十三年一月司法官試補・仙台区裁判所詰、明治三十五年七月山形区裁判所判事、明治四〇年二月仙台地方裁判所判事、明治四一年二月福島区裁判所監督判事、明治四一年六月仙台区裁判所判事、明治四四年二月平区裁判所監督判事、明治四五年二月宮城控訴院判事、大正七年七月文官普通懲戒委員、大正一一年一〇月札幌控訴院部長、公証人懲戒委員、文官普通懲戒委員、大正一四年二月青森地方裁判所長、大正一五年七月福井地方裁判所長（『人物事典』ⅠⅤⅢ）、昭和六年九月高松地方裁判所長（『官報』昭和6・9・10）、昭和八年一月大審院検事・退職、公証人・東京地方裁判所所屬（『官報』昭和8・11・29）、昭和二〇年五月公証人依願免（『官報』昭和20・5・17）

⑤ 小林種吉（注、和歌山判事⑥参照）

⑥ 神戸敬太郎

●明治三〇年一二月七日生、京都府愛宕郡上賀茂村、大正一二年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年一月大阪地方裁判所予備判事、大正一五年四月熊本地方裁判所予備判事、昭和二年八月鹿児島地方裁判所判事、昭和六年五月福井地方裁判所判事、昭和六年一二月高松地方裁判所判事、昭和八年五月堺区裁判所兼大阪地方裁判所判事、昭和一四年八月大阪区裁判所兼大阪地方裁判所判事（『人物事典』ⅢⅤ）、昭和一七年七月大阪控訴院判事（『官報』昭和17・7・6）、昭和二二年一月大阪高等裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和三四年一月大阪高等裁判所判事部事務総括（『官報』昭和34・1・6）、昭和三七年一二月定年退官（『官報』昭和37・12・8）、

●神戸敬太郎「家屋賃貸借解約のために要する正当な事由の存在期および存続期間と解約の申入の効果」（『民商法雑誌』第24巻第6号、一九四九年九月）、神戸敬太郎「民事訴訟法の書証たる文

書の成立についての主張とこれに対する陳述」（『民商法雑誌』第27巻第2号、一九五二年二月）、神戸敬太郎「地代家賃統制令第二十三条第二項但書の意義」（『経済関係新判例』第8巻第6号、一九五二年六月）

（二） 検事の 閱歴

① 宮重左馬吉

●明治一一年一月八日生、東京市赤坂区一ツ木町↓愛知県西加茂郡拳母町、明治三三年七月和仏法律学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第、明治三三年一月司法官試補・名古屋区裁判所詰、明治三五年七月岐阜地方裁判所検事、明治三七年一二月大津区裁判所検事、明治三八年四月脇町区裁判所検事、明治四〇年一月京都区裁判所検事、明治四一年七月京都地方裁判所検事、大正二年五月宮津区裁判所検事、大正六年九月高知区裁判所検事、大正一〇年七月広島区裁判所検事、大正一三年一二月釧路地方裁判所検事正、大正一五年九月高松地方裁判所検事正、昭和五年九月奈良地方裁判所検事正、昭和七年三月水戸地方裁判所検事正、昭和九年七月長野地方裁判所検事正、昭和一三年一二月長崎地方裁判所検事正（『人物事典』ⅠⅤⅤ）、昭和一四年一二月退職、公証人・東京民事地方裁判所所屬（『官報』昭和14・12・12、昭和14・12・19）、昭和一六年七月三〇日死亡（『官報』昭和16・10・11）

② 小野謙三

●明治二四年七月一日生、福井県遠敷郡三村、大正八年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正八年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正一〇年五月札幌地方裁判所検事、大正一二年八月東京区裁判所検事、昭和二年一月判事局事務嘱託、昭和二年一月仙台地方裁判所検事、昭和三年七月宮城控訴院検事、昭和

六年七月神戸区裁判所検事、昭和七年四月高松地方裁判所検事、昭和八年五月大阪地方裁判所検事、昭和九年一月京都地方裁判所検事、昭和十二年一月京都区裁判所兼京都地方裁判所検事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和十五年一月大阪控訴院検事（官報）昭和15・1・24、昭和十六年三月兼保護観察所輔導官・大阪保護観察所長兼司法保護委員事務局保護官・大阪司法保護委員事務局長（官報）昭和16・3・11、昭和十七年七月大阪区裁判所検事（官報）昭和17・7・17、昭和十七年一月大阪地方裁判所検事（官報）昭和17・12・29、昭和十九年三月徳島地方裁判所検事正（官報）昭和19・4・5、昭和二十年四月水戸地方裁判所検事正（官報）昭和20・4・30、昭和二十一年二月新潟地方裁判所検事正（官報）昭和21・2・22、昭和二十一年七月退職（官報）昭和21・7・10、昭和二十二年七月弁護士登録・新潟（官報）昭和21・9・26、昭和二十三年一月登録取消（官報）昭和63・12・13）

●明治二四年七月一日生、「本籍」福井県、「事務所・自宅」新潟市白山浦一丁目敷島町、「電話」(66)三四〇一、昭和二年弁護士登録・新潟、大正八年京都大学法学部卒、昭和三年新潟弁護士会長、日弁連理事、関東弁連理事、常議員等、昭和五一年懲戒委員会副委員長（全国弁護士大観）昭和52年）

(三) 弁護士の閲歴

① 中村皎久

●大正三年一二月弁護士試験及第（官報）大正3・12・3、大正四年一月弁護士登録・大阪（官報）大正4・1・27、大正五年四月登録換↓高松（官報）大正5・4・11、大正一〇年高松弁護士会長（日本弁護士名簿）大正10年、昭和一六年三月登録取消（官報）昭和16・4・12、昭和十七年一月弁護士登録・高松（官報）昭和17・2・21、昭和十九年八月登録取消（官報）昭和19・9・11、昭和二〇年一

二月弁護士登録・高松（官報）昭和21・1・23、昭和四〇年一月二一日死亡（香川県弁護士会百年史）平成二年）。

●四国繊維加工協同会、県廃品問屋商業組合各理事長、四国地方故繊維統制(株)社長、高松市大工町四九、電話二五六五、「閲歴」本県茂平二男、明治十八年九月生れ、大正三年前名恒太郎を改む、明治四十年中大法科卒業、大正三年判検事弁護士高文各試験合格、大正四年開業す、曩に県会議員、同副議長、市会議員、高松弁護士会長たり、「宗教」真宗、「趣味」運動、音楽、碁、「家庭」妻喜美（明治二二年生）鹿兒島高女卒、長男一作（大正六年生）京大法科卒、二男二柄（大正一〇年生）同大在、三男三良（大正一二年生）高松中卒、四男詩郎（昭和四年）。（昭和人名辞典）第3巻・昭和18年）

●香川県議、高松市会副議長、弁護士、香川在籍、妻喜美（明治二二年一二月生）東京府小林黄長女、鹿兒島高女卒、男一作（大正六年一月生）京大法科卒、男二柄（大正一〇年四月生）浪速高校卒、男三良（大正二二年八月生）高松一中卒、

香川県茂平の二男にして、明治十八年九月出生、大正三年分家し、恒太郎を改む、明治四十年中大法科を卒業し、高文合格、大正四年開業す、曩に香川県会副議長たり、「趣味」音楽、碁、「宗教」真宗、「家庭」尚ほ四男詩郎（昭和四年一二月生）あり、（高松市大工町五〇、電話二五六五）。（人事興信録）昭和18年）

●明治一八（一八八五）年〳昭和四〇（一九六五）年、政治家・弁護士。香川郡川東村川東下（現香川町川東下）に生まれる。明治四〇（一九〇七）年中央大学専門部法科卒業。大正三（一九一四）年高松で弁護士開業。一方、大正一五（一九二六）年高松市会議員に当選、更に昭和二（一九二七）年以来四期県会議員に当選。長男一作、四男詩郎も弁護士となる。（立野省一）。（香川県人物・人名事典）

昭和60年

● 中村皎久『戦線に使用して』（中村皎久・一九三八年三月）、中村皎久『野鳥と俳句』（回天堂・一九五六年二月）、中村素心（皎久）『鳥 句集』（俳誌屋島・一九五七年四月）、磯野実「中村皎久」（『草薙金四郎監修・磯野実編』続讀波人名辞書）（藤田書店・一九八五年一月）、「中村皎久」（『四国新聞100年史編集委員会編』四国新聞百年史、四国新聞社・一九八九年四月。106・122・123頁）、中村詩郎「中村皎久」（『会史編纂委員会編』香川県弁護士会百年史、香川県弁護士会・一九九〇年一〇月）、「中村皎久」（『香川町誌編集委員会編』香川町誌、香川町・一九九三年三月。902頁）

（注）中村皎久の長男一作（昭和48年〜昭和50年香川県弁護士会長）の子史人も、香川県弁護士会会員である。（『香川県弁護士会百年史』平成2年）

②長濱 懿

● 昭和二年一二月弁護士試験（大正二年法律第五二号）合格（『官報』昭和2・12・26）、昭和三年五月弁護士登録・東京（『官報』昭和3・5・19）、昭和六年一月登録取消（『官報』昭和6・2・4）

● 「事務所」丸亀市地方、「電話」丸亀一八三、「本籍」香川（元愛媛）。（『日本弁護士名簿』昭和3年〜昭和5年）

③舟場米彦

● 大正一一年三月弁護士試験及第（『官報』大正11・3・27）、大正一一年四月弁護士登録・高松（『官報』大正11・5・2）、昭和七年一二月二三日登録取消・死亡（『官報』昭和8・1・11）

● 「事務所」丸亀市地方一七四ノ八、「電話」丸亀二〇四、「本籍」香川。（『日本弁護士名簿』昭和5年）

④長野國助

● 大正七年一二月弁護士試験及第（『官報』大正7・12・11）、大正七年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正7・12・24）、昭和二三年東京弁護士会長、昭和二七年日本弁護士連合会長（『法曹百年史』昭和44年）、昭和四六年四月一二日登録取消・死亡（『官報』昭和46・6・7）

● 君は稜々たる気骨を有し、所信に向って勇往邁進するところ、また一快男子である。率直、果断、ときに激論人を驚かす事あるも、由来親切の人にして、対者に悪感を少しも与へず、頗る淡泊である。しかも、年既に三十九、思想漸く円熟の境に達し、近ごろ世人の信望一層加はり、事件の依頼者は常に門前を賑はしつゝある。乍然、君は金銭にも淡泊にして、公共事業に尽す外、近親、友人者の貧しき者を救ひ、常に陰徳を施しつゝある。

君の相貌を見るに、実に一点の曇りなく、その清澄なるは人格の高潔を示し、音声朗亮として些の濁りなきは、心情の淡泊を現すものとして、何人も疑はぬ所である。君の生国は愛媛県今治市、大正元年明治大学を卒業し、弁護士試験に合格して開業したのは大正七年である。君の得意は民事々件で、最早や一方の権威となつてゐる。現に東京弁護士会常議員たる外、幾多の名譽職にある。（現住所 京橋区松川町一番地、電話銀座四八二七番）。

（『東京弁護士名家録』第一巻・大正14年）

● 明治二〇年六月一日生、「出身地」愛媛、「事務所」東京都千代田区内幸町二ノ三（幸ビル）、電話（591）〇五七一〜二、「自宅」東京都中野区住吉町五四、電話（361）三五〇四、大正七年弁護士登録（四〇九）、明治四五年明治大学法科卒、昭和二二年最高裁判官任命諮問委員、昭和二三年東京弁護士会長、昭和二七年日弁連会長、明大評議員並評議員会議長、日本アジア連帯委員会理事長、労働問題懇談会中立委員、自由人権協会特別委員、昭和三六年東京弁護士会則等改正委員長（『日本弁護士大観』昭和37年）

● 長野國助「大審院の改造と司法権の独立」（『法治国』第65号、一九二〇年六月）、長野國助「法廷侮

辱罪に就て(一)・(二)』《法曹新聞》第22号・第23号、一九四八年八月)、長野國助「破壊活動防止法に対する意見」《法律のひろば》第5巻第7号、一九五二年七月)、長野國助「日本の独立と治外法權」《經濟往來》昭和27年10月号)、長野國助「弁護士の法廷活動の限界」《法律のひろば》第6巻第1号、一九五三年一月)、長野國助「最高裁判所の訴訟遅延と機構改革」《法律のひろば》第6巻第7号、一九五三年七月)、長野國助「違憲裁判の是非」《法律のひろば》第7巻第10号、一九五四年一〇月)、長野國助「印度と中共」《自由と正義》第6巻第6号、一九五五年六月)、長野國助「古陶漫談」《自由と正義》第10巻第8号、一九五九年八月)、長野國助「我が法廷の記——米騒動批判事件裁判をめぐって——」(一)〜(3)卷」《判例時報》345・347・348、昭和38年9月21日、10月11日・21日)、長野國助「臨時司法制度調査会に出席して」《自由と正義》第14巻第12号、一九六三年二月)、長野國助「防衛雑感」《現代防衛論集》第1巻、一九六五年三月)、長野國助「プライバシー侵害の実態と問題点」《法律のひろば》第20巻第12号、一九六七年二月)、長野國助「プライバシー問題の考察」《人權通信》第12号、一九六八年二月)、長野國助「竹内金太郎」・「天野敬一」《法曹百年史》法曹公論社・一九六九年一〇月)、渡部卓郎「長野國助」《法曹百年史》法曹公論社・一九六九年一〇月)、渡部卓郎「長野國助」《法曹百年史》法曹公論社・一九六九年一〇月)、渡部喜十郎「長野國助先生を悼む」《自由と正義》第22巻第5号、一九七二年五月)、故長野國助前全連会長を偲んで——追悼文集——」《人權通信》第32号、一九七一年八月)、溝口嘉方「長野國助先生を憶う」《調停時報》第64号、一九七二年二月)、長野國助「伝記刊行会編『長野國助』」(長野國助)伝記刊行会・一九七六年三月)

4 高知

(一) 判事の閲歴

① 多田常太郎

● 明治五年九月三日生、長崎県下県郡厳原中村町、明治二五年七月東京法学院卒業、明

治二六年一月代言人試験及第(「官報」明治26・1・28)、明治二六年一月東京代言免許(「日本弁護士史」二二四頁)、明治二六年五月弁護士名簿登録・大阪(「官報」明治26・6・2)、明治三〇年七月登録取消(「官報」明治30・7・19)、明治三〇年七月田辺区裁判所判事、明治三二年七月大阪区裁判所判事、明治三七年九月大阪地方裁判所部長、明治三八年一月長崎控訴院判事、明治四〇年七月大阪地方裁判所判事、大正二年五月京都府裁判所監督判事、大正一二年四月山口地方裁判所長、大正一五年七月高知地方裁判所長(「人物事典」Ⅱ・Ⅲ)、昭和四年一月二一日安濃津地方裁判所長(「官報」昭和4・11・25)、昭和八年一〇月一八日名古屋地方裁判所長(「官報」昭和8・10・20)、昭和一〇年九月定年退職(「官報」昭和10・9・11)、昭和一五年一〇月弁護士登録・第一東京(「官報」昭和15・11・15)、昭和二四年三月登録取消(「官報」昭和24・4・20)

● 野村正男「多田常太郎」《法曹風雲録 あの人この人訪問記(上)》、朝日新聞社・一九六六年一月

② 川崎恒二

● 明治一四年四月二日生、長崎県東彼杵郡大村町、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正二年五月名古屋地方裁判所予備判事、大正三年一月和歌山地方裁判所判事、大正四年七月大阪地方裁判所判事、大正五年五月大阪区裁判所判事、大正八年六月五条区裁判所判事、大正八年七月葛城区裁判所判事、大正一〇年九月大阪控訴院判事、大正一五年四月大阪地方裁判所部長、大正一五年一月高知地方裁判所部長、昭和七年一月奈良区裁判所監督判事、(「人物事典」I〜V)、昭和一八年一月大審院判事・退職(「官報」昭和18・1・23)、

③ 山崎寅之助

● 明治三六年一月五日生、京都市下京区七条通新町、大正一四年一二月高等試験司法科

合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和二年一二月大阪地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月高知地方裁判所判事、昭和六年一二月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事（人物事典ⅡⅤ）、昭和一九年一月京都区裁判所兼京都地方裁判所判事（官報 昭和19・1・7）、昭和二年四月大阪地方裁判所部長兼大津区裁判所判事（司法大観 昭和32年・昭和42年）、昭和二年一月大阪地方裁判所判事（官報 昭和23・1・24）、昭和二三年一月大阪地方裁判所兼家事審判所判事（司法大観 昭和42年）、昭和二四年一月兼大津家庭裁判所判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二四年三月大阪地方裁判所判事（官報 昭和28・1・28）、昭和二二年一〇月高松高等裁判所判事（官報 昭和32・10・30）、昭和三四年一〇月大阪高等裁判所判事（官報 昭和34・10・22）、昭和三六年五月大阪高等裁判所部事務総括（官報 昭和36・5・23）、昭和三九年七月高松家庭裁判所長（官報 昭和39・7・14）、昭和四三年一月定年退官（官報 昭和43・1・5）、昭和四三年二月京都簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報 昭和43・2・2、昭和43・2・16）、昭和四八年一月簡裁判事定年退官（官報 昭和48・1・8）、昭和四八年二月弁護士登録・京都（官報 昭和48・3・30）、平成九年三月一日登録取消・死亡（官報 平成9・4・30）

●明治三六年一月五日生、「本籍」京都市、「事務所・自宅」京都市山科区安朱中溝町四七、「電話」(581)二〇四六、昭和四八年弁護士登録・京都(一三四六二)、大正一四年高等試験司法科合格、大正一五年京都大学法学部卒、大正一五年司法官試補、判事(高知・大阪・京都・大津各地裁、大阪・高松各高裁歴任、昭和三九年高松家裁所長)（全国弁護士大観 昭和52年）

④岡崎善太

●明治一二年八月五日生、岡山市大字南方、明治三四年七月東京法学院卒業、明治三四年一二月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・太田区裁判所詰、明治三六年七月東京区裁判所判事、明治三八年四月水戸地方裁判所判事、明治四〇年四月浦和地方裁判所判事、明治四四年五月東京地方裁判所判事、大正二年五月新潟地方裁判所部長、大正九年一〇月宇都宮地方裁判所部長、大正一四年四月松本区裁判所監督判事、大正一五年七月青森地方裁判所長、昭和二年四月高等官二等、昭和四年一月高知地方裁判所長、昭和八年一〇月金沢地方裁判所長、昭和九年一〇月高等官一等（人物事典ⅠⅤⅣ）、昭和一一年八月大審院検事・退職（官報 昭和11・9・1Ⅴ2）

⑤小林種吉（注、大津判事⑤、和歌山判事⑥参照）

⑥柴田貞輝（注、大阪判事④参照）

⑦佐藤智彦

●明治三五年一〇月四日生、福島県田村郡瀬川村、昭和四年三月中央大学法科卒業、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・仙台地方裁判所詰、昭和六年一二月仙台地方裁判所予備判事、昭和七年六月盛岡地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月樺太地方裁判所判事、昭和九年四月高知地方裁判所判事、昭和一一年七月福島地方裁判所判若松支部判事、昭和一二年二月米沢区裁判所判事、昭和一四年九月青森地方裁判所弘前支部判事（人物事典ⅣⅤ）、昭和一七年一月福島地方裁判所平支部判事、昭和一八年八月福島地方裁判所判事、昭和二〇年一二月盛岡地方裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和二四年一月兼盛岡家庭裁判所花巻支部判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二四年三月免盛岡家庭裁判所花巻支部判事、昭和二五年五月福島地方裁判所郡山支部長兼福島家庭裁判所郡山支部長（官報）

昭和25・6・15)、昭和三十二年一〇月依願免本官並兼官〔官報〕昭和32・10・17)、昭和三十二年一月弁護士登録・福島〔官報〕昭和32・12・7)、昭和六十二年三月一〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和32・4・9)

⑦平峯隆

●明治四十二年一月二〇日生、鹿児島県川辺郡勝目村、昭和六年一月高等試験司法科合格、昭和七年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和七年六月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和八年一二月高知地方裁判所予備判事、昭和九年一〇月高知地方裁判所判事、昭和十二年九月大津地方裁判所判事〔人物事典〕Ⅳ・Ⅴ)、昭和十四年三月大阪区裁判所兼大阪区裁判所判事、昭和十八年七月大阪地方裁判所予審判事、昭和十九年六月京都地方裁判所兼京都区裁判所判事、昭和二十二年一月京都地方裁判所判事、昭和二十三年一月兼京都家事審判所判事、昭和二十四年一月兼京都家庭裁判所判事、昭和二十六年一〇月大阪高等裁判所判事、昭和三十一年六月大阪地方裁判所判事、同年一〇月欧米各国における租税争訟の調査研究のため海外出張、昭和三十九年八月札幌家庭裁判所長、昭和四十一年八月大阪高等裁判所判事〔司法大観〕昭和32年・昭和42年)、昭和四十二年一月大阪高等裁判所判事部事務総括〔官報〕昭和42・1・5)、昭和四十四年七月京都地方裁判所判事兼京都簡易裁判所判事〔官報〕昭和44・7・21(22)、昭和四十五年四月兼京都家庭裁判所判事〔官報〕昭和45・4・3)、昭和四十九年一月定年退官・簡易裁判所判事退官〔官報〕昭和49・11・21)、昭和五〇年三月弁護士登録・京都〔官報〕昭和50・5・6)、昭和五十七年八月二五日登録取消・死亡〔官報〕昭和57・10・16)

(二) 検事の閲歴

①加藤治之丞 (注、奈良検察官④参照)

②片寄秀

●明治二十二年三月八日生、松江市新雑賀町、大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正六年一月弁護士名簿登録・大阪〔官報〕大正6・11・17)、大正七年一月登録取消〔官報〕大正7・1・31)、大正七年一月司法官試補・広島地方裁判所詰、大正八年一〇月広島地方裁判所予備検事、大正八年一二月岡山地方裁判所検事、大正一二年五月広島地方裁判所検事、大正一四年七月京都裁判所検事、昭和三年七月京都地方裁判所検事、昭和四年一二月姫路区裁判所検事、昭和七年一二月神戸区裁判所検事、昭和九年四月高知地方裁判所検事、昭和十二年七月和歌山地方裁判所検事、昭和十四年九月舞鶴区裁判所兼京都地方裁判所舞鶴支部検事〔人物事典〕ⅡⅤ)、昭和十六年五月徳島地方裁判所兼徳島区裁判所検事〔官報〕昭和16・5・8)、昭和十七年九月奈良地方裁判所兼奈良区裁判所検事〔官報〕昭和17・9・12)、昭和二十二年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和21・4・2、昭和21・4・5号外)

●昭和二十一年四月弁護士登録・奈良〔官報〕昭和21・5・25)、昭和二十五年・昭和三〇年奈良弁護士会副会長、昭和三十一年・昭和三十六年奈良弁護士会会長〔奈良弁護士会史〕、昭和五〇年二月二三日登録取消・死亡〔官報〕昭和50・5・6)

(三) 弁護士の閲歴

①水野吉太郎

●明治三十二年一月判事検事登用試験及第〔官報〕明治32・11・22)、明治三十二年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治32・12・13)、明治三十二年一二月司法官試補・和歌山地方裁判所詰〔官報〕明治32・12・14)、明治三十三年九月司法官試補依願免〔官報〕明治33・9・21)、明治三十三年一〇月弁護士登録・高知〔官報〕明治33・10・20)、大正一一年二月登録換↓東京〔官報〕大正11・3・3)、大正一四年四月登録換↓高知〔官報〕大正14・5・20)、大正一四年六月関東庁弁護士登録取消〔官報〕大正14・6

●昭和十一年二月の総選挙以来、政友会高知支部は未曾有の受難を満喫し、支部の事務所も撤退の余儀無きに至り、党員は一時茫然自失したが、併し何時の間にもやら長老水野吉太郎氏の邸宅が事実上支部幹部の協議場所と為つて、其の玄関には幹部員の下足が六つや七つ並んでをる風景を見かけたことである。昭和十一年十月九日、党の長老山本忠秀氏が急逝するや、水野氏は党葬委員長に挙げられ同時に氏の邸は葬儀事務所の形となった。

右二つの事実は、暗黙の裡に政友会支部の中心が、水野氏と定められたことを示唆してゐるのではなからふか。支部部長が誰にならふか幹事長が誰にならふか、大御所が水野氏であることを不言不語にして物語つてをる。昔は豊太閤の薨ずるや、五大老があり五奉行があつて、秀吉の遺命を奉ずると言ひながらも、互に勢力の争奪をやつたものだ。併し、実力は既に五大老の首席たる徳川家康に帰してゐたから、家康が葬儀委員長を勤めたのである。家康は、性来戦争が嫌ひで平和のうちに問題を解決する流儀であり、如何なる場合にも決して無理をしなかつた。「鳴かざれば鳴くまで待たふ時鳥」の十七文字は、能く家康の性格をあらはしてをると思ふが、水野氏の処世筆法が矢張りこれである。断じて無理をしない、春が来て雪が溶けるやうに法爾自然の姿で物事を解決するのが其の流儀である、だから敵が無い。それに水野氏の偉大なところは、清濁併せ呑む其の抱擁力と、他人の短所を見ず長所を見て、それを用ゆると云ふ眼の着けどころである。韓文公の有名な文章に「杞梓連抱数尺の朽つるあるも良工は之を捨てず」といふのがある、水野氏は人の長短を商量して、其の人の器量に随ひて適用する極意を心得てをるから、韓文公に言はすると宰相の器である。將に將たるの器である氏が、政友会支部の大御所と為つたのも、矢張り

自然の姿である。

氏は、明治七年十二月十八日を以て、香美郡富家村に生まれた。十七歳で村長を勤めたと云ふから、少年時代から人の上に立つて仕事をする天稟を備へてゐたことが分る。既往の肩書きたる衆議院議員とか、政友会支部長とか、高知弁護士会長とか云ふものは、氏の本音では雲煙過眼位のところではあるまいか。在野人たる氏には、最早肩書の必要はない、代議士を優に使ひ得る器量人だから、ソレ以上の贅筆を弄するのは、畢竟蛇足で氏の尊厳を傷つけことになるから、唯だ土佐政友派の大御所、本県第一流の先輩として、最高の敬意を捧げるに止める。（近代土佐人 昭和11年・昭和13年）

●「現職」政治家、「住所」高知市九反田六四番地、「電話」一一八五番、「趣味」囲碁、「出身地」香美郡富家村一四二七番地、「生年月日」明治七年十二月十八日、「閲歴」前衆議院議員、南海合資会社代表社員、弁護士、前政友会高知支部顧問、旅館大松閣経営、「夫人」千鶴（明治廿六年三月廿四日生）。（高知県人名鑑 昭和15年）

●高知県第一区選出、政友本党、弁護士、明治七年一二月高知県香美郡富家村二生ル、明治三二年和仏法律学校卒業、明治三二年判検事登用試験及弁護士試験ニ合格、弁護士業ニ従事シ、高知弁護士会長トナル、当選一回（第一四回大正9・5・10）、昭和二二年二月一四日死去。（衆議院議員略歴 昭和15年、「衆議院議員名鑑」平成2年）

●明治四三年三月二十七日、この朝、伊藤博文狙撃者、安重根はひとりの弁護士の慈愛にあふれたまなざしを背に受け、旅順の刑場の露と消えた。従容として絞首台に登つていつたこの死刑囚は、冷たく見守る検察官や看守に一べつもくれず、ただ「水野先生ありがとごうございました。私の最後を見とだけてください」といい残しただけという。恩讐を越

え、韓国の一民族主義青年の弁護をかって出た水野吉太郎は、大連の関東都督府地方院の法廷に一大弁論をくりひろげた。しかし、それもおよびず、白絹の死装束、朝鮮服に身につつんだ安重根をやさしく見送ってやるのが、せいっぱいだった。安重根を弁護して一躍その名をとどろかせた水野は、明治七年二月一八日、香美郡富家村（現・野市町）の生まれ。富家小学校、城山高等小学校（現・城山高校の前身）を卒業、当時富家村長をつとめていた父源兵衛を助けて村役場書記となった。しかし、村政のほとんどは、弱冠一六歳の吉太郎がきりもりし“少年村長”の名で近郷近在で知らぬ人がなかった。だが、この政治好きの若者は、“在職”わずか一年足らずで“辞表”を役場の金庫に置いたまま、郷里の大先輩で代議士、楠目玄（土佐山田町大楠植）をたよって上京、和仏法律学校（現・法政大学）に入学。二一歳の若さで判検事試験に合格、大阪での検事をふり出しに法曹界へ身を投じた。検事から間もなく弁護士を開業したが、突然、北海道に渡り、新聞社の経営に手をつけた。血気盛んなころ、学んだ法律を武器に“男一匹人生武者修行”と意気込んでみたが、専門外の事業で、しかも持つて生まれた“お人よし”がわざわざいって見事失敗。郷里にもどって弁護士を始めた。ところが法律の専門家が、ちよつとした木材商人の争いに巻きこまれ、時の検事正から「強盗教唆」の罪名で追われる身となった。窮余の一策、こんどは関東州大連へ“高飛び”。日露戦争も終わった明治三八年のことだった。明治四二年一〇月、韓国統監をやめ、三度目の枢密院議長についた伊藤博文は、満州視察の途中、ハルピン駅頭で独立を叫ぶ韓国青年の凶弾に倒れた。犯人安重根はだちにとらえられ、大連で裁判に掛けられる。安重根の弁護に立ったのが、当時大連で法曹界の一方の旗頭であった水野だった。内地では転々として芽が出なかったが、すべてに大まかな大陸

の空気を吸ったせいも、三十代ですでに風格をそなえ、おしもおされぬ一流弁護士にのし上がっていた。「窮する者を助けるのが、オレのつとめだ」と口ぐせのようにいっていたが、一国の宰相をつとめた元老の暗殺者を救おうとした。おそらく当時としては不可能だと知りながら……。

のち「死刑に立ち会ってくれ、と頼まれたが、正視できなかった。クリスチャンで、三二歳という若さながら、りっぱな男だった。あんな非常手段をとらなかつたら、きつと韓国を背負っていただろう」と遠縁の弁護士小林盛義さん（六六）¹¹高知市升形¹²にもらしていることから、この弁護へかけていた熱意がうかがえよう。その後、郷里に帰り、衆議院議員にに当選（大正九年）政友会県支部長もつとめた。しかし、一時は高知地裁関係事件（特に民事）の六割を引き受けるほど弁護士業が忙しく、政界の表面には出なかった。その間、富家村に残してあった家屋敷、田畑いっさいを村に寄付、昭和一七年には、同志らとともに旧板垣邸を高知市九反田の旧南海学校跡に移し、同時に「憲政之祖国」碑を建てた。大正から昭和にかけて、政、財、法曹界で活躍した香美郡南部出身の森田茂（衆議院議長、土佐山田町佐岡）、和田潤（沖縄県知事、夜須町）、坂本和吉（坂本組支配人、野市町）、村上清（高知市長、香我美町山北）とともに“香南五人男”として知られている。昭和二二年二月一四日、七四歳で死亡。（土佐人物山脈）昭和38年

●「水野吉太郎」（高知県人名事典編集委員会編『高知県人名事典』高知市民図書館・一九七一年二月）、東元善次郎「水野吉太郎」（『高知県百科事典』高知新聞社・一九七六年）、萩原進「安重根記念館を訪ねて——水野吉太郎のこと——」（『法政』第24巻第2号、一九九七年二月・三月）、小松亮「安重根と水野吉太郎」（『野市史談』第2号、一九九〇年二月）、「水野吉太郎」（『野市町史編纂委員会編『野市町史』下巻、野市町・一九九二年一月）、「水野吉太郎頌

徳碑」・「水野吉太郎墓碑」（野市町文化財保護審議会編『古里之石碑』、野市町教育委員会・一九九五年一月）、山本泰三「水野吉太郎」（『土佐自由民権家の墓碑並びに業績』高知市立自由民権記念館友の会ブックレットNo. 4、一九九六年一月）、「水野吉太郎」（『高知県人名事典新版』刊行委員会編『高知県人名事典』新版（高知新聞社・一九九九年九月）

②高石久壽喜

●昭和二年一月弁護士試験（大正二年法律第五二号）合格（『官報』昭和2・12・26）、昭和三年五月弁護士登録・大阪（『官報』昭和3・5・31）、昭和三年一月登録換↓高知（『官報』大正3・12・21）、昭和二年二月一日登録取消・死亡（『官報』昭和22・3・20）

●「事務所」高知市升形、「電話」高知二〇八四、「本籍」高知。（『日本弁護士名簿』昭和4年）

●「現職」從七位、弁護士、「住所」高知市帯屋町一〇七番地、「電話」二〇八四番、「趣味」読書、旅行、義太夫、演劇、角力、「宗教」神統、「出身地」土佐郡地藏寺村地藏寺、「出身学校」高知県師範学校、明治大学法科専門部、「生年月日」明治十六年十一月五日、（父）重吉、（母）關

高知県、北海道、東京府等ニ於テ小学校訓導及同校長、土佐高等女学校及佐賀県立佐賀高等女学校教諭、佐賀県立佐賀商船学校嘱託、佐賀県立柏知高等女学校教頭、昭和三年六月五日高知市ニ於テ弁護士開業、昭和三年迄小学校正教員、中等教員検定試験教育科法制経済科並ニ弁護士試験合格、（所得税）二百十六円、（昭和十四年度）

（夫人）隆農、土佐郡森村上村権太郎三女、明治十九年生「里方」農業、父ハ元村長晩年ハ東京市ニ転居シ明治保険株式会社々員、（子女）五男アリ、満穂、満清、満也、満久、満重、上二人ハ高知県師範学校ヲ経テ高知高校、下三人ハ城東中学ヲ経テ高等高校ニ入り長男ハ高校二年在学中死去シ、二男熊本医大、三男京大法科ニアリ（兄弟）長兄 徳重 郷

里ニ農ヲ営ミ、第一弟 公職ニアリシガ廿六才ニテ死去、二弟 コレ又郷里ニ農業ニ従事シ、妹千與 式地利右衛門ニ嫁シ四男アリ、一男俊男 陸軍大尉、三男秀男 陸軍上等兵、長男ハ農、四男ハ在学中、一女ハ森村ヘ嫁ス。（『高知県名鑑』昭和15年）

●高石久壽喜「実地授業研究の記並に所感」（『北海之教育』第212号・一九一〇年九月）、高石久壽喜編『故高石満穂追想録』（高石久壽喜・一九四三年四月）

九 おわりに

本資料集は、増田が企画・編集・校訂した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、加藤、紺谷の協力によるものである。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」、「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」、「五〜六」の資料紹介の前書・注、「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴」、「九 おわりに」は、増田が執筆した。なお、「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」の資料は、増田が収集し、「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴」資料は、増田が横山の協力の下に収集した。

「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は、増田が閲覧謄写申請をし、徳島・高松・高知地方裁判所は増田・加

藤・紺谷がデジタルカメラで撮影した。なお、神戸地方裁判所は、陪審公判始末簿が保存されていなかったので刑事統計年報を用いたが、同年報は横山の協力により収集した。

「五 刑事判決書」は、増田が閲覧謄写申請をし、神戸地方検察庁分は増田・紺谷、高松・高知地方検察庁分は増田・加藤・紺谷がデジタルカメラで撮影した。そして、紺谷が神戸・高松・高知における刑事判決書の電磁ファイルを作成した。徳島地方検察庁には、刑事判決書は保存されていなかった。

「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、その予備調査は、横山に依頼して、国会図書館において、主として朝日新聞・地方版で行った。

その外、増田・加藤・紺谷が、徳島県立図書館、高松県立文書館、高知県立図書館で調査収集し、その補充調査は、増田が国立国会図書館で行った。なお、法律新聞・日本陪審新聞に掲載された陪審公判記事は、増田が調査収集した。そして、増田が電磁ファイルを作成編集したが、高松県立図書館で収集した分は紺谷が電磁ファイルを作成した。

(平成二六年三月一二日開催、公益財団法人日弁連法務研究財団・研究部会に提出)